

諫早市地域防災計画書

(令和8年度版)

諫 早 市 防 災 会 議

地 域 防 災 計 画 の 目 的

「災害は忘れた頃にやってくる」「備えあれば憂いなし」とよく言われるが、惨事の経験のない無防備の地域が災害に襲われると、被害の規模は、その分だけ大きくなるとも言われている。

体験がなくとも、そこに起りうる様々な災害について他人事ではなく自らの事として、事前の備えを怠りなく遂行することが、自治体最大の使命である「市民の生命、身体及び財産を災害から守る」ということに必要なことだと考えるものである。

諫早市は、歴史上多くの水害に見舞われている。特に昭和32年の諫早大水害は、630名の死者、行方不明者を出す未曾有の大災害となった。これら先人達の尊い犠牲を教訓として「災害に強い街づくり」を行う事が諫早市の使命ともいえる。

「災害は進化する」「事実は小説よりも奇なり」とも言われており、国、県の体制整備も考慮し改訂を行い、防災体制の整備に努めていくものである。

本計画で前提とする災害の種類は、水害、風害、地震、大規模事故等すべての自然災害、事故、事件、環境問題等に起因する災害なども包括するものとする。

また、諫早市は、国、県、気象台、自治会連合会など23の関係機関・団体と協議を重ね、平成29年6月に本明川流域の洪水を想定した「本明川水害タイムライン」を策定し、令和3年5月、九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県県央振興局及び長崎地方気象台と協定を締結後、諫早市において、本格運用を開始した。

このタイムラインとは、災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時の状況を予め想定し共有した上で、「いつ」、「だれが」、「何をするのか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画（防災行動計画）である。

このタイムラインに基づく時系列の判断のもと、防災関係機関が連携して本計画に定める具体的な行動に取り組み、地域防災力の強化を図ることとしたい。

地域防災計画改訂経過

年 月	内 容	備 考
平成 1 7 年 7 月	諫早市地域防災計画書	初版（一市五町合併）
平成 1 8 年 8 月	同計画書第 1 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 1 9 年 7 月	同計画書第 2 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 0 年 7 月	同計画書第 3 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 1 年 8 月	同計画書第 4 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 2 年 7 月	同計画書第 5 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 3 年 7 月	同計画書第 6 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 4 年 7 月	同計画書第 7 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 5 年 7 月	同計画書第 8 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 6 年 7 月	同計画書第 9 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 7 年 7 月	同計画書第 1 0 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 8 年 3 月	同計画書第 1 1 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 2 9 年 2 月	同計画書第 1 2 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 3 0 年 3 月	同計画書第 1 3 次改訂	毎年改訂（一部改定）
平成 3 1 年 3 月	同計画書第 1 4 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 2 年 3 月	同計画書第 1 5 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 3 年 3 月	同計画書第 1 6 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 4 年 3 月	同計画書第 1 7 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 5 年 3 月	同計画書第 1 8 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 6 年 3 月	同計画書第 1 9 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 7 年 3 月	同計画書第 2 0 次改訂	毎年改訂（一部改定）
令和 8 年 3 月	同計画書第 2 1 次改訂	毎年改訂（一部改定）

目 次

第 1 編 災害対策編（風水害等）

第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	3
第 2 節	用語の説明	4
第 3 節	諫早市の自然概要	5
第 4 節	諫早市の気象	6
第 5 節	諫早市の災害の歴史	7
第 6 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1 4
	指定地方行政機関	1 4
	自衛隊	1 5
	県	1 5
	市	1 5
	指定公共機関	1 6
	指定地方公共機関	1 6
	公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	1 7
	その他（自主防災組織及び町内会・自治会等住民組織）	1 7

第 2 章 災害予防計画

第 1 節	風害予防に関する計画	2 1
第 2 節	水害予防に関する計画	2 4
	本明川洪水予報の種類等と発表基準および基準観測所	2 6
	出水時の情報伝達系統図	2 9
第 3 節	土砂災害の防止に関する計画	3 0
第 4 節	高潮予防に関する計画	3 2
第 5 節	火災予防に関する計画	3 4
第 6 節	干害予防に関する計画	3 6
第 7 節	気象伝達に関する計画	3 7
	特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表	4 1
	気象警報等の伝達系統図	4 8
	津波警報等の伝達系統図	4 8
	情報連絡系統図	5 0
第 8 節	災害通信整備に関する計画	5 1
第 9 節	防災構造に関する計画	5 7
第 1 0 節	資機器材の整備に関する計画	5 8
第 1 1 節	訓練に関する計画	5 9
第 1 2 節	防災知識に関する計画	6 0
第 1 3 節	自主防災組織の育成に関する計画	6 2
第 1 4 節	災害ボランティア育成に関する計画	6 3
第 1 5 節	災害時避難行動要支援者対策に関する計画	6 4
第 1 6 節	警戒避難体制の確立に関する計画	6 6
第 1 7 節	水防災減災対策に関する計画	6 8
第 1 8 節	防災行動計画（タイムライン）による防災力向上に関する計画	6 9

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害区分	7 3
第2節	組織計画	7 4
	対策（警戒）本部組織図	7 6
	対策（警戒）本部事務分掌	7 7
	情報連絡室・災害警戒本部（水防本部）設置時の連絡機関等	8 4
	災害対策本部設置時の連絡機関等（前表からの追加連絡機関）	8 5
	災害対策本部室配置図	8 6
第3節	要員配備計画	8 7
	災害対策配備フロー	8 9
第4節	災害情報収集・伝達及び通信計画	9 4
	総括的な災害情報収集系統図	9 4
	災害情報受信票	9 7
	応急対策指示書	1 0 0
	長崎県の災害対策伝達系統図	1 0 1
	非常通報の頼信	1 0 2
第5節	災害広報計画	1 0 3
第6節	避難計画	1 0 5
	広域避難場所	1 1 6
	福祉避難所	1 1 9
	避難所状況報告書	1 2 0
	避難者名簿	1 2 1
第7節	食糧供給計画	1 2 2
	災害時の食糧調達予定業者名	1 2 4
第8節	給水計画	1 2 5
	給水応急対策機材	1 2 6
第9節	電力施設災害応急対策計画（九州電力、九州電力送配電）	1 2 7
	非常災害対策組織図	1 2 9
	対策組織の役割	1 3 0
第10節	公衆電気通信施設災害対策計画（NTT西日本長崎支店）	1 3 1
	災害対策本部組織表	1 3 2
第11節	ガス施設災害対策計画（九州ガス株式会社）	1 3 3
	非常災害対策組織図	1 3 4
第12節	応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画	1 3 5
第13節	医療救護計画	1 3 8
	医療救護班の編成	1 4 0
第14節	防疫及び保健衛生計画	1 4 3
第15節	清掃計画	1 4 7
	ごみ、し尿収集車両等	1 4 8
第16節	障害物の除去計画	1 5 0
	障害物除去機械、器具の現況	1 5 0
第17節	輸送計画	1 5 1

第 1 8 節	交通応急対策計画	1 5 4
第 1 9 節	文教対策計画	1 6 4
第 2 0 節	公安警備計画	1 6 6
	警察連絡体制	1 7 2
第 2 1 節	水防計画	1 7 3
	水防本部組織図及び事務分掌	1 7 6
	水防警報を行う指定河川の水防警報要領	1 7 8
	国土交通省 樋門・樋管等操作人名簿（捲上機）	1 8 2
	〃 〃 （招 扉）	1 8 3
	長崎県 樋門・樋管等操作人名簿（捲上・招扉等）	1 8 4
	国土交通省 樋門・樋管等操作人名簿（陸 閘）	1 8 4
	排水ポンプ車等配備状況一覧表	1 8 5
	排水機場、ポンプ施設等一覧表	1 8 6
	水防資器材備蓄状況	1 8 7
	水防警戒区域分担表	1 8 9
	水位観測所等一覧表	1 9 3
第 2 2 節	土砂災害警戒区域等における災害対策計画	1 9 7
第 2 3 節	山地災害危険地区対策計画	1 9 7
第 2 4 節	消防活動計画	1 9 8
	消防配備体制	1 9 9
第 2 5 節	自衛隊派遣要請計画	2 0 5
	災害派遣要請依頼書	2 1 0
	撤収要請依頼書	2 1 1
	県内自衛隊の配置及び所轄区域	2 1 2
	自衛隊派遣要請・撤収系統図	2 1 3
	諫早市が準備する主な資器材	2 1 4
	ヘリコプター離着陸適地一覧表	2 1 5
第 2 6 節	交通施設災害対策計画	2 1 6
	島鉄 事故等緊急事態発生時の連絡機構図	2 1 7
第 2 7 節	救出及び死体の搜索処理並びに埋葬計画	2 1 9
第 2 8 節	ボランティア活動受け入れ計画	2 2 1
第 2 9 節	特別災害対策計画	2 2 2
第 4 章 災害復旧計画		
第 1 節	災害復旧計画の実施責任者	2 2 7
第 2 節	公共土木施設災害復旧事業計画	2 2 7
第 3 節	農林水産業施設災害復旧事業計画	2 2 8
第 4 節	都市災害復旧事業計画	2 2 8
第 5 節	住宅災害復旧事業計画	2 2 8
	住宅災害報告書	2 2 9
第 6 節	公立文教施設災害復旧事業計画	2 3 0
第 7 節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	2 3 0
第 8 節	上下水道災害復旧事業計画	2 3 0

第9節	激甚災害に係る財政援助措置	231
第10節	被災者に対する就労支援に関する計画	232
第11節	簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等の 預金者に対する非常払渡等に関する計画	233
第12節	生業資金の確保に関する計画	234
第13節	租税の徴収猶予、減免に関する計画	235
第14節	農林水産業に関する金融の確保	236
第15節	中小企業に関する金融の確保	237
第16節	被災者支援に関する計画	238
	罹災証明関係様式	241

第2編 地震災害対策編

第1章 地震対策計画

第1節	計画の目的	247
第2節	計画の性格	248
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	248
第4節	諫早市における地震、津波の想定	249
	長崎県における主な被害地震	254
	震源となる活断層の位置図	259
	長崎県内地区別震度予測（表）	260
	長崎県内地区別震度予測（図）	263
	市町毎の最高津波水位等	268
	主な海溝型地震の評価結果	270

第2章 地震災害予防対策

第1節	災害に強い都市づくり	273
第2節	地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画	275
第3節	防災体制の整備	276
第4節	防災知識の普及	278
第5節	地震・津波の知識	279
	気象庁震度階級関連解説表	279

第3章 地震災害応急対策

第1節	初動計画	293
	地震・津波災害対策配備フロー	296
第2節	組織計画	297
第3節	情報活動計画	298
第4節	応援要請計画	301
第5節	避難対策	302
	一時避難場所（地震・津波災害時の指定緊急避難場所）	303
第6節	市民生活確保対策	305
第7節	交通及び輸送対策	308
第8節	災害時避難行動要支援者対策	308

第4章 地震災害復旧対策

第1節	災害復旧の実施責任者	3 1 1
第2節	公共土木施設災害復旧事業計画	3 1 1
第3節	農林水産業施設災害復旧事業計画	3 1 1
第4節	都市災害復旧事業計画	3 1 1
第5節	住宅災害復旧事業計画	3 1 1
	住宅災害報告書	3 1 1
第6節	公立文教施設災害復旧事業計画	3 1 1
第7節	社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画	3 1 1
第8節	上下水道災害復旧事業計画	3 1 1
第9節	激甚災害に係る財政援助措置	3 1 1
第10節	被災者に対する就労支援に関する計画	3 1 1
第11節	簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等の 預金者に対する非常払渡等に関する計画	3 1 1
第12節	生業資金の確保に関する計画	3 1 1
第13節	租税の徴収猶予、減免に関する計画	3 1 1
第14節	農林水産業に関する金融の確保	3 1 1
第15節	中小企業に関する金融の確保	3 1 1
第16節	被災者支援に関する計画	3 1 1

資料編

<災害協定>

●国・自治体間応援協定

諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定

(大村市・長崎県県央振興局) 3 1 7

災害相互応援協定書

(長崎市) 3 2 0

諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書

(国土交通省九州地方整備局) 3 2 2

災害時における相互応援協定書

(岡山県津山市・島根県出雲市) 3 2 4

災害時における相互応援協定書

(島原市・雲仙市・南島原市) 3 2 5

九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定

(佐賀県武雄市・佐賀県嬉野市・大村市・長崎市) 3 2 6

災害時における相互応援協定書

(佐賀県鹿島市・佐賀県江北町・佐賀県白石町・佐賀県太良町) 3 2 7

消防相互応援協定書

(大村市・雲仙市・長与町・佐賀県太良町) 3 2 8

九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書

(九州各工業用水道事業者) 3 2 9

本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定 （国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所・長崎県県央振興局・長崎地方 気象台）	3 3 2
●災害情報	
災害情報に関する放送の実施に関する協定書 （株式会社エフエム諫早）	3 3 4
災害時における情報伝達に関する協定書（アマチュア無線） （諫早市役所アマチュア無線クラブ）	3 3 6
災害に係る情報発信等に関する協定 （ヤフー株式会社）	3 3 7
ケーブルテレビによる防災情報等の発信に関する協定書 （諫早ケーブルメディア株式会社）	3 3 9
●医療救護	
災害時の医療救護に関する協定書 （一般社団法人 諫早医師会）	3 4 1
災害時における諫早市への支援に関する協定書 （公益社団法人 長崎県看護協会）	3 4 3
災害時の歯科医療救護に関する協定書 （諫早市歯科医師会）	3 4 4
●災害復旧	
災害等の発生時における水道の応急支援に関する協定書 （諫早市管工業協同組合）	3 4 7
災害等の発生時における諫早市への支援に関する協定書 （一般社団法人 長崎県建設業協会諫早支部）	3 4 9
建設業協会協力体制一覧表	3 5 1
漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定 （一般社団法人 水産土木建設技術センター）	3 5 3
災害時におけるL P ガス供給に関する協定 （一般社団法人 長崎県L P ガス協会諫早支部）	3 5 5
災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書 （一般社団法人 長崎県産業資源循環協会）	3 5 7
災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書 （長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合）	3 6 0
大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書 （諫早電気工事業協同組合）	3 6 3
大規模災害発生時における復興支援に関する協定書 （長崎県土地家屋調査士会）	3 6 5
災害時における電気設備に関する協定書 （協和機電工業株式会社）	3 6 7
諫早地区災害復旧に関する覚書 （九州電力送配電株式会社 大村配電事業所）	3 6 9

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書 （社会福祉法人諫早市社会福祉協議会）	3 7 3
諫早市・日本下水道事業団災害支援協定 （日本下水道事業団）	3 7 5
災害時における復旧支援協力に関する協定 （公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	3 7 9
災害等の発生時における下水道の応急支援に関する協定 （諫早市管工業協同組合）	3 8 1
災害時における応急対策業務に関する協定 （長崎災害レッカー即応隊NEXT）	3 8 3
●相互協力	
災害時における相互協力に関する協定書 （九州ガス株式会社）	3 8 5
●避難所	
避難所施設利用に関する協定書 （長崎県立高等学校）	3 8 7
災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書 （長崎県老人福祉施設協議会 県央ブロック施設代表者会）	3 9 0
災害発生時における相互協力に関する協定書 （長崎刑務所）	3 9 2
避難所施設利用に関する協定書 （長崎ウエスレヤン大学）	3 9 4
避難所施設利用に関する協定書 （鎮西学院高等学校）	3 9 6
地区別避難場所指定に関する協定書 （社会福祉法人寿光会）	3 9 8
地区別避難場所指定に関する協定書 （社会福祉法人幸生会）	4 0 0
災害時における施設等の利用に関する協定書 （独立行政法人国立諫早青少年自然の家）	4 0 2
災害時における避難所としての施設利用に関する協定 （学校法人奥田学園）	4 0 4
●物資	
災害時における物資の供給に関する協定書 （長崎県中央農業協同組合・丸高商事株式会社）	4 0 6
備蓄物資の提供に関する協定書 （株式会社たらみ）	4 0 9
災害時における物資供給に関する協定書 （NPO法人コメリ災害対策センター）	4 1 1
災害時における物資供給に関する協定書 （株式会社ナフコ）	4 1 4

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	
(株式会社アクティオ)	4 1 6
災害時におけるレンタル機材の優先提供に関する協定	
(太陽建機レンタル株式会社)	4 2 0
災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	
(長崎県キッチンカー協会)	4 2 3
●輸送・通信等	
災害時における緊急輸送等に関する協定書	
(諫早市タクシー協会)	4 2 5
災害発生時における諫早市と諫早市内郵便局の協力に関する協定	
(諫早市内郵便局)	4 2 7
災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	
(株式会社ゼンリン)	4 3 0
災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	
(西日本電信電話株式会社)	4 3 5
災害時における物資の保管及び輸送に関する協定書	
(ナガサキロジスティクス株式会社)	4 3 7
ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定	
(一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部)	4 4 1
<無線局>	
諫早市防災行政無線局一覧表	4 4 3
アマチュア無線局一覧表	4 5 0
有線放送施設一覧表	4 5 1
<防災>	
災害用備蓄品配備状況表	4 5 3
<消防>	
消防資機材装備状況表	4 5 4
消防団幹部名簿	4 5 8
<水道>	
上下水道局協力工事店一覧	4 5 9
<地区別避難場所>	
地区別避難場所及び指導者一覧表	4 6 0
<要配慮者利用施設等>	
浸水想定区域内の要配慮者利用施設等	4 7 5
土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設等	4 7 9
<河川>	
国管理河川重要水防箇所.....	4 8 1
県管理河川重要水防区域.....	4 8 5
市管理河川重要水防区域.....	4 8 8
<ため池>	
溜池危険箇所	4 8 9

＜土砂災害＞

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	4 9 0
急傾斜地崩壊危険区域の指定	5 2 7
地すべり防止区域指定一覧表	5 3 5
砂防指定地一覧表	5 3 6
山地災害危険地区一覧表	5 3 7

＜災害対策関係例規＞

諫早市災害警戒本部設置要領	5 4 0
諫早市災害対策本部条例	5 4 1
諫早市災害対策本部規程	5 4 2
諫早市災害対策本部事務処理要領	5 4 4
諫早市防災会議条例	5 4 6
諫早市防災会議委員名簿	5 4 8
災害対策基本法関係条文（抜粋）	5 5 0
諫早市対策本部（水防本部）標準配備表	5 5 2
長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領	5 5 5
諫早市防災行政無線局管理運用規程	5 6 2
諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準	5 6 4
諫早市議会災害対策支援本部設置要綱の制定について	5 6 8
諫早市議会災害対策支援本部設置要綱	5 6 9

巻末付録

諫早市業務継続計画（BCP）	
令和6年度 災害対応履歴	
令和7年度 災害対応履歴	

第 1 編 災害対策編 (風水害等)

第 1 章 総 則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、諫早市の災害対策に関し、次の事項を定め、防災の万全を期することを目的とする。

- 1 市の区域を管轄する指定地方行政機関、市、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要施設の管理者が処理すべき業務の大綱
- 2 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防計画
- 3 災害に関する警報の発表、伝達、避難、救助、衛生及びその他の災害応急対策の計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 地震災害対策に関する計画
- 6 その他地域防災計画上必要な事項

< 参 考 >

【災害対策基本法】

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

〔以下 略〕

第2節 用語の説明

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

1 指定地方行政機関	指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第9条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するもの。
2 指定公共機関	N T T 西日本株式会社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの。
3 指定地方公共機関	港湾法(昭和25年法律第218号)第4条第1項の港務局、土地改良法（昭和24年法律第195号）第5条第1項の土地改良区その他の公共的施設の管理者及び都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するもの。
4 県本部	長崎県災害対策本部
5 県地方本部	長崎県災害対策県央地方本部
6 市本部	諫早市災害対策本部
7 現地災害対策本部	諫早市現地災害対策本部
8 対策本部	諫早市災害警戒本部及び諫早市災害対策本部
9 市本部要員	諫早市災害対策本部の要員
10 対策本部要員	諫早市災害警戒本部及び諫早市災害対策本部の要員
11 水防計画	諫早市水防計画
12 基本法	災害対策基本法

第3節 諫早市の自然概要

1 概 況

諫早市は長崎県南の中心に位置し、北高南低の地形に加え、東は有明海、西は大村湾、南に橘湾と3つの内海に囲まれ、古くから開拓された地帯に諫早が集落として発達してきた。

市の中心を貫いて流れているのが、標高1,057mの多良岳旧火山帯を源とする本明川約28kmである。有明海に入るこの川は、平常は川底を露呈するほどの水量しかない静かな川であるが、豪雨時にはたちまち暴れ川の本性を発揮する川でもある。

諫早地方は、城山（諫早公園）の樹木が暖地性樹叢としてその気候は温和であり、多良山麓はかすみが多く、南風に恵まれ、平年の月平均気温は冬季4～6度、夏季26～28度程度で年平均では15～16度位である。

風は冬に多良風が北から吹き降ろすが、年間の風向は1～3月は北西の風、6～7月は南東ないし南西の風で、その他の月は東の風となっている。

湿度は70%から80%で1年を通じあまり変化が見られない。

降雨量は温暖多雨のたえを免れず、梅雨期及び台風期にあたる6月～9月には月雨量は200mm～400mm程度に達する。

2 位 置

市域の東端は小長井町東部、佐賀県太良町に隣接する東経130度12分4秒の地点、西端は多良見町西部の佐瀬地区で、西彼杵郡長与町に接する東経129度53分8秒の地点、南端は飯盛町橘湾岸の上の島で、北緯32度45分00秒の地点、そして北端は高来町北部の多良岳金泉寺付近の北緯32度58分18秒の地点である。従って、市域の東西の経度差18分56秒、南北の緯度差は13分18秒で、そのほぼ中央に諫早市役所（東経130度3分21秒、北緯32度50分27秒）は位置している。

3 面 積

市の面積は341.79平方キロメートルで、1平方キロメートル当たりの人口密度は383人である。（令和8年1月1日現在）

第4節 諫早市の気象

1 月別気候値（長崎県農林技術開発センター調べ：平年値）

区 分	平均気温 (℃)	最高気温 (℃)	最低気温 (℃)	極温平均気温 (℃)	降水量 (mm)
1 月	5.5	10.5	0.8	5.7	66.5
2 月	6.7	12.0	1.5	6.8	93.4
3 月	10.1	15.5	4.6	10.1	137.8
4 月	14.8	20.7	9.0	14.9	184.7
5 月	19.3	25.1	13.8	19.5	191.6
6 月	22.8	27.6	18.8	23.2	373.5
7 月	26.6	31.2	23.0	27.1	377.6
8 月	27.6	32.8	23.6	28.2	257.8
9 月	24.1	29.5	19.8	24.7	185.1
10 月	18.6	24.6	13.4	19.0	101.8
11 月	12.7	18.6	7.6	13.1	103.4
12 月	7.5	13.0	2.7	7.9	78.0
年平均	16.4	21.8	11.6	16.7	2151.1

（平年値は平成3年1月～令和2年12月までの30ヶ年平均）

2 年別気温、降水量（長崎県農林技術開発センター調べ）

区 分	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7 年度
平均気温 (℃)	16.9	17.3	17.1	17.6	18.5	欠測 (※2)
降水量 (mm)	2,986.5	2,663.0	1,348.0 (※1)	2606.0	2470.0	欠測 (※2)

(※1) 降水量機器不具合の為、参考値：1～10月計

(※2) 降水量機器不具合の為、欠測

第5節 諫早市の災害の歴史

長崎県が、常に風水害の影響又は被害を受けてきたことは過去の災害をさかのぼれば明白であるが、諫早市も又この難を避けることが出来ない宿命に置かれている。

いわゆる干拓によってできた平野は、水面よりも低位置にあるため高潮、津波を警戒しなければならず、一方、北に多良岳をもつ集落は小河川の氾濫と山津波を恐れなければならなかった。

今、ここに昭和32年の7月の大水害を思い起す前に、もっと昔からの台風、大災害を振り返ってみよう。

まず元禄12年（1699）の本明川の洪水では、溺死者487人を出し、人家田畑に大きな被害を与えている。

享保5年（1720）夏の台風被害では、倒壊人家277戸、屋根を吹き飛ばされたもの1,565戸、倒木300本という被害を受け、同17年（1732）には、めい虫による大被害を受けたが餓死だけは免れている。

その後、文化年間に3度の洪水、明治末年、大正初年にも豪雨におそわれ、昭和に至っては、定期便のように台風に見舞われた。

その都度200mm～300mm近くの豪雨も少なくない。

このようにして、昭和32年の運命の7月25日が襲来したのである。

昭和32年の年間雨量は、市内中央平たん部で1,800mmである。この1/2の雨が7月25日を中心に24時間内に降ったのである。

多良岳は各所に山崩れを起こし、支えきれぬ雨量は大小河川にあふれ、本明川になだれ込み、未曾有の大氾濫を起こし、一昼夜で死者576人、行方不明者54人、重軽傷者1,547人を出した。

人家、公共建物の被害を始め、農地、山林、道路、橋梁等の被害総額は98億1,134万円と計上されている。

また、近年においても、昭和57年の長崎大水害、平成3年の台風19号、平成11年の集中豪雨などの数多くの被害に見舞われており、自然災害常襲地帯ともいえる地理的、地形的要因があるといっても過言ではない。

なお、県下の穀倉地帯と呼ばれる諫早平野は、古来から代々に亘る干拓によって形成されたところであるが、この地帯を常におびやかしてきたものは、有明海の高潮である。

一方南の橘湾沿岸においても常に高潮は警戒されている。

（※32年災害の死者数、被害額等については、諫早水害誌、5町郷土誌の集計による。）

1 大 雨

(1) 諫早大水害

昭和32年7月25日、大村市から島原半島北部にかけての地帯一帯で記録的な大雨が降り、特に諫早市中心部では、市街地の中心を流れる本明川が氾濫して一瞬のうちに多数の人命と財産を失った。

このときの大雨は、地上天気図でもわかるとおりチェジュ島付近に低気圧があつて、そこから温暖前線型の梅雨前線が東南東に伸び、九州を横切っている。

低気圧が東に移動するにつれて、梅雨前線もゆっくり北上し、南西からの湿った空気が入り込むようになり、それに伴う積乱雲により雷を伴う強烈な豪雨となった。

諫早豪雨に限らず、長崎豪雨（昭和57年7月）などもこれと同じ気圧配置であり、大雨に対する警戒が最も必要となる低気圧と前線の位置関係である。

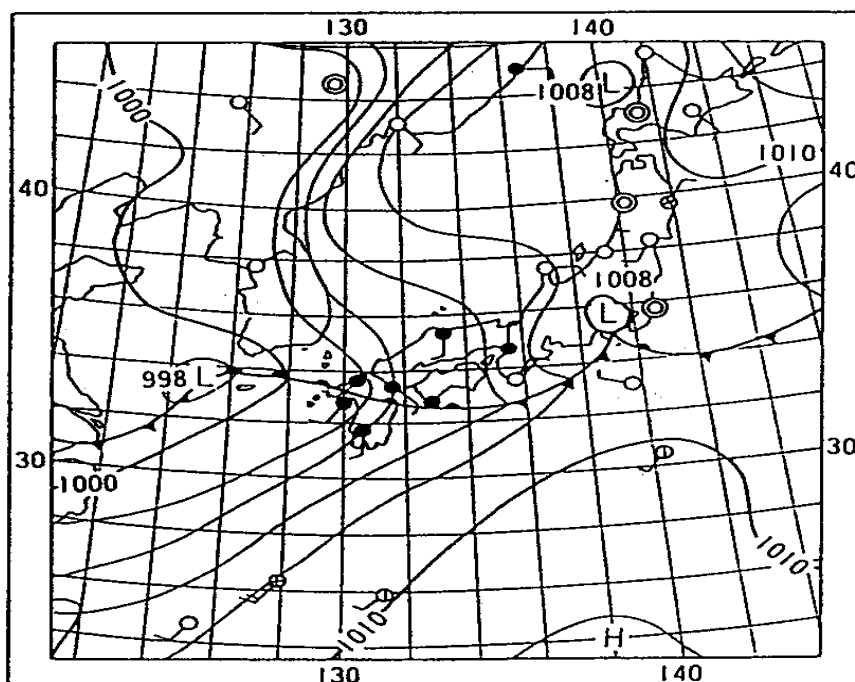
7月25日9時ごろから降り始めた雨は午後になって次第に強まり、夜半に最も強くなった。

大村から諫早・島原に及ぶ带状の地域で9時から翌日9時までの一日雨量で600mm以上の大雨となった。

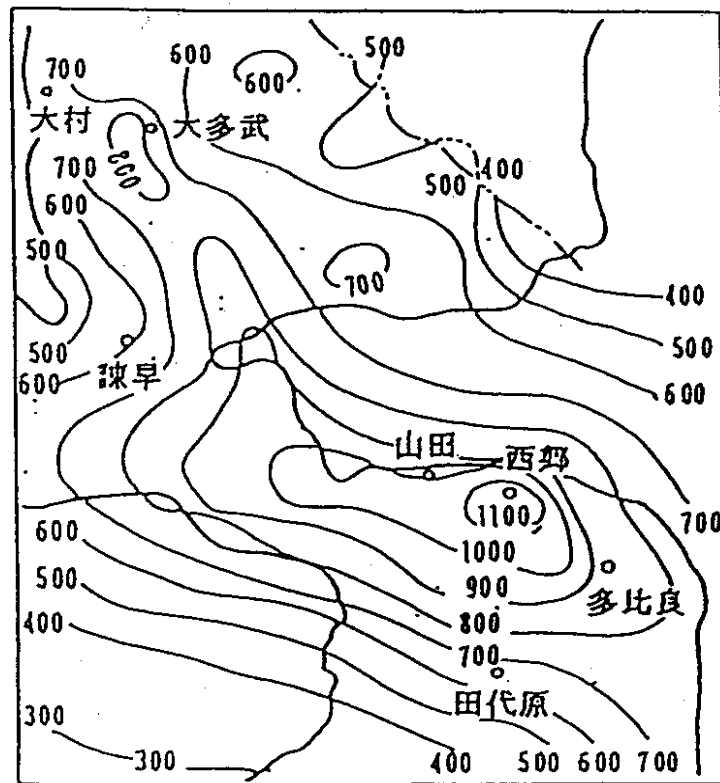
特に瑞穂町西郷では日雨量1,109mm、3時間雨量377mm（22～1時）を記録している。

これらの記録はともに日本の観測史上第2位となっている。

昭和32年7月25日21時の地上天気図

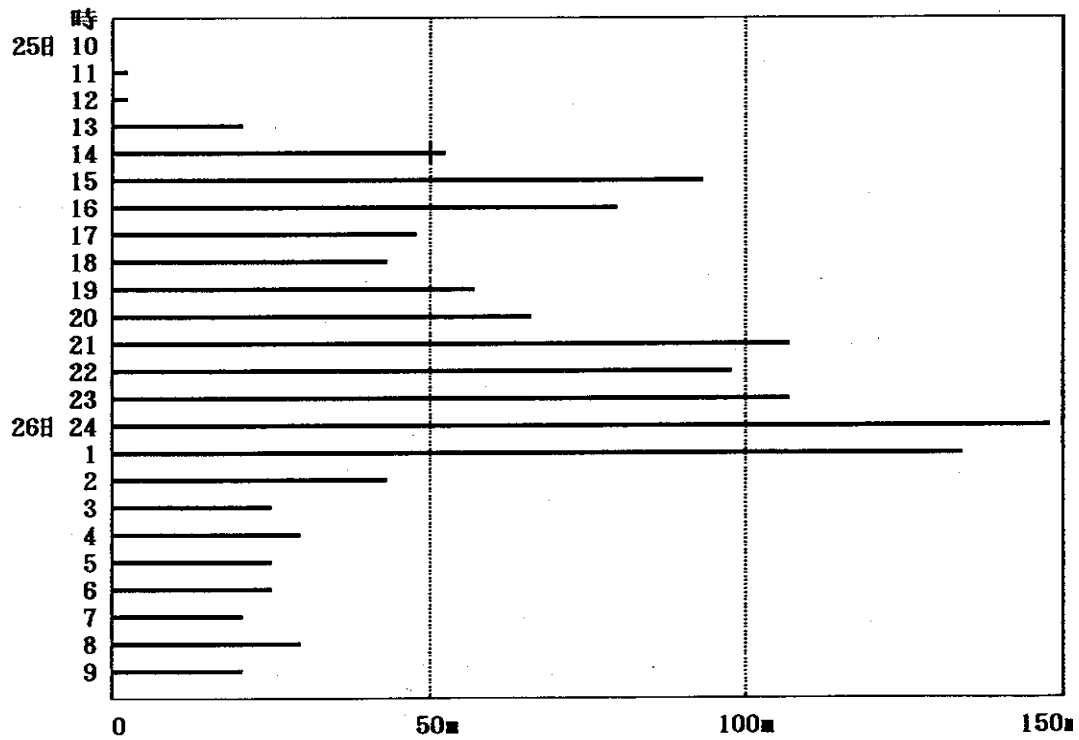


昭和32年7月25日9時～26日9時の降水量分布図



諫早水害時の時間雨量

(西郷 1957年7月25日～26日)



(2) 長崎大水害

昭和57年7月23日、長崎県中部から南部に停滞した梅雨前線は、降り始めから翌24日までの総雨量572mm（長崎海洋气象台観測）の降雨を記録した。

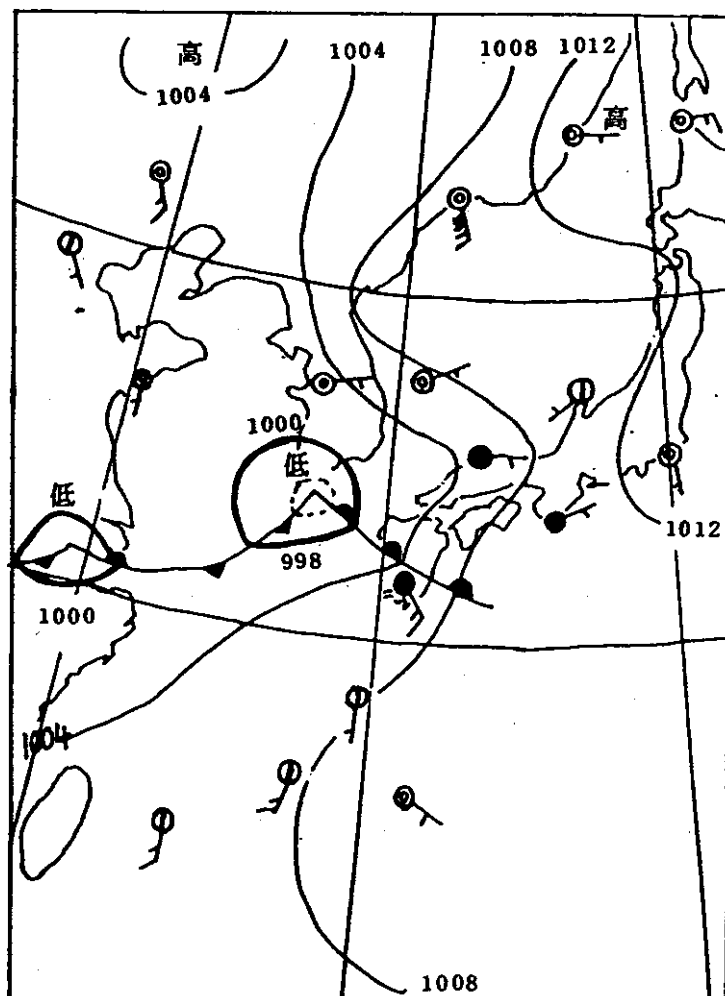
県南部の各地で時間雨量100mm以上を観測したが、とりわけ長与町役場では、7月23日の19時～20時の1時間で187mm（過去最大の時間雨量）を記録している。

特に被害が大きかった長崎市では、7月23日の19時～20時111.5mm、20時～21時102mm、21時～22時99.5mmの時間雨量を記録し、19時～22時までの3時間で313mmに達した。

諫早市においても、諫早地域では、降り始めからの雨量が492mmに達し、本明川の堤防も越流の危機であった。

また、飯盛地域では、旧役場の雨量計で7月23日の20時～21時の時間雨量が137mmを記録し、古場名補伽地区の山津波による土砂災害、町内全域で河川氾濫による濁流、開平野一帯の冠水により甚大な被害を受けた。

昭和57年7月23日21時の地上天気図



2 台 風

台風の年間発生数は年によってかなりの変動があり、少ない年で14個（2010年）、多い年は39個（1967年）で、1991年～2020年の平均値によると25.1個である。

九州北部地方に接近する台風を月別にみると7月、8月、9月に集中しており、年間に3.8個となっている。

長崎県に影響をおよぼすコースとしては、3つに大別される。

- (1) 九州南西海上から本県に襲来又は九州西岸沖を北上して五島近海を通過するコース。

本県にとって最も危険なコースであり、甚大な被害をもたらす事が多い。

- (2) 九州南岸に上陸し、九州を縦断又は斜断するコース。

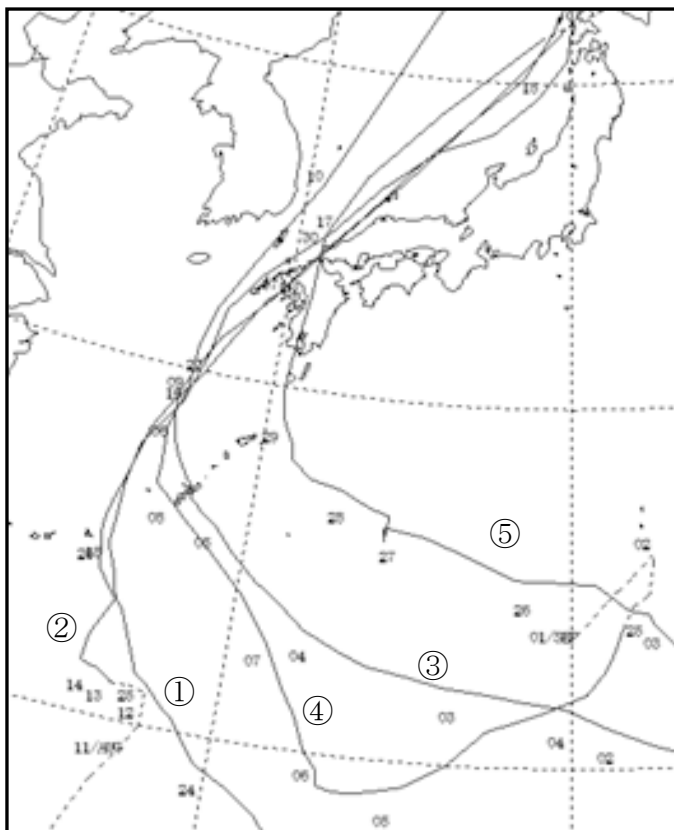
有明海周辺を通過すると被害をもたらす事が多い。

- (3) 九州東方沖を通過するコースで、本県への影響は小さい事が多い。

いずれにしても台風は、そのコースはもちろん、暴風雨圏の範囲や強さ、速度により影響の程度が大幅に異なるので気象情報に十分な注意が必要である。

長崎での台風による最大風速5位までの記録

順位	年 月 日	台風番号	日最大風速（長崎）	風向
①	1956年8月17日	第9号	26.1m/s	南西
②	1991年9月27日	第19号	25.6m/s	西
③	2004年9月7日	第18号	23.3m/s	南西
④	1956年9月10日	第12号	21.4m/s	南南西
⑤	1955年9月30日	第22号	20.8m/s	北



注 意

※②諫早で瞬間最大風速 51m/s

※台風経路図横の○印の数字は最大風速の順位

※1953年（昭和28年）以前は観測場所が異なるため除外

台風による被害の記録

- ① 1956年8月17日 台風9号
死者4、石垣決壊2、
堤防護岸決壊5
- ② 1991年9月27日 台風19号
死者1、停電、断水
- ④ 1956年9月9日 台風12号
住家全壊3、護岸決壊1

3 諫早の災害の歴史

(1) 江戸時代

西 暦	元 号	災 害 と 被 害 内 容
1699	元禄12	本明川洪水 死者487名
1718	享保3	諫早町大火 岡町50戸、下町60戸、古町15戸
1720	享保5	台風被害 人家倒壊277戸
1770	明和7	諫早町辺横町出火 12戸焼失
1804	文化元	本明川洪水 (被害不明)
1865	元治2	津水大火 30戸類焼

(2) 明治以降

西 暦	元 号	月 日	災害と被害内容
1886	明治19	6月9日	喜々津村船津大火 100戸余焼失
1895	明治28	11月11日	有喜村大火 400戸焼失
1911	明治44	9月7日	床上・床下浸水623戸、 山崩れ65件
1914	大正3	8月23日	河川堤防決壊 273箇所
1919	大正8	8月15日	暴風雨 死者2名、家屋全壊63戸
1922	大正11	8月	干ばつ 8月の雨量3mm
1927	昭和2	7月5日	本明川大氾濫 床上浸水1,935戸
		9月13日	暴風雨 浸水家屋1,336戸、倒壊家屋27戸
1930	昭和5	7月18日	暴風雨 真崎・有喜・小栗小校舎倒壊
1936	昭和11	6月27日 ～ 7月12日	諫早豪雨 620mm、死者2名、家屋全壊9戸、半壊13戸、一部損壊21戸、 流失1戸
1937	昭和12	7月27日	本明川氾濫 200戸浸水
1956	昭和31	8月17日	台風9号 死者4名、石垣決壊2、堤防・護岸決壊5
		9月9日	台風12号 住家全壊3戸、護岸決壊1
1957	昭和32	7月25日	諫早大水害 死者行方不明者630名
1962	昭和37	7月8日	九州北西部豪雨 諫早330mm、2,500戸浸水
1964	昭和39	6月12日	白浜町堤防決壊 150m
1982	昭和57	7月23日	長崎大水害 死者21名、全壊24戸、半壊56戸、床上浸水1,379戸 *うち飯盛地域 死者18名、全壊19戸、半壊34戸、床上浸水225戸

1985	昭和60	8月31日	高潮(諫早湾沿岸) 床上浸水18戸、床下浸水40戸
1991	平成3	9月13日	台風17号 負傷者6名、一部破損3,000世帯、非住家7戸
		9月27日	台風19号 死者1名、負傷者18名、全壊4戸、半壊15世帯、 一部破損12,100世帯、非住家72戸
1997	平成9	7月7日 ～ 7月13日	九州地方大雨 中央地区733mm、小栗地区956mm、床上浸水4戸、床下浸水66戸
1999	平成11	7月23日	諫早地方集中豪雨 諫早(23日9時～10時)123mm 死者1名、床上浸水240戸、床下浸水471戸、全壊家屋1戸、 半壊家屋1戸、一部損壊家屋3戸
2003	平成15	7月18日	JR長崎本線特急かもめ46号脱線横転事故 (高天町)重傷者1名、中傷者7名、軽傷者28名 (乗員乗客78名)
2006	平成18	9月17日 ～ 9月19日	台風13号 負傷者4名、停電 約74,000戸(ピーク時)
2011	平成23	8月23日	諫早地方集中豪雨 時間雨量(23日21時～22時)97mm(本野) 連続雨量(22日10:44～24日8:00まで)300mm(富川) 床上浸水10戸、床下浸水36戸、一部損壊家屋2戸
2016	平成28	1月23日 ～ 1月29日	大雪・低温による被害 降雪期間23～25日 最深積雪17cm 最低気温25日午前2時 -6.4℃(市役所屋上) 断水戸数12,725戸(ピーク時)、29日午前6時全面復旧 自衛隊給水活動26～29日 隊員延べ120人
2018	平成30	7月6日 ～ 7月7日	平成30年7月豪雨 時間雨量(6日2時～3時)70mm(有喜) 連続雨量(6日0時～7日9時まで)312mm(白木峰)
2019	令和元	9月22日 ～ 9月23日	台風17号 負傷者2名、最大瞬間風速22日20時29.9m/s(市役所屋上)、 停電約27,370戸(ピーク時)、断水戸数 約30戸(ピーク時) 22日午後7時全面復旧
2020	令和2	7月6日 ～ 7月8日	令和2年7月豪雨 時間雨量(6日14時～15時まで)85mm(富川) 連続雨量(6日0時～8日5時)569mm(白木峰) 床下浸水8戸
		7月25日	轟峡崖崩れ 死者2名 負傷者1名 前日雨量(24日0時～9時)81mm(黒新田) 24日9時50分大雨警報解除
		9月5日 ～ 9月7日	台風10号 最大瞬間風速7日3時32.5m/s(市役所屋上) 停電約7,755戸(ピーク時)
2021	令和3	8月11日 ～ 8月19日	令和3年8月大雨 時間雨量(12日12時～13時)79mm(県央振興局) 連続雨量(11日0時～19日6時)1,039mm(夫婦木)

※昭和58年以前の災害記録については諫早消防署発行の県央災害史より抜粋して掲載。

第6節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

諫早市の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため防災に関し、関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

1 所掌事務又は業務

(1) 指定地方行政機関

機関名	電話番号	所 掌 事 務
九州管区警察局	(092) 642-4141	災害時における治安、交通、通信及び県警察相互応援要請に係る連絡調査など警察行政に関する調整
福岡財務支局 (長崎財務事務所)	(095) 822-4271	(1) 地方公共団体に対する災害融資 (2) 災害時における金融関係に対する緊急措置の指示 (3) 公共事業等被災施設の査定の立会
九州農政局 長崎県拠点	(095) 845-7121	災害時における主要食糧の需給に係る農林水産省との連絡調整
長崎森林管理署	(0957) 41-6911	(1) 国有林野等の森林治水事業の防災管理 (2) 災害応急用材の需給対策
九州運輸局 長崎運輸支局	(095) 839-4747	(1) 災害時における陸上輸送の調査並びに指導 (2) 災害時における自動車輸送事業者に対する運送命令 (3) 災害時における関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
長崎海上保安部	(095) 827-5134	災害時における人命、財産の救助、その他救済を必要とする場合の援助並びに海上の治安警備
福岡管区气象台 (長崎地方气象台)	(095) 811-4862	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集並びに発表を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
九州総合通信局	(096) 326-7860	非常の場合の有線電気通信及び無線通信の管理
長崎労働基準局	(095) 846-6343	工事、事業場における労働災害の防止及び災害救助に対する援助
九州地方整備局 長崎河川国道事務所諫早出張所	22-1356	本明川水系の国管理区間の防災管理
九州地方整備局 長崎河川国道事務所大村維持出張所	55-7161	直轄道路（国道34号・57号）の災害時における交通の確保

(2) 自衛隊

機関名	電話番号	所 掌 事 務
陸上自衛隊 第 1 6 普通科連 隊本部第 3 科	52-2131 時間中(内 236) 時間外(内 302) FAX の場合 (平日 8 : 00 ~ 17 : 00 は、交換手に対応) (土日祝等は、自動ガイ ダンスのため内線 「700」にダイヤルす ると交換手に対応)	災害時における人命、財産の救援及び応急復旧活動の支援
陸上自衛隊 竹松駐屯地	52-3141 時間中(内 232・ FAX 234) 時間外(内 202)	
海上自衛隊 第 22 航空群	52-3131 (内 554: 運用班長)	

(3) 県

機関名	電話番号	所 掌 事 務
長 崎 県	(095) 824-1111	(1) 県防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 水防その他の応急措置 (4) 県地域の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被害者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策 (7) その他県の所掌事務についての防災対策 (8) 市町村が処理する災害事務又は業務の実施についての 援助及び調整 (9) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力等

(4) 市

機関名	電話番号	所 掌 事 務
諫 早 市	22-1500	(1) 市防災会議に関する事務 (2) 防災施設の新設、改良及び復旧の実施 (3) 消防、水防その他の応急措置 (4) 市地域内の災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査 (5) 被災者に対する救助及び救護措置 (6) 災害時における保健衛生、文教及び文教対策 (7) その他市の所掌事務についての防災対策 (8) 市内関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (9) 災害対策に関する隣接市町村間の応援協力等

(5) 指定公共機関

機関名	電話番号	所 掌 事 務
九州旅客鉄道 株式会社長崎支社	(095) 823-0108	鉄道施設の防災及び災害救助物資の緊急輸送
N T T 西日本 株式会社長崎支店	(095) 893-8059	電信電話施設の維持管理 災害時における通信の確保
日本赤十字社 長崎県支部	(095) 846-0680	(1) 災害時における医療、助産及び死体の処理の実施 (2) 災害時における各種団体、個人が協力する活動の連絡調整 (3) 救援物資及び義援金募集業務
日本放送協会 長崎放送局	(095) 821-1115	(1) 気象予報等の放送による周知徹底及び防災知識の普及 (2) 災害時における広報活動
西日本高速道路 株式会社九州支社 長崎高速道路事務所	26-0011	有料道路及び施設の保全防災対策
日本通運株式会社 諫早自動車事務所	22-0202	災害時に貨物自動車による救助物資等の輸送の確保
九州電力送配電 株式会社 大村配電事業所 九州電力株式会社 大村営業センター	0800-777-9422 (通信料無料) 0120-761-372	(1) 電力設備の保全・整備 (2) 災害時における電力供給確保 (3) 被災施設の応急による電力供給の維持 (4) 災害時の停電状況や復旧目標など、電力設備の復旧状況に対する広報活動
日本郵便株式会社 諫早郵便局	22-0480	(1) 災害時における郵便業務の確保 (2) 災害時における為替預金、簡易保険等の非常取扱並びに災害つなぎ資金の融資

(6) 指定地方公共機関

機関名	電話番号	所 掌 事 務
土 地 改 良 区		(1) 土地改良施設の防災対策 (2) 農地及び農業用施設の非常調査及び復旧
ガス供給機関 (九州ガス)	22-3320	(1) ガス供給施設の耐災整備 (2) 被災地に対する燃料供給の確保 (3) ガス供給施設の被害調査及び復旧
バ ス 機 関 (県営・島鉄)		(1) 被災地の人員輸送 (2) 災害時の応急輸送対策
報 道 機 関		災害時における広報活動
長 崎 県 医 師 会 (諫早医師会)	25-2111	災害時における被災者の医療救護活動
鉄 道 軌 道 機 関 (島 鉄)	(0957) 62-2231	(1) 鉄道、軌道施設の整備 (2) 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 (3) 災害時の応急輸送対策 (4) 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧

(7) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関名	電話番号	所 掌 事 務
産業経済団体 (農業協同組合 漁業協同組合 農業共済組合 建設業協会 商工会議所 商工会)		(1) 被害者調査及び対策の指導 (2) 必要資機材、融資のあっせんなど
医療機関、厚生 ・社会の事業団 (医師会、病院 及び社会福祉 関係機関)		被災者の救急及び保護対策についての協力
防災上重要な 施設の管理者 (危険物取扱施 設など防災上重 要な施設の管理 者)		(1) 平素から災害予防体制の整備を図る。 (2) 災害応急復旧 (3) 諫早市、その他の防災関係各機関の防災活動につ いて協力

(8) その他（自主防災組織及び町内会・自治会等住民組織）

機関名	電話番号	所 掌 事 務
自主防災組織 (町内会) (自治会) (住民組織)		(1) 近隣互助精神に基づく自主防災活動 (2) 防災知識の普及と訓練の実施 (3) 災害時における情報の収集及び伝達、避難者の誘導及び救 出救護 (4) 火災発生時における初期消火活動

第2章 災 害 予 防 計 画

災害予防計画は、災害関係の事務又は業務の整備を行い、災害を未然に防止し、またその被害を最小限度に防止することを目的としている。

第1節 風害予防に関する計画

風害を予防するために必要な事業又は対策に関する計画とする。

1 農林産物の風害予防対策

次の事項の管理強化について周知指導を行う。

(1) 農産物関係

農業用施設等の管理指導を行う。

(2) 林業関係

日常的に保育業務の推進を図る。

2 街路樹、公園樹木の風害予防対策

(1) 夏期剪定の実施

台風期前に風害を受けやすい街路樹の剪定を実施し、風害を最小限に止めるように努める。

(2) 危険木の枝きりの実施

人命に対する危害予防と家屋の損壊を未然に防止するように努める。

3 一般建築構造物等に対する風害予防対策

構造物の補強の実施

強風により飛散が予想される構造物等に対して広報等の手段を通じて予防措置を周知する。

4 竜巻に関する予防対策

竜巻における人的被害、家屋被害などの発生状況を踏まえ、竜巻に関する知識の普及及び被災後の迅速な対応を図る。

(1) 啓 発

竜巻は、寒冷前線、低気圧や台風の接近時に暖かく湿った空気が流入し、大気の状態が不安定になったときに、発達した積乱雲の下で発生しやすい状況になる。

しかし、日本の国土は多くが山地であるため、海岸線沿いに竜巻の発生が多くなっている。

積乱雲が必ずしも竜巻を引き起こすわけでもなく、台風のようにその発生や進路を予測することは困難である。

そのため、竜巻注意情報など竜巻に関する情報を可能な限り早期に入手するとともに、竜巻の発生を確認した場合には、近くの堅牢な建物に移動するなどの安全確保が必要である。

(2) 安全な場所の周知

より低い階（2階より1階）に移動するとともに、窓から離れた家の中心部など、安全性の高い場所へ避難するよう周知を図る。

(3) 堅牢な建築物への誘導

プレハブなど強度が不足する建築物より可能な限り堅牢な建築物へ避難するよう誘導を図る。

(4) 海上における竜巻

海上において竜巻の発生を確認したときや、気象情報から竜巻の情報を入手したときは、船舶はこれを避けるなど、安全な航行に努める。

参 考

- ① 台風の発生…台風は、日差しが強く海水温の高い熱帯の海上で発生する。海面水温が高い熱帯の海上では、水蒸気を多く含んだ上昇気流が発生しやすく、この水蒸気が凝結し水や氷に変わって雲が発生する。

また、水蒸気が凝結するときには「潜熱」を放出し、まわりの空気をさらに暖め上昇気流は勢いを増し積乱雲に発達する。

このようにして、次々と発生した積乱雲が多数まとまって渦を形成するようになり、中心付近の気圧が周辺より低くなる。

周りの海上から水蒸気を含んだ空気が流れ込み、さらに発達して熱帯低気圧となり、低気圧域内の風速がおよそ 17 m/s を超えると台風となる。

台風は、暖かい海面から供給される水蒸気をエネルギー源として発達し、中心気圧は更に下がり、中心付近の風速も急激に強くなる。

台風は過去30年間（1991年～2020年）の年平均では25.1個発生し、そのうち平均3.8個が九州北部地方に接近し、1.1個が九州に上陸している。

- ② 台風の大きさの階級

平均風速 15 m/s 以上の強風域の半径	階 級
500 km以上～800 km未満	大 型（大きい）
800 km以上	超大型（非常に大きい）

- ③ 台風の強さの階級

最 大 風 速	階 級
33 m/s (64 ノット) 以上 44 m/s (85 ノット) 未満	強い
44 m/s (85 ノット) 以上 54 m/s (105 ノット) 未満	非常に強い
54 m/s (105 ノット) 以上	猛烈な

④ 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	おおよそ の時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	～50km	一般道路 の自動車	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平に なり、高速運転中では横風に 流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	～70km		風に向かって歩けなくなり、 転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始め る。	高速運転中では、横風に流さ れる感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはかれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	～90km	高速道路 の自動車	何かにつかまっていけないと 立ってられない。 飛来物によって負傷するおそ れがある。	細い木の幹が折れたり、根 の張っていない木が倒れ始 める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが 困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	30
	25以上 30未満	～110km						40
猛烈な風	30以上 35未満	～125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35以上 40未満	～140km						60
	40以上	140km～						

(注1) 強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注2) 平均風速は10分間の平均、瞬間風速は3秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の1.5倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等には3倍以上になることがあります。

(注3) この表を使用される際は、以下の点にご注意下さい。

1. 風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2. 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3. 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

第2節 水害予防に関する計画

水害を予防するために必要な事業又は施設の整備に関する計画とする。

1 災害の防止林の育成等に関する治山事業

山林の土砂崩壊、土砂流出の防備等災害防止と水源かん養、水資源確保のための治山事業については、国ならびに県に対して事業促進を強力に要請するものとする。

また、水源かん養、防災及び環境保全など多様な公益的機能を高めるため、従来の広葉樹植栽事業に加え、民有針葉林の整備推進を図る。

2 河川、排水路等の改修に関する治水事業

近年、内水排除のための揚水ポンプの設置や水路整備、河川の整備事業などの進捗により、排水能力は飛躍的に向上しているものの、地形自然環境的に十分なものとは言い難い現状である。このため、抜本的対策として、本明川ダムの早期完成が待たれていることから、国、県等に対し早期の事業完成を要請する。

(1) 河川、水路等の改修の推進

河川、水路の改修、浸水地帯の内水排除の推進を関係機関と共に積極的に推し進める。

(2) 排水路等の整備

河川、水路等については、整備改善を図ると共に、関係団体とも被害の誘因となるものの除去に努める。

(3) 危険箇所等の把握

市内で特に浸水の可能性が高い地域や急傾斜地帯を詳細に把握し、最適な体制が取れるよう努める。

3 水防資材倉庫施設の整備、維持管理

(1) 水防資材等の装備

毎年度過去の実績を参考とし、一定の備蓄計画をたて、資材の調達及び維持保管を行う。

(2) 水防資材等の整備

ア 水防倉庫の管理

各水防倉庫は、危機管理課長が常に責任をもって管理するものとする。

イ 水防倉庫の設置

水防倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するもので、水防活動に便利な所を選び必要に応じ設置する。

ウ 資材、器具の整備

(ア) 水防倉庫には常に一定の備蓄資材及び器具を保管しなくてはならない。

(イ) 管理責任者は、毎年1回、各水防倉庫の備蓄資材器具を点検整備するとともに、災害

時に対応できるように在庫数量を常に把握するものとする。

- (ウ) 管理者は、前項の整備に基づいて資材器具の補充調達を行うため、あらかじめ調達方法を講じておくものとする。

4 道路及び橋梁の維持補修

災害時における道路及び橋梁は、水防、避難、応急救助活動等の動脈として重要な役割をもつ防災施設である。したがって、平素から水害に備え道路、橋梁等の改善を図り、災害を未然に防止し、また被害の誘因となるものを排除する等、常に維持補修に努めるものとする。

(1) 災害発生前の緊急予防策

- ア 道路の浸水、路肩崩壊、土砂崩れ、落石等が起こる可能性があるときは通行人や車両を守るため、通行規制や通行注意喚起を行う為の看板を設置する。
- イ 道路パトロールを強化し、災害危険箇所の早期発見に努めるとともに、臨機に必要な予防措置を行う。
- ウ 流水を阻害して付近に洪水を及ぼすおそれのある橋等を保全するため橋脚の塵芥排除を行う。

5 ため池の整備、維持補修

(1) ため池

ため池の存廃については、関係機関と協議することはもちろん、水害時における効用、影響等を検討し決定するものとする。

また、最近関係耕地の減少に伴い、平素の維持、管理等が不良となる傾向にあるため池については次の事項を行うよう周知指導する。

- ア 用水に支障のない程度で貯水を減水する。
- イ ため池に流入するおそれのある物件の整理
毎年1回以上関係機関による防災パトロールを実施し、危険箇所の点検を行う。

6 気象、水位、雨量等の観測

災害発生を事前に予測し適切な対策を講ずるためには、気象、河川等水位、雨量等の観測データの入手は不可欠であるため、あらゆる方法を検討し整備を図るものとする。

(1) 予報・警報・通知及び周知

ア 気象庁の機関が行う予報及び警報

気象の観測によって発せられる予報及び警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）の定めるところにより、気象庁がこれを行い報道機関の協力を得て、公衆に周知させると共に関係機関にも連絡することになっている。

本市の場合は、長崎地方气象台を拠点として、これらの措置がとられ、県、NTT及び消防庁からそれぞれ配信されている。

イ 国土交通省の機関が気象庁の機関と共同して行う予報及び警報

気象業務法及び水防法（昭和24年法律第193号）の規定により、平成12年3月31日付官報告示において、本明川が洪水予報指定河川となったことにより、平成12年4月1日から、梅雨期、台風期等の大雨により本明川の河川水位が上昇し、氾濫等の重大災害の発生が予想されるとき、国土交通省（長崎河川国道事務所）と気象庁（長崎地方気象台）が共同で「洪水予報」の発表が行われる。

この情報の通報先として、県、関係市町、自衛隊、警察、消防、報道機関、ライフライン関係者となっている。

ウ 国土交通省の機関が行う情報（別紙情報伝達系統図参照）

◆本明川洪水予報の種類等と発表基準および基準観測所

国土交通省水位観測所（基準観測所）

河川名	観測所名		位置 (世界測地系)	所在地	水防団 待機 水位 (指定 水位) m	氾濫 注意 水位 (警戒 水位) m	避難 判断 水位 m	氾濫 危険 水位 m	計画高 水位 (堤防設 定水位 である 計画高 水位を 使用) m
本明川	裏山	うらやま	北緯 32° 51' 08" 東経 130° 02' 42"	諫早市 天満町	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80

洪水予報の種類等と発表基準

情報名	発表基準
レベル5 氾濫特別警報 レベル5 氾濫発生情報	氾濫が発生又は氾濫発生水位に到達したとき
レベル4 氾濫危険警報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、又は、急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき
レベル3 氾濫警報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき

レベル 2 氾濫注意報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位上昇が見込まれるとき
レベル 2 氾濫注意報 （警報解除）	レベル 4 氾濫危険警報又はレベル 3 氾濫警報を発表中に、基準水位観測所の水位が避難判断水位を下回ったとき（氾濫注意水位を下回った場合を除く）。又は、レベル 3 氾濫警報発表中に、基準水位観測所の水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達したときを除く）
レベル 2 氾濫注意報解除	レベル 5 氾濫特別警報、レベル 4 氾濫危険警報、レベル 3 氾濫警報又はレベル 2 氾濫注意報を発表中に、基準水位観測所の水位が氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき

(2) 各種情報の収集

ア 関係団体による情報

河川情報センターからの雨量、河川水位等情報の受信。

イ 気象協会及び民間会社による情報

インターネットを活用し情報収集を行うものとする。

ウ 市独自の観測による情報

コンパクトな気象観測装置を設置し、観測を行うものとする。

主要河川に設置する監視カメラによる河川状況の把握を行うものとする。

参考 雨の強さと降り方

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を 想定)	屋外の様子	車に乗って いて	
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと 降る	地面からの 跳ね返りで 足元がぬれ る	雨の音で話 し声が良く 聞き取れな い	地面一面に 水たまりが できる		
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさして いてもぬれ る	寝ている人 の半数くら いが雨に気 がつく		ワイパーを 速くしても 見づらい	
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひ っくり返し たように降 る			道路が川の ようになる	高速走行時、 車輪と路面 の間に水膜 が生じブレ ーキが効か なくなる (ハ イドロプレ ーニング現 象)	
50 以上～ 80 未満	非常に 激しい雨	滝のように 降る (ゴー ーと降り続 く)	傘は全く役 に立たなく なる			水しぶきで あたり一面 が白っぽく なり、視界が 悪くなる	車の運転は 危険
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくな るような圧 迫感がある。 恐怖を感じ る					

(注 1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときはレベル 2 大雨注意報やレベル 2 氾濫注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときはレベル 3 大雨警報やレベル 3 氾濫警報を、重大な災害が起こるおそれが大きく、避難が必要なときにはレベル 4 大雨危険警報やレベル 4 氾濫危険警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときはレベル 5 大雨特別警報やレベル 5 氾濫特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。

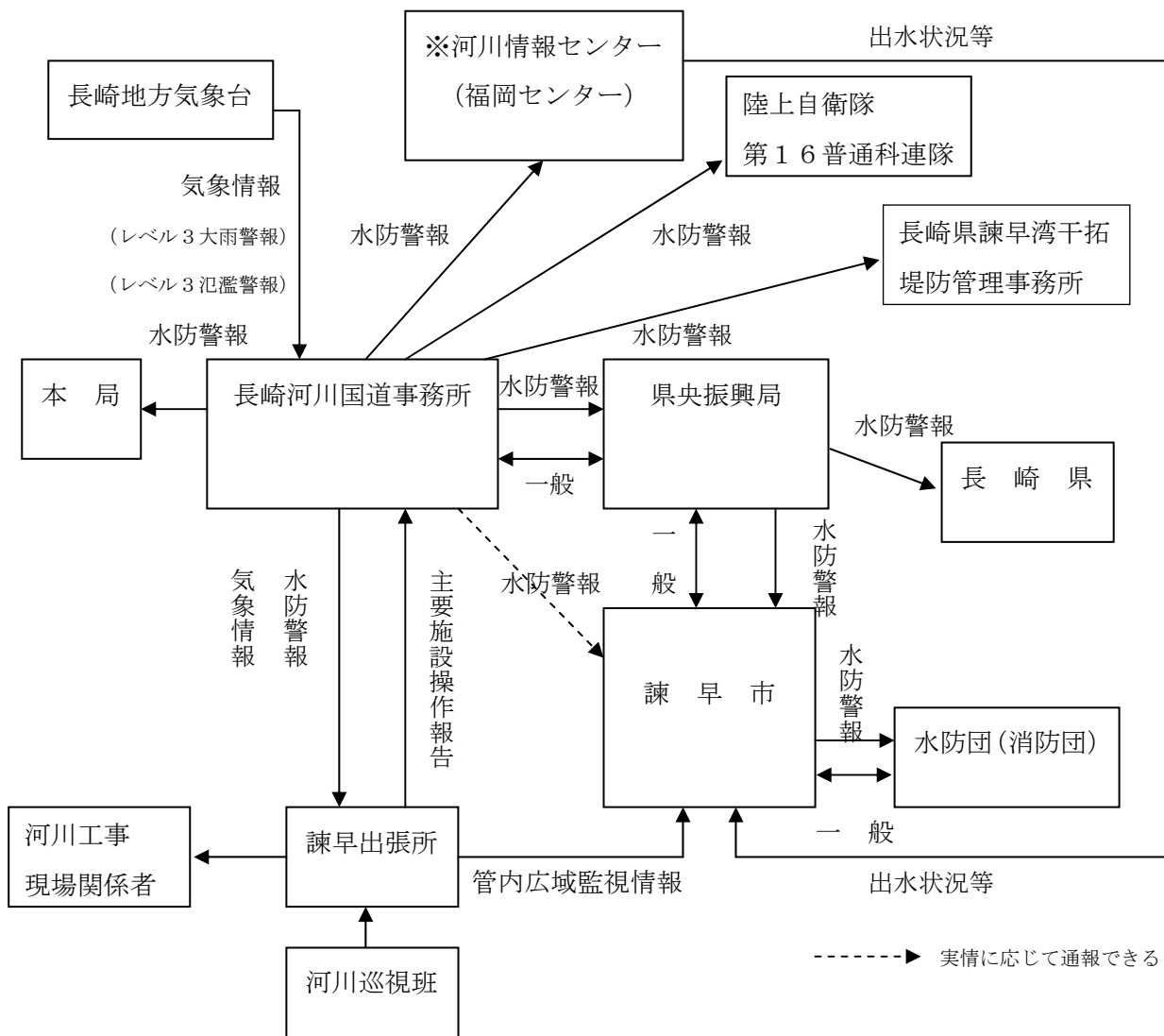
なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

(注 2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。

この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。

なお、情報の基準は地域によって異なります。

【出水時の情報伝達系統図（国土交通省）】



※ 国土交通省長崎河川国道事務所から提供を受ける情報

- 1 水 文 情 報 …… 雨量（５ヵ所）、水位（５ヵ所）、流域雨量、レーダー雨量
- 2 空間管理情報 …… 河川監視カメラ（３３ヵ所）、道路監視カメラ（１７ヵ所）
- 3 施設管理情報 …… 排水機場（２ヵ所）の稼動状況
- 4 施設管理情報 …… 水門・樋門・樋管（１７ヵ所）の開閉状況

※「川の警告灯」(JR鉄道橋上、裏山橋、公園橋、諫早橋、埴津橋に設置)

「安心スピーカー」(JR鉄道橋上、公園橋に設置)

本明川及び半造川の水位・降雨の状況をもとに、川の状態、急激な水位上昇の危険性について警告灯及びスピーカーにより注意を促している。

第3節 土砂災害の防止に関する計画

この計画は、土砂災害から生命及び身体に対する安全を確保するため、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その区域の中での警戒避難措置などのソフト対策を講じるための計画とする。

1 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備

- (1) 県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある土地の区域で、警戒避難体制を特に整備する必要がある区域を、土砂災害警戒区域として指定することができる。
- (2) 土砂災害警戒区域の指定があったときは、第8条の規定に基づき当該区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他土砂災害を防止するために必要な避難警戒体制を定め、住民への周知に努めるものとする。

2 土砂災害特別警戒区域における措置

- (1) 県知事は、土砂災害防止法第9条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地滑りが発生した場合に、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、崩壊、流出した土砂が建築物を直撃する可能性が高い区域を、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。
- (2) 土砂災害特別警戒区域においては、新たな宅地の造成行為や建築行為については必要な規制がある。

また、従前から存在する建築物で、住民等の生命に著しい危険が生じると認められるものについては、県知事は移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを所有者等に勧告することができるようになっている。

したがって、勧告があった場合においては、当該所有者等に対し、県と協力して移転等の措置を要請するものとする。

3 ハザードマップの作成等

- (1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定または変更が行われた区域については、順次、土砂災害ハザードマップの作成に取り組む。

【土砂災害防止法に基づく指定区域数】

最終指定告示年月日：令和8年3月24日

急傾斜		土石流		地すべり		指定区域総数	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
2,467	2,313	394	358	70	0	2,931	2,671

- (2) 令和２年７月２５日に発生した轟峡法面崩壊事故を教訓として、二度と同じ惨禍を繰り返すことがないように、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域等の指定に関わらず、自然を生かした観光施設等においては、安全管理のためのマニュアル及び気象情報に基づく立入規制基準等を定め、施設の安全管理に万全を期すものとする。

第4節 高潮予防に関する計画

台風の影響による高潮は海岸、堤防、漁港、公共施設、住家、道路、橋梁、鉄道等に甚大なる被害を与えてきた。これらの災害を未然に防止するために次により予防対策を実施するものである。

1 海岸及び堤防の改修事業

海岸及び堤防の改修は管理区分によって国、県又は市がそれぞれ行うものとする。

2 樋門、水門施設の維持管理補修

樋門、水門の点検及び故障箇所の補修を早期に実施するものとする。

3 樋門、水門の開閉

大雨、台風及び高潮の恐れがあるときは、テレビ、ラジオ、その他により河川水位及び潮位の把握に努め、適時門扉を開閉するものとする。

4 高潮潮位危険区域（海岸）

番号	危険地域			予想される事態	予想される被害程度		備 考
	海岸名	区 域	延長 (m)		規 模	住家 (戸)	
1	船津	早見町	700	決壊、浸水	耕地 0.3 h a 道路 700m		水管理・国土保全局所管 (重要水防区域)
2	東寺畑	多良見町東寺畑	200	決壊、溢水	耕地 0.5 h a 道路 100m	3	〃 (重要水防区域)
3	元釜	多良見町元釜	700	決壊、溢水	耕地 1.0 h a 道路 400m	24	〃 (重要水防区域)
4	舟津	多良見町黒崎	200	決壊、溢水		2	〃 (重要水防区域)
5	牧	小長井町牧	2,265	浸水、越波	耕地 3.3 h a 道路 1,200m	10	港湾局所管 (重要水防区域)
6	井崎	小長井町井崎	893	浸水、越波	耕地 0.3 h a 道路 750m	5	〃 (重要水防区域)
7	田結	飯盛町里・川下	880	越波	道路 880m	3	港湾局所管
8	宇良	高来町金崎	300	決壊	耕地 3.5ha	15	農村振興局所管 (重要水防区域)
9	金崎	高来町金崎	166	決壊、溢水	耕地 0.2ha	8	〃 (重要水防区域)
10	城崎	小長井町城崎	1,099	決壊	耕地 7.0ha	10	農村振興局所管 (重要水防区域)
11	大浦	多良見町大浦	700	決壊	耕地 2.4ha	6	〃 (重要水防区域)
12	崎辺田	多良見町崎辺田	1,704	決壊	耕地 5.4ha	13	〃 (重要水防区域)
13	大崎	飯盛町大崎	800	越波、浸水	耕地 0.15ha		〃 (重要水防区域)
14	番屋	飯盛町池下	200	越波	道路 200m	4	水管理・国土保全局
15	唐比	森山町唐比	271	越波	家屋 21 戸	21	水産庁所管

16	有喜	有喜町	1, 549	決壊・浸水	道路 2, 500m	90	水産庁所管 (重要水防区域)
17	化屋	多良見町化屋	1, 200	越波	道路 2, 000m	200	水管理・国土保全局 (重要水防区域)
18	築切	小長井町井崎	40	決壊		2	港湾局所管

《参考》

高潮は、台風や発達した低気圧に伴う暴風と気圧の低下が主な原因となって海面が異常に上昇する現象です。

台風に伴う風が沖から海岸へ向かって吹くと、海水は海岸へ吹き寄せられ「吹き寄せ効果」と呼ばれる海岸付近の海面の上昇が起こります。

この場合、吹き寄せによる海面の上昇は風速の2乗に比例し、風速が2倍になれば海面上昇は4倍になります。

特にV字型の湾の場合は奥ほど狭まる地形が海面上昇を助長させるように働き、湾奥ではさらに海面が高くなります。

また、台風が接近し気圧が低くなると、中心付近の空気が海水を吸い上げるように作用する結果、海面が上昇します。これを「吸い上げ効果」といい、外洋では気圧が1ヘクトパスカル(hPa)低いと海面は約1cm上昇するといわれています。

第5節 火災予防に関する計画

火災予防計画は、火災を未然に防止し、火災による災害の拡大を防ぐためおおむね次に掲げる事項について実施する。

なお、諫早市においては、3市から構成される県央地域広域市町村圏組合（管理者 諫早市長）に常備消防を委託しているため、各種の指導等については主に組合で行うものであるが、非常備消防との連携の必要もあり、互いがそれぞれの立場で協力して実施することとする。

1 予防査察体制の強化

消防法第4条に規定する予防査察については、消防対象物の用途等に応じ計画的に実施し、常に市内の対象物の状況を把握して、火災発生の危険のある箇所の発見に努め、これを改善させるよう指導を強化する。

2 火災警報等の発令

(1) 火災気象通報の基準

通報区分	概ね市町を単位とする「二次細分区域」単位で通報する。
通報基準	長崎地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び陸上の「強風注意報」の基準と同一とする。 なお、陸上の「強風注意報」の発表が予想され、火災気象通報基準に該当するすべての地域・時間帯で降水(降雪を含む)が予想される場合は、火災気象通報に該当しない。
通報内容及び時刻	毎日5時頃(日本時間、以下同様)、翌日9時までの気象状況の概要を気象概況として通報する。 この際、火災気象通報の通報基準に該当または該当するおそれがある場合は、これを以て火災気象通報とし注意すべき事項を付加する。 また、直前の通報内容と異なる状況となった場合は、その旨を随時通報する。

(2) 林野火災注意報・警報の基準

	林野火災注意報	林野火災警報
発令基準	前3日間の合計降水量が1mm 以下 ＋ 前30日間の合計降水量が30mm 以下、または、乾燥注意報が発表され、火災予防上必要があると認めるとき。 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、この限りでない。	左記の発令基準に加え、強風注意報(陸上)又は暴風警報(陸上)が発表されている場合において、火災予防上必要があると認めるとき。
内容	屋外での火の使用等について注意喚起	屋外での火の使用等の制限
屋外での火の使用等の注意喚起又は制限内容	(1) 山林、原野等において火入れをしないこと。 (2) 煙火を消費しないこと。 (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。 (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて県央地域広域市町村圏組合管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。 (6) 残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。	

3 防火思想の普及及び火災予防の徹底

(1) 火災予防運動の実施

住民に火災予防思想と具体的な予防知識を浸透させるため、全国一斉に行われる春、秋2回の火災予防運動を、消防関係が中心となり関係機関、自主防災組織、団体等の協力のもとに実施する。

(2) 防火管理制度の運用

学校、病院、工場等、消防法第8条に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くように指導するとともに、さらに自主的に消防計画を作成し、消防訓練を実施し、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等について十分指導する。

また、防火管理者及び危険物保安監督者等を対象とした講習会等を開催し、防火管理能力の向上を図るよう指導を強化する。

(3) 防火思想、知識の普及

住民に対し、火災予防及び防火知識を普及し徹底するため、関係機関、自主防災組織、団体等と協力して、防火座談会、講習会等を開催するほか、広報車の巡回並びに広報紙の配布等により普及徹底を関係機関と協力して行う。

4 危険物取扱いの規制

消防法で定める1類から6類までの発火性又は引火性の危険物品（石油類等）の貯蔵取扱いについて随時指導取り締まりを行う。

(1) 不良施設並びに無許可施設の早期改造の勧奨と摘発に努める。

(2) 危険物の安全取扱いに対する取扱者の資質の向上を図る。

5 一般防火対象物の指導

(1) 防火管理者の選任と消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練指導並びに防火思想の普及徹底

(2) 学校、病院及び興行等に対する消防用設備等の設置とその維持管理の監督指導

(3) 防火管理者、火元責任者の選任と、管理者、責任者に対する防火思想の普及徹底

6 消防力の強化

(1) 消防水利の定期的検査を行い、消防法に示す基準に従い整備を行うとともに、防火水槽及び消火栓の増強を図る。

(2) 消防用機械器具は、火災発生に対応できるよう、常に適正な維持管理及び整備点検を行うとともに機器の充実を図る。

第6節 干害予防に関する計画

近年は往々にして異常気象に見舞われる事も多く、長期間の降雨がなく、干害が発生すれば人々が生活の糧とする農業等に甚大な被害をもたらす事はもちろん、日常の生活用水ひいては飲料水まで不足する事態も予想される。

このような干害を未然に防止し、またその被害を最小限度に防止するために、次により干害予防対策を実施するものである。

1 水資源保全

- (1) 本明川ダムの建設を積極的に推進し、治水と共に水資源の確保を図る。
- (2) 水資源かん養ミニダム等により、治水と共に水資源の確保を図る。
- (3) 河川の環境美化に努め、飲料水、工業用水、灌がい用水として利用促進を図る。
- (4) 場所により上水源及び灌がい用ボーリング等の対策を図る。

2 保水対策

- (1) 広葉樹林、緑地形成等保水力の向上に努める。
- (2) 公共施設等を中心に雨水利用等の地下貯水タンクの建設を推進する。
- (3) ダム、ため池等の浚渫、流入水路等の整備促進を図る。
- (4) 灌がい用水路の整備を図る。

<参 考>

【干害】

干ばつとは、長期間(*)にわたる降水量の不足によって起こる産業と生活上の災害をいう。

産業（農業を除く）の被害としては、工業用水の不足による生産の低下、水力による発電力の低下とそれによる工業生産力の影響などがある。

農業の被害としては灌漑用水や土壤水分の不足による農作物被害、河口付近への海水の侵入による塩害、病虫害の発生などがある。

生活上の被害としては、飲料水その他生活上の用水不足による直接・間接の被害がある。

(*) 長期間とは、暖候期には20日間以上の降水がなければ、統計的にも干害が発生することが多いが、一方寒候期には、1か月ぐらい無降水が続くことがよくあるが、ほとんど干害は起こらない特徴がある。

第7節 気象伝達に関する計画

1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「当該行動を居住者等に促す情報」及び「当該行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供される。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難情報が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

2 特別警報・危険警報・警報・注意報

気象現象により、災害が発生するおそれがあるときなどには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときなどには「警報」が、重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要なときには「危険警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、諫早市に発表される。

また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により、実際に危険度が高まっている場所は「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

特別警報・危険警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報）

警戒レベルの名称		概 要
レベル 5 特別警報 （警戒 レベル 5 相当）	レベル 5 大雨 特別警報	大雨による重大な浸水害等※ 1 が切迫または既に発生しているおそれが大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル 5 土砂災害 特別警報	大雨による重大な土砂災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル 5 氾濫 特別警報	河川※ 2 氾濫による重大な災害が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
	レベル 5 高潮 特別警報	高潮による重大な浸水害等※ 1 が切迫または既に発生しているおそれ大きく、身の安全の確保が必要な場合に発表
レベル 4 危険警報 （警戒 レベル 4 相当）	レベル 4 大雨 危険警報	大雨による重大な浸水害等※ 1 が起こるおそれ大きく、避難が必要な場合に発表
	レベル 4 土砂災害 危険警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な場合に発表
	レベル 4 氾濫 危険警報	河川※ 2 氾濫による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な場合に発表
	レベル 4 高潮 危険警報	高潮による重大な災害が起こるおそれ大きく、避難が必要な場合に発表
レベル 3 警報 （警戒 レベル 3 相当）	レベル 3 大雨警報	大雨による重大な浸水害等※ 1 が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル 3 土砂災害 警報	大雨による重大な土砂災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル 3 氾濫警報	河川※ 2 氾濫による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
	レベル 3 高潮警報	高潮による重大な災害が起こるおそれがあり、一定時間以内に避難が必要な状況となる場合に発表
レベル 2 注意報 （警戒 レベル 2 相当）	レベル 2 大雨 注意報	大雨による浸水害等※ 1 が起こるおそれのある場合に発表
	レベル 2 土砂災害 注意報	大雨による土砂災害が起こるおそれのある場合に発表
	レベル 2 氾濫 注意報	河川※ 2 氾濫による災害が起こるおそれのある場合に発表
	レベル 2 高潮 注意報	高潮による災害が起こるおそれのある場合に発表

※ 1 大雨の注意報・警報等は、内水氾濫による浸水害及び洪水予報河川以外の河川の外水氾濫を対象に発表される。

※ 2 洪水予報河川を対象

特別警報・警報・注意報の名称と概要（警戒レベル相当情報以外）

警戒等の名称等		概 要
特別警報	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
警 報	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
注意報	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。 急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

警戒等の名称等		概 要
注意報	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。 具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

特別警報・警報・注意報の発表区域（南部）

府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた地域	警報等の発表単位となる市町・地域等（二次細分区域）
長崎県	南 部	諫早・大村地区	諫早市
			大村市
		島原半島	南島原市
			雲仙市
			島原市
		長崎地区	長崎市
			長与町
			時津町
		西彼杵半島	西海市（江島・平島を除く）

※大雨や洪水などの警報等を発表した場合、テレビやラジオなどで放送されますが、この時本表の「市町村等をまとめた地域名」を使って放送される場合があります。

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署 長崎地方気象台

諫早市	府県予報区	長崎県		
	一次細分区域	南部		
	市町村等をまとめた地域	諫早・大村地区		
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合	
	レベル5高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合		
波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1－3の対象格子において別紙1－1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－4の対象河川の格子において別紙1－2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）	
レベル4高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表）		
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
	複合基準*1	別紙1－2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル3土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）	
	レベル3高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表）	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			外海	20m/s
			有明海	20m/s
			大村湾	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			外海	20m/s 雪を伴う
			有明海	20m/s 雪を伴う
			大村湾	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ10cm
			山地	12時間降雪の深さ20cm
	波浪	有義波高	外海	6.0m
			有明海	2.5m
			大村湾	2.5m
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1－1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		流域雨量指数基準	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
		複合基準*1	別紙1－2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2－3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合（基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表）	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			外海	10m/s
			有明海	10m/s
			大村湾	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
外海			10m/s 雪を伴う	
有明海			10m/s 雪を伴う	
大村湾			10m/s 雪を伴う	
大雪	降雪の深さ	平地	12時間降雪の深さ3cm	
		山地	12時間降雪の深さ5cm	
波浪	有義波高	外海	2.5m	
		有明海	1.5m	
		大村湾	1.5m	
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪				
濃霧	視程	陸上	100m	
		外海	500m	
		有明海	500m	
		大村湾	500m	
乾燥	①最小湿度45％で、実効湿度65％ ②実効湿度60％			
なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか 1 気温3℃以上の好天 2 低気圧等による降雨 3 降雪の深さ30cm以上			
低温	夏期：平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温が-3℃以下			
霜	11月30日までの早霜、3月15日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着氷・着雪	大雪注意報・警報の条件下で、気温が-2℃～2℃ 湿度90％以上			
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、諫早市に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3		

*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

※別紙1－1～4については

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/nagasaki.html>)を参照。

【土壌雨量指数】

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/dojoshisu.html>) を参照。

【流域雨量指数】

流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/ryuikishisu.html>) を参照。

【表面雨量指数】

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/bosai/hyomenshisu.html>) を参照。

3 市町村等版「特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表」の解説

(1) 本表は、気象・土砂災害・高潮・波浪に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。

(2) 特別警報・危険警報・警報・注意報の定義は以下のとおりである。特別警報・危険警報・警報・注意報（河川氾濫に関するものを除く。）は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

ア 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報

イ 危険警報：重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報

ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報

エ 注意報：災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報

(3) 大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報及び風雪注意報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報及び濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。

(4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。

(5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を空白で、それぞれ示している。

(6) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない危険警報・警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の危険警報・警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

- (7) 大雨に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の表面雨量指数の基準値は市町村等の域内において単一の値をとり（別紙１－１）、流域雨量指数の基準値は河川ごとに 1km 四方の格子毎に設定している（別紙１－２）。ただし、レベル４大雨危険警報の表面雨量指数基準における対象格子は別紙１－３を、流域雨量指数基準における対象河川の格子は別紙１－４を参照のこと。レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の複合基準は、表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を示している（別紙１－２）。
- (8) 土砂災害に関する特別警報・危険警報・注意報の 60 分雨量及び土壌雨量指数の組み合わせの基準値は 1km 四方の格子毎に設定している（別紙２－１～２－３）。
- (9) 河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報は、河川予報区単位で発表する。河川氾濫に関する特別警報・危険警報・警報・注意報の発表対象となる河川予報区のうち、当該市町村に係る河川予報区名及び基準観測所名を別紙３に示している。
- (10) 高潮に関する特別警報・危険警報の基準値に用いる潮位又は水位(※)は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。
- ※潮位に波の打上げ高を加えた海面の高さ。高潮予報海岸に指定された海岸では、潮位と水位のいずれかの基準値に達すると予想される場合に高い方の警戒レベルの相当情報を発表する。
- ※別紙１－１～４については
(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/nagasaki.html>) を参照。

4 キキクル等

キキクル等の種類と概要

種 類	概 要
土砂キキクル	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
洪水キキクル	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等は危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。
(参考) 大雨キキクル	浸水キキクルと洪水キキクルを重ね合わせたもの。

5 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。

当日から明後日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で、3日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県など）で発表される。大雨、土砂災害、高潮に関して、〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

6 長崎県気象防災速報

気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の4つである。

ア．気象防災速報（記録的短時間大雨）

レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせで分析）された場合に、気象庁から「長崎県気象防災速報（記録的短時間大雨）」という表題の情報が発表される。

イ．気象防災速報（線状降水帯発生）

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「長崎県気象防災速報（線状降水帯発生）」という表題の情報が発表される。

※ 上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

ウ．気象防災速報（線状降水帯直前予測）

線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「長崎県気象防災速報（線状降水帯直前予測）」という表題の情報が発表される。

エ．気象防災速報（竜巻注意／竜巻目撃）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象防災速報（竜巻注意）として気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位（長崎県南部など）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

■全般気象解説情報、九州北部地方気象解説情報、長崎県気象解説情報

気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報（大雨・落雷・突風）」のように、（ ）内に注目される現象のキーワードが付記される。

気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性のある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報（線状降水帯半日前予測）」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報（台風第○号）」という表題で発表される。

また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。

7 土砂災害警戒情報

市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる諫早市を特定して警戒が呼びかけられる情報で、長崎県と長崎地方気象台から共同で発表される。

令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。

8 長崎県潮位情報

大潮による高い潮位、副振動（※1）や異常潮位（※2）などの潮位の変動により、被害の発生するおそれがある場合や、潮位の状況を解説する場合に発表する。

※1 副振動：湾などで観測される周期数分から数十分程度の海面の昇降現象

※2 異常潮位：潮位が比較的長期間（1週間から3ヶ月程度）継続して平常より高く（もしくは低く）なる現象

9 本明川洪水予報（氾濫注意報・警報・危険警報・特別警報）

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。本明川については、長崎河川国道事務所と長崎地方気象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。

（詳細については第3章 災害応急対策計画を参照）

10 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長崎地方気象台が長崎県知事に対して通報し、長崎県を通じて市町や消防本部に伝達される。市町村長が発令する火災警報の基礎となり、実効湿度、風速などにより通報基準が定められている。

11 緊急地震速報

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（長崎県南西部））に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度 6 弱以上または長周期地震動階級 4 の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

（詳細については第 2 編第 2 章 地震災害予防対策を参照）

注）緊急地震速報は、地震が発生してから、その揺れを検知し、解析して発表する情報である。

解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。

- 12 津波警報等の種類とその内容長崎地方気象台は、気象庁が発表する大津波警報、津波警報、津波注意報、津波予報等を県内関係機関に伝達する。

なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

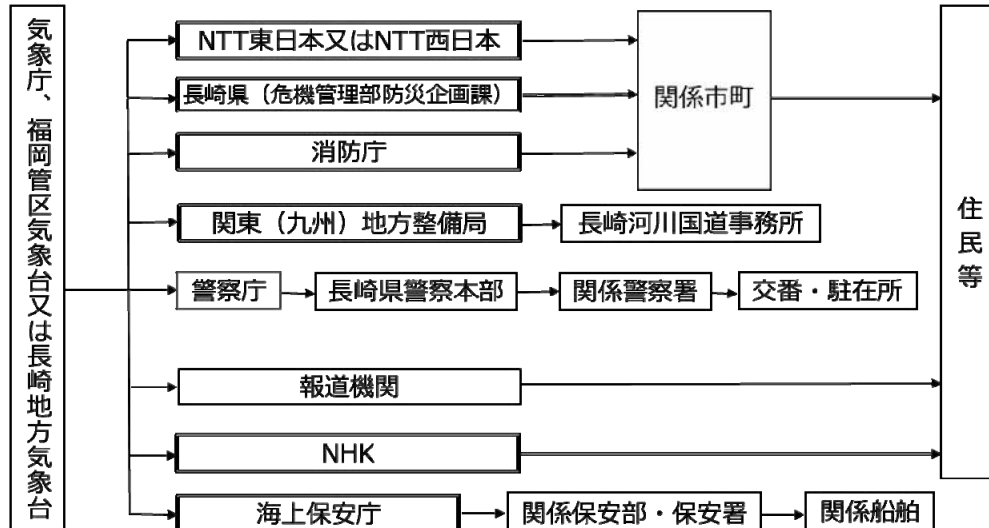
（詳細については第 2 編第 2 章 地震災害予防対策を参照）

- 13 火山現象に関する警報等

長崎地方気象台は、福岡管区気象台及び気象庁が発表する「雲仙岳」に関する噴火警報、噴火予報等を県内関係機関に伝達する。

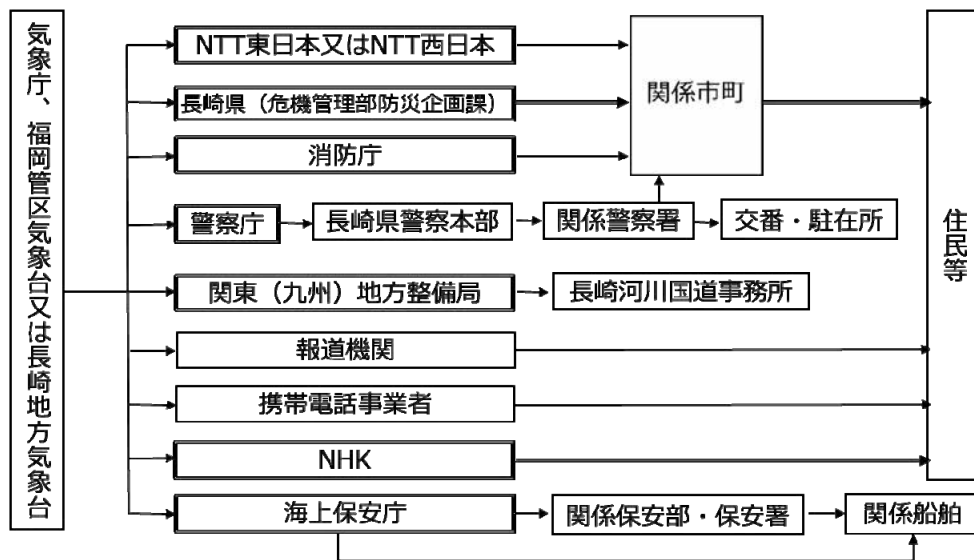
なお、噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む雲仙市、島原市、南島原市に対する火山現象特別警報に位置づけられる。

気象警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 気象警報等をはじめとする各種防災気象情報は、上記伝達系統のほかに気象庁ホームページ等を通じて、各関係機関へ提供。

津波警報等の伝達系統図



- 注1) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
- 注2) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
- 注3) 長崎地方気象台からの伝達は、長崎県が含まれる長崎県西方、壱岐・対馬、有明・八代海の予報区に対して発表した場合
- 注4) 緊急速報メールは、大津波警報・津波警報が発表されたときに、携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信。

気象情報等の通知を受けた市は、気象官署と十分な連絡の方法を講ずるとともに速やかに情報網を通じて一般住民に周知を図る。

(1) 市長が気象庁に通報義務を持つ事項（基本法第54条）

ア 気象に関する事項

著しく異常な気象現象、例えば竜巻や強い降雹等

イ 地震に関する事項

火山関係：噴火現象、噴火以外の火山性異常現象

地震関係：群発地震

ウ 水象に関する事項

異常潮位、異常波浪

(2) 通報項目及び手段

ア 項 目

① 発生場所 ② 発生日時 ③ その他参考となる事項

イ 手 段

市長から気象官署に対する通報は電話等による。ただし、火山及び地震については文書でも可。

(3) 通報の宛先気象官署

長崎地方気象台を原則とする。

気象庁、国土交通省および長崎県等が保有する雨量・河川水位等の情報を、一般住民が入手できる手段の周知を図る。

(1) 気象庁

・インターネットで <https://www.jma.go.jp/jma/index.html>

(2) 長崎地方気象

・インターネットで <https://www.data.jma.go.jp/nagasaki-c/index.html>

(3) 国土交通省「川の防災情報」

・インターネットで <https://www.river.go.jp>

・携帯電話で <http://i.river.go.jp>

(4) 九州防災ポータルサイト

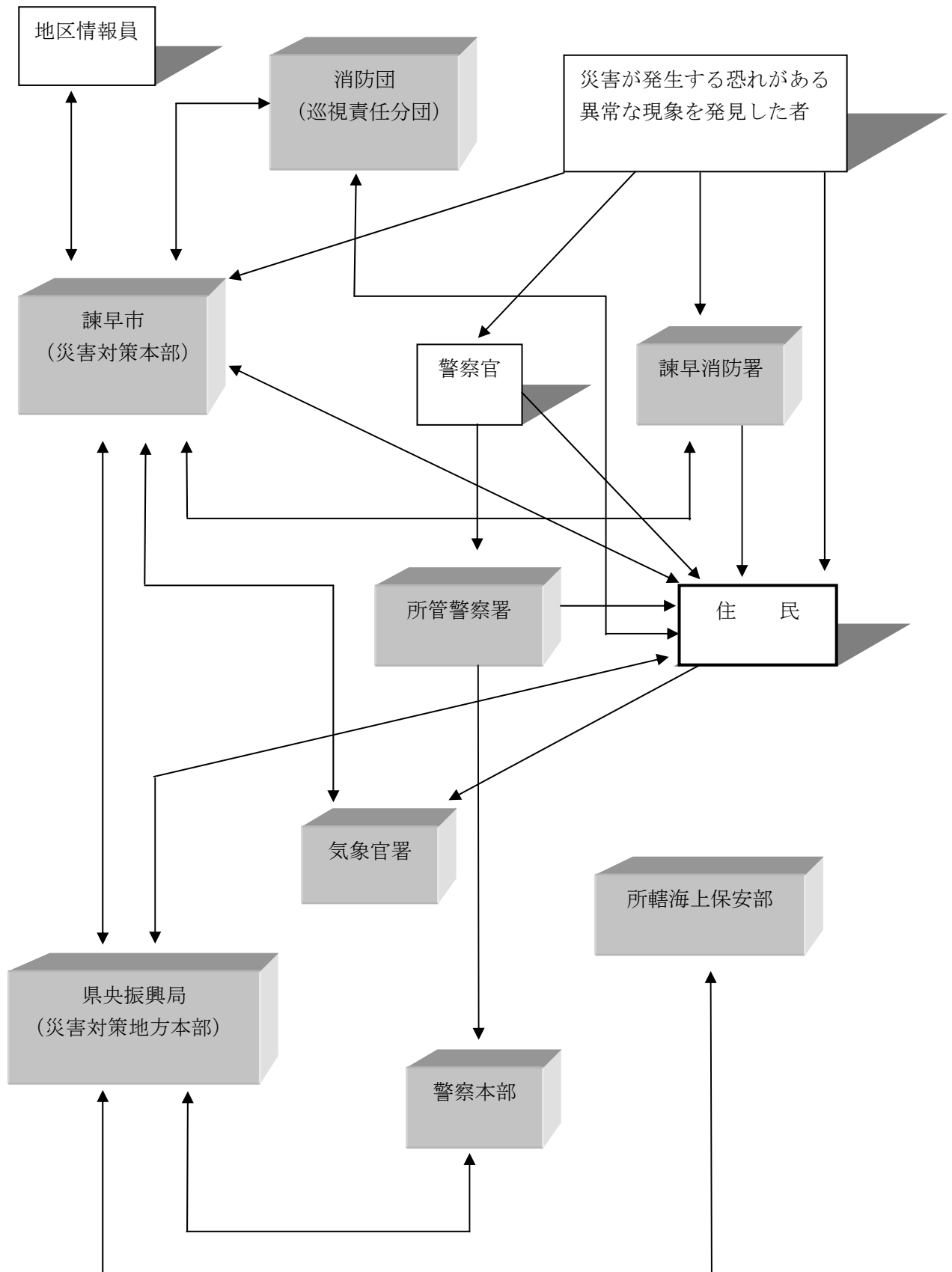
・インターネットで http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/kyusyubosai/index.html

・携帯電話で http://www.qsr.mlit.go.jp/bousai_joho/m/

(5) 長崎県河川砂防情報システム

・インターネットで <http://www.kasen-sabo.pref.nagasaki.jp/>

情報連絡系統図



第8節 災害通信整備に関する計画

1 災害通信網の整備

災害を未然に防止し、また災害から人命財産を守るため、各種情報の収集、伝達及び関係機関の相互連絡等が迅速確実に行われるよう、通信施設の整備と運用体制の確立を図る。

情報の収集、連絡等は原則として一般加入電話を使用するものとするが、有線通信が輻輳、途絶する場合も考えられるのでN T Tの災害応急復旧用無線電話、携帯電話、防災関係機関の各種無線電話など複数の通信手段の活用体制を整備するとともに、住民に対し気象・防災に関する情報を迅速に伝達する必要がある。

同報系防災行政無線については、災害時において市民へ迅速かつ的確に情報を伝えるための中核となる一斉伝達手段であることから、第一次整備として未整備であった諫早地域に屋外拡声子局（スピーカー）を新規に整備し支所地域で個別に運用していた既存の設備を活かしながら本庁でも一括して運用できるように統合化するとともに、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）と接続することにより国民保護情報及び災害情報等の緊急情報を瞬時に自動で伝達するシステムを構築したところである。

また、FM放送、メール配信等の媒体とも設備連携し多様な方法で確実な情報伝達が可能となるよう整備を行ったところである。

平成28年度には、第二次整備として支所地域の既存アナログ設備等についてデジタル化等の設備更新を行い、平成29年度から市内全域においてデジタル設備による完全運用を開始したところである。

なお、移動系防災行政無線については、旧市町で整備されたアナログ設備を平成28年5月31日付で廃止したところであるが、新技術の導入や価格の低廉化など、今後の技術的動向を見極めた上でデジタル設備について検討するものとする。

当面の間は、移動系防災行政無線の代替として高性能デジタル簡易無線等の移動通信手段を活用しながら通信体制を確保するものとする。

2 災害通信施設

(1) 有線通信施設

ア 専用電話の新設等によって施設整備を図る。

イ 一斉送信が可能なファクシミリ（F ネット及びB i z F A X）網の拡大を図る。

(2) 無線通信施設

防災行政無線通信施設等災害対策用無線通信施設の設置を推進し、風水害、地震等による大災害発生時にこれらの施設が機能しないことがないように常日頃から機能の向上と維持管理に努めるとともに、その取扱いについて習熟するよう教育訓練を行うものとする。

ア 防災行政無線の整備

① 施設の災害予防措置

無線通信施設は、次に掲げる事項について必要な措置を講ずる。

(ア) 災害時には経験豊富な無線従事者を優先配置する等留意する。

(イ) 親局は自家発電設備により常時受電回路の停電に備える。

- (ウ) 中継局及び屋外拡声子局等は蓄電池により常時受電回路の停電に備える。
- (エ) 定時放送（１７時ミュージックチャイム）により全子局の一斉放送を行い、設備の正常動作を確認する。
- (オ) 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）全国一斉訓練等により自動起動の正常動作を確認する。

② 無線通信網の強化

防災行政無線は災害時における情報伝達を迅速に行い、また平時においても防災の啓発など災害予防対策に有効に活用しようとするもので、その整備に関する基本的な考え方はおおむね次のとおりである。

- (ア) 通信区域は、市内全域とする。
- (イ) 親局は、市役所本庁（危機管理課）に置き、本庁舎管理室（当直室）、各支所（地域総務課）、県央消防本部通信指令センターに遠隔制御卓を置く。
- (ウ) 非常災害時には災害対策本部（危機管理班）において、全無線局を統制する。
- (エ) 無線の管理、運用、通信方式等について、混乱のないよう規程を整備し、統一化、正常化を図る。
- (オ) 通信内容の聞き逃しや聞き取りづらさを解消するため、テレホンサービス（0120-419-009）を設置し、併せて市民へ周知徹底を図る。

③ 現行の同報系防災行政無線設備状況（平成 30 年 2 月 28 日現在）

(ア) 諫早地域

親局・・・１局、中継局・・・１局、屋外拡声子局・・・129 局
遠隔制御卓・・・２局（本庁舎管理室、県央消防本部通信指令センター）

(イ) 支所地域

簡易中継局・・・１局、屋外拡声子局・・・237 局
遠隔制御卓・・・５局（各支所）

(3) その他の通信施設

- ア 災害時優先電話や簡易無線等、通信手段の多様化を図る。
- イ アにより整備した通信手段による定期的な通信訓練を実施し、不感地帯の把握や機器操作の修練に努める。
- ウ 最新の通信技術・機器について、情報収集及び調査研究に努める。
- エ 自治体間通信については、県防災行政無線（無線通信ネットワーク）を活用する。

3 気象情報の収集体制の整備

- (1) 本市の雨量の状況を把握するため、雨量計の整備をしておく。
- (2) 計測震度計・強震計により地震の情報収集を行う。
- (3) 気象庁ホームページ、国交省川の防災情報・本明川防災情報、県河川砂防情報システムなど、インターネットにより気象レーダー、雨量・河川水位情報等の最新情報の収集を行う。

4 アマチュア無線局ネットワークの整備

災害により停電、電話途絶、連絡閉塞等の非常時において迅速に広範囲の情報収集を行うた

め、中継局等を設ける等市内に多数点在するアマチュア無線局のネットワーク化を図り、協力態勢を確立しておく。

また、無線機器を非常通信手段として災害時に活用できるように支所、出張所へ配置するとともに、無線従事者の育成及び配備を行う。

5 災害監視ネットワークシステム

河川監視カメラシステム（23箇所）による本明川等の水位及び河川等の状況・監視や、降雨予想、台風進路などの全体的気象情報の把握などを諫早市役所災害対策本部及び危機管理課事務室で行うとともに、河川監視カメラについては、諫早消防署からも利用できるようにし、災害発生の未然防止と早期発見を図る。

また、国土交通省の映像情報共有化システムと接続（河川34箇所、道路17箇所）し、災害監視ネットワークシステムの充実を図る。

6 データ放送による情報の提供

地上デジタル放送でのデータ放送により、市が配信する災害情報を提供する。

・NBC長崎放送

7 災害協定に基づく情報の提供

(1) コミュニティFM放送を活用した迅速かつきめ細かな情報の提供

FM諫早の電波（77.1MHz）で伝達する緊急情報について、従来のFM諫早放送局からの放送に加え、市役所サテライトスタジオ（4階防災会議室横）を整備するとともに、防災行政無線放送を自動的に放送できるよう機能強化を図り、災害対策本部から正確かつ迅速な情報を直接発信する。

また、緊急放送時に自動で電源が入る「緊急告知防災ラジオ」について、関係機関等への配布、土砂災害特別警戒区域内にある世帯などへの無償配布、希望者への有償譲渡など市民への普及を推進し、さまざまな防災情報を確実に伝達する。

(2) ケーブルメディアの活用

防災行政無線の音声情報及び防災メール、河川監視カメラ映像等を提供し、諫早ケーブルメディアの自主放送番組や加入者向けスマートフォンアプリにより防災情報を伝達する。

8 被災者支援システムの活用

被災時における罹災証明の発行などの業務支援や各業務間の情報共有のため、「被災者支援システム」を活用する。

9 非常時の通信手段の確保

災害に伴う停電などにより通信手段が途絶えた場合、総務省（九州総合通信局）より移動用通信システム（衛星電話など）の貸し出しを受けて通信手段を確保する。

10 電子メール配信による情報の提供

同報系防災行政無線やコミュニティFM放送と異なり、電子メールは文字情報を提供するものであり、情報が受信した端末（携帯電話、パソコンなど）に残るため、情報の入手漏れを防ぐことができる。

特に、携帯電話にあっては普及率が高く情報を即座に確認できるなど、災害時において最も適したプッシュ型の情報提供手段といえる。

(1) 諫早市防災メール

気象情報や避難指示等の災害情報、緊急地震速報や津波警報などの緊急情報（J-ALERT連携）、注意喚起などの防災情報を電子メールにより配信する。

市防災メールを受信するには登録を要するため、市報やホームページ等で登録方法等について周知するとともに、携帯電話販売店にも広報の協力を依頼するなど、普及に努めるものとする。

(2) 緊急速報メール

気象庁が配信する緊急地震速報や、国や自治体が配信する災害・避難情報を受信することができる、通信事業者（㈱NTTドコモ、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱）が提供するサービスであり、市全域の携帯電話に対し一斉にメッセージを配信することが可能である。

しかし、配信可能な内容は、生命に関わる緊急的な情報に限定されており、また、緊急速報メールを受信した際はマナーモードの場合であっても（通常とは異なる着信音で）鳴動するため、使い方を誤れば市民に大きな混乱を招くおそれがある。

緊急時に効果的な利用ができるよう、通信事業者が共同で作成する「緊急速報メール配信の手引き」及び各社の利用規約・契約約款に基づき、適正な運用を行わなければならない。

（㈱NTTドコモにおいては、緊急速報メールは「エリアメール」と称される。）

《緊急速報メールにおける制限》

配信可能な項目	・高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保 ・警戒区域情報 ・津波注意報、津波警報、大津波警報 ・噴火警報（レベル4以上） ・指定河川洪水予報、土砂災害警戒情報
	※津波警報、大津波警報は気象庁からも配信される ※緊急地震速報は、気象庁のみ配信可能 ※国民保護に関する情報は、総務省消防庁が配信する
文字数の上限	・件名 15文字まで ・本文 200文字まで（㈱NTTドコモは500文字まで）
配信上の制限	・配信可能な項目以外の内容は配信できない（気象警報、注意喚起など） ・電話番号、メールアドレス、URLなどの連絡先情報を本文中に記載してはならない

(3) 県央消防本部災害案内メール

県央地域広域市町村圏組合（消防本部通信指令課）が運用する電子メール配信サービスで、主に県央消防本部管内（諫早市・大村市・雲仙市の一部）において火災が発生した際に、火

災の発生及び鎮火情報（日時・場所・火災種別等）を電子メールにより配信する。

災害案内メールを受信するには登録を要するものであるが、受信対象の市及び地区（本市においては地域ごと）については登録時に選択が可能である。

なお、消防本部や消防団員、各市消防担当については、火災発生現場への迅速な参集に資するため、登録者を限定し、メール本文に火災発生位置の地図情報URLを付した災害案内メールが別途配信される。

河川等監視カメラ位置図



監視カメラ設置場所及び監視場所

No.	設置場所	監視場所	No.	設置場所	監視場所
1	諫早市役所	周辺市街地	16	長田みのり会館	長田川
2	飯盛小島団地付近	小島川	17	本野出張所付近	本明川上流
3	高城公民館側	本明川中流	18	伊木力小学校	大村湾・伊木力川
4	国交省諫早出張所前	本明川下流	19	森山支所	本村俯瞰・仁反田川
5	西郷町亀山住宅	半造川	20	小栗ふれあい会館	小ヶ倉川
6	有喜町白髭神社	有喜川	21	本明公民館付近	本明川上流
7	多良見喜々津川	喜々津川	22	諫早消防署	半造川
8	多良見伊木力川	伊木力川	23	天狗鼻排水機場	本明川下流
9	飯盛コミュニティ会館	江ノ浦川上流			
10	飯盛月の港会館	江ノ浦川下流			
11	飯盛結の浜	結の浜海岸			
12	森山唐比海岸	唐比海岸			
13	高来境川	境川			
14	高来干拓堤防	干拓堤防			
15	小長井船津川	船津川			

第9節 防災構造に関する計画

都市が膨張し、都市活動が活発化、複雑化するにつれ、災害による被害もまた大規模化の傾向にある。諫早市を災害に強い都市にしていくためには、都市構造そのものの防災性を高め、都市の防災構造化を進めていくことが基本である。

したがって、市街地の空間の確保と住環境の改善をめざして、従来以上に地域住民の参加や民間エネルギーの活用を図り、地域特性に応じた多面的な手法による市街地整備の施策を着実に推進していく必要がある。

また、計画的な土地利用を図るため規制、誘導を行い、建築物の不燃耐震化を促進するなど、災害に強い都市をつくるために効果的な施策の展開を図っていかなければならない。

1 都市計画

(1) 土地利用計画

本市の都市計画は、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づいて、都市計画区域の指定及び市街化区域及び市街化調整区域、用途地域の決定等がされている。

今後、地区計画及び防火地域・準防火地域の検討を含め、都市の防災構造化を図るため、避難場所周辺、避難道路側辺の建築物の不燃耐震化を推進するものとする。

(2) 土地地区画整理

土地地区画整理事業は、災害に強い都市基盤の整備の観点から、幹線道路、公園などの空間の確保を組み入れて、無秩序な市街地化を防止する方向で進めるものとする。

2 市街地の再開発（防災市街地再開発）

市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用、都市機能の更新及び防火構造化を図るため、建築物の不燃耐震化及び建築敷地の整備並びにオープンスペースの確保と公共施設の整備等を総合的に計画する。

3 オープンスペースの確保

都市公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等の機能とともに、水害、火災及び震災時における避難場所や延焼防止のオープンスペースとしての防災上果す役割は大きい。

このため、災害に強いまちづくりの一環として、防災機能の向上より安全で安心できる公園づくりを推進し地域防災力の向上を図るものとする。

4 道路・橋梁

道路は、市民の日常生活で重要な役割を担っており、更に、災害時には、住民の避難や防災機関の活動等の動脈として欠くことのできない都市施設であるとともに、火災の延焼を防ぐ機能を備えている。

また、橋梁も道路の一部として大きな役割を担っている。

このことから、災害に強い街づくりの一環として、道路及び橋梁の計画的整備を推進するものとする。

第 10 節 資機器材の整備に関する計画

災害時応急対策に必要な資機器材等を有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるように、常時それらの点検整備並びに数量を確保するものとする。その種類並びに整備状況は次のとおりである。

1 物資の備蓄

災害救助法に基づく救助物資並びに日赤で備蓄する救援物資等の支援が受けられるまでの応急対策として生活用品の備蓄を推進する。

2 機器材の備蓄

- (1) 災害応急対策に必要な資機器材等を研究し、常備充実しておく。
- (2) 水防法に基づく水防資材並びに器材は、市内 22 ヲ所の水防倉庫に常備。

第 1 編第 3 章第 2 1 節「水防資器材備蓄状況」に掲載。

3 資機器材の備蓄状況

資料編 「災害備蓄品配備状況」のとおり

第 1 1 節 訓練に関する計画

訓練は、災害非常時において、災害対策関係諸機関が相互に緊密な連携を保ちながら、迅速かつ適切な救助、救援活動、避難、水防作業等を円滑に実施して有事即応の態勢を備えようとするものであって、次の諸訓練を行う。

1 総合防災訓練

(1) 訓練参加機関（順不同）

諫早市、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎地方气象台、陸上自衛隊第 1 6 普通科連隊、同第 4 施設大隊、長崎県県央振興局、長崎県警諫早警察署、長崎県防災航空隊、諫早医師会、県央地域広域市町村圏組合諫早消防署、諫早市消防団、諫早ハムクラブ、日本赤十字社長崎県支部、その他の機関、団体

(2) 訓練項目

A 水防訓練 B 消防訓練 C 避難訓練 D 非常無線通信訓練 E ヘリ救出訓練
F 医療救助訓練 G 応急復旧訓練 H その他の訓練

2 水防訓練

(1) 水防訓練方法

総合防災訓練又は単独で行う。

(2) 訓練内容

A 観測訓練 B 通報訓練 C 動員訓練 D 輸送訓練 E 工法訓練
F 樋門等の開閉操作訓練 G 避難訓練 H 架橋訓練 I 偵察訓練
J 救出訓練 K その他

3 消防訓練

消防訓練は、消防組織法の目的に沿う訓練方針を定め着眼点において実施するので、教育訓練、実施訓練に分類する。

消防訓練計画は、自主的訓練と地域的に行う総合訓練とに区分する。

(1) 自主的訓練

ア 非常招集訓練 イ 消火訓練 ウ 避難訓練 エ その他

(2) 総合訓練

ア 応援出動訓練 イ 通信、情報、連絡訓練 ウ 避難、救助訓練

(3) 訓練項目

A 消防用機械器具操法訓練 B 消防用機関運用訓練 C ポンプ操法
D 操縦訓練 E 非常招集訓練 F 人命救助訓練 G 飛火警戒訓練
H 通信連絡訓練 I 破壊消防訓練 J 出動訓練 K その他

4 避難訓練

避難訓練は、避難指示、避難所開設等の計画樹立及び実施については、警察と協力し避難誘導訓練を実施する。

5 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果をあげられるよう、平素から計画する非常無線通信訓練に基づき総合防災訓練及び各個訓練を定期及び随時に実施する。

第 1 2 節 防災知識に関する計画

市職員及び一般市民に対する災害応急対策等に関する防災知識の普及について、次のとおり定める。

1 市職員等に対する防災教育

- (1) 諫早市地域防災計画書その他必要な資料の配布等により、防災に関する計画についての基礎的知識と技術の向上を図るとともに気象、地震、火災に関する研修会、講演会、研究会等に努めて職員を出席させ、基礎的知識の習得を図るものとする。

また、映画、スライド等により防災に関する関心を高めることとする。

(2) 防災大学の設置

ア 目 的

消防防災の知識及び技術の習得と実践活動を行うとともに、消防団員等の活動を研修することにより消火・防災に対する意識の向上、ボランティア精神の醸成及び地域社会への参加意識の高揚を図ることを目的とする。

イ 研修対象職員

平成 2 年度の新規採用から対象とする。

ウ 研修期間

本大学の研修期間は 3 年間とする。

2 一般住民に対する防災知識の普及

一般住民の防災意識の高揚を図るため、下記の防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

ア 学校教育、社会教育を通じての普及

学校教育において防災関係の事項をとりあげるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災知識の普及に努める。

社会教育においては、PTA、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を活用して、防災上必要な知識の普及に努める。

イ 広報媒体等による普及

- ① 市広報紙による普及
- ② 新聞、ラジオ、テレビによる防災知識の普及
- ③ エフエム放送、ケーブルテレビによる市政広報
- ④ 印刷物による普及
- ⑤ 図画、作文等の募集による普及

ウ 支所及び出張所等を通じての普及

必要に応じ防災訓練等を実施して、防災知識の普及に努める。

エ 「防災マップ」の作成の推進

自治会または自主防災組織、学校区等を単位として、それぞれの地域の地理的特性や想定される災害の種類及び規模に応じた、地域にあったきめ細かな「防災マップ」の作成に取り組む。

(2) 広報の内容

防災知識の普及に当たっては、おおむね次のとおりとする。

- ア 防災気象に関する知識
- イ 災害発生原因についての知識
- ウ 居住地周辺の状況に応じた防災知識
- エ 危険物に関する知識
- オ 市地域防災計画書の概要
- カ 災害時の心得

(3) 災害の伝承

過去の大きな災害で得られた体験や情報を教訓として伝承し、想定される災害に対応できるように防災意識の普及に努める。

第13節 自主防災組織の育成に関する計画

本市及び他の防災機関と協力して防災活動を効果的に行うため、地域ごとの自主的な防災組織の育成を図ることにより防災意識、近隣互助の精神等の高揚を図るものである。

1 構成単位

町内会、自治会等を単位として、自主防災組織を育成し、特に、洪水、地すべり、がけ崩れ等の危険が予想される地区を重点に育成するものとする。

2 活 動

自主防災組織の活動は、次のとおりとする。

- (1) 防災知識の普及に関すること。
- (2) 災害予防に関すること。
- (3) 避難行動要支援者の把握、避難に関すること。
- (4) 災害時における情報の収集及び伝達、救出、救護、避難誘導等に関すること。
- (5) 火災発生時における初期消火活動に関すること。
- (6) 防災訓練の実施に関すること。
- (7) 防災資機材の備蓄に関すること。
- (8) 災害発生時における火気使用器具等の取扱いに関すること。
- (9) その他目的達成に必要なこと。

3 育成事業

- (1) 自主防災活動に必要な資機材整備の推進を図る。
- (2) 防災訓練の実施を推進する。
- (3) 自主防災組織の指導者を育成するためのリーダー研修会を行う。
- (4) 地域の防災リーダーとなる防災士資格取得支援を行う。
- (5) 自主避難所の開設・運営に必要な支援を行う。

第14節 災害ボランティア育成に関する計画

風水害等の大規模災害時においては、個人のほか、専門分野のボランティア等の組織が、消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、発災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害時におけるボランティア活動が効果的に生かされるよう平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織のほか、幅広いボランティアの育成強化のための対策を推進するものである。

1 市における連携体制

大規模災害時におけるボランティア活動の環境整備を図るため、各支部・班において平常時からボランティアの活動内容に応じた関係協力団体等との連携体制の確立に努める。

2 市による環境整備

大規模災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、以下に例示する取組みに努める。

(1) ボランティアの事前登録、教育・訓練等

日本赤十字社長崎県支部、その他のボランティア関係協力団体と連携し、ボランティア登録の円滑化を図り、ボランティアの教育・訓練、調整等を行う。

(2) ボランティアコーディネーター等の養成

ボランティアコーディネーター等の養成を行い、災害時のボランティア活動のあり方、求められるマンパワーの要件、活動の支援・調整等についての講習会等を実施する。

(3) ボランティア活動保険制度の周知

ボランティアが安心して活動できるよう、ボランティア活動保険制度の周知を図るなど、加入促進に努める。

(4) 研修に対する講師の派遣等への協力

ボランティアが自主的に行う研修に対して、講師の派遣など協力を行う。

第15節 災害時避難行動要支援者対策に関する計画

避難行動要支援者（災害対策基本法第49条の10第1項）の「自助」と地域の支えあいによる「共助」を基本として、災害時の避難行動要支援者の支援を迅速、かつ、的確に行うため、避難行動要支援者の状況の把握、情報の共有の方法、情報伝達や避難支援体制の整備を図り、避難行動要支援者が地域の中で安心・安全に暮らすことができる地域づくりの推進を目指す。

このため、「諫早市災害時要援護者避難支援プラン」を避難行動要支援者の全体計画とし、同プランに基づく「要援護者台帳」を、災害対策基本法第49条の10第1項の「避難行動要支援者名簿」に位置づける。

また、「要援護者台帳個人票」を、同法第49条の14第1項の「個別避難計画」に位置づける。

1 避難支援等関係者となる者

民生委員・児童委員、諫早市社会福祉協議会、諫早警察署、諫早消防署、自治会、消防団、地域包括支援センター、諫早市上下水道局、日本郵便（株）、九州電力（株）、九州電力送配電（株）、九州ガス（株）

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下のいずれかの要件に該当する方であって、災害時に災害情報の入手、避難の判断又は避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を要する方

- ひとり暮らしの高齢者
- 高齢者のみの世帯の高齢者
- 昼間高齢者のみの世帯の高齢者
- 身体障害のある人（身体障害者手帳1・2・3級）
- 知的障害のある人（療育手帳A1、A2）
- 精神障害のある人（精神障害者保健福祉手帳1・2級）
- 介護保険の要支援及び要介護の認定者
- その他、災害時に災害情報の入手、避難の判断または避難行動を自ら行うことが困難で、第三者の支援を必要とする人

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿に必要な個人情報は下記のとおりとし、手上げ方式、同意方式、関係機関共有方式により把握する。

- 氏名（ふりがな、生年月日、性別）
- 住所（方書）
- 身体状況（言語、視力、聴力、生活状況）
- 世帯状況（同居家族）
- 連絡先（自宅電話、FAX、携帯電話、携帯メールアドレス、Eメールアドレス）
- 緊急連絡先（氏名、住所、連絡先）
- 見守りネットワーク協力員（氏名、住所、連絡先）
- その他の支援に必要な事項（避難所、障害の有無など）

4 名簿の更新に関する事項

市は、毎月、避難行動要支援者名簿の情報と、住民基本台帳はじめ市が保有する情報を突合するとともに、毎年、定期的に実態調査を行うことにより名簿を更新し、避難行動要支援者の同意に基づき、必要な情報を避難支援等関係者に提供するものとする。

5 名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者情報の管理や避難支援等関係者への提供にあたって、市は、諫早市個人情報保護条例を遵守して適切に行うとともに、関係機関に対しては、情報提供の際に誓約書や協定書などを取り交わし、避難行動要支援者情報の漏えい防止のため適切な管理を求めることとする。

6 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知または警告の配慮

災害警戒本部及び災害対策本部は、防災情報等により災害発生が予測される場合には、避難指示に先駆け、避難行動要支援者が安全に避難できる段階で、高齢者等避難を発令する。避難指示等を発令した場合は、様々な手段を活用し、避難行動要支援者、避難支援等関係者及び自主防災組織に伝達を行い、早期の避難を促す。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人またはその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提であるため、市は、避難支援等関係者が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮するものとする。

また、避難支援等関係者は、自らが可能な範囲で避難支援を行うものであり、平常時から避難行動要支援者に対し、災害の状況によっては避難支援ができない可能性もあることについて理解してもらうよう努めるものとする。

第16節 警戒避難体制の確立に関する計画

地区住民に対し、土砂災害警戒区域等、避難所、避難方法等を周知徹底するなど警戒体制の整備を図る。

1 災害危険箇所等の周知

諫早市地域防災計画に、風水害及び土砂災害警戒区域及び警備体制、災害危険箇所、避難所、避難方法等を掲載するとともに、これらの情報を地区公民館パンフレット、防災マップ等により地域住民に周知を図る。

2 危険箇所の通報

住民は、日頃から地域ぐるみで居住する地域の防災点検を実施し、危険箇所を把握するとともに、新たに災害の発生が疑われる箇所等を発見したときは、速やかに市長に通報する。

3 風水害及び土砂災害等警戒区域及び警備体制

人家等に被害を与える恐れがある危険箇所がある地区を、風水害及び土砂災害等警戒区域として指定し、地区ごとに避難場所、連絡先、警備区分、過去の災害記録等を含めた避難計画を作成するほか、常時危険箇所の実態把握に努める。

4 予報、警報、避難の指示等の伝達

収集又は観測した気象情報及び避難指示等の防災情報を関係者による直接口頭又はファックス、拡声器、サイレン、鐘、広報車、地域密着媒体（エフエム放送、ケーブルテレビ、防災行政無線）等により、対象地区の住民に対し迅速かつ正確に伝える。

5 地域ぐるみの避難体制の確立

住民の避難は、自主防災組織等の地域ぐるみで、早めに行うよう努めるものとする。
そのため、積極的に自主防災組織の育成・強化に努める。

6 避難路、避難場所の安全性の確保

避難路、避難場所の選定に当たっては、次の点に留意し、その安全性の確保に努める。

- (1) 避難の途中で災害に遭うことがないように、危険箇所を避けるなど安全性を十分確認した避難路を選定しておくよう、あらかじめ住民に対し指導を行う。
- (2) 関係機関（他の道路管理者、警察等）と連携をとり、災害時の避難路となる幹線道路の違法駐車等の指導取締り等を実施するとともに、道路交通環境の点検を行い、災害時の避難路の安全確保に努める。
- (3) 避難所は、危険箇所及びその周辺を避けるとともに、避難所までの距離、避難所の建物の構造等十分検討し、安全性及び利便性を配慮し選定する。

7 防災点検及び避難訓練

毎年出水期（梅雨期、台風期）前に、防災関係機関及び自主防災組織等と十分連携をとりながら、防災点検及び避難訓練を実施するよう努める。

防災点検については、関係防災機関に通知するとともに、防災工事が必要な箇所については、直ちに所管する機関等に要請する。

第 1 7 節 水防災減災対策に関する計画

全国各地で豪雨が頻発・激甚化していることに対応するために「施設整備により洪水の発生を防止するもの」から「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を根本的に転換し、ハード・ソフト対策を一体として、社会全体でこれに備える水防災意識社会の再構築を図り、「逃げ遅れゼロ」実現のための多様な関係者の連携体制の構築を図る。

1 大規模氾濫減災協議会の創設

(1) 目的

減災の為の目標を共有し、ハード対策・ソフト対策を一体的計画的に推進する。

(2) 沿革等

- 「本明川流域減災対策協議会」平成 2 8 年 5 月 2 8 日設立

(令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 ヶ年取り組み)

令和 2 年度までの取り組みに続き、新たに 5 年間の取組方針を作成し、「流域治水プロジェクト」に位置付けることで、あらゆる関係者との密接な連携体制のもと、防災・減災の取組を継続的に推進していく。

構成員：諫早市、国土交通省長崎河川国道事務所、長崎県、長崎地方気象台

- 「長崎県管理河川流域減災対策協議会」平成 2 9 年 6 月 5 日に設立

「長崎県管理河川流域大規模氾濫減災協議会」平成 3 0 年 3 月 2 3 日移行

「長崎県管理河川減災協議会」令和 7 年 2 月 1 3 日移行

(令和 7 年度から令和 1 1 年度までの 5 ヶ年取り組み)

令和 6 年度までの第 1 期の取り組みに続き、第 2 期は、住民の防災意識の向上、確実な情報提供・避難の実現、社会経済被害の最小化を 3 つの柱とし、事前防災・減災により、いかなる災害が発生しようとも人命が守られるよう、災害に強く命を守る地域防災力の向上を図る。

構成員：諫早市、県内管理河川が存する 1 9 市町、長崎地方気象台、長崎県

2 「本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定」

令和 3 年 5 月 2 8 日に締結

協定に基づき、関係機関が連携して事前防災行動を迅速かつ的確に行うことにより、住民の円滑な避難誘導・被害軽減を図る。

構成員：諫早市、九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県央振興局、長崎地方気象台

3 ハザードマップの作成

水防法第 1 4 条及び 1 4 条の 2 に基づき、洪水浸水想定区域及び雨水出水想定区域に指定された河川の区域については、順次、洪水・内水ハザードマップの作成に取り組む。

第18節 防災行動計画（タイムライン）による防災力向上に関する計画

「タイムライン」とは、防災行動を担当する機関・部署が、災害による被害を予め想定し共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするのか」に着目して、防災行動を時系列で整理した計画である。

タイムラインを策定し、防災行動を迅速に実施する社会の構築を目指し、これにより被害の最小化を図るものである。

1 「本明川水害タイムライン」の本格運用

○ 令和3年5月28日、「本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定」を締結し、本市主導で運用を開始

○ 関係機関

気象庁長崎地方气象台、国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所、長崎県、陸上自衛隊第16普通科連隊、長崎県警察、(株)NTT フィールドテクノ長崎設備部、九州旅客鉄道(株)、九州電力送配電(株)、長崎県交通局、諫早医師会、九州ガス(株)、島原鉄道(株)、諫早ケーブルメディア(株)、(株)エフエム諫早、諫早市社会福祉協議会、諫早市民生委員児童委員協議会連合会、諫早市自治会連合会、諫早市連合婦人会、県央地域広域市町村圏組合、諫早市消防団、長崎県建設業協会諫早支部

2 タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議への参画

令和4年5月10日に発足した「タイムライン防災・全国ネットワーク国民会議」に参画し、全国のタイムライン防災に取り組む国の機関、都道府県市区町村等と取り組みの共有を進め、タイムライン防災をより多くの地域住民に広げていくことで、災害から命を守る防災意識社会の構築を目指す。

水害対応タイムラインの種類と概要

種 別	領 域	概 要	実施主体
流域タイムライン	河川流域	流域内の市区町村及び関係機関が対応すべき行動を計画したもの	地方整備局 地方事務所
市区町村タイムライン (多機関連携)	市区町村	市区町村及び関係機関が対応すべき行動を計画したもの	市区町村
コミュニティタイムライン	地 区	自治会等が対応すべき行動を計画したもの	自治会 自主防災組織
マイタイムライン	個人・家族	個人、家族単位でとるべき行動を計画したもの	個人・家族

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に対してその機能を有効適切に発揮し、市民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

第1節 災害区分

1 区 分

災害を非常災害と平常災害に区分する。

2 非常災害の基準

- (1) 水害、風害、地震、火災等による大災害及び多数の救助、救急を要する自然災害あるいは人的災害でその対策が長期間に及ぶもの。
- (2) 災害の程度が広域的、あるいはそのおよぼす影響が広範囲のもの。
- (3) 全職団員が出動するもので、災害配備基準の第5号配備又はそれに準ずる災害。
- (4) 市民生活に与える影響が甚大でその影響が長期間におよぶもの。

3 平常災害の基準

- (1) 水害、風害、地震、火災等による自然災害あるいは人的災害でその対策が比較的短期間であるもの。
- (2) 災害の程度が局地的、あるいはそのおよぼす影響が広範囲でないもの。
- (3) 正常な市民生活が維持でき、各機関においても正常の配備体制で対応できるもの。

第2節 組織計画

1 防災組織

(1) 諫早市防災会議

災害対策基本法及び諫早市防災会議条例に基づき、市長を会長とし、委員38人以内をもって構成する機関であり、諫早市における防災に関する基本方針及び諫早市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項の審議などを任務とする。

(2) 諫早市災害対策本部

災害対策基本法及び諫早市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められる場合において市長が設置する機関で、市長を本部長（以下「本部長」という）として、市長部局のほか各行政委員会事務局等市の全ての職員をもって組織し、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動の実施を任務とする。

(3) 諫早市災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災態勢の一層の確立を図るため、「諫早市災害対策本部」設置前の段階の準備的活動組織として「諫早市災害警戒本部」を設置する。

(4) 諫早市水防本部

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき設置される機関で、水防上必要な監視、予報、警戒、通信、輸送、その他の水防活動の実施を任務とし、本部長には、建設部長があたる。

なお、市災害対策本部を設置した場合は、水防本部の組織は、市災害対策本部の組織に統合されるものとする。

(5) 情報連絡室

各種警報が発表された時に、総務部危機管理課に「情報連絡室」を設置し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 諫早市災害対策本部の設置

諫早市災害対策本部（以下「市本部」という。）の組織、編成及び運営に関し、必要な事項は、「諫早市災害対策本部条例」及び「諫早市災害対策本部規程」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 市本部組織図

別表1

(2) 市本部編成及び事務分掌

ア 本部長は、部及び班のうち、気象警報及び災害状況等を考慮し、必要と認める部及び班を設置するものとする。

別表2

イ 部に部長及び副部長、班に班長及び副班長を置き、それぞれ諫早市災害対策本部規程（平成17年3月1日訓令第12号）に掲げる職にある本部員及び本部職員をもって充てる。

（資料編の諫早市災害対策本部標準配備表に掲載）

ウ 災害対策本部室（配置図）

別表 3

- (3) 本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置することができ、その組織、編成及び運営について必要な事項は災害状況に応じて、その都度定めるものとする。

ア 現地災害対策本部の長は、本部長・副本部長又は各部長の中から災害規模等に応じ、本部長が指名する。

イ 現地災害対策本部の長は、現地災害対策全般について指示するものとする。

- (4) 本部長が必要と認めるときは、各部の統一的指示及び災害対策に係わる事項を協議するため本部会議を招集する。

ア 本部会議の議長は本部長が行うものとする。

イ 本部会議の構成員は、本部長、副本部長、議会事務局長、消防団長、消防署長、各部長及び、本部長が指名する関係機関の長並びに本部職員とする。

- (5) 設置及び解散基準

ア 市本部の設置

(ア) 市域に気象業務法に基づくレベル3警報等が発表され、かつ、災害対策について特別の対策が必要と認められるとき。

(イ) 市域に大規模な地震又は火災爆発等による災害が発生し、特別の対策が必要と認められるとき。

(ロ) 前2号のほか、災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められる場合であって、特に市本部の設置が必要と認められるとき。

イ 市本部の解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置が概ね終了し平常の事務分掌により処理できる段階に達したと認められるときは、市本部を解散する。

3 消防機関の措置体制

- (1) 平常災害の事務機関及び部隊編成

平常災害時の事務機構及び部隊編成は、平常時の事務機構より人員を編成し、火災、救急その他の災害に対処できる態勢とする。

- (2) 非常災害時の事務機構及び部隊編成

ア 市災害対策本部及び現地対策本部を設置しなければならない災害で、全機関、全職団員出動する災害で、事務機構は、災害対策本部へ切り替えるものとする。

イ 部隊編成は、全機関、全職団員出動する。

4 県央振興局管内災害時の防災体制

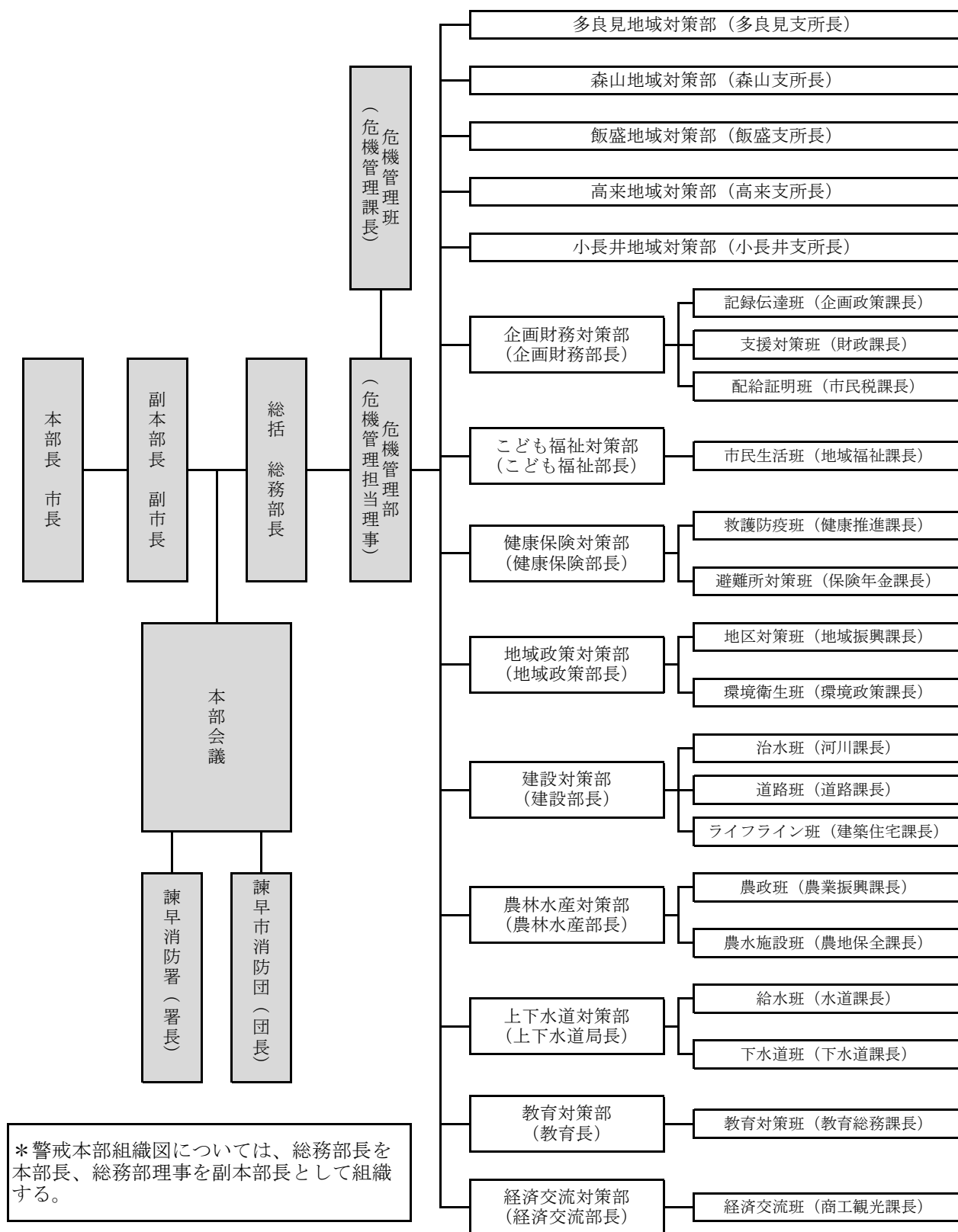
- (1) 県央振興局管内の市において災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合において、各市が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市相互の応援について必要な事項を定め協定を締結する。

- (2) 協定内容

資料編の諫早土木事務所（県央振興局）管内災害時防災相互応援協定に掲載

別表 1

対 策（ 警 戒 ） 本 部 組 織 図



対策（警戒）本部事務分掌

危機管理部	部 長	危機管理担当理事
	副部長	総務部次長

危機管理班	班 長	危機管理課長
	副班長	総務課長

- (1) 対策本部の総括に関すること。
- (2) 本部会議に関すること。
- (3) 本部長命令等（避難指示等を含む。）の伝達の総括に関すること。
- (4) 対策本部の配置及び調整に関すること。
- (5) 避難所開設・運営に係る職員の配置計画に関すること。
- (6) 避難所の開設状況並びに避難者の調査及び対応の総括に関すること。
- (7) 災害対策に係る予算措置に関すること
- (8) 気象情報及び気象通報に関すること。
- (9) 防災行政無線の運営に関すること。
- (10) アマチュア無線に関すること。
- (11) その他無線通信に関すること。
- (12) 災害時の班職員の把握及び他の班への職員の応援配備に関すること。
- (13) 災害状況の把握及び記録に関すること。
- (14) 関係機関との連絡の総括に関すること。
- (15) 職員の非常招集に関すること。
- (16) 自衛隊の出動要請に関すること。
- (17) 災害状況の国、県等への報告、要望等の取りまとめに関すること。
- (18) 国、県及び他市町村との相互支援の調整及び総括に関すること。
- (19) 報道機関等への情報の提供等情報の総括に関すること。
- (20) 災害見舞い及び視察者等の対応に関すること。

多良見地域対策部 森山地域対策部 飯盛地域対策部 高来地域対策部 小長井地域対策部	部 長	支所長
	副部長	地域総務課長

- (1) 地域対策部の総括に関すること。
- (2) 地域対策部会議に関すること。
- (3) 本部長命令等（避難指示等を含む。）の地域内伝達に関すること。
- (4) 地域内関係機関との連絡に関すること。
- (5) 地域対策部職員の非常招集に関すること。
- (6) 地域対策部の配置及び調整に関すること。
- (7) 地域内の災害状況の把握、記録及び危機管理部への報告に関すること。
- (8) 地域内の市民への警戒呼びかけ等広報に関すること。

- (9) 地域内の避難所の開設及び運営に関すること。
- (10) 地域内の住民及び関係機関に対する避難の誘導、避難情報の伝達に関すること。

企画財務対策部	部 長	企画財務部長
	副部長	企画財務部次長

記録伝達班	班 長	企画政策課長
	副班長	会計課長

- (1) 災害写真の撮影及び収集に関すること。
- (2) 市民への警戒呼びかけ等広報に関すること。
- (3) 災害時の出納に関すること。
- (4) 部設置条例第 1 条に掲げる企画財務部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。
- (5) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

支援対策班	班 長	財政課長
	副班長	契約課長

- (1) 自衛隊等他機関の受入れに関すること。
- (2) 国、県及び他市町村の支援受入れの具体化に関すること。
- (3) 支援受入れに必要な用品等の調査に関すること。
- (4) 各部又は各班で必要な用品の調達に関すること。
- (5) 救援物資の受付に関すること。
- (6) 災害用自動車の配車に関すること。
- (7) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

配給証明班	班 長	市民税課長
	副班長	資産税課長

- (1) 救援物資の保管及び配給に関すること。
- (2) 主用食糧の緊急配給に関すること。
- (3) 支援対策班との連絡調整に関すること。
- (4) 災害によるり災証明等の発行に関すること。
- (5) 家屋の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (6) 災害による市税等の減免及び徴収猶予に関すること。
- (7) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

こども福祉対策部	部 長	こども福祉部長
	副部長	こども福祉部次長

市民生活班	班 長	地域福祉課長
	副班長	こども政策課長

- (1) 避難所（部設置条例第 1 条に掲げるこども福祉部（以下「こども福祉部」という）の所管する施設）の開設及び運営に関すること。

- (2) 災害応急復旧資金等のあっせんに関する事。
- (3) 義援金の配分に関する事。
- (4) 災害ボランティアセンターその他ボランティアの受入れ及び配置に関する事。
- (5) 行方不明者及びり災者の把握に関する事。
- (6) 要配慮者・避難行動要支援者等の生活状況の把握及び支援に関する事。
- (7) り災児の援護に関する事。
- (8) 死体の収容及び埋火葬処理に関する事。
- (9) こども福祉部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

健康保険対策部	部 長	健康保険部長
	副部長	健康保険部次長

救護防疫班	班 長	健康推進課長
	副班長	介護保険課長

- (1) 一般社団法人諫早医師会との連絡調整に関する事。
- (2) 救護所の設置に関する事。
- (3) 医療救護班の編成及び派遣に関する事。
- (4) 災害時における食品衛生に関する事。
- (5) 被災地の防疫に関する事。
- (6) 薬品等の調達に関する事。
- (7) 医療機関の被害状況の調査及び報告に関する事。
- (8) 避難者等の健康指導、相談に関する事。
- (9) 避難所の開設及び運営の協力応援に関する事。
- (10) 部設置条例第 1 条に掲げる健康保険部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

避難所対策班	班 長	保険年金課長
	副班長	地域包括ケア推進課長

- (1) 避難所の開設及び運営に関する事（他の班の所管に属する避難所を除く。）。
- (2) 炊き出しを必要とするり災者の調査並びに炊き出しの実施及びその給付に関する事。

地域政策対策部	部 長	地域政策部長
	副部長	地域政策部次長

地区対策班	班 長	地域振興課長
	副班長	移住定住推進課長、各出張所長

- (1) 避難所（部設置条例第 1 条に掲げる地域政策部（以下「地域政策部」という）の所管施設）の開設及び運営に関する事。
- (2) 住民及び関係機関に対する避難の誘導、避難情報の伝達に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (3) 各出張所所管地区の被害状況の調査及び報告に関する事。

- (4) 対策本部との通信連絡に関する事。
- (5) 各出張所所管地区の関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) 地域政策部の所管施設の利用者の避難に関する事。
- (7) 地域政策部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

環境衛生班	班 長 副班長	環境政策課長 生活安全交通課長

- (1) 環境衛生に関する事。
- (2) 地域の安全に関する事。
- (3) 被災地の清掃に関する事。
- (4) 災害廃棄物に関する事。
- (5) 漂流物に関する事。
- (6) 鉄道、路線バスその他の公共交通機関の被害の状況把握及び復旧見通しの調査に関する事。
- (7) 災害時における交通対策に関する事。
- (8) 民間車両の利用に関する事。
- (9) 避難所の開設及び運営の協力応援に関する事。

建設対策部	部 長 副部長	建設部長 建設部次長

治水班	班 長 副班長	河川課長 都市政策課長

- (1) 水防本部に関する事。
- (2) 内水排除等の治水対策に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (3) 災害時における障害物等の除去に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (4) 高潮対策に関する事。
- (5) 地すべり、がけ崩れ及び土石流対策に関する事。
- (6) 急傾斜崩壊危険区域の災害対策に関する事。
- (7) 河川、溝渠、水路及び樋管の災害復旧に関する事。
- (8) 港湾の被害状況の把握及び災害復旧に関する事。

道路班	班 長 副班長	道路課長 用地課長

- (1) 災害時における障害物の除去に関する事。
- (2) 災害時における道路及び橋りょうの交通規制に関する事。
- (3) 道路及び橋りょうの災害復旧に関する事。
- (4) 国道、県道等の広域的被害の状況把握及び復旧見通しの調査に関する事。

ライフライン班	班 長 副班長	建築住宅課長 開発支援課長

- (1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事。
- (2) 災害住宅の建設に関する事。

- (3) 公共施設及び市営住宅の被害調査及び復旧に関すること(他の班の所管に属するものを除く。)
- (4) 被災建築物応急危険度判定等による被災建築物の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定等による被災宅地の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (6) ガス、電気、電話通信網等の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。
- (7) 公園の被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。
- (8) 避難所(公園施設)の開設、管理及び誘導並びに避難者の調査及び対応に関すること。
- (9) 部設置条例第1条に掲げる建設部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。

農林水産対策部	部 長 副部長	農林水産部長 農林水産部次長、農業委員会事務局長

農政班	班 長 副班長	農業振興課長 地籍調査課長

- (1) 営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。
- (2) 農林水産物の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 農業共済に関すること。
- (4) り災農林水産業者の災害資金に関すること。
- (5) 部設置条例第1条に掲げる農林水産部(以下「農林水産部」という)の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。

農水施設班	班 長 副班長	農地保全課長 林務水産課長

- (1) 溜池及び樋門の巡視及び警戒に関すること。
- (2) 農業用施設及び水産施設の被害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。
- (3) 内水排除等の治水対策に関すること(農林水産部の所管に属するもの。)
- (4) 漁港等の被害状況の調査及び復旧に関すること。
- (5) 林業用施設の被害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。

上下水道対策部	部 長 副部長	上下水道局長 上下水道局次長

給水班	班 長 副班長	水道課長 経営管理課長

- (1) 飲料水及び生活用水の供給に関すること。
- (2) 上水道及び工業用水道の被害状況の調査、報告、応急修理等の対策に関すること。
- (3) 上水道及び工業用水道の復旧に関すること。
- (4) 簡易水道(組合営)及び飲料水供給施設の被害状況の調査及びその復旧に関すること。

- (5) 避難所の開設及び運営の協力応援にすること。

下水道班	班 長 下水道課長 副班長 下水道課長補佐

- (1) 下水道の被害状況の調査、報告及び復旧にすること。

教育対策部	部 長 教育長 副部長 教育次長

教育対策班	班 長 教育総務課長 副班長 学校教育課長生涯学習課長

- (1) 児童生徒の避難対策にすること。
- (2) 公立公民館の利用者の避難にすること。
- (3) 避難所（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に定める教育委員会（以下「教育委員会」という）の所管施設）の開設及び運営の協力応援にすること。
また、必要な教職員の動員にすること。
- (4) 応急教育施設対策にすること。
- (5) 児童生徒の授業の措置にすること。
- (6) 教科書のあっせん及び調達にすること。
- (7) 学用品の支給にすること。
- (8) 学校給食及び児童生徒の保健にすること。
- (9) 教育委員会の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。

経済交流対策部	部 長 経済交流部長 副部長 経済交流部次長

経済交流班	班 長 商工観光課長 副班長 スポーツ振興課長

- (1) 避難所（部設置条例第1条に掲げる経済交流部（以下「経済交流部」という）の所管施設）の開設及び運営にすること。
- (2) 商工業に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。
- (3) り災商工業者の災害応急復旧資金等災害金融にすること。
- (4) 経済交流部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。
- (5) 経済交流部の所管施設の利用者の避難にすること

諫早市消防団	消防団長 副団長

- (1) 団員の非常招集及び非常配置にすること。
- (2) 災害の警戒及び予防にすること。
- (3) 避難の誘導及び罹災者の救助、救護にすること。
- (4) 行方不明者及び死体の捜索にすること。

- (5) 被災地の障害物除去に関すること。
- (6) 被害の緊急復旧に関すること。
- (7) 県央地域広域市町村圏組合との連携に関すること。

県央地域広域市町村圏組合	諫早消防署長 諫早消防署副署長

- (1) 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること。
- (2) 被害の警戒及び予防に関すること。
- (3) 避難の誘導及び罹災者の救助、救護に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索に関すること。
- (5) 被災地の障害物除去に関すること。
- (6) 被害の緊急復旧に関すること。
- (7) 消防団との連携に関すること。

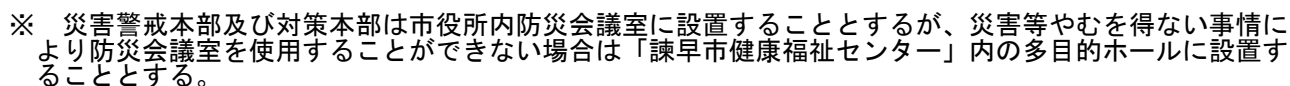
情報連絡室・災害警戒本部（水防本部）設置時の連絡機関等

連 絡 先		電話番号	FAX番号
長崎県県央振興局(管理部総務課)	永昌東町 25-8	22-1334	23-6035
諫早消防署	鷺崎町 221-1	22-0119	22-0977
県央地域広域市町村圏組合消防本部通信指令センター	鷺崎町 221-1	24-6500	23-0159
諫早市消防団(危機管理課)	東小路町 7-1	22-1500	
諫早警察署	小船越町 1036-1	22-0110	22-0110
九州農政局北部九州土地改良調査事務所(環境調整課)	高来町金崎 149-6	27-7510	27-7511
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所	長崎市宿町 316-1	095-839-9211	095-839-9498
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所諫早出張所	八天町 20-15	22-1356	22-1357
陸上自衛隊第16普通科連隊本部第3科(大村駐屯地)	大村市西乾馬場町 416	52-2131 (内線236・238)	52-2131 (時間外:P15 参照)
NHK 記者	諫早市上町 4-3	21-1630	21-1481
NHK ニュース	長崎市西坂町 1-1	095-821-3121	095-826-9156
NBC 報道部	長崎市上町 1-35	095-820-1041	095-821-6599
KTN 報道部	長崎市金屋町 1-7	095-827-8980	095-824-1099
NCC 報道制作局	長崎市茂里町 3-2	095-843-6458	095-843-6756
NIB 報道部	長崎市出島町 11-1	095-820-3001	095-820-3208
エフエム長崎 報道部	長崎市栄町 5-5	095-828-2020	095-828-2777
諫早ケーブルメディア	福田町 18-23	22-1193	23-5071
エフエム諫早	宇都町 29-1	27-0771	27-0840
朝日新聞	八天町 21-19	22-0521	24-3807
長崎新聞	天満町 22-13	22-0118	22-4297
西日本新聞	原口町 668-3	22-0496	22-0494
毎日新聞	宇都町 2-17-2	22-2590	22-2690
読売新聞	栄町 2-11	35-5711	35-5712
共同通信社	長崎市茂里町 3-1	095-844-6111	095-844-6211
自衛隊長崎地方協力本部諫早地域事務所	東小路町 5-17	22-4455	22-4455
諫早市社会福祉協議会	新道町 948	24-5100	24-5101
(一社)長崎県建設業協会諫早支部	天満町 37-16	22-1282	23-7589
多良見支所	多良見町化屋 1800	43-1111	43-2072
森山支所	森山町本村 1300	36-1111	36-2504
飯盛支所	飯盛町開 1929-3	48-1111	48-1405
高来支所	高来町三部壺 528	32-2111	32-3235
小長井支所	小長井町小川原浦 500	34-2111	34-2335
小栗出張所	小川町 1222	22-1533	24-0370
小野出張所	黒崎町 181-2	22-0264	24-0483
有喜出張所	有喜町 488	28-2001	28-2067
真津山出張所	山川町 1-3	26-1500	26-1803
本野出張所	上大渡野町 2-1	26-0270	26-2513
長田出張所	長田町 2394-2	23-9024	23-9647

災害対策本部設置時の連絡機関等（前表からの追加連絡機関）

連 絡 先		電話番号	FAX番号
農林水産省九州農政局 (長崎県拠点)	長崎市岩川町 16-16	095-845-7121	095-845-7179
県央振興局保健部 (県央保健所)	栄田町 26-49	26-3304	26-9870
県交通局諫早営業所	貝津町 1492-1	26-3080	26-6253
諫早医師会	永昌町 23-23	25-2111	25-3100
諫早市歯科医師会	東本町 1-14 中川ビル 302 号	24-3576	22-7991
諫早市薬剤師会	永昌町 12-7	27-1127	27-1131
長崎県看護協会	永昌町 23-6	49-8050	49-8056
日本郵便(株)諫早郵便局	八坂町 1-7	22-0480	24-5205
九州旅客鉄道(株)諫早駅	永昌町 1-1	080-7408-4308	26-1790
九州電力送配電(株) 大村配電事業所	大村市東三城町 13	0800-777-9422	52-7966
九州電力(株)大村営業センター	大村市東三城町 13	0120-761-372	
NTT西日本(株)長崎支店	長崎市金屋町 4-15	095-893-8059	095-811-7811
島原鉄道(株)島鉄バス諫早営業所	天満町 1594-2	22-9487	46-6873
西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	貝津町 1008	26-0011	26-6510
九州ガス株式会社	幸町 1-23	22-3320	23-8548
陸上自衛隊竹松駐屯部隊	大村市富の原 1-1000	52-3141	52-3141
海上自衛隊第22航空群	大村市今津町 10	52-3131	52-3131
長崎海上保安部	長崎市松が枝町 7-29	095-827-5134	095-822-0673
長崎地方气象台	長崎市南山手町 11-51	095-811-4862	095-822-4285
日本赤十字社長崎県支部	長崎市茂里町 3-15	095-846-0680	095-846-0681
諫早市自治会連合会 (地域振興課)	東小路町 7-1	22-1500	
諫早市連合婦人会 (生涯学習課)	東小路町 7-1	22-1500	
長崎県LPガス協会諫早支部 (有)エム・ティー・ガスサービス	幸町 40-20	22-5353	22-4139
諫早市タクシー協会 (有)小野タクシー	宗方町 193-1	22-2330	
諫早電気工事業協同組合	八天町 14-13	22-5207	23-2148
長崎県土地家屋調査士会	長崎市桜町 7-6-101 号	095-828-0009	095-828-2629

災害対策本部室(配置図)



第3節 要員配備計画

この要員配備計画により、各部各班長はあらかじめ要員を指名しておくとともに、所属職員の応急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

1 配備要員

- (1) 動員は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合において、本市に及ぼす影響及び災害の規模によって異なるものとする。

即ち、人員配置については、次の6段階によることとする。

	情報連絡室	各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合
平常 災害	第1号配備 (災害警戒本部)	気象情報等により、災害の発生が予測され、情報収集、伝達及び連絡を円滑に実施しながら、警戒を必要とする場合
	第2号配備 (災害警戒本部)	気象情報の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制が必要と本部長が判断した場合
	第3号配備 (災害対策本部)	気象状況の悪化により災害の発生が予測される場合並びに地震、事故等の発生により、災害対策本部の設置が必要と本部長が判断した場合
	第4号配備 (災害対策本部)	相当規模の災害が発生した場合並びに重大な災害の発生が確実と本部長が判断した場合
非常 災害	第5号配備 (災害対策本部)	重大な災害が発生し、ライフラインの途絶等で平常の市民生活が困難な場合

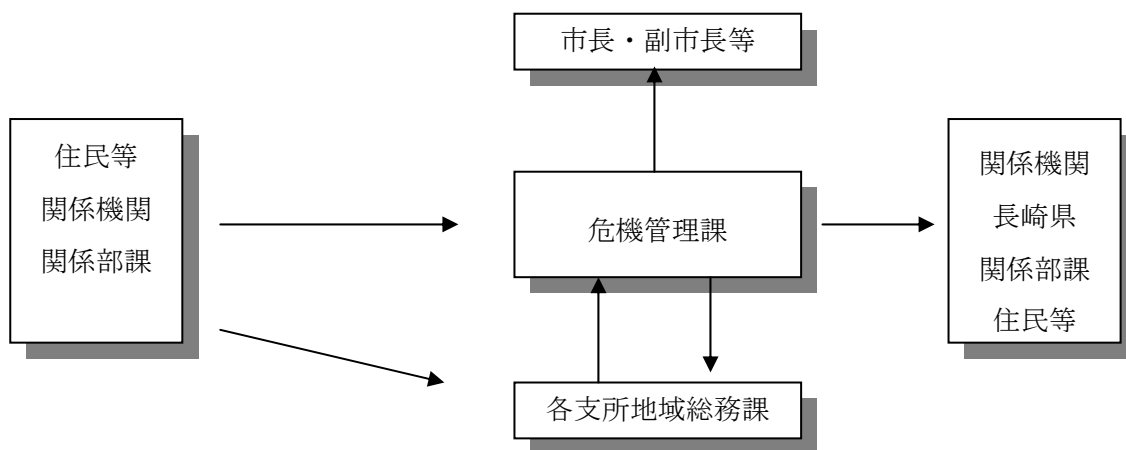
資料編の諫早市災害対策本部標準配備表によって、要員計画をたてるものとし、職員は、災害が発生した際には、速やかに所属の上司と連絡をとり又は指示がなくとも自らの判断で参集し応急対策に従事するものとする。

(2) 職員の配備

気象台及び防災関係各機関等から、災害が発生し、又は発生が予想される情報を入手し、職員の配置が必要と認められた場合の担当者の措置方法、報告、指示伝達の経路等について具体的に定めておくものとする。

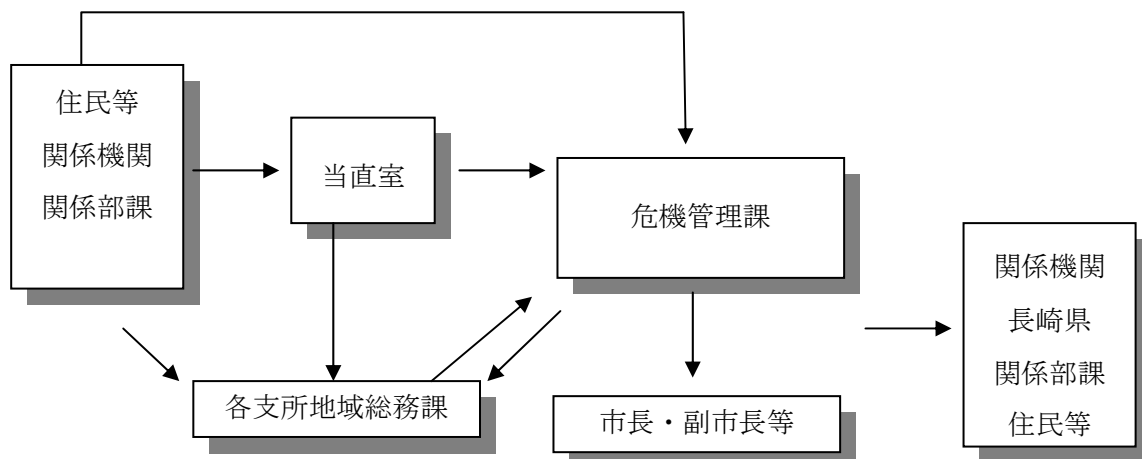
ア 勤務時間内の配置

災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令の経路及び伝達方法について定めておくものとする。



イ 休日又は勤務時間外における配置

災害に関する情報又は通報の受領者の責務、要員に関する非常連絡系統の整備、動員指令の迅速な伝達方法等について定め、必要に応じて各担当職員をただちに動員できるよう措置しておくものとする。なお、動員指令の伝達方法については、不測の事態に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。



ウ 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は、災害の状況及び応急措置の推移等により各部の業務の実態に応じて、相互に応援、協力体制をとるものとする。

また、配備体制の要員数は目安として定めており、災害の状況により、必要な配備数については、本部長の判断とする。

エ 職員の非常登庁

(ア) 職員に対し、休日又は勤務時間外であっても、配備体制の基準に該当する災害が発生し、又発生が予想される事態を察知した場合の職員のとるべき措置について定め、趣旨の徹底をはかっておくものとする。

(イ) 職員は、非常登庁時において、交通機関の途絶等で本庁への登庁が困難と判断した場合は、最寄りの支所又は出張所に登所し、指示を受け、災害対策活動に従事するものとする。

災害対策配備フロー

令和8年4月1日現在



- ◎ 各本部の解散及び配備体制の増強、縮小については本部長の判断による。
- ◎ 通常の業務で災害対策が行えると判断される場合には、本部は速やかに解散するものとする。

2 災害警戒と災害発生時の対応組織

(1) 情報連絡室の設置

ア 長崎地方気象台及び気象庁本庁から気象警報等が発表された場合、N T T及び長崎県から「気象伝達に関する計画」に記載されている「気象警報等の伝達系統図」により情報がもたらされる。

この場合は、同時刻に本庁危機管理課に情報連絡室を設置し情報収集に努める。なお、警報等により災害の発生が予測される時は、情報連絡室を設置せず災害警戒本部を設置する場合もある。

情報連絡室配備体制

情 報 連 絡 室	
室長 総務部危機管理課長	
総 務 部	4 名
建 設 部	7 名
農林水産部・農業委員会	3 名
支所（各 2 名）	1 0 名
計	2 4 名

(2) 災害警戒本部の設置

ア 気象情報等により災害発生が予測される時は、総務部長を本部長とする諫早市災害警戒本部を設置する。

なお、災害の規模、状況により、関係各課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡を円滑に実施する体制の第 1 号配備と事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制の第 2 号配備に区分するものとし、その決定は本部長が行う。

併せて、必要に応じ、各支所に支所長を部長とする地域対策部を設置する。

災害警戒本部は、関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策などを行う。

イ 洪水、津波または高潮が予想される場合、水防法による諫早市水防本部も原則として災害警戒本部と同時期に設置するものとし、災害警戒本部と連携して警戒にあたる。この場合 2 つの組織が同時に活動するものとするが、組織の総括は災害警戒本部長が行う。

① 警戒本部組織

第1・2号配備（資料編の標準配備表参照）

第1号配備（災害警戒本部）		第2号配備（災害警戒本部）	
本部長 副本部長		総務部長 総務部理事	
本部員	建設部長	本部員	教育長
	農林水産部長		上下水道局長 議会事務局長 その他部長
本部要員	100名	本部要員	200名
本庁	75名	本庁	150名
総務部	15名	支所計	50名
建設部	35名		
農林水産部	25名		
支所計	25名		

② 警戒本部の設置基準

- a 洪水が予想される場合は、市水防計画に定める水防警報を行う河川の水位が水防団待機水位に達した場合

観測場所	水防団待機水位
裏山橋	1.70m
不知火橋	4.00m
埋津橋	2.50m

- b 台風の場合は、強風域に入っている場合で、暴風域に入る確率が高い場合

- c 地震の場合は、次のいずれかに該当する場合

- 1) 震度4の地震が発生した場合（情報連絡室）
- 2) 津波注意報が発表された場合（第1号配備）
- 3) 震度5弱の地震が発生した場合（第2号配備）

- d 警報（大雪、暴風雪）及び注意報（大雪、着雪、低温）が発表され、市民生活に影響をきたす恐れがある場合

- e 現に災害は起こっていないが、災害を予測される自然現象等がある場合

- f 長期予報等で干害等が予想される場合

ウ 設置基準は以上のとおりとするが、潮位の状況、進路予測、地震発生直後の各地域の状況など各種の情報により総務部長が、市長の指揮を受け決定する。

エ 標準配備は資料編の配備表のとおりとするが、予測される災害の状況は個々に異なるので本部長は各部の編成及び人員配置について状況に応じて柔軟に対応するものとする。

オ 警戒本部を設置した場合は、あらかじめ定める連絡機関に速やかに報告するものとする。

カ 必要がある場合、消防団はあらかじめ定めてある警戒出動を行う。

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害が発生又は災害の発生の恐れが非常に強く、警戒本部での対応が困難と判断される場合は、災害対策基本法に基づき、市長を本部長とする諫早市災害対策本部を設置する。

なお、災害の規模、状況により配備体制を第3号配備、第4号配備、第5号配備に区分するものとし、その決定は本部長が行う。

① 対策本部組織

第3・4号配備（資料編の標準配備表参照）

第3号配備（災害対策本部）		第4号配備（災害対策本部）	
本部長 副本部長		市長 副市長	
本部員		教育長 上下水道局長 議会事務局長 各部長 消防団長	
本部要員	300名	本部要員	500名
本庁	225名	本庁	400名
支所計	75名	支所計	100名

② 対策本部の設置基準

a 洪水が予想される場合は、市水防計画に定める水防警報を行う河川の水位が氾濫注意水位に達した場合

観測場所	氾濫注意水位	洪水予報	水位情報	計画高水位 (参考)
裏山橋	2.70m	本明川レベル2 氾濫注意報	—	4.80m
不知火橋	4.50m		—	5.20m
埋津橋	3.50m		半造川レベル2 氾濫注意報	5.00m

b 台風の場合は、暴風域に入ったと予測される場合

c 震度5強以上の地震が発生した場合

d レベル4危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合（大雨・土砂災害・高潮）

e 気象特別警報（暴風・暴風雪・大雪・波浪）が発表された場合

f 大規模事故、竜巻、噴火等で災害が発生、又は発生する可能性が非常に大きい場合

g 干害等で市民生活に重大な影響をきたす恐れがある場合

③ 標準配備は資料編の配備表のとおりとするが、予測される災害の状況は個々に異なるので、本部長は各部の編成及び人員配置について状況により柔軟に対応するものとする。

④ 対策本部を設置した場合は、あらかじめ定める連絡機関に速やかに報告するものとする。

⑤ 状況により全消防団員が出動する。（干害等を除く）

イ 非常災害発生の時

第5号配備は、非常事態とみられる場合の配備であり、全職員が災害対策にあたるものとし、原則としてライフラインの途絶などにより、平常の市民生活が困難であると判断される時に発令される。

第5号配備（資料編の標準配備表参照）

第5号配備（災害対策本部）	
本部長 副本部長	市長 副市長
本部員	教育長 上下水道局長 議会事務局長 各部長 消防団長
本部要員	全職員

- ① この場合の体制は、資料編の配備表のとおりとするが、災害の種類、規模により人員配備を変更する。
- ② 職員は地震、台風、洪水、大規模事故等で甚大な被害を受けたと予想される情報に接した場合には、災害対策本部の指示がなくとも、第5号配備が発令されたものとして指示を待たず昼夜に係わらず全員登庁するものとする。
 - a ライフラインの途絶がみられる場合
 - b 異常な事態が発生したと予想される場合
 - c 地震で震度6強以上など、大規模災害が発生したと予想される場合
- ③ この場合、全職員が災害対策本部要員となり、通常の事務分掌の用務については、本部長が必要な要員を配置する。
- ④ 全消防団員は出動する。

◆災害対策本部等設置基準一覧（洪水対策）

設置基準等	情報連絡室	災害警戒本部 (1, 2 号配備)	災害対策本部 (3 号配備)	災害対策本部 (4 号配備)
気象予報	レベル3 大雨警報			
河川水位 (裏山橋)		水防団待機水位 1.70m	氾濫注意水位 2.70m	避難判断水位 3.00m に達し、氾濫危険水位 3.70m に達するおそれがある場合
洪水予報 (本明川)			本明川レベル2 氾濫注意報	本明川レベル3 氾濫警報
河川水位 (埋津)		水防団待機水位 2.50m	氾濫注意水位 3.50m	避難判断水位 3.60m に達し、氾濫危険水位 4.30m に達するおそれがある場合
水位情報 (半造川)			半造川レベル2 氾濫注意報	半造川レベル3 氾濫警報

第4節 災害情報収集・伝達及び通信計画

災害関係の情報収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に行うため、おむね次の事項について実施する。

各種災害の発生が予測されるとき市本部は、電話、防災行政無線等によってそれぞれの機関に伝達する。伝達を受けた機関は、広報車及び市内有線放送等適宜の方法によって、できるだけ速く、一般住民に周知する。

1 被害者報告取扱

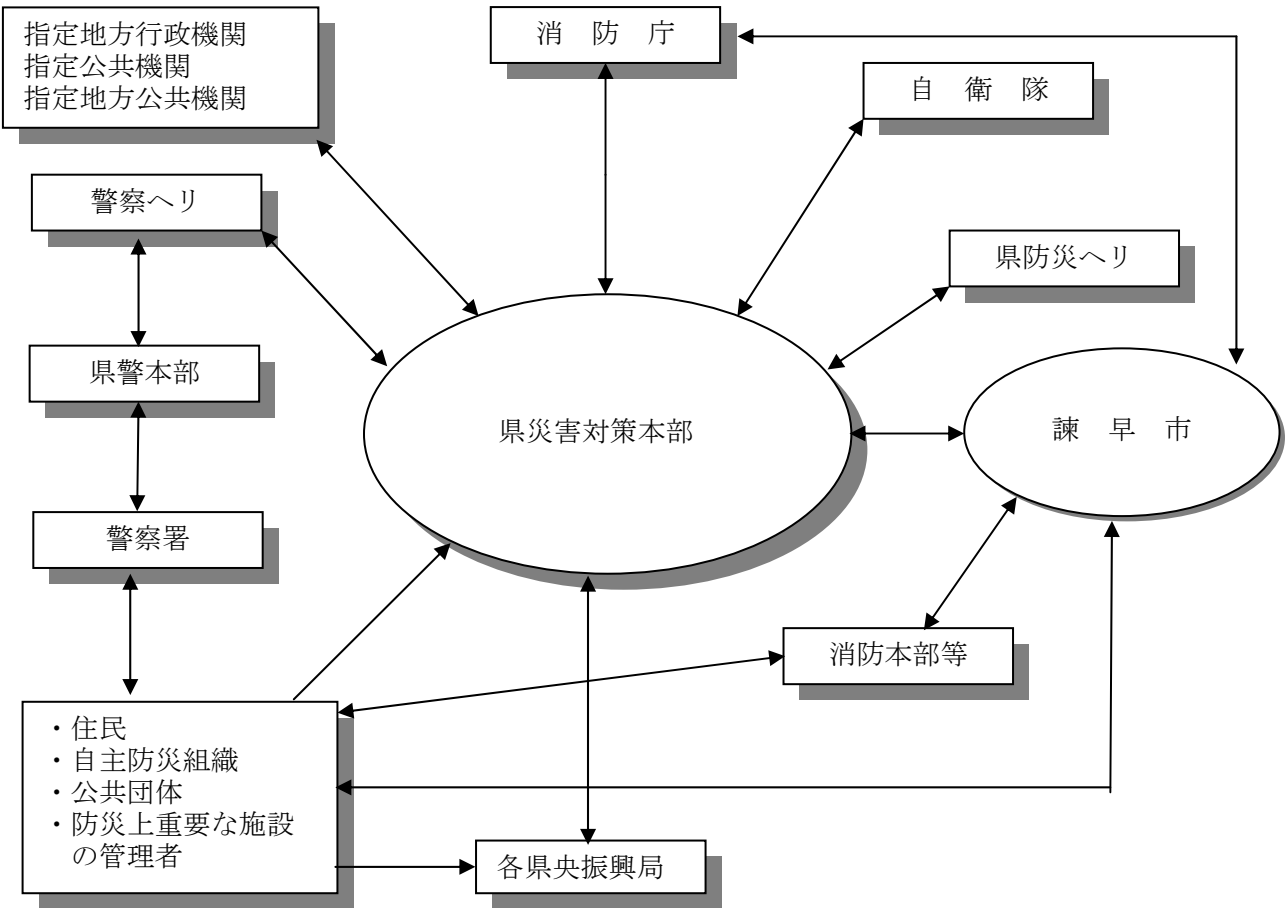
本計画は、災害対策基本法および他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(1) 防災関係機関等

市内における公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害者報告等の収集を行うとともに、市、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

総括的な災害情報収集系統図



(2) 被害等の調査

① 市機関

ア 被害等の調査は、迅速に行うものとするが、市単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複調査等のないよう留意するものとする。

ウ 罹災世帯、人員数等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

エ 災害情報速報表及び災害情報連絡表兼指示伺は別紙のとおりとする。

(罹災証明については、第4章第16節「被災者支援に関する計画」を参照)

② 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。又、市から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

③ 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、被害報告の要領に基づいて行うものとする。

2 非常無線通信の運用

無線局は平常、免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことが出来る。(電波法第52条)

(1) 非常無線の内容等

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの

ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

エ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

オ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの

キ 遭難者の救護に関するもの

ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

コ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの

サ 災害救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木建築工事又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常無線通信の利用

無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱うものとする。

なお、頼信する際は「ヒゼウ」の表示をして差出すものとする。

ア 市役所

イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 全国都市消防長会

オ 電力会社

カ 地方鉄道会社

なお、無線局を免許人において、上記各記号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常無線通信を行う機関

ア 公衆通信 : 日常使用しているNTT西日本㈱等扱いのもの

イ 防災行政無線 : 防災行政無線基地局相互間及び移動無線

ウ 消防通信 : 消防署、関係機関との有線及び消防署相互の無線

エ 警察通信 : 警察本部、警察署、交番、駐在所相互間の有線及び無線

オ 電力通信 : 営業所、発電所間の有線及び移動無線

カ 鉄道通信 : 各駅間の有線、無線及び移動無線

キ 漁業無線 : 漁業無線局相互間及び漁業基地局、漁船局の無線

ク 海上保安庁無線 : 所属無線局相互間及び所属船艇との無線

ケ アマチュア無線 : アマチュア局相互間の無線

コ 水防・道路用無線 : 国土交通省各機関相互の無線通信系統及び移動無線

サ その他 : 気象無線、検察庁及びNHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎、FMいさはや、諫早ケーブルメディア等放送機関の有線・無線、船舶無線、タクシー無線等

災 害 情 報 受 信 票 (A-1)

月 日 危機管理課第 号

[部・局宛]

災害対策本部→担当部局 (コピー)

受信年月日	年 月 日 () 時 分 (電話・その他)										
通 報 者	住 所										
	氏 名		電話番号								
受 信 者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()							
通報の概要	人的被害: ☐ 無 ☐ 有										
	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>町 番 地 号</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明</td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住 所	町 番 地 号	氏 名		内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先
住 所	町 番 地 号	氏 名									
内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先									
対応状況	その他の被害 発生日時: _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分頃 発生場所: _____ 町 _____ 番地 _____ 付近 発生原因: _____ _____ 被害内容: _____ _____										
	(通報者に伝えた内容) ☐ 現場確認指示 (担当課へ) ☐ 経 過 観 察 ☐ そ の 他 _____ _____										

災 害 情 報 受 信 票 (A-2)

[部・局 第 号]

担当部局→災害対策本部 (コピー)

受信年月日	年 月 日 () 時 分 (電話・その他)										
通 報 者	住 所										
	氏 名		電話番号								
受 信 者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()							
通報の概要	人的被害: ☐ 無 ☐ 有										
	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>町 番 地 号</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td> 1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明 </td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住 所	町 番 地 号	氏 名		内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先
住 所	町 番 地 号	氏 名									
内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先									
対応状況	その他の被害 発生日時: _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分頃 発生場所: _____ 町 _____ 番地 _____ 付近 発生原因: _____ _____ 被害内容: _____ _____										
	(通報者に伝えた内容) ☐ 現 場 確 認 ☐ 経 過 観 察 ☐ そ の 他 _____ _____										

※文書番号は、1つの事案に対して (A) (B) (C) とともに共通の番号を用いること。

被害状況調査報告書(B)

[部・局 第 号]

担当部局→災害対策本部

確認年月日	年 月 日 () 時 分頃		
確認現場	町 番地 付近		
担当者	課 室	氏 名	内線 ()
被害種別	☐ 人的被害 名 (うち死亡 名、重傷 名、中傷等 名、軽傷 名) ☐ 道路被害(路肩・法面・その他_____) ☐ 河川・用排水路被害 ☐ 建物被害 戸 (一部損壊 戸、半壊 戸、全壊 戸、半壊 戸) (浸水被害: 床上浸水 戸、床下浸水 戸) ☐ 山・崖崩れ ☐ ライフライン被害(電気・水道・下水道・ガス・電話) ☐ 田畑被害 ☐ その他 ()		
被害の概要	_____ _____ _____ _____ _____		
担当者意見	☐ 市による対応が至急必要 ☐ 被災者等による自力復旧が可能 ☐ その他 ()		

※文書番号は、1つの事案に対して(A)(B)(C)ともに共通の番号を用いること。

市長	副市長	副市長	総務部長	同次長	危機管理 課長	同補佐	同主任	同担当

指 示 欄	☐ 緊急対策費で措置 () ☐ 別途措置 ()

応急対策指示書（C）

[部・局 第 号]

担当部長	担当課長	主 任	担当者

下記業務について、緊急対策費により処理してよろしいか伺います。

発議年月日	年 月 日 ()			
担当者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()
被害種別	☐ 道路被害 (路肩・法面・その他 ()) ☐ 河川・用排水路の被害 ☐ 橋梁被害 (一部損壊・半壊・全壊) ☐ 建物被害 _____ 戸 (一部損壊・半壊・全壊・床上浸水・床下浸水) ☐ 山・崖崩れ ☐ ライフライン (電気・水道・下水道・ガス・電話) ☐ 田畑被害 ☐ その他 ()			
業務内容 : _____				

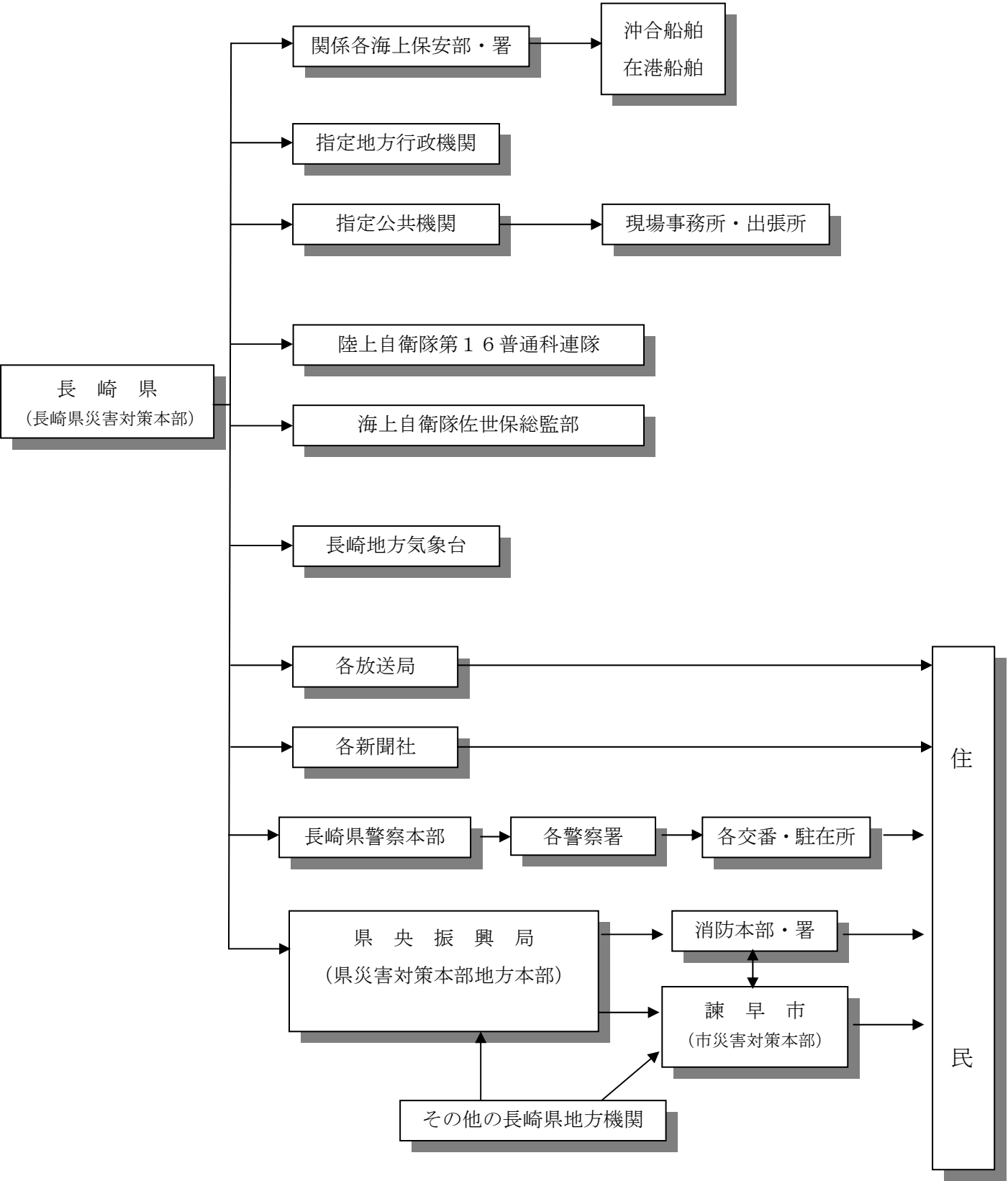
概算額 _____ 円				

(注意) 本書には、被害状況報告書（B）の写し、地図（ゼンリン等）及び現況写真（インスタント可）を添付のこと。

[本書の流れ]

担当課（決裁後）→危機管理課（指示決裁後）→担当課（業務終了後）→危機管理課

長崎県の災害対策伝達系統図



非 常 通 報 の 頼 信

最も近い無線局または付近の無線車（消防車、無線ジープ、パトカー、タクシー等）の移動局を利用して頼信することになるが、平素から無線局の所在地及び無線車の所在をよく知っておき、災害時には如何なるときでも利用できるように、予め十分な連絡をしておく必要がある。

無 線 局 名

免 許 人	設 置 場 所	受 付 所	電 話
九州旅客鉄道	諫早市永昌町1番1号	諫早駅構内無線室	080-7408-4308
九州電力送配電	大村市東三城町13番地	大村配電事業所	0800-777-9422
警 察 署	諫早市小船越町1036番地1	諫早警察署	22-0110
水 防	諫早市永昌東町25番8号	長崎県県央振興局	22-0010
九 整	諫早市八天町20番15号	長崎河川国道事務所 諫早出張所	22-1356
消 防 本 部	諫早市鷺崎町221番地1	県央地域広域市町村 圏組合消防本部	23-0119
市 役 所	諫早市東小路町7番1号	諫早市役所	22-1500

第5節 災害広報計画

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と、直接市民に対する広報活動を行うための計画であるが、災害時の広報については、とくに被災住民の動揺に対する考慮が必要であり、おおむね次に掲げる事項の対策を講ずる。

1 広報活動の強化

災害関係の広報及び災害写真の撮影収集をするため広報器材の整備を図る。

2 報道機関に対する情報発表

市内全般の災害状況及び緊急応急対策などについて、危機管理課長が広報責任者となって、市の応急対策の状況を的確迅速に報道機関に発表する。

3 市民に対する広報の方法と内容

(1) 市民に対する対策等の周知事項

- ア 正確な災害の規模、被害状況や気象の状況及び今後の動向
- イ 避難場所、経路、方法等
- ウ 災害救助及び応急対策
- エ 飲料水の適否、非常食糧の確保
- オ 家屋の補修、その他具体的な措置方法
- カ 交通の状況
- キ 火気の始末
- ク 身の回り品及び貴重品の始末、犯罪発生の未然防止

(2) 市民に対しての対策等の周知方法

災害時における市民に対しての必要な情報、注意事項及び対策等についての周知徹底は、次に掲げる各種の方法により行う。

- ア 報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請
 - ・FM諫早については協定に基づき随時災害情報の放送を実施
 - ・諫早ケーブルメディア及び長崎放送についてはデータ放送にて防災情報表示
- イ 市報、ポスター、ちらし等の印刷物の発行配布
- ウ 広報スピーカー付き公用車等の機動力による現地広報
- エ 防災行政無線、有線放送施設、SNS等の利活用
- オ 緊急告知防災ラジオの活用
- カ 緊急速報メールの活用（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

4 中央その他関係機関への広報

災害の規模あるいは特異性に応じ、必要のある場合は、国、県その他関係機関に対し、被害状況及び災害状況並びに災害写真等の災害情報資料を提供し広報に努める。

(1) 広報媒体の作成

大規模な災害あるいはその特異性に応じ、次により災害の記録を作成し、広報活動を行う。

ア 映像記録を整理・編集し活用する。

イ 総括的なパンフレットを編集、発行し活用する。

5 市民総合案内・相談所の設置

必要に応じ、被災者の生活相談・安否情報等に関する相談窓口を設置する。

6 広報資料の収集

(1) 災害情報の収集

通常は、第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」による情報を情報源とするが、必要により被災現場の取材を積極的に行う。

(2) 災害写真の収集

大規模あるいは特異な災害若しくは長時間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際、その災害状況を写真取材し、緊急を要する災害写真は、速やかに県災害対策本部又は防災企画課に報告する。

7 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると、交通のまひ、有線通信の途絶、停電による放送の中断など必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないために流言飛語の状態になるので、市民に的確に現在の状況や対策の進行状況を知らせることが最も必要である。

各情報は必ず広報責任者を通じ一元的に流されるような体制をつくり、さらに情報を入手するために必要な広報媒体を整備するとともに伝達系統についても明確にし、各情報は短時間に末端まで浸透するように組織を検討する。

<災害時広報用スピーカー搭載共用車>

共用車番号	車両No.	種類	取得年月日
共用車2号	長崎 480 え 7556	軽貨物	H21. 5. 27
共用車3号	長崎 480 え 7557	軽貨物	H21. 5. 27
共用車5号	長崎 480 う 1389	軽貨物	H19. 5. 17
共用車6号	長崎 41 え 774	軽貨物	H15. 6. 13
共用車11号	長崎 480 け 7315	軽貨物	H26. 12. 19
共用車17号	長崎 480 き 171	軽貨物	H23. 1. 26

第6節 避難計画

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合について、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 実施責任者

- (1) 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民への避難指示等の避難措置を実施するものとする。
- (2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令権者は、次のとおりである。

ア 高齢者等避難

全災害 市長

イ 避難指示

全災害 市長（災害対策基本法60条）

ウ 緊急安全確保

洪水災害 知事又はその命を受けた職員（水防法２９条）

〃 水防管理者 (〃)

地すべり災害 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法２５条）

全災害 市長（災害対策基本法60条）

II 警察官（災害対策基本法61条及び警察官職務執行法4条）

海上保安官（災害対策基本法 6 1 条）

II 災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

2 避難指示等の基本方針

- (1) 市長が発令する避難指示等は、原則として①高齢者等避難②避難指示③緊急安全確保の3段階に分けて発令するものとする。ただし、状況に応じ段階を経ず直ちに避難指示等が発令することができる。
- (2) 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示を発令するものとする。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難準備を行う時間を考慮するものとし、できるだけ夜間をさけ昼間に行うように努めるものとする。
また、災害時要配慮者は避難行動を開始するものとする。
- (2) 避難指示等は、迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

- (3) 市長以外の避難指示権者が避難指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に直ちに通知するものとする。
- (4) 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事及び防災関係機関等へ通報するものとする。
- (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずるべきことにも留意する。
- (6) 避難指示等の対象とする避難行動は、地域防災計画に定める避難場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

避難行動の呼称	避難行動
立ち退き避難	・地域防災計画に定める避難場所への移動 ・安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等） ・近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	・建物内の安全な場所での待避

- (7) 避難指示等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として、立ち退き避難が必要な区域に発令することを基本とする。

4 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、対象とする地域、その他により異なるため、災害（水害・土砂災害・高潮災害・津波災害・その他）ごとにおおむね次のとおりとし、総合的に判断する。

(1) 高齢者等避難の基準

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル3大雨警報（警戒レベル3相当情報）又はレベル3氾濫警報（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。
- ② 本明川（洪水予報河川）及び半造川（水位周知河川）（以下、指定河川等）については、市水防計画に定める避難判断水位に達し、引き続き水位の上昇が予想されるとき。その他の河川のうち水位観測が行われている河川（以下、水位観測河川）については、河川の水位が第一基準（満杯水位の6割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。
- ③ 洪水キキクルに「警戒（赤）」が出現した場合（警戒レベル3相当情報）。
- ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

イ 土砂災害の場合

- ① レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。
- ② 土砂キキクルに「警戒（赤）」が出現した場合（警戒レベル3相当情報）。
- ③ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。
- ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、

夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（レベル 2 土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝にレベル 3 土砂災害警報（警戒レベル 3 相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル 3 高潮警報（警戒レベル 3 相当情報）が発表されたとき。
- ② レベル 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が諫早市にかかることが予想されている、又は台風が諫早市に接近することが見込まれる場合。
- ③ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。
「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。

エ 暴風の場合

暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される時。（平均風速が 20 メートル位に、さらに強まっていくときのような場合）

(2) 避難指示の基準

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル 4 大雨警報（警戒レベル 4 相当情報）又はレベル 4 氾濫警報（警戒レベル 4 相当情報）が発表されたとき。
- ② 指定河川等については、指定河川等の水位が氾濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が予想される時。または、急激な水位上昇により氾濫する可能性のある水位に達する恐れがある時。水位観測河川については、河川の水位が第二基準（満杯水位の 8 割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる時。または、消防団等から避難の必要性や、浸水の発生に関する通報があったとき。
- ③ 洪水キキクルに「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル 4 相当情報）
- ④ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ⑤ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

イ 土砂災害の場合

- ① レベル 4 土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報）が発表されたとき。または、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
- ② 土砂キキクルに「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル 4 相当情報）。
- ③ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜

間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。

- ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。
- ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（レベル3高潮警報が発表され、当該警報において、夜間～翌日早朝までにレベル4高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）

エ 津波災害の場合

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

オ 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体に危険がせまってきたとき。
（平均風速が20メートル以上で、さらに強まっていくことが予想される場合）

カ 特別災害の場合

第1編第3章第29節「特別災害対策計画」に記述する特別災害が発生したとき、または生命、身体に影響を及ぼす可能性があるとの総合的に判断されたとき。

(3) 緊急安全確保の基準

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または、人的被害の発生した状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル5氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。
- ② 指定河川等については、計画高水位に達するおそれが高いとき。
水位観測河川については、河川の水位が第三基準（護岸の高さ）に達したとき。
- ③ 洪水キキクル、または浸水キキクルに「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報）。
- ④ レベル5大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合。

イ 土砂災害の場合

- ① レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合。
- ② 土砂キキクルに「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報）。
- ③ 土砂災害の発生や、山鳴り、流木の流出が確認されたとき。

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル5高潮特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。
- ② 越波・越流が発生するおそれが高いとき。または、越波・越流が発生したとき。

5 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図るものとする。

- (1) 防災行政無線（放送及びサイレン吹鳴）による伝達
- (2) 有線放送、ラジオによる伝達（特に地域に密着した媒体の活用による伝達を図る。）
- (3) テレビ、電話、携帯電話メール、ファックス等による伝達
- (4) 広報車等の呼びかけによる伝達
- (5) ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、その他インターネットサービス等による伝達

※避難指示等のために使用する信号は、次の水防信号第1号及び第4号によるものとする。

避難予告信号 (第1号)	サイレン信号	約5秒 ■	約15秒 休止	約5秒 ■	約15秒 休止	くり返し
避難信号 (第4号)	サイレン信号	約60秒 ■	約5秒 休止	約60秒 ■	約5秒 休止	くり返し

●防災行政無線屋外拡声子局等設置局数（地域別）

	諫早 地域	多良見 地域	森山 地域	飯盛 地域	高来 地域	小長井 地域	計
親局	1局	—	—	—	—	—	1局
中継局	3局	3局	2局	2局	—	1局	11局
固定局	57局	24局	27局	16局	29局	24局	177局
受信局	70局	44局	8局	25局	14局	19局	180局
遠隔制御卓	2局	1局	1局	1局	1局	1局	7局

※受信局とは、無線の受信のみを行う屋外スピーカーのこと

6 避難施設の指定

(1) 避難施設の種類

ア 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される施設又は場所等

イ 指定避難所

被災者が一定期間避難生活を送るための施設等

※指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定緊急避難場所の指定

次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、施設等の管理者の同意を得たうえで、

指定緊急避難場所として指定する。

ア 指定基準

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
構造条件	異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

② 地震を対象とする指定基準

①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 指定の手続等

- ① 指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。
- ② 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に必要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- ③ 当該指定緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

(3) 指定避難所の指定

次の基準に適合する公共施設その他の施設を、施設等の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ア 指定基準

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。
構造条件	速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ※事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

立 地 条 件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交 通 条 件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。
福祉避難所 関 係	専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。 ※社会福祉施設や特別支援学校等を想定。

イ 指定の手続等

指定緊急避難場所の指定の手続に準じる。

(4) 既指定の避難場所等について

既に指定している一時避難場所（第2編 地震災害対策編に記載）、広域避難場所、地区別避難場所は、その呼称や目的等は従前どおりとし、その中から指定基準等を考慮し、新たに指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するものとする。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所については、広報「いさはや」やホームページへの掲載のほか、防災マップ等により住民への周知を図る。

7 避難の方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。

ウ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。

エ 避難者は2食程度の食糧、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、救急医薬品等を携行する。

オ 避難者はできるだけ氏名票を準備する。

カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

キ 貴重品以外の荷物は持出さない。

ク 上記のうち、平素から用意しておける物品等は非常持出袋等に入れて迅速に持出せるようにする。

なお、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する病院、老人ホーム、保育園等、老人、乳幼児などが利用している要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現する。

また、対象となる要配慮者利用施設については、本計画書資料編に記載する。

平常時において避難計画を立て、市役所、消防署、警察等との連絡を密にしておくものとする。

(2) 避難の誘導

避難は、原則として市民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職員、市役所職員、消防団員、その他指示権者の命を受けた者等が誘導を行う。

この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決めておき、指導にあたっては極力自主防災組織ごとの集団避難を行うものとして、安全と統制を図るものとする。

なお、避難誘導の責任者は当該地区の消防分団長とし、当該消防分団を中心に行うものとする。

(3) 誘導経路

避難場所等に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。

ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。

イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけさけるようにする。

ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石垣等崩壊しやすい経路はさけること。

(4) 誘導の際の留意事項

ア 避難場所等が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

イ 避難経路中の危険箇所には、標識の設置、誘導員を配置する。

ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、舟艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。

エ 幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

(5) 要配慮者の避難対策

ア 一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、障害者、外国人等のいわゆる要配慮者の避難については、平常時から情報の把握に努めるとともに、避難指示等の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

特に、要配慮者のうち自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、平常時から警察・消防機関等の避難支援等関係者と情報の共有を図ることはもとより、自主防災組織等の協力を得るなどして、平常時からの避難誘導方法の確立など、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るものとする。

イ 避難所においては、高齢者や障害者などの設備や備品についても配慮に努めるものとする。

ウ 外国人等に対しては、登録の際などに防災についてのパンフレット等を配布するとともに、避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

(6) 避難の順位

ア 避難の順位は、いかなる場合においても要配慮者、乳幼児、妊産婦等を優先して行うものとする。なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。

イ 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

(7) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては次の事項に留意し、携帯品は最小限度に制限し適宜指導するものとする。

ア 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたると予想されるときにの携帯品は、避難中における生活維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに加えるものとする。

8 避難所の設置

(1) 広域避難場所

主に市の所有する施設の内、比較的規模が大きいものを各地域のバランスを考慮して広域避難場所として指定する。

(2) 地区別避難場所

地区別避難場所は、災害の状況に応じ、自治会長など立退き指導者が適宜に選択できるものとする。また、災害の状況により避難場所を変更したときは、その都度周知をはかるものとする。

(3) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活できる体制を整備した避難所として、指定避難所の指定基準を満たす介護保険施設、障害者支援施設等を、広域避難場所、地区別避難場所とは別に、福祉避難所として指定するものとする。

福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活が可能な避難者は、福祉避難所への避難対象としない。

(4) 避難所の任務

ア 収容避難者の名簿作成（住所、氏名、年齢、家族構成）

- ・避難者に対し適切な支援を実施するため、入所時において配慮すべき事項（特に障害や傷病の有無、介護の必要性など）は正確に把握するよう努めるとともに、名簿にその旨を記載すること。

- ・避難者の転出・入（どこから来たか、どこへ行ったか）を確認し、名簿に記載すること。
- ・避難所の状況については、定期的にとりまとめ、本部へ報告すること。

※避難所状況報告書、避難者名簿の様式は別紙のとおりとする。

イ 傷病者の搬送

- ・ケガ人等については、担架等を使い医療機関又は、応急救護所へ搬送する。

ウ 生活物資（水・食糧・物資）の受入・管理・配給

- ・収容避難者に不満のない様に配慮する。
- ・品目、数量について、対策本部と調整し連絡を密にする。
- ・搬送について、集積場所との連絡を密にする。
- ・配付物資を記録する。

エ 仮設トイレ（素掘りトイレ含む）の設置

オ 仮設電話の設置（期間は限定）

カ 高齢者、傷病者等要配慮者への配慮

- ・市民生活班との連絡を密にし、要配慮者への適正な対応をする。
- ・水、食糧の配給については、要配慮者を優先して配給する。
- ・福祉避難スペースの確保、必要な介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。

※要配慮者のための福祉避難所を指定するよう努める。

キ 情報の提供

- ・常に災害に対する正確な情報を収集し、掲示板等により住民へ正しい情報を提供する。
（家族、知人の安否や被害状況等）
- ・掲示コーナーの設置
※各種情報は記録伝達班が内容をチェックし統一した内容を提供する。
- ・巡回医療に関する情報の提供

ク 避難生活の手助け

- ・苦情処理、要望聞き取り
- ・来訪者及び電話の対応
- ・避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場のチェック）
- ・住民の健康状態の把握

ケ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催

避難所においては、被災者の自立を促すことが重要になってくるため避難者で構成する自主グループにおいて施設の運用を取り決めていく。また、ボランティアについては、行政の下部組織ではないので、対等な立場で協力しあう。

コ 施設の運営管理

- ① 避難所において、地元住民が多数避難することが予想され、職員のみでは対応することが困難な状況となる。よって、地域住民及びボランティアの協力を得て組織化を図り、

運営管理にあたる。

- ② 避難所の運営に当たっては、一か所の避難所に男女両方を配置することに努め、避難者のニーズや困りごとの違い等、多様な視点等に配慮した運営に努める。特に女性や子育て・介護中の家族に配慮した避難所の設計により、安全な運営に努める。
- ③ 避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、避難所で生活する避難者と同様の支援を受けることができるよう配慮する。
- ④ 避難所で生活する避難者にとって良好な生活感環境を確保するため、衛生状態の保持またはプライバシーの保護等に必要な資機材等の整備に努める。
- ⑤ ペット同行避難が可能な施設については、避難所における衛生環境の確保及び他の避難者への影響に十分配慮し、適切に区分されたペットスペースを確保するように努める。

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
諫早地域 (42か所)	1	諫早高等学校 屋内運動場	東小路町 1-7	22-1222	諫早高等学校 長	2,706	773	7	無	○	×	○	○	○
	2	諫早市体育館	東小路町 2-38	22-0177	諫早市施設管 理公社	1,131	323	14	無	×	○	○	○	○
	3	市民センター	東小路町 8-5	23-1160	諫早市	443	126	8	有	×	○	○	○	○
	4	諫早商工会館ビル	高城町 5-10	22-3323	商工会議所会 頭	690	197	12	有	○	○	○	○	○
	5	中央ふれあい 体育館	仲沖町 454	21-2668	諫早市施設管 理公社	1,008	288	4	無	○	×	○	○	○
	6	諫早市社会 福祉会館	新道町 948	24-5100	諫早市社会福 祉協議会	523	149	13	有	○	○	○	○	○
	7	新道福祉 交流センター	新道町 999-1	24-1001	諫早市施設管 理公社	816	233	27	無	×	○	×	○	○
	8	諫早農業高等学校 第1体育館	立石町 1003	22-0050	諫早農業高等 学校長	1,409	402	10	無	○	○	○	○	○
	9	諫早中央保育所	野中町 508-7	22-1096	諫早市	1,184	338	13	有	○	○	○	○	○
	10	諫早幼稚園		22-2248				13	有	○	○	○	○	○
	11	上山小学校 屋内運動場	西小路町 1031-1	22-0211	上山小学校長	534	152	29	有	○	○	○	○	○
	12	諫早商業高等学校 屋内運動場	宇都町 8-26	26-1303	諫早商業高等 学校長	2,285	652	33	無	○	○	○	○	○
	13	上山荘	宇都町 29-2	23-2488	諫早市社会福 祉協議会	400	114	38	有	○	○	○	○	○
	14	北諫早小学校屋内 運動場	金谷町 1-1	22-2213	北諫早小学校 長	718	205	29	有	○	○	○	○	○
	15	北諫早中学校屋内 運動場	城見町 35-1	22-2235	北諫早中学校 長	819	234	38	有	○	○	○	○	○
	16	諫早東特別支援 学校第2校舎	永昌東町 24-2	22-1863	諫早東特別支 援学校長	1,178	336	34	無	○	×	○	○	○
	17	鎮西学院大学 千葉体育館	西栄田町 1212-1	26-1234	鎮西学院大学 長	731	208	59	無	○	○	○	○	○
	18	鎮西学院高等学校 笹森卯一郎記念 体育館	西栄田町 1212-1	25-1234	鎮西学院高等 学校長	1,872	534	45	無	○	○	○	○	○
	19	御館山小学校 屋内運動場	西栄田町 1250-4	26-1129	御館山小学校 長	868	248	49	有	○	○	○	○	○
	20	上諫早小学校 屋内運動場	本明町 99-2	26-0467	上諫早小学校 長	414	118	55	有	○	○	○	○	○
	21	みはる台小学校屋 内運動場	平山町 200	22-0955	みはる台小学 校長	596	170	48	有	○	○	○	○	○
	22	小栗小学校 屋内運動場	小川町 9	22-0541	小栗小学校長	945	270	14	有	○	○	○	○	○
	23	小栗ふれあい会館	小川町 1222	21-1296	諫早市施設管 理公社	822	234	6	有	○	×	○	○	○
	24	長崎刑務所鍛錬場	小川町 1650	22-1330	長崎刑務所長	459	131	63	無	○	○	○	○	○
	25	小野体育館	黒崎町 170-3	21-5150	特定非営利活 動法人スポ キッズ	1,974	564	3	無	○	○	○	○	○
	26	小野小学校 屋内運動場	宗方町 365	22-0497	小野小学校長	602	172	12	有	○	○	×	○	○

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
諫早地域 (42か所)	27	有喜ふれあい会館	有喜町 488	28-2001	諫早市	493	140	10	有	○	○	○	○	○
	28	有喜小学校 屋内運動場	有喜町 800	28-2004	有喜小学校長	470	134	25	有	○	○	×	○	○
	29	真津山小学校 屋内運動場	貝津町 715-2	26-1473	真津山小学校 長	828	236	14	有	○	○	○	○	○
	30	創成館高等学校 体育館	貝津町 621	25-1225	創成館高等学 校長	1,045	298	21	有	○	○	○	○	○
	31	西諫早公民館	山川町 1-3	26-1531	諫早市	886	253	19	有	×	○	○	○	○
	32	諫早市中央体育館 (サブアリーナ)	小船越町 1048-2	22-7766	株式会社 森谷商会	950	271	15	無	○	○	○	○	○
	33	西諫早小学校 屋内運動場	馬渡町 3	26-6923	西諫早小学校 長	782	223	14	有	○	○	○	○	○
	34	太陽保育所	堂崎町6	26-2223	諫早市	251	71	27	有	○	○	○	○	○
	35	真城小学校 屋内運動場	真崎町 1037-3	26-8700	真城小学校長	810	231	11	有	○	○	○	○	○
	36	西諫早ふれあい 会館	真崎町 1086-1	25-2100	諫早市施設管 理公社	556	158	5	無	○	○	○	○	○
	37	諫早特別支援学校 屋内運動場	真崎町 1670-1	26-1798	諫早特別支援 学校長	484	138	34	無	○	○	○	○	○
	38	真崎小学校 屋内運動場	白岩町 3-1	26-1202	真崎小学校長	782	223	30	有	○	○	○	○	○
	39	本野小学校 屋内運動場	本野町 94	25-9330	本野小学校長	420	120	68	有	○	×	○	○	○
	40	本野ふれあい会館	上大渡野町 2-1	26-0270	諫早市	318	90	63	有	○	○	○	○	○
多良見地域 (14か所)	41	長田いこいの広場 みのり会館	長田町 2394-1	23-9077	諫早市施設管 理公社	480	137	9	有	○	×	○	○	○
	42	長田いこいの広場 文武館				523	149		無	○	×	○	○	○
	43	多良見支所	多良見町化屋 1800	43-1111	諫早市	536	153	5	有	○	○	○	○	○
	44	西陵高等学校 屋内運動場	多良見町化屋 1387-2	43-4155	西陵高等学校 長	1,860	531	49	無	○	○	○	○	○
	45	多良見体育 センター	多良見町化屋 1808-1	43-5490	合同会社 KOKEN	1,841	526	6	無	○	○	○	○	○
	46	喜々津東小学校 屋内運動場	多良見町シーサイ ド1-286	43-4343	喜々津東小学 校長	660	188	4	有	○	○	○	○	○
	47	喜々津小学校 屋内運動場	多良見町中里 27	43-0018	喜々津小学校 長	570	162	8	有	○	○	○	○	○
	48	喜々津中学校 屋内運動場	多良見町中里 30	43-0024	喜々津中学校 長	951	271	8	有	○	○	×	○	○
	49	のぞみ会館	多良見町木床 106	43-6200	株式会社 森谷商会	707	202	92	有	○	○	○	○	○
	50	たらみ図書館	多良見町木床 2002	43-4611	諫早市	1,377	393	1	有	○	○	○	○	×
	51	多良見大草 集落センター	多良見町野副 17-1	43-4679	諫早市	225	64	8	有	○	○	×	○	○
	52	大草小学校 屋内運動場	多良見町野副 59	43-1231	大草小学校長	644	184	8	有	○	○	×	○	○
	53	伊木力小学校 屋内運動場	多良見町舟津 1107-1	44-1022	伊木力小学校 長	617	176	2	有	○	○	○	○	×

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
（多良見4か所域）	54	多良見多目的研修館	多良見町舟津 1 1 4 0	44-1002	諫早市	504	144	5	有	×	○	○	○	×
	55	琴海中学校屋内運動場	多良見町舟津 1 8 7 0	44-1872	琴海中学校長	644	184	8	有	○	○	○	○	○
	56	佐瀬コミュニティセンター	多良見町佐瀬 7 9 6 - 4		佐瀬自治会長	256	73	10	有	○	×	×	○	×
森山地域（5か所）	57	森山公民館	森山町本村 1 3 0 0	36-1116	諫早市	367	104	4	有	×	○	○	○	○
	58	森山スポーツ交流館	森山町下井牟田 1 1 4 5	35-2888	長崎陸上競技協会	1,603	458	4	無	○	○	○	○	○
	59	唐比公民館	森山町唐比東 3 2 6		唐比自治会長	107	30	8	有	○	○	○	○	○
	60	諫早東高等学校体育館	森山町杉谷 3 1 7	36-1010	諫早東高等学校長	1,019	291	3	無	○	○	○	○	○
	61	森山東小学校屋内運動場	森山町杉谷 2 3 4 3	36-1006	森山東小学校長	783	223	10	有	○	○	×	○	○
飯盛地域（6か所）	62	いいもりコミュニティ会館	飯盛町開 1 6 7 7 - 1	48-1300	諫早市	900	257	7	無	○	○	○	○	×
	63	飯盛ふれあい会館	飯盛町開 1 9 2 9 - 3	48-0049	諫早市	430	122	21	有	○	○	×	○	○
	64	月の港会館	飯盛町後田 1 6 5 5 - 9		橘湾中央漁協	101	28	2	無	○	×	○	○	×
	65	飯盛体育館	飯盛町平古場 2 6 6	48-0910	諫早市施設管理公社	1,600	457	29	無	○	○	○	○	○
	66	飯盛東小学校屋内運動場	飯盛町中山 6 5 3	48-0012	飯盛東小学校長	576	164	15	有	○	○	×	○	×
	67	田結公民館	飯盛町里 6 4 8 - 3	49-1111	諫早市	286	81	13	有	○	○	×	○	×
高来地域（6か所）	68	高来会館（高来支所2・3階）	高来町三部宅 5 2 8	32-2111	諫早市	1,089	311	21	無	○	○	○	○	○
	69	湯江小学校屋内運動場	高来町三部宅 5 5 3	32-2427	湯江小学校長	884	252	25	有	○	○	○	○	○
	70	高来中学校屋内運動場	高来町小峰 2 7 4	32-2133	高来中学校長	1,218	348	51	有	○	○	○	○	○
	71	高来ふれあい会館	高来町黒崎 3 2 5	32-3468	高来地区社会福祉協議会	1,206	344	8	有	○	○	○	○	○
	72	高来西ゆめ会館	高来町峰 1 9 - 1	32-3126	諫早市	421	120	6	有	○	×	○	○	○
	73	高来西小学校屋内運動場	高来町峰 5 0 - 1	32-2134	高来西小学校長	750	214	9	有	○	○	○	○	○
小長井地域（6か所）	74	小長井おがたま会館	小長井町大峰 9 8 0 - 7 7	34-3034	長里自治会	360	102	5	有	○	○	○	○	○
	75	小長井支所	小長井町小川原浦 5 0 0	34-2111	諫早市	30	8	6	有	○	○	○	○	○
	76	小長井文化ホール	小長井町小川原浦 8 2 5	34-2201	諫早市	620	177	17	有	○	○	○	○	○
	77	小長井田原体育館	小長井町小川原浦 2 0 0 8 - 2 0		諫早市	600	171	213	無	○	○	○	○	○
	78	井崎公民館	小長井町井崎 7 2 5		井崎自治会	300	85	35	有	○	○	○	○	○
	79	旧遠竹小学校屋内運動場	小長井町遠竹 5 5 7		諫早市	609	174	44	有	○	○	○	○	○

※収容人数は、一人あたりの面積を3.5㎡として計算したもの

※ただし、感染症の流行時においては、感染防止対策を考慮した人数とする

※地区別避難場所は資料編の地区別避難場所及び指導者一覧表に掲載

地震災害時（公園・グラウンド等）は地震対策編を参照

福祉避難所
(指定避難所)

名称	所在地	電話番号	管理者 (施設長)	収容 人数
(福)寿光会 福寿園	有喜町537-1	28-2211	田中 康行	20
(福)聖ヨゼフ会 聖フランシスコ園	高来町神津倉41-1	32-2129	松尾 豊樹	10
(福)寿光会 光明荘	有喜町637	28-2963	三隅 健	20
(福)寿光会 天恵荘	有喜町537-5	28-2304	藤山 隆志	20
(福)清和福祉会 唐比温泉秀峰荘	森山町唐比西124-5	36-1777	林田 孝平	20
(福)祥仁会 特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	千葉 憲哉	20
(福)見松会 しろみ	城見町43-1	21-6263	立花 茂樹	15
(福)芙蓉会 ケアハウス椿寿荘	栄田町582-9	20-9051	松藤 久傳	20
(福)高来福祉会 豊寿園	高来町西尾229	32-2500	田川 伸隆	20

※福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者（要配慮者）のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活が可能な避難者は、福祉避難所への避難対象としない。

避難所状況報告書

地区

報告日時		月 日 時 分現在		受信日時		時 分	
発信者				受信者			
避難所名				連絡手段		TEL	
						FAX	
避難者総数		名		備 考			
避難世帯総数		世帯					
避難所従事職員数		名					
避難者の内訳	乳児（生後1年ぐらいまで）	名					
	幼 児	名					
	小学生・中学生	名					
	高校生・大学生	名					
	成 人	名					
高齢者（65歳以上）		名					
上記のうち介護を要する 傷病者・障害者		名					
緊急に必要な物資	粉ミルク	人分		生活関連施設状況	電 気		正常・断水
	食糧・飲料水	人分			上 水 道		正常・断水
	毛 布	枚			ガ ス		正常・不可
	その他				通 信		正常・不通
					下水道・トイレ		正常・不足・不可
				その他			
避難所の状況				道路交通状況			
応急対策状況				その他（要請・苦情・問い合わせ）			

避難者名簿

避難所名：

集計日時： 月 日 時現在

[illegible]

第7節 食糧供給計画

災害の発生によって食料品の確保ができないり災者に対して、速やかに食糧の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 災害時における食糧の供給

(1) 供給を行う場合

ア 非常災害発生時における食糧の供給は、市長がその災害状況について必要と認めた場合、実施するものとする。

イ 非常災害発生直後の食糧の供給は、炊き出し等が行われるまでの間の食糧として一定の供給品備蓄を検討する。

(2) 供給の対象

ア 被災者等に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 供給機関による通常の食糧供給ができない場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業に従事するものに対して行う必要がある場合

(3) 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

(4) 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

(麦製品の米穀換算率は100%とする。)

ア 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200g範囲内

イ 通常配給できない時の供給は、1日当たり精米換算400g範囲内

ウ 災害救助、復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300g範囲内

エ 乳幼児用粉乳

乳幼児用粉乳については、市内の薬局等から調達するものとする。

乳児1日当たり 145g 1回29g (5回)

幼児1日当たり 52g 1回26g (2回)

(5) 備蓄品

資料編 「災害用備蓄品配備状況」のとおり

(6) 米飯の炊出し

ア 炊き出しのための施設は、給食センター等を必要により利用するものとする。

イ 炊き出しの従事者は、市職員をもってあてるほか、協力者として市民組織の協力を得るものとする。

ウ 炊き出しは、衛生上または運搬の点などを考慮のうえ、原則として包装食を使用するも

のとする。

エ 可及的速やかに炊き出しが行われるよう多数の給食可能設備を有する公・私立の施設、会社、工場、飲食業者等の施設を調査し、協力方要請をして炊き出し体制の確立を図る。

オ 地域婦人会等の奉仕による協力体制を確立しておく。

(7) 給食の期間

給食の期間は、7日を限度とする。

但し、状況によりこの期間を延長することができるものとする。

(8) 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

2 食糧の調達方法

(1) 米穀

被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

なお、災害救助法適用の場合について市長は長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省が定める基本要領に基づき、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体から災害救助用米穀の引渡を受けるものとする。

(2) 生パン

市内の製パン業者に事前に連絡して製造を依頼し、調達をするものとする。

(3) 副食・調味料

副食・調味料については、必要に応じて市内の業者から調達をするものとする。

(4) 流通備蓄

不足する食糧等については、「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づく流通備蓄により調達・確保する。

災害時の食糧調達予定業者名

1 米穀卸売業者名

名 称	所 在 地	電 話
全農パールライス(株) 西日本事業本部長崎工場	雲仙市愛野町	3 6 - 7 7 8 1

2 市内パン製造業者名

名 称	所 在 地	電 話
九州油糧工業(株)	永 昌 町	2 6 - 3 1 2 1
(株)フランソア長崎工場	津久葉町	2 6 - 0 1 0 1

3 薪炭業者及びプロパン業者名

名 称	所 在 地	電 話
(有)エム・ティー・ガスサービス	幸 町	2 2 - 5 3 5 3
(名)立川酸素プロパン	城見町	2 2 - 3 3 1 6

4 「災害時における物資の供給に関する協定」締結事業者名

名 称	所 在 地	電 話
長崎県央農業協同組合 丸高商事(株)	栗面町 幸 町	2 4 - 2 1 1 1 2 2 - 3 4 0 4

5 「備蓄物資の提供に関する協定」締結事業者名

名 称	所 在 地	電 話
(株)たらみ (小長井工場)	長崎市中里町 (小長井町小川原浦)	0 9 5 - 8 3 9 - 1 1 1 1

第8節 給水計画

被災地における飲料水の供給については、次の方法によるものとする。

1 給水する事業の名称

諫早市水道事業

長崎市水道事業

大村市水道事業

2 給水量

応急給水用の水量は、1日1人あたり3リットルを標準とする。

3 給水方法

- (1) 第1次として、市上下水道局給水班が最寄の水道より運搬給水を行うものとし、状況によっては陸上自衛隊、近隣市町及び諫早市管工業協同組合等の協力業者に対して、浄水装置、給水車両、機材等運搬用車両等の救援を要請し、市上下水道局給水班と一体となって飲料水の供給確保を図るものとする。（上下水道局所有給水器材 別表参照）
- (2) 第2次として、被災水道施設の応急復旧を行うものとし、状況に応じては長崎市、大村市、佐世保市等他市から水道関係技術職員の応援を要請するものとする。
- (3) 飲料水の供給にあたっては、被災の状況によって上下水道局以外の職員にも応援を要請し、運搬給水の確保を図るものとする。

4 低温時における対応について

- (1) 市報等で水道管等の防寒対策等を講じるよう事前に周知するものとする。
- (2) 長崎地方気象台から低温注意報が発表された場合など、水道管凍結や破裂のおそれが高まっている状況にある場合には、速やかに防災行政無線等で注意喚起するとともに、上下水道局において応急対策に係る情報連絡体制を確保するものとする。
- (3) 水道管の凍結又は破裂等により広域的な断水が発生した場合は、直ちに当該計画に基づき給水及び応急対策体制を確保するとともに、防災行政無線やコミュニティFMのほか、メールやFAX、さらには市ホームページやSNS等多様な媒体を活用し、給水情報等の早急な周知・伝達を行うものとする。

被災における給水応急対策機材（令和7年12月1日現在）

機材の種類	数 量		
	上下水道局所有	市（総務課）所有	合 計
給水車（2000ℓ）特殊貨物	1台	—	1台
給水車（800ℓ）1tトラック	1台	—	1台
漏水探知機	8台	—	8台
給水タンク（1000ℓ）	2個	1個	3個
給水タンク（500ℓ）	8個	6個	14個
給水タンク（300ℓ）	4個	4個	8個
給水タンク（250ℓ）	2個	—	2個
給水タンク（200ℓ）	—	2個	2個
給水タンク（20ℓ）	127個	—	127個
給水タンク（15ℓ）	80個	—	80個
給水タンク（10ℓ）	50個	—	50個
飲料水袋（6ℓ）	1,797枚	—	1,797枚
消火栓用複数給水栓	13台	—	13台

※諫早市上下水道局協力工事店一覧表は、資料編に掲載

第9節 電力施設災害応急対策計画

九州電力送配電（株）大村配電事業所
九州電力（株）大村営業センター

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって復旧資材と労力とをもって短期間に復旧する必要がある。

このため、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援による対応の必要がある。

1 電力施設の状況および所在

諫早地域の電力施設としては、変電所6箇所〔藤棚・諫早（工場団地内）・御館・船越・小豆崎・愛野〕と、配電塔9箇所〔湯江・小長井・高来・長里・肥前・井崎・井崎東・坂ノ下・遠竹〕並びに配電線路がある。

2 応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、大村配電事業所・営業センターにおいては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予測される場合は、必要に応じ大村配電事業所・営業センターに非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策についての指令が行われる。連絡に必要な通信設備としては、移動無線、および携帯電話等があり、殆ど通信不能となるような事態はおこらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策の上からも緊急復旧が望ましく、短日時にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧につとめる。

3 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

(1) 人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、自治体の長又は自衛隊に応援を求める。

(2) 塩害により広範囲停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響が予想される場合は、自治体の長に水洗の実施について応援を求める。

(3) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、自治体の長に停電、復旧状況

の広報についての応援を求める。

(4) 復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の自治体の長に応援を求める。

(5) 交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達する。

(6) 道路損壊箇所の補修

道路損壊による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達する。

(7) 電柱・電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国並びに地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し電力復旧の遅延が人命にかかる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国又は地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達する。

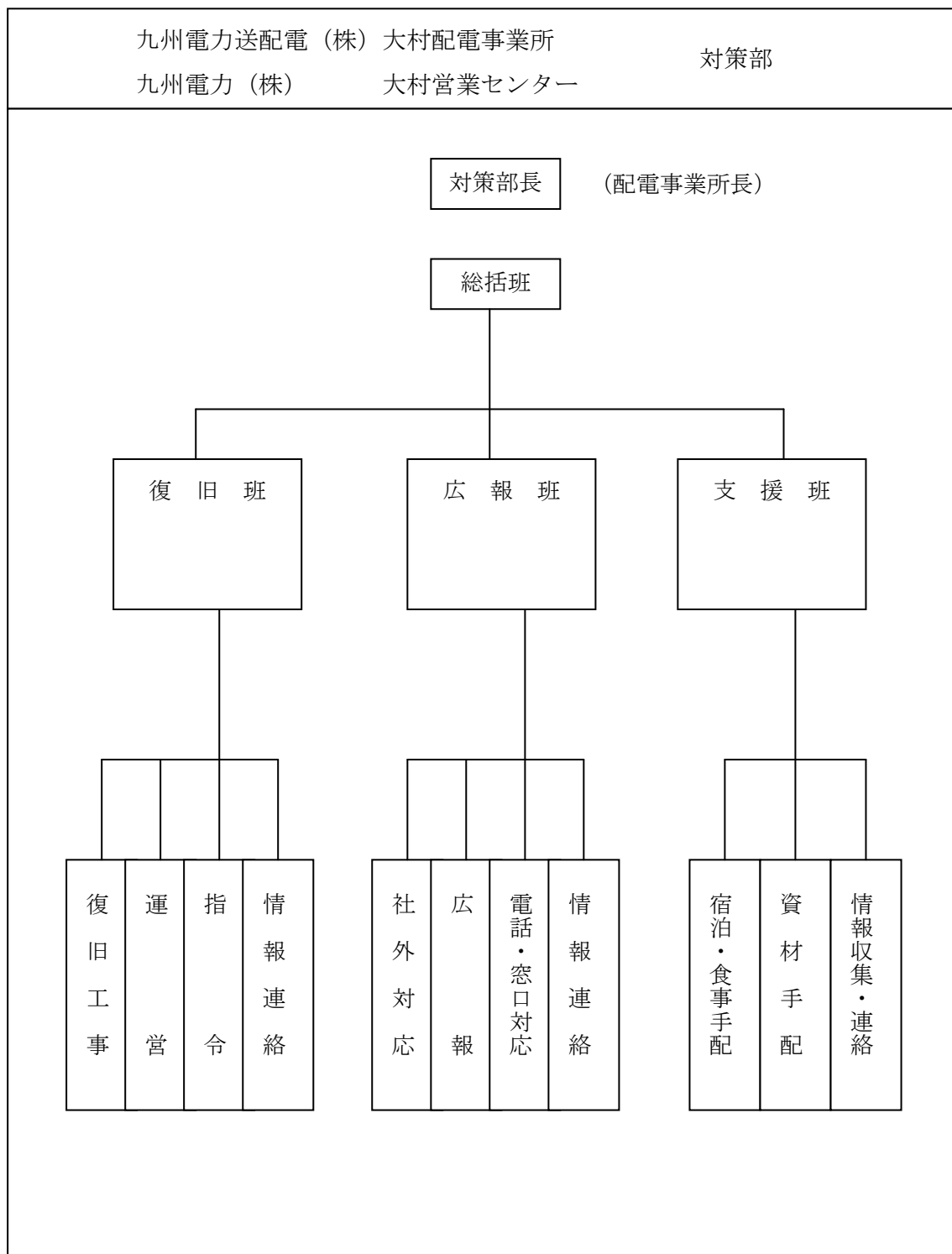
(8) 自治体の災害対策本部との連絡体制の強化

自治体の災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部との連絡を緊密に行い、停電情報等を提供するとともに復旧作業の円滑な実施のための情報収集に努める。

4 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、大村配電事業所・営業センター及び予め定められた場所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管することとする。

非常災害対策組織



対策組織の役割

対策組織	対 策 部			
部長の役割	- 管内の非常災害対策の統轄 - 停電、被害状況の全体把握と本部への報告 - 総合復旧計画、お客さま対応方針等の決定と実施指示 - 復旧状況、お客さま対応状況等の全体把握と本部への報告			
各班の役割	総括班	復旧班	広報班	支援班
情報収集・報告	- 対策部の運営 - 各種情報の集約及び対策本部への報告	- 停電状況、設備被害、復旧状況の収集 - 応援人員、復旧資機材の把握 - 第三者加害事故発生時の報告	- お客さま対応状況等の集約及び総括班、本部への報告 - 自治体との連絡窓口	- 社宅被害、人身事故等の情報収集 - 第三者加害事故の証拠保全
復旧対応	復旧計画の決定及び復旧指示	- 復旧計画の策定及び総括班、本部への報告 - 復旧活動の実施		復旧資機材の調達
お客さま対応	お客様対応方針（大村営業センター）の決定		- 電話及び窓口でのお客様対応 - 広報車両等によるお客さまへの情報提供	
広報対応	- 広報活動方針の決定 - 社外発表文の本部、広報班との調整決定		- 復旧後のお客さま対応 - ホームページ公表対応	
活動支援	- 応援要員の所内各G間調整 - 本部への応援要請			- 医療防疫対策 - 食料、宿泊所等の手配 - 所外応援要員受入対応 - 人身事故発生時の対応 - 社員と家族間の安否確認

第10節 公衆電気通信施設災害対策計画

(NTT西日本 長崎支店)

電話は災害時における、情報の収集、伝達方法として、諮問はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動全てにわたり、必要不可欠のものであり、次により通信施設の速やかな復旧対策を講じるものである。

1 災害対策長崎本部の設置

- (1) 災害対策本部組織表（別表）
- (2) 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保
 - ・自支店をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班、復旧班）
 - ・資機材等の確保
- (3) 県及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況収集、情報交換
- (4) 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

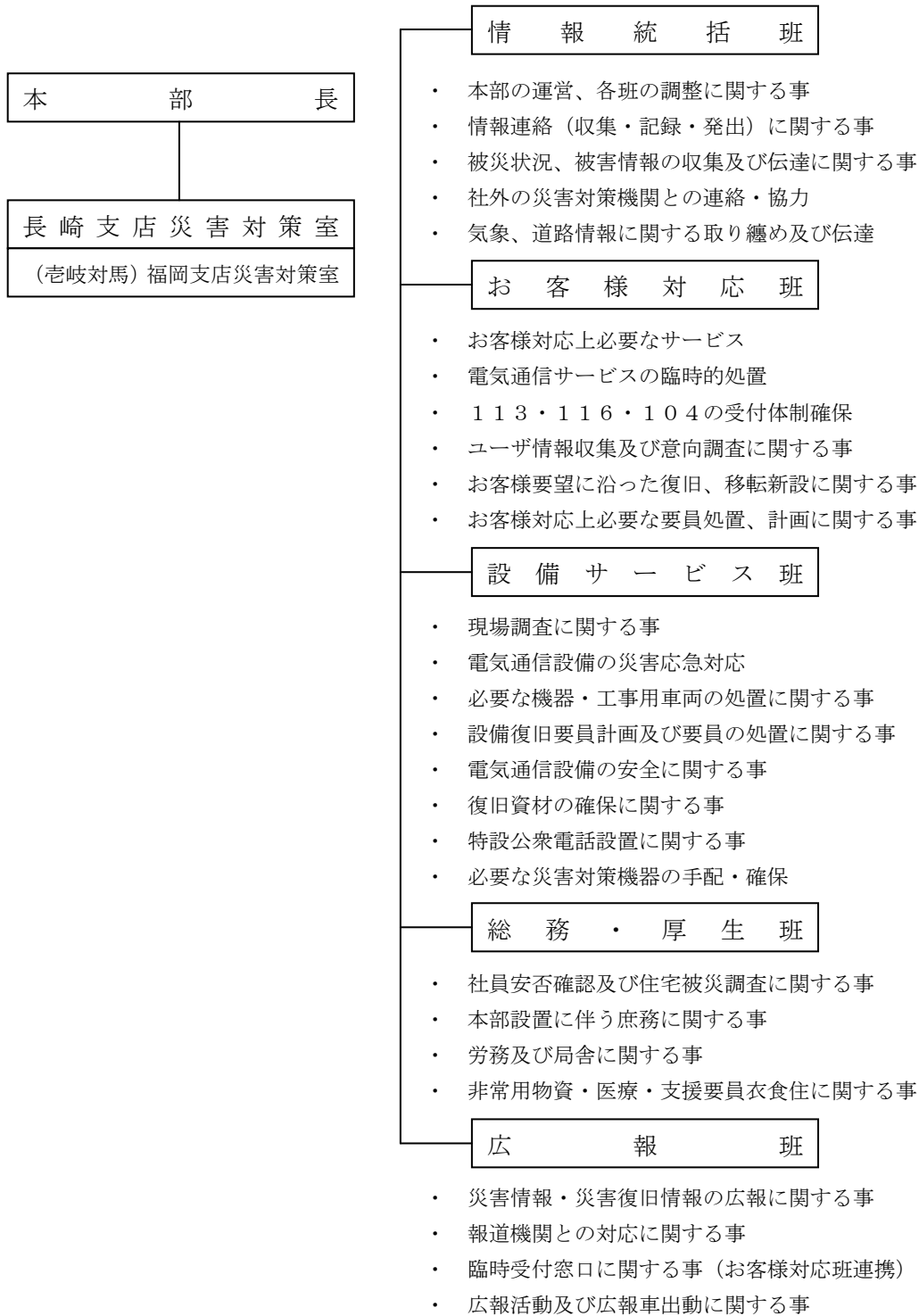
2 応急復旧

- (1) 基本復旧
 - ア 移動電源車の確保（停電対策）
 - イ 故障交換機等復旧
 - ウ 故障回線等復旧
 - エ 中継伝送路の確保（迂回ルートへの切替）
 - オ 可搬形衛星地球局の確保
 - カ 通信輻輳規制
- (2) 重要通信の確保（災害時優先電話）
 - ・第1次 県防災機関（災害対策本部及び現地災害対策本部）
(応急救護所)
国・各自治体防災関係機関
消防関係機関、警察機関、自衛隊、防災協力医療機関
その他（輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関）
 - ・第2次 ガス・水道を供給する機関、金融機関、新聞、通信、報道事業者

3 通信サービスの確立

- (1) 特設公衆電話の設置
 - ・第1次 避難所
 - ・第2次 第1次に該当しないが、県民が避難生活を余儀なくされている場所
指定避難所、私設避難所
- (2) 災害用伝言ダイヤルの提供
- (3) 避難所での電話の受付

災害対策本部組織表



第 1 1 節 ガス施設災害対策計画

(九州ガス株式会社)

災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガス供給を確保するため、次のとおり対策を講ずる。

1 連絡体制

日常的には宿直者を常駐させており災害発生時等、動員が必要な場合のための連絡体制を整えている。

2 災害の拡大防止、復旧措置

- (1) 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置する。
- (2) 災害現場に出動した処理要員は、災害の拡大の防止又は復旧に努めるとともに、その状況を災害対策本部に報告する。
- (3) 災害現場においては、警察・消防機関と緊密な連携を保ち、災害の状況に応じて適切な措置をとる。
- (4) 多量のガスの漏洩が生じた場合には、酸欠、爆発事故等による被害を防止するため、付近住民を一時退避させる。この場合は必ず風上に避難させる。
- (5) 特に引火の危険性が伴うので火気を禁ずるとともに厳重に監視を行う。

3 緊急用資材及び備品の確保

緊急時に必要な工事用資材及び備品を常備し、所要数を確保しておく。

4 需要家、一般市民及び報道機関等に対する広報

需要家、一般市民に対する広報は、当社の広報車による周知を行い、場合によってはラジオ、テレビ等の公共機関を通じて広報を行い、二次災害の防止に万全を期する。

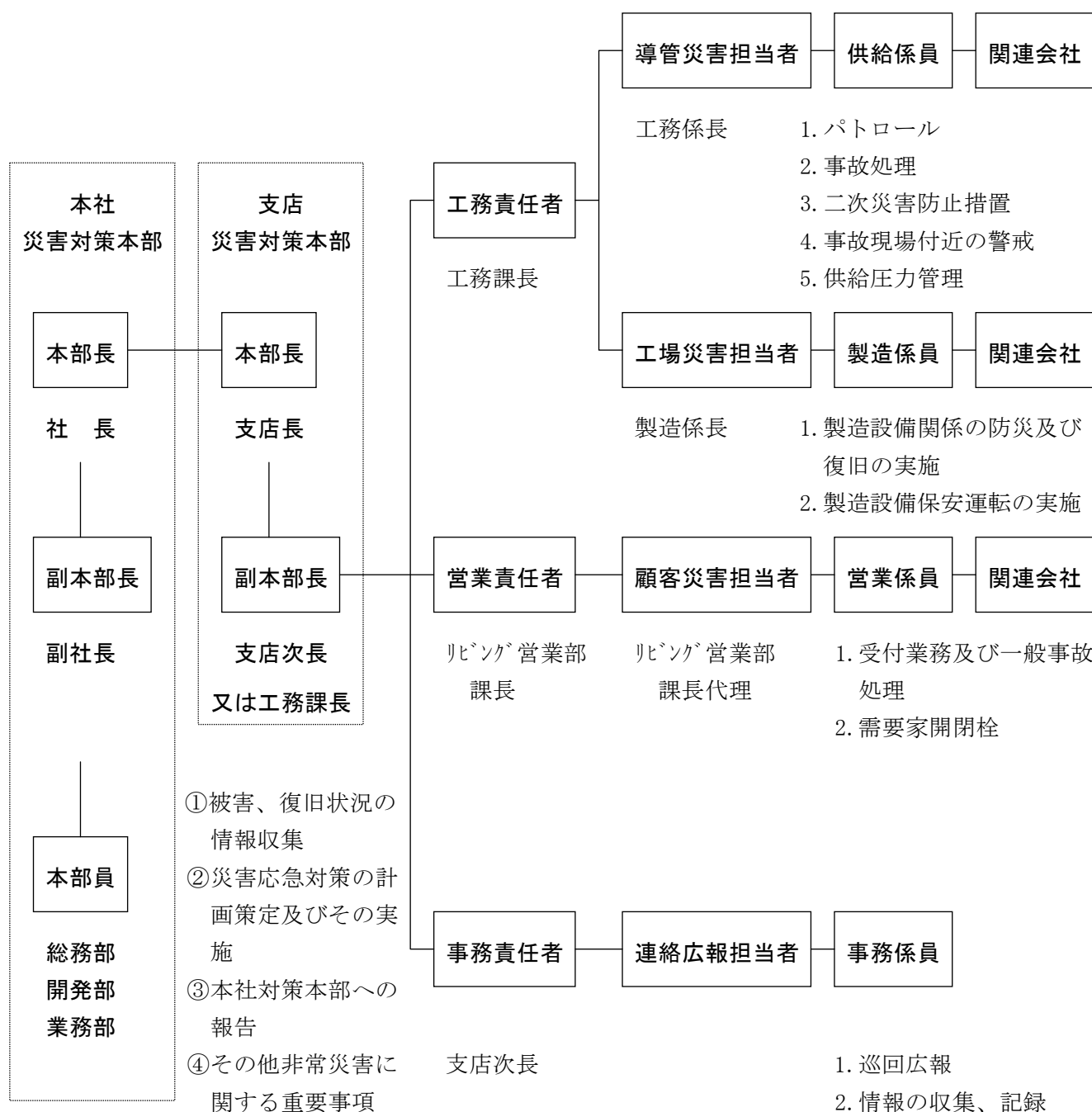
5 都市ガス製造供給設備 【津久葉工場】 津久葉町 6-10 Tel 26-1148

区 分	規 模
都市ガス 13A 製造設備 46.05MJ/N m ³	178, 200 m ³ /D 4 基
ガスホルダー (有水式)	20, 000 m ³ 1 基
LNG タンク	400 KL 2 基
LPG タンク	50 t 2 基

6 非常災害対策組織

本社災害対策本部、支店災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に、ガス施設の災害対策を効果的に実施できる体制をとる。

非常災害対策組織図



- ①災害応急対策、復旧対策方針の策定
- ②応援計画の策定
- ③応援の要請及び出動指令
- ④支店対策本部への指令
- ⑤九州経済産業局・九州産業保安監督部日本ガス協会への対応
- ⑥社内外への広報、連絡
- ⑦その他非常災害対策に関する重要事項

第 1 2 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

市長は、災害発生時には速やかに被災地の状況を調査、把握し、費用負担等を明確にし、関係者等打ち合わせのうえ、応急工事にあたり、必要な指導を行う。

1 応急仮設住宅（長崎県災害救助法施行細則第 2 条を参照）

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 建設用地の決定

建設用地は飲料水等が得易く、衛生上良好な場所を選定することが原則であるが、状況に応じ建設可能候補地から災害対策本部長が決定する。

イ 設置戸数

設置戸数は住宅の全壊、全焼、流失世帯の 3 割以内とする。

ウ 建物の規模及び構造

一戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを基準とし、構造は一戸建て又はアパート建築のいずれかで一戸当たりの建設にかかる費用は、災害救助法の規定による。

エ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は敏速かつ円滑に実施する必要があるため、災害対策本部が要請した場合、県の災害連携協定締結団体等に協力の要請を行うものとする。

なお、応急仮設住宅建設の着工期間は、災害発生の日から 20 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の入居基準

ア 対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、他に居住する住家がない者で、自らの資力では住宅の確保ができない世帯

イ 入居者の選定

選考は、被災者の資力その他の生活条件等を十分調査し、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平かつ厳正な入居選定を行い、貸与期間は 2 年以内として入居誓約書を徴して入居させ、後日立ち退き等の問題が生じないよう配慮する。

ウ 応急仮設住宅の優先入居

この住宅の入居者は、災害による全壊（焼、流失）世帯で、自力で住宅の確保ができないもので、次に掲げる者を優先する。

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない寡婦、母子家庭
- ・特定の資産のない老人、病弱者、障害者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・前各号に準ずる経済的弱者

2 住宅応急修理（長崎県災害救助法施行細則第2条を参照）

(1) 応急修理の対象

ア 住家が半壊、又は半焼し直ちに応急修理を行わなくては当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している世帯

(2) 応急修理の方法

ア 修理対象戸数は半壊、半焼世帯の3割以内とする。ただし災害の状況により3割を超えて修理を必要とするときは本部長が定める。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分に対し行うものとし、修理費用の限度は、災害救助法の規定による。

ウ 応急修理は災害発生後1か月以内に完工する。

3 建設資材の調達

建設資材の調達は、建設業協会等に協力要請し方法等を定める。調達した資材等の輸送は原則として、物資調達先の業者に依頼する。

4 応急仮設住宅建設可能候補地

所在地	名 称	敷地の現状	建設可能敷地面積 (㎡)
幸町 296-1	田井原公園	公園	1,100
宇都町 61-2	御館山公園	公園	1,500
宇都町 240-1	上山公園（諫早公園）	公園	5,000
福田町 2832-3	福田公園	公園	1,400
泉町 5	泉公園	公園	1,800
天満町 22	天満公園	公園	1,500
日の出町 2247-45	日の出町第1開発公園	公園	1,400
栄田町 1584	栄田公園	公園	1,500
目代町 705-25	目代公園	公園	1,500
小野島町 2233	小野島グラウンド	スポーツ施設	17,000
小ヶ倉町 603-1	小ヶ倉公園	公園	2,000
久山町 1563-1	久山公園	公園	2,000
久山台 40-1	久山台1号公園	公園	3,200
山川町 23	西諫早団地第5児童公園	公園	1,100
中尾町 3-50	西諫早団地第3児童公園	公園	1,200
中尾町 8-50	西諫早団地第4児童公園	公園	1,000
馬渡町 1	西諫早団地第2公園	公園	9,000
馬渡町 6-1	西諫早団地第1児童公園	公園	1,400
馬渡町 10-92	西諫早団地第2児童公園	公園	1,000

所在地	名 称	敷地の現状	建設可能敷地面積 (㎡)
真崎町 527-16	清水谷公園	公園	1,300
津水町 154	津水河川広場	公園	3,500
堂崎町 6	西諫早団地第1公園	公園	2,100
堀の内町 208	堀の内公園	公園	5,500
白木峰町 828-1	白木峰高原	公園	4,200
猿崎町 844-5	猿崎公園	公園	2,400
多良見町囲 2000-12	喜々津中央公園	公園	3,000
多良見町化屋 2-45	シーサイド北公園	公園	3,000
多良見町化屋 3-94	シーサイド南公園	公園	1,000
多良見町化屋 351-7	化屋公園	公園	2,300
多良見町市布 2320-1	梶木第1公園	公園	2,000
多良見町木床 106	のぞみ公園	公園	1,200
多良見町木床 1626	大四郎淵公園	公園	2,700
多良見町市布 1133-3	天満宮公園	公園	4,000
多良見町木床 2002	なごみの里運動公園	公園	40,000
多良見町舟津 614	舟津公園	公園	1,100
多良見町舟津 1898	多良見西部グラウンド	スポーツ施設	8,000
森山町下井牟田 1300	森山ふれあい公園	公園	30,000
森山町田尻 1571-1	梅野広場	公園	8,300
森山町田尻 2217-115	干拓公園	公園	2,700
森山町杉谷 594-4	殿籠公園	公園	1,800
森山町本村 1300	森山グラウンド	スポーツ施設	6,600
森山町本村 3063	馬場公園	公園	2,000
森山町唐比北 691	森山餅田山グラウンド	スポーツ施設	7,500
飯盛町下釜 1-48	白塚公園	公園	2,400
飯盛町平古場 266	飯盛グラウンド	スポーツ施設	16,000
高来町小船津 904-4	高来総合運動公園	スポーツ施設	15,000
高来町山道 441	宇良地区広場	公園	1,800
高来町水ノ浦 367-10	高来城ノ下グラウンド	スポーツ施設	2,400
高来町峰 97	高来西グラウンド	スポーツ施設	4,500
高来町富地戸 136	深海地区広場	公園	2,000
小長井町小川原浦 958-8	小長井グラウンド	スポーツ施設	12,000
小長井町大峰 980-77	小長井長里グラウンド	スポーツ施設	8,000
小長井町田原 1595-2	小長井田原グラウンド	スポーツ施設	5,000

第 13 節 医療救護計画

- 1 災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療、救護及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行うものとする。（知事からの委任を含む。）災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、県知事が実施するものであり、市は県の補助機関として、これを行うものとする。
- 2 災害時医療は不特定多数の傷病者に対し限られた人員・機材・医薬品で医療救護を行なおうとするものであることを理解して収容治療にあたる必要がある。

災害の規模及び災害発生の地理的要因により医療行為が左右され、時間の経過とともに救命率が低下することが予想される。

このことから可能な限り短時間に被災者の収容治療、重傷者の基幹災害医療センター及び地域災害医療センター（災害拠点病院）等への搬送を行なう必要がある。このためには、適切なトリアージの実行及び負傷者の収容先の指示等医療救護対策業務の輻輳が考えられるため、一定規模の災害に即応できるよう体制の整備につとめる。

また、災害時の医療救護所において応急的な医療救護を迅速に実施できるよう、諫早市と諫早医師会、諫早市歯科医師会との間で、「災害時の医療救護に関する協定」等を締結し、医療救護所での負傷者の治療など、初期の医療体制を整える。

災害医療については、災害規模により異なるものの災害発生直後の人命救助を主体とした対策と、既存疾患の進行や災害時に発生する特有の精神的な問題等の長期対策が必要となるが、地域防災計画では人命救助率に直結する災害発生後 72 時間以内の医療救護体制の確立を目的として当面の整備計画を定める。

(1) 医療救護体制の組織

医療救護体制の整備のためには、医療救護に直接携わる医療従事者の確保はもちろんであるが、搬送のための手段、情報の伝達方法及び支援のための要請等、各防災機関全体での支援体制が必要である。特に、災害発生直後は災害情報が混乱する事が予想されることから、これらを的確に把握し処理するため災害対策本部の要請にもとづき「医療対策本部」を設置する。

医療対策本部は「市役所」の中に設置し、災害対策本部と常に連携し災害対策に従事するものとする。

(2) 今後の活動方針

国においては医療救護体制の整備が阪神淡路大震災以降進められており、諫早市においても国・県等の動向を見極めながら体制整備につとめる必要がある。

今後の検討課題として主なものは

- ・医療救護に際して人的確保、搬送手段、情報伝達手段の確立
- ・医療救護物資の確保及び収容医療関係機関との情報連絡手段の確立
- ・災害関係機関の医療救護体制への支援方策の確立

・医療救護に係る関係機関との災害時応援協定の締結

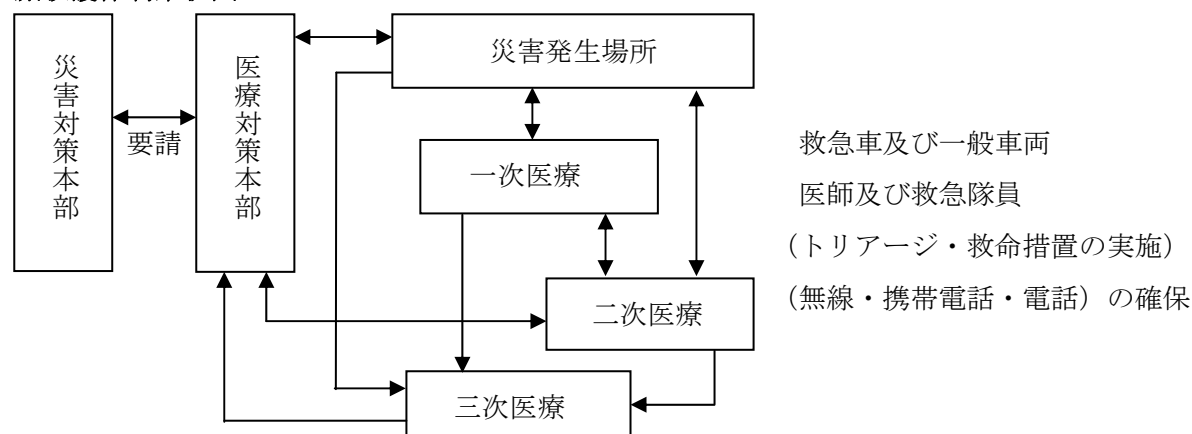
等が考えられることから今後も医療救護班を存続させ、より効率的で実効性のある医療救護体制の確立に務めるとともに、必要に応じ各種の団体の協力を得て支援体制の確立を図る。

[参考] トリアージ

災害時等において、限られた医療資源を最大限に活用し、救助可能な傷病者を確実に救命し、また、可能な限り多くの傷者に医療措置を行うためには、対象者の状況の的確な把握と医療資源の効率的な活用が必要である。

このためには、それぞれの傷病者の負傷程度や症状等を考慮し、治療の優先順位を決定したうえで、この優先順位に従って救命処置、応急処置、受入施設の選定・搬送を行う必要がある。

医療救護体制系統図



医療対策本部の事務

- ① 災害対策本部との連絡調整 ② 医療救護所の設置 ③ 負傷者の搬送手段確保など
- ④ 医療・歯科医療救護班の派遣 ⑤ 医薬品等の供給

二次救急医療体制

(病院群輪番制病院)

- ① ★(独)地域医療機能推進機構諫早総合病院
- ② 医療法人祥仁会 西諫早病院
- ③ 社会医療法人三校会 宮崎病院
- ④ 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

(救急告示病院)

- ① 医療法人宏善会 諫早記念病院
- ② ★(独)地域医療機能推進機構諫早総合病院
- ③ 医療法人祥仁会 西諫早病院
- ④ 社会医療法人三校会 宮崎病院
- ⑤ 医療法人二輝会 佐藤病院
- ⑥ 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

三次救急医療体制

★独立行政法人

国立病院機構

長崎医療センター

★長崎大学病院

★長崎みなとメディカルセンター

★佐世保市総合医療センター

(★は県指定災害拠点病院)

医療救護班の編成

班の名称	班の責任者			看護師・助産師 保健師
	住 所	氏 名	電 話	
諫早総合病院	永昌東町	西村 直樹	2 2 - 1 3 8 0	事態により即応する

災害救護班組織編成表

【本 部】	諫 早 医 師 会 2 5 - 2 1 1 1 fax 25-3100			
本部長	満岡	渉	24-2927	
副本部長	犬尾	元	22-0245	副本部長 山本 広樹 27-0550
本部付	高原	晶	22-1740	本部付 宮本 俊吾 25-0024
	(西村 直樹	22-1380)		

【第1班・多良見】 <班長> 増田 憲治 松本 恵太 <班員> 大久保 洋 金森 有慶 濱中 洋一 中村 裕 竹迫 久享 陣林 伯豪 松屋 直樹 9 名	【第2班・西諫早、西南部】 <班長> 大角 光彦 宇賀 達也 <班員> 城谷麻衣子 池田 圭介 千葉 憲哉 植田 成文 宮崎 雅也 桐山 健 助村 房子 竹下 菊雄 田代宏一郎 野田 弘之 原口 哲 平田 正信 前田 剛而 宿輪 哲生 出川 聡 田代 香澄 18 名	【第3班・永昌、栄田、永昌東、天満、城見】 <班長> 中島 恒幸 草野 史郎 <班員> 梶山 明正 芦塚 文美 伊藤有里子 一之瀬弥久 内川 徹也 大坪 孝行 小鳥居 望 神宮司明子 神宮司多門 志波 義人 瀧野 博文 大塚 洋子 中島 茂 西村 誠介 角尾 尚人 福田 浩敏 藤江 透 小野倫太郎 前田 秀典 松尾 浩志 藤田 和夫 宮崎 正浩 松永 伸吾 本川 哲 橋本 隆明 塚崎 尚紀 杉山 啓一 時村源一郎 吉田 昂平 31 名
【第4班・泉、金谷、福田、中央東、中央西】 <班長> 小無田 要 森 洋 <班員> 磨井 章智 大沢 肇 奥村 正彦 猪狩 康子 権藤雄一郎 末吉 修 立石由紀子 貝田 勇治 鶴川 陽一 松尾 健治 三村 一郎 宮本 力 森 茂 村岡 徹 犬塚 周 北島 知夫 田島 光浩 高橋美智子 辻本 善樹 橋爪 聡 宮下 昌子 山口 実 小野 靖彦 25 名	【第5班・小栗、小野、森山】 <班長> 松尾 彰 田渕 富三 <班員> 姉川 和生 江藤 敏文 小田 純爾 川野 弘茂 澤田 征洋 樋口 洋一 谷岡 浩二 松本 泰子 島崎 敦 11 名	【第6班・長田、高来、小長井】 <班長> 野田 晋 藤山 増昭 <班員> 佐藤 光治 立川 隆義 檀野 雄一 藤山 友樹 矢次 孝 山崎 善之 吉岡 卓 野田 晋平 友重 耕一 佐藤 光隆 12 名 【第7班・有喜、飯盛】 <班長> 八尾 榮一 出口 晴彦 藤原 隆 <班員> 中原 賢一 山田 雅史 横尾 秀康 6 名

○ 班は、諫早市の避難所地区別に対応し、本部設置後は、他班はそれぞれ対応する。

【救急輪番病院】：諫早総合病院、日赤長崎原爆諫早病院、宮崎病院、西諫早病院

【救急告示病院】：諫早記念病院、諫早総合病院、日赤長崎原爆諫早病院、宮崎病院、西諫早病院、佐藤病院

【その他一般病床を有する病院】：菅整形外科病院

諫早市歯科医師会歯科医療救護班（班編成）

【本部】	諫早市歯科医師会 24-3576 fax 22-7991			
本部長	橋村 静治	27-1700		
副本部長	土肥 博幸	49-8282		
本部付	奥野 勝也	23-1940	植松 竜治	34-3318
	浦 泰	21-0888	金森 浩一	25-3200
	吉富 泉	（諫早総合病院）22-1380		

【第1班・多良見】 ＜班長＞ 石田 豊 ＜班員＞ 河井 洋祐 久保 尚芳 藤田 浩一 森田 聡 森田 倫己 6 名	【第2班・真津山、西諫早】 ＜班長＞ 岡本 直樹 ＜班員＞ 池田 信 井上 陽介 大石 久志 奥村 晃 小鉢 武稔 副島 一成 中尾 裕二 原 安生 本多 直嗣 山口 弘一 山口 弘之 12 名	【第3班・中央北】 ＜班長＞ 野口 哲 ＜班員＞ 稲永 卓司 緒方 真 中古賀晴信 西口 公章 納富 拓 橋本 孝道 原 美和子 藤田 英樹 藤田 正典 堀内 晃 本田 光浩 本多 啓子 本多 英美 溝越 孝 溝越 泰雄 吉田 延壽 安井 克彦 納富 一幸 澤田 邦久 20 名
【第4班・中央中、中央南】 ＜班長＞ 古賀 俊幸 ＜班員＞ 井手 庸隆 伊藤 順也 大坪 弘武 助村 大作 田中 奈美 林下 富貴 一宅 邦博 宮下 剛一 宮田幸一郎 吉原 弘泰 浅田 伊織 12 名	【第5班・小栗、小野、森山】 ＜班長＞ 田中 広海 ＜班員＞ 三牧 尚史 牟田 直人 横尾 秀陽 小関 優作 5 名	【第6班・長田、高来、小長井】 ＜班長＞ 中村 康司 ＜班員＞ 小嶺 徹 近藤 誠 豊福 寛行 森 健哉 5 名
		【第7班・有喜、飯盛】 ＜班長＞ 山下 敏昭 ＜班員＞ 藤原 浩 寺野 元博 増山 隆一 4 名

班の名称	班の責任者			看護師、助産師、保健師
	住 所	氏 名	電 話	
県立こども医療福祉センター	永昌東町	小柳 憲司	22-1300	事態により即応する

《参 照》

輪番病院及び救急告示病院

医療機関名	所在地	電 話	診療科目	病床数	輪番・告示別
(独)地域医療機能 推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町 24-1	22-1380	内、外、整、小、皮、呼 泌、眼、耳、麻、産、消、 リウ、放、歯、循、腫内 脳神、リハ、精、腎内 糖尿、血液内、病理診断	3 2 3	輪番 告示
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町 化屋 986-2	43-2111	内、呼、消、循、放 リハ	1 3 0	輪番 告示
社会医療法人 三校会 宮崎病院	諫早市久山町 1575-1	25-4800	循、消、(削除)形、脳、リ ハ、呼、内、外、(削除) 整、腎、泌、麻、(削除) 放、救、泌、老年	1 5 3	輪番 告示
医療法人 祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町 3015	25-1150	脳、消、外、内、循 整、呼、放、リハ、乳腺	6 3	輪番 告示
医療法人 宏善会 諫早記念病院	諫早市天満町 2-21	22-0370	内、外、整、循、放、消 呼、肛、リハ、リウ、 神内、心臓、アレ、老年、 糖尿、代謝、形	1 1 2	告示のみ
医療法人 二輝会 佐藤病院	諫早市小長井町 井崎 98	34-2062	内、呼、消、循、外、小、 整、リハ、眼、放	4 0	告示のみ

諫早市薬剤師会救護班 (編成)

2025 年 12 月現在

【本部】 諫早市薬剤師会 27-1127 本部長 堀大師堂薬局 堀 剛 35-1585 副本部長 パサージュしらぬひ薬局 宮崎 彰宣 21-0311 本部付 (株)宮崎温泉堂商店 木場 重徳 22-3350	
【第1班・多良見地区】 班長 もろおかファミリー薬局 松尾 雄太 班員 かわはら薬局、たらみタウン薬局、なまず薬局 モリタ薬局、ローズマリー薬局、 久山台薬局、くやま薬局	【第2班・真津山、西諫早地区】 班長 カサマツ薬局 工藤 学 班員 宇都薬局、原田薬局西栄田店、コミット薬局 かわはら薬局宇都店、西諫早薬局 ヤマカワ薬局、原田薬局貝津店 ゆきざわ薬局、よつば薬局
【第3班・中央北地区】 班長 しろみ薬局 河野 広大 班員 いずみ薬局、諫早駅前薬局 パサージュしらぬひ薬局、しらぬひ薬局 トーラサンベ薬局、フラワー薬局 ふれあい薬局、ますだ薬局、ライオン薬局 れもん薬局、八坂薬局、天満薬局 しめんばし薬局、みどり調剤薬局 やました薬局、ヤクシン薬局御館山店 ことのは薬局、中央薬局	【第4班・中央中、南地区】 班長 こはく堂薬局 池田 理恵 班員 もろおか幸盛堂薬局、コスモス薬局、あおぞら薬局 ニコニコ調剤薬局、東本町薬局 堀大師堂薬局、もろおか薬局幸町店、東小路薬局 かなや調剤薬局、うえの町薬局、はとふる薬局 もろおか薬局昭和通り店
【第5班・小栗、小野、森山地区】 班長 そうごう薬局諫早小野町店 八木 ひとみ 班員 美南の丘薬局、こまち薬局、小野島薬局 はまさと薬局、しのだ薬局小川町店 はくあい堂諫早かわとこ薬局	【第6班・長田、高来、小長井、飯盛地区】 班長 むつごろう薬局 高崎 正磁 班員 岩松薬局、そうごう薬局小長井店、ながた薬局 ハート薬局、こながい薬局、野のはな薬局 こぐま薬局

第 1 4 節 防疫及び保健衛生計画

市は、災害時における感染症の発生等を防止するため、県及び防災関係機関との密接な連携のもと、防疫及び保健衛生対策の具体的な確立を図る。

1 被害状況等の把握

災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、医療救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び避難者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況

2 防疫活動実施体制

(1) 実施機関

災害地における防疫は、市が実施する。

ただし、災害の状況により市の行う防疫が不可能と判断した場合には、知事に対しその実施を要請する。

(2) 防疫活動

市は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもとに対策方針を定め、防疫対策の具体的な確立を図る。

(3) 防疫班の編成

市は、救護防疫班をもって防疫班を編成し、災害の状況に応じ保健所の協力を得て防疫活動を実施する。

(4) 防疫事務

ア 感染症患者が発生した場合の対応

「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」で県が対応する。

イ 感染症発生状況又は防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及び防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

ウ 防疫活動の開始

市は、感染症患者の発生の状況等により県の指示に応じて、いつでも臨機の防疫活動が開始できるようにし、保健所が行う防疫活動と一体的な行動を行う。

エ 県の役割

- (ア) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき災害地域所轄の保健所と緊密な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図る。
- (イ) 県央保健所は、災害の規模に応じ 1 班或いは数班の班を設け、被災地並びに避難所等における防疫活動を行う。

オ 清潔方法及び消毒方法

市は、感染症予防上必要と認められる場合、清潔方法及び消毒方法について県の指示を受ける。

(ア) 清潔方法

- ① 市は、清潔方法の実施に当たって道路溝きょ、公園等公共の場所を中心に行う。
- ② 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ市長は、的確な指導あるいは指示を行う。
- ③ 市は、収集したごみ、汚泥及びその他の汚物を焼却等衛生的に適切な処分をする

(イ) 消毒方法

- ① 市は、消毒方法の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 27 条の規定による県の指示に基づき、同施行規則第 14 条から第 19 条までに定めるところに従って行う。
- ② 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

カ そ族昆虫の駆除

市は、そ族昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現場確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

キ 予防接種の実施

市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い時期を失わないよう措置する。

3 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は、相互の活動の連携を図り、その調整に努める。

また、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）や保健師等の応援派遣が必要な場合は、救護防疫班から県（県央保健所）を通じ依頼する。

なお、市のみで対応が困難な場合、応援協定締結市町村及び応援協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

4 保健衛生対策

生活環境の悪化による避難者の健康状態の変化に対応するため、避難所等の適切な衛生状態

の維持に努めるとともに、避難者の健康状態を把握し、避難者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 初期保健チームによる保健活動の実施

救護防疫班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2) 巡回保健チーム等による保健活動の実施

ア 救護防疫班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。

イ 救護防疫班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、避難者の健康の確保を図るため、次により避難者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り避難者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染症患者の健康状態の把握と保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 心身の機能の低下予防

(4) 避難所等の衛生指導

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、避難者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

(5) 記録様式

発災時に保健師等が巡回等により把握した避難者に関する情報を、関係者間で円滑に共有

できるようにするため、別添のとおり、「避難者健康相談票（共通様式）」及び「避難者健康相談票（保健師等様式）」を関係者間で速やかに共有する。

「避難者健康相談票（共通様式）」を用いて得た情報については、市町村内部での利用や自治体間での共有等を行う場合は本人の同意は不要だが、これら以外の者と共有を行う場合は個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条及び第 69 条の規定に基づき、原則、本人の同意が必要となる。したがって、後者の共有を行うことが想定される場合、「避難者健康相談票（共通様式）」を活用してヒアリングを行う際には、把握した情報について、支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対して提供を行う旨、本人の同意を得ること。

5 防疫用薬品、資材の調達

市は、必要に応じ県に対し薬品及び器具等の調達の斡旋を依頼することができる。

第 15 節 清掃計画

この計画は、災害時におけるごみ、し尿等の処理業務が適切に行われ、環境衛生の万全を期するためのものである。

なお、大規模災害時における廃棄物（ごみ及びし尿）の処理については、「諫早市災害廃棄物処理計画」に別に定める。

1 災害時におけるごみ及びし尿の処理

災害時には、被災地域の災害ごみ及び冠水便槽等のし尿緊急収集に加え、定期収集を早期に回復して市民生活の安定を図り、環境衛生の確保に努めるものとする。

また、災害ごみの処理においても、十分に環境に配慮した措置を行うとともに、効率的な処理のためにも可能な限り分別を実施し、リサイクルを図るものとする。

2 災害ごみの処理

(1) 収集・運搬体制

市保有車及び委託業者の車による収集・運搬を原則とするが、災害ごみの大部分は、水分の多い粗大ごみが土砂まじりの状態で排出されることから、機械式収集車による収集・運搬が効果的でない場合もある。

このようなときはダンプトラックとショベル系積込重機との組合せが最も有効であるので、車両等の借上げの方法による収集・運搬を第一とし、市及び委託業者の保有車で補完する体制を組むものとする。

(2) 収集・運搬車両等

災害ごみの収集・運搬に適した車両及び重機を確保するため、土木対策部（隊）等と連携を密にし、民間業者所有の車両及び重機の数量を把握し、借上げ等を行うものとする。

(3) 仮搬入先の確保

ごみの処理施設への搬入経路の被害が予測され、災害ごみの収集等に混乱をきたすおそれがある場合は、仮搬入先を数箇所確保し、住民自身による搬出等に備えるものとする。

3 し尿処理

(1) 収集・運搬体制

許可業者による収集・運搬を原則とするが、災害時に適応するよう市長が要請する。

(2) 収集・運搬車両等

災害地域のし尿汲取りを直ちに実施するため、市内収集業者に協力を要請し、収集業務を迅速に行うものとする。

【災害ごみ収集車両等】

市保有車両等

種 類	台 数	積載量	備 考
不燃物収集車	1 台	2 t	ダンプ車
可燃物収集車	1 台	2 t	パッカー車
そ の 他	1 台	0.35t	軽ダンプ

運送業者等保有分

業 者 名	車 種	台数	積載量	備 考
協業組合 諫早輸送センター	平ボディ	28 台	2t・3t・4t・11t	栗面町
	ダンプ	7 台	4t・10t	
	ユニック車	4 台	6t・7t・10t	
(有)栗本商店	深ボディダンプ	1 台	2t	八天町
	パッカー	2 台	2t・3.5t	
(有)諫早護美センター	パッカー	9 台	2t	福田町
(有)諫早環境整備	深ボディダンプ	3 台	2t	目代町
	パッカー	1 台	2t	
協業組合 諫早リサイクルセンター	深ボディダンプ	1 台	2t	福田町
(有)みづほ	深ボディダンプ	1 台	3t	多良見町
	パッカー	1 台	3.4t	
(有)石場清掃多良見	ダンプ	4 台	0.35t・2t	多良見町
	パッカー	4 台	2t・2.7t・3.5t	
	ユニック車	1 台	3.35t	
(株)真人	ダンプ	3 台	1.5t・2t・7t	飯盛町
	ユニック車	1 台	6.9 t	
	軽トラック	3 台	0.35t	
	アームロール車	4 台	2t・4t・8.8t	
(株)クリーンいいもり	深ボディダンプ	1 台	1.9t	飯盛町
	パッカー	2 台	2t	
	軽トラック	1 台	0.35t	
(有)辻工業	ダンプ	1 台	2t	森山町
(株)中野浄設工業	ダンプ	1 台	2t	森山町
	パッカー	2 台	3t	
北高清掃(有)	パッカー	12 台	2t・3t	小長井町
	ダンプ	4 台	2t・4t	
	アームロール車	3 台	2t・4t・3.85t	
(有)西日本環境 クリーンサービス	パッカー	1 台	3t	小長井町
	ダンプ	2 台	0.35t・2t	

【し尿収集許可業者(保有分)】

業 者 名	所在地	車 種	台 数	積載量	従業員
(有)諫早衛生舎	船越町 1088-5	バキューム車	10 台	38,700 リットル	12 人
いさはや清掃社	旭町 5-14	バキューム車	6 台	17,400 リットル	12 人
(有)古川清掃社	福田町 5-36	バキューム車	5 台	16,000 リットル	13 人
(有)みづほ清掃社	幸町 43-2	バキューム車	11 台	46,000 リットル	15 人
(有)みづほ	多良見町化屋 508-6	バキューム車	3 台	15,300 リットル	14 人
(有)石場清掃多良見	多良見町市布 293	バキューム車	3 台	12,000 リットル	6 人
飯盛清掃社	飯盛町開 4-17	バキューム車	4 台	17,350 リットル	6 人
北高清掃(有)	小長井町 小川原浦 1007-2	バキューム車	6 台	19,200 リットル	21 人
(有)土居清掃社	小長井町 小川原浦 660-35	バキューム車	2 台	4,800 リットル	5 人

第 16 節 障害物の除去計画

災害時において、土石、立木及び災害を受けた工作物等、住民の生活に支障を及ぼすおそれがある物、又は危険と判断される障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に起因する崩土又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- 1 崩土による土砂、立木又は落石等により道路が閉塞する場合を考慮して、予め集積又は捨土箇所を選定しておくこと。
- 2 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、建設業協会と十分連携をとること。
- 3 応急復旧に要する所要人員は、車輛器材及び災害の程度を考慮し市において対処し得るよう計画しておくこと。
- 4 以上のほか、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

【障害物除去機械、器具の現況】

機械器具の種別	型 状	台 数	保管場所	保管課
小型貨物車	ダンプ 2 t	1 台	諫早市役所	緑化公園課

市保有車両は限られたものであるため、災害の程度により他に必要な車両については、市内各運送業者及びその他の車両をあてる。

【除去した障害物の集積予定場所】

- ① 諫早市小豆崎町 8 9 - 2 (旧処分場跡地) ② 小中学校運動場

【長崎県建設業協会諫早支部保有分】

建設機械の種類	規 格	台 数	備 考
ブルドーザー	大・中・小	3 台	掘削、積込み
タイヤショベル		3 台	掘削、積込み
バックホー	0. 4 m ³ 未満	3 0 台	
バックホー	0. 4 m ³ 以上	1 0 台	
動力発電機		3 台	
ダンプトラック	0. 4 t 未満	2 0 台	
ダンプトラック	0. 4 t 以上	1 5 台	
水中ポンプ		8 台	
発電機		1 5 台	

第 17 節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため次の方法のうち、最も適切な方法によって行うものとする。

1 輸送方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法で行うものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) ヘリコプター等による輸送
- (5) 庁用自動車による輸送
- (6) 人力等による輸送

2 輸送力の確保

- (1) 自動車等による輸送力の確保の場合、おおむね次の方法によるものとする。

- ア 応急対策実施機関所有の車輛等の利用
- イ 公共団体所有の車輛等の使用
- ウ 営業用車輛等の使用
- エ その他自家用車等の使用

- (2) 鉄道等による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合、遠隔地において物資資材等を確保したときは、鉄道輸送を行う。

- (3) 海上からの輸送が適当と思われる場合は船舶による輸送を行う。

- (4) 航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長が知事に対し県防災ヘリ及び自衛隊による航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣要請を行うものとする。

- (5) 庁用自動車による輸送

庁用自動車は、必要車両を除く外、全力を挙げて輸送の迅速化を図る。

- (6) 人力等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送するものとする。

- (7) 応援協力要請の手続

市は他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送機関、輸送対象及び輸送台数、集結場所及び日時その他必要な条件を明示して行うものとする。

3 環境衛生班の輸送計画により支援対策班が配車を行う。

4 災害救助法による輸送の実施基準

災害救助法が発令された場合は、知事の補助機関として同法に基づく輸送を次のとおり実施する。

(1) 輸送の範囲

災害救助法による救助実施のため輸送については、次の範囲とする。

種 類	内 容
り災者の救出	1 救出されたり災者の輸送 2 救出のために必要な人員、資材等の輸送
医療及び助産	1 救護防疫班によることができない場合において、患者を病院及び診療所へ運ぶときの輸送 2 救護防疫班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 3 重病であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送
り災者の避難	1 り災者自身を避難させるための輸送 2 り災者を誘導するための人員、資材等の輸送
飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送（供給先はり災者に限られない。） 2 飲料水を確保するための人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
救援用物資 (義援物資を含む)	1 被服、寝具、その他生活必需品の輸送 2 学用品の輸送 3 炊出し用食糧品、調味料、燃料等の輸送 4 医薬品、衛生材料等の輸送
死体の搜索	死体の搜索に必要な人員及び資材の輸送
死体の処理 (埋葬を除く)	1 死体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検索のための市民生活班人員の輸送並びに死体の処置のための衛生材料の輸送 2 死体の発見場所から一時安置所までの移送その他移動に伴う死体そのものの輸送及び死体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間

(3) 輸送のための経費限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

5 ヘリコプターの着陸場候補地

(1) 小野島グラウンド	(6) 森山ふれあい公園
(2) 白木峰高原駐車場	(7) 飯盛東小学校
(3) 光江橋下流河川敷	(8) 高来中学校
(4) 御館山小学校	(9) 小長井グラウンド
(5) 喜々津中学校	

6 物資集積拠点

災害時において、救援物資の集約及び避難所等への配送を円滑に実施するため、以下のとおり物資集積拠点として予め指定するものとする。

(1) 物資集積拠点施設

ア 諫早市中央体育館（小船越町１０４８－２）

イ 上記施設は、市の中心部付近に位置し、救援物資を保管・配分するための十分なスペースを有し、交通アクセス・本部との連絡体制が比較的容易である。

(2) 物資集積拠点の機能

ア 救援物資の受付

イ 救援物資の仕分け

ウ 救援物資の配送

エ 救援物資の在庫管理

(3) 物資中継拠点

ア 災害の規模など必要に応じ、各地域・地区に物資中継拠点を配置するものとする。物資中継拠点では、物資集積拠点と同様の機能を有する。

イ 各地域・地区における物資中継拠点となる施設を予め選定しておく。

ウ 指定避難所等に物資中継拠点を配置する場合は、避難所運営の妨げとならないよう集積場所等に配慮するものとする。

第 18 節 交通応急対策計画

この計画は、災害時において、交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡・交通規制等について定めるものである。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市 長	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(基本法第76条) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとみとめる場合 (道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 2 道路の損壊、火災発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)

2 支障箇所の通報

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ、関係機関に通報、又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したとき、若しくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通規制を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これらの危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式第1）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

(7) 交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

(4) 交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所に移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って、駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(5) 警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

(4)のa及びbにかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両通行の妨害

となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定「災害派遣」により命じられた部隊等自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちに当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失補償

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失補償をしなければならない。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

消防用自動車、救急車、警察用自動車、電気事業・ガス事業その他の公益事業において危険防止のため応急作業に使用する自動車等

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(ア) 緊急輸送車両

指定行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調達する車両で次に揚げるとおりとする。

a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両

- b 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
 - c 被災者の救護、救助その他保護を行う
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
 - e 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持を行うための車両
 - h 緊急輸送の確保を行うための車両
 - i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置を行うための車両
- (イ) 災害応急対策を実施するための車両
- ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの。
- ウ 確認の申請
- (ア) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。
- (イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用車は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事又は公安委員会に申請、標章（様式第2）及び確認証明書（様式第3）の交付をうけるものとする。
- また、災害発生前でも緊急通行車両の事前届出を行うこともできる。
- エ 確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）
- a 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。
 - 企画部 県北振興局（総務課） 島原振興局（総務課）
 - 県央振興局（管理部総務課） 長崎振興局（総務課）
 - b 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。
 - 県警本部交通部交通規制課
 - 各警察署（交通課）
- オ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理顛末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。
- カ 緊急通行車両の使用車は、交付を受けた標章を使用する緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
- キ 標章及び証明書の有効期限は交付の日から起算して5年後の日とする。
- ク 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じ又は標章等を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合は、再交付を申請することができる。
- ケ 緊急通行車両の使用車は、緊急通行を終了したときはただちに標章及び証明書を返納するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について

緊急通行車両は、災害時の応急対策活動に使用される車両に限定すべきであるが、応急対策に従事しないものであっても、社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保するうえで必要な車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限りにおいて、かつ原則として災害応急対策期においては運用しないことにより通行を認めるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

ア 災対法施行規則第6条に定める様式の標示による通行の禁止又は制限の対象から除く車両は次のとおりとする。

(ア) 緊急自動車（道路交通法第39条）

(イ) 災害派遣又は地震防災派遣に従事する自衛隊用自動車（自衛隊法第83条又は第83条の2）

(ウ) 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(エ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(オ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両（災対法施行令第33条）

(カ) 次に掲げる車両のうち規制除外車両として、警察署に申請して除外標章の交付を受け、当該除外標章（他の公安委員会の交付に係るものを含む。）を提出し、かつ、当該目的のため使用中のもの。

a 道路維持作業用自動車（道路交通法第41条）

b 通学通園バス（道路交通法施行令第26条の3）

c 郵便物の収集又は、配達のため使用する車両（郵便法）

d 電報の配達のため使用する車両（公衆電気通信法）

e 廃棄物の収集のため使用する車両（廃棄物処理及び清掃に関する法律）

f 入院を必要とする感染症患者の搬送又は感染症予防のため使用する車両（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

g その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

イ 規制除外車両の申請

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者については、規制対象除外車両通行申請書を提出し、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署（管轄する警察署が2以上ある場合は、そのいずれかの警察署）に申請させるものとする。

(イ) 除外車両の申請を受理した警察署は、原則として災害応急対策期以外において通行させる必要を認め、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない場合においては、規制除外車両確認証明書（様式第4）及び除外標章（様式第5）を交付するものとする。

- (り) 警察署は、規制除外車両申請受理簿を備え付け、規制除外車両の受理及び処理経過を明らかにしておくものとする。

5 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、機関及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれらの事項を通知する。

6 発見者の通報義務等（基本法第54条）

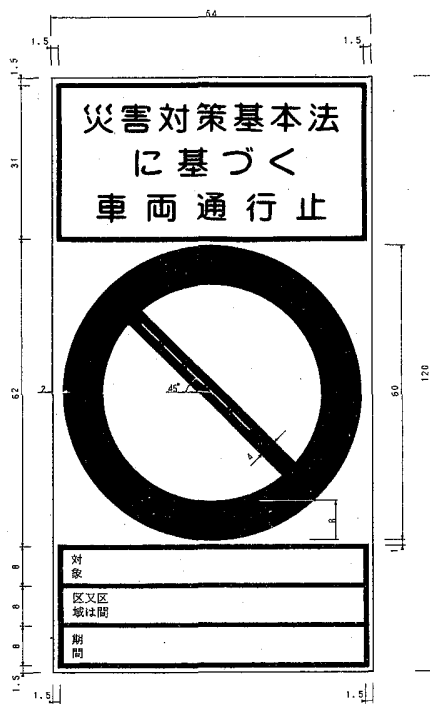
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、すみやかに市町村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては市町村長へ、市町村長にあっては、その他関係機関へそれぞれ通報する。

7 迂回路等

交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにそのむね必要な地点に看板等を標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

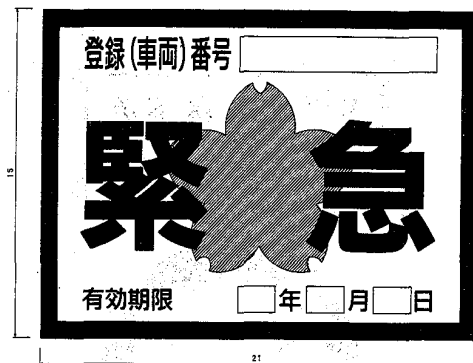
様式第 1



備 考

- 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯び及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第 2



備 考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）記号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第 3

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

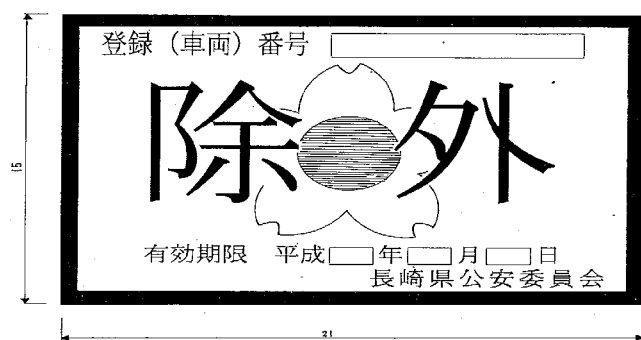
備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする

様式第 4

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
公安委員会 印		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする

様式第 5



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字が青色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年月日」の文字が黒色、登録（車両）番号及び年月日を表示する部分が白色、地が銀色。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講じている。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートル。

第 19 節 文教対策計画

災害により学校施設が被災した場合、若しくは小・中学校の児童生徒の被災により正常な教育を行うことができない場合又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとする。

1 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施する。

2 児童生徒の避難

- (1) 市立学校においては、消防法第 8 条の規定に基づき、適切な処置を行うとともに、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施し、災害に対処する。
- (2) 災害が予想される場合の児童生徒の避難、休校その他の措置については、あらかじめ市教育委員会は、基準を示して各学校長と協議する。

3 被害状況の把握等

- (1) 災害が発生した場合は、各学校長は被災状況及び応急措置の概要を報告する。
- (2) 災害が発生した場合、各学校長は児童生徒の安否を調査し、その所在を把握するよう努める。

4 学校施設の応急対策

- (1) 災害により市立学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用又は転用等により、状況に即応した応急教育を実施する。
- (2) 学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、あらかじめ応急教育実施施設の予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	1 特別教室 2 屋内運動場等	現存する神社の境内、仏閣、公民館等の建物（建物が破壊された場合は、その敷地）の利用を検討する。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 公民館等の公共施設 2 隣接学校の校舎	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 公民館等公共施設 3 応急仮設校舎	

5 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の実施に努めるが、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、臨時の教育課程を編成し暫定的な対応を行う。

6 応急の要請等

- (1) 市教育委員会は、被災校の応急教育のため市立学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者及び機材等応援の要請を行う。
- (2) 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力する。

7 学用品の支給

- (1) 学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた支給を行う。
- (2) 災害救助法による基準給与の額

区 分		全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水による喪失又は棄損
対 象		小学校、中学校、高等学校等
種 別	教 科 書 代	実費（現物給付）
	文房具・通学用品費	災害救助法の規定による。

- (3) 支給の期間

被災児童生徒に対する学用品の給与は、災害発生の日から教科書（教材を含む。）については、1箇月以内、文房具及び学用品については、15日以内に完了するものとする。

8 給 食

- (1) 災害が発生した場合は、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底する。
- (2) 災害の発生により給食施設が破損し、ガス等の使用が不能となった場合は、関係機関と協議して一時休止の措置をとるものとする。

第 2 0 節 公安警備計画

1 災害警備実施方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

2 災害に備えての措置

警察は、災害の規模等に応じた警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、災害警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

(1) 警備体制の整備

ア 職員の招集・参集体制の整備

警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・伝達手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

イ 災害警備用装備資器材の整備充実

警察は、救出救助用装備資器材、車両及び交通対策用装備資器材等の整備を図るものとする。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報収集の手段及び方法

警察は、災害発生時には、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が直ちに情報収集に当たる情報収集体制の確立を図るものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡が行なうことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。

交番等のファックスネットワークを災害発生時に積極的に活用するものとする。

イ 被災状況の把握及び評価

警察は、大規模災害発生時に、災害現場から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の集約のほか、報告される人的・物的被害に関する情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

(3) 通信の確保

警察は、災害発生時の通信の確保のため、長時間停電時における通信用非常電源の確保等に努めるものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のため車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行なわれたときは、通行禁止区域等（交通規制が行なわれている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行なわれたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行なわれたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。
その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(5) 避難誘導の措置

警察は、地方公共団体と協力し、又は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

(6) 住民等の防災活動の推進

ア 防災訓練の実施

警察は、防災会議の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資器材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民等がとるべき措置について配慮するものとする。

イ 各種講習会等を通じた防災知識の普及

警察は、平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努める他、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

ウ 避難行動要支援者に対する配慮

警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

エ 企業における防災思想の普及

警察は、企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行なうものとする。

(7) 関係機関との相互連携

警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

(8) 災害危険箇所の調査

警察は、平素から管轄区域内の地盤、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

(9) 重要施設の警戒

警察は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

3 災害発生時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下の通りとする。

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

被害の規模に応じ、警察本部に対して、速やかに広域緊急援助隊等の応援要請を行なうものとする。

ウ 警備体制の種別

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね以下のとおりとする。

(ア) 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。

(イ) 警戒体制

気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

(ウ) 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

エ 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡本部等を設置するものとする。

(2) 情報の収集・伝達

ア 被害状況の把握及び伝達

警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部に速やかに伝達するものとする。

また、二次災害についても様に把握及び伝達するものとする。

イ 情報収集等

警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集に当たらせることとする。

(3) 救出救助活動等

警察は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等により救助部隊を速やかに編成する。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

(4) 避難誘導等

ア 風水害

(ア) 警報等の伝達

警察は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握した場合は、関係機関と連携を図りながら交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。

(イ) 避難誘導

警察は、風水害発生のおそれがある場合には、関係機関団体と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、その結果、危険と認められる場合には、住民等に対し、以下の点に留意し、避難広報・誘導を実施するものとする。

- a 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努める。
- b 避難広報・誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。
- c ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- d 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に十分に配慮するよう努める。

イ 地震災害

警察は、地域住民等の避難誘導等にあたり、以下の事項に留意するものとする。

- (ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し避難誘導を行なう。
- (イ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行なう等避難行動要支援者に配慮する。

ウ 津波災害

長崎県は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による災害が予想される場合は、迅速かつ正確に自治体に伝達し沿岸住民及び船舶等への広報を実施するとともに、必要に応じて速やかに避難指示を行い、安全かつ効率的に避難誘導を行なうものとする。

(5) 死体見分

警察は、地方公共団体と協力し、必要に応じて警察本部に応援を要請するなどして死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確に死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(6) 二次災害の防止

ア 風水害

警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

イ 地震災害

警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すものとする。

(7) 社会秩序の維持

警察は、被災後の住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行なうものとする。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行なうとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行なう等連携を保ち、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

(8) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行なうものとする。

ウ 交通規制の周知徹底

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

エ その他の緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設の活用

警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(イ) 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行なうものとする。

(ウ) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行なうものとする。

オ 関係機関等との連携

警察は、交通規制に当たって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つものとする。

(9) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する

などして、適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に配慮した伝達を行なうものとする。

イ 相談活動の実施

警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

ウ 多様な手段による情報伝達

警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、交番速報、ファックスネットワーク等を活用して幅広く伝達するものとする。

(10) 自発的支援の受入れ

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行なわれるボランティア活動が円滑に行なわれるよう必要な支援等を行なうものとする。

4 災害復旧・復興

(1) 警察施設の復旧

警察は、警察施設の復旧については、その重要性にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

(2) 交通規制の実施

警察は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行なうこととする。

警 察 連 絡 体 制

諫早警察署 小船越町1036-1 (Tel : 代表 22-0110)

交番（駐在所）	電 話	所 在 地
諫早駅前交番	2 3 — 3 2 1 1	永昌東町1-3
諫早中央交番	2 3 — 0 7 3 3	東小路町8-12
西諫早交番	2 6 — 0 7 6 6	山川町1-2
真津山交番	2 6 — 0 7 9 9	貝津町1678-9
長田警察官駐在所	2 3 — 2 0 7 0	西里町810- 1
有喜町警察官駐在所	2 8 — 2 2 1 0	有喜町432-3
小栗交番	2 3 — 7 0 6 3	小川町240-3
本野警察官駐在所	2 6 — 7 1 2 3	下大渡野町2701-6
小野町警察官駐在所	2 3 — 5 9 1 6	小野町340-2
喜々津交番	4 3 — 0 0 7 0	多良見町化屋1817
伊木力警察官駐在所	4 4 — 1 1 1 0	多良見町舟津1123-1
飯盛町交番	4 8 — 0 1 8 4	飯盛町佐田865-4
高来警察官駐在所	3 2 — 2 1 1 0	高来町三部壺398-1
高来西警察官駐在所	3 2 — 5 2 2 0	高来町下与632-89
小長井警察官駐在所	3 4 — 2 2 6 6	小長井町小川原浦468-10
長里警察官駐在所	3 4 — 2 1 5 3	小長井町大峰980-76
森山警察官駐在所	3 5 — 2 6 8 8	森山町下井牟田1038- 1

第 2 1 節 水防計画

1 総 則

この計画は水防法（昭和 2 4 年 6 月 4 日施行）第 3 3 条に基づき洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減する目的をもって諫早市の各河川及び海岸、港湾並びに溜池等に対する水防上必要な監視予報、警戒、通信連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動協力、及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備と運用について、その実施の大綱を示したものである。

2 水防の責任

水防法第 3 条、第 2 4 条及び第 2 7 条により水防上の責任及び義務を果たさなければならない。

(1) 水防管理団体の責任

本水防計画に基づき、その区域内の水防を十分に果たさなければならない。

（水防法第 3 条）

(2) N T T 西日本株式会社、その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

（水防法第 2 7 条）

(3) 溜池管理者の責任

溜池管理者は水害が予想されるときは、水防管理者の指揮に入り、その指示に従わなければならない。

(4) 一般市民の水防義務

一般市民は常に気象状況、水防状況に注意し水害が予想される場合は進んで水防に協力し、又は水防管理者、水防関係団体の長から出動を命ぜられた場合は水防に従事しなければならない。（水防法第 2 4 条）

3 水防本部の設置及び解散

(1) 河川氾濫、大雨、高潮、津波の気象情報においてレベル 3 警報の発表、長雨等における大雨についてレベル 2 注意報などの発表により、災害の発生が予測されるときは水防本部を設置する。

(2) 解散は諫早市災害警戒本部設置要領 4 に準ずる。

4 水防配備と出動

(1) 水防本部の配備体制及び種類

常時勤務から水防非常配備体制への切り換えを確実に迅速に行うため水防本部長が配備する。

5 水防巡視

(1) 巡視責任分担は、水防本部から気象状況の通知があったとき、又は自ら異常気象及び危険を察知したときから、洪水及び高潮の危険が解消するまで、絶えず巡視を継続しなければならない。

- (2) 堤防、えん堤、その他が危険、又は危機にひんしたとき及び決壊し始めたときは直ちに水防本部長に報告しなければならない。
- (3) 水防本部長は、上記の報告を受けた場合は直ちに関係機関に連絡しなければならない。

6 水位の通報

- (1) 水防本部長は県水防本部から気象状況の通知があったとき、又はその他出水を察知したときは速やかに量水標通報責任者に連絡しなければならない。
- (2) 通報を受けた量水標通報責任者は水位の変動を絶えず監視し、指定水位に達したときからこの水位を下るまでの間、(4)により、時間毎に水防本部長に連絡しなければならない。
- (3) 水防本部情報連絡係は、量水標通報責任者からの報告をその都度記録しなければならない。
- (4) 水防本部長は(3)による通報を受けたときはその都度県央振興局に連絡しなければならない。
- (5) 水位通報の時期（本明川・裏山 半造川・埋津）

① 水防団待機水位に達したとき	本明川 1. 7 0 m	半造川 2. 5 0 m
② 氾濫注意水位に達したとき	本明川 2. 7 0 m	半造川 3. 5 0 m
③ 避難判断水位に達したとき	本明川 3. 0 0 m	半造川 3. 6 0 m
④ 氾濫危険水位に達したとき	本明川 3. 7 0 m	半造川 4. 3 0 m
⑤ 計画高水位に達したとき	本明川 4. 8 0 m	半造川 5. 0 0 m
⑥ 氾濫注意水位を下ったとき	本明川 2. 7 0 m未満	半造川 3. 5 0 m未満
⑦ 水防団待機水位を下ったとき	本明川 1. 7 0 m未満	半造川 2. 5 0 m未満

7 洪水予報の発表基準

気象業務法及び水防法の規定に基づき、梅雨時期、台風期等の大雨により本明川の河川水位が上昇し、氾濫等の重大災害の発生が予想されるとき、国土交通省（長崎河川国道事務所）と気象庁（長崎地方気象台）が共同で「洪水予報」を発表する。

◆ 基準地点（本明川 裏山水位観測所）

（氾濫注意報）

① レベル2 氾濫注意報

氾濫注意水位2.70mに達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。

（氾濫警報）

② レベル3 氾濫警報

避難判断水位3.00mに達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、氾濫危険水位3.70mに到達することが予想されるとき。

③ レベル4 氾濫危険警報

氾濫危険水位3.70mに到達し、氾濫の恐れがあるとき。または急激な水位上昇により氾濫する可能性のある水位に達する恐れがあるとき。

④ レベル5 氾濫特別警報

洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。

8 出 動

堤防の決壊その他必要と認めるときは、水防本部長は応援のための担当消防分団をその水防警戒区域外の区域に派遣するものとする。

9 自衛隊の派遣要請

第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」に準ずる。

10 居住者出動基準

災害対策基本法第65条応急措置に準ずる。

11 水防倉庫及び備蓄資材器具

「水防資器材備蓄状況」に掲載

12 応 援

第3章第24節「消防活動計画」に準ずる。

13 決壊の通報

第2章第2節「水害予防に関する計画」に準ずる。

14 避難のための立退き

第3章第6節「避難計画」に準ずる。

15 水防通信連絡

第3章第2節「組織計画」に準ずる。

16 水防顛末報告

水防活動が終結したときは直ちに県央振興局長に報告するものとする。

(参 考)

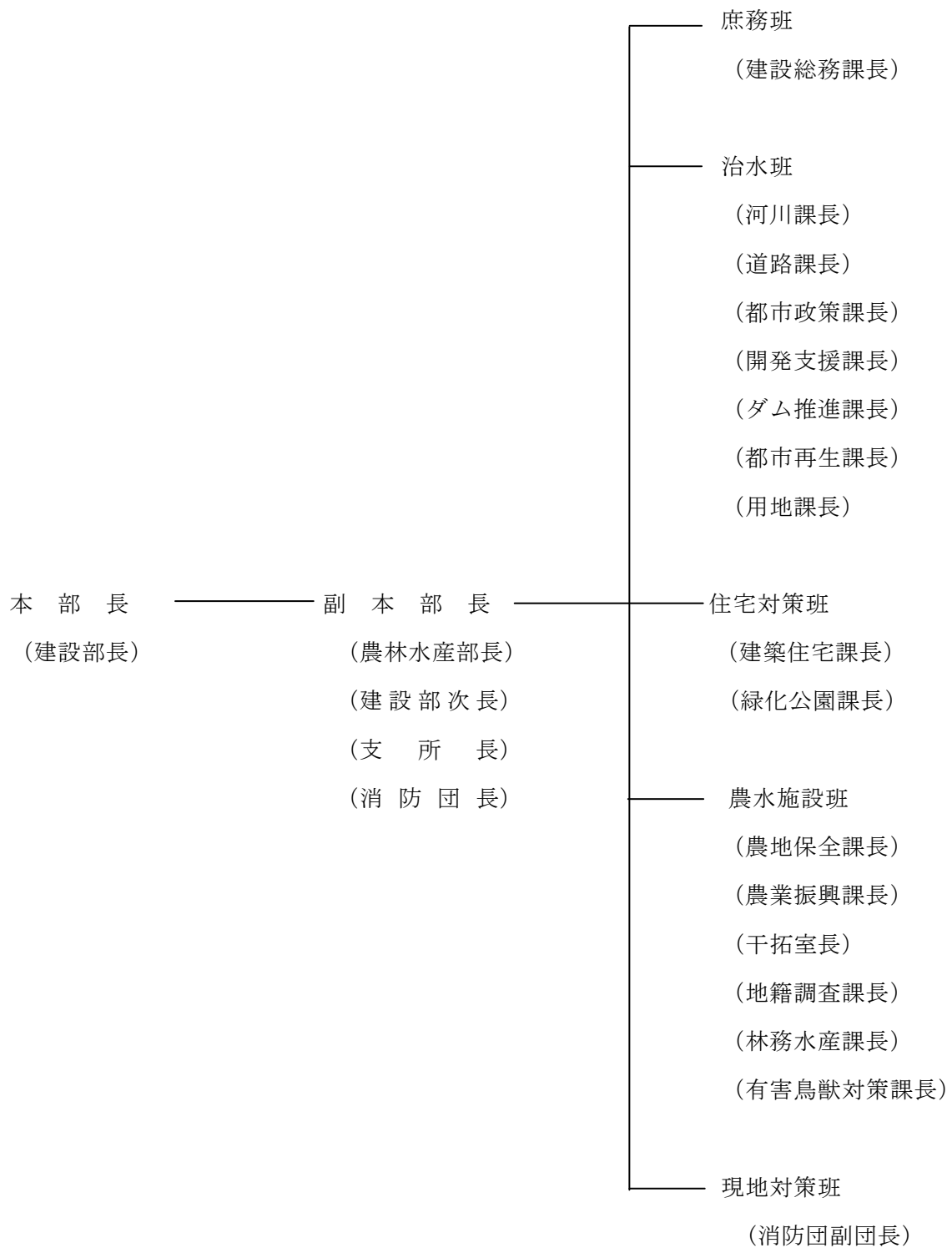
【災害対策基本法】

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

(以下省略)

水防本部組織図及び事務分掌

1 組織図



2 事務の分掌

【治水班】

- (1) 内水排除等の治水対策に関する事
- (2) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (3) 現地対策の指導及び調査に関する事
- (4) 資材の輸送に関する事
- (5) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (6) 災害の応急工事に関する事

【住宅対策班】

- (1) 住宅の浸水対策
- (2) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (3) 市営住宅の応急工事に関する事

【農水施設班】

- (1) 溜池、樋門等施設の巡視及び警戒に関する事
- (2) 水利調査に関する事
- (3) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (4) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (5) 災害の応急復旧工事に関する事

【現地対策班】

- (1) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (2) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (3) 災害の応急復旧工事に関する事

【庶務班】

- (1) 水防庶務全般に関する事
- (2) 資器材の調達に関する事

3 日宿直員の職務

- (1) 県水防本部又は長崎地方気象台等から気象特報等の通知があったときは、直ちに水防本部長（建設部長）に連絡しなければならない。
- (2) 市内各方面から出水及び災害の報告を受けた場合も、直ちに前記(1)に準じて連絡しなければならない。

水 防 警 報 を 行 う 指 定 河 川 の 水 防 警 報 要 領

1 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	左右両岸	区	域
本明川			
幹 川	左 岸	諫早市本明町字高羽突 1 5 番 1 地先	海まで
	右 岸	諫早市栄田町字宮の前 1 3 9 番 1 地先	
半造川	左 岸	諫早市船越町字埋津 9 2 4 番 3 3 地先	埋津橋下流端から 幹川合流点まで
	右 岸	諫早市小川町 3 5 番の 1 地先	
福田川	左 岸	諫早市福田町 2 8 4 2 番 2 地先	宮園橋下流端から 幹川合流点まで
	右 岸	諫早市泉町 9 2 9 番地地先	

2 水防警報を行う水位観測所

河川名	水位観測所名	地先名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水 位
本明川	裏 山	天満町	5,950 m	1.70 m	2.70 m	3.00 m	3.70 m	4.80 m
半造川	埋 津	船越町	3,075 m	2.50 m	3.50 m	3.60 m	4.30 m	5.00 m

3 水防警報発表者

河 川 名	発 表 者 及 び 責 任 者
本 明 川	国土交通省長崎河川国道事務所長

4 水防警報の種類と内容

◎水防警報の種類

洪水時の河川に関する水防警報

種 類	内 容
待 機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告する。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	増水状況及び河川の状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を警告するもの。

※地盤による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

津波に関する水防警報

種 類	内 容
待 機	水防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

◎水防警報の発表基準

洪水時の河川に関する水防警報発表基準

対象量水標	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出動	第四段階解除	摘要
裏 山	水防団待機水位 1.70 m に達し、氾濫注意水位 2.70 m に達すると思われるとき。	水防団 待機水位 1.70 m を超え、氾濫注意水位 2.70 m を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 2.70 m に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 2.70 m 以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	本明川
埋 津	水防団待機水位 2.50 m に達し、氾濫注意水位 3.50 m に達すると思われるとき。	水防団待機水位 2.50 m を超え、氾濫注意水位 3.5 m を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 3.50 m に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 3.50 m 以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	半造川

津波に関する水防警報発表基準

種 類	内 容
待 機	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	巡視等により、被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

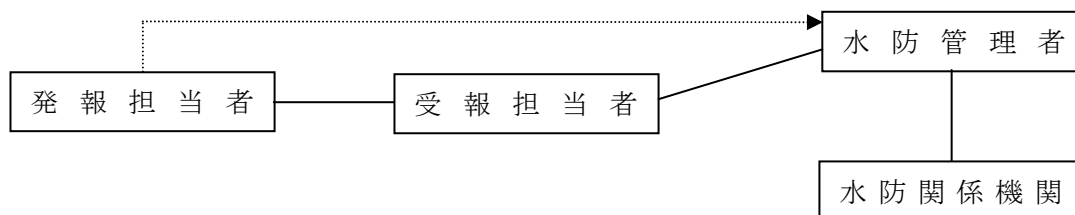
5 水防警報を発しない場合の措置

理由を付し関係者に通知し、確認を得るように措置する。

6 水防警報の通知

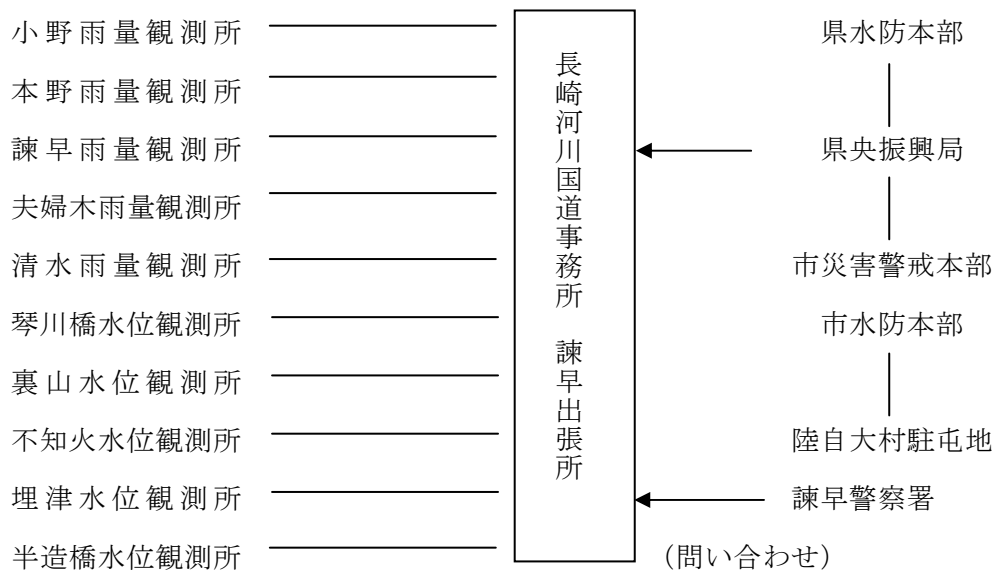
河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	水防管理者
本明川	裏 山	長崎河川国道事務所流域治水課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 (管理部総務課) TEL 22-0010	諫早市長 TEL 22-1500
半造川	埋 津	長崎河川国道事務所流域治水課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 (管理部総務課) TEL 22-0010	諫早市長 TEL 22-1500

※ ただし、発報担当者は実情に応じ、直接水防管理者に通報することができる。



7 水防情報の授受

(1) 雨量及び水位観測所



<雨量・水位情報>

- ・インターネット <https://www.river.go.jp/>
- ・スマートフォン <http://www.river.go.jp/s/>
- ・携帯電話 <http://i.river.go.jp/>
- ・電話（テレホンサービス） 095-839-7953

(2) 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種 別	位 置	標 高
富 川	小 野	テレメータ	諫早市 富川町	2 3 8 m
本明川	本 野	テレメータ	諫早市 上大渡野町	6 8 . 9 m
本明川	諫 早	テレメータ	諫早市 八天町	6 . 1 m
半造川	夫婦木	テレメータ	諫早市 小川町	5 9 . 6 m
長田川	清 水	テレメータ	諫早市 福田町	1 6 3 . 7 m

(3) 水位観測所一覧表

(単位m)

河川名	観測所名	種別	位 置	零点高	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
本明川	琴川橋	テレ	諫早市 上大渡野町	63.890					
本明川	裏 山	テレ	諫早市 天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80
本明川	不知火	テレ	諫早市 長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20
半造川	埋 津	テレ	諫早市 船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00
半造川	半造橋	テレ	諫早市 幸町	-0.023					

(4) 水防信号

方法 区分	サイレン信号		吹 鳴	
第1信号	約5秒 ■	約15秒 休止	約5秒 ■	約15秒 休止 くり返し
第2信号	約5秒 ■	約6秒 休止	約5秒 ■	約6秒 休止 くり返し
第3信号	約10秒 ■	約5秒 休止	約10秒 ■	約5秒 休止 くり返し
第4信号	約60秒 ■	約5秒 休止	約60秒 ■	約5秒 休止 くり返し

※本明川・半造川（諫早地域）は第1信号と第4信号のみ

- ＜備 考＞
- 1 第1信号は、避難判断水位に達したとき。
（裏山、埋津橋観測所の水位を総合判断して決める。）
 - 2 第2信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
 - 3 第3信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
 - 4 第4信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
 - 5 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

(5) 防災行政無線屋外拡声子局等設置局数（地域別）

	諫 早 地 域	多良見 地 域	森 山 地 域	飯 盛 地 域	高 来 地 域	小長井 地 域	計
親 局	1局	—	—	—	—	—	1局
中継局	3局	3局	2局	2局	—	1局	11局
固定局	57局	24局	27局	16局	29局	24局	177局
受信局(※)	70局	44局	8局	25局	14局	19局	180局
遠隔制御卓	2局	1局	1局	1局	1局	1局	7局

※ 受信局とは、無線の受信のみを行う屋外スピーカーのこと。

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（捲上機）

番号	名 称	河 川 名		所在地	操 作 人			所管課	
		左	右		岸	軒数	住 所		氏 名
1	長田第2樋管	本明川	左	0/405	長田町	長田町1814	山田重則	090-2586-8667	農地保全課
2	梅崎樋門	〃	右	0/550	川内町	川内町2442	田川政明	080-3956-1852	
3	松崎樋門	〃	右	0/940	川内町	小野島町1122	早田賢一郎	090-1367-5087	
4	長田第1樋管	〃	左	1/605	長田町	西里町444	長尾貞治	090-7169-5637	
5	葭原樋管	〃	右	1/680	川内町	川内町331	北島始	080-8394-4045	
6	西長田樋管	〃	左	2/100	西里町	西里町775-㊦	山口久美男	090-8417-4357	
7	小豆崎樋管	〃	左	2/570	小豆崎町	小豆崎町1032-3	村田勝則	090-3608-5510	
8	仲沖樋管	〃	右	3/190	仲沖町	仲沖町13-8	今里恭二	090-9723-1426	
9	中山西川水門	〃	左	3/230	福田町	福田町5-19	諫早市消防団第2分団第1部 部長		河川課
10	諫早水門	〃	右	3/980	旭町	旭町9-21	諫早市消防団第1分団第1部 部長		
11	旭町第2樋管	〃	右	4/080	旭町		諫早市消防団第2分団第2部 部長		
12	神町田樋管	〃	左	5/050	城見町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
13	宇都第2樋管	〃	右	5/285	宇都町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
14	永昌第2樋管	〃	右	5/690	永昌東町		諫早市消防団第2分団第3部 部長		
15	永昌第3樋管	〃	右	5/765	永昌東町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
16	天満第1樋管	〃	左	5/805	天満町		諫早市消防団第2分団第2部 部長		
17	上宇戸第5樋管	〃	左	6/160	天満町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
18	永昌第6樋管	〃	右	6/280	永昌東町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
19	上宇戸第2樋管	〃	左	6/570	天満町	仲沖町13-8	今里恭二	090-9723-1426	農地保全課
20	倉屋敷樋門	半造川	左	0/120	仲沖町	長野町891	崎田英治	090-8399-7183	
21	長野樋管	〃	右	1/555	長野町	鷺崎町268	橋本健二郎	090-8299-9652	
22	鷺崎第3樋管	〃	右	1/800	鷺崎町	西郷町326			
23	鷺崎第2樋管	〃	右	2/000	鷺崎町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		河川課
24	船越第2樋管	〃	左	2/255	船越町	小川町96-1	諫早市消防団第4分団 分団長		河川課
25	船越第1樋管	〃	左	2/550	船越町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		河川課
26	鷺崎第1樋管	〃	右	2/645	鷺崎町	福田町5-19	諫早市消防団第2分団第1部 部長		河川課
27	埋津樋管	〃	左	2/820	立石町		諫早市消防団第2分団第1部 部長		
28	福田第1樋管	福田川	右	0/060	八天町		諫早市消防団第2分団第1部 部長		
29	泉町第1樋管	〃	右	0/225	泉町		諫早市消防団第2分団第1部 部長		
30	泉町第2樋管	〃	右	0/410	泉町	猿崎町3768	山口定美	090-1873-3790	農地保全課
31	福田第5樋管	〃	左	0/835	福田町				
32	沖猿崎(長田第1)樋門	本明川	左	-2/150	猿崎町	白浜町656-2	高柳好信	090-8223-7867	
33	四の角(長田第2)樋門	〃	左	-1/750	白浜町	高天町2001	山口正信	090-3987-6152	
34	谷郷(長田第3)樋門	〃	左	-0/930	高天町	正久寺町861	西山政司	090-4990-4799	
35	六番(長田第4)樋門	〃	左	-0/490	高天町	長田町152	丸上敏澄	090-8227-3964	
36	尾向(長田第5)樋門	〃	左	-0/100	長田町	高来町黒崎2	深山和敏	090-8834-1566	河川課
市単	宇都第1樋管	〃	右	5/610	宇都町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		河川課
市単	上宇戸橋樋管	〃	右	6/180	永昌東町		諫早市消防団第2分団第3部 部長		

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（招扉）

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左右岸		杆数		住 所	氏 名	電 話	
1	旭 町 第 1 樋管	本明川	右	4/215	旭 町	旭町9-21	諫早市消防団第1分団第1部 部長	河川課	
2	旭 町 第 3 樋管	〃	右	3/990	旭 町				
3	八 天 第 4 樋管	〃	左	4/295	八 天 町	高城町7-1	諫早市消防団第1分団第4部 部長		
4	本 町 第 1 樋管	〃	右	4/380	本 町				
5	本 町 第 2 樋管	〃	右	4/300	東 本 町				
6	本 町 第 3 樋管	〃	右	4/285	東 本 町				
7	本 町 第 4 樋管	〃	右	4/225	東 本 町				
8	八 天 第 3 樋管	〃	左	4/405	八 天 町				
9	八 天 第 1 樋管	〃	左	4/495	八 天 町				
10	八 天 第 2 樋管	〃	左	4/520	八 天 町				
11	高 城 樋 管	〃	右	4/610	高 城 町				
12	城 見 第 5 樋管	〃	左	4/660	城 見 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
13	城 見 第 4 樋管	〃	左	4/680	城 見 町				
14	城 見 第 3 樋管	〃	左	4/755	城 見 町				
15	城 見 第 2 樋管	〃	左	4/870	城 見 町				
16	城 見 第 1 樋管	〃	左	4/895	城 見 町				
17	天 満 第 2 樋管	〃	左	5/185	天 満 町				
18	宇 都 第 3 樋管	〃	右	5/260	宇 都 町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
19	永 昌 第 4 樋管	〃	右	5/900	永昌東町				
20	上宇戸第6樋管	〃	左	6/050	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
21	上宇戸第4樋管	〃	左	6/305	天 満 町				
22	上宇戸第3樋管	〃	左	6/460	天 満 町				
23	栄 田 樋 管	〃	右	6/600	栄 田 町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
24	下 本 明 樋 管	〃	左	6/885	本 明 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
25	福 田 第 2 樋管	〃	左	0/530	福 田 町	福田町5-19	諫早市消防団第2分団第1部 部長		
26	福 田 第 3 樋管	〃	左	0/590	福 田 町				
27	福 田 第 4 樋管	〃	左	0/805	福 田 町				
28	泉 町 第 3 樋管	〃	右	0/935	泉 町				
市単	永 昌 第 1 樋管	〃	右	5/640	永昌東町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		

長崎県所管 樋門・樋管等操作人名簿(捲上・招扉等)

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左	右	岸 軒数		住 所	氏 名	電 話	
1	天狗鼻排水樋管	小野堤防			小野島町	川内町2450	中 島 康 範	23-8452	農地保全課
2	東長田樋管	長田川			長 田 町	長田町3071	脇 秋 義	23-9962	
3	西 里 樋 管	〃	右		西 里 町	西里町452	山 口 清	23-2156	
4	宿 樋 管	〃	右		〃	西里町452	山 口 清	23-2156	
5	新倉屋敷川第1可動堰	新倉屋敷川			仲 沖 町	仲沖町13-8	今 里 恭 二	23-4443	
6	新倉屋敷川第2可動堰	〃			〃				
7	新倉屋敷川第3可動堰	〃			〃				
8	円清用水樋管	目代川	左		天 満 町	天満町28-29	早 田 榮 吾	23-1302	
9	上宇戸第1排水樋管	本明川	左		〃	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
10	第 1 号 樋 門	半造川	左	0/135	西 郷 町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長	河川課	
11	第 2 号 樋 門	〃	左	0/310	西 郷 町				
12	第 3 号 樋 門	〃	左	0/465	西 郷 町				
13	第 4 号 樋 門	〃	左	0/525	新 道 町				
14	第 5 号 樋 門	〃	左	0/530	新 道 町				
15	第 7 号 樋 門	〃	左	0/860	新 道 町				
16	第 8 号 樋 門	〃	左	0/930	新 道 町				
17	第 9 号 樋 門	〃	右	0/080	小 川 町	小川町96-1	諫早市消防団第4分団 分団長		
18	第10号樋門	〃	右	0/200	小 川 町				
19	第11号樋門	〃	右	0/410	小 川 町				
20	第12号樋門	〃	右	0/515	小 川 町				
21	第13号樋門	〃	右	0/580	小 川 町				
22	第14号樋門	〃	右	0/840	小 川 町				
23	第15号樋門	〃	右	0/990	栗 面 町				
24	第16号樋門	〃	右	1/020	栗 面 町				
25	第 6 号 樋 管	〃	左	0/650	新 道 町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		
市単	第 17 号 樋 管	〃	左	0/845	新 道 町				

諫早市所管 樋門・樋管等操作人名簿(捲上・招扉等)

番号	名 称	河 川 名		所在地	操 作 人			所管課
		左 右 岸	軒数		住 所	氏 名	電 話	
1	小江排水樋門	干拓内部堤防		高来町小江干拓69	東小路町7-1	農地保全課	22-1500	農地保全課

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿(陸閘)

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左	右	岸 畔数		住 所	氏 名	電 話	
1	旭 町 第 2 陸 閘	本明川	右	3/900	仲 沖 町	旭町9-21	諫早市消防団第 1 分団第 1 部 部長	河川課	
2	旭 町 第 3 陸 閘	〃	右	3/960	旭 町				
3	旭 町 第 4 陸 閘	〃	右	4/000	旭 町				
4	八 天 第 1 陸 閘	〃	左	4/070	八 天 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長		
5	八 天 第 2 陸 閘	〃	左	4/170	八 天 町				
6	本 町 第 6 陸 閘	〃	右	4/265	本 町				
7	八 天 第 3 陸 閘	〃	左	4/290	八 天 町				
8	八 天 第 4 陸 閘	〃	左	4/385	八 天 町				
9	本 町 第 7 陸 閘	〃	右	4/450	高 城 町				

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（陸 開）

（前ページからの続き）

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人		所管課
		左	右	岸		軒数	住 所	
10	高城第 8 陸 閘	〃	右	4/500	高 城 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長	河川課
11	輪内名第 5 陸閘	〃	左	4/505	八 天 町			
12	高城第 9 陸 閘	〃	右	4/650	高 城 町			
13	輪内名第 6 陸閘	〃	左	4/660	城 見 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
14	輪内名第 7 陸閘	〃	左	4/740	城 見 町			
15	輪内名第 8 陸閘	〃	左	4/790	城 見 町			
16	輪内名第 9 陸閘	〃	左	4/840	城 見 町			
17	輪内名第10陸閘	〃	左	4/920	城 見 町			
18	輪内名第11陸閘	〃	左	5/070	城 見 町			
19	原 口 第 10 陸 閘	〃	右	5/080	高 城 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長	
20	宇 都 第 11 陸 閘	〃	右	5/250	宇 都 町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	
21	天 満 第 12 陸 閘	〃	左	5/315	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
22	天 満 第 13 陸 閘	〃	左	5/550	天 満 町			
23	宇 都 第 12 陸 閘	〃	右	5/562	宇 都 町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	
24	宇 都 第 13 陸 閘	〃	右	5/571	宇 都 町			
25	永 昌 第 14 陸 閘	〃	右	5/705	永昌東町			
26	天 満 第 14 陸 閘	〃	左	5/750	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
27	天 満 第 15 陸 閘	〃	左	5/800	天 満 町			
28	永 昌 第 15 陸 閘	〃	右	6/230	永昌東町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	

諫早市所管 井堰等操作人名簿

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左 右 岸		構造		住 所	氏 名	電 話	
1	公 園 堰	本明川	右	捲上機	高 城 町	仲沖町13-8	今里恭二	23-4443	農地保全課

排水ポンプ車等配備状況一覧表

番号	ポンプ車等	管理者	設置場所	排水能力	台数	整備年度
1	1号移動ポンプ車	国土交通省	市内各所 (平常時は仲沖排水機 場に待機)	1.0m ³ /s	1	令和3年度
2	2号移動ポンプ車	国土交通省		0.5m ³ /s	1	平成25年度
3	3号移動ポンプ車	国土交通省		1.0m ³ /s	1	令和3年度
4	第1号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市新道町	0.5m ³ /s	1	平成11～12年度
5	第2号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市栗面町	0.5m ³ /s	1	平成11～12年度
6	第3号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市西郷町	0.5m ³ /s	1	平成13年度
7	小型移動ポンプ	諫早市河川課	市内各所	0.05m ³ /s	5	平成12、27年度

排水機場、ポンプ施設等一覧表

施設区分	名 称	所 在 地 (T E L)	施設所管 管理者	操 作 人 氏 名 (T E L)	能力 (m/s)
湛 水 防 除 施 設	天狗鼻排水機場	諫早市川内町1937-1	諫早市管理 (農地保全課)	西村 敏則 (23-3150) 中島 康範 (23-8452)	26.0
	梅崎排水機場	諫早市川内町 2517外 (22-6681)		島中 誠 (23-3155) 田川 政明 (23-8433)	7.5
	松崎排水機場	諫早市川内町2429-1外 (22-3709)		陣野 輝臣 (23-8371) 西村 進 (23-8416)	12.5
	中央排水機場	諫早市中央干拓 (22-8796)		(有)一電設 (23-0355)	20.7
	長田第一排水機場	諫早市長田町4386-2外 (23-9283)		野口 隆浩 (090-3326-8229) 山口 重徳 (24-8436)	1.0
	長田第二排水機場	諫早市白浜町4004-3外 (23-9940)		石下 俊文 (24-8850) 川原 和久 (24-8624)	10.0
	小豆崎排水機場	諫早市西里町102-1外 (24-5186)		松竹 英喜 (23-4604) 山口 久美男 (22-5078)	4.0
	葭原排水機場	諫早市川内町910-1 (24-6789)		中村 誠二 (23-8341) 鈴木 秀則 (23-8322)	15.0
	田尻東排水機場	雲仙市吾妻町阿母名字大 島2567-43		藤山 勝 (36-1041) 平本 強 (36-1312) 中村 博秋 (36-1237) 川口 秀一郎 (36-1314) 山本 良徳 (36-1401) 増山 通 (090-6426-0933) 馬渡 耕一郎 (36-1899) 土井 正和 (36-2066) 荒木 伸一 (36-1398) ※2箇所を9人交代で操作する。	15.0
	田尻西排水機場	雲仙市吾妻町阿母名字大 島2567-9			4.0
内 水 排 除 施 設	諫早排水機場	諫早市八天町12-2	国土交通省 諫早市管理 (河川課)	橋本 勝也 (090-8227-2681)	7.0
	仲沖救急排水機場	諫早市仲沖町476-3、5		諫早消防団第1分団第1部 部長	4.0
	田井原第一排水機場	諫早市仲沖町218-1 (23-8054)	諫早市管理 (河川課)	主：下釜 伸一郎 (090-1165-0111) 副：下釜 久美子 (090-1190-0580)	3.0
	西郷ポンプ	諫早市西郷町1-4			0.8
	天満ポンプ	諫早市城見町15-11地先			0.7
	宇都ポンプ	諫早市宇都町242-5			0.3
	小川ポンプ	諫早小川町37-2		自動運転(商用電源)により操作人なし。 ただし、保守点検委託、年3回 協和機電工業諫早営業所委託(25- 1189) 河川課による通常点検、月1回	0.7
	永昌東ポンプ	諫早市永昌東町90-2地先			0.7
	栗面第1ポンプ	諫早市栗面町148-3			0.75
	栗面第2ポンプ	諫早市栗面町148-3			0.85
	埋津ポンプ	諫早市立石町924-79			0.6
	旭ポンプ	諫早市旭町51-15			0.3
	福田ポンプ	諫早市福田町275-46			0.6
	八天ポンプ	諫早市八天町335地先			0.1
	中山雨水ポンプ場	諫早市福田町251-2		主：池田康則(090-3070-8411) 副：池田康輔(090-9075-5386)	5.6

水 防 資 器 材 備 蓄 状 況

【諫早・飯盛地域】

河川海岸名		全般	全般	小野海岸 本明川	小野海岸 本明川	長田海岸 本明川	本明川水系 福田川	江ノ浦川
倉庫番号		1	2	3	4	5	6	飯盛支所倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		高城町	城見町	川内町	小野島町	西里町	福田町	飯盛町開
資機材器具内容	土 嚢 袋	2,000	9,000		15,400	500		663
	麻 袋							
	木杭等 (1.0~2.0m)			200	100	100	300	60
	鉄 杭							
	スコップ	4		7	5	50	7	2
	掛 矢			3	3			
	片 ツ ル							
	懐 中 電 灯							
	鉋 (なた)							
	鎌							
	唐 鋏					15		9
	い し み				50	150		
	救助用ロープ	100m×1	100m×3	50m×1	30m×1	50m×1		
	トラロープ							50m×1
	ビニールシート	12	220			30	80	120

【森山地域】

河川海岸名		仁反田川	仁反田川	唐比川	有明川	有明川	仁反田川	長走川
倉庫番号		諫早市消防団 第13分団第1部倉庫	諫早市消防団 第13分団第2部倉庫	諫早市消防団 第12分団第1部倉庫	諫早市消防団 第12分団第2部倉庫	諫早市消防団 第12分団第3部倉庫	諫早市消防団 第13分団第3部倉庫	諫早市消防団 第13分団第4部倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		森山町下井牟田	森山町上井牟田	森山町唐比東	森山町杉谷	森山町田尻	森山町本村	森山町慶師野
資機材器具内容	土 嚢 袋	300	300	300	300	300	300	300
	麻 袋							
	木杭等 (1.0~2.0m)							
	鉄 杭							
	スコップ	12	8	8	13	20	7	11
	掛 矢	4	4	4	4	4	4	4
	片 ツ ル	2	4			6	3	
	懐 中 電 灯							
	鉋 (なた)	2	3	1	3	3	3	
	鎌							
	唐 鋏							
	い し み							
	救助用ロープ							
	トラロープ	1	1	1	1		2	1
	ビニールシート	5	5	5	5	5	5	5

水防資器材備蓄状況

【高来地域】

河川海岸名		全般	湯江川	境川	田島川	小江川	境川	深海川
倉庫番号		高来支所倉庫	小峰水防倉庫	溝口水防倉庫	小船津水防倉庫	折山水防倉庫	汲水水防倉庫	古場水防倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		高来町三部壱	高来町小峰	高来町溝口	高来町小船津	高来町折山	高来町汲水	高来町古場
資機材器具内容	土 嚢 袋	1,350	500		800	700	800	800
	麻 袋							
	木杭等 (1.0～2.0m)	150		40	100	100	400	50
	鉄 杭	200	180		160	120	200	150
	ス コ ッ プ	2	1			2	2	2
	掛 矢					2		
	片 ツ ル							
	懐 中 電 灯							
	鉈 (なた)							
	鎌							
	唐 鋏							
	い し み							
	救助用ロープ							
	トラロープ	50m×1	50m×2			50m×1	50m×1	50m×4
	ビニールシート	4	10		10	5	20	5

【小長井地域】

河川海岸名		全般
倉庫番号		小長井支所倉庫
管理者		諫早市
責任者		諫早市長
所在地		小長井町小川原浦
資機材器具内容	土 嚢 袋	600
	麻 袋	
	木杭等 (1.0～2.0m)	50
	鉄 杭	
	ス コ ッ プ	5
	掛 矢	2
	片 ツ ル	
	懐 中 電 灯	
	鉈 (なた)	
	鎌	5
	唐 鋏	
	い し み	
	救助用ロープ	
	トラロープ	
	ビニールシート	

水 防 警 戒 区 域 分 担 表

※ 重要水防区域（河川）は資料編に掲載

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小野海岸	自 梅崎樋門 至 森山町界	川内町 小野島町 赤崎町 黒崎町	諫早市消防団第5分団第3部 諫早市消防団第6分団第2部 諫早市消防団第6分団第1部 諫早市消防団第6分団第3部
長田海岸	自 段堂川 至 綿打川	長田町 正久寺町	諫早市消防団第9分団第2部 諫早市消防団第9分団第3部
〃	自 綿打川 至 猿崎町雪橋	正久寺町 白浜町 猿崎町	諫早市消防団第9分団第3部
本明川（右岸）	自 天満町鉄道橋 至 山下渕	永昌東町 宇都町	諫早市消防団第2分団第3部
〃	自 山下渕 至 諫早橋	高城町 本 町 東本町	諫早市消防団第1分団第4部
〃	自 諫早橋 至 半造川合流点	旭町第1、第2 仲沖町	諫早市消防団第1分団第1部
〃	自 半造川合流点 至 梅崎合流点	川内町	諫早市消防団第5分団第3部
本明川（左岸）	自 天満町鉄道橋 至 高城橋	天満町 城見町	諫早市消防団第2分団第2部
〃	自 高城橋 至 福田川合流点	八天町	諫早市消防団第1分団第4部
〃	自 福田川合流点 至 中山西川	福田町	諫早市消防団第2分団第1部
〃	自 中山西川 至 長田川合流点	小豆崎町 西里町	諫早市消防団第9分団第1部
〃	自 長田川合流点 至 段堂川	長田町	諫早市消防団第9分団第2部
本明川（左岸） （左右岸）	自 本明川上流 至 天満町鉄道橋	永昌東町 本明町 目代町 本野町	諫早市消防団第2分団第3部 諫早市消防団第3分団第1部 諫早市消防団第3分団第2部 諫早市消防団第3分団第3部
長田川	自 長田川上流 至 本明川合流点	西里町 中田町	諫早市消防団第9分団第1部
半造川（右岸）	自 栗面橋 至 川床川合流点	栗面町 小川町 鷺崎町	諫早市消防団第4分団
半造川（右岸）	自 川床川合流点 至 本明川合流点	宗方町 川内町	諫早市消防団第5分団第2部 諫早市消防団第5分団第3部
半造川（左岸）	自 栗面橋 至 嘉市橋	新道町 西郷町	諫早市消防団第1分団第3部
〃	自 嘉市橋 至 本明川合流点	船越町 幸 町	諫早市消防団第1分団第2部
川床川（右岸）	自 川床橋 至 半造川合流点	長野町	諫早市消防団第5分団第4部
川床川（左岸）	自 川床橋 至 半造川合流点	川床町 鷺崎町	諫早市消防団第4分団

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小ヶ倉川（左右岸）	自 大淵橋 至 半造川合流点	小川町	諫早市消防団第4分団
中山西川	自 中山西川上流 至 本明川合流点	福田町 小豆崎町	諫早市消防団第2分団第1部 諫早市消防団第9分団第1部
福田川（左右岸）	自 福田川上流 至 本明川合流点	福田町 泉 町	諫早市消防団第2分団第1部 諫早市消防団第2分団第2部
目代川	自 目代川上流 至 本明川合流点	目代町	諫早市消防団第3分団第2部
西谷川	自 西谷川上流 至 本明川合流点	本野町	諫早市消防団第3分団第3部
湯野尾川	自 湯野尾川上流 至 本明川合流点	本野町	諫早市消防団第3分団第3部
東大川（左右岸）	自 東大川 至 津水大橋	平山町 貝津町 小船越町 中尾町 馬渡町 津水町	諫早市消防団第4分団 諫早市消防団第7分団第2部 諫早市消防団第7分団第3部
楠原川	自 楠原川上流 至 東大川合流点	土師野尾町	諫早市消防団第4分団
八天川	自 八天川上流 至 福田川合流点	八天町	諫早市消防団第1分団第4部
真崎川	自 真崎川上流 至 今村川合流点	津水町 真崎町	諫早市消防団第7分団第3部
有喜川（左右岸）	自 有喜川上流 至 松里町川江橋	有喜町 中通町 早見町 天神町	諫早市消防団第8分団第1部 諫早市消防団第8分団第2部 諫早市消防団第8分団第3部 諫早市消防団第8分団第4部
西大川（左右岸）	自 貝津久山線3号橋 至 竜宮橋	貝津町	諫早市消防団第7分団第2部
久山川（左右岸）	自 山口橋 至 J R長崎本線	久山町	諫早市消防団第7分団第1部
倉屋敷川（右岸）	自 唐津橋 至 本明川合流点	旭町第1 旭町第2	諫早市消防団第1分団第1部
今村川（左岸）	自 真崎川合流点 至 津水大橋	真崎町	諫早市消防団第7分団第3部
喜々津川（右岸）	自 西川内字上田原851 至 海	多良見町	諫早市消防団第10分団 第1・3・4・5・6部
喜々津川（左岸）	自 西川内字源八1455-1 至 海	多良見町	諫早市消防団第10分団 第3・4・5・6部
丸尾川（右岸）	自 化屋字上野1382地先 至 化屋765地先	多良見町化屋	諫早市消防団第10分団第1部
丸尾川（左岸）	自 化屋字上野1382地先 至 化屋765地先	多良見町化屋	諫早市消防団第10分団第1部
中里川（右岸）	自 中里字庵ノ山687地先 至 中里1363地先	多良見町中里	諫早市消防団第10分団第4部
中里川（左岸）	自 中里字庵ノ山1048地先 至 中里1363地先	多良見町中里	諫早市消防団第10分団第4部
伊木力川（右岸）	自 野川内字小屋敷平 至 海	多良見町	諫早市消防団第11分団 第3・5・6部

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
伊木力川（左岸）	自 野川内字小屋敷平 至 海	多良見町	諫早市消防団第 1 1 分団 第 5 ・ 6 ・ 7 分団
山中川	市布バス停付近	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 5 部
丸尾川	小柳昭吾宅～囲 実雄宅	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
化屋排水路	駅前商店街	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
	塩浜 岩永運送前	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
名切川（左岸）	熊崎宅～岩永 保宅付近	多良見町化屋	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
木床川	岩下橋～海（公民館から下流）	多良見町木床	諫早市消防団第 1 0 分団第 3 部
先木床水路	竹井志津男宅付近		諫早市消防団第 1 0 分団第 3 部
寺畑水路	前田宅付近	多良見町元釜	諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
浮津川	浮津橋～海		諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
琴海中前	水路（氾濫、浸水）		諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
有明川（左岸）	自 杉谷字蜜頭 至 海	森山町杉谷	諫早市消防団第 1 2 分団第 2 部
長走川（右岸）	自 慶師野字城下 至 慶師野字土井下	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団第 4 部
長走川（左岸）	自 慶師野字城下 至 慶師野字西外簗	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団第 4 部
仁反田川（右岸）	自 上井牟田字本手 至 本村字下の大開	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団全部
仁反田川（左岸）	自 上井牟田字古賀 至 下井牟田字大開	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団 第 1 ・ 2 ・ 4 部
唐 比（右岸）	自 唐比字田の頭 2 3 地先 至 海	森山町	諫早市消防団第 1 2 分団第 1 部
唐 比（左岸）	自 唐比字田の頭平 2 9 地先 至 海	森山町	諫早市消防団第 1 2 分団第 1 部
田結川（右岸）	自 古場字尾崎 2 4 6 － 4 地先 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 5 分団 第 1 ・ 2 部
田結川（左岸）	自 古場字馬の瀬 2 9 3 － 3 地先 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 5 分団 第 1 ・ 2 部
江ノ浦川（右岸）	自 山口字前田 至 開字脇前	飯盛町	諫早市消防団第 1 4 分団 第 3 ・ 4 ・ 5 部
江ノ浦川（左岸）	自 中山字蓮の木 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 4 分団 第 1 ・ 2 部
深海川（右岸）	自 古場字手水 至 船津字広田	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団第 1 部
深海川（左岸）	自 古場字ザンギ 至 船津字一の鹿倉鉄橋上流	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団全部

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小江川（右岸）	中渡橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 1 部
小江川（左岸）	平田橋上流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 2 部
小江川（右岸）	小江川鉄橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団第 2 部
小江川（左岸）	小江川鉄橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 1 部
田島川（右岸）	自 西尾字毎城 9 7 3 - 1 地先 至 本明川	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 3 部
田島川（左岸）	自 小峰字立石 1 3 7 0 地先 至 本明川	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 3 部
境 川（右岸）	とどろき体育館上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	とどろき体育館上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団第 1 部
境 川（右岸）	新田橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	新田橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団 第 1 ・ 2 部
境 川（右岸）	泉橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	泉橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団第 2 部
湯江川（右岸）	善住寺公民館下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 2 部
湯江川（左岸）	善住寺公民館下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 2 部
長里川（右岸）	自 大峰字城崎 6 0 - 2 地先 至 大峰字城崎	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 7 部
長里川（左岸）	自 打越字谷角乙 3 0 - 1 地先 至 打越字谷角	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 6 部
今里川（右岸）	自 遠竹字水無川原 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 1 部
今里川（左岸）	自 遠竹字水無川原 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 1 部
小深井川（右岸）	自 牧字馬見 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 5 部
小深井川（左岸）	自 小川原浦字船川 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 3 部
船津川（右岸）	自 小川原浦字道目木 至 小川原浦字坊の元	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団 第 3 ・ 4 部
船津川（左岸）	自 井崎字大平 至 井崎字貝村	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 2 部

水位観測所（テレメーター）一覧表（国土交通省以外の管理分）

河川名	観測所名	位置	水位（m）			量水標管理者
			第一基準 （6割）	第二基準 （8割）	第三基準 （満杯）	
東大川	貝津	諫早市貝津町	2.63	3.51	4.39	県央振興局長
江ノ浦川	江ノ浦川	諫早市飯盛町開	1.38	1.84	2.30	〃
仁反田川	森山	諫早市森山町慶師野	1.67	2.22	2.78	〃
境川	境川	諫早市高来町三部壱	2.19	2.92	3.65	〃
伊木力川	伊木力	諫早市多良見町舟津	1.79	2.39	2.99	〃
喜々津川	喜々津	諫早市多良見町中里	2.58	3.44	4.30	〃
長田川	長田川	諫早市西里町	1.80	2.40	3.00	〃
中山西川	中山西川	諫早市福田町	1.44	1.92	2.40	〃
福田川	福田川	諫早市福田町	1.38	1.84	2.30	〃
倉屋敷川	倉屋敷川	諫早市仲沖町	1.14	1.52	1.90	〃
川床川	川床川	諫早市川床町	2.64	3.52	4.40	〃
小ヶ倉川	小ヶ倉川	諫早市小川町	1.43	1.91	2.39	〃
本明川	本明川	諫早市下大渡野町	2.94	3.92	4.90	〃

※水位基準について

- ・第一基準・・・満杯水位の6割
- ・第二基準・・・満杯水位の8割
- ・第三基準・・・満杯、護岸の高さ

水門等重要水防箇所一覧表

河川(海岸)名	水門(樋門)名	所在地	形状		管理者
			高 (m)	幅 (m)	
江ノ浦海岸	弁天樋門	飯盛町開	3.25	4.00	諫早市
いさはや新池	本村	森山町本村大開	1.60	3.50	本村自治会
いさはや新池	大開	森山町下井牟田大開	1.80	6.50	下井牟田自治会
橘湾	唐比	森山町唐比五本松	1.60	5.00	唐比自治会
本明川	神崎籠樋門 (湯江樋門)	高来町黒崎	1.75	1.60	国土交通省
長里海岸	足角	小長井町足角	1.44	1.50	受益者
築切海岸	築切	小長井町築切	2.25	2.10	受益者

雨 量 観 測 箇 所 一 覧 表

観 測 所 名	雨量計の種別	所 在 地	管 理 者	電 話
諫早市測定所	自記（デジタル）	東小路町	諫早市（本庁）	22-1500
諫早地域雨量観測所	自記（デジタル）	馬渡町	長崎地方気象台	095-811-4861
干拓中央雨量局	自記（デジタル）	黒崎排水機場跡地	農林水産省（長崎県に委託）	
県央振興局観測局	自記（デジタル）	永昌東町	長崎県	22-0010
有喜観測局	自記（デジタル）	有喜中学校内	長崎県	22-0010
白木峰観測局	自記（デジタル）	国立少年自然の家下	長崎県	22-0010
農業技術開発センター	自記（デジタル）	貝津町	長崎県	22-0010
小ヶ倉ダム観測局	自記（デジタル）	小ヶ倉町	長崎県	22-0010
長田観測局	自記（デジタル）	西里町	長崎県	22-0010
通信指令センター	自記（デジタル）	鷲崎町	県央地域広域市町村圏組合	24-6500
土師野尾観測局	自記（デジタル）	貝津町	長崎県	22-0010
小野観測局	自記（デジタル）	富川町	国土交通省	095-839-9859
諫早観測局	自記（デジタル）	八天町	国土交通省	095-839-9859
夫婦木観測局	自記（デジタル）	小川町	国土交通省	095-839-9859
清水観測局	自記（デジタル）	御手水町	国土交通省	095-839-9859
本野観測局	自記（デジタル）	上大渡野町	国土交通省	095-839-9859
伊木力観測局	自記（デジタル）	多良見町舟津	長崎県	22-0010
喜々津観測局	自記（デジタル）	多良見町中里	長崎県	22-0010
森山観測局	テレメーター	森山町慶師野	長崎県	22-0010
江ノ浦川観測局	自記（デジタル）	飯盛町開	長崎県	22-0010
高来観測局	自記（デジタル）	高来町平田	長崎県	22-0010
黒新田観測局	自記（デジタル）	高来町黒新田	長崎県	22-0010
小長井町役場観測局	自記（デジタル）	小長井町小川原浦	長崎県	22-0010

国土交通省の管理施設

災害対策用機器

排水ポンプ車		排水能力	保管場所
1	1号排水ポンプ車	1 m ³ /秒	諫早市仲沖町 (仲沖救急内水排水機場) (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)
2	2号排水ポンプ車	0.5 m ³ /秒	
3	3号排水ポンプ車	1 m ³ /秒	

照明車		規格	保管場所
1	照明車	2kw×6 灯 20m ブーム式	諫早市仲沖町 (仲沖救急内水排水機場) (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)

排水機場

排水機場名		総排水量	保管場所
1	仲沖救急排水機場	4 m ³ /秒	諫早市仲沖町 (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)
2	諫早排水機場	7 m ³ /秒	諫早市八天町 (福田川右岸 0 K 0 4 5 付近)

ヘリポート施設

ヘリポート名		場所
1	本明川ヘリポート	仲沖地区：本明川右岸 3 K 6 0 0 付近
2	諫早ヘリポート	鷺崎地区：半造川右岸 2 K 0 0 0 付近

【河川管理者の協力を得る事項】

- 一 河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（※）
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 五 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 六 水防活動の記録及び広報

（※）【河川管理者から提供を受ける河川情報】

河川管理者から水防管理団体へ光ファイバーにより提供する河川情報は下記のとおりとするが、将来的に追加・削除の可能性あり。

空間管理情報（河川監視カメラ）

位 置	J R 橋	不知火
	裏山水位観測所	諫早水門
	公園堰	諫早排水機場
	高城橋	中山西川水門
	諫早橋	長田川合流点
	仲沖救急排水機場	旧河口
	埋津	長田第4樋門
	船越第2樋管	北部堤防
	半造川合流点	深海川合流点
	長野樋管	小江堤防上流
	中央排水機場屋上	小江堤防下流
	境川合流点	

施設管理情報（排水機場）

位 置	諫早排水機場
	仲沖救急排水機場

施設管理情報（水門・樋門・樋管）

位 置	諫早水門	小豆崎樋管
	中山西川水門	西長田樋管
	永昌第6樋管	上宇戸第5樋管
	永昌第3樋管	上宇戸第2樋管
	永昌第2樋管	鷺崎第1樋管
	神町田樋管	船越第2樋管
	本町第3樋管	倉屋敷樋門
	旭町第2樋管	長野樋管
	宇都第2樋管	

水文情報（雨量・水位）

	位置					
雨 量	小 野	本 野	諫 早	清 水	夫婦木	
水 位	琴川橋	裏 山	不知火	埋 津	半造橋	高城橋
流域雨量	本明川全流域	裏山上流域	埋津上流域	本明川残留域		
レーダー雨量	九州全域	九州北部	長崎地方	本明川流域		

【災害時連携・支援について】

1 緊急災害援助隊（TEC-FORCE）の派遣

大規模な自然災害に際して、被災状況の把握や支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する。

2 災害用対策機械の配備

防災ヘリコプター、排水ポンプ車、衛星通信車、照明車、応急組立橋など、被災地の状況に応じて派遣する。

第 2 2 節 土砂災害警戒区域等における災害対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第3条の規定により指定された土砂災害警戒区域等について、同法第27条の規定に基づき、警戒区域等の警戒避難体制を定めて住民の安全をはかるものである。

※土砂災害警戒区域等は資料編に掲載

第 2 3 節 山地災害危険地区対策計画

本計画は、調査された山地災害危険地区における山腹崩壊、崩壊土砂流出による災害の未然防止を図るものである。

その対策としては、危険地区の実態を調査・把握し危険箇所の所有者等に対してその維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のための必要がある場合は擁壁、排水施設の設置やそのための指導を行い、地域住民の安全を図る。

※山地災害危険地区については資料編に掲載

第 2 4 節 消防活動計画

消防機関の担任する防災活動は、市災害対策本部と密接な連絡をとり、広報車によって要地域の広報活動を行い災害に関する予報及び警報の伝達その他、人身の安全と住民の防災体制を指導するとともに、あらかじめ避難場所及び避難要領等の周知に努めるものとする。

1 警備体制

警備配備の基準は、次のとおりとする。

種別	配備時期	配備体制
第 1 配備	平常の警備体制では危険と認めるとき	火災警報発令時の警備体制
第 2 配備	市災害警戒本部の設置体制が必要と認めるとき	消防団の招集配置
第 3 配備	市災害警戒本部を設置したとき	全消防団員の招集配置
第 4 配備	気象状況及び災害状況の推移に基づいて市災害対策本部を設置したとき	
第 5 配備	市全域にわたって大災害の発生が予測されるとき又は発生したとき	

2 消防計画

消防活動は、区域内の火災予防、火災の鎮圧等の業務並びに非常災害時における応援、救助等の活動、被害情報の収集、報告が迅速かつ的確に行われるようにするものとする。

又、消防団員は、非常招集の命令を受けた場合は直ちに出勤し服務できるように日常の訓練を行い配備態勢を整えておくものとする。

3 消防団安全対策

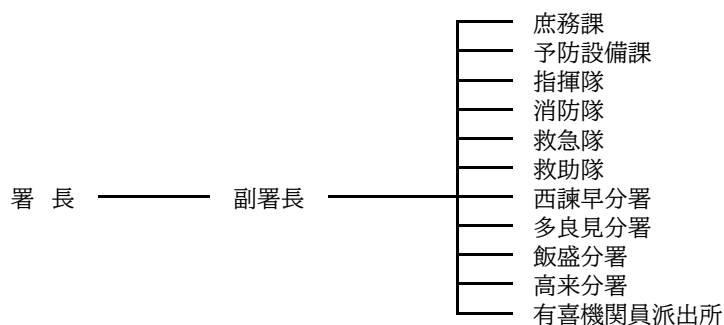
消防団員の安全の確保と円滑な活動を支援するために資機器材を整備する。

① ライフジャケット	300着	② デジタル簡易無線機	327台
③ 安全靴	全団員	④ 耐切創性手袋	全団員
⑤ 防塵めがね	1,500個	⑥ 切創防止用保護衣	110着

消 防 配 備 体 制

1 消防機関の構成

(1) 消防署 (諫早消防署)



(2) 消防団

(令和8年3月31日現在)

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ	台数	研修所	研修所	管 轄 区 域
				種 別		所在地	電話番号	
本部			中継水槽 10t			鷺崎町 221-1	22-4449	
中央南	1	1	救命ボート一式 中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	旭町 9-21	24-4001	東小路、高城、仲沖、 上、栄、八坂、本、 東本、旭、厚生、幸、 八天、西郷、新道、 立石、上野、野中、 船越、原口、西小路
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	船越町 610-6	24-0491	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	野中町 508-8	24-4203	
		4	中継水槽 5t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高城町 7-1	24-5044	
中央北	2	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	福田町 5-19	24-2905	宇都、福田、泉、金谷、 城見、天満、日の出、 永昌、永昌東、栄田、 西栄田、大さこ
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	城見町 176	24-0606	
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	永昌町 6-4	26-0740	
北部	3	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	本明町 277-2	26-4019	本明、目代、本野、 富川、湯野尾、 上大渡野、下大渡野
		2	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	目代町 524-19	24-1609	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ 積載車 B－2 ポンプ	1 1 1 1	下大渡野町 2701-5	26-4137	
南部	4		中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	小川町 96-1	24-2010	平山、土師野尾、栗面、 小ヶ倉、小川、鷺崎、川床
小野西	5	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	小野町 500-11	24-4012	小野、川内（曙除く）、 長野、宗方
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	宗方町 291-4	24-3413	
		3	救命ボート一式 中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	川内町 96-2	24-4414	
		4	中継水槽 5t, 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	長野町 1421-2	24-3516	
小野東	6	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	赤崎町 622-2	24-0511	赤崎、黒崎、小野島、 川内（曙）
		2	救命ボート一式	軽積載車 積載車 B－2 ポンプ	1 1 2	小野島町 1232	24-5515 24-4215	
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	黒崎町 204	24-4127	
真津山	7	1	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	久山町 1689-1	26-0564	津久葉、久山、久山台、 貝津、若葉、青葉台、 貝津ヶ丘、小船越、 中尾、山川、馬渡、 真崎、津水、破籠井、 堂崎、白岩、堀の内
		2	中継水槽 5t, 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	貝津町 2461-4	26-4021	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	白岩町 56-1	26-6938	

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ	台数	研修所	研修所	管 轄 区 域
				種 別		所在地	電話番号	
有喜	8	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ 軽積載車 B－2ポンプ	1 1 1 1	松里町 55-7	28-3990	松里、有喜、早見、 天神、中通、鶴田
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	中通町 634	28-3991	
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	早見町 524-1	28-3992	
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	天神町 611-4	28-3993	
長田	9	1	中継水槽 5t, 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	西里町 758-2	24-2250	小豆崎、西里、中田、 御手水、大場、白木峰、 長田、正久寺、高天、 白浜、白原、猿崎
		2	中継水槽 5t	積載車 B－2ポンプ	1 1	長田町 1-1	23-9146	
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B－2ポンプ	1 1	高天町 2575-5	23-9147	
多良見喜々津	10	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 化屋321-23		化屋、シーサイド、 木床、中里、市布、 西川内
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 木床869-6		
		3		積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 木床1582		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 中里59-4・60-1, 3		
		5		ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 市布515-3		
		6	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 西川内1872-7		
多良見大草伊木力	11	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 西園692-1		東園、西園、野副、 元釜、山川内、野川内、 琴ノ尾、舟津、佐瀬
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 野副283-1		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ B－3ポンプ	2 1 1	多良見町 元釜152-2		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 山川内137-4・138-2		
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 野川内92-1		
		6	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 舟津1423-7		
		7	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 舟津609-2・611-10		
		8	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 佐瀬910-2		
		9	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 佐瀬497-7		
森山東	12	1	中継水槽 1t 救命ボート	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 唐比東329		唐比、杉谷、田尻
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 杉谷1220		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 田尻1582-1		
森山西	13	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 下井牟田1331-1		下井牟田、上井牟田、 本村、慶師野
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 上井牟田532-1		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 本村2261-1		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 慶師野1852-3		
飯盛東	14	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 中山654-13, 14		後田、船津、下釜、 久保、佐田、小島、 平古場、石原、山口、 開、上原
		2	中継水槽 1t 救命ボート	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 後田1634-7		
		3	中継水槽 1t 救命ボート	軽積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 久保304, 305		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－3ポンプ	1 1	飯盛町 平古場145-9		
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 中山1097-13		

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ	台数	研修所	研修所	管 轄 区 域
				種 別		所在地	電話番号	
飯盛西	15	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	飯盛町 里648-3		池下、清水、寺平、 田平、川下、古場
		2	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	飯盛町 古場673-2		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	飯盛町 川下904-6		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	飯盛町 池下101-29		
高来湯江	16	1	中継水槽 1t 救命ボート	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 三部壺528		神津倉、上三部壺、 東三部壺、西三部壺、里、 町名、法川、黒崎、小峰、 善住寺、東平原、湯江峰
		2	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	高来町 町名219-5		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 小峰563-3		
高来宇良	17	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 汲水109-5		水ノ浦、東溝口、西溝口、 馬場、山道、上山道、 汲水、坂元、黒新田、 小中尾、泉、下金崎、 上金崎
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 溝口465		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	高来町 金崎580-1		
高来小江	18	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 下与265-1		下与、倉床、上与、 一里松、峰、平田、 折山、西平原、西尾、 中程、小船津、小江干拓
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 西平原759-1		
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 小船津191-2		
高来深海	19	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ B－3 ポンプ	1 1 1	高来町 古場384-3		萩原、榎堂、建山、 高松、川内、蟹喰、 船津、上大戸、下大戸、 富地戸、佐古谷
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 大戸224-1		
小長井	20	1	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	小長井町 遠竹1380	34-2352	遠竹、井崎、小川原浦、 田原、牧、長里、広川良
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 井崎719-2	34-4208	
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 小川原浦708-1	34-2933	
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 小川原浦1893-411	34-2146	
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 牧234-7	34-3158	
		6	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 打越121-1	34-3106	
		7	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 大峰980-77	34-3107	

2 出 動

(1) 地区別出動計画

出 動 区 分	第 1 次出動		第 2 次出動	
	火災の状況が、消防署及び管轄区域の分団等で充分防御できと思われる場合		火災の状況が、第 1 次出動では防御が充分できない場合又は延焼拡大のおそれがあると思われる場合	
	出動分団	吹鳴するサイレン	出動分団	吹鳴するサイレン
中 央 地 区	第 1 分団 全部 第 2 分団 全部	中央地区	【栄田・永昌方面】 第 3 分団全部 第 7 分団全部	本野地区 真津山地区
			【福田方面】 第 3 分団全部 第 9 分団全部	長田地区
			【その他】 第 4 分団 第 5 分団全部 第 6 分団全部	小栗地区 小野地区
真津山 地 区	第 7 分団 全部 第 2 分団 全部	真津山地区	第 1 分団全部 第 1 0 分団第 1 ～ 3 部	中央地区 多良見喜々津
小 栗 地 区	第 4 分団 第 1 分団 全部	小栗地区	第 2 分団全部 第 5 分団全部 第 1 4 分団第 1、4、5 部	中央地区 飯盛一斉
長 田 地 区	第 9 分団 全部	長田地区	第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 9 分団全部	小野地区 高来西
小 野 地 区	第 5 分団 全部 第 6 分団 全部	小野地区	第 4 分団 第 9 分団全部 第 1 3 分団第 1、4 部	小栗地区 長田地区 森山一斉
有 喜 地 区	第 8 分団 全部 第 4 分団	有喜地区	【森山方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 2 分団第 1 部 第 1 3 分団第 2 部	小栗地区 小野地区 森山一斉
			【飯盛方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 4 分団第 1、2、5 部	小栗地区 小野地区 飯盛一斉
本 野 本 地 区	第 3 分団 全部 第 2 分団 全部	本野地区	第 1 分団全部	中央地区
多良見 喜々津 地 区	第 1 0 分団 全部	多良見喜々津 【建物火災】 多良見一斉	第 1 1 分団第 1 ～ 3 部 第 7 分団全部	多良見大草 真津山地区
多良見 大 草 地 区	第 1 1 分団 第 1 ～ 7 部	多良見大草 多良見伊木力 【建物火災】 多良見一斉	第 1 0 分団全部 第 1 1 分団第 8、9 部	多良見喜々津
多良見 伊木力 地 区	第 1 1 分団 第 3 ～ 9 部		第 1 0 分団全部 第 1 1 分団第 1、2 部	多良見喜々津

※目代町・本明町は「本野地区」のサイレン吹鳴地区に含まれる。

出 動 区 分	第 1 次出動		第 2 次出動	
	火災の状況が、消防署及び管轄区域の分団等で 充分防衛できると思われる場合		火災の状況が、第 1 次出動では防衛が充分で きない場合又は延焼拡大のおそれがあると思われ る場合	
	出動分団	吹鳴する サイレン	出動分団	吹鳴する サイレン
森 山 地 区	第 1 2 分団 全部 第 1 3 分団 全部	森山一斉	【有喜方面】 第 8 分団全部	有喜地区
			【小野方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部	小野地区
飯 盛 地 区	第 1 4 分団 全部 第 1 5 分団 全部	飯盛一斉	第 1 分団全部 第 4 分団 第 8 分団全部	小栗地区 有喜地区
高来西 地 区	第 1 8 分団 全部 第 1 9 分団 全部	高来西	第 1 6 分団全部 第 1 7 分団全部 第 9 分団全部	高来東 長田地区
高来東 地 区	第 1 6 分団 全部 第 1 7 分団 全部	高来東	第 1 8 分団全部 第 1 9 分団全部 第 2 0 分団第 6、7 部	高来西 小長井一斉
小長井 地 区	第 2 0 分団 全部	小長井一斉	第 1 7 分団全部	高来東

※ 出動区分は、第 1 次出動と第 2 次出動になっているが、火災の現場によって次のよう
な場合もあるので、分団はサイレン及び無線機の指令に従って行動すること。

- (1) 小規模火災の場合、管轄区域分団のみが出動する。
- (2) 第 2 次出動でも鎮圧できないと認められるときは、他地区からの出動指令を併せて
行う場合もある。
- (3) 2 次出動サイレンは、1 次と 2 次を合わせて吹鳴する。

3 サイレン吹鳴、及び無線機による出動指令要領

(1) サイレン吹鳴方法について

- ア 建物火災の旨覚知したときは、原則として直ちにサイレンを吹鳴する。
- イ 建物火災以外の火災の旨覚知したときは、原則として現場責任者（先着した署隊
又は団本部）の判断により吹鳴させる。ただし、中央地区を除く諫早地域、多良見
大草・伊木力地区においては、直ちにサイレンを吹鳴する。
- ウ 第 1 次出動に更に第 2 次出動の指令を行う場合、第 1 次、第 2 次を合わせ吹鳴す
る（第 1 次、第 2 次の区別なし）
- エ 第 2 次出動でも防衛が充分でないと思われる場合は、逐次火災現場に近い地区
のサイレンを吹鳴する。

(2) 無線機による指令方法について

- ア 小規模火災
- イ 第 1 次出動 …… ○○ 町 火災発生 管轄区域分団のみ出動
- ウ 第 2 次出動 …… ○○ 町 火災発生
- エ 第 2 次出動でも防衛が充分でない場合
…… ○○ 町 火災発生 ○○地区の分団は出動

(3) 分団の出動に当たっての注意事項

- ア 分団管轄内に火災が発生した場合、サイレン吹鳴に従い速やかに出動すること。
- イ 分団管轄外に火災が発生した場合には、出動計画に従い無線機の指令をよく確か
めて出動すること。
- ウ 火災の状況を無線機によって確かめる余裕がない場合には、電話サービス
(050-5530-6737) で確認

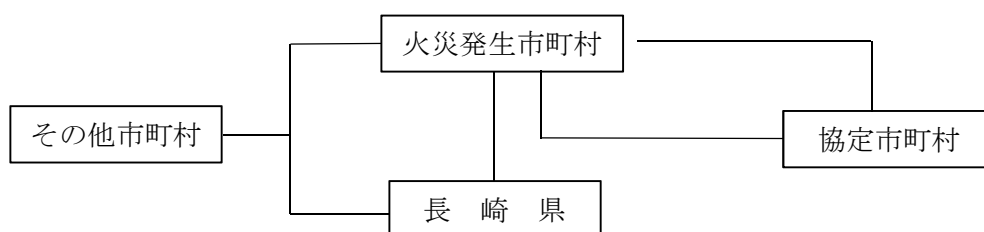
(4) 応援協定に基づく隣接市町村への出動計画

市町名	出動区分	備 考
大 村 市	第 7 分団全部 第 2 分団第 3 部 第 3 分団第 1、3 部	今村方面の火災に対しては、第 7 分団全部 鈴田方面の火災に対しては、第 2 分団第 3 部、 第 3 分団第 1、3 部
長 与 町	第 1 1 分団第 4、 5、9 部	
雲 仙 市	第 1 2 分団全部	
佐賀県太良町	第 2 0 分団第 1、 2、4 部	

※その他は火災の状況により出動分団を決定する。

(5) 応援要請の手続要項

ア 次の系統により行う。ただし緊急止むを得ない場合はこの限りでない。



イ 応援を要請する場合は、次の事項を具備した内容により電話又は無線等をもって、県に要請するものとする。

- ① 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- ② 火災の状況
- ③ 気象関係
- ④ 今後の判断
- ⑤ 応援消防力及び必要器材
- ⑥ その他必要事項

第 2 5 節 自衛隊派遣要請計画

1 自衛隊の活動の内容

(1) 一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送
- ④ 道路の応急啓開
- ⑤ 応急の医療防疫
- ⑥ 給水入浴支援及び通信支援
- ⑦ 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- ① 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- ② 人員、救援物資等の緊急輸送
- ③ 状況偵察及び被害の調査
- ④ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- ⑤ 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の島内輸送
- ④ 通信支援

ウ 市長の要請上の留意事項

- (ア) 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- (イ) 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- (ウ) 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行なわない。
- (エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との三者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

ア 自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適応する部隊を派遣する。

イ 災害の規模に応ずる部隊運用の要領はおおむね次のとおり

- (ア) 小規模な災害に対しては各地に駐屯する最寄りの部隊をもって対処する。
- (イ) 大規模な災害に対しては、先ず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海、空自衛隊各駐屯部隊の総括的な調整の窓口は、陸上自衛隊第16普通科連隊長が担任する。

2 県内自衛隊の配置及び管轄区域

別表1

3 自衛隊派遣要請の基準

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

ア 災害派遣要請手続き

(ア) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(イ) 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第16普通科連隊長に要請する。
緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

① 災害の状況及び派遣を必要とする理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

(ウ) 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(エ) 要請系統

別表2

イ 派遣要請事項

(ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

(イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

(ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

(エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

(オ) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

(カ) 道路または水路の啓開措置

(キ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(ク) 被災者に対する炊飯及び給水支援

(ケ) 救援物資の無償貸与又は譲与

(コ) 危険物の保安及び除去

(サ) その他知事が必要と認める事項

ウ 市長の災害派遣要請の依頼手続き

(ア) 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請依頼書に必

要事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- (イ) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

- (ウ) 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

エ 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

- (ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

- (ア) 県本部（県庁内）
- (イ) 県北振興局（佐世保）
- (ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方連絡部より、又、離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町村相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派

遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

5 派遣を受ける市の態勢及び準備

- (1) 市において準備可能な資材及び器材等
別表3

- (2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

- (3) 宿营地等の手配

市は、災害派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設の準備をするものとする。

- (4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は市において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、撤収要請依頼書を知事に提出するものとする。

- (2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

- (1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、援助等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

- (2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当てを要する負傷者が発生している)	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している	市又は警察官に連絡を乞う できれば通信筒をつり上げて もらいたい
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する項目はない

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mのⒽを図示し風向の吹流し又はT字型(風向→└)で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

おおむねの次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資・器材(自衛隊装備器材を除く。)等の購入借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害の補償

9 ヘリコプター離着陸地

甚大な災害が発生した場合は、別表4に掲げる適地(離着陸地)の使用について、市長等と協議のうえ、使用するものとする。

災害派遣要請依頼書

年 月 日

知 事 様

市 長 名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）
- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

撤収要請依頼書

年 月 日

知 事 様

市 長 名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

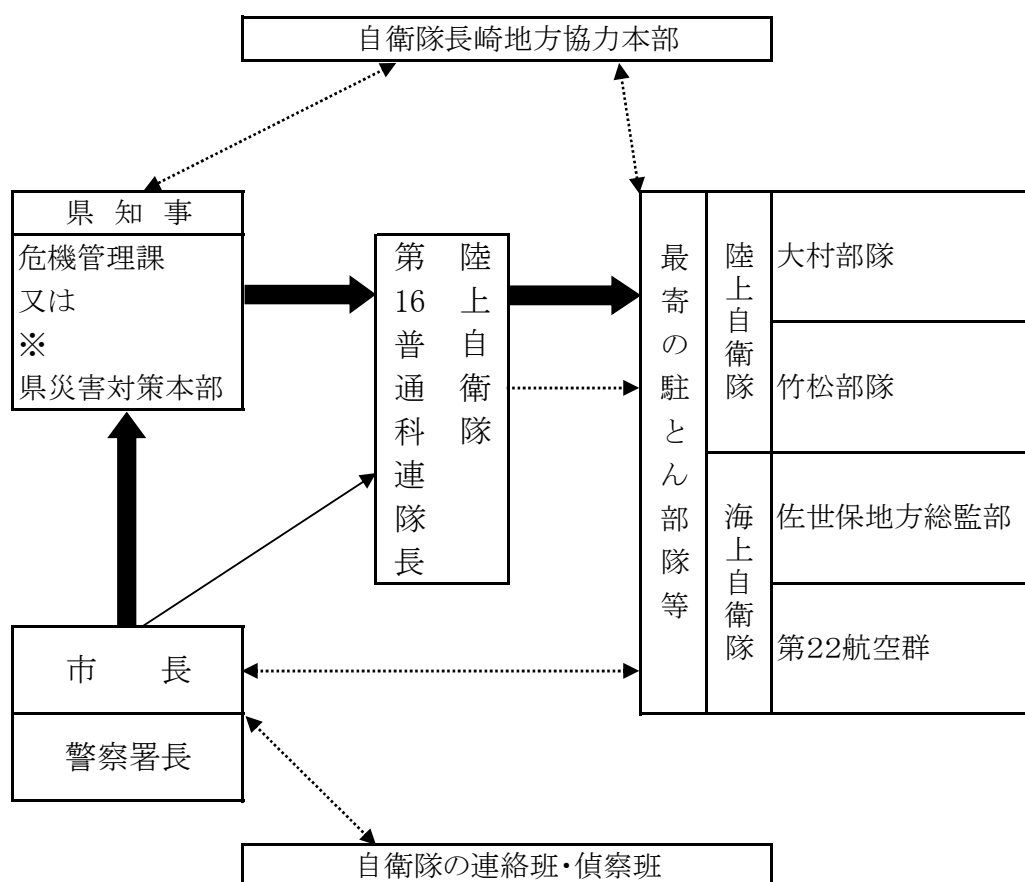
別表 1

県内自衛隊の配置及び所轄区域

駐 屯 地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備 考
陸 上	大村駐屯地	大村市西乾馬場町 (52-2131)	大村駐屯地司令	長崎県（対馬を除く）全般を直轄
	竹松駐屯地	大村市富ノ原町1丁目 (52-3141)	竹松駐屯地司令	
	相浦駐屯地	佐世保市大湊町 (相/瀬 0956-47-2166)	相浦駐屯地司令	
	対馬駐屯地	対馬市巖原町 (09205-2-0791)	対馬警備隊長	
海 上	佐世保地方総監部 (警備隊・防備隊を含む)	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 (52-3131)	第22航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (09205-4-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (09208-6-2249)		
	下対馬警備所	対馬市巖原町竈崎 (09205-2-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (09204-2-0167)		
航 空	西部航空方面隊 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第19警戒群	対馬市上対馬町海栗島 (09208-6-2202)		
そ の 他	自衛隊長崎地方協力 本部諫早地域事務所	諫早市東小路町5-17 (22-4455)		
	防衛省調達実施本部 長崎監督事務所	長崎市飽の浦町 (095-825-5303)		
	自衛隊長崎地方 協力本部	長崎市出島町 (095-826-8844)		

別表2

自衛隊派遣要請・撤収系統図



注1 **→** 法令による系統

2 **→** 県との通信途絶等の場合

3 **→** 県市部隊間の連絡

4 海上救難等(海上自衛隊のみに関する災害派遣要請)に関しては、直接佐世保地方総監部と連絡

5 陸・海各自衛隊相互の指揮関係は、協力関係である。

6 県内各自衛隊の総括的な調整の窓口は、大村部隊(第16普通科連隊長)が担任する。

7 ※県災害対策本部設置の場合

別表3

諫早市が準備する主な資器材

品 名			摘 要
器 具 類	1	ベルトコンベヤー	掘土、搬土
	2	一輪車	小路の運搬作業用
	3	手かぎ類	土のう等の取扱用
	4	フォーク、とうぐわ	土木作業用
	5	その他土木機械器具	
設 備 類	1	夜間照明設備	夜間作業のため
	2	給水用樽又はドラム等	作業部隊給水
資 材 類	1	ゴム手袋	遺体収容用
	2	蛇籠、金網、鉄線	水防築堤用
	3	槌 等	
	4	叭、荒縄等	同上
	5	木くい	同上
	6	標識材料	
	7	消毒剤	防疫用
	8	その他の災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

別表4

ヘリコプター離着陸適地一覧表

連番	名 称	所 在 地	地 積	障 害 物	所有者
1	喜々津中学校	多良見町中里30	15,126m ²	丘陵 電線 校舎	諫 早 市
2	森山ふれあい公園	森山町下井牟田1266 外	124,791 m ²	健康福祉センター森山分館 ゴールポスト(ラグビー用) 樹木、トイレ2棟、シャワー 室棟、女子更衣室棟、管理棟	
3	飯盛東小学校	飯盛町中山653	12,903m ²	校舎、体育館 ポール、土手 樹木	
4	高来中学校	高来町小峰274	12,000m ²	校舎、樹木 バックネット フェンス	
5	小長井グラウンド	小長井町小川原浦 958-8	16,650m ²	校舎、樹木 バックネット 鉄道架線	
6	白木峰高原駐車場	白木峰町828-15	15,126m ²	丘陵、電線、校舎	
7	御館山小学校	西栄田町1250-4	15,000m ²	庁舎、フェンス	
8	小野島グラウンド	小野島町2233-1	193,400 m ²	バックネット、土手、 高圧線	
9	緊急ヘリポート (半造川)	鷺崎町半造川右岸 2k000付近	400m ²	なし	長崎河 川国道 事務所
10	緊急ヘリポート (本明川河川敷)	仲沖町本明川右岸 3k600付近	400m ²	なし	

第26節 交通施設災害対策計画

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

- (1) 異常豪雨又は大規模地震並びに長期にわたる降雨等では、地すべり、崩土、落石或いは路線の陥没や流出崩壊等の災害が発生するので、予想される危険箇所等について、道路の監視を強化し、災害が発生した場合は、情報を収集し応急対策を行うものとする。
- (2) 交通の確保が最重点であるので、全力を挙げて応急復旧に努めること。
この場合、迂回路等の有無を充分調査し、ある場合は直ちにこれを利用して交通を確保し、迂回路の使用に支障のないよう、必要の資材を補給し、又、全く無い場合は全力を挙げて、短日時に復旧出来るよう処置すること。
- (3) 被災の程度により、応急工事が不可能の場合、或いは大規模の対策が必要な場合は、自衛隊の派遣を求めて応急復旧に当たる。
- (4) 長大橋の流出等に当たっては自衛隊の派遣を求めて、軽渡橋の仮工事を行いその他の場合は、本橋の仮工事を行い、速やかに交通の確保に努めること。
- (5) その他適時臨機の処置をとりうるよう、人員、車輛、器材の整備、確保につとめ、その対策について遺憾がないように努める。

2 鉄道対策

九州旅客鉄道では線路、構造物、信号保安装置等に対して、災害を未然に防止し、一旦災害が発生したときは、列車の停止手配を行い列車運転の安全を確保するとともに早期開通を図るため、次のとおり対処する。

なお、島原鉄道に関しても九州旅客鉄道に準じて対処するものとする。

(1) 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき、又は天候險悪となったとき、線路警備の必要を認めた場合、鉄道事業部長は保線従業員に対し、風、雨、雪その他の災害に対する線路、構造物、信号保安装置等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点警備箇所として関係者へ周知し、必要の都度点検させておく。

また、とくに重大な災害の発生が予想される場合は、鉄道事業部長が列車の運転を規制（停止又は注意運転）することができるようになっている。

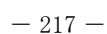
(2) 災害応急

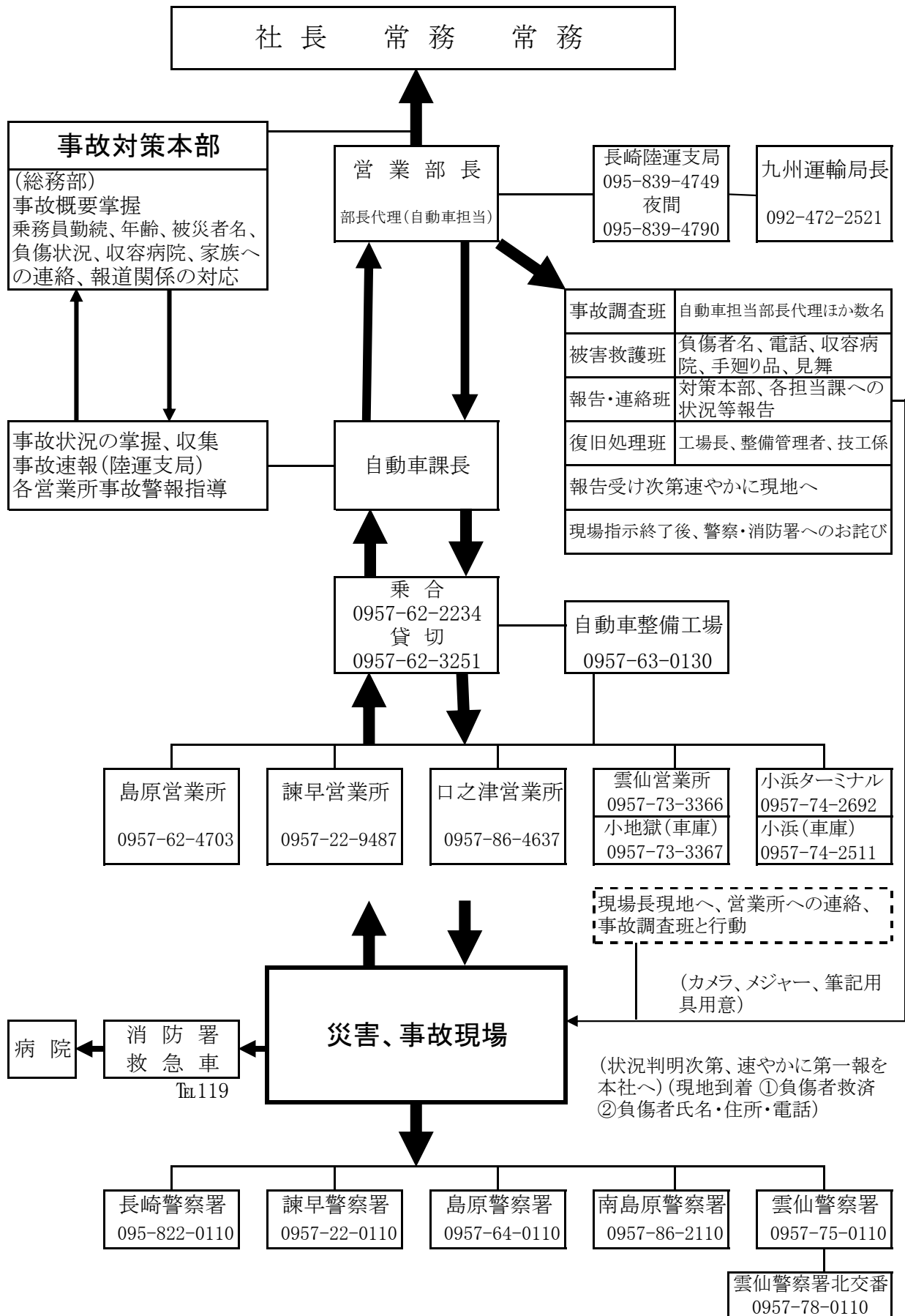
災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ列車の早期開通につとめる。

島原鉄道営業部・鉄道課

直通 0957-62-2232 (営業)

直通 0957-62-2233 (技術)





第 2 7 節 救出及び死体の搜索処理並びに埋葬計画

1 救 出

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する搜索又は救出、保護はこの計画の定めるところによる。

(1) 救出の方法

救出活動は消防機関が主体となり救出班を編成し、救出に必要な車輛、舟艇その他資材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

(2) 関係機関等への要請

消防機関は災害が甚大で、消防機関のみでは救出困難な場合は、県、警察、隣接市町の消防機関、海上保安部に対し協力依頼を要請するとともに必要に応じて自衛隊の派遣を考慮する。

(3) 連絡調整と救出活動

対策本部に実働機関の連絡調整の場を設け、責任者は相互の情報交換や搜索の地域分担等を行い、効率的な救出活動を行うものとする。

(4) 救出を必要とする該当者

救出を必要とする場合はおおむね次に該当するような場合が考えられる。

- ア 火災時に火中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- エ 山崩れ等の下敷きになった場合
- オ 鉄道、航空機、自動車等の大事故が発生した場合
- カ 海上へ流出した場合

2 死体の搜索及び処理並びに埋葬

(1) 実施責任者

市災害対策本部長（市長）が死体の搜索及び収容埋葬を行うが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として実施する。

(2) 死体の搜索

ア 実施者及び方法

死体搜索は警察と協力して搜索班を編成し、人夫及び必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。被災の状況により実施困難な場合は消防機関の応援及び地域住民の応援を得て実施する。

イ 応援要請等

本市だけでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合、又は死体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる市町村に対し搜索の依頼を要請する。

(3) 死体の処理方法

死体の処理は、市において救護防疫班又は医師が奉仕団等の労力奉仕により、処理場所を借り上げ（仮設）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理をするものとする。ただし、市において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

(4) 死体の埋火葬

ア 災害の際死亡したもので、市災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合、応急的に埋火葬を行うものとする。

イ 埋葬は直接土葬もしくは、火葬に付するものとする。

ウ 埋葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬にあたっては、土葬とする。

(5) 海上漂流死体の収容等

死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、県を通じて海上保安部、海上自衛隊等に収容等を要請する。

第28節 ボランティア活動受け入れ計画

災害等に対し、市民等からボランティアの申し出があったときは、活動内容を調整し支援にあたる。

また、災害の状況に応じて災害支援のボランティアを募集し支援体制の調整を図る。

1 受入れ方法

市民生活班長は、危機管理班長と協議しボランティア活動計画を作成して支援を受ける。

- (1) 支援を必要とする理由
- (2) 作業内容
- (3) 従事場所
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

2 ボランティア活動内容

ボランティア活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難場所における炊出し作業
- (2) 救援物資作業
- (3) 飲料水の供給作業
- (4) 清掃・防疫作業
- (5) 被害調査
- (6) その他の作業

3 就労記録

ボランティア活動支援を受けた各班は、次の事項について記録し、市民生活班長に報告する。

- (1) 支援団体等の名称、人員及び氏名
- (2) 支援期間
- (3) その他必要事項

4 災害ボランティアセンター等との連携

災害時においては、県社会福祉協議会が設置する県災害ボランティア本部及び諫早市社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」を中心に、県災害対策本部をはじめ関係機関・団体と緊密な連絡調整及び連携を図りながら、災害ボランティア活動を行う個人やNPO法人・ボランティア団体等の活動を支援することにより、円滑、迅速な被災者支援を実施する。

第 2 9 節 特別災害対策計画

この計画は、自然現象等における災害だけでなく、事件、事故、環境問題等に起因し、被害規模が一定以上のもの、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

- 1 特別災害が発生した場合は、ただちに総務部長を本部長とする特別対策本部を設置するものとする。尚、特別災害の規模によっては市長を本部長とする特別災害対策本部を設置する。

- (1) 特別災害の種類及び部編成は以下のとおりとする。

災害種別	災害の形態	主管所属
海上災害	① 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 ② 漁船、貨物船等の転覆、衝突による大規模事故 ③ 大規模な重油等の流出事故	危機管理部 企画財務対策部 こども福祉対策部 健康保険対策部 地域政策対策部 農林水産対策部 建設対策部
航空災害	① 旅客機の墜落による大規模事故 ② 人家密集地への航空機墜落による大規模事故	危機管理部 企画財務対策部 こども福祉対策部 健康保険対策部 地域政策対策部 建設対策部
列車、自動車災害	① 交通事故による大規模事故 ② 列車の衝突、転覆による大規模事故	
大規模火災	① 劇場、大型店舗等における火災 ② 広範囲における山林火災 ③ 人口密集地帯における大規模火災	
危険物災害	① ガス、火薬等危険物の爆発、発砲等による大規模事件 ② 化学品又はその合成品、薬品等の危険物の流出及び散布による大規模事故、事件	
原子力災害	① 原子力発電所等による放射線漏洩等の事故	
雑踏災害	① 競技場等多数の人が利用する場所における大規模事故 ② 雑踏による大規模事故	
その他災害	① 騒乱、暴動等による大規模事故、事件 ② その他発生原因を問わず事故、事件により大規模な被害が生じた場合	

- (2) 特別災害の認定基準

大規模事故・事件の基準	① 死者がおおむね 10 人以上の場合（行方不明者を含む） ② 死傷者がおおむね 30 人以上の場合（ ” ） ③ 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 ④ 負傷者がおおむね 70 人以上の場合
大規模断水の基準	① 市民生活に重大な影響を与えるおそれがある場合

(3) 特別対策本部の組織

ア 特別対策本部は総務部長を本部長とするものについては、危機管理課内に置き、市長が本部長となる場合においては防災会議室に設置することを基本とする。

イ 標準配備要員は次のとおりとするが、本部長は状況により部、班編成の増減、配備要員増減をおこなうことができる。

部編成	班編成	配備要員数	備 考
危機管理部	危機管理班	16	
企画財務対策部	記録伝達班	5	
	支援対策班	2	
	配給証明班	2	
こども福祉対策部	市民生活班	2	
健康保険対策部	救護防疫班	3	
	避難所対策班	2	
地域政策対策部	環境衛生班	2	
	地区対策班	(2)	非常設
農林水産対策部	農政班	(2)	非常設
建設対策部	道路班	2	
上下水道対策部	給水班	(2)	非常設
合 計		36 (6)	

ウ 特別対策本部の部及び班の編成は前表のとおりとし分掌事務は対策本部組織を準用する。

エ 危機管理課長は特別災害を覚知したときは、総務部長の命を受け、すみやかに本部を設置するものとする。

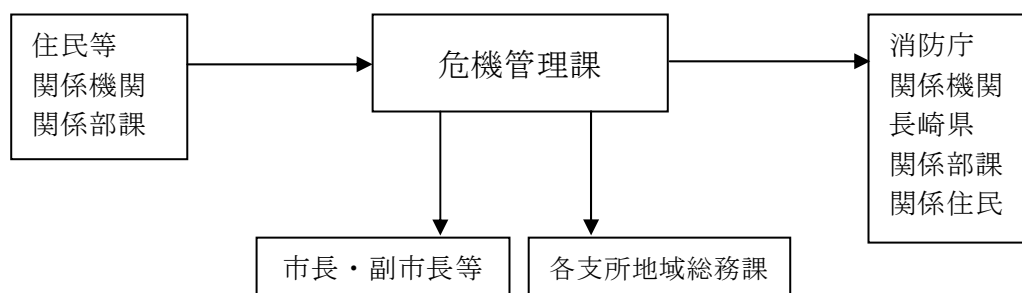
オ 特別災害を覚知した本部要員は、すみやかに本部に参集してあらかじめ定められた任務にあたるものとする。

カ 部長及び班長並びに本部要員については、あらかじめ「正」「副」を指定して緊急事態に備えるものとする。

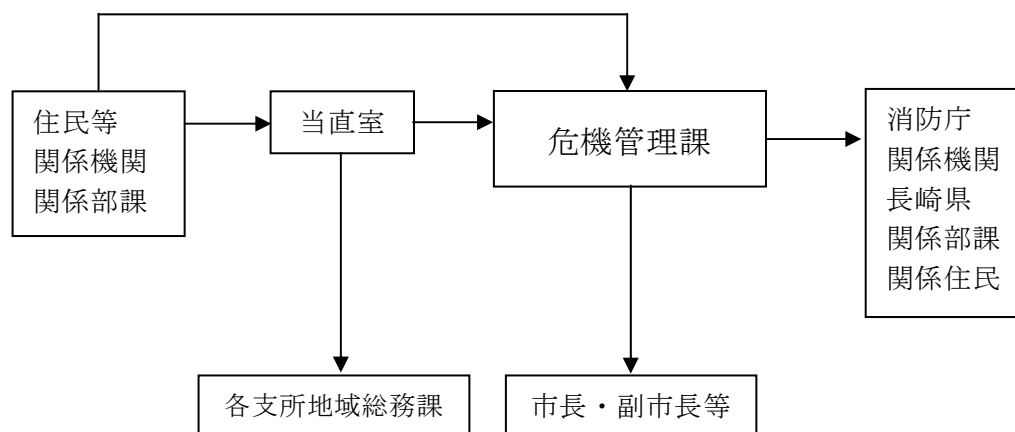
(4) 情報連絡系統

ア 本部を設置した場合における県及び関係機関等への連絡は一切本部において行うものとする。

イ 執務時間中の連絡系統



ウ 夜間・休日連絡系統



2 避難指示の基準

特別災害が発生した場合には、住居の倒壊及びその危険を避けるための避難が想定される。命に危険が及ぶおそれがあり、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。

※避難指示は、災害の状況に応じて、総合的に判断し必要と認める地域に対して発令する。

第4章 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて改良工事を図り、将来の災害に備える事業の対策について計画し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

第1節 災害復旧計画の実施責任者

災害復旧は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有するものが実施する。

第2節 公共土木施設災害復旧事業計画

公共土木施設復旧計画

長期に亘る豪雨又は異常集中豪雨等による洪水、並びに大規模地震等の異常な自然現象により、公共土木施設（河川・海岸・急傾斜地崩壊防止施設・道路・水道・下水道・公園等）が被害を受け、付近の住家、耕地、その他に災害を蒙った場合は、遅滞なく被害を最小限に止めるべく、応急復旧対策を講ずるが、その後の復旧事業について、1箇所の工事の費用が県にあっては120万円以上、市町村にあっては60万円以上の場合は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づき、主管省の査定を受けその緊急度に応じて3ヵ年で復旧を図るべく次のように計画をたてる。

- 1 災害発生時には、県へ速やかに被害報告を行い、被災原因や査定のための調査、測量、設計を早急に実施する。
- 2 大規模な災害が発生した場合は、国へ災害緊急調査を依頼し復旧方針を樹立するとともに、必要に応じ、災害査定を待たず応急工事を実施する。
- 3 復旧計画に当たっては、被災原因を踏まえ、再度災害が起らないようあらゆる点について慎重に検討を加え、災害箇所の復旧のみに捉われず前後の一連の関係を考慮に入れ、関連工事又は助成工事等により、極力改良的復旧が実施できるよう申請する。
- 4 査定完了後は緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、現年度内に完了するよう施工の促進を図る。
- 5 採択されなかったものや、将来再び出水等の際に弱点となり、被害の因をなすと考えられる箇所は再調査の上、単独災として実施するよう計画する。
- 6 激甚災害等の復旧の場合は、着手後において労働力、施工業者の不足や質の低下、資材の払底等の為、工事が円滑に実施出来ない事が予想されるので、事前に充分検討し計画する。

第3節 農林水産業施設災害復旧事業計画

災害復旧事業の実施に当たっては、第2節「公共土木施設災害復旧事業計画」に準じて施行するものとする。なお、復旧事業は一般的には市、土地改良区、農業協同組合、漁業協同組合及び森林組合等によって施行されるので、当該災害復旧事業の推進については、随時、技術職員の配置と適切な指導により早期復旧を期する。

（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）

第4節 都市災害復旧事業計画

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な自然現象により、主として都市計画区域内において下水道、公園、街路等の都市施設が災害を受けたり、家屋、業務施設等の集積地が土砂の流入、崩落等により堆積土砂の災害を受けるなど著しい災害を受けた場合において、「都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針」等に基づき、災害復旧や堆積土砂の除去などを速やかに行うことによって市民生活の安定を図り、公共の福祉を確保する。

なお、大規模な災害により被害を受けた市街地の緊急かつ健全な復興のため、土地区画整理事業や、公共施設の整備事業等を実施する必要がある場合には、「被災市街地復興特別措置法」に基づく区域を指定し、迅速に良好な市街地の形成と都市機能の更新を図るものとする。

第5節 住宅災害復旧事業計画

1 住宅災害についての情報収集

(1) 住宅災害速報の提出

被害状況を適確に把握し、住宅の災害対策の万全を期するため、被害状況の如何にかかわらず、災害により住宅に被害が発生した時は直ちに県（住宅課）に住宅災害報告書（別紙様式）を提出する。

2 住宅災害の復旧対策

(1) 公営住宅法による災害公営住宅の復旧

公営住宅の災害復旧については、国民生活の安定のため迅速適切な復旧計画により、公営住宅の建設、既設公営住宅及び共同施設の復旧を図るものとする。

(2) 災害復興住宅融資

独立行政法人住宅金融支援機構は、災害復興建築物の建設若しくは購入又は被災建築物の補修に必要な資金の貸付けを行う。

別 紙

住 宅 災 害 報 告 書

作成年月日 年 月 日

市町村名

作成者名 (課)

【災害の概要】

災 害 名		発生年月日	
災害の概況と特徴			
住宅以外の災害の概要			
住宅対策として現在までに とった措置	県の措置	市の措置	
住宅対策として今後予定 している措置	県の措置	市の措置	
国に対する要望			

第6節 公立文教施設災害復旧事業計画

- 1 公立学校施設の災害は児童生徒の生命保護並びに正常な教育実施の観点から査定等を早急に実施し、迅速かつ適切な復旧を促進するものとする。
 - (1) 再度の災害防止のため災害の原因を検討し、できる限り鉄筋コンクリート造り、鉄骨造等による不燃堅牢構造化に努めるとともに、必要がある場合は災害防止施設を整備する。
 - (2) 災害防止上必要がある場合は、設置箇所の移転等について考慮する。
(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)
- 2 文化財については、被害を最小限に抑えるとともに、迅速な被害状況の把握と保全・復旧対策を講じるものとする。
 - (1) 被災状況確認を速やかに実施するとともに、国及び県へ状況報告を行い、保全復旧への協力体制を構築する。
 - (2) 被災文化財であっても、適切な方法で処置することにより、それ以上の劣化の進行や被害を抑えることができるため、安易に廃棄することがないよう文化財の所有者又は管理者に必要な指示、指導を行う。

第7節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

社会福祉及び児童福祉施設の性格上緊急復旧を要するので、工事に必要な資金は国、県の補助金及び社会福祉・医療事業団の融資の活用により、早急に復旧を図るものとする。

第8節 上下水道災害復旧事業計画

上下水道の災害復旧に当っては、住民の日常生活と密接な関係にあるので飲料水の給水対策とあいまって早期に復旧を図るものとする。

第9節 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による措置は、次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
- (2) 公共土木施設災害関連事業
- (3) 公立学校施設災害復旧事業
- (4) 公営住宅施設災害復旧事業
- (5) 生活保護施設災害復旧事業
- (6) 児童福祉施設災害復旧事業
- (7) 老人福祉施設災害復旧事業
- (8) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (9) 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービスの事業施設災害復旧事業
- (10) 婦人保護施設災害復旧事業
- (11) 伝染病予防施設災害復旧事業
- (12) 堆積土砂排除事業
 - ① 公共的施設区域内
 - ② 公共的施設区域外
- (13) 湛水排除事業

2 農林水産業に関する特別の措置

(第1編第4章第14節「農林水産業に関する金融の確保」による。)

- (1) 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
- (2) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業等の補助の特例
- (3) 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例
- (5) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (6) 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- (7) 共同利用小型漁船の建造費の補助

3 中小企業に関する特別の助成

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 中小企業近代化資金助成法による貸付金の償還期間の特例
- (3) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

4 その他の特例財政援助及び助成

- (1) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (2) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (3) 私立学校振興会の業務の特例
- (4) 市が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- (5) 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例
- (6) 水防資材費の補助の特例
- (7) 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
- (8) 産業労働者住宅建設資金融通の特例
- (9) 公共土木施設、農地及び農業用施設等の小災害に係る地方債の元利補給等
- (10) 失業保険法による失業保険金の支給に関する特例

第 10 節 被災者に対する就労支援に関する計画

災害のため、勤務先の会社事業所、工場等の滅失等により、職業を失した者に対し、長崎労働局が行う就職のあっせんを支援し、被災者の生活の確保を図るものとする。

1 職業のあっせんの対象者

災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の有している技能、経験、健康その他の状況から就職あっせんが可能な者。

2 職業相談

公共職業安定所が行う、被災者に対する職業相談へ案内する。

3 求人開拓

被災者の求職条件に基づき、長崎労働局及び県に求人開拓を依頼する。

第 1 1 節 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等

の預金者に対する非常払渡等に関する計画

1 かんぽ生命保険契約・簡易生命保険契約の契約者等に対する非常取扱い

(かんぽ生命保険契約非常取扱手続、簡易生命保険契約非常取扱手続)

災害救助法が適用された場合、金融庁国民保護計画に基づく要請を受けた場合又はその他必要と認められる場合において、非常取扱いを行う旨、日本郵便株式会社本社から通知を受けた郵便局は、被災された保険契約者等に対し、かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱いを実施する。

この場合、非常取扱対象地域・非常取扱いの種別・取扱期間等について、郵便局窓口に掲示する。

2 ゆうちょ銀行の非常取扱い

ゆうちょ銀行及び郵便局では、災害の発生により貯金通帳や証書、印章等をなくした被災者の方に対して本人であることが確認できた場合には貯金の払戻し等を行う。

3 郵便葉書等の無償交付

(郵便法、郵便法施行規則)

- (1) 災害救助法第 2 条に規定する被害で、同法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号に掲げる救助（応急仮設住宅に収容する場合を除く。）を受ける場合において、日本郵便株式会社が必要と認めるときは、郵便葉書及び郵便書簡の無償交付と被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
- (2) 上記(1)を実施する場合は無償交付の期間、枚数、その他必要事項は取扱郵便局において掲示する。

4 銀行預金者に対する非常払渡し

銀行協会が災害の規模に応じ、その都度協議して非常払渡し取扱の方法等を決定する。

第 1 2 節 生業資金の確保に関する計画

1 生活福祉資金福祉費（災害臨時費）

生活福祉資金貸付制度に基づき、県社会福祉協議会は民生委員及び市町村の社会福祉協議会の協力を得て被災世帯に対し、自主更生を目的とした必要な資金の貸付を行う。

2 母子福祉資金貸付金及び寡婦福祉資金貸付金

母子及び寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）に基づいて県が貸付を行う。

3 生活保護

生活保護法の適用

4 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法（平成 1 0 年法律第 6 6 号）に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し、支援法人（財団法人道府県会館被災者生活再建支援基金部）は支援金を支給する。

5 災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）に基づき、市は自然災害により被害を受けた世帯主に、生活の立て直しに必要な資金の貸付を行う。

第 13 節 租税の徴収猶予、減免に関する計画

1 国税の減免等の措置

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律、国税通則法、国税徴収法、所得税法、法人税法)

(1) 期限の延長

国税に関する法律に基づくすべての申告、申請、請求、届出、その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限の延長

① 延長期限の指定 (国税通則法第 11 条、同法施行令第 3 条)

② 地域の指定 (国税通則法第 11 条、同法施行令第 3 条)

(2) 所得税の減免

(災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第 2 条)

(3) 給与所得者の源泉所得税の徴収猶予 (同法第 3 条)

2 県税の減免等の措置 (地方税法) (県税条例)

(1) 期限の延長 (地方税法第 20 条の 5 の 2) (県税条例第 5 条)

申告、申請、納付、納入等の期限延長 2 月以内

(2) 徴収猶予 (地方税法第 15 条)

1 年 (やむを得ない場合 2 年) 以内

(3) 減免 (地方税法) (県税条例)

① 個人の県民税 (地方税法第 45 条)

② 個人の事業税 (地方税法第 72 条の 6 2) (県税条例第 23 条の 2)

③ 不動産取得税 (地方税法第 73 条の 3 1) (県税条例第 31 条)

④ 自動車税 (地方税法第 167 条・第 177 条の 1 7) (県税条例第 66 条)

⑤ 固定資産税 (地方税法第 745 条) (県税条例第 78 条)

⑥ 軽油引取税 (地方税法第 144 条の 4 2)

3 市税の減免等の措置 (地方税法)

(1) 期限の延長 (地方税法第 20 条の 5 の 2)

申告、申請、納付、納入等の期限延長

(2) 徴収猶予 (地方税法第 15 条)

(3) 減免 (地方税法)

① 市民税 (地方税法第 323 条)

② 固定資産税 (地方税法第 367 条)

③ 軽自動車税 (地方税法第 461 条・第 463 条の 2 3)

④ 都市計画税 (地方税法第 702 条の 8)

⑤ 特別土地保有税 (地方税法第 605 条の 2)

第14節 農林水産業に関する金融の確保

災害により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、災害復旧及び災害による経営資金等の融通を行うものとし、必要に応じてこれらの資金のつなぎ資金の措置を講ずることにより積極的な資金の融資計画を促進し、民生の安定を図るものとする。

1 天災資金の貸付（天災融資法）

天災により被害を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、天災融資法に基づきその経営に必要な資金の貸付けを行う。

（注）この資金の「つなぎ資金」の融通措置を講じたときは、その都度別に示すところによるものとする。

なお、天災資金の貸付対象となる経営資金は、種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具（購入価格が12万円以下のもの。）、家畜、家禽（かきん）、薪炭原木、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、飼料、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（総トン数5トン未満の漁船）の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金として政令で定める期間内に貸付ける資金であり、事業資金の被害組合の所有又は管理する施設、在庫品等につき著しい被害を受けたために必要となった事業運営資金である。

2 農林漁業施設資金の貸付（日本政策金融公庫法）

天災により被害を受けた農林漁業関係の施設の復旧に必要な資金である。

3 その他の災害資金（日本政策金融公庫資金）

以上のほか、農地、漁船等の災害に対するものもある。

4 長崎県災害対策特別資金・長崎県沿岸漁業等振興資金

県単独の制度資金である本資金制度でも災害により被害を受けた農業者及び漁業者等の災害復旧に役立てるため、次のような融資があり、対象災害については知事が定める。

(1) 農業者等の災害による農業施設復旧に充てるための資金

貸付限度額 個人 500万円 法人 1,500万円

(2) 漁業者等が天災又は公害等により、漁業生産施設等に被害を受け、これらを復旧するのに必要な資金

貸付限度額 個人 1,000万円 法人 2,000万円

（注）貸付限度額については、変更される場合もある。

第 15 節 中小企業に関する金融の確保

災害発生の場合は政府系金融機関並びに市中金融機関の協力を得て、被災中小企業者に対する復旧資金の融資を行うとともに、既往借入金の償還期間の延長等、負担軽減を図る。

1 政府系中小企業金融機関による災害復旧貸付

政府系中小企業金融機関としては、日本政策金融公庫長崎及び佐世保支店、商工組合中央金庫長崎及び佐世保支店があり、それぞれ復旧融資が行われる。

また、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」による指定が行われた場合には、指定地域の被災中小企業者で市長の証明があるものに対しては既往貸付残高にかかわらず、別枠として低利長期の融資制度が講じられる。

2 県・中小企業基盤整備機構による災害復旧貸付

県は、中小企業基盤整備機構と協調して、事業協同組合等が共同して経営基盤の強化を図るために工場・店舗等の集団化やアーケード等の設置を行う場合、無利子又は低利の融資（高度化資金貸付）を行っているが、既存の高度化資金貸付を受けて取得・設置した施設が被災した場合は、その償還期間について貸付条件を変更することができるとともに、施設の復旧にあたって新たに高度化事業を行う場合は、90%以内の貸付を行うことができる。

3 県の制度融資（緊急資金繰り支援資金・災害復旧支援枠）

県内において事業を継続し、かつ県税を完納している中小企業者のうち、台風、水害等の自然災害により、事業所、商品、原材料等に被害を被った者を対象に、3,000万円を限度額として融資が行われる。

4 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

県は、小規模企業等の創業及び経営基盤の強化に必要な設備導入の促進を図るため、新たな設備の導入に際して無利子資金の貸付を行う設備資金貸付事業、及び小規模企業者等に代わって設備を購入し貸与（割賦販売・リース）をする設備貸与事業を行っているが、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく指定が行われたときは、指定地域の被災中小企業者に対しては、既往貸付金の償還期間を2年の範囲内で延長することができる。（窓口：（財）長崎県産業振興財団）

5 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

信用保証協会は、中小企業の信用力の不足を補い、金融円滑化のため、中小企業者の金融機関からの借入れ等に係る債務の保証を行っているが、激甚災害について指定された地域内に事業所があつて、市長の証明がある被災中小企業者に対しては、別枠の保証制度が適用される。

第 16 節 被災者支援に関する計画

災害応急対策から災害復旧にわたって行われる被災者の援護に関する業務について、被災者に対し制度の案内を適切に実施し、公平な支援を効率的に実施するため、以下のとおり実施するものとする。

1 被災者台帳の作成

被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成する。

(1) 被災者台帳の作成に必要な情報の収集

災害対策基本法第 90 条の 3 の規定に基づき、被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名等の情報を内部で利用し、又は関係都道府県知事等に対し必要な情報の提供を求めることができる。

(2) 被災者台帳の内部利用

災害対策基本法第 90 条の 4 の規定に基づき、被災者の援護の実施に必要な限度で、被災者台帳に記載し、または記録された情報を内部で利用できるものとする。

(3) 被災者台帳に記載する事項

- 氏名、生年月日、性別、住所または居所
- 住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況
- 援護の実施の状況、要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- その他（内閣府令で定める事項）

2 罹災証明書

罹災証明は、災害救助法、被災者生活再建支援法等による各種被災者支援策※を適切かつ円滑に実施するにあたり必要とされる住家の被害程度について、災害対策基本法第 90 条の 2 に基づき証明するものである。

※罹災証明書に基づく各種被災者支援策

⇒ 給付	－ 被災者生活再建支援金、義援金 等
⇒ 融資	－ 住宅金融支援機構融資、災害援護資金 等
⇒ 減免・猶予	－ 税、社会保険料、公共料金 等
⇒ 現物給付	－ 災害救助法に基づく住宅の応急修理、応急仮設住宅 等

(1) 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた住家について、被災者からの申請により、下記の被害認定基準に基づき被害の程度を証明するものとする。

なお、住家以外のものが被災した場合やその他必要がある場合は被災届出証明書で対応するものとする。

（罹災証明申請書、罹災証明書、被災届出証明書の様式は別紙のとおり）

災害に係る住家の被害認定基準

被害の程度		認定基準
住家全壊 (全焼・全流出)		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 (半焼)		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
大規模半壊		居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊		居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半 壊		住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
準半壊		住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

(2) 罹災証明書の発行

ア 被害家屋調査の実施

災害発生後、被災規模等の把握や、調査体制の構築、罹災証明書の交付時期等を踏まえて調査方針を決定した後、「応急危険度判定」及び「被災宅地危険度判定」の実施時期と前後して家屋被害調査を実施する。

住家の被害認定に関しては、「災害の被害認定基準(平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号)」及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針(内閣府)」に基づき判定を行う。

※応急危険度判定・被災度区分判定との相違点については、「大地震発生後の 4 つの建物被害調査」を参照

イ 罹災台帳の作成

被害認定結果に基づき、罹災台帳を作成する。罹災台帳には、認定結果、地番、住居表示、住民基本台帳等の情報を集約する。

(罹災証明に係る事務への基本台帳の利用は個人情報利用目的の範囲内)

ウ 罹災証明書の発行

被災者から罹災証明の申請があった場合、罹災台帳に基づき罹災証明書を発行する。

罹災証明書の発行状況を管理するため、罹災証明書発行台帳を整備する。

(被災者台帳を作成した場合は、被災者台帳で発行状況の管理を行う。)

エ 再調査

罹災証明発行後に、被災者が罹災証明の判定結果に不服であった場合及び周囲の被災状況により被害調査が十分にできなかった家屋については、被災者等からの申し出により再調査を実施する。

(3) 実施体制の整備

ア 組織体制

罹災証明に係る事務は、企画財務対策部配給証明班が所掌する。

(第1編第3章第2節「組織計画」参照)

※ただし、被災届出証明書の発行については、住家等に係るものは危機管理課又は各支所地域総務課が対応し、その他の被害に係るものについては各課室で対応する。

イ 職員の育成

罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、平時から専門的な知識・経験を有する職員の育成に努める。

(4) その他

火災に起因する証明は、本計画の対象としない。(諫早消防署で対応する。)

大地震発生後の4つの建物被害調査

区 分	住家の被害認定	被災建築物 応急危険度判定	被災宅地 危険度判定	被災度区分判定
実施目的	住家に係る罹災証明書の交付	余震等による二次災害の防止	余震等による二次災害の防止、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地保全の勧告等必要箇所の把握	被災建築物の適切かつ速やかな復旧
実施主体	市町村	市町村(都道府県・全国被災建築物応急危険度判定協議会※ ¹ が支援)	市町村(都道府県が支援※ ²)	建物所有者
調査員	主に行政職員(罹災証明書の交付は行政職員のみ)	応急危険度判定士(行政又は民間の建築士等)	被災宅地危険度判定士(宅地防災の経験を有する行政職員等)	民間建築士等
判定内容	住家の損害割合(経済的被害の割合)の算出	当面の使用の可否	監視警戒や応急対策の必要性の有無	継続使用のための復旧の要否
判定結果	全壊・大規模半壊等	危険・要注意・調査済	危険宅地・要注意宅地・調査済宅地	要復旧・復旧不可能等
判定結果の表示	罹災証明書に判定結果(被害の程度)を記載	建物に判定結果を示したステッカーを貼付	宅地に判定結果を示したステッカーを貼付	判定結果を依頼主に通知

※1 地震直後に被災した建築物の応急危険度判定を迅速かつ的確に実施するため、応急危険度判定の実施体制の整備を行うことを目的として設立された協議会。国土交通省、47都道府県、建築関連団体、都市再生機構等から構成され、一般財団法人日本建築防災協会が事務局を担当している。

※2 被害が生じた地方公共団体のみで対応が難しい場合は、都道府県、政令市、都市再生機構、公益財団法人宅地擁壁技術協会から構成される被災宅地危険度判定連絡協議会を通じた調整や支援が図られる。

罹 災 証 明 申 請 書

諫 早

市長

年

月

日

申請者 (世帯主)	住 所	電話番号
	(現在の連絡先)	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	

窓口に 来られた方 (申請者と 同じ場合は 記入不要)	住 所	電話番号
	(ふりがな) 氏 名	申請者との関係

被災した 世帯構成員	氏 名	続 柄	生年月日	性別	備考
		世帯主	年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		
			年 月 日		

罹災原因	年 月 日の による。

被災住家(※) の所在地	

申請者住所と同じ場合は記入不要

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のことをいいます。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)。

住家の被害	☐ 浸水被害 (□床上 □床下) ☐ その他被害 (以下に記入)

使用目的 および枚数	

写真による 被害区分の 判定 (※)	☐ 希望する (写真を添付) ☐ 希望しない

※ 下記の場合には、現地調査を省略し、写真により被害区分を判定することが可能です。

写真による判定を希望する場合は、「希望する」欄にチェックをしてください。

- ・地震による被害を受けた住家の写真から「全壊」と判定できる場合
- ・水害による被害を受けた住家の写真から浸水深が確認できる場合
- ・申請者の合意に基づく自己判定方式による一部損壊の判定を行う場合
(「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない(一部損壊)」の6つの被害区分のうち、「準半壊に至らない(一部損壊)」の判定となります)

※ 添付された写真から被害の程度が判断できない場合には、必要に応じて現地調査を行うことがあります。
写真による被害区分の判定を希望しない場合は、写真の添付は必須ではありません。

罹 災 証 明 書

世帯主住所		電話番号	
(ふりがな) 世帯主氏名			
世帯構成員	氏 名	続 柄	年 齢
罹災原因	年 月 日の による。		
被災住家※の所在地			
住家※の被害の程度	☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 準半壊に至らない(一部損壊)		
浸水区分			

※住家とは、現実に住居(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。
(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

諫早市長

被災届出証明申請書

年 月 日

諫 早 市 長 様

住所 _____

(申請者) ふりがな 氏 名 (代表者) _____

電話番号 _____

※太枠部分をご記入ください

被災物件所在地	住 所	〒 _____
被災物件	☐ 建物 ☐ 構築物（塀、門扉等） ☐ 家財（車両、家財等） ☐ その他（ ）	
申請者と被災物件の関係	☐ 所有者 ☐ 使用者 ☐ その他（ ）	
被災原因		
被災届出内容	※被災物件及び被災の状況を記入してください。 （被災の状況がわかる「写真」を添付してください。）	

被災届出証明書

上記のとおり、被災の届出がなされたことを証明します。

年 月 日

諫早市長

【注意事項】

- ①この証明書は、被災の状況を市に届け出たという事実を証明するものであり、住家の罹災程度（全壊、半壊など）を証明するものではありません。
- ②この証明書は、民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

第2編 地震災害対策編

第1章 地震対策計画

地震災害は、発生直後の迅速かつ有効な対策を総合的に実施し、住民の生命及び財産を守ることを目的とする。

第1節 計画の目的

阪神・淡路地域は、全国的にみれば過去に地震によって大きな被害を受けた経験の少ない地域であり、過去の自然災害の事例をみると、大規模災害の多くは集中豪雨や台風等の風水害によるものとなっている。

したがって、この地域では一般に地震よりも風水害に対する警戒感がつよく、風水害に万全を期すことが、防災上の最優先課題とされていたにもかかわらず、この地域を襲ったのが平成7年1月17日の阪神・淡路大震災である。

我が長崎県、とりわけ諫早市も風水害に力点をおいた地域防災計画を策定しており、このことは、いつでも阪神・淡路大震災級の地震災害が起これるということの教訓である。

長崎県が平成17年4月に設置した長崎県地震発生想定検討委員会において、諫早市と長崎市の境界付近の軟弱な地盤地域においては震度7が、その他の市域においても震度6強が起これると想定している。

平成17年3月20日、福岡県西方沖を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生した。この地震により、福岡市（中央区、東区）、糸島市（旧前原市）、佐賀県みやき町で震度6弱を観測するなど、広い範囲で震度5強、5弱の揺れを観測した。長崎県においても、壱岐市で震度5強を観測し負傷者が出た。

この地震は、平成16年10月23日の新潟県中越地震と同様、活断層の存在が確認されていない地域で発生した地震であり、「マグニチュード7クラスの地震は日本全国どこでも起こりうる」ことを改めて認識させられた。

平成23年3月11日14時46分に発生した三陸沖を震源とするモーメントマグニチュード(Mw) 9.0の東北地方太平洋沖地震は、発生時点において日本周辺における観測史上最大の地震となった。

この地震により、場所によっては波高10m以上、最大遡上高40.1mにも上る巨大な津波が発生し、東日本大震災として東北地方と関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的な被害が発生した。

また、これらによって発生した福島第一原子力発電所事故などにより、未曾有の人的・物的被害をもたらすとともに、被災地のみならず日本全国に甚大な影響を与えた。

この震災での犠牲者の死因のほとんどが、津波に巻き込まれたことによる水死であったが、避難所の不衛生や寒さなどが原因による「災害関連死」が高齢者を中心に相次いだ。

熊本県と大分県で相次いで発生した平成28年熊本地震では、平成28年4月14日（前震）、同16日（本震）で震度7を観測したほか、最大震度6強の地震が2回、6弱の地震が3回発生し、震度1以上の有感地震については、同月で3,024回、同年12月31日までで4,209回に上り、本市においても、4月14日の前震では最大震度4（多良見・森山）、4月16日の本震では最大震度5弱（多良見）を観測した。

この地震では、二度にわたる大規模な地震により、熊本県を中心に、インフラや公共施設をはじめ、保健・医療・福祉などの民間施設、公共交通機関等に甚大な被害が生じ、住民の生活や企業活動、行政活動等にも大きな支障をきたした。

また、発災直後から行政内部での情報の収集・発信及び伝達や避難所運営、物資搬送の混乱、罹災証明書の発行の長期化など、災害対応における多くの課題が明らかとなった。

令和6年1月1日16時10分に発生した能登半島地震では、最大震度7の地震の発生に加え、火災や津波、液状化等により、奥能登を中心に甚大かつ広範囲な被害を及ぼした。

半島の地形的条件等が影響し、発災直後からの道路啓開やライフラインの復旧に時間を要したため避難所での生活が長期化し、快適性や衛生環境の向上が課題となった。

大地震は、公共交通網の寸断、電話などの通信の途絶、家屋やライフライン等の広域的壊滅的な被害、多発的な火災の発生など、多くの被害を広域的かつ同時にもたす危険性が高い。このため、発生直後に迅速かつ有効な対策を総合的に実施する必要がある、これにより、住民の生命、身体及び財産を地震災害から守ることを目的として策定するものである。

第2節 計画の性格

- 1 この計画は、地震災害に対処するための基本的な計画を定めるものであり、諫早市地域防災計画の「地震災害対策編」として位置づける。
- 2 地震災害対策編に特別の記載のない事項については国・県の動向を見極めながら第1編各章各節の事項を準用する。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第1編第1章第6節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に掲載

第4節 諫早市における地震、津波の想定

長崎県では、平成8年～9年度に策定した、県内における地震想定の見直しを行い、「長崎県地震発生想定検討委員会」（平成17年4月27日設置）により、県内に被害を及ぼす地震の震源となる恐れのある活断層の選定、及びその地震の特性の評価を行い、震度、被災範囲、津波発生の可能性について検討が行われました。

また、検討の結果を受け「長崎県地震等防災アセスメント調査委員会」（平成17年9月12日設置）では、本県において発生が予測される地震時の地震動、液状化、斜面崩壊、建物倒壊、火災、津波他による物的、人的被害、及び地震等防災上の課題について検討も行なわれました。

その結果を記載し、それに基づき諫早市、長崎市の境界付近の地盤軟弱な場所の一部が震度7、その他の市域では震度6強と想定するものとする。

1、長崎県における地震動想定の見直しについて（審議結果）

長崎県地震発生想定検討委員会

1）はじめに

平成7年1月17日に発生し、震度7を記録した兵庫県南部地震（M7.3）による阪神・淡路大震災は、死者・行方不明者6,437名に達する大被害となったが、地震による被害に対する関心の高まりとともに全国的な地震対策の不備が指摘され、「地震防災対策特別措置法」の制定を始め、耐震基準の見直し等、関係法規の見直しが進められた。

他方、当時の地方自治体においては地域防災計画に大規模地震による被害を想定していないところが多く、その見直しのため基礎となる地震動、被害の想定が必要となった。

長崎県においても「長崎県地震等災害対策専門家会議」設置され（平成7年6月12日）、被害地震発生確率の高い地域とその最大規模、震度、被害範囲、津波の影響等について検討し、その結果を踏まえ、平成8～9年度に実施された「地震等防災アセスメント事業」及び同事業調査委員会の検討により、具体的な震度予測及び被害予測結果が取りまとめられた。（「長崎県地震等防災アセスメント 調査報告書 平成10年3月」）

その後、県内に被害を及ぼす地震の発生はなかったが、平成16年10月23日に発生した新潟県中越地震（M6.8）、平成17年3月20日に発生した福岡県西方沖地震（M7.0）など、それまで想定されていなかった地域で相次いで被害地震が発生し、福岡県西方沖地震では県内において人的、物的被害が生じたことから、全国どこにおいても地震は発生するという認識により地震等防災対策を見直すことが急務となった。

一方、平成14～16年度に実施された長崎県の「雲仙活断層群調査」により雲仙活断層の活動性に関して多くの情報が得られたこと、震度予測、被害予測に関する技術的進歩により詳細な検討が可能となったことから、震度予測及び被害予測について見直しを行い、地域防災計画に反映させることとした。

2) 長崎県内の活断層

平成10年度から文部科学省の地震関係基礎調査交付金事業により全国の主要な98活断層の調査が実施され、長崎県においても同事業により平成14～16年度に実施された「雲仙活断層群調査」により陸域及び海底に多くの活断層が分布していることが確認されている。

同調査では、陸域及び海底において確認される雲仙活断層群を、雲仙地溝北縁断層帯、雲仙地溝南縁東部断層帯、雲仙地溝南縁西部断層帯の3断層帯に区分しており、海底においては橘湾西部断層帯、島原沖断層群として活断層を確認している。

「新編日本の活断層」(1991 活断層研究会編)によれば、このほか県内に活断層であることが推定されるものとして、大村から諫早北西付近、西彼杵半島北端、佐世保市北部、壱岐南部に存在することが指摘されている。

3) 過去の被害地震

長崎県の主な被害地震の状況を整理したものが表-1である。

主な被害地震の発生地域は、橘湾から島原半島付近、諫早市付近、長崎市周辺、壱岐・対馬周辺である。

その他、長崎県周辺で発生した規模の大きな浅い地震によって被害を受けることがあるほか、四国沖から紀伊半島沖を震源域とする巨大地震でも被害が生じている。

1700年4月の壱岐付近のM7の地震では、壱岐で家屋倒壊が多かった。

1791年12月の島原半島付近の地震では、小浜で家屋倒壊により2人が死亡している。

1792年5月の島原半島付近のM6.4の地震では、この地震が引き金となって古い溶岩ドームの眉山の一部が大崩壊し、有明海にまで達し大津波を発生させ、有明海沿岸に甚大な被害を及ぼした。

1922年12月の島原半島付近のM6.9、6.5の地震では、島原半島南部や西部を中心に合わせて死者26人など大きな被害が生じた。

2005年3月の福岡県西方沖地震(M7.0)では、壱岐市で負傷者2人、住宅全壊(全焼)1棟ほかの被害が発生した。

2016年4月の平成28年(2016年)熊本地震(M6.5、M7.3)では、南島原・島原・雲仙・諫早で住家一部破損1棟、がけ崩れ1箇所、水道断水50戸の被害が発生した。

4) 地震発生状況

気象庁によって全国的に地震観測データが記録されるようになった1923年(大正12年)以降に気象庁(長崎県内)の震度観測点(現気象官署及び特別地域気象観測所)で観測された震度1以上の地震の発生回数をまとめたものが表-2である。

震度観測点で震度5を記録しているのは雲仙岳のみである。

なお、2002年7月29日からは震度観測点が増え、それ以降では、2005年3月20日の福岡県西方沖の地震により、壱岐市で震度5強を観測している。

図－１は、長崎県周辺の M6 以上の震央分布図である。

図の範囲では、1925 年 3 月の天草灘の M6.0 の地震が発生して以降、2005 年 3 月の福岡県西方沖の M7.0 の地震、2016 年 4 月に熊本県熊本地方で M6.5、M7.3 の地震が発生した。

長崎県内で震度 4 以上を観測した地震の震央分布図と震源リストが図－２と表－３である。

県内の震度 4 以上の地震の震源のほとんどは雲仙岳付近に集中しているが、これらの多くは 1984 年の猿葉山東麓（千々石）を震源とする一連の群発地震によるものである。

5) 県内に被害を及ぼす地震動の想定

本委員会では、長崎県に被害を及ぼす地震の震源となる活断層について、「雲仙活断層群調査」など、これまで実施された調査結果、参考文献等を基に、次の基準により選定した。

- ・過去の調査等で活断層であることが確実なもの、及び推定されるもの。
- ・断層の延長が 10 km 以上のもの。(M6.5 以上の震源となりうるもの。)
- ・その他、活断層の活動状況等を考慮。

上記の基準により県内及び周辺の活断層として、次のものを選定した。

(県内)

雲仙活断層群

雲仙地溝北縁断層帯	M7.3	断層の長さ	31 km
雲仙地溝南縁東部断層帯	M7.0	断層の長さ	21 km
雲仙地溝南縁西部断層帯	M7.2	断層の長さ	28 km
(東部断層帯、西部断層帯が連動した場合は		M7.7	断層の長さ 49 km)
島原沖断層群	M6.8	断層の長さ	14 km
橘湾西部断層帯	M6.9	断層の長さ	18 km
大村－諫早北西付近断層帯	M7.1	断層の長さ	22 km

(県外)

布田川・日奈久断層帯（熊本県）	M8.0	断層の長さ	74 km
警固断層系（福岡県）	M7.2	断層の長さ	26 km

各活断層の位置は、図－３「震源となる活断層の位置図」のとおりである。

以上をもとに本委員会では、長崎県地震等防災アセスメント調査委員会（平成 17 年 9 月 12 日設置）との合同で、県内の震度予測について検討した。

想定した各断層別に県内全域を 250m メッシュで区分した震度予測が取りまとめられたが、これをもとに震度を示したものが図－４～１２、及び表－４～６である。

県内の活断層で最大の規模が予測されるのは、雲仙地溝南縁断層帯の東部、西部が連動する場合であるが、この場合では島原半島、諫早・大村地区で震度 5 強～震度 6 強、長崎・西彼半島南部で震度 4～6 強が予測され、一部、地盤が軟弱な場所では震度 7 と

なることが予測される。

なお、活断層が確認されていない場所での震度予測を行うため、県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3 km）の地震を想定しており、その場合、県内全域で震度 6 弱～6 強が予測される（図－13）。

6) 地震津波

過去において県内に影響を及ぼした最大の地震津波は、1707 年に紀伊半島沖で発生した宝永地震（M8.4）によるもので、これ以外に津波被害の記録は残されていない。

なお、1792 年の地震に関連して有明海で大津波が発生したが、これは地震により誘発された島原の眉山の崩壊によるもので、地震により発生したのではない。

また、1960 年のチリ地震津波（Mw9.5*）では、全振幅（波高）が長崎湾の大波止 230 cm、女神 160 cm、深堀 96 cm を記録しているが、これは長崎湾の特徴的振動現象である周期 40～50 分の「あびき」現象を誘発し、増幅されたものである。

これらのほかに、対馬市周辺では 1983 年日本海中部地震（M7.7）と 1993 年北海道南西沖地震（M7.8）で微小津波が観測されているが、被害は発生していない。

以上のとおり県内での津波の被害の例は少ないが、島しょ、半島が多く、長い海岸部を持つ長崎県では、津波に対する防災を検討しておく必要がある。

*チリ地震津波の規模は、モーメントマグニチュード（Mw）で表示した。

7) 地震・津波予想

ア) 雲仙地溝

雲仙地溝を震源とする地震については、第 2 編第 1 章第 4 節の 5 による。

また、上記地震に伴う橘湾沿岸部における津波予想については、最も大きい雲仙地溝南縁の東部断層帯と西部断層帯が連動した場合の地震（M7.7）において、地震発生から 8 分程度で最高津波水位 5 m（T.P.+m）と予想されている。（図－14）参照

イ) 南海トラフ

南海トラフ巨大地震（東海・南南海・南海・日向灘の 4 連動による地震（Mw 9.0））の被害想定について、国による新たな科学的な調査・研究が行われ、長崎県においては、7 市 1 町が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。（令和 7 年 7 月 1 日公表）

諫早市における震度・津波高などの被害予想は以下のとおり。（図－15）参照

市町名	震 度	津波高(m)	最短時間	細部被害予想
諫早市	5 弱	4	1 5 2 分	県による地震アセスメント調査（令和 8 年度・令和 9 年度予定）結果をもって示す。

※津波高は、小数第 1 位を切り上げ

8) 液状化

液状化は、強い地震の揺れで緩い砂地盤が変化して、建物だけではなくライフライン施設（主に埋設管）、交通施設に大きな影響を与える現象である。

液状化危険度はP L値による判定を行っており、5区分で表されている。

雲仙地溝北縁断層帯を想定した場合の液状化危険度（P L値）を図16に示す。

表－１ 長崎県における主な被害地震

西 暦 (和 暦)	地域名	地震規模 M	被害中心地	被 害 の 概 要
1657. 1. 3 (明暦 2. 11. 19)	長崎		長崎	家屋一部損壊
1700. 4. 15 (元禄 13. 2. 26)	壱岐・対馬	7. 0	壱岐・対馬	石垣・墓石・家屋倒壊
1725. 11. 8-9 (享保 10. 10. 4-5)	肥前・長崎	6. 0	長崎・平戸	諸所破損多し
1730. 3. 12 (享保 15. 1. 24)	対馬		対馬	諸所破損多し
1791. 12. 5 (寛政 3. 11. 10)	雲仙岳		小浜	家屋倒壊・死者 2 人
1792. 4. 21-22 (寛政 4. 3. 1-2)	雲仙岳 (三月朔地震)		島原・小浜・森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 4. 25 (寛政 4. 3. 5)	雲仙岳		森山	石垣崩壊・地割れ・家屋損壊
1792. 5. 21 (寛政 4. 4. 1)	雲仙岳 (島原大変)	6. 4	島原	石垣崩壊・眉山大崩壊・大津波 死者 1. 5 万人
1808. 8. 2 (文化 5 閏 6. 11)			五島	石垣・石塔崩壊
1828. 5. 26 (文政 11. 4. 13)	長崎	6. 0	天草・長崎・五島	出島周辺崩壊数箇所 石仏転倒
1866. 5. 14 (慶応 2. 3. 30)			千々石	各所の損壊
1915. 7. 20/21 (大正 4. 7. 20/21)	喜々津地震群		喜々津村 井樋の尾岳	石垣一部崩壊
1922. 12. 8 (大正 11. 12. 8)	千々石湾 (島原地震)	6. 9 (01 時 49 分)	北有馬	家屋倒壊・死者 2 3 人 煙突倒壊、水道管破裂
		6. 5 (11 時 02 分)	小浜	家屋倒壊・死者 3 人
1951. 2. 15 (昭和 26. 2. 15)	島原半島地方	5. 3	千々石	地割れ
1984. 8. 6 (昭和 59. 8. 6)	島原半島地方	5. 7 (17 時 30 分)	小浜・千々石	家屋一部損壊・石垣墓石倒壊
		5. 0 (17 時 38 分)		
2005. 3. 20 (平成 17. 3. 20)	福岡県西方沖	7. 0	壱岐	負傷者 2 人、住家全壊 1 棟、 住家一部破損 1 6 棟ほか
2016. 4. 14-16 (平成 28. 4. 14-16)	熊本県 熊本地方	最大 7. 3 (4 月 16 日 01 時 25 分)	南島原・島原・雲仙 諫早	住家一部破損 1 棟、 がけ崩れ 1 箇所、水道断水 50 戸

地震規模M：新編日本被害地震総覧（宇佐美龍夫、1996 年）による。但し、1951 年以降は気象庁資料。

表－２ 長崎県内気象官署震度１以上の地震回数（１９１９年～２０２５年）

長崎地方気象台資料

震度	長崎	雲仙岳	佐世保	平戸	厳原	福江
１	５５０	１９５３	９６	１０１	９３	３４
２	１３７	７６６	３５	４１	４１	１１
３	４０	２３７	４	１２	８	１
４	２	３８	１	２	１	０
５	１	１	０	０	０	０
５弱	０	１	０	０	０	０
計	７３０	２９９６	１３６	１５６	１４３	４６

注１） 平戸は１９４０年から観測開始。佐世保は１９４７年から観測開始。

注２） 福江は１９６２年４月までは富江で観測。

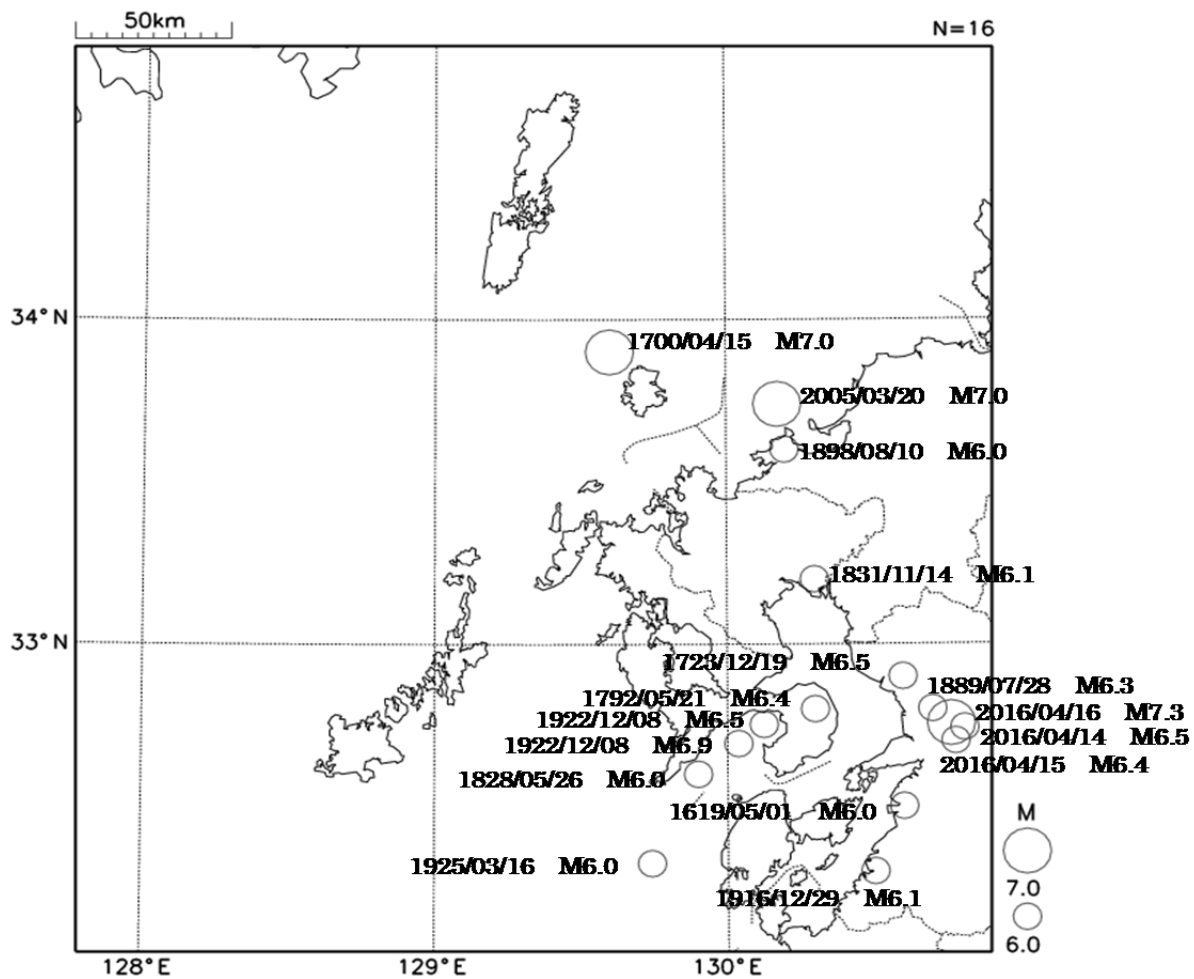
注３） １９９６年４月から計測震度計による観測（それまでは体感による観測）。

注４） 気象庁の震度階級は１９９６年（平成８年）１０月から「震度０」「震度１」「震度２」「震度３」「震度４」「震度５弱」「震度５強」「震度６弱」「震度６強」「震度７」の１０階級となります。

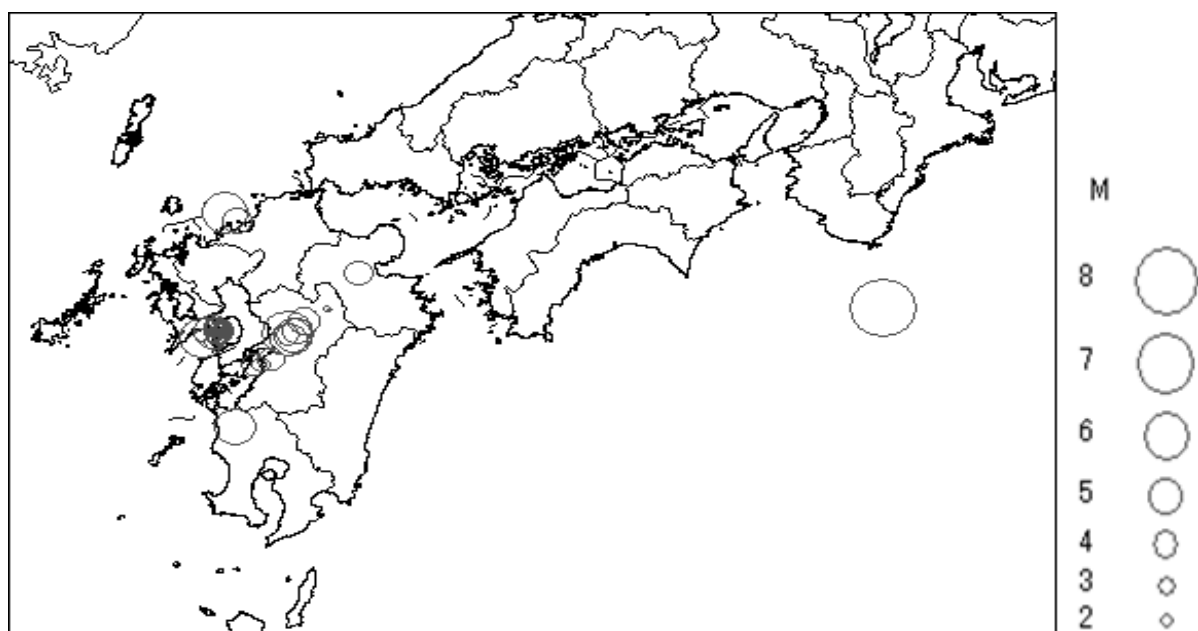
【参考】 過去１０年間の年別地震回数

諫早市	震度１	震度２	震度３	震度４	震度５弱	震度５強	震度６弱	震度６強	震度７	合計
２０１６	３８	１４	２	１	０	０	０	０	０	５５
２０１７	４	１	１	０	０	０	０	０	０	６
２０１８	１	０	０	０	０	０	０	０	０	１
２０１９	２	２	０	０	０	０	０	０	０	４
２０２０	０	０	０	０	０	０	０	０	０	０
２０２１	１	０	０	０	０	０	０	０	０	１
２０２２	３	２	０	０	０	０	０	０	０	５
２０２３	１	０	０	０	０	０	０	０	０	１
２０２４	２	１	０	０	０	０	０	０	０	３
２０２５	２	２	０	１	０	０	０	０	０	５
合計	５４	２２	３	２	０	０	０	０	０	８１

注） 第２章第５節中「震度情報で発表される震度観測点（諫早市東小路町）」による。



図－1 長崎県周辺のM6以上の地震（1600年～2025年）長崎地方気象台資料



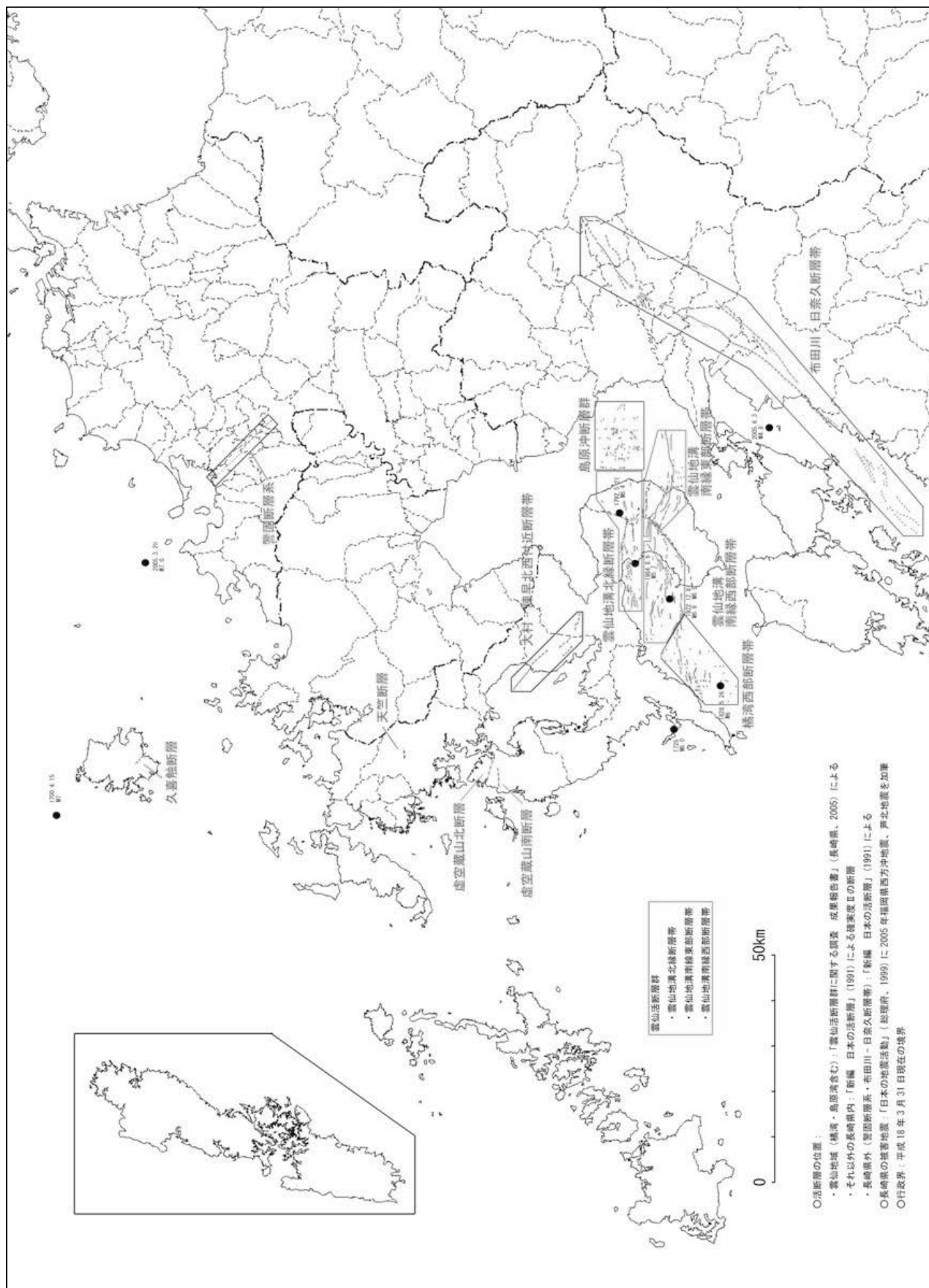
図－2 長崎県内で震度4以上を観測した地震の震央分布図
（1919年～2025年、詳細不明の地震を除く。）長崎地方気象台資料

表－３ 長崎県内震度４以上の震源リスト（１９１９年～２０２５年）

長崎地方気象台資料

No.	発震時 年/月/日 時:分:秒		震央地名	北緯 度 分	東経 度 分	深さ km	M	県内の 最大震度
1	1922/12/ 8	1:50:20	橘湾	32 ° 41.64'	130 ° 02.27'	19	6.9	5
2	1922/12/ 8	5:05:00	詳細不明	32 ° 44.00'	129 ° 52.00'	0	—	4
3	1922/12/ 8	11:02:10	橘湾	32 ° 45.16'	130 ° 07.50'	0	6.5	4
4	1931/12/21	14:47:11	熊本県天草・芦北地方	32 ° 29.19'	130 ° 29.25'	0	5.5	4
5	1946/12/21	4:19:04	和歌山県南方沖	32 ° 56.11'	135 ° 50.93'	24	8.0	4
6	1951/ 2/15	16:11:24	橘湾	32 ° 43.15'	130 ° 10.10'	12	5.3	4
7	1969/ 7/27	4:36:43	橘湾	32 ° 45.62'	130 ° 12.25'	12	4.5	4
8	1970/ 7/10	9:13:28	長崎県島原半島	32 ° 42.45'	130 ° 11.24'	11	4.4	4
9	1972/ 3/26	17:13:41	長崎県島原半島	32 ° 44.34'	130 ° 14.68'	0	—	4
10	1980/ 8/ 7	14:44:12	長崎県島原半島	32 ° 41.00'	130 ° 13.00'	0	3.7	4
11	1984/ 8/ 6	17:28:13	橘湾	32 ° 45.70'	130 ° 09.90'	6	5.0	4
12	1984/ 8/ 6	17:30:05	橘湾	32 ° 45.60'	130 ° 10.60'	7	5.7	4
13	1984/ 8/ 6	17:35:39	橘湾	32 ° 47.60'	130 ° 10.00'	15	4.4	4
14	1984/ 8/ 6	17:38:10	橘湾	32 ° 47.50'	130 ° 09.60'	11	5.0	5
15	1984/ 8/ 6	17:40:00	詳細不明	32 ° 44.00'	130 ° 16.00'	0	—	4
16	1984/ 8/ 6	17:46:23	橘湾	32 ° 44.40'	130 ° 11.90'	12	3.8	4
17	1984/ 8/ 6	18:33:09	長崎県島原半島	32 ° 45.30'	130 ° 13.40'	5	2.7	4
18	1984/ 8/ 6	18:37:06	橘湾	32 ° 45.20'	130 ° 11.90'	10	4.0	4
19	1984/ 8/ 6	18:41:18	長崎県島原半島	32 ° 46.70'	130 ° 12.90'	10	4.2	4
20	1984/ 8/ 6	18:42:00	詳細不明	32 ° 44.00'	130 ° 16.00'	0	—	4
21	1984/ 8/ 6	18:46:16	長崎県島原半島	32 ° 46.00'	130 ° 13.40'	8	2.8	4
22	1984/ 8/ 6	19:34:34	長崎県島原半島	32 ° 45.70'	130 ° 13.30'	6	3.4	4
23	1984/ 8/ 6	19:49:37	橘湾	32 ° 46.80'	130 ° 11.90'	8	4.4	4
24	1984/ 8/ 6	21:12:57	橘湾	32 ° 44.90'	130 ° 12.40'	13	2.8	4
25	1984/ 8/ 6	21:20:57	長崎県島原半島	32 ° 46.20'	130 ° 13.40'	6	2.8	4
26	1984/ 8/ 6	21:26:30	長崎県島原半島	32 ° 47.60'	130 ° 14.40'	1	2.6	4
27	1984/ 8/ 7	3:05:39	橘湾	32 ° 45.50'	130 ° 12.90'	9	3.8	4
28	1984/ 8/ 7	4:50:15	長崎県島原半島	32 ° 46.10'	130 ° 13.00'	6	3.9	4
29	1984/ 8/ 7	21:50:59	長崎県島原半島	32 ° 47.50'	130 ° 12.50'	4	4.5	4
30	1984/ 8/15	22:58:29	橘湾	32 ° 45.70'	130 ° 09.90'	6	4.2	4
31	1984/ 8/30	8:51:46	長崎県島原半島	32 ° 45.90'	130 ° 15.00'	0	2.6	4
32	1984/10/19	21:58:02	長崎県南西部	32 ° 48.20'	130 ° 07.90'	10	4.9	4
33	1991/ 4/26	11:45:42	長崎県島原半島	32 ° 47.20'	130 ° 14.40'	6.7	3.5	4
34	1991/ 6/27	9:11:03	長崎県島原半島	32 ° 39.80'	130 ° 08.30'	8.5	4.9	4
35	1997/ 3/26	17:31:47	鹿児島県薩摩地方	31 ° 58.37'	130 ° 21.54'	11.85	6.6	4

No.	発震時 年/月/日 時:分:秒		震央地名	北緯 度 分	東経 度 分	深さ km	M	県内の 最大震度
36	2005/ 3/20	10:53:40	福岡県北西沖	33 ° 44.35'	130 ° 10.58'	9.24	7.0	5 強
37	2005/ 4/20	6:11:26	福岡県北西沖	33 ° 40.69'	130 ° 17.29'	13.5	5.8	4
38	2005/ 6/ 3	4:16:41	熊本県天草・芦北地方	32 ° 29.73'	130 ° 32.87'	10.89	4.8	4
39	2016/ 4/14	21:26:34	熊本県熊本地方	32 ° 44.50'	130 ° 48.52'	11.39	6.5	4
40	2016/ 4/14	22:07:35	熊本県熊本地方	32 ° 46.53'	130 ° 50.97'	8.26	5.8	4
41	2016/ 4/15	0:03:46	熊本県熊本地方	32 ° 42.04'	130 ° 46.66'	6.71	6.4	4
42	2016/ 4/16	1:25:05	熊本県熊本地方	32 ° 45.27'	130 ° 45.78'	12.45	7.3	5 強
43	2016/ 4/16	1:44:07	熊本県熊本地方	32 ° 45.19'	130 ° 45.69'	15.16	5.4	4
44	2016/ 4/16	1:45:55	熊本県熊本地方	32 ° 51.79'	130 ° 53.94'	10.55	5.9	5 弱
45	2016/ 4/19	17:52:13	熊本県熊本地方	32 ° 32.11'	130 ° 38.12'	9.96	5.5	4
46	2017/ 6/ 9	23:36:23	橘湾	32 ° 43.02'	130 ° 01.69'	16.05	4.3	4
47	2025/ 7/25	11:17:02	長崎県西部	32 ° 48.02'	130 ° 07.73'	8.7	4.8	4



図一3 震源となる活断層の位置図

表一 4 長崎県内の地区別震度予測 ①

		長崎県地震発生想定検討委員会の想定活断層（県内）による震度予測						
地 区 名	地区内の市町	雲仙地溝 北縁断層帯	雲仙地溝 南縁東部 断層帯	雲仙地溝 南縁西部 断層帯	雲仙地溝南縁 東・西部断層帯 の連動	島原沖 断層群	橘湾西部 断層帯	大村ー諫早 北西付近 断層帯
		地震規模 M7.3	地震規模 M7.0	地震規模 M7.2	地震規模 M7.7	地震規模 M6.8	地震規模 M6.9	地震規模 M7.1
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度 4～6 弱	震度 3～5 弱	震度 4～6 強	震度 4～6 強	震度 3～4	震度 4～6 弱	震度 4～6 弱
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 4～5 弱	震度 4～5 弱	震度 3～4	震度 4～5 弱	震度 4～5 強
諫早・大村	諫早市、大村市	震度 5 弱～6 強	震度 4～5 強	震度 5 弱～6 強	震度 5 強～6 強	震度 4～6 弱	震度 4～5 強	震度 5 強～6 強
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度 5 強～6 強	震度 5 弱～6 強	震度 5 強～6 強	震度 5 強～6 強	震度 4～6 弱	震度 4～5 強	震度 4～6 弱
佐世保・北松・ 東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度 4～5 強	震度 3～4	震度 4～5 強	震度 4～5 強	震度 3～4	震度 3～5 弱	震度 4～6 強
平戸・松浦	平戸市、松浦市、	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 3～4	震度 4～5 弱
下五島	五島市	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4
上五島	新上五島町、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4
壱岐	壱岐市	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3～4	震度 3～4	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3～4
対馬	対馬市	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下	震度 3 以下

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所の一部震度 7 となることが予想される。

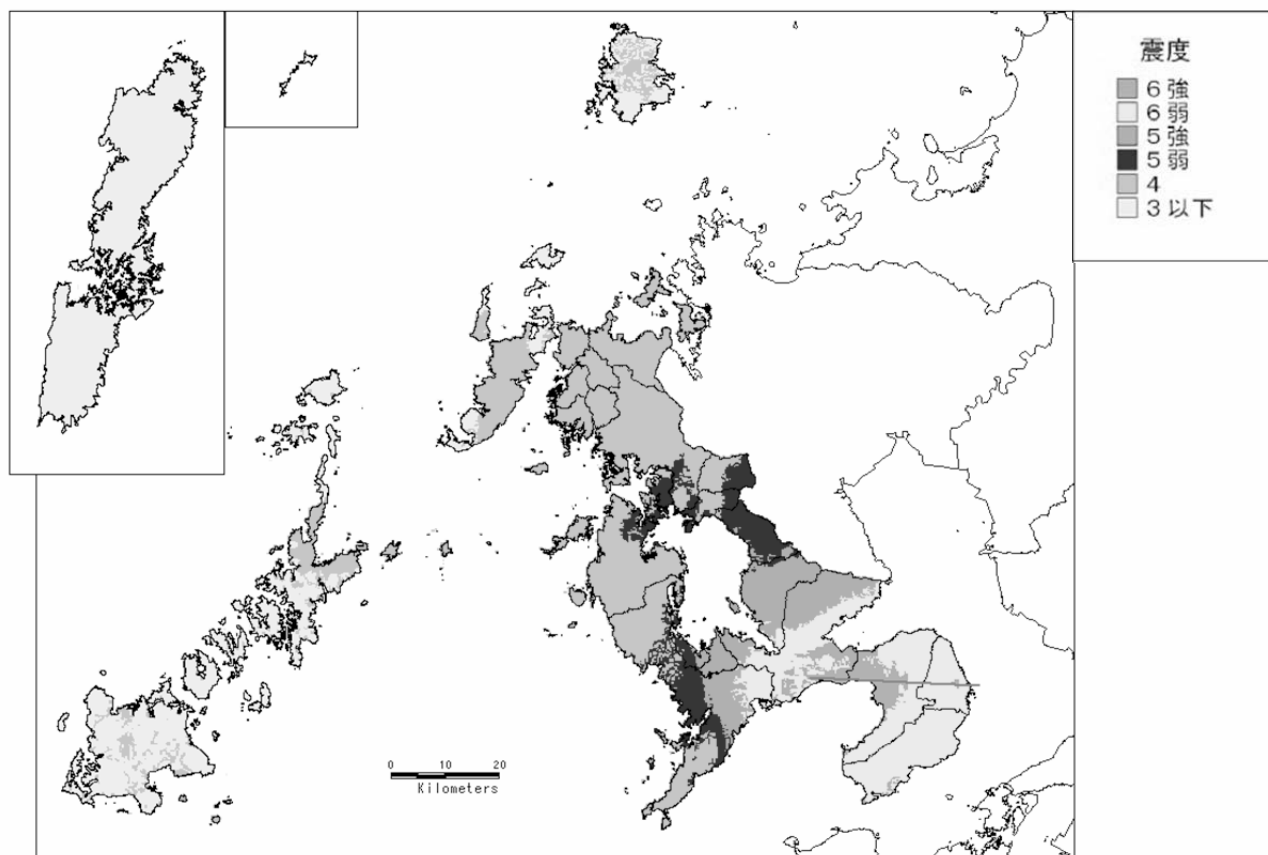
表一 5 長崎県内の地区別震度予測 ②

地 区 名	地区内の市町	長崎県地震発生想定検討委員会の 想定活断層（県外）による震度予測			県内全域でM6.9の地震を 想定した場合の震度予測	
		布田川・日奈久断層帯 (熊本県)	警固断層系 (福岡県)			
			地震規模 M8.0	地震規模 M7.2		
長崎・西彼半島南部	長崎市、長与町、時津町	震度 4 ～ 5 弱	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
西彼半島北部	西海市（江ノ島、平島を除く）	震度 3 ～ 4	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
諫早・大村	諫早市、大村市	震度 4 ～ 5 弱	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
島原半島	島原市、雲仙市、南島原市	震度 5 弱 ～ 5 強	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
佐世保・北松・東彼杵	佐世保市（宇久町を除く）、佐々町、 東彼杵町、川棚町、波佐見町	震度 3 ～ 4	震度 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
平戸・松浦	平戸市、松浦市、	震度 3 ～ 4	震度 3 ～ 5 弱	震度 6 弱 ～ 6 強		
下五島	五島市	震度 3 ～ 4	震度 3 以下	震度 6 弱 ～ 6 強		
上五島	新上五島町、佐世保市（宇久町）、 小値賀町、西海市（江ノ島、平島）	震度 3 ～ 4	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		
壱岐	壱岐市	震度 3 ～ 4	震度 4 ～ 5 弱	震度 6 弱 ～ 6 強		
対馬	対馬市	震度 3 以下	震度 3 ～ 4	震度 6 弱 ～ 6 強		

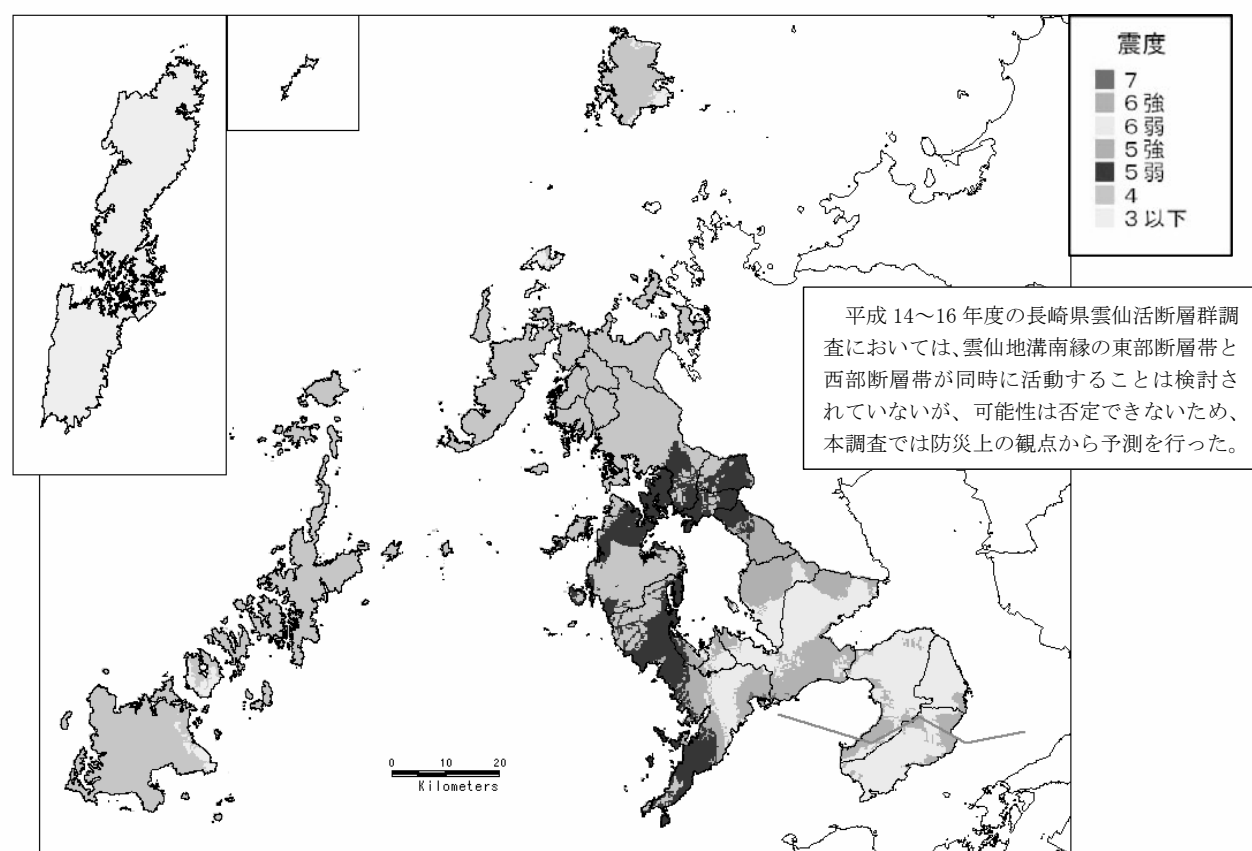
表－６ 各市町別の震度の範囲（県内の活断層による地震）

想定地震		雲仙地溝北縁 断層帯	雲仙地溝南縁 東・西部断層帯 の連動	島原冲断層群	橘湾西部断層帯	大村－諫早 北西付近断層帯
地震規模		M7.3	M7.7	M6.8	M6.9	M7.1
1	長崎市	震度４～６弱	震度４～６強	震度３～５弱	震度４～６弱	震度４～６弱
2	佐世保市	震度３～５弱	震度４～５強	震度３～４	震度３～５弱	震度４～５強
3	島原市	震度６弱～６強	震度６弱～６強	震度５弱～６弱	震度４～５弱	震度５弱～５強
4	諫早市	震度５強～６強	震度５強～６強	震度４～５弱	震度４～６弱	震度５強～６強
5	大村市	震度５弱～６弱	震度５強～６強	震度４～５弱	震度４～５強	震度６弱～６強
6	平戸市	震度３～４	震度３～４	震度３	震度３～４	震度３～４
7	松浦市	震度３～４	震度４	震度３～４	震度３～４	震度４～５弱
8	対馬市	震度３	震度３	震度３	震度３	震度３
9	壱岐市	震度３～４	震度３～４	震度３	震度３	震度３～４
10	五島市	震度３～４	震度３～４	震度３	震度３～４	震度３～４
11	西海市	震度４～５弱	震度４～５強	震度３～４	震度３～５弱	震度４～５強
12	雲仙市	震度６弱～６強	震度５強～６強	震度４～５強	震度４～５強	震度５弱～６弱
13	南島原市	震度５強～６弱	震度６弱～６強	震度４～５強	震度４～５強	震度４～５弱
14	長与町	震度５強	震度５強～６弱	震度４	震度５弱～５強	震度５強～６弱
15	時津町	震度４～５強	震度５弱～６弱	震度３～４	震度４～５強	震度５弱～６弱
16	東彼杵町	震度４～５強	震度４～５強	震度３～４	震度４～５弱	震度５強～６強
17	川棚町	震度４～５弱	震度４～５弱	震度３～４	震度４	震度５弱～６弱
18	波佐見町	震度４～５弱	震度４～５強	震度３～４	震度４	震度５弱～５強
19	小値賀町	震度３～４	震度４	震度３	震度３～４	震度３～４
20	佐々町	震度４	震度４	震度３	震度３～４	震度４
21	新上五島町	震度３～４	震度４	震度３	震度３～４	震度３～４

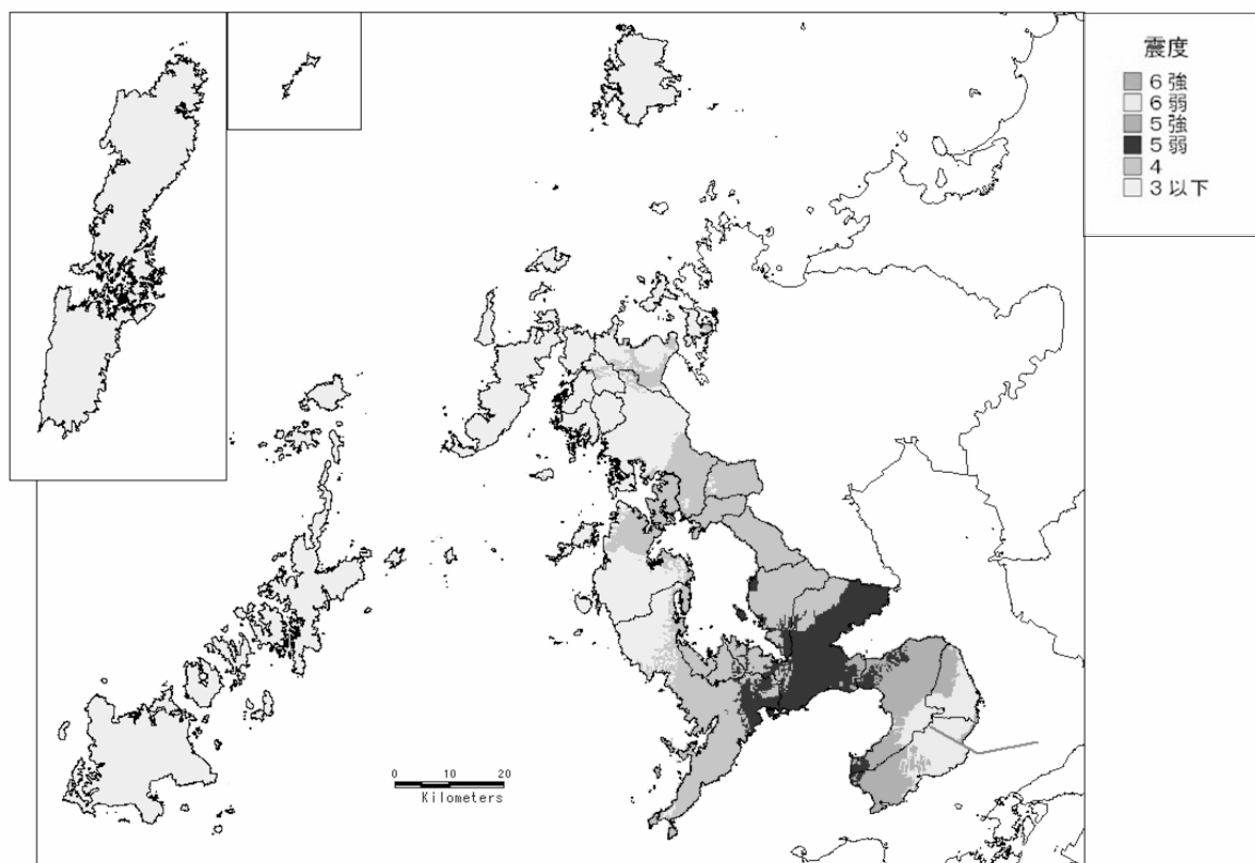
雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動については、地盤の軟弱な場所で一部震度７となる
ことが予測される。



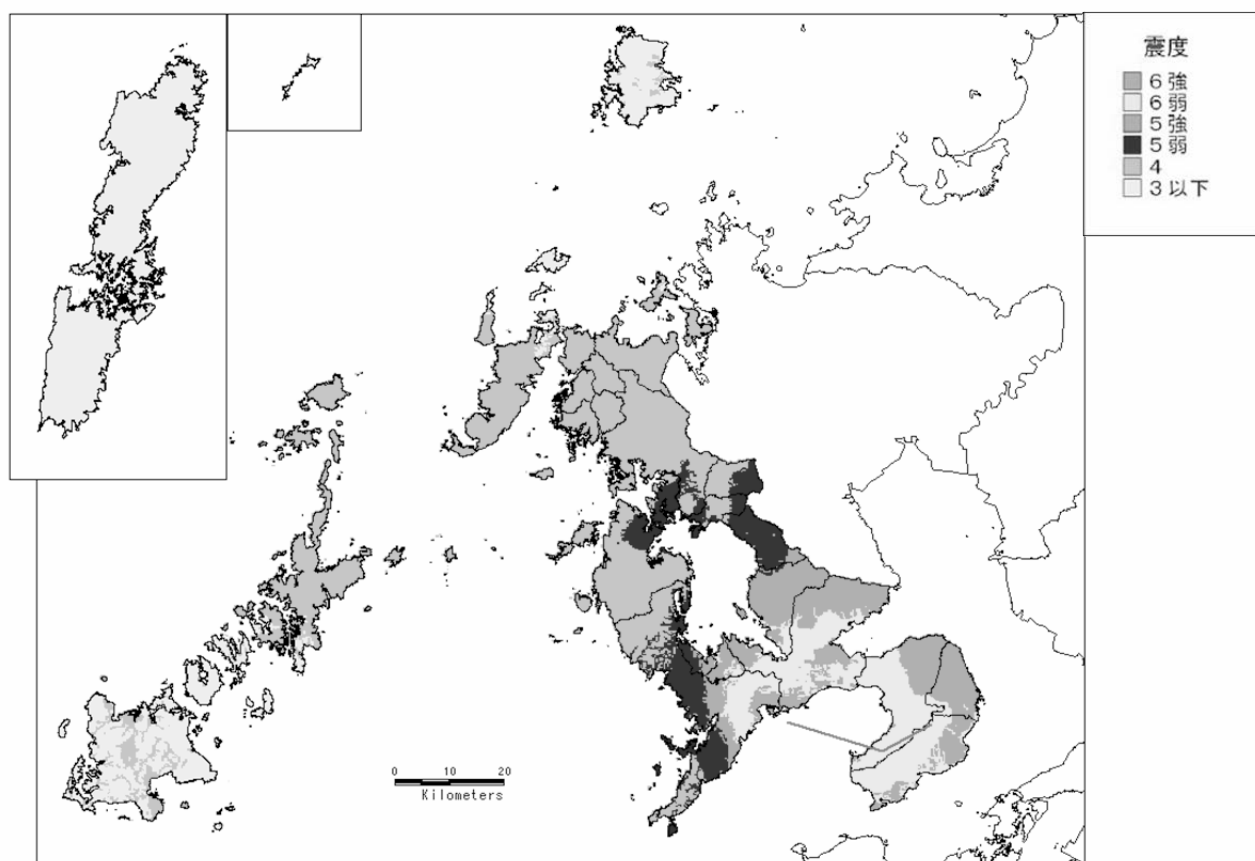
図－４ 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝北縁断層帯）



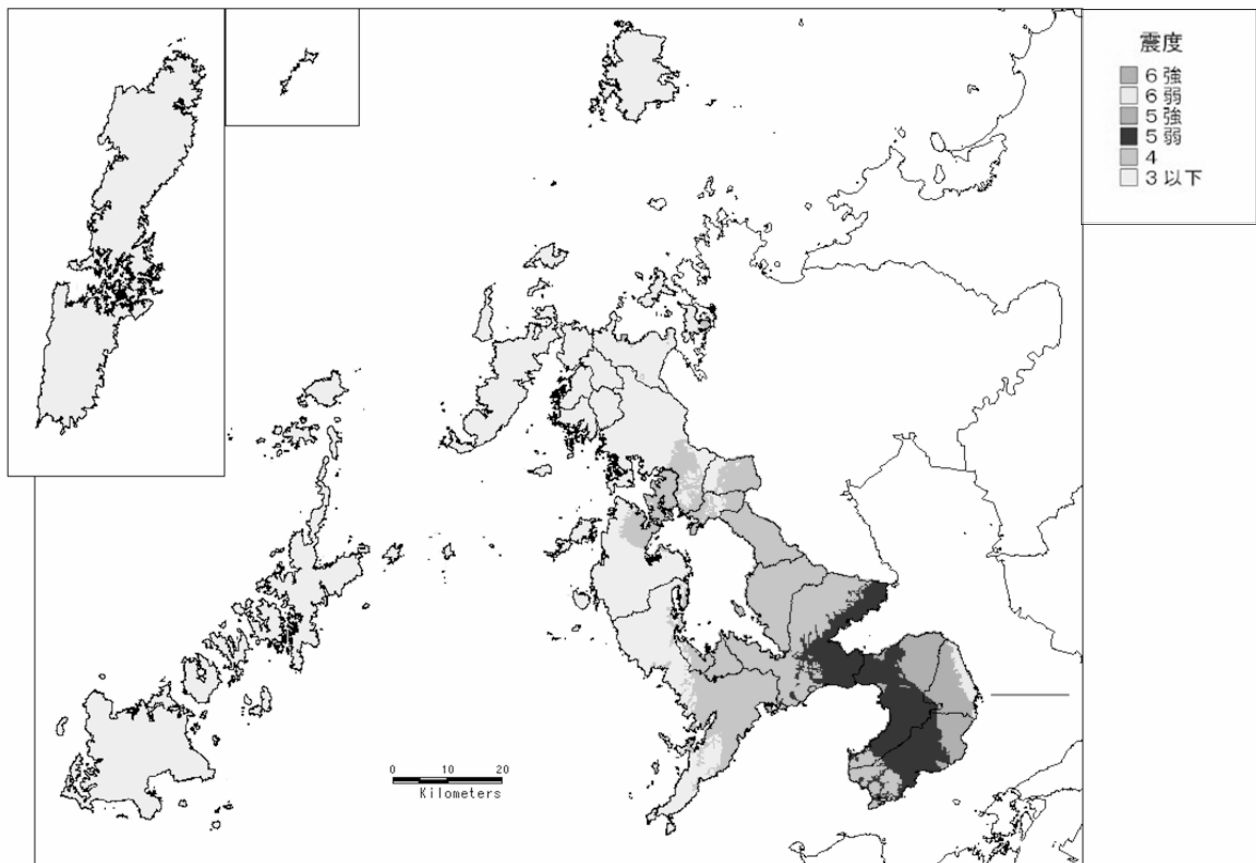
図－５ 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動）



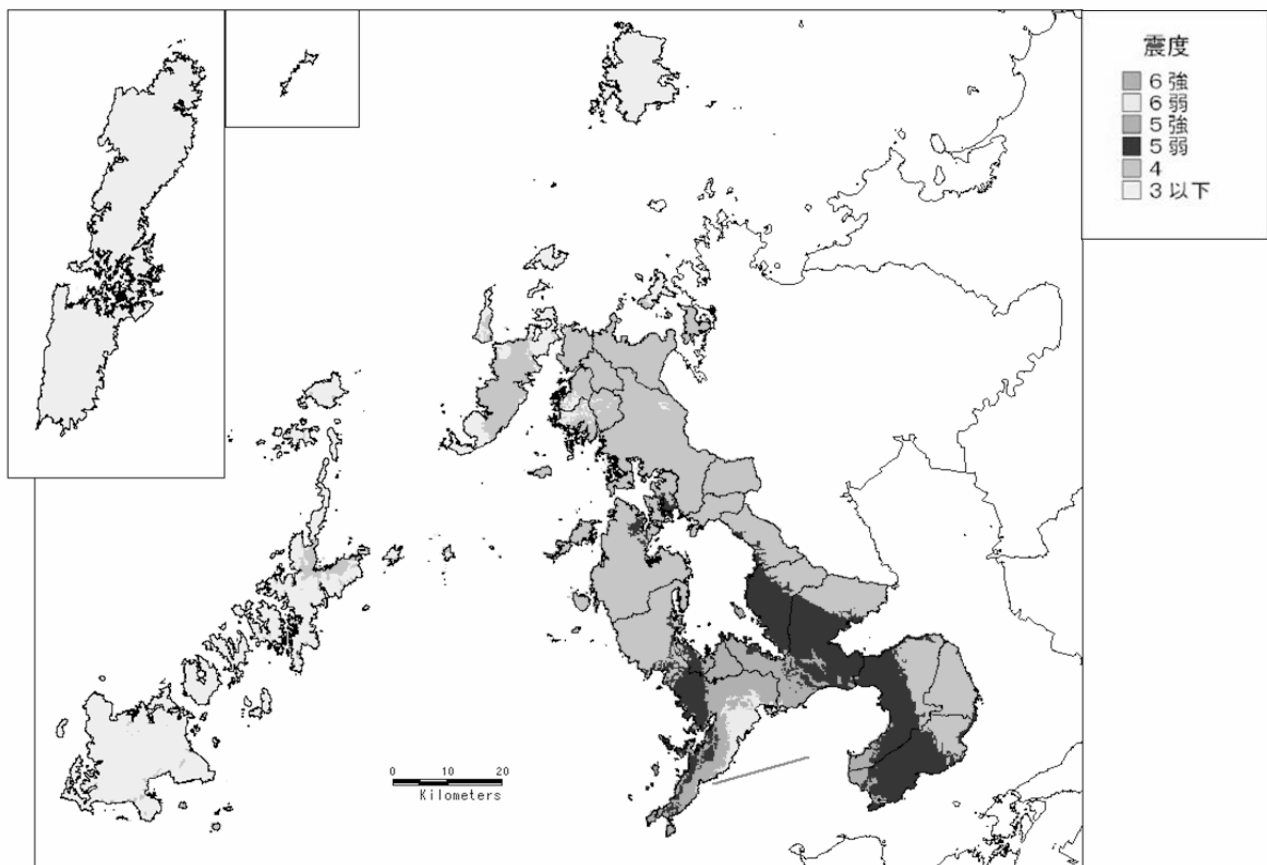
図－6 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁東部断層帯）



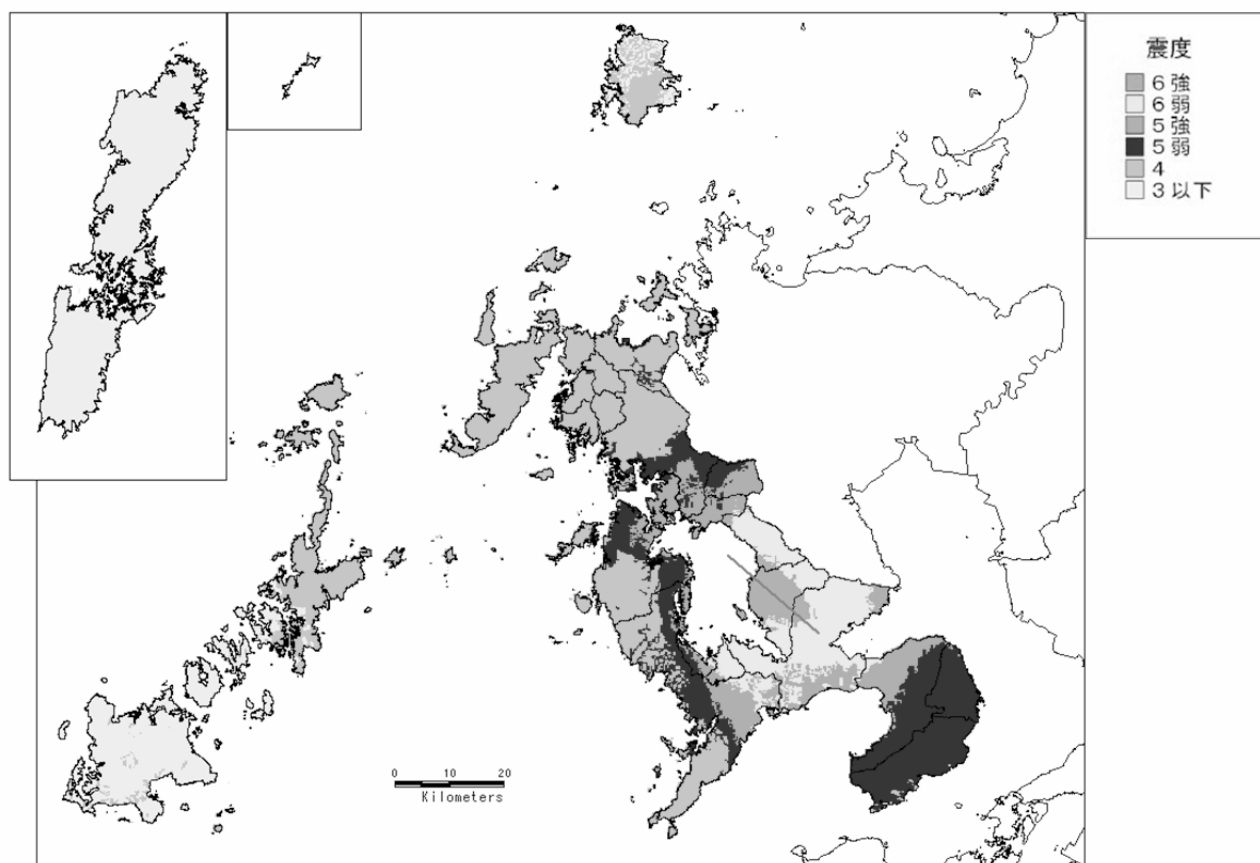
図－7 地表における推計震度分布（震源：雲仙地溝南縁西部断層帯）



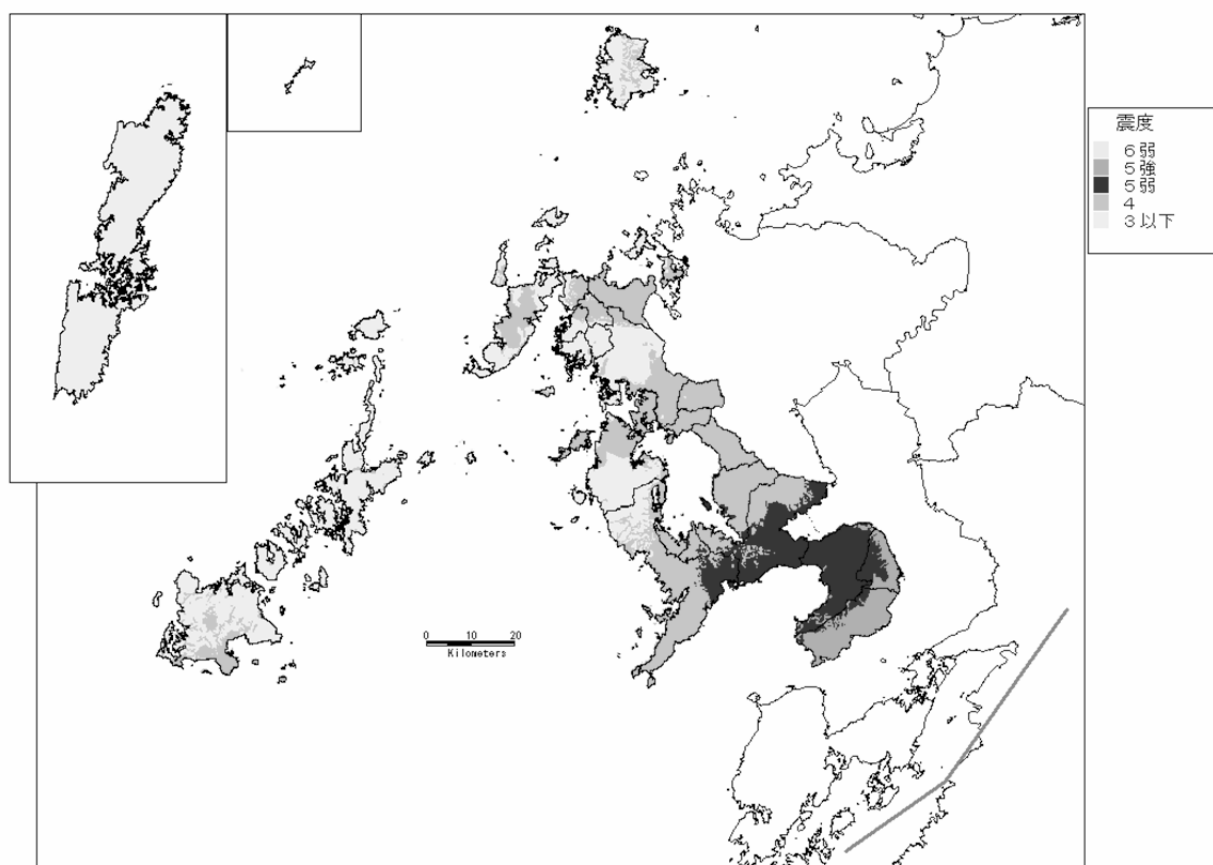
図一 8 地表における推計震度分布（震源：島原沖断層群）



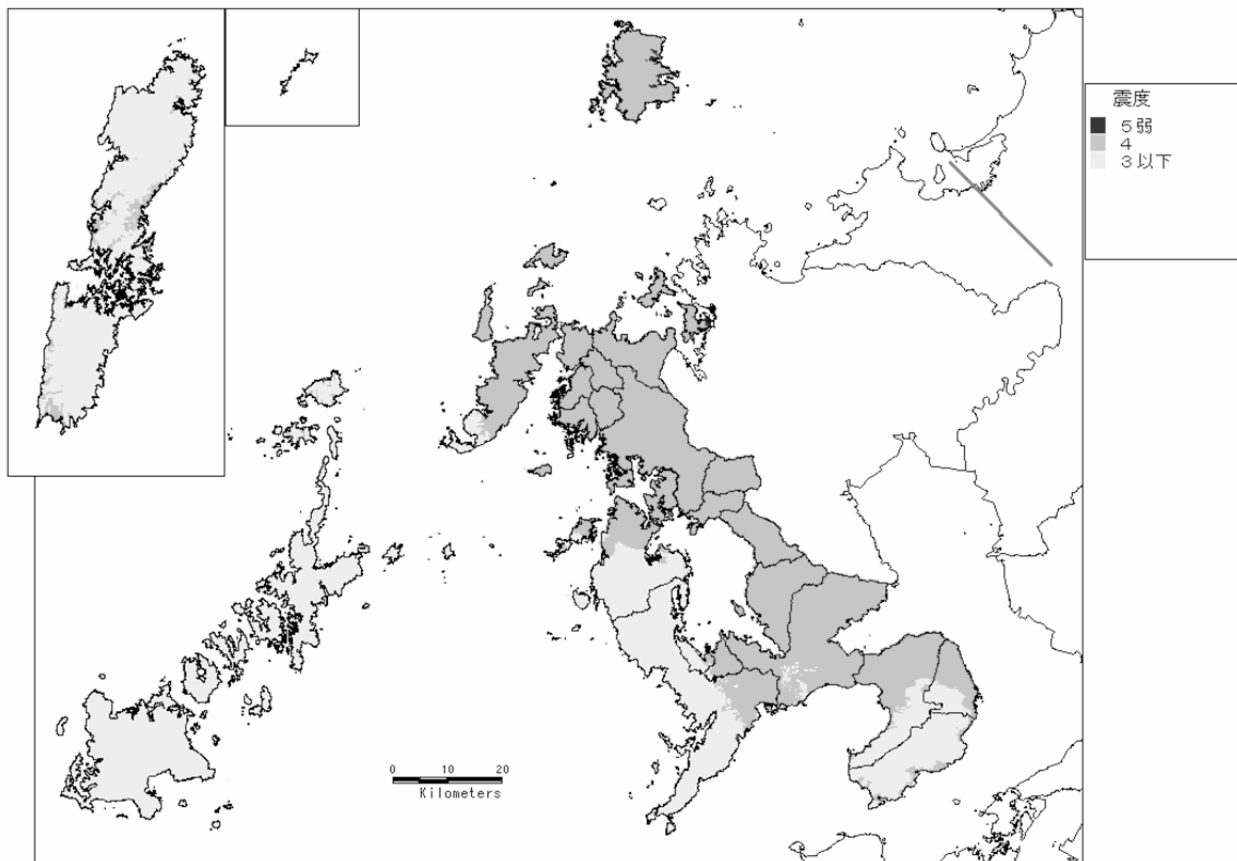
図一 9 地表における推計震度分布（震源：橘湾西部断層帯）



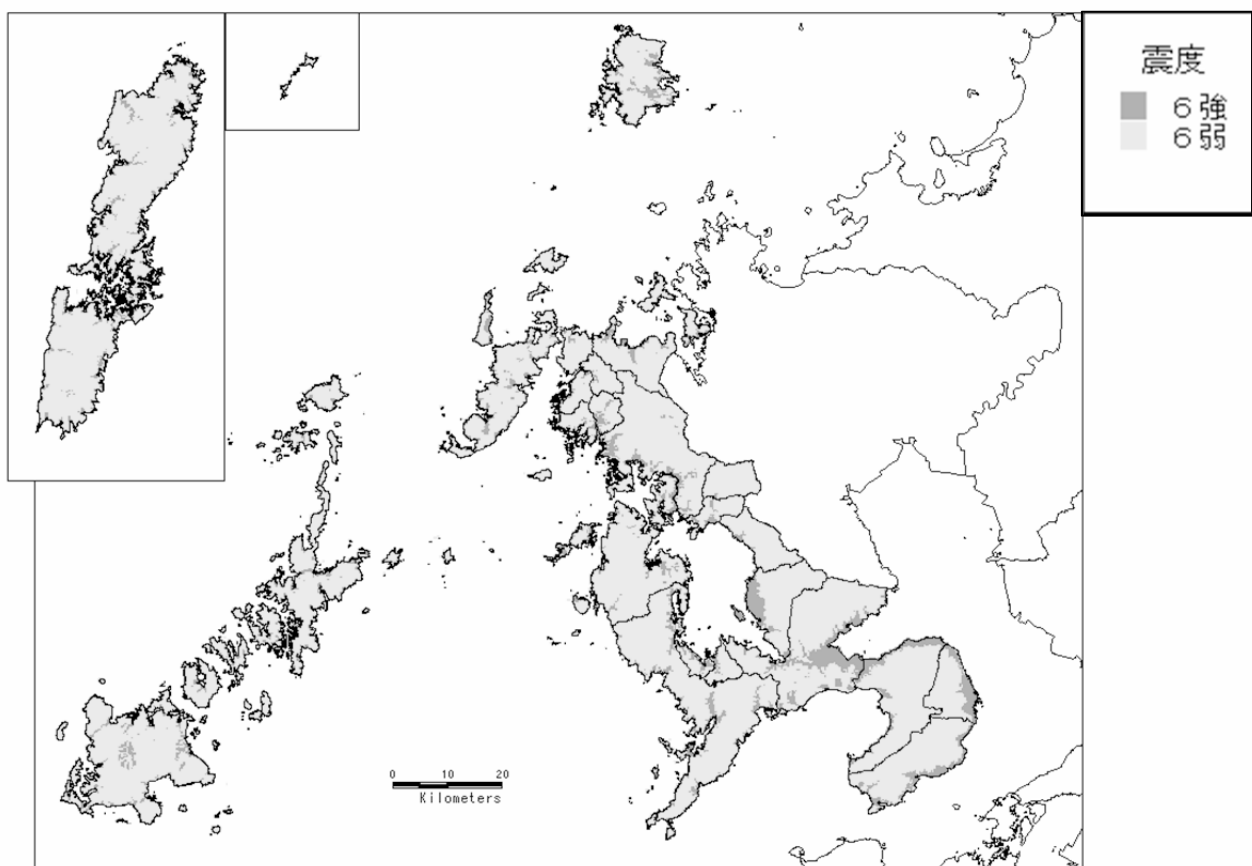
図－１０ 地表における推計震度分布（震源：大村－諫早北西付近断層帯）



図－１１ 地表における推計震度分布（震源：布田川・日奈久断層帯）



図－１２ 地表における推計震度分布（震源：警固断層系）

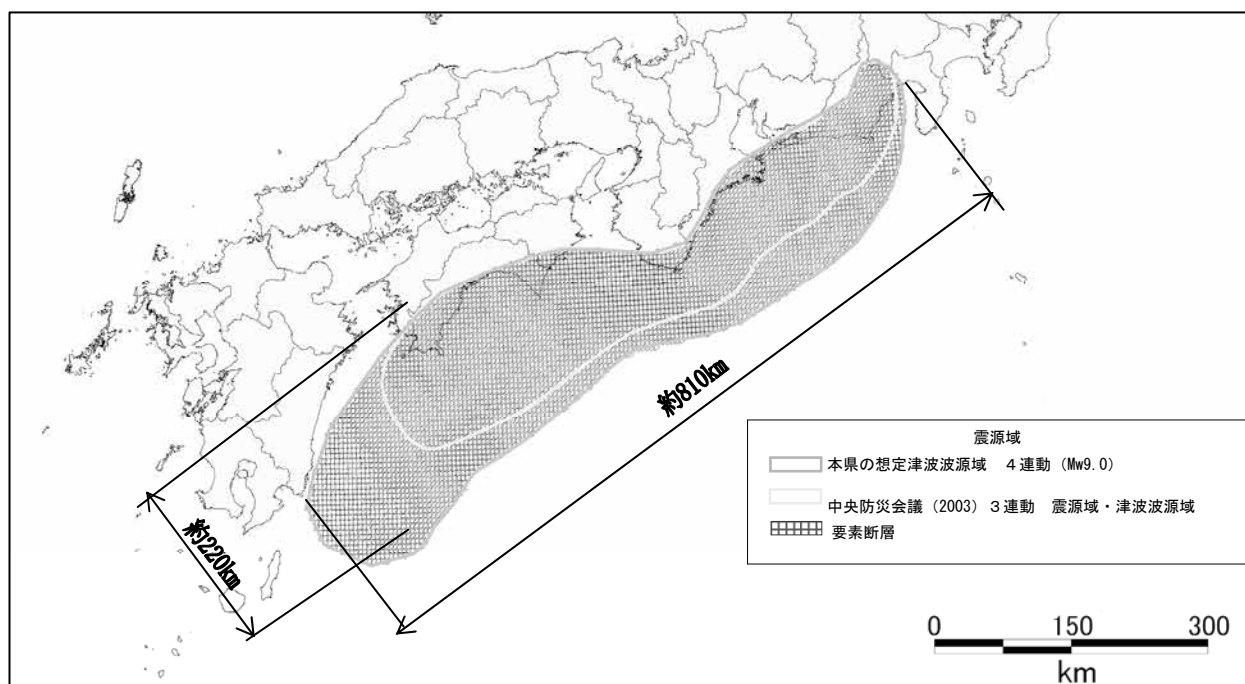


図－１３ 県内全域で M6.9（震源断層上端の深さ 3km）の地震を想定した場合の震度分布

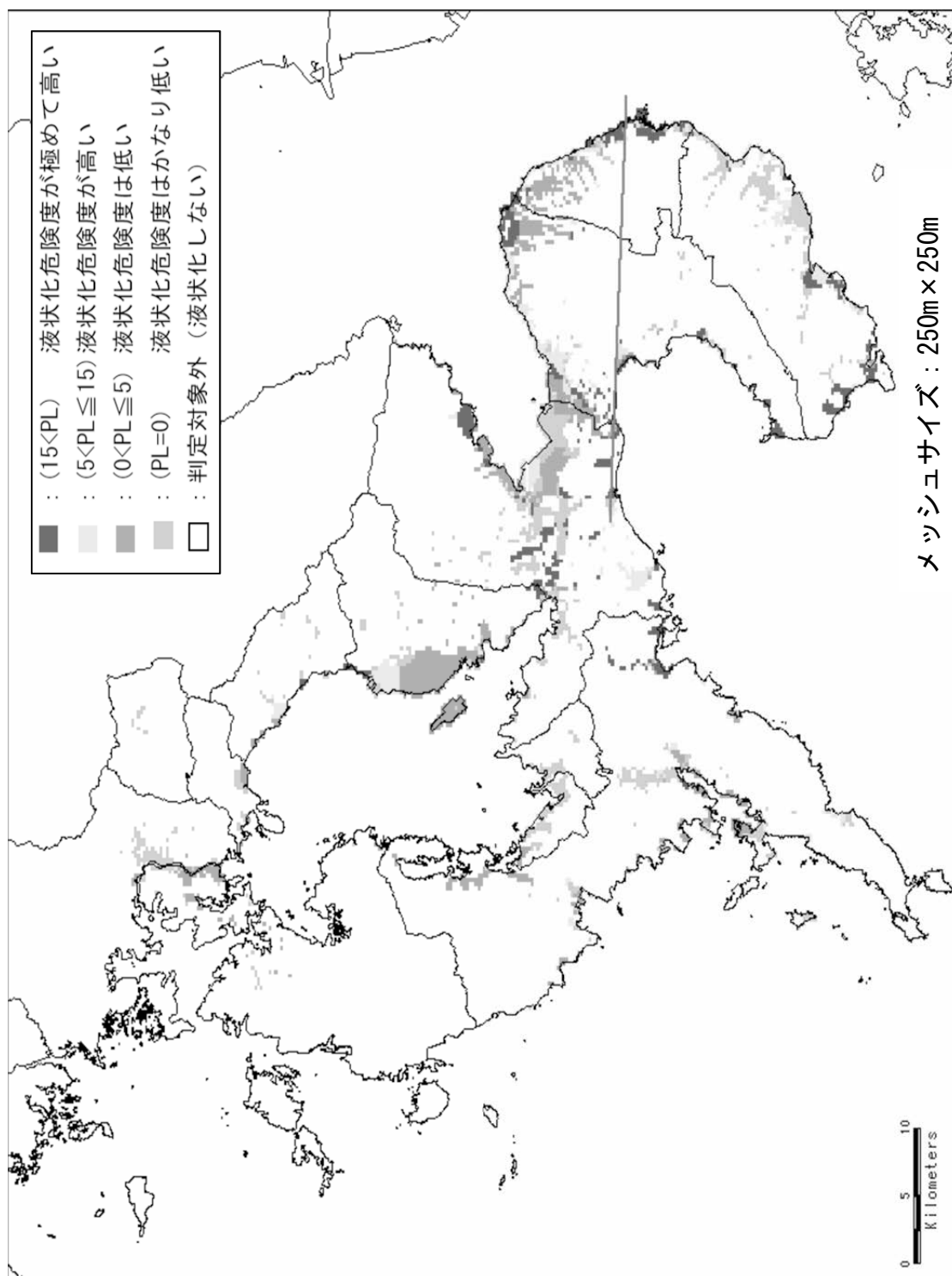
工学的基盤において計測震度 5.4 とした場合の表層における地震動の増幅率を考慮して算出した地表の震度分布

地域海岸区分	市町名	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動			大村-諫早北西付近断層帯		
		影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)	最高津波水位 (T.P.+m)	影響開始時間 (分)	最大津波到達時間 (分)	最高津波水位 (T.P.+m)
長崎西沿岸	西海市	67	221	2	5	34	3
	長崎市	7	54	4	5	24	2
橘湾沿岸	諫早市	0	8	5	—	—	—
	雲仙市	0	10	7	—	—	—
有明海沿岸	南島原市	0	4	6	—	—	—
	島原市	0	5	7	—	—	—
大村湾沿岸	大村市	—	—	—	1	21	3
	川棚町	—	—	—	8	22	3
	長与町	—	—	—	5	39	2
	東彼杵町	—	—	—	1	18	2
	時津町	—	—	—	8	41	2
松浦南部沿岸	佐世保市	201	206	2	24	49	3
	佐々町	202	231	2	—	—	—
	平戸市	111	153	2	—	—	—
松浦北部沿岸	松浦市	—	—	—	—	—	—
壱岐沿岸	壱岐市	—	—	—	—	—	—
対馬沿岸	対馬市	171	340	2	—	—	—
五島沿岸	小値賀町	135	136	2	—	—	—
	新上五島町	67	78	2	—	—	—
	五島市	67	84	3	—	—	—

図－１４ 市町毎の最高津波水位等



図－15 4連動モデル（東海・東南海・南海・日向灘）(Mw9.0) 断層配置図



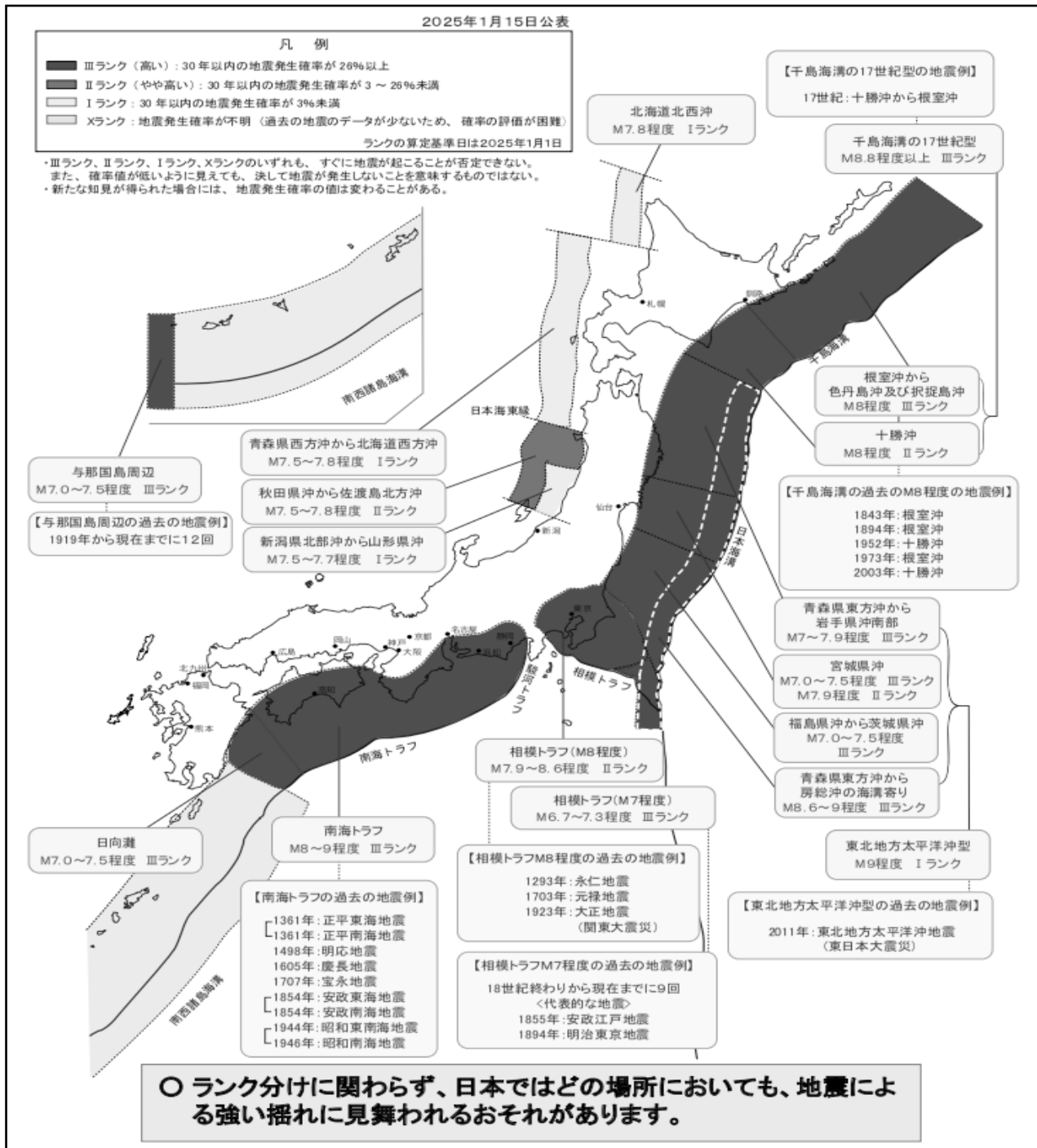
図ー16 液状化危険度の分布（雲仙地溝北縁断層帯）

（出典「長崎県地震等防災アセスメント調査報告書」平成18年3月）

2 海溝型地震の長期評価

海溝型地震の長期評価とは、日本列島周辺では海のプレート（太平洋プレートとフィリピン海プレート）が陸のプレート（北米プレートとユーラシアプレート）の下に沈み込んでいて、プレート境界や、沈み込む海のプレートの内部では大きな地震が発生し、大きな津波を伴うこともあります。

地震調査研究推進本部地震調査委員会では、これらの地震を海溝型地震と呼び、地震が発生する領域や規模、確率等について長期評価としてまとめています。



第2章 地震災害予防対策

災害に強い都市づくり推進のため、建築物の不燃化、耐震性の向上を促進し、防災体制の整備を図ることとする。

第1節 災害に強い都市づくり

都市化の進展と複雑化にともない、災害による被害もまた大規模化する傾向にある。とりわけ地震災害時には、危険物施設の増大、自動車の激増、さらには、高層化されるビルなど、日常生活の利便を向上させる施設そのものが、地震災害拡大につながる要因を持っており、この傾向はますます顕著になっていくと想定される。

都市計画を進めるうえにおいては、市街地の空間の確保と住環境の改善をめざして、従来以上に地域住民の参加や民間活用を図り、地域特性に応じた多面的な手法による市街地整備の施策を着実に推進していく必要がある。

また、計画的な土地利用を図るため規制、誘導を行い、建築物の不燃化、耐震性の向上を促進するなど、災害に強い都市づくりのために各種の施策を展開する必要がある。

1 土地利用計画

都市計画を定めるうえで防災も重要な課題として踏まえ、被害を最小限に止めるまちづくりを実現するために必要な土地利用の規制・誘導を行う必要がある。

避難場所や避難通路の確保などゆとりある市街地の形成を図るため、適切な都市施設の配置や良好な居住環境の誘導など、安全・安心で快適なまちづくりを推進する。

2 市街地の再開発

古くから木造建物が密集し、道路や避難場所などが不備なまま市街化が進行した地域では、災害時に被害が拡大したり、救援・復旧に支障をきたす可能性が高いことから、防災性の向上を図りながら都市機能を面的に更新するため、土地区画整理事業や、市街地再開発事業などによる土地の共同化や高度利用を推進する。

3 防災空間等の整備

(1) 都市公園の整備

都市公園は、良好な都市環境の形成、スポーツ・レクリエーション等の機能とともに、水害、火災及び震災時における避難場所や延焼防止のオープン・スペースとしての防災上果す役割は大きい。

このため、災害に強いまちづくりの一環として、市街化区域内の都市公園を積極的に整備し、都市の安全性の向上を図るものとする。

(2) 道路・橋梁

道路は、市民の日常生活で重要な役割を担っており、更に、災害時には、住民の避難や防災機関の活動等の動脈として欠くことのできない都市施設であるとともに、火災の延焼を防ぐ機能を備えている。

また、橋梁も道路の一部として大きな役割を担っている。

このことから、災害に強い街づくりの一環として、道路及び橋梁の計画的整備を推進するものとする。

4 河川、堤防、溜池等の整備

地震災害による堤防の崩壊、損傷等に起因する浸水を未然に防止するため、国、県に対し積極的な事業展開を要望するとともに、順次点検等を行い危険箇所の把握に努める。

5 土砂災害の防止

土砂災害が発生する恐れのある土地については、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定され、市民に対し避難に関する情報を提供している。

土砂災害防止のための対策を推進するとともに、既存施設の保全や管理に努める。

6 建築物等の災害予防

地震による建造物被害は、倒壊や損傷により使用不能に陥るなどの建築物本体の被害とともに、家具の転倒、ブロック塀等の倒壊被害など広範囲に影響をおよぼす。

建築物の被災は人的被害の発生をもたらすばかりでなく、地震火災の発生源にもなることから、その耐震性の確保は地震災害予防上重要な要件となる。

(1) 公共建造物

震災時に重要な役割を果たす公共及び公益的な施設の耐震性、耐火性その他地震防災上の性能及び効果について点検を行い、耐震性の促進整備を図る。

特に、学校施設は児童・生徒が一日の大半の時間を過ごす場所でもあり、施設の耐震化を含めた安全性を確保する必要がある、平成23年の東日本大震災時には、多くの学校施設が避難所として利用されたことを踏まえて、学校施設の耐震化を早急に進めていくものとする。

この場合、構造物の耐震性能だけでなく、天井材や壁材等非構造部材や設備の固定等にも配慮が必要である。

(2) 一般建造物

建築物の耐震性向上について、広報活動等を通じて啓発する。

(3) 自動販売機等の転倒防止

自動販売機、ブロック塀等の倒壊は、人的被害の恐れはもちろん道路閉塞の原因となり救助、復旧活動に重大な影響をおよぼすので、あらゆる機会を通じて住民に危険性の周知に努める。

(4) 家具等の転倒防止

タンス、食器棚等の転倒防止対策について広報活動を行う。

7 ライフライン施設の災害予防

地震による上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設の被害は、市民の日常生活や経済活動に大きく影響をおよぼすことから、施設の耐震性の強化を図るなど、災害予防対策を推進するものとする。

第 2 節 地震防災緊急事業五箇年計画に関する計画

地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 1 1 1 号）の施行に伴い、都道府県知事は、社会的条件、自然条件等を総合的に勘案して、地震により著しい被害が生ずるおそれがあると認められる地区について、都道府県地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して平成 8 年度以降の年度を初年度とする地震防災緊急事業五箇年計画を作成することができることとなった。

市は、下記施設の耐震対策について、積極的な推進に努める。

1 計画期間

令和 8 年度から令和 1 2 年度

2 計画対象事業

消 防 用 施 設

事業区分	事業名	事業量	実施予定年度
消防用施設	耐震性貯水槽 (40t型)	1 5 箇所	R 8 ～ R 1 2

第3節 防災体制の整備

1 自主防災体制の整備

震災時における出火防止、初期消火、避難救助、情報伝達等について効率的な災害緊急活動が確保されるよう、地域及び学校、病院、大型店舗の施設並びに危険物、高圧ガス関係施設等における防災体制の整備を図るとともに、市民の一人ひとりが防災の主役との認識を普及させるため、あらゆる機会を利用して、自主防災組織の充実に努める。

なお、旧諫早市においては平成9年度から実施していた各町内会・自治会等への非常用発電機及び投光器の配備は平成10年度をもって完了した。

(1) 平常時の訓練及び普及事業

- ア 応急手当講習会等の実施
- イ 初期消火訓練の実施
- ウ 避難訓練、炊き出し訓練の実施
- エ その他防災上必要な訓練、知識

(2) 発災時

- ア 安否情報等、情報の収集及び連絡
- イ 炊き出し等の実施
- ウ 初期消火、負傷者、避難行動要支援者等の手助け
- エ 避難の誘導、避難所の開設
- オ その他発災時に必要な事項

2 公共施設の点検整備

震災時に重要な役割を果たす公共及び公益的な施設の耐震性、耐火性その他地震防災上の性能及び効果について点検を行い、耐震性の促進整備を図る。

3 情報収集・伝達体制の整備

情報収集体制の整備については、第1編第2章第8節「災害通信整備に関する計画」に記載のとおりであるが、県央地域広域市町村圏組合の通信指令センター、エフエム諫早、諫早ケーブルメディア、防災行政無線、防災FAX、防災メール等を有効に活用して、避難行動要支援者対策も含め情報伝達能力の向上に努める。

4 危険物施設等

危険物施設は今日の産業構造の変化により、各施設とも取扱量は増大している。危険物については県央地域広域市町村圏組合で業務を取扱っているが、危険物対象と思われるものについては、消防署との連携を密にして予防体制の強化に務める。

5 消防力の強化

- (1) 消防ポンプ自動車等の消防機器、消火栓、防火水槽等の消防用水利、その他の消防施設、設備、備品等の整備改善を随時実施し、有事の際の即応体制の確立に努め、消防活動困難地域の解消を目指す。

(2) 施設、設備

諫早市の消防機器は、ポンプ車、積載車ともに一定のレベルを満たしていると考えられるが、災害時の即応能力強化のため、消防団の活動拠点となる車庫及び研修所の整備促進に努める。

6 医療救助体制の強化

災害即応体制の調査研究のため、すでに設置されている医療救助部会において、国、県の動向も考慮して災害即応体制の整備に努める。

7 地震防災訓練の実施

平成7年度から、地震災害を念頭においた防災訓練を実施しているが、訓練のための訓練でなく、より効果のある防災訓練の実施を計画する。

8 資器材の整備と備蓄

平成7年度において、第1編第2章第10節「資機器材の整備に関する計画」に掲げているとおり毛布、シート等の備蓄を行っているところであるが、今後においても食料及び飲料水等の備蓄並びに各種器材の整備を促進する。

尚、長崎県での備蓄及び供給協定を締結して調達可能数量を把握する。災害救助法が適用された場合はそれらの物資の供給又は斡旋を要請する。

(1) 食料

精米、即席めん、おにぎり、弁当、乾パン、パン、缶詰、牛乳、粉乳、その他の物資

(2) 生活必需品

毛布、タオル、下着、トレーニングウェア、ゴザ、敷物、ちり紙、鍋、やかん、食器類、バケツ、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、懐中電灯、乾電池、その他の物資

9 ボランティア活動の環境整備

災害時におけるボランティア活動は、単に労力の提供から専門技術の提供まで、その活動範囲が広くなり、組織化も進んでいる。

ボランティアの受入れについては、第1編第3章第28節「ボランティア活動受入れ計画」によるが、日常活動を通じて災害時の受け入れ体制の確立に努める。

第4節 防災知識の普及

地震による被害を最小限にとどめるため、市及び防災関係機関は市民に対しあらかじめそれぞれ効果的な方法により震災に関する知識の普及活動を行い、防災思想の普及を図るものとする。

市は市民からの地震対策に関する種々の相談に応ずるとともに、適切な指導助言を行うものとする。

1 普及の方法

(1) 学校教育、活動団体を通じての普及

学校教育において防災関係の事項をとりあげるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して防災知識の普及に努める。

また、PTA、青年団体、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

(2) 広報媒体等による普及

ア 市広報紙による普及

イ 新聞、ラジオ、雑誌による普及

ウ 印刷物による普及

エ 図画、作文等の募集を通じての普及

(3) 支所及び出張所を通じての普及

必要に応じ防災訓練等を実施して、防災知識の普及に努める。

2 広報の内容

防災知識の普及に当たっては、おおむね次のとおりとする。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 災害発生原因に関する知識

(3) 居住地周辺の状況に応じた防災知識

(4) 危険物に関する知識

(5) 市地域防災計画書の概要

3 防災の心得

(1) 2～3日分の食料、飲料水等を準備しておく

(2) 非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）を準備しておく

(3) 家具等が転倒しないようにしておく

(4) 発災時にとるべき行動など防災知識を持っておく

(5) 集合場所など災害時の家族との連絡体制を決めておく

4 発災時の心得

(1) 自らの身は自らが守る

(2) 近隣の負傷者、老人等避難行動要支援者を助ける

(3) 火災が発生した場合は初期消火をおこなう

(4) 避難場所等では率先して活動する

第5節 地震・津波の知識

1 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。

この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。

また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

- (4) この資料では、ある震度が観測された際に、発生する被害の中で比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生する場合や逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。

今後5年程度で、定期的に内容を点検し、新たな事例が得られた場合、建物・構造物の耐震性の向上等によって、実状と合わなくなった場合には変更します。

- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用 語	意 味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が(も)ある、 が(も)いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。
備 考	気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

● 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。 眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。 歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。 眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。 眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。 自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 座りの悪い置物の大半が倒れる。 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。 電柱が揺れるのがわかる。 道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。 テレビが台から落ちることがある。 固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。 補強されていないブロック塀が崩れることがある。 据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。 自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多い。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。 補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。 補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。 倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
注意事項	1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。 耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向があるが、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。 既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。 下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。 3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。 平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。	

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。
注意事項	1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。 しかし、構造形式や面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。 既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。 2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。	

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		
備考	※ ¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。 ※ ² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。 液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。 ※ ³ 大規模な地すべりや山体崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。	

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 更に揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。 (安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。 運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。
備考	[※] 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動 [※] による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。 しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないうと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。
備考	[※] 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

2 観測業務の整備

(1) 気象庁の整備体制

気象庁においては、防災対策強化のため計測震度観測施設及び震度データの伝送の確実化を図るため気象衛星を利用した伝送施設の整備を行っている。

長崎地方気象台における県内の震度観測点は諫早市東小路町をはじめ、長崎市南山手、長崎市長浦町、佐世保市千尽町、平戸市岩の上町、対馬市厳原町東里、対馬市上県町飼所、対馬市美津島町鴨居瀬、壱岐市芦辺町中野、五島市木場町、五島市富江町繁敷、雲仙市国見町、雲仙市小浜町雲仙、長崎市黒浜町の14地点になる。

諫早市の観測点は、市役所庁舎移転に伴い庁舎南東部の駐車場内へ移設した。（平成22年3月）

(2) 震度情報ネットワークシステム

県においては、県内全市町村に地震計（強震計、計測震度計）を設置し、地震情報を瞬時に収集するよう整備を促進している。

地震情報は、市町村から県へ防災行政無線を介して配信し、県からN T T回線を介して消防庁へ送信される。また、地震情報は県から長崎地方気象台へも送信され、観測した震度データは気象庁発表の震度情報に含めて発表される。

震度計は、市町村役場（市役所支所含む）もしくは近隣の公有地等に設置されている。

3 緊急地震速報

(1) 緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度5弱以上または長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上または長周期地震動階級3以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上若しくは長周期地震動階級1以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち震度6弱以上または長周期地震動階級4の揺れが予想される場合のものを特別警報に位置付けている。

緊急地震速報で用いる区域の名称

都道府県名	区域の名称	郡市区町村名
長崎県	長崎県南西部	長崎市、諫早市、大村市、西海市、長与町、時津町
	長崎県島原半島	島原市、雲仙市、南島原市
	長崎県北部	佐世保市の一部（宇久町を除く）、平戸市、松浦市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、佐々町
	長崎県五島	五島市、佐世保市の一部（宇久町）、小値賀町、新上五島町
	長崎県壱岐	壱岐市
	長崎県対馬	対馬市
注意事項	緊急地震速報は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。 この解析や伝達に一定時間（数秒程度）かかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わない。	

(2) 緊急地震速報の伝達

ア 気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努めるものとする。

イ 消防庁は、気象庁から受信した緊急地震速報、地震情報、津波警報等を全国瞬時警報システム（J－ALERT）により、地方公共団体等に伝達するものとする。

ウ 地方公共団体、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を市町村防災行政無線等により、住民等への伝達に努めるものとする。

エ 市町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

(3) 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

ア 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、震度または長周期地震動階級のいずれの基準によるものに関わらず、緊急地震速報を見聞きしたときは、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など屋内	○頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> ・あわてて外へ飛び出さない。 ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。 ・扉の近くにいれば、扉を開けて避難路を確保する。
駅やデパートなどの集客施設	○館内放送や係員の指示がある場合は、落ち着いてその指示に従い行動する。 <注意> ・あわてて出口・階段などに殺到しない。 ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。
街など屋外	○ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。 ○ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。 丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。
車の運転中	○後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。 ○ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキは踏まずに、緩やかにスピードを落とす。 ○大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させる。

イ 普及啓発の推進

長崎地方気象台は、諫早市やその他防災関係機関と連携し、緊急地震速報の特性（地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報であること。震源付近では強い揺れの到達に間に合わないこと。）や、住民や施設管理者等が緊急地震速報を受信したときの適切な対応行動など、緊急地震速報についての普及・啓発に努める。

ウ 緊急地震速報を取り入れた訓練

防災訓練の実施に当たっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

4 津波関係

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報

ア 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は５段階の数値で発表する。
ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。

その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。

予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

津波警報等の種類と発表される津波の高さ（注）等

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表（予想される津波の高さ区分）	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)		
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。 人は津波による流れに巻き込まれる。 沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。
備 考	※大津波警報を特別警報に位置付けている。 「津波の高さ」とは、津波がない場合の潮位（平常潮位）から、津波によって海面が上昇したその高さの差を言います。			

イ 津波警報等の留意事項等

- ・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- ・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場

合もある。

- ・津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- ・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
- ・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

(2) 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表
津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき ^(注) (津波に関するその他の情報に含めて発表)	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表
【備考】 (注) 「0.2m未満の海面変動が予想されたとき」または「津波注意報の解除後も海面変動が継続するとき」に発表する津波予報は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)で発表される。	

(3) 津波予報区

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられ、長崎県の沿岸は、「長崎県西方」、「壱岐・対馬」、「有明・八代海」に分けられている。

諫早市は、橘湾及び大村湾の沿岸については「長崎県西方」、有明海沿岸については「有明・八代海」の津波予報区に所属する。

(4) 津波情報

ア 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。

津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」の表に記載)を発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)

【備考】

- 注1) 「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では、「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。
- 注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。
場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。
- 注3) 津波観測に関する情報の発表内容について
- ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。
 - ・最大波の観測値については、大津波警報又は津波警報を発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	発表内容
大津波警報	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)
注意事項	【沖合の津波観測に関する情報の発表内容について】 1 沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。 また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 2 最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。 大津波警報又は津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または、「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。	

沖合で観測された津波の最大波(観測値及び沿岸での推定値※)の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容
大津波警報	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸の推定値とも数値で発表

※沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

イ 津波情報の留意事項等

- ① 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- ・津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ

津波予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることがある。

- ・津波の高さは、地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

② 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

- ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

③ 津波観測に関する情報

- ・津波による潮位変化（第一波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
- ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。

④ 沖合の津波観測に関する情報

- ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。
- ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

(5) 地震情報の種類、発表基準と内容

地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報または注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データ等をもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表（地震発生から10分後程度で1回発表）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を地震発生から概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表※。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は噴火発生から1時間半～2時間程度で発表。
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(6) 地震活動に関する解説料等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内 容
地震解説資料 (全国速報版・地域速報版)	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・津波警報・注意報発表時（遠地地震による発表時除く） ・（担当地域で）震度4以上を観測 （ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。）	地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（全国速報版） 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料 ・地震解説資料（地域速報版） 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。
地震解説資料 (全国詳細版・地域詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・津波警報・津波注意報発表時 ・（担当地域で）震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料（全国詳細版） 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料（地域詳細版） 地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況に応じて、単独で提供されることもある）。
地震活動図	・定期（毎月初旬）	地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の長崎県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。
週間地震概況	・定期（毎週金曜）	防災に係る活動を支援するために、週ごとの全国の震度などを取りまとめた資料。

(7) 長崎県内の震度観測点

長崎県内の震度観測点は93地点（気象庁14地点、自治体57地点、防災科学技術研究所22地点）です。

震度情報で発表される震度観測点（長崎県南西部）

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備 考
長崎県南西部	長崎市	長崎市南山手	気象庁
	長崎市	長崎市黒浜町	気象庁
	諫早市	諫早市東小路町	気象庁
	長崎市	長崎市長浦町	気象庁
	諫早市	諫早市多良見町	自治体（諫早市）
	諫早市	諫早市飯盛町	自治体（諫早市）
	諫早市	諫早市森山町	自治体（諫早市）
	諫早市	諫早市高来町	自治体（諫早市）
	長崎市	長崎市高島町	自治体（長崎市）
	長崎市	長崎市伊王島町	自治体（長崎市）
	長崎市	長崎市香焼町	自治体（長崎市）
	長崎市	長崎市布巻町	自治体（長崎市）
	長崎市	長崎市神浦江川町	自治体（長崎市）
	西海市	西海市西海町	自治体（西海市）
	西海市	西海市西彼町	自治体（西海市）
	西海市	西海市大島町	自治体（西海市）
	西海市	西海市崎戸町	自治体（西海市）

	長与町	長与町嬉里	自治体（長与町）
	時津町	時津町浦	自治体（時津町）
	長崎市	長崎市野母町	防災科学技術研究所
	長崎市	長崎市元町	防災科学技術研究所
	諫早市	諫早市堂崎町	防災科学技術研究所
	諫早市	諫早市小長井町	防災科学技術研究所
	大村市	大村市玖島	防災科学技術研究所
	西海市	西海市大瀬戸町	防災科学技術研究所

情報発表では（ ）内を省略して発表する。

第3章 地震災害応急対策

地震災害が発生した場合は、初動体制が最重要であり情報収集し、被災状況を把握し、応急対策を講じなければならない。

第1節 初動計画

大地震災害による応急対策の特色は、他の災害による応急対策と比較して、広域性及び同時多発性を有していることにあり、特に応急対策の第一線に立つ市は、多岐にわたる応急活動を同時平行的に行う必要がある。

特に、地震発生後の緊急対策においては、消火活動はもとより、救急救助活動、情報の収集・伝達、広報活動、避難誘導等の応急活動全般に中核的な役割を果たす必要が生じる。

また、膨大な応急対策需要に対応するためには、常備消防と並んで消防団等が地域の中心となって消火活動、救出活動、避難誘導、広報活動等に大きな役割を果たすことが期待される。

さらに、地震災害は他の災害と異なり、地震発生の事前予知が困難であることから、事前対策による被害軽減にも限界があり、この意味においても応急対策とりわけ初動体制の確立が重要な意味を持っている。

1 初動連絡体制

この要員配備計画により、各部各班長はあらかじめ要員を指名しておくとともに、所属職員の応急措置に関する担任意務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

(1) 配備要員

動員は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合において、本市に及ぼす影響及び災害の規模によって異なるものとする。

即ち、人員配置については、次の6段階によることとする。

情報連絡室	震度4の地震が発生した場合
第1号配備 (災害警戒本部)	津波注意報が発表された場合
第2号配備 (災害警戒本部)	震度5弱の地震が発生した場合
第3号配備 (災害対策本部)	震度5強の地震が発生した場合 又は津波警報が発表された場合
第4号配備 (災害対策本部)	震度6弱の地震が発生した場合 又は大津波警報が発表された場合
第5号配備 (災害対策本部)	震度6強以上の地震が発生した場合 又はライフラインの途絶等で平常の市民生活が困難な場合

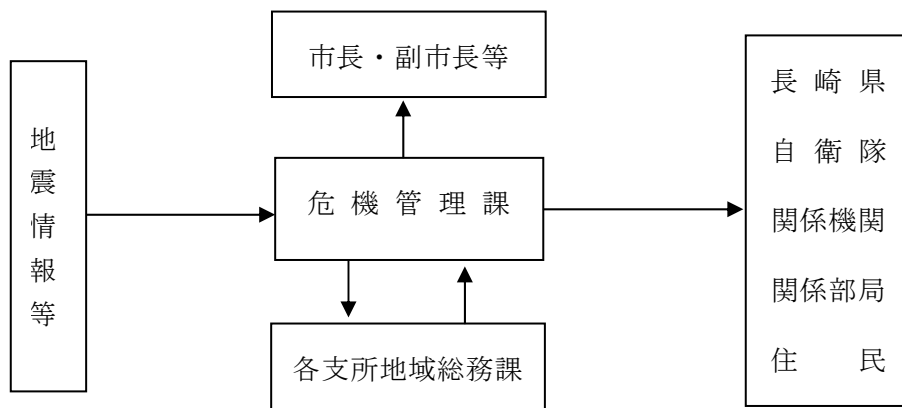
資料編の諫早市災害対策本部標準配備表によって、要員計画をたてるものとし、職員は、地震等が発生した際には、すすんで所属の上司と連絡をとり又は指示が取れなくても自らの判断で参集し応急対策に従事するものとする。

(2) 職員の配備

地震等の発生及び気象台の津波情報等により、職員の配置が必要と認められた場合の担当者の措置方法、報告、指示伝達の経路等について具体的に定めておくものとする。

ア 勤務時間内の配置

災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令の経路及び伝達方法について定めておくものとする。

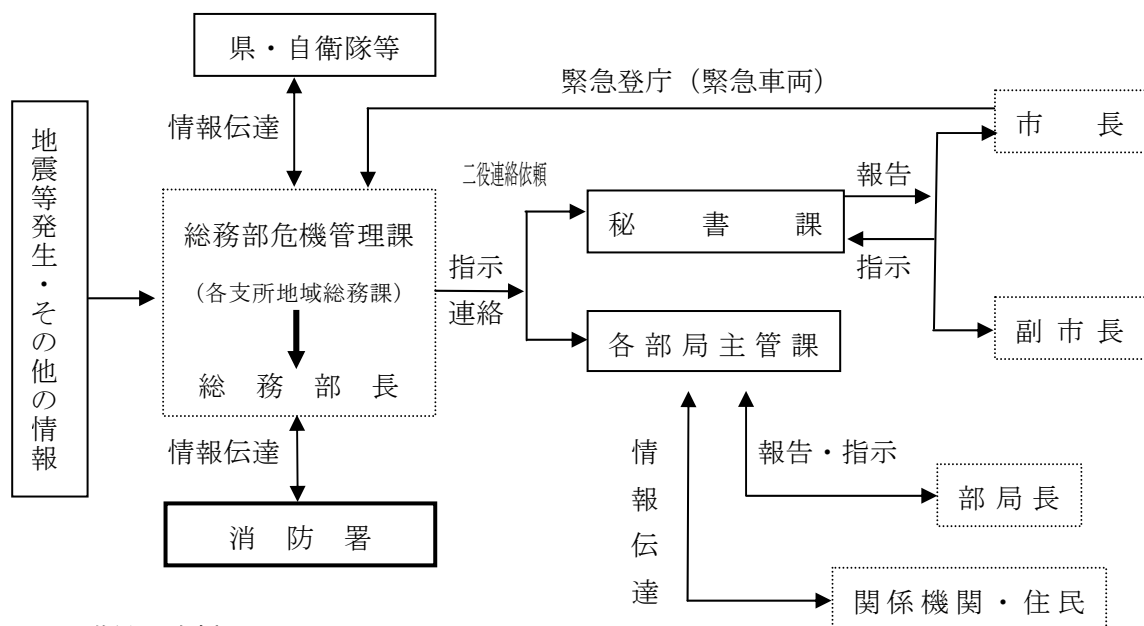


イ 休日又は勤務時間外における配置

地震災害等が発生した場合に備え、要員に関する非常連絡系統の整備、動員指令の迅速な伝達方法等について定め、必要に応じて各担当職員をただちに動員できるよう措置しておくものとする。

なお、動員指令の伝達方法については、不測の事態に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。

ウ 休日又は勤務時間外における連絡経路



エ 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は、災害の状況及び応急措置の推移等により各部の業務の実態に応じて、相互に応援、協力体制をとるものとし、依頼、方法等について具体的に定めておくものとする。

オ 職員の非常登庁

(ア) 職員に対し、休日又は勤務時間外であっても、配備体制の基準に該当する災害が発生し、又発生が予想される事態を察知した場合の職員のとるべき措置について定め、趣旨の徹底をはかっておくものとする。

(イ) 職員は、非常登庁時において、交通機関の途絶等で本庁への登庁が困難と判断した場合は、最寄りの支所又は出張所に登所し、指示を受け、災害対策活動に従事するものとする。

カ 非常登庁の留意事項

- (ア) 登庁途上においての被害状況等については、登庁後すみやかに対策本部に報告すること。
- (イ) 原則として自動車の使用は避け、バイク、自転車又は徒歩により登庁すること。
- (ウ) 登庁途上において交通規制による検問に際会した場合は、自分の身分、勤務場所等通行の目的を告げ通行許可を求めること。

キ 登庁状況の報告

各部長は、職員の登庁状況を本部長に（危機管理班経由）報告する。

登 庁 状 況 報 告 書

年 月 日 時 分現在

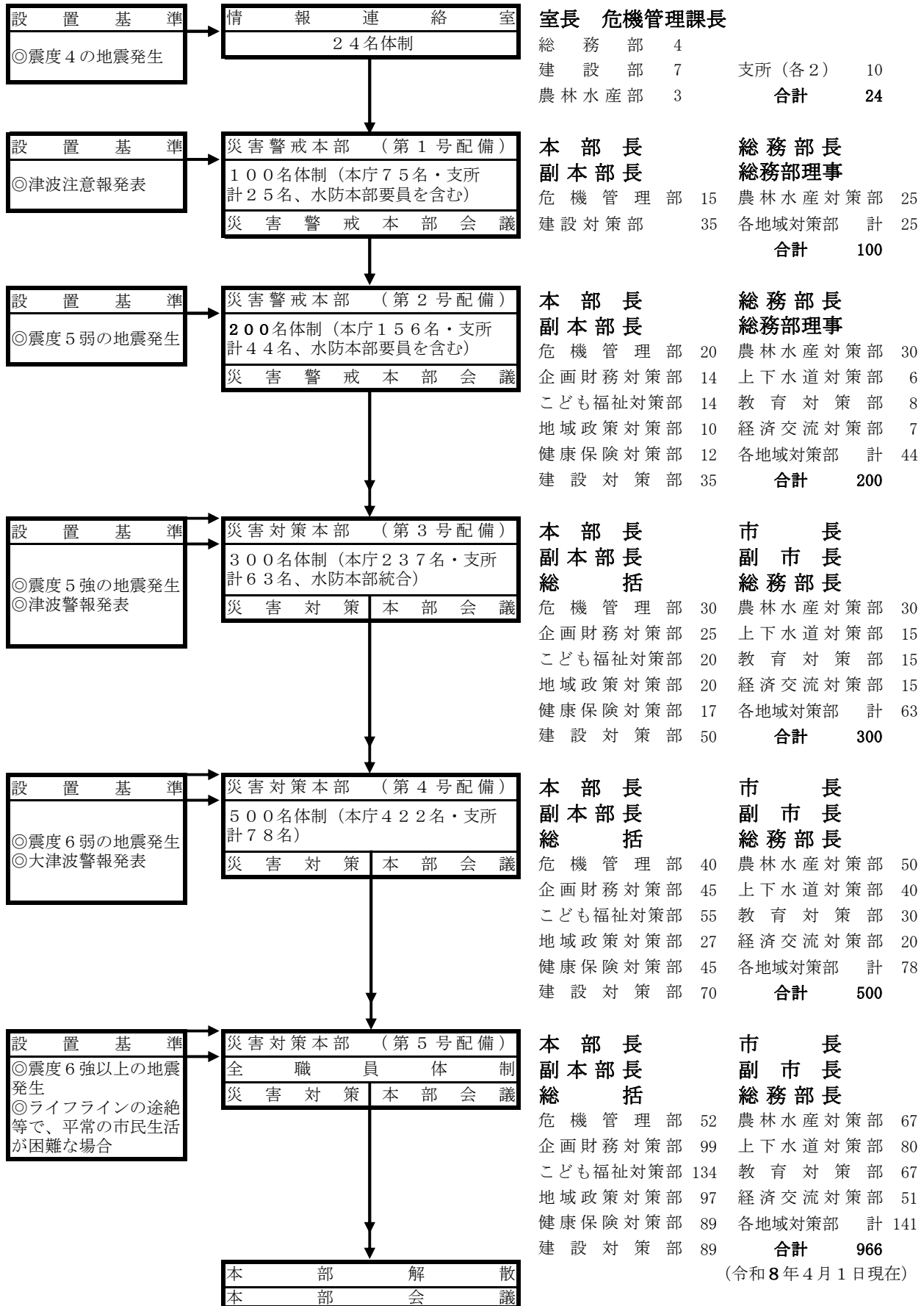
（部長 → 本部長）

○ ○ ○ 部

班 名	部長級	次長級	課長級	課長補佐級	主任級	一般職
〇〇班	人	人	人	人	人	人
〇〇班	人	人	人	人	人	人
部 計	人	人	人	人	人	人

地震・津波災害対策配備フロー

○ 各本部の解散及び配備体制の増強、縮小については本部長の判断による。



第2節 組織計画

地震災害は突然何のまえぶれもなく甚大な被害をもたらす事があるので、組織の編成についても、これを考慮して策定する必要がある。

組織計画については、第1編第3章第2節「組織計画」に定めるほか次のとおりとする。

1 発災直後の組織計画

(1) 人員の優先配備

発災直後、特に勤務時間外については、対策本部要員が

- ① 通常の交通手段が活用出来ないこと。
- ② 職員も被災者になる可能性があること。

などから配備予定数に満たない事が想定されるので、本部長は対策本部の組織について、真に緊急性の高い、人命の保護及び被害の拡大防止並びに情報の収集のための要員を優先的に確保するものとし、人員配置及び編成する部は本部長が指示する。

(2) 人員の配備と組織

本部長は必要な対策本部要員が確保出来た時点で、組織計画の事務分掌及び要員配備計画の配備表を参考に各部の編成と配備を行うものとする。

尚、災害の規模及び発災からの経過時間により各部の編成と配備を変更する。

組 織 及 び 配 備 変 更 指 示 表

年 月 日 時 分現在

(本部長 → 部長)

○ ○ ○ 班

課室名	課長級	課長補佐級	主任級	一般職	事務の変更内容
〇〇課	人	人	人	人	
〇〇室	人	人	人	人	
班現計	人	人	人	人	
班合計	人	人	人	人	

第3節 情報活動計画

応急対策の実施にあたっては、被害状況や防災機関の持つ情報を対策本部で一元的に把握して、応急対策を実施する必要がある。

ところが、大規模な地震等が発生すると、有線系の通信手段に障害を生じる事が予想され、情報収集に困難をきたす場合も考えられる。このため第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」に定めるほか、次のとおりとする。

1 発災直後の活動

発災直後は断片的な情報しか入手出来ない事が考えられ、市の総合的な応急対策、判断に支障をきたすので、正確な情報の把握に努める。

(1) 有線系が利用出来ない場合

ア 1班3名程度のパトロール隊を数隊編成し、防災行政無線機等を携帯させ情報の把握に努める。

イ 災害対策本部設置のアマチュア無線機により各地域のアマチュア局との交信を行い情報を収集する。

ウ 各支所及び出張所に配備してある防災行政無線機との交信により地域情報の把握に努める。

エ その他、警察、鉄道、タクシー会社等無線設備を有しているところに職員を派遣し情報の把握に努める。

オ 携帯電話が利用できる場合は携帯電話を積極的に活用する。

カ 県の防災ヘリコプター等により上空からの偵察を要請する。

(2) 有線系が利用出来る場合

各防災関係機関、支所、出張所、町内会長・自治会長に電話連絡し地域の情報把握に努める。

(3) 休日・夜間等の情報収集

非常登庁した職員より登庁経路の状況を聞き取り調査する。

(4) 発災直後に把握する情報

発災直後に応急対策活動を実施する上で必要となる情報は、災害拡大状況及び二次災害の危険性等に関する事である。

ア 人命危険の有無（救助の必要性を含む）及び人的被害の発生状況

イ 火災等二次災害の発生状況及び危険性

ウ 住宅被害の状況

エ 避難の状況及び避難指示等の必要性

オ 道路、橋梁等の被災状況

カ 医療機関の被災状況

キ 市庁舎等災害対策に必要な施設、設備の被災状況

ク ライフライン等の被害状況概要

- ケ 余震等二次災害防止に必要な情報
- コ その他二次災害の防止及び被害拡大防止に必要な情報

(5) 被害情報

被害情報の把握は(4)の発災直後の情報把握に引き続き又は同時に行なうもので応急活動の基礎となるべきものである。

- ア 全般的な被害状況
- イ 避難の指示又は警戒区域の設定状況
- ウ 避難所の設置状況及び避難者の生活状況
- エ 避難行動要支援者の生活状況
- オ ライフライン被害状況の詳細と復旧見込み
- カ 食料、飲料水、医薬品等の生活必需品情報
- キ 公共施設の被害状況
- ク 農業、商業等の被害状況
- ケ その他応急活動、復旧活動に必要な情報

2 国及び県への災害報告

市は速やかに被害の状況及び応急対策活動の内容について県地方本部を通じて県災害対策本部に報告を行うものとする。

ただし、市が県に報告できないような場合には消防庁に直接報告することができる。

尚、県に連絡できるようになった後は原則どおり県に報告するものとする。

(1) 県災害対策本部に対する報告及び要請

市は県地方本部を通じ、必要な情報について速やかに県災害対策本部に対し報告を行うものとする。

情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。

- ア 緊急要請事項
- イ 被害状況
- ウ 災害応急対策実施状況

(2) 災害報告

被害状況の報告については第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」に定めるとおりであるが、被害報告については、災害の規模及び性質によって短時間に正確な被害状況を把握することが困難な場合があるが、災害が発生した場合には直ちに災害の様態、災害対策本部の設置状況など、災害対策の措置内容を報告するものとする。

- ア 災害程度の事項別報告は、確定報告を除き原則として電話でもって行うが、緊急を要するもの、又は特に指示のあった場合を除き、一日一回以上行うものとする。
- イ 被害報告は災害の経過に応じて、把握した事項から逐次行うが、特に死傷者、住宅被害を優先させるものとする。

(3) 総括的な災害情報収集系統図

第1編第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」の総括的な災害情報収集系統図のとおり。

3 水防活動

地震による津波、堤防の決壊による洪水が予想され、著しい危険が切迫している時は、必要とする地域住民に避難指示を行う。

(1) 発災直後の水防活動

地震による津波は短時間に襲来することが多いので、地震発生直後には特に津波情報に留意し、津波警報等が発表された場合は直ちにあらゆる手段を駆使して沿岸の住民に注意を呼び掛けるとともに、必要なときには避難指示等を行う。

また、地震により堤防等の危険箇所が無いか点検を行う。

- ① 本明川等の下流堤防の被害状況
- ② 橘湾及び有明海沿岸堤防の被害状況
- ③ 溜池等の堤体の被害状況

4 救出・救護対策

地震発生後、倒壊家屋の下敷きになるなどの被災者に対し救出・救護活動を行う。

(1) 救出・救護活動

ア 消防団は関係機関と協力し全力をあげて被災者の救出・救護活動に取り組む。

イ 市民等は自発的に被災者の救出・救護活動を行うとともに防災機関が行う活動に協力する。

ウ 救出対象者

救出、救護対象者はおおむね次の状態にあるものとする。

- ① 火災の際に火中に取り残された場合
- ② 地震又は地震に伴う山崩れ等のため倒壊家屋の下敷きとなったような場合
- ③ 流失家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合
- ④ 地震、津波等により海上又は沿岸で遭難したような場合

5 医療救助計画

第1編第3章第13節「医療救護計画」による。

6 被災建築物、被災宅地危険度判定活動

地震発生後、建物や宅地の危険度を迅速かつ的確に把握することにより、余震等による建築物の倒壊及び部材の落下等から生じる二次災害や、宅地の崩壊等の二次災害を防止し、市民の安全確保を行う。

- ① 被災建物応急危険度判定
- ② 被災宅地危険度判定

第4節 応援要請計画

本市の機関だけで対応できない地震災害が発生した場合は、迅速な応急対策のため他の地方公共団体等への応援要請及び自衛隊の災害派遣要請が必要である。

この場合、市長は災害の規模等を把握の後、派遣要請することが原則であるが大災害の場合は被害状況の把握に時間を要する事が考えられ、被害の状況予測に基づき本市の機関で対応が不可能と判断した場合はすみやかに応援要請を行うものとする。

1 公共団体等への応援要請

要 請 先	要 請 の 内 容	根 拠 法 令 等
指定地方行政機関の長	当該指定地方行政機関の職員の派遣要請	災害対策基本法 第29条第2項
県 知 事	指定地方行政機関職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法 第30条第1項
	他地方公共団体職員の派遣のあっせん要請	災害対策基本法 第30条第2項
	応援の要求及び応急措置の実施要請	災害対策基本法 第68条
	職員の派遣要請	地方自治法 第252条の17
他の市町村長等	応援の要求	災害対策基本法 第67条
	職員の派遣要請	地方自治法 第252条の17
	災害応援に関する協定に基づく応援要請	相互応援協定 災害相互応援協定 消防相互協定

※ 災害対策基本法に基づく災害時相互応援協定は、大村市、長崎市、島原市、雲仙市、南島原市、佐賀県武雄市、嬉野市、鹿島市、江北町、白石町、太良町、岡山県津山市、島根県出雲市と締結している。（資料編に締結内容掲載）

※ 消防組織法による応援協定は、大村市、雲仙市、長与町、佐賀県太良町と締結している。（資料編に締結内容掲載）

2 自衛隊への派遣要請

第1編第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」による。

第5節 避難対策

地震は突然前触れもなく発生する事が考えられるため、避難についても発災後に余震等の危険を避けるため又は住居の倒壊及びその危険を避けるための避難が想定され、他の自然災害とは異なる事が多い。このため「避難計画」については第1編第3章第6節に定めるほか次のとおりとする。

1 避難誘導體制の確立

- (1) 避難場所をあらかじめ指定し、日頃から地震等の場合の避難場所の周知徹底に努める。
- (2) 高齢者、障害者、その他の要配慮者を適切に避難誘導するため、日頃から消防団等に訪問調査を行なわせるとともに、関係機関、町内会・自治会等の協力体制の確立に努める。
- (3) 避難に際しては、経路上に障害になる倒壊家屋又は火災等の危険が無いかを確認して誘導を行うものとし、津波予報発表に伴う避難誘導にあたっては、周囲の状況に十分注意させ、避難誘導を行う者自身の安全を確保させる。

2 津波予報発表に伴う避難指示等の基準

地震等に伴い発生する津波による被害を軽減することを目的に、防災体制を迅速的確に実施するため、「津波予報発表に伴う避難指示等の基準」を定める。

(1) 避難指示等の基準

津波は20cmから30cm程度であっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があり、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、大津波警報・津波警報・津波注意報（以下、「津波警報等」）のいずれが発表された場合でも、基本的には「避難指示」のみを発令する。

- (2) 避難指示は、長崎県西方（橘湾、大村湾の沿岸）、有明・八代海（諫早湾沿岸）に津波警報等が発表された場合に、次の区分により行う。

ア 大津波警報（津波予想：3mを超える）

⇒ 最大クラスの津波により浸水が想定される地域を対象とする。

（対象地域の住民は直ちに高台に避難）

イ 津波警報（津波予想：1mを超え、3m以下）

⇒ 海岸堤防等が無い又は海岸堤防等が低い場合、高さ3mの津波によって浸水が想定される地域を対象とする。

（対象地域の住民は直ちに高台に避難）

ウ 津波注意報（津波予想：0.2m以上、1m以下）

⇒ 漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側を対象とする。

（沿岸付近の住民に海岸付近に近づかないように呼びかけ）

- (3) 避難指示は、津波警報等が発表された場合でも、地震発生の場所や規模、津波の到達予測時間、他の観測地点の津波高などの状況を総合的に判断し発令する。

3 一時避難場所（地震・津波災害時の指定緊急避難場所）

地震は余震をとまなう事が多く、発災直後は公園、運動場等、広く構造物が少ないところが安全度は高い。

このため、一時避難場所の指定を行うものとするが、火災等の状況によっては危険区域になる可能性もあるので注意が必要である。

一 時 避 難 場 所

名 称	所在地	標 高	名 称	所在地	標 高
諫早地域					
県立総合運動公園	宇都町等	13	津久葉公園	津久葉町	56
上山公園（諫早公園含む）	高城町等	28	貝津西公園	貝津町	23
天満公園	天満町	10	創成館高等学校人工芝グラウンド	貝津町	19
高城公園	高城町	13	久山台 1 号公園	久山台	29
福田公園	福田町	5	西諫早団地第 1 公園	堂崎町	33
泉公園	泉町	6	西諫早団地第 2 公園	馬渡町	13
田井原公園	幸町	3	西諫早団地第 1 児童公園	馬渡町	6
栄田公園	栄田町	22	西諫早団地第 2 児童公園	馬渡町	10
久山公園	久山町	11	西諫早団地第 3 児童公園	中尾町	28
中央ふれあい広場	仲沖町	2	西諫早団地第 5 児童公園	山川町	25
小野島グラウンド	小野島町	0	小野ふれあい広場	小野町	3
目代公園	目代町	145	長田いこいの広場	長田町	9
中央交流広場	東小路町	6	猿崎公園	猿崎町	23
多良見地域					
梶木第 1 公園	市布	50	のぞみ公園	木床	92
天満宮公園	市布	50	川端公園	化屋	3
喜々津中央公園	囲	5	シーサイド南公園	シーサイド	3
大草公園	野副	3			
森山地域					
馬場公園	本村	7	干拓公園	田尻	1
本村公民館前広場	本村	4	梅野広場	田尻	2
森山グラウンド	本村	2	スポーツ交流館前広場	下井牟田	4
森山郷土資料館前広場	慶師野	5	上井牟田研修所前広場	上井牟田	81
慶師野公民館前広場	慶師野	3	殿籠公園	杉谷	3
唐比公民館前広場	唐比東	8			
飯盛地域					
月の丘公園	平古場	25	飯盛ふれあい会館前広場	開	19
飯盛グラウンド	平古場	21	小島グラウンド	開	3
251 いいもりじゃがーロード （市所有部分）	上原	128			
高来地域					
高来公民館宇良分館前広場	山道	16	高来ふれあい会館前広場	黒崎	12
高来西ゆめ会館前広場	峰	6	諫早市高来総合運動公園	小船津	3
高来支所前広場	三部壺	18			
小長井地域					
小長井田原体育館広場	田原	210	井崎グラウンド	井崎	40
小長井田原グラウンド	田原	256	牧グラウンド	牧	45
旧遠竹小学校校庭	遠竹	39	旧長里小学校校庭	大峰	20
小中学校					
諫早市立の各小学校校庭 （小長井小学校、伊木力小学校は除く）		24	諫早市立の各中学校校庭		14

（注） あくまでも一時避難場所であるので、危険がないと判断される時はすみやかに広域避難場所等に移動する必要がある。

4 車中避難について

余震が長期間にわたって頻発した場合など、建物内への避難に心理的不安のあるなどの理由により、自家用車等で寝泊りをする車中避難（車中泊）については、可能な範囲で一時避難場所を解放する。

一時避難場所以外の場所での車中避難を確認した場合は、車中避難者の状況把握や避難支援のため、一時避難場所へ誘導するものとする。

なお、車中避難者へは下記の点について注意喚起する。

- (1) 急性肺血栓塞栓症（エコノミークラス症候群）やエンジンをかけたままの就寝（排気ガス吸入による一酸化炭素中毒のおそれ）など、健康被害について十分に注意すること。
- (2) 余震がおさまり、建物内での避難生活が可能となった際は、速やかに自宅や指定避難所等に移動すること。
- (3) 一時避難場所の利用にあっては、市または管理者の指示に従うこと。

第6節 市民生活確保対策

大地震の発生によって、多数の市民が家屋の倒壊消失により被害を受け、あるいは電気・ガス・水道等の断絶により食事ができない状態や道路等交通網の障害により流通機構の機能が混乱、又は停止し、生活必需品を確保できない状態に陥った被災者に対し、生活必需品の給与を行い人心の安定に努めるとともに、市民生活に必要な環境の確保に努める。

1 食料の供給

非常時の食料供給計画は、第1編第3章第7節「食糧供給計画」による。

2 生活必需品の供給

り災者に対する被服、寝具その他の生活必需品の供給は、災害発生の時期（季節）二次災害の有無など、予期することが困難であるので、毛布等の備蓄品を除いて緊急調達によるものとする。

3 対象者

対象者の決定は、本部長が市内の被害状況、り災者の状況等から次の事項を勘案し決定するものとする。

(1) 炊き出しの対象

ア 避難所に収容されたもの

イ 住家の被害が全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等のため炊事の出来ない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪者等

電気、ガス等の被害により炊事が出来ない場合もあるので、本部長は決定にあたり留意する。

(2) 生活必需品の対象者

ア 災害により住家に全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水等の被害を受け生活必需品を手当て出来ない者

イ 被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損し、日常生活を営むことが困難な者

ウ 学用品の支給については第1編第3章第19節「文教対策計画」による。

4 緊急物資の調達方法

緊急物資の調達が市で出来ない場合は、県及び関係機関に調達又は斡旋を要請するものとし、県において調達出来ない場合、県は九州・山口各県に応援要請を行う。又必要に応じ、国に対し調達又は斡旋を要請する。

(1) 長崎県への調達等の要請事項

ア 必要な物資の品目及び数量

イ 引渡しを受ける場所及び引き受け責任者

ウ 連絡先及び連絡責任者

エ 荷役作業員の派遣の必要の有無

オ 経費の負担区分

カ その他参考となる事項

(2) 配分方法

緊急物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、町内会・自治会等の協力を求め公平の維持に努める。

5 給水対策

非常時の給水については第1編第3章第8節「給水計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

- (1) 近隣市町も被災し給水応援が受けられない場合は、被害を受けていない安全な水源を調査し、自衛隊等の応援により給水が実施出来る体制を早期に確立する。
- (2) 発災後は住民の混乱を防止するため、水道施設の被害状況、復旧見通し等について積極的な広報活動を行う。

6 応急住宅対策

第1編第3章第12節「応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

(1) 公営住宅等への入居斡旋

市営住宅等の空き室がある場合には、これら空き室への入居斡旋を行うこととし、不足する場合は県に協力要請し、近隣市町村及び近県の公営住宅の斡旋を行うこととする。

(2) 建築物の危険度判定

余震による二次災害を軽減し、建築物の安全性に対する住民の不安に応えるため応急危険度判定を実施する。

尚、判定の実施に当たっては関係機関に要請して専門技術者の派遣要請を行うものとする。

7 文教対策

地震災害時の文教対策については第1編第3章第19節「文教対策計画」によるが、特に児童・生徒の登校にあたっては、通学路の安全確認後に行うよう指導する。

8 防疫及び保健衛生対策

第1編第3章第14節「防疫及び保健衛生計画」による。

9 災害廃棄物対策

災害発生時のごみ及び倒壊家屋等の災害廃棄物については、第1編第3章第15節「清掃計画」、第1編第3章第16節「障害物の除去計画」に定めるほか、以下のとおりとする。

なお、大規模災害時における廃棄物（ごみ及びし尿）の処理については、「諫早市災害廃棄物処理計画」に別に定める。

(1) ごみ処理

- ア 平常時の収集・処理体制を基本として、市の委託業者が収集を行う。
- イ 災害時には県央県南クリーンセンターのごみ処理能力及び県央不燃物再生センターの処理能力を大きく超えることが想定されることから、障害物の集積予定場所についても数多く必要になる。このため、予定してある集積所では不足するので、需要に応じ避難民のいない学校運動場、公園、空地等を指定する。
- ウ ごみの区別区分は平常時と同様の区分を原則とする。
- エ 事業系ごみについては、平常時と同様に許可業者による収集を基本とする。
- オ 市は危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。
- カ 収集車両に不足が生じた場合や上記施設で処理が出来ない場合は、関係機関に応援要請を行う。

(2) し尿処理

- ア 平常時の収集・処理体制を基本として、市内収集業者が収集を行い、新倉屋敷クリーンセンターで処理する。
- イ 収集車両に不足が生じた場合や上記施設で処理が出来ない場合は、関係機関に応援要請を行う。

10 仮設トイレ

重大な災害が発生した場合、仮設トイレの設置及びし尿のくみ取りは、食料、生活必需品の供給とともに重要な課題となる。

これは都市化が進み下水道の普及率が向上するにつれ、その重要度も増してくると想定されるため、次の措置をとるものとする。

- (1) 仮設トイレを設置する場合は、避難箇所数及び避難者数を把握し、臭気など避難所や周辺世帯への影響を考慮のうえ、早期設置を行う。
尚、仮設トイレの設置については避難行動要支援者が利用出来るよう配慮する。
- (2) 水道や下水道が復旧し、水洗トイレが使用可能になった場合は、速やかに仮設トイレの撤去を行い、避難場所等の環境向上に努めるものとする。

11 死体の搜索処理並びに埋葬対策

第1編第3章第27節「救出及び死体の搜索処理並びに埋葬計画」による。

第7節 交通及び輸送対策

災害時における緊急物資の輸送及び交通規制等については、それぞれ第1編第3章第17節「輸送計画」及び第1編第3章第18節「交通応急対策計画」に定めるもののほか以下のとおりとする。

1 発災直後の対策

情報活動により市内の被災状況、道路等交通網の状況を把握し、すみやかに災害応急活動のために支障をきたさないよう関係機関に協力する。

緊急輸送路としては、長崎自動車道、国道34・57・207・251号等を利用し、物資の輸送にあたる。

2 地震発生時における運転者の心得

- (1) 出来る限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動させておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉めドアはロックしないこと。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。
- (5) 避難のために車両を使用しないこと。

3 ヘリポートの指定

県防災ヘリ等の離発着場として常設のヘリポートの申請を行うとともに、緊急時に利用可能な場所の調査を行う。

尚、第1編第3章第17節「輸送計画」を参照のこと。

第8節 災害時避難行動要支援者対策

第1編第2章第15節「災害時避難行動要支援者対策に関する計画」による。

第4章 地震災害復旧対策

- 第 1 節 災害復旧の実施責任者
第 1 編第 4 章第 1 節「災害復旧の実施責任者」による。
- 第 2 節 公共土木施設災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 2 節「公共土木施設災害復旧事業計画」による。
- 第 3 節 農林水産業施設災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 3 節「農林水産業施設災害復旧事業計画」による。
- 第 4 節 都市災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 4 節「都市災害復旧事業計画」による。
- 第 5 節 住宅災害復旧事業計画
住宅災害報告書
第 1 編第 4 章第 5 節「住宅災害復旧事業計画」による。
- 第 6 節 公立文教施設災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 6 節「公立文教施設災害復旧事業計画」による。
- 第 7 節 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 7 節「社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画」による。
- 第 8 節 上下水道災害復旧事業計画
第 1 編第 4 章第 8 節「上下水道災害復旧事業計画」による。
- 第 9 節 激甚災害に係る財政援助措置
第 1 編第 4 章第 9 節「激甚災害に係る財政援助措置」による。
- 第 10 節 被災者に対する就労支援に関する計画
第 1 編第 4 章第 10 節「被災者に対する就労支援に関する計画」による。
- 第 11 節 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等の預金者に対する非常払渡等に関する計画
第 1 編第 4 章第 11 節「簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付郵便貯金等の預金者に対する非常払渡等に関する計画」による。
- 第 12 節 生業資金の確保に関する計画
第 1 編第 4 章第 12 節「生業資金の確保に関する計画」による。
- 第 13 節 租税の徴収猶予、減免に関する計画
第 1 編第 4 章第 13 節「租税の徴収猶予、減免に関する計画」による。
- 第 14 節 農林水産業に関する金融の確保
第 1 編第 4 章第 14 節「農林水産業に関する金融の確保」による。
- 第 15 節 中小企業に関する金融の確保
第 1 編第 4 章第 15 節「中小企業に関する金融の確保」による。
- 第 16 節 被災者支援に関する計画
第 1 編第 4 章第 16 節「被災者支援に関する計画」による。

資料編

<災害協定>

●国・自治体間応援に関する協定

ページ

H17. 3. 1	諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定	大村市・長崎県県央振興局	317
H17. 3. 1	災害相互応援協定書	長崎市	320
H23. 6. 9	諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局	322
H23. 7. 29	災害時における相互応援協定書	岡山県津山市・島根県出雲市	324
H23. 10. 14	災害時における相互応援協定書	島原市・雲仙市・南島原市	325
H23. 11. 20	九州新幹線西九州ルート沿線5市災害応援協定	佐賀県武雄市・佐賀県嬉野市・大村市・長崎市	326
H24. 1. 18	災害時における相互応援協定書	佐賀県鹿島市・佐賀県江北町・佐賀県白石町・佐賀県太良町	327
H17. 3. 1	消防相互応援協定書	大村市・雲仙市・長与町・佐賀県太良町	328
H27. 11. 5	九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書	九州各工業用水道事業者	329
R3. 5. 28	本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定	国土交通省九州地方整備局長崎河川国道事務所・長崎県県央振興局・長崎地方気象台	332

●災害情報に関する協定

H17. 3. 1	災害情報に関する放送の実施に関する協定書	株式会社エフエム諫早	334
H24. 2. 21	災害時における情報伝達に関する協定書（アマチュア無線）	諫早市役所アマチュア無線クラブ	336
H26. 11. 27	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	337
R4. 4. 26	ケーブルテレビによる防災情報等の発信に関する協定書	諫早ケーブルメディア株式会社	339

●医療救護に関する協定

H17. 4. 1	災害時の医療救護に関する協定書	一般社団法人 諫早医師会	341
H24. 8. 30	災害時における諫早市への支援に関する協定書	公益社団法人 長崎県看護協会	343
H30. 12. 21	災害時の歯科医療救護に関する協定書	諫早市歯科医師会	344

●災害復旧に関する協定

H22. 5. 12	災害等の発生時における水道の応急支援に関する協定書	諫早市管工業協同組合	347
H22. 6. 3	災害等の発生時における諫早市への支援に関する協定書	一般社団法人 長崎県建設業協会諫早支部	349
R3. 6. 21	漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定	一般社団法人 水産土木建設技術センター	353
H25. 1. 25	災害時におけるLPガス供給に関する協定	一般社団法人 長崎県LPガス協会諫早支部	355
R3. 6. 15	災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	一般社団法人 長崎県産業資源循環協会	357
R3. 6. 15	災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書	長崎県環境保全協会・長崎県環境整備事業協同組合	360
H26. 6. 24	大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書	諫早電気工業協同組合	363
H26. 7. 11	大規模災害発生時における復興支援に関する協定書	長崎県土地家屋調査士会	365
H30. 3. 29	災害時における電気設備に関する協定書	協和機電工業株式会社	367
H30. 6. 19	諫早地区災害復旧に関する覚書	九州電力送配電株式会社 大村配電事業所	369
R4. 7. 5	災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人諫早市社会福祉協議会	373
R4. 7. 27	諫早市・日本下水道事業団災害支援協定	日本下水道事業団	375
R4. 7. 27	災害時における復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	379
R4. 7. 27	災害等の発生時における下水道の応急支援に関する協定	諫早市管工業協同組合	381
R8. 4. 14	災害時における応急対策業務に関する協定	長崎災害レッカー即応隊NEXT	383

●相互協力に関する協定

R5. 1. 13	災害時における相互協力に関する協定書	九州ガス株式会社	385

●避難所に関する協定

H26年度	避難所施設利用に関する協定書	長崎県立高等学校7校	387
H27. 3. 20	災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	長崎県老人福祉施設協議会 県央ブロック施設代表者会	390
H27. 6. 26	災害発生時における相互協力に関する協定書	長崎刑務所	392
H27. 12. 21	避難所施設利用に関する協定書	長崎ウエスレヤン大学	394
H28. 2. 2	避難所施設利用に関する協定書	鎮西学院高等学校	396
H29. 1. 17	地区別避難場所指定に関する協定書	社会福祉法人寿光会	398
H29. 1. 17	地区別避難場所指定に関する協定書	社会福祉法人幸生会	400
R3. 9. 27	災害時における施設等の利用に関する協定書	独立行政法人国立諫早青少年自然の家	402
R8. 2. 17	災害時における避難所としての施設利用に関する協定	学校法人奥田学園	404

●物資に関する協定

H28. 7. 5	災害時における物資の供給に関する協定書	長崎県農協組合・丸高商事株式会社	406
H28. 8. 5	備蓄物資の提供に関する協定書	株式会社たらみ	409
H30. 6. 14	災害時における物資供給に関する協定書	N P O法人コメリ災害対策センター	411
R3. 8. 17	災害時における物資供給に関する協定書	株式会社ナフコ	414
R5. 11. 2	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	416
R7. 11. 21	災害時におけるレンタル機材の優先提供に関する協定	太陽建機レンタル株式会社	420
R7. 12. 16	災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定	長崎県キッチンカー協会	423

●輸送・通信等に関する協定

H25. 2. 8	災害時における緊急輸送等に関する協定書	諫早市タクシー協会	425
H29. 3. 2	災害発生時における諫早市と諫早市内郵便局の協力に関する協定	諫早市内郵便局	427
H29. 8. 1	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	株式会社ゼンリン	430
H31. 4. 19	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	N T T西日本株式会社	435
R4. 4. 25	災害時における物資の保管及び輸送に関する協定書	ナガサキロジスティクス株式会社	437
R7. 10. 15	ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定	一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部	441

※協定書について、令和4年4月1日以降は、「総務課」を「危機管理課」に、「市民生活環境部」を「地域政策部」に読み替えることとする。

※協定書に定める別紙様式については、本計画書への掲載を省略する。

諫早土木事務所管内災害時防災相互応援協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第67条の趣旨に基づき、諫早土木事務所管内の諫早市または大村市において災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置が実施できない場合において、諫早市と大村市が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、相互の応援について必要な事項を定めるものとする。

(協定の適用区域)

第2条 この協定の適用区域は、協定を締結した市（以下「協定市」という。）の全域（以下「ブロック」という。）とする。

(応援の対象となる災害)

第3条 この協定による応援の対象となる災害は、災害の発生した協定市（以下「発災市」という。）独自の防災力を超える災害で、防災に関して発災市以外の協定市の応援を必要とするものとする。

(応援項目)

第4条 応援項目は次のとおりとする。

- (1) 災害応急措置に必要な職員の派遣
- (2) 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- (3) 避難・収容施設及び住宅の提供
- (4) 医療・防疫・ごみ・遺体処理等の支援
- (5) 災害応急措置に必要な車両、資機材の提供
- (6) その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(協定の運用体制)

第5条 本協定の円滑な運用を図るため、協定市の中から幹事市を選出する。

2 幹事市は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。

3 幹事市以外の市は、幹事市が被災等によりその事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 幹事市の任期は2年とする。

5 協定市は、次条の規定による応援要請手続き等が確実かつ円滑に行われるよう防災担当部所の長を連絡責任者（以下「連絡責任者」という。）として指定するとともに、災害が発生したときは、当該連絡責任者を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

6 幹事市は、少なくとも年1回、前項の連絡責任者で構成する会議を開催し、応援の実施のため

必要な情報の交換、防災に関する研修の実施等について協議するものとする。

（応援要請手続き等）

第6条 応援を要請しようとする発災市（以下「要請市」という。）は、災害の状況及び必要とする応援項目を明らかにして、直ちに電話、ファクシミリ等により他の協定市に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するとともに、次条の規定により、県へその旨通報するものとする。

2 前項の応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、実施しようとする応援項目を要請市に通知するものとする。

3 前2項の規定による応援要請に係る手続き等の細目は、第4条各号に定める応援項目ごとに別に定める。

4 要請市以外の協定市は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

（県の指導及び調整）

第7条 発災市は、前条の規定による応援要請後直ちに長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策地方本部（以下「県地方本部」という。）のうち当該市を管轄する県地方本部（以下「管轄地方本部」という。）に対して災害の状況等について通報し、この協定による応援等に関して、必要な指導及び調整を求めるものとする。

2 前項の指導及び調整を求められた管轄地方本部は、長崎県地域防災計画に定める長崎県災害対策本部（以下「県本部」という。）にその旨を報告するとともに、前項の規定による応援等に関して、必要な指導及び調整に努めるものとする。

3 県本部は、管轄地方本部が被災等により前項の事務を遂行できないときは、その事務を代行する。

4 第5条第3項の規定により幹事市以外の協定市が幹事市の事務を代行する場合において当協定市が被災等によりその事務を遂行できないときは、管轄地方本部又は県本部がその事務を代行する。

（ブロック以外の区域からの応援）

第8条 県本部は、第2条に規定するブロックにおいて十分な応急措置が実施できないと判断したときは、管轄地方本部と調整のうえ、ブロック以外の県地方本部に対して、必要な指示を行うとともに、法第4条第1項及び第72条第1項の規定による総合調整及び必要な指示を行うものとする。

（応援市の指揮等）

第9条 応援市は、応急措置の実施については、要請市の指揮の下に行動するものとする。

2 要請市が指揮不能の場合は、応援市は、応援市の判断の下に行動するものとする。

(報 告)

第10条 応援市は、応援の結果を応援活動終了後速やかに要請市及び管轄地方本部に報告するものとする。

2 要請市は、災害の概要を前項の報告を受けた後速やかに応援市及び管轄地方本部に報告するものとする。

(経費の負担)

第11条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた要請市の負担とする。

2 応援を受けた要請市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた要請市から要請があった場合には、応援市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の幹事市の任務)

第12条 幹事市は、他の条項において定めるもののほか、次に掲げる事務を行う。

(1) 各協定市における連絡責任者の連絡先及び応援能力等応援要請時に必要となる資料を取りまとめて保管するとともに、各協定市からの連絡により、それらを更新し、各協定市へ提供すること。

(2) 消防等他の広域防災応援協定の幹事担当部所との情報交換等を行うこと。

(3) 前2号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務

(他の相互応援協定との関係)

第13条 この協定は、協定市の相互間において個別に締結される防災の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定の定めのない事項は、協定市が協議して定める。

(適 用)

第15条 この協定は、平成17年3月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、協定市及び管轄地方本部が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成17年3月1日

諫 早 市 長

大 村 市 長

長崎県県央振興局長

(長崎県諫早土木事務所長)

災害相互応援協定書

この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づく市町村地域防災計画に定める防災業務を遂行し、地域住民の生命、財産の確保と福祉の増進に寄与するため同法第67条の規定により長崎市（以下「甲」という。）と諫早市（以下「乙」という。）は、相互応援に関し、次のとおり必要な事項を定め協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の行政区域において非常災害が発生した場合、災害の応急対策及び復旧対策の応援について必要な事項を定めることを目的とする。

（応援出場）

第2条 応援出場は、災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものとする。ただし、緊急の場合はその要請を待たず自主的に応援出場することができる。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により次の事項を明確にして行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）災害発生等の種類、日時及び場所
- （2）応援を必要とする人員、機械器具等の種別及び数量
- （3）応援隊の到着希望日時及び場所
- （4）その他必要事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援を受けた甲又乙は、それぞれの行政区域の防災対策上支障のない範囲で応援隊を派遣するものである。

- 2 応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具数量、到着予定時刻、応援隊の長の氏名等を文書により提出するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず応援の要請を受けた甲又は乙が、応援要請に応ずることが困難な場合においては、応援隊を派遣しないことができる。その場合は、遅滞なくその旨を相手方に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援隊の指揮は、受援地の現場最高指揮者が応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

(報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着、引き揚げ及び防災業務の状況を現場最高指揮者に報告するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の2箇月前に、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年3月1日

長崎市桜町2番2号

甲 長 崎 市 長

諫早市東小路町7番1号

乙 諫 早 市 長

諫早市における大規模な災害時の応援に関する協定書

国土交通省九州地方整備局長（以下「局長」という。）と諫早市長（以下「市長」という。）は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設（直轄施設を除く。以下「所管施設」という。）に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等による社会的な影響が大きい重大な自然災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）所管施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）現地情報連絡員（リエゾン）の派遣
- （4）災害応急措置
- （5）その他必要と認められる事項

（被災状況の連絡及び現地情報連絡員の派遣）

第2条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、九州地方整備局と諫早市は相互に連絡するものとする。なお、市長の応援要請があった場合または局長が必要と判断した場合は、局長は現地情報連絡員を諫早市に派遣し情報交換を行うものとする。この場合、市長は現地情報連絡員の活動場所を災害対策本部等に確保するものとする。

（応援の実施）

第3条 局長は、市長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

（応援要請の手続）

第4条 市長は、諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生、または発生のおそれがあり、九州地方整備局の応援を必要とする場合、九州地方整備局長・崎河川国道事務所長に電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

- 2 局長（局長からの指示を受けた九州地方整備局の職員を含む）は、前項の応援要請を受け、応援を行う場合には、市長（市長からの指示を受けた諫早市の職員を含む）に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 諫早市内の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合等であっても、特に緊急を要し、かつ応援要請に時間を要する場合は、局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ別紙－3の文書にて応援内容を局長から市長に通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難である場合は、事前に連絡することを要しない。

(経費の負担)

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については次のとおりとする。

(1) 災害初動時に第1条(1)、(2)及び(3)の応援を行う場合

九州地方整備局の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地方整備局が災害等支援本部を設置している期間とする。

(2) 第1条(4)及び(5)の応援を行う場合

原則として諫早市の負担とするが、第1条(4)の応援を行う場合で、次の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地方整備局の負担とする。

- ① 大規模な災害と認められる場合
- ② 国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ③ 被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧を含まない。）
- ④ 広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が明確でない場合、もしくは関係者間で連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地方整備局企画部防災課と諫早市総務課は、平常時から防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この協定書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、局長と市長が協議して定めるものとする。

2 この協定書に関する実務責任者は、九州地方整備局においては企画部防災課長、諫早市においては総務課長とする。

(運用)

第9条 この協定書は、平成23年6月9日から適用するものとする。

平成23年6月9日

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号
国土交通省九州地方整備局長

長崎県諫早市東小路町7番1号
諫 早 市 長

災害時における相互応援協定書

岡山県津山市、長崎県諫早市及び島根県出雲市は、いずれかの市域において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した市（以下「被災市」という。）の要請により、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2） 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （3） 救援及び救助活動に必要な車両、船舶等の提供
- （4） 救援、医療、防疫、その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- （5） ボランティアのあっせん
- （6） 被災した児童、生徒の一時受入れ
- （7） 被災者に対する住宅のあっせん
- （8） 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請する被災市は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3） 応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4） 応援場所及び応援場所への経路
- （5） 応援を必要とする期間
- （6） 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 災害による通信途絶等により被災市から前項の要請がない場合、被災市以外の市は、自主的に情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の市長の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 関係市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項は、関係市が協議し定めるものとし、協定成立の証として本書を3通作成し、各市長署名押印のうえ、各々1通を保有するものとする。

平成23年 7月29日

津山市長 _____

諫早市長 _____

出雲市長 _____

災害時における相互応援協定書

島原市、諫早市、雲仙市及び南島原市（以下「協定市」という。）は、協定市の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する大規模な災害等が発生した場合、被害を受けた市（以下「被災市」という。）の要請にこたえ、応急対策及び復旧対策が円滑に遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （4）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災市は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 被災市において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかで、通信途絶等の状況にある場合、他の協定市は、自主的な情報収集を行い、被害甚大と判断される場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定市は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災市の指揮の下に行動するものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（情報交換）

第6条 協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を4通作成し、協定市が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 23年10月14日

島 原 市 長
諫 早 市 長
雲 仙 市 長
南 島 原 市 長

九州新幹線西九州ルート沿線 5 市災害応援協定

(趣旨)

第 1 条 この協定は、九州新幹線西九州ルートの沿線に所在する武雄市、嬉野市、大村市、諫早市及び長崎市（以下「協定市」という。）において、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した場合において、被害を受けた協定市（以下「被災市」という。）独自では被災者の救援、災害応急対応等が困難なときに協定市相互間において迅速な応援を遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援)

第 2 条 協定市間において行う応援は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活に必要な物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 救助、応急対応等にかかる職員の派遣
- (4) 避難者の受け入れ及び住宅のあつせん
- (5) ボランティアのあつせん
- (6) 前各号に掲げるもののほか特に必要とする事項

(応援の要請)

第 3 条 被災市は、電話その他の方法により次の事項を明らかにして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 物資等の種類、品名、数量及び受領場所その他物資等の提供に必要な事項
- (3) 職員の職種及び人員等の派遣に必要な事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第 4 条 応援を要請された協定市は、可能な限り応援するように努めるものとする。

(協議)

第 5 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 5 通作成し、各協定市は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 11 月 20 日

佐賀県 武雄市長
佐賀県 嬉野市長
長崎県 大村市長
長崎県 諫早市長
長崎県 長崎市長

災害時における相互応援協定書

鹿島市、江北町、白石町、太良町及び諫早市（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害その他の大規模な災害が発生した際、被害を受けた自治体（以下「被災自治体」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、迅速かつ円滑に応急対策及び復旧対策が遂行されるよう、災害時の相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（応援の内容）

第1条 応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （2）被災者の救出、防疫、施設の応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- （3）災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- （4）救援、防疫及び応急復旧に必要な職員の派遣
- （5）被災者の受け入れ及び住宅のあっせん
- （6）前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援の要請等）

第2条 応援を要請しようとする被災自治体は、電話その他の方法により次の事項を明確にして要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）応援を必要とする物資等の種類及び数量
- （3）応援を必要とする職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援期間
- （6）前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災自治体以外の協定自治体は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認める場合は、前条に規定する必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該応援は、応援要請を受けて行ったものとみなす。

（応援の実施）

第3条 応援を要請された他の協定自治体は、誠意をもってこれを実施する。

（指揮）

第4条 応援の業務に従事する職員は、応援要請を行った被災自治体の指揮の下に行動するものとする。

（情報交換）

第5条 協定自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて協議を行い、地域防災計画その他必要な情報を交換するものとする。

（その他）

第6条 この協定の履行に関し必要な事項及び定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を5通作成し、協定自治体が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年 1月18日

佐賀県鹿島市長
佐賀県江北町長
佐賀県白石町長
佐賀県太良町長
長崎県諫早市長

消防相互応援協定書

消防組織法第21条の規定により諫早市（以下「甲」という。）と 市（町）（以下「乙」という。）との間に消防の相互応援に関し次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、いずれか一方の区域に火災その他の災害が発生したときは相互に
応援するものとする。

（応援要請）

第2条 応援は災害の発生に対し、甲、乙はそれぞれの要請に基づき相互に行うものとする。ただし、緊急又はその他必要と認めるときは要請によらないで出動することができる。

（費用負担）

第3条 出動に要した費用は、応援した方の負担とする。ただし、事故により生じた経費については、相互協議のうえ決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成17年3月1日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了2カ月前、甲又は乙いずれの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

（協議）

第5条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は甲、乙協議して定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する。

平成17年3月1日

甲 諫 早 市 長
乙 大 村 市 長
雲 仙 市 長
(愛 野 町 長)
長 与 町 長
佐賀県太良町長

九州地域における工業用水道災害時等の相互応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、九州地域の各工業用水道事業者のうち本協定を締結した者（以下「協定事業者」という。）が管理する工業用水道が地震等の大規模な災害等により被災し、当該被災をした協定事業者（以下「被災事業者」という。）が独自では緊急の復旧措置が実施できない場合において、被災事業者からの要請により、他の協定事業者が行う応援活動を迅速かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(協定事業者)

第2条 第1条に規定する協定事業者は下記のとおりとする。

圏域	協定事業者
福岡県	福岡県企業局
	北九州市上下水道局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
	伊万里市水道部
長崎県	諫早市上下水道局
	大村市上下水道局
	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
	合志市水道局
	大津町工業用水道課
	西原村産業課
大分県	大分県企業局
	杵築市上下水道課
	国東市上下水道課
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(代表事業者)

第3条 応援活動を円滑に実施するため、各県を一つの圏域として、各圏域を代表する協定事業者（以下「代表事業者」という。）を下記のとおり定める。

圏域	代表事業者
福岡県	福岡県企業局
佐賀県	佐賀県東部工業用水道局
長崎県	松浦市上下水道課
熊本県	熊本県企業局
大分県	大分県企業局
宮崎県	宮崎県企業局
鹿児島県	鹿児島県工業用水道部

(応援の要請等)

第4条 被災事業者は、他の協定事業者から応援を受けようとするときは、当該圏域の代表事業者に応援を要請するものとする。

2 前項の規定による応援の要請を受けた代表事業者（以下「応援主管事業者」という。）は、速やかに他圏域の代表事業者及び他の応援を行う協定事業者（以下「応援事業者」という。）と協力して被災事業者に対する応援活動を実施するものとする。

(応援の内容)

第5条 応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣
- (2) 物資及び資機材の提供
- (3) その他被災事業者から要請のあった事項

(物資等の携行)

第6条 応援事業者は、被災事業者に職員を派遣する場合は、別に定めるところにより当該職員に必要な物資等を携行させるものとする。

(情報の交換)

第7条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、関係資料等の必要な情報を、別に定めるところによりあらかじめ相互に交換するものとする。

(経費の負担等)

第8条 応援活動に要した経費は、原則として被災事業者の負担とする。

2 応援事業者の職員が応援活動に際して第三者に損害を与えた場合、その損害が応援活動の從事中に生じたものについては被災事業者が、被災事業者への往復の途中において生じたものについては応援事業者が、それぞれ賠償の責めを負う。

3 被災事業者が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、当該被災事業者から要請があった場合には、応援事業者は、当該経費を一時立て替えて支弁するものとする。

4 応援事業者の職員の派遣に要する経費については、応援事業者が定めるところにより算出した当該職員の旅費及び諸手当の額をもって定めるものとする。

5 前4項の定めによりがたいときは関係事業者が協議して定めるものとする。

(公務災害補償に関する請求手続)

第9条 応援事業者が派遣した職員が、応援活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合における公務災害補償に関する請求手続は、被災事業者が作成する公務災害についての意見書及び事実関係を明らかにした報告書等に基づいて、応援事業者が行うものとする。

2 応援事業者は、前項に規定する請求手続を行った場合は、その結果を被災事業者に報告するものとする。

(国への応援の要請)

第10条 応援主管事業者は、この協定に基づく被災事業者への応援活動ができない場合は九州経済産業局へ応援要請するものとする。

(連絡会議の開催)

第11条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、毎年1回以上定期又は随時に連絡会議を開催するものとする。

(訓練)

第12条 協定事業者は、この協定に基づく応援活動が迅速かつ円滑に行われるよう、合同で訓練を実施するよう努めるものとする。

(他の協定との関係)

第13条 この協定は、協定事業者が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第14条 この協定の実施に関し必要な細則事項は、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定事業者が協議して定めるものとする。

(施行期間)

第15条 この協定は、平成27年11月5日から施行する。

また、協定満了期日は、平成28年3月31日とし、満了期日3ヶ月前までに協定事業者からの意思表示がない場合は、期日満了の翌日より、協定期日を1年間延長し、その後も同様とする。

この協定を締結したことを証するため、この協定書 16 通を作成し、関係者記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 11 月 5 日

福岡県企業管理者

北九州市工業用水道事業管理者

佐賀県東部工業用水道管理者

伊万里市水道事業管理者

諫早市上下水道事業管理者

大村市上下水道事業管理者

松浦市水道事業 松浦市長

熊本県知事

合志市長

大津町長

西原村工業用水道事業管理者 西原村長

大分県企業局長

杵築市長

国東市長

宮崎県企業局長

鹿児島県知事

本明川水害タイムラインに基づく意思決定グループ連携に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）、九州地方整備局長崎河川国道事務所（以下「乙」という。）、長崎県県央振興局（以下「丙」という。）及び長崎地方気象台（以下「丁」という。）は、本明川水害タイムライン（以下「タイムライン」という。）に基づく、甲によるタイムラインの円滑かつ継続的な運用を行うための手法を明確にするため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、タイムラインに基づき、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行う事により、甲の区域において、甲の的確な避難指示、住民の円滑な避難誘導、被害軽減を図り、住民の安全及び安心を確保し、生活の安定を保持するため、甲、乙、丙及び丁のタイムラインに係る連携内容及び運用方針について確認することを目的とする。

（タイムラインに係る連携内容）

第2条 甲は、タイムラインの円滑な実施のために必要な助言等が得られるよう事前防災の実施状況等を乙、丙及び丁に情報提供するものとする。乙、丙及び丁は、甲が事前防災行動を迅速かつ的確に行えるよう、気象や水位の予測等の情報を甲に提供する。また、乙、丙及び丁は、可能な範囲で甲に助言等を行うものとする。これらの内容は、以下のとおりとする。

- （１） 甲による事前防災行動の実施状況等に関する情報提供
- （２） 甲による住民の避難行動等に関する情報提供
- （３） 甲が開催する防災会議等への参加又は情報提供
- （４） 乙、丙による組織の体制に関する情報提供
- （５） 乙、丙による本明川、半造川及び支川の水位予測等の河川に関する情報提供及び助言(水害リスクライン等)
- （６） 乙、丙による災害対策用資機材等の確保状況の情報提供
- （７） 丁による気象に関する予測等の情報提供及び助言（防災情報提供システム等）

（タイムラインに係る連携の開始時期）

第3条 乙、丙及び丁がタイムラインに係る連携を行う時期は、以下のとおりとする。

- ① 乙、丙及び丁が、甲の区域において風水害が発生する恐れが高いと判断したとき。
- ② 甲から要請があったとき。

(タイムラインの継続的改善)

第4条 甲、乙、丙及び丁は、防災訓練等の場において平時からタイムライン運用訓練を行うものとし、出水期後には一年間の振り返りを行い、必要であればタイムラインを改善し、運用精度を高めるものとする。また、甲が実施するタイムラインの変更・更新について、乙、丙及び丁は連携して作業を行うものとする。

(その他)

第5条 本協定に関する疑義又は定めのない事項、内容の変更については、その都度甲、乙、丙及び丁が協議するものとする。

令和 3 年 5 月 2 8 日

甲 諫早市長

乙 九州地方整備局
長崎河川国道事務所長

丙 長崎県県央振興局長

丁 長崎地方気象台長

災害情報に関する放送の実施に関する協定書

災害情報に関する放送の実施について、諫早市（以下「甲」という。）株式会社エフエム諫早（以下「乙」という。）との間に次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内で災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象（以下「災害等」という。）が発生し、又は発生する恐れがある場合に、乙の放送設備を使用し行われる災害情報に関する放送の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害情報 法第50条第1項各号に掲げる事項に係る情報その他災害等に関する情報で市民に対して周知することが求められるものをいう。
- （2） 直接放送 甲が乙の電話放送装置を乙の承認する方法により使用して行う災害情報に関する放送をいう。
- （3） 間接放送 乙が甲からの要請に基づき行う災害情報に関する放送をいう。

（直接放送）

第3条 甲は、次の各号に掲げる場合は前条の規定にかかわらず、直接放送をすることができる。

- （1） 早朝又は夜間において、乙の放送局員が不在の場合に、震度4以上の地震が発生したとき。
- （2） 乙の放送局員が不在の場合において、次に掲げるとき。
 - ア 震度1～3の地震が発生したとき。
 - イ 気象庁から台風、大雨、洪水、高潮、津波等の警報（諫早市域に係るものに限る。）が発令されたとき。
- （3） その他 市民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認める場合

2 甲は、前項の規定に基づき直接放送するときは、乙の承諾を要しないものとする。

3 乙は、甲が円滑に直接放送が行えるように協力するものとする。

4 甲は直接放送を実施した時は、放送記録票（日時・内容・発信者名）を作成し、乙に対し報告するものとする。

(間接放送)

第4条 甲は、災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合は、乙に対して間接放送を要請することができる。

2 前項の要請は、放送要請書によるものとする。ただし、放送要請書によるいとまのないときは、この限りでない。

3 乙は、第1項の規定により甲から間接放送の要請を受けた場合は放送の形式、内容等をその都度決定し、速やかに放送するものとする。

(連絡責任者)

第5条 直接放送及び間接放送が円滑に実施できるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届けておくこととする。

(費用)

第6条 直接放送及び間接放送の実施に係る費用は、無償とする。

(有効期限)

第7条 この協定の有効期限は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、この期間満了の日の3ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議の申し出がないときは、この期間を1年延長するものとし、その後も同様とする。

(訓練)

第8条 甲及び乙は、直接放送及び間接放送が迅速かつ的確に行われるよう、定期的に非常災害対策訓練を行うこととする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ定める。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成17年3月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市宇都町29番1号

乙 株式会社エフエム諫早
代表取締役

災害時における情報伝達に関する協定書

(アマチュア無線)

諫早市（以下、「甲」という。）と諫早市役所アマチュア無線クラブ（以下、「乙」という。）は、災害時における情報の収集活動及び伝達活動について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲の行政区域及びその周辺で地震、風水害等の自然災害及び大規模な事故（以下、「災害等」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の会員（以下、「会員」という。）が甲に協力して、災害等に関する情報の収集活動及び伝達活動を行うために必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害が発生し通信連絡が困難又は不可能な場合で災害情報の収集及び伝達において必要があると認めるときは、乙に対し、情報の収集活動及び伝達活動について協力を要請することができる。

(要請手続き)

第3条 この協定に基づく甲から乙への要請は、総務部総務課長が担当する。

2 前項の要請手続きは、口頭及び電話等をもって行うものとする。

(情報収集内容)

第4条 乙は、次に掲げる事項についてその内容を収集し、甲に連絡するものとする。

- (1) 被害の発生場所及びその状況
- (2) 火災、建物倒壊等による被災者の発生状況及び救護状況
- (3) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (4) 市民等の避難状況
- (5) 電気、電話、水道等のライフラインの被害状況及び応急対策の状況
- (6) 医療機関の開設状況
- (7) その他必要と認められる事項

(市施設の運営管理)

第5条 市役所、支所及び出張所に開設（常設）しているアマチュア無線局の機器の維持管理にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 乙は、市役所、支所及び出張所アマチュア無線局運営（局の運営、機器使用）については、責任をもって行うものとする。

(会員名簿の提出)

第6条 乙は、毎年1回その会員の名簿を甲に提出するものとする。

(便宜供与)

第7条 甲は、第2条に定める協力を要請した場合において、乙又は会員から、情報連絡用に常設するアマチュア無線局以外の設置について協力を求められたときは、これに協力することができる。

(訓練の実施)

第8条 甲及び乙は、協定に基づく情報伝達が円滑に行われるよう、必要な訓練を実施するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成24年2月21日から平成25年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了前1月までに甲、乙いずれかから何ら意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、以後この例による。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月21日

甲	諫 早 市
	諫 早 市 長
乙	諫早市役所アマチュア無線クラブ
	会 長

災害に係る情報発信等に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、諫早市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が諫早市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の各号から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトを、乙がインターネット上で運営するサービス（以下「ヤフーサービス」という。）上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、諫早市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、諫早市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の諫早市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、諫早市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から2015年3月31日までとし、期間満了の前日までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、同一の内容を持って期間満了の翌日から1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2014 年 11 月 27 日

甲：長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙：東京都港区赤坂九丁目7番1号
ヤフー株式会社
代表取締役

ケーブルテレビによる防災情報等の発信に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早ケーブルメディア株式会社（以下「乙」という。）とは防災等に係る情報発信に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、諫早市内で風水害その他の災害の発生する恐れがある場合、または災害及び危機的事案が発生した場合において、乙の ケーブルテレビ放送設備を用いて行う情報発信に関し、必要な事項を定める。

（情報提供の範囲）

第2条 甲が乙に提供する情報の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 河川監視カメラの映像
 - （2） 防災行政無線の放送内容に関する音声情報
 - （3） その他、防災・災害等に関する情報
- 2 前項第2号の情報については、市内全域に放送する情報に限定するものとする。

（情報発信の方法）

第3条 乙は、甲が提供する情報について、その内容を正確に情報発信するものとし、甲が特段の保留を付さない限り、乙が適切と判断する方法により情報発信をすることができるものとする。

- 2 乙は、前条第1項第2号の情報を甲から受け取った場合、乙のケーブルテレビ放送設備により速やかに情報発信を行うものとする。

（設備の整備及び管理）

第4条 甲及び乙は、情報の提供及び受け取りにあたり必要な設備を各々整備するものとする。

- 2 情報の提供及び受け取りのために必要となる設備の管理責任については、別表のとおりとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく甲の情報の提供に係る費用、乙の情報の受け取り及び発信に係る費用については、各々の負担により行われることを基本とする。

- 2 甲は、乙に対し、必要に応じ支援を行うものとする。

(協定の期間)

第6条 この協定の期間は、この協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、協定期間満了の1月前までに甲又は乙からこの協定の解約の申出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後もこの例による。

(協定の解除)

第7条 乙が災害情報を発信する施設として機能しない状態となった場合は、甲又は乙はこの協定を解除することができる。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議の上、解決するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和 4年 4月 26日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市福田町18番23号
諫早ケーブルメディア株式会社
代表取締役社長 南 浩一郎

災害時の医療救護に関する協定書

災害時における応急的な医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人諫早医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（医療救護計画）

第2条 乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 医療救護班の編成計画
- (2) 医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡計画
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむをえない事情により、甲の要請を受けるいとまのない場合には、乙は自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (2) 医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 死亡の確認
- (4) 助産
- (5) その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1) 医療救護班の派遣に要する経費

(2) 医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成18年3月31日までとする。

2 前項の期間満了が2箇月間前に、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成17年4月1日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市永昌町23番23号

乙 一般社団法人諫早医師会
会 長

災害時における諫早市への支援に関する協定書

災害時における避難者支援を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人長崎県看護協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、避難所の開設及び看護支援活動について甲から乙に協力を求めることに必要な事項を定めるものとする。

（避難所の開設）

第2条 甲は、災害の状況により乙の「ながさき看護センター」（以下「センター」という。）を避難所として開設する必要がある場合には、乙に対し避難所の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には避難所を開設するものとする。

（災害時の看護支援活動）

第3条 甲は、災害時に設置する避難所や救護所等において必要と認めた場合に、乙に対し看護支援活動の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合においては、センター内に設置する災害対策本部において、看護支援活動のための連絡、調整を行うものとする。

（実費弁償等）

第4条 協定に基づき乙が実施した避難所の開設及び看護支援活動に要する費用の負担については、双方で協議し決定するものとする。

（災害補償）

第5条 協定に基づき実施される避難所の開設及び看護支援活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、諫早市消防団員等公務災害等補償条例によるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から当該年度の末日までとする。

2 前項の期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がないときは、同一内容により期間満了の日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成24年 8月30日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市

諫 早 市 長

諫早市永昌町23番6号

乙 公益社団法人 長崎県看護協会

会 長

災害時の歯科医療救護に関する協定書

災害時における応急的な歯科医療救護を迅速に実施するため、諫早市（以下「甲」という。）と諫早市歯科医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、本市において災害が発生した場合において、諫早市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う歯科医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、歯科医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。その内容を変更したときも同様とする。

2 前項の歯科医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 歯科医療救護班の編成計画
- (2) 歯科医療救護班の活動計画
- (3) 関係機関との通信連絡網
- (4) 指揮系統
- (5) 訓練計画
- (6) その他必要な事項

（歯科医療救護班の派遣）

第3条 甲は、防災計画に基づき、歯科医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を設置し、派遣するものとする。

3 緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受けるとまのない場合には、乙は自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

4 乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

(歯科医療救護班の業務)

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲が避難場所、避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うことを原則とする。

2 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (2) 歯科医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- (3) 身元確認作業に関する協力
- (4) その他状況に応じた処置

(歯科医療救護班の輸送)

第5条 甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、歯科医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。

(医薬品等の供給)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

(医療費)

第7条 救護所における医療費は、無料とする。

(実費弁償等)

第8条 協定に基づき乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

- (1) 歯科医療救護班の派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

2 前項第1号の経費については長崎県災害救助法施行細則（昭和35年長崎県規則第42号）別表第2に定めるところによる。

(災害補償)

第9条 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となったときの補償は、諫早市消防団員等公務災害補償条例（平成17年条例第77号）による

ものとする。

(細目)

第10条 この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、協定の締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の協定期間の満了する日の30日前までに、甲又は乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成30年12月21日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市東本町1番14号 中川ビル302号

乙 諫早市歯科医師会

会 長

災害等の発生時における水道の応急支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況についての情報提供
- (2) 断水地域への応急給水のための運搬車両、資機材等の提供その他の協力
- (3) 損傷した甲の水道施設の応急復旧業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

- 2 乙が前条第2号及び第3号並びに第4号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（労働災害の補償）

第5条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

(支援体制の整備)

第6条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(訓練の実施)

第7条 乙は、組織的な支援体制を整備するため、必要に応じ、訓練を実施するものとする。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年5月12日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

上下水道事業管理者

(水道事業管理者)

諫早市天満町1番17号

乙 諫早市管工業協同組合

理事長

災害等の発生時における諫早市への支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県建設業協会諫早支部（以下「乙」という。）とは、地震、暴風、豪雨その他の災害及び寒波等の異常な自然現象（以下「災害等」という。）の発生時における諫早市への支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内における災害等の発生により、市道、農道などの公共土木施設（以下「市道等」という。）の損壊など市民生活に重大な影響をもたらす緊急事態が発生した場合において、甲からの要請に基づき、乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、諫早市内における災害等の発生により乙の支援を受ける必要が生じたときは、速やかに乙に対して支援を要請するものとする。

（支援の実施）

第3条 乙は、甲からの要請を受けて、災害復旧業務（次条各号に定める業務をいう。以下同じ。）への車両の提供、従事者の派遣その他甲からの要請を受けた措置を講ずるものとする。

（災害復旧業務）

第4条 甲からの要請を受けて、乙が行う災害復旧業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害等により損壊をした市道等の復旧業務
- (2) 前1号に掲げるもののほか、甲が必要と認めた業務

（支援に関する費用）

第5条 甲は、乙が行う災害復旧業務に関し、必要な費用を乙に支払うものとする。

2 前項の規定による費用については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

3 乙は、第1項の規定による費用を甲の指示する方法により請求するものとする。
この場合において、甲は請求を受けた日から起算して30日以内に、乙に支払うものとする。

(労働災害の補償)

第6条 甲からの要請に基づき、乙が派遣した従事者が災害復旧業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は、災害復旧業務による負傷若しくは疾病により死亡、若しくは障害の状態になった場合は、乙の労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）の適用により補償するものとする。

(支援体制の事前整備)

第7条 乙は、甲からの要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ次に定める体制を整備し、その内容を甲に連絡するものとする。連絡内容に変更が生じた場合も同様とする。

- (1) 連絡網の整備等による組織的な支援体制の整備
- (2) 所属会員に対する乙の内部指揮系統の整備

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成22年6月3日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

諫早市天満町37番16号

乙 一般社団法人 長崎県建設業協会諫早支部
支部長

建設業協会協力体制一覧表 1（令和 8 年度）

役 職 名	氏 名	会 社 名	会社番号	1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。 2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。 3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。				
対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)	35-2126	(一社)長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel：0957-22-1282 (夜・休日) 高松事務局長 T e l：090-6779-5578 4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待つて出動態勢を解散する。 5. 諫早市道路凍結防止剤散布業務委託事業にも対応するが、(株)西海建設諫早営業所は除く。				
対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)	48-0166					
対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)	23-7829					
対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設	32-4440					
事務局	高松 保典	建設協会	22-1282					
諫 早 東 地 区				諫 早 中 央 地 区	諫 早 南 地 区	諫 早 北 地 区		
小野・長田出張所				小栗・有喜出張所				
赤崎、黒崎、小野、小野島、曙川内、宗方、長野、小豆崎、西里長田、白木峰、正久寺、白浜、高天白原、猿崎	会 社 名	会 社 名	電話番号	会 社 名	電話番号	会 社 名	電話番号	
担当	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	担当者名	
◎(株)山口建設	2 4 - 1 9 7 2	◎吉川建設(株)	4 6 - 7 3 3 1	◎西州建設(株)	3 6 - 5 7 1 1	◎宇木建設(株)	2 3 - 7 8 2 9	
山口 伸一郎		尾崎 秀一		池松 慎也		黒田 秀喜		
○小野建設(株)	2 3 - 3 1 3 0	○(株)荒木組	2 6 - 1 9 6 5	○(株)公文建設	2 3 - 1 6 3 0	新菱テック(株)	2 4 - 1 9 7 8	
金原 寛幸		大野 佑樹		吉田 貴博		辻田 和彦		
大起建設(株)	2 2 - 6 2 4 5	(株)ニシケン	2 5 - 3 1 7 7	(株)豊 恒	2 2 - 8 3 8 6	(株)安全総業	2 3 - 8 8 2 5	
中尾 誠		西川 伊和喜		前田 寛史		濱崎 学		
(株) 亮	2 3 - 0 7 1 0			(株)金原建設	2 3 - 1 0 5 8	(株)西海建設諫早営業所	2 2 - 8 0 1 1	
山田 真一				森 貴克		井手 忠義		
(株)吉永産業 長崎支店 濱 達也	095-865-6615			(株)上滝 諫早営業所	2 2 - 5 5 8 1			
				山口 雅彦				

◎＝責任者、○＝副責任者

建設業協会協力体制一覧表 2（令和 8 年度）

役 職 名	氏 名	会 社 名	会社番号	1. 対策本部は、諫早市役所及び各支所からの要請を受けてから災害対策活動に当たること。 2. 各会員事業所においては、警報が発令されたら出動できる態勢に入り、対策本部からの指示を待つこと。 3. 対策本部より指示を受けて出動した者は、必ずその結果を対策本部に報告すること。							
				(一社) 長崎県建設業協会諫早支部 (平日昼) Tel : 0957-22-1282 (夜・休日) 高松事務局 長 T e l : 090-6779-5578 4. 対策本部は諫早市役所及び各支所からの警報発令の解除を待って出動態勢を解散する。 5. この体制一覧表は市道路凍結防止剤散布委託事業にも対応する。							
対策本部長	中嶋 一也	中島建設(株)	35-2126	森 山 町 地 区 森 山 支 所 会 社 名 電話番号 担当者名 ◎中島建設(株) 3 5 - 2 1 2 6 眞崎 典晃 ○山本産業(株) 3 6 - 0 2 0 2 山本 隆幸 (有)東友建設 3 6 - 0 6 6 0 寺尾 浩幸 (有)井手建設 3 5 - 2 5 5 5 井手 進一	飯 盛 町 地 区 飯 盛 支 所 会 社 名 電話番号 担当者名 ◎山本建設(株) 4 8 - 0 1 6 6 山本 勇 ○(株)日野建設 4 8 - 0 6 6 6 菖蒲 正文 中原土木(株) 4 8 - 0 6 1 7 中原 清隆 濱田建設工業(株) 4 9 - 1 3 3 7 濱田 博紀 (株)飯盛グリーン開発 2 8 - 4 0 0 1 植松 将志	多 良 見 町 地 区 多 良 見 支 所 会 社 名 電話番号 担当者名 ◎(株)森開発 4 3 - 0 2 2 0 牧野 和則 ○黒木建設(株) 2 2 - 4 3 0 9 鶴田 暁 (株)溝上建築 4 3 - 1 4 6 8 溝上 元規					
対策副本部長	山本 勇	山本建設(株)	48-0166								
対策委員長	黒田 秀喜	宇木建設(株)	23-7829								
対策副委員長	山崎 弘文	(株)山崎建設	32-4440								
事務局	高松 保典	建設協会	22-1282								
高 来 町 地 区 高 来 支 所	小 長 井 町 地 区 小 長 井 支 所	会 社 名 電話番号 担当者名	3 4 - 3 6 0 8	◎(有)中尾建設	中尾 大樹	○(株)吉次工業 2 1 - 3 3 5 3	井上 和彦	(株)長里建設 3 4 - 2 3 0 1	山口 健志	(株)有明商事 3 4 - 2 0 0 1	立石 正隆
山崎 弘文	3 2 - 4 4 4 0	◎(株)山崎建設	3 2 - 5 4 1 1	○(株)野副建設	古藤 隆司	(株)小森建設	小森 浩輝				

◎＝責任者、○＝副責任者

漁港等の施設の災害復旧支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人水産土木建設技術センター（以下「乙」という。）は、甲の所管する漁港等の施設について災害が発生した場合において、乙が行う災害復旧のために必要な業務（以下「災害復旧支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、乙が行う災害復旧支援に関して基本的な事項を定め、災害復旧支援の円滑な実施により、被災した漁港等の施設の迅速な復旧を図ることを目的とする。

（対 象）

第2条 この協定の対象となる災害は、高潮、波浪、地震、津波その他異常な天然現象により生ずる災害とする。

2 この協定の対象となる漁港等の施設とは、甲の所管する漁港、漁場、海岸等の施設をいう。

（災害復旧支援の内容）

第3条 この協定により乙が行う災害復旧支援は、次に掲げるものとする。

- （1）災害の状況を確認するために行う現地調査業務
- （2）災害報告に必要な資料の作成業務
- （3）災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への対応業務
- （4）前3号に掲げる災害復旧支援に附帯する業務
- （5）その他甲が要請する災害復旧支援業務

（災害復旧支援の要請）

第4条 甲は第2条の災害が発生し乙に災害復旧支援を要請する場合には、別途定める様式により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請することが困難な場合は電話等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（災害復旧支援の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請があったときは、可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

（契約の締結）

第6条 甲は、乙が前条に基づき災害復旧支援を実施する場合は、その都度必要な契約を締結するものとする。

(災害復旧支援の完了の報告)

第7条 乙は、前条の規定による災害復旧支援を完了したときは、甲に対し速やかに別途定める様式により報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、乙から前条の報告を受けたときは、第6条の契約に基づき災害復旧支援に要した費用を負担するものとする。

(協定の廃止)

第9条 甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議のうえこの協定を廃止することができるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から廃止する日までの期間とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和3年 6月21日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

東京都中央区築地2丁目14番5号

乙 一般社団法人水産土木建設技術センター

理事長 吉塚 靖浩

災害時におけるＬＰガス供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県ＬＰガス協会諫早支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の原因による大規模な災害が諫早市内で発生した場合（以下「災害時」という。）に、ＬＰガスの円滑な供給を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害時に、甲と乙が相互に協力し、被災した市民等に対して行うＬＰガスの供給に関する協力事項を定め、迅速かつ的確な支援活動を遂行することで市民生活の安定を図ることを目的とする。

（定義）

第２条 この協定において「ＬＰガス供給」とは、災害時における公共施設などの避難所等に、ＬＰガスを供給するために必要な器具類（燃焼器具、調整器、高・低圧ホース等）及び配管並びに容器等（以下「ＬＰガス設備」という。）を運搬、設置及び点検してＬＰガスを供給することをいう。

（協力要請）

第３条 甲は、災害時において避難所等へのＬＰガスの供給を必要と認めるときは、乙に対し、ＬＰガス供給について協力を要請することができる。

２ 前項に規定する要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するとき、口頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

（協力実施）

第４条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、速やかにＬＰガス供給ができるよう積極的に協力するものとする。

（ＬＰガス設備の運搬、設置及び点検）

第５条 ＬＰガス設備の運搬、設置及び点検は、乙又は乙の指定するもの（以下「乙等」という。）が行うものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して設置及び点検についての協力を求めることができるものとする。

（設置の確認等）

第６条 乙は、甲が指定した場所において、ＬＰガス設備の運搬、設置及び点検が終了したときは、速やかに文書により甲へ報告するものとする。

２ 甲は設置場所に職員を派遣し、ＬＰガス設備の運搬、設置及び点検結果を確認する。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定する者が確認するものとする。

（費用等の負担）

第７条 第５条の規定によるＬＰガス供給に要する費用の負担区分は、原則として次表のとおりとする。

甲が負担するもの	(1) L P ガス設備の運搬、設置及び点検に係る燃料費 (2) L P ガス費
乙が負担するもの	(1) L P ガス設備費 (2) L P ガス設備の設置工具、点検器具費 (3) L P ガス設備の設置・撤去に係る人件費

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、適正な価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

(労災補償)

第8条 甲からの協力要請により乙等の従業員が死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙等の労働者災害補償保険法の適用により保障するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を発し、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申し出がない限り持続するものとする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月25日

甲 諫 早 市

諫早市東小路町7番1号

諫早市長

乙 一般社団法人 長崎県L P ガス協会諫早支部

諫早市津久葉町5番地90

諫早支部長

災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人長崎県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震等による災害が発生した場合に、甲が乙に対し、災害廃棄物の撤去、収集及び運搬並びに処分等の協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、台風、地震等の災害によって、損壊した建物の撤去等に伴って発生するコンクリートがら、廃木材・金属くず等のがれき類及びこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要が生じた廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙に対し、その協力を要請するものとする。

- （1） 災害廃棄物の撤去
- （2） 災害廃棄物の収集及び運搬
- （3） 災害廃棄物の処分
- （4） 災害廃棄物の仮置場の管理運営
- （5） 前4号に定める業務の実施に伴い必要となる業務

（協力要請の手続き）

第4条 甲は協力の要請に当たっては、当該協力の内容、方法等について、文書により、乙に通知するものとする。ただし、文書による要請の時間がないときは、口頭により要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙は、甲からの要請があったときは、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するものとする。

3 乙は、その協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて、当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、災害時において、円滑な協力が得られるよう、乙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し、その協力が可能な会員の状況を、甲に対し報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し、報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価額は、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙が第3条の要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病、又は死亡した場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令等による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては「諫早市市民生活環境部環境政策課」とし、乙においては「一般社団法人長崎県産業資源循環協会事務局」とする。

(協議事項)

第 11 条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定め
のない事項については、その都度、甲と乙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用及び効力)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から適用するものとし、甲又は乙が文書をも
って協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書 2 通を作成し、甲と乙が記名押印のう
え、それぞれ 1 通を保有するものとする。

令和 3 年 6 月 15 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県長崎市魚の町 1 番 23 号

一般社団法人長崎県産業資源循環協会

会 長

災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、諫早市内において、台風、地震、豪雨等による災害（以下「災害」という。）が発生した場合における災害廃棄物の撤去及び収集・運搬等に関して、諫早市（以下「甲」という。）が長崎県環境保全協会（以下「乙」という。）及び長崎県環境整備事業協同組合（以下「丙」という。）に協力を要請する場合における手続きその他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害発生に伴い発生するし尿、浄化槽汚泥、生活ごみ、倒壊した建物等の撤去に伴って発生する廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、次に掲げる業務（以下「災害廃棄物の処理等」という。）の実施について、乙及び丙に協力を要請することができる。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) その他前各号の実施に伴い甲が必要と認める業務

(協力要請の手続き)

第4条 甲は、協力の要請にあたっては、当該協力の内容、方法等について、文書により乙及び丙に通知するものとする。ただし、文書により要請する時間がないときは口頭により要請し、後日速やかに文書で通知するものとする。

(災害廃棄物の処理等の実施)

第5条 乙及び丙は、甲から要請があったときは、乙及び丙の会員の中から必要な人員、車輛及び資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等において、周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮するとともに、従事者における各種感染症の拡大防止に努めるものとする。

3 乙及び丙は、協力の内容、方法等について、甲と協議を行い、甲の指示に基づいて当該協力を行うものとする。

(情報の提供)

第6条 甲は、乙及び丙が協力を行うときは、円滑な協力が得られるよう、乙及び丙に対し、被災及び復旧の状況等必要な情報を提供するものとする。

2 乙及び丙は、協力を行うときは、災害廃棄物の処理等に係る会員の状況を、甲に報告するものとする。

(実施の報告)

第7条 乙及び丙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、当該実施の内容等を文書により、甲に対し報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、甲が負担するものとし、その価格は、甲と乙及び丙が協議のうえ定めるものとする。

(災害補償)

第9条 乙及び丙が要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に従事した者が、負傷、疾病又は死亡した場合の災害補償については、労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令の規定による。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては諫早市市民生活環境部とし、乙及び丙においては長崎県環境整備事業協同組合事務局とする。

(協議事項)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙及び丙が協議のうえ、定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、令和3年6月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書3通を作成し、甲と乙及び丙が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

令和3年6月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 長崎県佐世保市干尽町3番47

長崎県環境保全協会

会 長

丙 長崎県大村市雄ヶ原町1298番地29

長崎県環境整備事業協同組合

理事長

大規模災害発生時における支援活動（社会貢献）に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早電気工事業協同組合（以下「乙」という。）とは、諫早市内における大規模災害時の公共施設等における電気設備等の復旧活動及び電気に係る事故の防止に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の社会貢献活動の一環として、乙に所属する会員の技術力と保有する機械及び労働力等の緊急出動等による組織的な支援活動を行い、円滑かつ的確な災害対応を図ることを目的とする。乙は迅速かつ組織的な対応による支援を実施することにより、市民生活の早期復旧を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定は、次項に定める大規模な災害により、甲が管理する公共施設等が被災し、甲が緊急に災害対応を図る上で乙に支援を要請する必要があると認めた場合に適用する。

- 2 前項の大規模な災害とは、風水害及び地震（震度5弱以上）等による大規模な土砂災害、その他異常な自然災害をいう。

（支援業務の内容）

第3条 前条に掲げる災害が発生し諫早市管理の公共施設等が被災した場合、乙は甲に対して支援するものとするが、その業務内容は次のとおりとする。

- （1）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2）復旧活動等において二次災害等を発見した場合には、速やかに関係機関に通報し、その指示に従うこと。
- （3）その他災害発生時における復旧に関すること。

（支援業務の要請）

第4条 甲は、乙に支援業務の要請を行うにあたっては、次の事項を別紙様式1の災害支援業務要請書により連絡する。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後日、前記の要請書を速やかに乙に提出しなければならない。

- （1）支援の場所
- （2）被害の状況
- （3）支援業務の内容
- （4）その他の必要な事項

（支援事業の報告）

第5条 乙は第4条の支援業務の要請に基づき業務を完了した場合は、速やかに別紙様式2の災害支援業務報告書により甲に報告するものとする。

（支援業務の体制）

第6条 乙は、甲からの支援要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ連絡網及び組織的な支援体制を整備しその内容を公に連絡しておくものとする。

(費用の負担)

第7条 乙が甲の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人口の価格は適正な価格とする。

(労災補償)

第8条 甲からの支援要請に応じて業務に従事した者が、死亡、負傷、疾病、又は身体障害等を被った場合のため、乙は労働者災害補償保険法の適用を受けられる手続きをするよう会員等に周知するものとする。

(協定期間)

第9条 この協定期間は協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に1年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成26年6月24日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年6月24日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市八天町14番13号

乙 諫早電気工事業協同組合

理事長

大規模災害発生時における復興支援に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県土地家屋調査士会（以下「乙」という。）とは、地震、風水害その他大規模な災害が発生した場合（以下「大規模災害」という。）における、甲の災害復興に対する乙の組織的な支援活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に大規模災害が発生した場合において、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に災害復興を図るため、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（協力要請の窓口）

第3条 甲及び乙は、あらかじめ支援活動に関する連絡担当者を定め、必要な情報を相互に連絡するものとする。

（支援協定の内容）

第4条 諫早市内で第2条に定める災害が発生した場合、甲が、乙に要請する支援活動は次のとおりとする。

- （1）甲の要請に基づいて行う家屋被害認定調査に関する事項
- （2）不動産登記及び境界問題等の相談所開設に関する事項

（協力要請の方法）

第5条 甲は、乙に支援の要請を行うに当たっては、必要事項を明らかにして、家屋被害認定調査等要請書（別紙様式1。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに家屋被害認定調査等受諾書（別紙様式2。以下「受諾書」という。）により派遣者の氏名等を甲に報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段又は口頭により受諾できるものとし、事後、甲に対し速やかに受諾書を提出するものとする。

（費用の負担）

第6条 第4条に定める支援活動は、無償とする。

2 甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材の費用を負担するものとする。

（秘密の保持）

第7条 乙及び乙の会員は、家屋被害認定調査の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。本協定に基づく調査が終了した後においても、同様とする。

(労務補償)

第8条 この協定に基づく支援活動に従事した者が、本活動を起因として負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、当該従事者の所属する乙の責任において行うものとする。

(資料の提供)

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく支援活動が円滑及び的確に行えるよう、必要に応じ資料を提供するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容をもって期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合、さらに、特に必要とする案件が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 7月11日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 長崎市桜町7番6-101号
長崎県土地家屋調査士会

会 長

災害時における電気設備に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と協和機電工業株式会社諫早営業所（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、市内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- (1) 災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の電気設備の機能確保
- (2) 被災状況の調査及び報告
- (3) 電気工事機材及び労力の提供
- (4) その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に対し、応急対策業務要請書により支援協力を要請するものとする。ただし、緊急を要し、これによるいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに応急対策業務要請書を提出するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部総務課、乙においては協和機電工業株式会社諫早営業所とする。

（補償）

第7条 この協定に基づく応急対策業務に従事したことにより、負傷等の損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

（協議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときも、同様とする。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から内容の変更又は継続しない旨の申出がないときは、同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成30年 3月29日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市真崎町1903番地

(乙) 協和機電工業株式会社 諫早営業所

所長 古賀 清輝

諫早地区災害復旧に関する覚書

諫早市（以下「甲」という）と九州電力送配電株式会社 大村配電事業所（以下「乙」という）は、災害復旧に関して次のとおり覚書を締結する。

1 目 的

甲と乙は、台風、風雪、洪水、地震、塩害等による非常災害発生時には、被災情報の収集・提供等、情報連絡を密にするとともに、ライフラインの早期復旧を目的とした倒木等の道路啓開作業など、双方の対策本部（対策部）が緊密な連携を保ち、対応にあたるものとする。

2 連絡体制

甲		乙	
諫早市総務部総務課（災害対策本部）		停電状況等 （情報窓口）	広報班
TEL	0957-22-1510		TEL 0957-52-7953
FAX	0957-24-3270		FAX 0957-52-7911
		復旧 （道路啓開等）	復旧班（運営係）
			TEL 0957-52-7909
			FAX 0957-42-2210

（注１）電話番号は災害時用のため関係者以外公表しない。

（注２）連絡体制及びホットラインによる連絡が機能しない場合には、乙は甲と協議のうえ、必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣する。

3 提供する情報

	甲 → 乙	乙 → 甲
台 風 襲 来 前	・ 道路状況（交通規制他）	・ 対策部の設置状況 ・ 復旧人員の事前配置 ・ 気象状況（台風の動き）
台 風 通 過 中	・ 道路状況（通行止め等）	・ 停電状況
台 風 通 過 後 地 震 発 生 後	・ 道路状況（崖崩れ、道路決壊等） ・ 家屋等被害状況（浸水、倒壊他） ・ 電柱倒壊、電線断線等電力設備の被害状況 〔現場員、パトロール者等で判る〕 範囲とする	・ 停電状況 ・ 被害状況 倒木等による復旧支障箇所 無人航空機（ドローン）活用による被災地画像、情報など ・ 復旧体制 ・ 復旧状況

復旧時	・道路状況（通行止め及び道路啓開計画に関する情報）	・停電状況（適宜） ・被害状況 ・無人航空機（ドローン）活用による復旧状況画像等 ・復旧見込み

（注）情報連絡は電話又はファックスにより行う。

4 災害発生時における無人航空機（ドローン）の機器活用

甲は、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を行うために、乙に対して無人航空機（ドローン）活用による情報収集及び収集した画像の提供等、技術的な支援を乙と協議のうえ依頼することができる。

5 大規模災害発生時における復旧対策、連絡体制及び情報発信の強化

乙の被害が甚大で、電力の復旧に相当の時間を要する場合は、復旧対策において甲及び乙の協体制を密にし、更なる連絡体制の強化と情報共有を図るために、乙は甲の区域内に「諫早地区拠点」を設置するとともに、市民に対する停電状況や復旧見込み等の情報発信の強化を図ることとする。

6 災害発生時における復旧応援者用の施設借用

乙の被害が甚大な場合、電力復旧に必要な応援者受入れのため、乙は甲に対して以下の事項について協力を依頼することができる。

（1）宿泊箇所及び駐車場としての施設の借用

乙は復旧応援者の宿泊箇所として一般宿泊施設を確保すると共に、大規模災害で多くの車両、復旧要員を動員した場合は、甲に対し「つくば倶楽部」及び「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

（2）復旧資機材置場の借用

乙は復旧資機材置場として乙の敷地を使用すると共に、大規模災害で多くの復旧資機材確保が必要な場合は、甲に対し「津久葉公園」の借用を依頼することができる。

（3）復旧人員及び資材運搬の確保

大規模災害により乙が復旧要員や復旧資機材（配電復旧車両含む）等の運搬又は電力設備巡視のためにヘリコプターを使用する場合、乙はヘリコプター発着場として甲に対し「津久葉公園」の使用を依頼することができる。

7 道路啓開

（1）倒木時の道路啓開

ア 甲が管理する道路において、乙の設備に影響を与えている倒木又は影響を与える恐れがある倒木については、処分も含め乙が道路啓開を実施する。

イ 乙の設備を復旧するため、倒木により甲が管理する道路の啓開が必要な場合、乙は甲へ速やかに連絡し、甲が道路啓開を実施する。ただし、甲による道路啓開の実施が困難な状況である場合は、乙が甲に代わり実施し、倒木の処分については後に甲が行う。

ウ 甲に代わって乙が実施する道路啓開は、乙の設備を復旧するために必要最小限の範囲とする。

(2) 電柱倒壊及び電線垂れ下がり時の道路啓開

ア 乙の設備により、甲が管理する道路において交通に支障を与えている場合又は支障を与える恐れがある場合は、甲は速やかに乙へ連絡し、乙が道路啓開を実施する。

イ 津波等による大規模な被害が生じ、乙の施設が周辺の瓦礫と混在した場合は、甲は乙の了解なく、乙の設備の排除を含め道路啓開を実施できる。

8 復旧作業

(1) 電力復旧の考え方

緊急かつ直接的に人命に関わる施設、国・自治体による災害復旧活動上の重要施設、経済社会の基幹的機能を有する施設への送電を優先して復旧する。

(2) 高圧（低圧）発電機車設置についての事前調整

配電設備の復旧に長時間を要する場合で、甲の要請により発電機車による緊急送電の必要がある場合は、設置箇所及び優先順位について甲と乙で協議する。

(3) 電力設備復旧作業の考え方

災害時の復旧作業は、早期送電を図るため全て応急復旧工法とする。復旧完了後可能な限り速やかに本復旧を行う。

9 広 報

(1) 平常時の広報

乙は、災害による電線断線、電柱倒壊等による公衆感電事故を未然に防止するため、災害シーズン前に甲の広報紙にPR文の掲載を依頼することができる。

(2) 災害が予想される場合又は災害発生時の広報

乙は、台風が接近し災害が予想される場合は、甲の広報手段による次の広報を要請することができる。

ア 切れた電線に触ることによる感電事故の防止

イ 電力設備の被害状況

ウ 停電の発生状況

エ 復旧見込み等

10 施設利用に関するその他の事項

(1) 施設利用にあたっては、利用可能範囲を予め明確にし立入禁止区域には立ち入らない。

(2) 施設管理箇所の指示事項は、確実にそれを遵守する。

(3) 乙の施設利用中に乙により設備に損傷を与えた場合は、乙にて補修する。

(4) 乙が施設利用に際して、臨時電話、ファックス等必要什器類を施設内に設置する場合は事前に甲に通知し、協議するものとする。

(5) 施設利用に伴う費用については乙の負担とする。

11 協力の範囲について

各項に記された甲に依頼する協力とは、甲の災害時の実情を考慮した実施可能な範囲での協力と

する。

12 その他

- (1) この覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。
- (2) この覚書締結後に甲乙双方の締結者に変更があっても、特段の申し入れがない限り本覚書は自動継続するものとする。
- (3) この覚書の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成30年 6月19日

甲 諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市長

乙 大村市東三城町13番地

九州電力送配電株式会社

大村配電事業所長

災害ボランティアセンター設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と社会福祉法人諫早市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における諫早市災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第 1 条 この協定書は、諫早市内において地震、風水害等による大規模な災害が発生した場合（以下「災害発生時」という。）に、諫早市地域防災計画に基づき、迅速かつ効果的に被災者に対する支援活動が行うことができるよう、甲と乙が相互に連携して、円滑なボランティア活動の実施のためセンターを設置し、被災者等の生活安定に寄与することを目的とする。

（センター等の設置）

第 2 条 甲は、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による円滑な生活支援活動を実施する必要があると認めたときは、乙にセンターの設置を要請するものとする。

2 乙は、甲から前項に規定する要請があったときは、速やかにセンターを設置するものとする。

（センターの運営）

第 3 条 センターの運営は、乙が主体となるものとする。甲及び乙は、センター運営の円滑化のため、必要に応じて、長崎県社会福祉協議会、市町社会福祉協議会、地区社会福祉協議会をはじめとして、地域の関係機関・団体等のほかボランティアの協力を得るものとする。

2 甲は、乙がセンターを設置した場合、乙との連絡調整について担当者を決定し、速やかに連携体制を整えるものとする。

（センターの業務）

第 4 条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 被災情報の把握
- (2) 災害ボランティアニーズの把握及びコーディネート
- (3) 災害ボランティアの募集、受付
- (4) 災害ボランティア活動の情報発信
- (5) センター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問い合わせへの対応
- (6) ボランティア活動保険の加入手続き
- (7) 災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
- (8) 災害ボランティア活動に必要な移動支援
- (9) 諫早市災害対策本部等との連絡調整に関する事項
- (10) 関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
- (11) その他センターの運営等に必要な事項

(資機材等の確保)

第 5 条 甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動等に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

(費用負担)

第 6 条 センターの拠点設置費用等や運営に係る人件費、応援職員旅費について、法令その他別段の定めがある場合を除き、原則として甲の負担とする。

(センターの閉鎖)

第 7 条 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲及び乙が協議のうえ決定する。

(損害補償)

第 8 条 災害時における応急・復旧活動等に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア保険加入に係る費用については、ボランティアの自己負担とする。

(平常時の取組み)

第 9 条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ円滑に災害ボランティアセンターの設置運営ができるよう、平時から相互に連携した取組みに努めるものとする。

2 乙は、甲の実施する合同訓練に積極的に参加するとともに、関係団体とのネットワーク整備に努めるものとする。

3 甲は、乙が実施する災害ボランティアセンター設置運営訓練等に対し、可能な限り協力するものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定書の有効期間は、締結の日から 1 年とする。ただし、期間満了の日の 3 か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1 年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(その他)

第 11 条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙署名のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市新道町 9 4 8 番地
社会福祉法人 諫早市社会福祉協議会
会 長

諫早市・日本下水道事業団災害支援協定

諫早市（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者の所管する下水道施設について災害が発生した場合において受託者が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、受託者が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他委託者と受託者の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、別記に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

（災害支援の内容）

第3条 受託者が行う災害支援の内容は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条第1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 委託者は、受託者に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、委託者は、事後において速やかに、受託者に文書を交付するものとする。

る。

(災害支援の実施)

第5条 受託者は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託者は、国土交通省又は長崎県から災害支援の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うことができる。

(災害支援の完了の報告)

第6条 受託者は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、委託者に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 委託者は、受託者が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

- 2 受託者は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を委託者に請求するものとする。
- 3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに受託者に支払うものとする。

(廃止)

第8条 委託者又は受託者においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、委託者及び受託者が協議の上、この協定を廃止することができる。

- 2 委託者又は受託者がこの協定の定めに違反した場合においては、委託者又は受託者は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

- 一 委託者の事務局 上下水道局 下水道課
- 二 受託者の事務局 九州総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和6年9月30日までとする。

(現況届の提出)

第11条 委託者は、協定を締結したときは、受託者に対し、遅滞なく、現況届を提出するものとする。

2 委託者は、前項により提出した現況届の内容に変更が生じたときは、直ちに変更後の現況届を受託者に提出するものとする。

3 委託者は、前二項に規定する現況届に基づき、当該協定を締結した日から起算して1年を経過するごとに、その間の経過を速やかに受託者に報告するものとする。

4 第1項及び第2項に定める現況届は、様式によるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者及び受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年7月27日

委託者 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市上下水道事業管理者
上下水道局長

受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 森 岡 泰 裕

別記

協定下水道施設

1. 終末処理場

(1) 諫早中央浄化センター	長崎県諫早市仲沖町356番地
(2) 小長井浄化センター	長崎県諫早市小長井町大峰980番地70
(3) 高来浄化センター	長崎県諫早市高来町泉301番地
(4) 田結浄化センター	長崎県諫早市飯盛町里145番地10
(5) 飯盛浄化センター	長崎県諫早市飯盛町開181番地1

2. ポンプ場(マンホールポンプ場は除く)

(1) 宇都中継ポンプ場	長崎県諫早市宇都町320番地10
(2) 鷺崎中継ポンプ場	長崎県諫早市鷺崎町219番地9
(3) 化屋中継ポンプ場	長崎県諫早市多良見町化屋250番地7

災害時における復旧支援協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは、地震や水害等の災害により甲の管理する公共下水道、農業集落排水及び漁業集落排水の管路施設（以下、「協定管路施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり、公共下水道については、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2の規定に基づき、農業集落排水及び漁業集落排水については、それに準ずるものとして協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第2条 甲は、乙に対し災害等により被災した協定管路施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（1）被災した協定管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃、修繕）

（2）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

2 前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は諫早市上下水道局下水道課、乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会九州支部長崎県部会とする。

3 甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難しいときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

4 乙は、前3項により甲の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（費用）

第3条 この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務にかかる費用は甲の負担とする。

（報告）

第4条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了したときは、すみやかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

2 乙は、毎年3月31日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輛等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第5条 甲は、協定管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF等の電子データとして、乙に提供するものとする。

2 乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを乙に提供するものとする。

(下水道台帳データの開示)

第6条 乙は、甲から支援要請があったとき、支援出動する乙の会員に対し甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

2 支援出動した乙の会員は、甲から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

3 甲と乙の合同訓練を実施する場合も、第1項及び第2項を準用する。

(広域被災)

第7条 甲が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

(協定期間)

第8条 この協定の期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出がない場合、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙双方による協議の上決定するものとする。

2 甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和4年7月27日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市

諫早市上下水道事業管理者

上下水道局長

⑨

乙 東京都千代田区岩本町2丁目5番11号

公益社団法人日本下水道管路管理業協会

会長 長谷川 健司

⑨

災害等の発生時における下水道の応急支援に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市管工業協同組合（以下「乙」という。）とは、地震、台風、豪雨などによる災害等の発生時において、乙が甲の要請を受けて実施する下水道の応急支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、市民のライフラインである下水道の役割と責任の重大性を認識し、災害等により被った下水道の機能を早期に回復することを目指し、甲が乙から組織的な支援を受け、迅速な被災状況の把握と的確な応急対策を実施することを目的とする。

（支援の要請）

第2条 甲は、災害等の発生により、乙の支援を受ける必要が生じたときは、次条に掲げる応急支援の実施を乙に要請するものとする。

（乙が実施する応急支援）

第3条 乙が、甲の要請を受けて実施する応急支援は、次のとおりとする。

（1）被災状況についての情報提供（巡視、点検）

（2）被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（管内清掃、復旧工事）

（3）前2号に掲げるもののほか、甲が乙の支援を受ける必要があると認めた業務

（応急支援に要する費用）

第4条 乙が前条第1号の応急支援の実施に要した経費は、乙の負担とする。

2 乙が前条第2号及び第3号（甲の管理に係るものに限る。）の応急支援の実施に要する経費は、甲の負担とする。なお、甲が負担する額は、甲の基準に照らし甲乙協議して定める適正な額とする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請により行った支援業務が終了した時は、甲に対して書面をもって報告を行うものとする。

（労働災害の補償）

第6条 乙又は乙の会員等の従業員が応急支援業務の実施により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害等を被った場合は、乙又は乙の会員等の労働者災害補償保険の適用により、乙が補償するものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、甲の要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ組織的な支援体制を整備し、これを甲に文書で通知するものとする。また、内容に変更が生じたときも同様とする。

(協定期間)

第 8 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 5 年 3 月 3 1 日までとする。ただし、期間満了の日の 3 0 日前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、同一内容により、期間満了の日の翌日から更に 1 年間協定期間を延長するものとし、以後も同様とする。

(疑義等の決定)

第 9 条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 4 年 7 月 2 7 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号

諫早市

諫早市上下水道事業管理者

上下水道局長

㊞

乙 長崎県諫早市天満町 1 番 1 7 号

諫早市管工業協同組合

理事長

辻 正勝

㊞

災害時における応急対策業務に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎災害レッカー即応隊NEXT（以下「乙」という。）は、災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諫早市内において、災害時における応急対策業務に伴う車両等の移動に関し、甲乙が協力して円滑な災害復旧に資することを目的とする。

（業務内容）

第2条 甲が乙に対し要請を行う業務は、甲が管理する道路等の公共施設の応急対策及び災害復旧に係る車両等の移動（以下「車両等移動」という。）並びに災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の6に基づく車両等移動とする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、甲が管理する道路等の公共施設（別紙1参照）のうち、甲が指定した区間を対象とする。

（出動要請）

第4条 甲は、甲が管理する公共施設に災害が発生し車両等移動が必要となったときは、協力要請書（様式第1号）により乙（別紙2の体制表による）に対して協力を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請することができるものとする。

2 甲は、前項ただし書の規定により要請した場合においては、その後速やかに協力要請書（様式第1号）を乙に提出するものとする。

（車両等の移動）

第5条 乙は、車両等移動を行う際における車両等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

（業務の実施）

第6条 乙は、第4条第1項の規定により甲から要請があった場合は、甲の協力要請に従い、速やかに業務を実施するものとする。

2 乙は、応急対策業務を実施した場合は、業務終了後速やかに業務報告書（様式第2号）を甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第7条 甲の要請による車両等移動に要した費用については、甲と乙による協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、円滑な費用負担協議を行うため、乙は毎年4月1日に参考見積を提出し、事前協議を行うこととする。

(連絡体制の確保)

第8条 甲及び乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡先を共有するものとする。

2 甲及び乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について、事前に調整を行うものとする。

(損失補償及び損害賠償)

第9条 本協定に基づき実施した車両等移動に際して、移動対象車両等に損失が生じた場合、乙の責に帰するもの以外は、災害対策基本法第82条の規定により、甲が運転者等に通常生ずべき損失を補償するものとする。

(紛争の解決)

第10条 車両等移動の実施に起因する運転者等との紛争については、乙の責に帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(訓練)

第11条 乙は、甲が主催し、又は参加する防災訓練に甲からの参加依頼があった場合は、参加するものとする。

(協定期間)

第12条 本協定の期間は、協定を締結した日から当該協定を締結した日の属する年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに甲又は乙の一方から文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第13条 本協定に定めのない事項及び本協定に関する疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定を締結した証として、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自1通を保有するものとする。

2026年 4月14日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

長崎県西彼杵郡時津町野田郷1065

乙 長崎災害レッカー即応隊NEXT
(株式会社長崎ロードサービス代表取締役)

代 表

災害時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と九州ガス株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合における早期復旧のための相互協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、諫早市内で災害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合について、甲及び乙が連携し、相互協力することにより早期の復旧を図り、市民生活の安定に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、諫早市内のうち乙の都市ガス供給区域内とする。

（連絡体制等）

第3条 甲及び乙は、平時から、本協定に関する緊急連絡先等、円滑な連携のために必要な事項を共有し、連絡体制を確立する。

2 乙は、ガス復旧を優先すべき重要施設のリストをあらかじめ作成し、甲と情報共有しておくとともに、当該リストに変更が生じた場合は、随時更新するものとする。

3 乙は、大規模ガス供給支障時等において、より円滑な連携を図るため、必要に応じて、甲が設置する災害対策本部等に情報連絡員を派遣するものとする。

（提供する情報）

第4条 甲及び乙は、災害発生時には、被災情報の収集・提供を行うものとする。

	甲 → 乙	乙 → 甲
被災情報の 収集・提供内容	・道路状況（交通規制他） ・家屋等被害状況（浸水、倒壊他）	・対策本部の設置状況 ・ガス停止状況 ・被害状況 ・復旧体制 ・復旧状況

（災害時の情報連携）

第5条 乙の被害が甚大で、ガスの復旧に相当の時間を要する場合は、乙は甲に対し、供給停止の発生状況又は復旧見込み等ガスに関連する情報を提供するなど、甲及び乙の連絡体制を密にする。

（相互協力）

第6条 甲及び乙は、災害時の不測の事態において必要があるときは、次の各号に掲げる事項について相互に協力する。

- （1） 都市ガス及び道路等の復旧に支障となる障害物等の除去や応急措置の実施
- （2） 甲及び乙が所有する施設等の利用
- （3） 市民への情報等の周知

2 乙は、緊急かつ直接的に人命に関わる施設、甲による災害復旧活動上の重要施設及び経済社会の基幹的機能を有する施設へのガス供給を優先して復旧する。

3 甲は、被災状況の迅速な把握を行うために、乙に対して地震計により収集した情報の提供を依頼することができる。

(要請の手続等)

第7条 前条に規定する内容に関する詳細、要請の手続、その他必要となる事項については、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

(費用の負担)

第8条 本協定に基づいて実施した事項に要した費用の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報を他人に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第10条 本協定に基づく業務の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期するものとする。

(協定期間)

第11条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、有効期限が満了する1か月前までに、甲又は乙が各相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、本協定は、期間満了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第12条 本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和5年1月13日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市幸町1番23号
九州ガス株式会社
代表取締役

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と長崎県立【別紙】高等学校長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	【別紙】
所在地	
構造等	
収容人数	
避難所入口	

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所に設置するもの）

第4条 甲は、避難所として利用するために次に掲げる工作物及び備品等を乙と協議の上、事前に設置することができる。なお、設置場所については別紙「施設利用計画図」に図示するものとする。

設置物	数量	設置場所
【別紙】		

2 甲は、上記工作物及び備品等の設置にあたっては、本協定書により乙に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

（避難所の開設）

第5条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第6条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

3 甲は、避難所を開設するにあたっては、本協定書により長崎県知事に対して行政財産目的外使用許可手続きを必要としないものとする。

（避難行動への協力）

第7条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

(緊急時の開錠等)

第8条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第9条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第11条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日【別紙】

(甲) 諫早市

諫早市長

(乙) 長崎県立【別紙】 高等学校

校長

別 紙

避難所施設利用に関する協定書について（県立高等学校）

学 校 名	長崎県立諫早農業高等学校	協定締結日	平成26年 9月 2日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早農業高等学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市立石町 1003	数 量	1 台
構 造 等	第1体育館 RC造 2階建て 1,726 m ²	設 置 場 所	校長室
収 容 人 数	704 人		
避難所入口	正門、通用門及び裏門（東門）		

学 校 名	長崎県立諫早特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月 26日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早特別支援学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市真崎町 1670 番地 1	数 量	1 台
構 造 等	屋内運動場 RC造 2階建て 484 m ²	設 置 場 所	事務室
収 容 人 数	242 人		
避難所入口	正門		

学 校 名	長崎県立諫早東特別支援学校	協定締結日	平成26年 9月 30日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早東特別支援学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市永昌東町 2 4 番 2 号	数 量	1 台
構 造 等	第2校舎 RC造 1階建て 1,178 m ²	設 置 場 所	事務室
収 容 人 数	589 人		
避難所入口	第2校舎入口		

学 校 名	長崎県立諫早高等学校	協定締結日	平成26年10月 1日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早高等学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市東小路町 1 番 7 号	数 量	1 台
構 造 等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,706 m ²	設 置 場 所	事務室
収 容 人 数	1,353 人		
避難所入口	正門、裏門		

学 校 名	長崎県立諫早商業高等学校	協定締結日	平成26年10月 30日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早商業高等学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市宇都町 8 番 2 6 号	数 量	1 台
構 造 等	屋内運動場 RC造 2階建て 2,285 m ²	設 置 場 所	職員室
収 容 人 数	1,142 人		
避難所入口	正門、裏門		

学 校 名	長崎県立西陵高等学校	協定締結日	平成26年10月 30日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立西陵高等学校	設 置 物	緊急告知防災ラジオ
所 在 地	諫早市多良見町化屋 1 3 8 7 番地 2	数 量	1 台
構 造 等	屋内運動場 RC造 3階建て 1,860 m ²	設 置 場 所	事務室
収 容 人 数	930 人		
避難所入口	正門及び西門		

学 校 名	長崎県立諫早東高等学校	協定締結日	平成26年11月 1日
第 3 条 関 係		第 4 条 関 係	
施 設 名 称	長崎県立諫早東高等学校	設 置 物	無
所 在 地	諫早市森山町杉谷 317 番地	数 量	
構 造 等	体育館 鉄骨造 2階建て 1,019 m ²	設 置 場 所	
収 容 人 数	509 人		
避難所入口	正門、通用門		

災害時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県老人福祉施設協議会県央ブロック施設代表者会（以下「乙」という。）とは、本市において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における福祉避難所の設置及び運営に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請により、別表に掲げる施設内において、甲が定める「福祉避難所設置・運営マニュアル」に基づき福祉避難所を設置及び運営することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（指定する施設）

第2条 甲が、福祉避難所として指定する乙の施設は別表のとおりとする。

（福祉避難所の開設要請及び受諾）

第3条 甲は、災害時に福祉避難所を設置する必要があると認める場合は、乙に対し前条に掲げる施設の開設を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、当該要請を受諾するよう努めなければならない。

（手続等）

第4条 甲は、前条の規定による要請を行う場合は、次に掲げる事項を記載した文書を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 避難行動要支援者の氏名、住所、連絡先、心身の状況等

(2) 当該避難行動要支援者の身元引受人の氏名、住所、連絡先等

（設置期間）

第5条 福祉避難所の設置期間は、災害発生の日から起算して7日以内とする。ただし、災害の規模及び状況により、甲乙協議のうえ、当該期間を延長することができるものとする。

（運営）

第6条 乙は、福祉避難所が開設された場合は、次に掲げる業務を履行するものとする。

(1) 避難行動要支援者の日常生活上の支援

(2) 避難行動要支援者からの相談の対応

(3) 避難行動要支援者の体調等の変化への対応

（移送）

第7条 避難行動要支援者の福祉避難所への移送は、原則として、当該避難行動要支援者の家族又は支援者が行うものとする。ただし、災害の状況により、当該避難行動要支援者の家族又は支援者による移送が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、避難行動要支援者の移送を行うよう努めるものとする。

（生活用品等の調達）

第8条 避難行動要支援者が必要とする生活用品、物資、器材等（以下「生活用品等」という。）の調達は、甲が行うものとする。ただし、災害の状況により、甲による調達が困難である場合は、乙は、甲からの要請により、乙が保有する生活用品等の提供に努めるものとする。

(支援者の確保)

第9条 乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡するものとする。

2 甲は、前項の連絡があったときは、速やかに乙が必要とする保健師、看護師等の専門的人材及びボランティア等の支援者を確保するための措置を講ずるものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が福祉避難所の設置及び運営に要した経費について、所要の実費を負担するものとする。

2 乙は、前項の費用の請求に当たり、福祉避難所の設置及び運営に要した費用に関する実績報告書を甲に提出するものとする。

(受入可能人数等)

第11条 甲及び乙は、本協定の締結後、避難行動要支援者の受入可能な人数、避難生活の支援体制、福祉避難所に必要な生活用品等について、あらかじめ協議するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 乙は、福祉避難所の設置及び運営に当たり、業務上知り得た避難行動要支援者又はその家族に係る個人情報の取扱いに留意するとともに、当該業務の目的以外において個人情報を利用し、又は提供してはならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、有効期間満了日前において、甲乙の何れかが解除の申出をしない場合は、引き続き1年間更新したものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成 27年 3月 20日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市高来町神津倉534番地1
長崎県老人福祉施設協議会
県央ブロック施設代表者会
会長

災害発生時における相互協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎刑務所（以下「乙」という。）は、諫早市内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1項に定める災害（以下「災害」という。）が発生又は発生のおそれのある場合における甲が行う災害対策への乙の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内に発生した災害時において、甲が避難場所及び防災関係の活動拠点等（以下「避難場所等」という）として、乙の管理する施設の一部を使用すること及び甲が行う災害対策に乙が積極的に協力し、市民等の安全確保を図ることを目的として必要な事項を定めるものとする。

（使用の申請等）

第2条 乙は、甲が実施する災害対策により、乙が指定する施設を甲が避難場所等として使用する必要があると認めたときは、甲の申請により、乙の管理する次の施設の一部又は全部の提供に関して、刑務所の運営に支障のない範囲でこれに協力するものとする。

（1）鍛錬場

（2）その他乙が使用を認めた場所

2 甲は、乙に避難場所等の使用申請を行うときは、国有財産使用許可申請書（別紙様式1）を提出する。ただし、当該申請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等で申請することができるものとし、その後、速やかに当該申請書を提出するものとする。

（協力の内容）

第3条 乙が甲に対し行う施設の提供に関する協力は、次のとおりとする。

（1）地域に居住する住民などの避難所

（2）防災関係機関の活動拠点等

（申請に基づく措置等）

第4条 乙は、甲からの第2条第2項の使用申請に基づき、施設の使用が認められるときは、国有財産使用許可書（別紙様式2）を甲に交付し、甲は、当該許可申請書記載の使用条件に基づき使用するものとする。

2 乙は、前項の申請を許可する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規程に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、施設の使用を許可した後、速やかに施設開錠等の措置を講ずるものとする。

4 使用許可施設への避難誘導は甲が行うものとする。

（許可の取消し又は変更等）

第5条 乙は、次の各号に該当するときは、前条の許可を取消し又は変更することができるものとする。ただし、この場合において、甲に損害が生じて、乙は、その補償は行わないものとする。

（1）乙が、本来の目的に供するため必要が生じたとき

（2）甲に、この協定に違反する行為が認められるとき

（使用時の注意事項）

第6条 甲は、第2条第2項で申請した施設を使用する者に対し、申請した施設以外の場所に立ち入らないように注意喚起を図り、指導を行うものとする。

(乙への報告)

第7条 甲は、避難場所等の使用によって、設備、施設又は土地が損壊した場合は、乙に対し、速やかに届け出るものとする。

(原状回復義務)

第8条 甲は、乙が早期に通常業務を再開できるように努めるものとする。

2 甲は、避難者の減少等により施設の使用を終了するときは、使用した施設を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(経費等の負担)

第9条 第3条に規定する協力において要した経費については、甲の負担とする。

2 前項及び第8条第2項に規定する経費を除き、協力に要した経費の負担については、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めがない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の1か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に1年間同一の条件をもって更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 6月26日

諫早市東小路町7番1号
甲 諫早市
諫早市長

諫早市小川町1650番地
乙 長崎刑務所
所 長

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と長崎ウエスレヤン大学 学長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	長崎ウエスレヤン大学千葉体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 731 m ²
収容人数	365 人
避難所入口	正門、北門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要が生じた場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第5条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難場所の開錠以外には使用しないものとする。

（避難所の管理運営）

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

3 乙は避難所で活動する学生ボランティアを募り、ボランティア活動の推進に努める。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成27年12月21日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 長崎ウエスレヤン大学
学 長

避難所施設利用に関する協定書

諫早市長（以下「甲」という。）と鎮西学院高等学校 校長（以下「乙」という。）とは、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定書は、甲が乙の管理する施設の一部を、避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

（避難所として利用できる施設の範囲）

第3条 乙は、次に掲げる施設を避難所として甲の利用を認めるものとする。なお、詳細な利用範囲は別紙「施設利用計画図」のとおりとする。

施設名称	鎮西学院高等学校 笹森卯一郎記念体育館
所在地	諫早市西栄田町1212番地1
構造等	鉄骨鉄筋コンクリート造2階建 1,872㎡
収容人数	936名
避難所入口	正門

2 災害の規模等状況に応じては、別紙の利用範囲を甲乙協議の上、変更することができる。

（避難所の開設）

第4条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設に開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第5条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定に係わらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し開設した旨通知するものとする。

（避難行動への協力）

第6条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第7条 甲は、第4条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。なお、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合の連絡先は、別紙1のとおりとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難所の開錠以外には使用しないものとする。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第9条 甲は、避難所の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、施設使用料は免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設・備品の破損時等の対応)

第10条 甲が乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第11条 乙は、地域住民が避難した際に発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第12条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第13条 甲は、乙の管理する施設を避難所として閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第14条 甲は、乙が管理する施設の避難所としての指定を廃止する場合には、乙に対して報告するものとする。また、乙は、施設改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第15条 この協定の締結期間は、平成28年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第16条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成28年 2月 2日

(甲) 諫早市
諫早市長

(乙) 鎮西学院高等学校
校長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人寿光会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画（以下単に「計画」という。）に定める地区別避難場所として指定するものとする。

2 甲は、対象避難施設の使用については、計画に別に定める福祉避難所としての使用を優先し、なお収容人員等に余剰がある場合に地区別避難場所として使用するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 養護老人ホーム 福寿園
- (2) 特別養護老人ホーム 天恵荘
- (3) 盲養護老人ホーム 光明荘

(避難所開設の手續)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によ

りその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地5

(乙) 社会福祉法人 寿光会

理 事 長

地区別避難場所指定に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害の発生等により諫早市民が避難を余儀なくされた場合に、諫早市（以下「甲」という。）が社会福祉法人幸生会（以下「乙」という。）の管理する施設に避難所を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定めるもののほか、甲が乙の協力を必要であると認めたものをいう。

(避難所の指定)

第3条 甲は、次条に掲げる施設（以下「対象避難施設」という。）を諫早市地域防災計画に定める地区別避難場所として指定するものとする。

(避難施設)

第4条 避難所として利用する施設は、諫早療育センターとする。

(避難所開設の手続)

第5条 甲は、第1条に規定する避難所の開設及び運営を行おうとするときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 甲は、避難所を開設するにあたり、必要があると認めるときは、対象避難施設が立地する地域の災害の発生状況及び施設の安全性等について、乙に報告を求めることができる。

3 乙は、前項に規定する報告の求めがあった場合、速やかに甲に対し報告するものとする。

4 乙は、災害の発生等により緊急に対応する必要があると認められるときは、自主的な判断に基づき、第4条に規定する施設を開放し、甲に協力する。

(連絡体制)

第6条 前条に規定する甲の要請は、諫早市長の名により乙の理事長に対して行う。

2 甲及び乙は、迅速な連絡体制の整備のため、互いに緊急時の連絡先を報告し、変更があった場合は随時更新しなければならない。

(協力体制)

第7条 乙は、あらかじめ協力内容について甲と協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

2 前項の内容に変更が生じた場合、乙は、速やかに甲に報告するものとする。

3 乙は、避難所の開設及び運営について必要があると認めるときは避難者の受け入れに係る訓練を実施することとし、甲は、乙から要請があった場合は必要な指導及び協力をしなければならない。

(避難所の管理運営)

第8条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

(避難者への備蓄品の提供)

第9条 乙は、施設入居者のための備蓄品である水、食料等について、乙の負担によりその余剰品を避難者に提供できるものとする。

(費用の負担)

第10条 甲は、対象避難施設を避難所として運営する場合の管理運営に係る費用を負担するものとする。ただし、乙は当該避難対象施設の使用料を免除するものとし、光

熱水費の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設及び備品の破損時等の対応)

第11条 この協定に基づき、対象避難施設が避難所として使用されたことに起因する施設及び備品の破損等については、甲の責任で速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第12条 乙は、この協定に基づき開設した避難所において発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第13条 甲は、乙が早期に平常業務を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第14条 甲は、この協定に基づく避難所を閉鎖する際は、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(避難所指定廃止等の報告)

第15条 甲は、対象避難施設の全部又は一部について、地区別避難場所の指定を廃止する場合は、乙に対して報告するものとする。

2 乙は、対象避難施設の改修等により避難所としての利用が困難となる場合は、遅滞なく甲に対して報告するものとする。

(協定締結期間)

第16条 この協定の締結期間は、締結の日から平成29年3月31日までとする。

2 前項の期間終了の日の1か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議)

第17条 この協定書に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

甲と乙は、この協定を証するため、協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成29年1月17日

諫早市東小路町7番1号

(甲) 諫早市

諫早市長

諫早市有喜町537番地2

(乙) 社会福祉法人 幸生会

理事長

災害時における施設等の利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立青少年教育振興機構国立諫早青少年自然の家（以下「乙」という。）は、災害時における甲が行う災害対策への乙の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲の協力要請に基づき、甲が乙の敷地及び施設（以下「施設等」という。）を避難所として利用する際の、必要な事項を定めることを目的とする。なお、利用に当たっては、甲乙協力しなから対応することとする。

（範囲）

第2条 甲が利用することのできる施設等の範囲は次のとおりとする。

- （1）宿泊棟
- （2）屋内研修施設
- （3）屋外研修施設
- （4）駐車場
- （5）その他乙が使用を認めた場所

（利用の協力要請）

第3条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、諫早市地域防災計画に定める施設等だけでは、災害対策業務に支障が生じると判断した場合、避難所、物資集積場所及び支援車両等の駐車場（以下「避難所等」という。）として利用するため、乙に対し、前条に掲げる施設のうち必要な範囲において、利用の協力要請をすることができる。

2 前項の協力要請は、別記第1号様式の提出により行うものとする。ただし、当該様式を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により協力要請をすることができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（利用の承認）

第4条 乙は、甲からの第3条第2項の協力要請に基づき、施設の利用が必要と認めるときは、別記第2号様式を甲に交付し、甲は、当該様式記載の使用条件に基づき利用するものとする。

2 乙は、前項の協力要請を承諾する場合は、国有財産法第19条において準用する同法第22条第1項第3号の規定に基づき、使用料を無償とする。

3 乙は、前条の協力要請が行われた場合、可能な範囲で、甲に協力するものとする。

（利用期間）

第5条 施設等の利用期間は、甲の被害状況等を考慮した上、甲乙協議により定めるものとする。

2 甲は、乙が実施する通常事業を早期に再開できるよう配慮するものとする。

(返還)

第6条 甲は、乙から提供された施設等の利用を終了する場合は、書面により、乙に通知するものとする。

2 甲は、施設の利用を終了するときは、利用した施設等を原状に復し、乙の確認を受けた後に引き渡すものとする。

3 前項の原状に復した費用は、甲が負うものとする。

(費用負担及び物資の調達)

第7条 避難所等の運営経費は全額を甲が負担することとし、必要となる物資の調達も甲が行うものとする。

(運営管理に関する責任)

第8条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した避難所の運営管理に係る事故等の責任を負わないものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定の解釈について疑義が生じたときは、その都度、甲乙間で協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日までとする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも協定解除、又は変更の申出がないときは、本協定は同一の条件で自動的に1年間更新されるものとする。

甲乙は、本書を2通作成し、それぞれ甲乙署名の上、各1通を保管する。

令和3年9月27日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市

諫早市長

乙 諫早市白木峰町1109番地1
独立行政法人 国立青少年教育振興機構
国立諫早青少年自然の家

所長

災害時における避難所としての施設利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と学校法人奥田学園（以下「乙」という）は、災害時における避難所としての施設利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）甲が乙の管理する学校施設の一部を避難所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（避難所として利用できる施設等）

第2条 甲が利用することのできる施設は、乙が所有する創成館高等学校の施設のうち次のとおりとする。

- （1）体育館
- （2）人工芝グラウンド
- （3）校舎
- （4）食堂
- （5）修道館（柔道場・日本文化研修室）
- （6）武徳館
- （7）桜HOUSE（女子部活動生合宿所）
- （8）けやきHOUSE（男子部活動生合宿所）
- （9）ひのきHOUSE（男子部活動生合宿所）
- （10）前各号に掲げる施設に付随する設備、備品、機器類等

2 前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所の開設）

第3条 甲は、災害時において避難所として利用する必要がある場合、乙の承認した施設を開設することができる。

2 甲は、避難所として利用する場合、施設利用の安全性について調査した上で利用するものとする。

（開設の通知）

第4条 甲は、前条に基づき避難所を開設する際、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、避難所の開設に緊急を要するときは、前項の規定にかかわらず、乙の承認した施設を避難所として開設することができるものとする。この場合において、甲は、乙に対し開設した旨を速やかに通知するものとする。

（避難行動への協力）

第5条 乙は、避難者の施設利用にあたって、施設における出入口やルートの確保、開錠等甲へ協力するものとする。

（緊急時の開錠等）

第6条 甲は、第3条に基づき避難所を開設する際、施設が休日や夜間等により乙が不在の場合は、甲が開錠できるものとする。この場合において、事前に乙から貸与された鍵を使用するものとし、保管・管理にあたっては、甲が責任をもって行うものとする。

2 甲は、前項の貸与された鍵について、緊急時の避難所の開錠以外には使用しないものとする。

（避難所の管理運営）

第7条 避難所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

2 避難所の管理運営について、乙は授業及び業務を妨げない範囲で甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第8条 甲は、避難所の管理運営に係る費用（施設使用料は除く）を負担するものとし、その費用の負担額については、甲乙協議の上定めるものとする。

(施設等の破損等の対応)

第9条 甲は、乙の管理する施設を避難所として利用した場合の施設の破損等については、速やかに原状回復を行うものとする。

(避難時の事故等に係る責任)

第10条 乙は、地域住民が避難したときに発生した事故等に関する責任を一切負わないものとする。

(避難所解消への努力)

第11条 甲は、乙が早期に教育活動を再開できるよう配慮するとともに、当該避難所の早期解消に努めるものとする。

(避難所の閉鎖)

第12条 甲は、避難所を閉鎖するときは、その施設を原状に復し、乙が指定する時間に確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

(施設の変更の報告)

第13条 乙は、避難所に指定された施設を廃止又は改修等により避難所としての利用が困難となる場合には、甲に対して事前に報告するものとする。

(協定締結期間)

第14条 この協定の締結期間は、令和8年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を更新しないという申出を行わない限り、同一の内容を持って期間満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第15条 この協定書に定めなき事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和8年2月17日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市長

乙 長崎県諫早市貝津町621番地

学校法人奥田学園

理事長

災害時における物資の供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県中央農業協同組合・丸高商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時における災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、災害時における物資の供給に関する協定（以下「協定」という。）を締結する。

（協力の内容）

第1条 甲は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において乙に対し、物資の供給を要請することができる。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請の時点で乙が供給可能な物資とする。ただし、物資の種類、数量、引渡しの時期は、乙が決定する。

（要請の方法）

第3条 甲は、乙に対し、災害時における物資の供給に関する要請書（別紙第1号様式）をもって、前条の物資の供給を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請できるものとし、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、速やかに要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 第3条の規定に基づく物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、やむを得ない事情により乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲が指定する者が行うものとする。

2 物資の引渡場所及び運搬経路は、乙と協議の上、甲が決定する。

3 甲は、乙が物資を運搬する際に使用する車両については、緊急車両又は優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

4 甲は、引渡場所に職員を派遣し、数量等を甲、乙双方で確認の上、物資を引き取るものとする。

5 甲は、前項の規定による引取りを、甲が指定する者に代行させることができる。

6 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに物資供給完了報告書（別紙第2号様式）をもって甲に報告するものとする。

（費用）

第6条 乙が供給した物資の費用は、甲が負担するものとし、乙からの適法な請求書の提出後、速やかに支払うものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）によるものとする。

（連絡責任者の報告）

第7条 甲及び乙は、本協定の成立に係る連絡責任者を、協定締結後速やかに連絡責任者報告書（別紙第3号様式）をもって相手方に報告するものし、変更が生じた場合は直ちに相手方に報告するものとする。

（効力）

第8条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了日までに双方いずれからも解約、内容変更等の意思表示がない限り、さらに1年間同一の内容をもってその効力を有するものとし、その後においても同様とする。

- 2 本協定を解約する場合は、甲、乙いずれか一方が1か月前までに書面をもって相手方に通知するものとする。

（協議）

第9条 本協定において定めのない事項で疑義が生じたときは、甲、乙協議の上定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 7月 5日

甲 諫 早 市
諫早市東小路町7番1号
諫 早 市 長

乙 長崎県央農業協同組合
諫早市栗面町174番地1
代表理事組合長

丸高商事株式会社
諫早市幸町308番地1
代表取締役

別表（第2条関係）

供給を要請する物資

項 目	品 名
食 料 品 等	弁当 おにぎり、パン類 レトルト食品（ごはん、おかず類） インスタント食品（即席めん類） 調理缶詰類（イージーオープン） 容器入り飲料（水、お茶、牛乳、その他） 精米 調味料（味噌、醤油、砂糖、塩等） 生鮮食品類（野菜、果物、肉等） 漬物、梅干 菓子類 育児用調製粉乳
日 用 品 等	寝具（毛布、布団） 下着類 履物 不織布製マスク、軍手、ゴム手袋、作業服 石けん、シャンプー、リンス、洗剤、歯ブラシ、タオル トイレットペーパー、ティッシュペーパー ウエットティッシュ 生理用品 紙おむつ、哺乳瓶 割り箸、スプーン、使い捨て食器類 鍋、炊飯用具、簡易コンロ 固形燃料、カセットボンベ ごみ袋、ラップ 懐中電灯、ラジオ、乾電池 常備薬、救急セット 防水シート 蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に 指定する物資で乙が供給可能な物資

備蓄物資の提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社たらみ（以下「乙」という。）とは、乙が甲に対し、乙の製造する「たらみのどっさりゼリー」及び「くだもの屋さんゼリー」（以下これらを合わせて「本件ゼリー」という。）を無償提供することについて、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が互いに協力し、風水害、地震、津波その他の災害時に、甲が甲の市民に対して本件ゼリーの提供を迅速に行うことを目的とする。

（供給内容）

第2条 乙は、甲に対し、甲の指定する日までに、本件ゼリー（年間の目安となる数量は以下のとおり。）を無償で提供するものとする。なお、具体的な数量については、甲及び乙間で別途協議する。

「たらみのどっさりゼリー」：7,500個

「くだもの屋さんゼリー」：7,500個

（災害時の対応）

第3条 風水害、地震、津波その他の災害が発生した際には、乙は、甲に対し、第2条に基づいて提供した本件ゼリーに加えて、本件ゼリーを無償提供できるよう最大限努力する。

（搬送及び引き渡し等）

第4条 乙は、前2条の規定により本件ゼリーを提供する場合は、甲が指定する施設に搬送するものとする。ただし、道路不通などにより搬送に支障が生じたときは、甲乙協議して搬送方法を決定する。

2 甲は、乙が前項の規定により本件ゼリーを搬送するときは、乙の搬送車両が指定施設内を優先車両として通行できるように配慮する。

（費用）

第5条 乙が引渡場所までの運搬に要した費用は、乙が負担するものとする。

（処分）

第6条 甲は、第2条及び第3条の規定に基づき、無償提供された本件ゼリーについて、自己の費用と責任において処分するものとし、乙は一切責任を負わないものとする。

（瑕疵担保責任）

第7条 乙は、甲に対し、本件ゼリーについて、賞味期限を経過した日以降の品質を保証するものではなく、瑕疵担保責任その他一切の責任を負わないものとする。

(情報交換)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制について情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲乙いずれかからこの協定を終了する旨の申出がなされない限り、この協定は1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及び協定の内容について疑義が生じた場合には、甲乙間で誠実に協議の上、これを解決する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 8月 5日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫 早 市
諫早市長

乙 長崎市中里町2178番地
株式会社 たらみ
代表取締役

災害時における物資供給に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を物資供給完了報告書（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙とは、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。(別紙第3号様式)

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 6月14日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫 早 市

諫 早 市 長

新潟県新潟市南区清水4501番地1

乙 NPO 法人 コメリ災害対策センター

理事長 捧 雄 一 郎

別表（第4条関係）

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ
その他	上記に定めのないもののうち、災害の状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資

災害時における物資供給に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に規定する地震、津波、風水害、その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における救援物資の調達などに関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

- (1) 諫早市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 諫早市以外の災害の救助のため、国又は関係都道府県から物資の調達の斡旋を要請され、または特に必要を認めて斡旋を行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第5条 第 2 条の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって要請することができない場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- 2 前項ただし書の場合にあっては、乙は、甲の意思を確認のうえ、第 6 条の措置を執るものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 乙は、第 2 条の要請を受けたときは、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（価格）

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格（引渡しまでの運賃を含む。災害発生前の取引については、取引時の適正な価格）を基準として、甲および乙が協議して定めるものとする。

（運搬および引渡し）

第8条 乙は、物資の運搬および引渡しについては、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、甲の指定する場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認のうえ、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項の職員の派遣を諫早市長その他甲の指定する者に代行させることがで

きる。この場合、甲は文書をもって委任するものとするが、緊急の場合で、文書をもって行うことができないときは、口頭で行い、その後速やかに文書を交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は乙が物資を運搬および供給する際は、乙および乙の業務委託先の車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

(代金の支払い)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金(引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。)を甲に請求するものとし、甲は速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市総務課とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲および乙は、この協定の成立の日および毎年4月1日現在の事務担当者名簿(別紙②)を作成し、相互に交換するものとする。
2 前項の規定は、年度途中において異動等があった場合に準用する。

(情報の交換)

第13条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲および乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、締結日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

令和3年8月17日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市長

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 石田 卓巳

災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対し、乙の保有する仮設トイレ、発電機、その他レンタル機材（以下「保有機材」という。）の優先的な提供を要請するものとする。

2 前項の規定による要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は、電話等をもって要請し、事後に文書を交付するものとする。

（提供等）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有機材を可能な限り優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 保有機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、当該保有機材を確認の上、引渡を受けるものとする。

2 甲は、乙が物資を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲は、保有機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。

（連絡責任者）

第6条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市危機管理課長、乙においては株式会社アクティオ諫早営業所長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

(情報交換)

第7条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び保有機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年11月2日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長 大久保 潔重 印

乙 福岡県福岡市博多区上呉服町1-8
北九州銀行呉服町ビル9F
株式会社アクティオ九州支店
執行役員支店長 中 島 英 敏 印

別紙 1

供給要請対象保有機材一覧

分類	主な品種
水中ポンプ・水処理機械	水中ポンプ タンク 洗浄機 水処理機械（砂ろ過装置等） バキューム機械
発電・溶接・照明機械	発電機（インバータ搭載発電機等） 溶接機 照明機器（LEDライト、蛍光灯投光器等）
コンプレッサ・エア機械	コンプレッサ 道路メンテナンス（防音パネル等） 送風機・ブロア エア関連機器（ジェットミストファン） 集塵機・集煙機
ハウス・備品	ハウス・備品（ユニットハウス、簡易水洗トイレ等） シーズン品（エアコン、移動式クーラー、スポットエアコン、熱風ヒーター、ストーブ等） イベント用品（エアーテント、デジタルサイネージ等）
通信計測機器	通信機器（無線機等） 計測・測量機器 環境機器（酸素濃度計等）
環境関連機器	環境関連機器（濁水処理装置等）
掘削・運搬・解体・林業	掘削機械（バックホー等） 運搬機器（ベルトコンベア等） 解体機械（解体ロングバックホー、バッテリー式運搬車、解体用散水機等） 林業機械（グラップル、フォワーダ等）
道路・整地・保安・鉄道	道路機械（道路カッター等） 整地機械（ブルドーザ等） 保安用品（カラーコーン、コーンバー、バリケード、フェンス、ゴムマット等） 鉄道工事用機械（軌陸ダンプ等）

分類	主な品種
レンタカー・車両機械	レンタカー（2～4 トンダンプ、軽バン等） 車両関連機器（トラックスケール等）
高所作業車・作業足場 ・建築機器	高所作業車 作業足場 荷取構台・吊り治具
荷役・揚重機械	小型揚重機 ジャッキ 荷役・運搬機械 自走式クレーン タワークレーン 吊荷旋回制御装置
コンクリート機器	高周波バイブレータ 軽便バイブレータ・振動モータ バケット・ミキサー モルタルポンプ・流量計
汎用機器	掃除機 工具類（延期・振動ドリル、草刈り機等） 鉄筋加工機 油圧工具（油圧ハンドブレーカー等） プラグ・コネクタボディ
プラント関連機器	プラント関連機器（手動パイプカッター、手動ねじ切器等） 検査・テスト機器・防爆機器（電動高圧コンプレッサ等）
基礎・地盤改良機	杭打抜機（バイブロハンマー等） 地盤改良機（ボーリングマシン等）
シールド・推進機械	シールド・推進機械（土砂圧送ポンプ、スネーク式伸縮管等）

災害時におけるレンタル機材の優先提供に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社諫早支店（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材の提供に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、諫早市域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）に、甲の要請に応じ、乙が保有又は乙が他事業者から借用したトラック、発電機、キャップタイヤその他機材（以下「レンタル機材」という。）を優先提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請等）

第2条 甲は、災害時においてレンタル機材を必要とするときは、乙に対してレンタル機材の優先的な提供を要請するものとする。

2 甲は、前項の規定による要請（以下「要請」という。）は、発生する1週間前までに文書（別添：要請書）をもって行うものとする。要請の必要がなくなった場合は、その時点又はレンタル機材借用予定日の前日までに文書（別添：要請取下書）をもって要請の取下げをする。ただし、緊急を要する時は、被害状況を確認次第、乙に電話等をもって要請し、事後に文書（別添：要請書）を交付するものとする。

（機材の提供）

第3条 乙は、要請を受けた時は、レンタル機材を可能な限り、甲に優先的に提供するものとする。

（引渡し）

第4条 レンタル機材の提供に係る引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、レンタル機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 甲は、乙がレンタル機材を運搬する車両を優先車両として通行出来るよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第5条 甲は、レンタル機材の提供に係る費用を負担するものとし、当該費用は乙の通常価格により算出した額とする。ただし、乙が他事業者から借用したレンタル機材については、借用した他事業者の通常価格により算出した額とする。

2 第2条第2項の規定による取下げが発生した場合の費用は、かからないものとする。ただし、乙が他事業者から借用したレンタル機材については、借用した他事業者の通常価格により算出した額とする。

(費用の支払い)

第6条 乙は、レンタル機材の提供に係る費用を甲に請求するものとし、甲は速やかに費用を支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、原則として請求書を受理した日から30日以内に乙の指定する支払先に支払うものとする。ただし、災害の規模などにより30日以内での支払いが難しい場合は甲乙協議の上で決定するものとする。

(連絡責任者)

第7条 本協定に関する連絡責任者は、甲においては諫早市総務部危機管理課課長、乙においては太陽建機レンタル株式会社諫早支店長とする。

2 前項の甲及び乙の連絡責任者に変更があった場合は、速やかに文書にて相互に連絡を行うものとする。

(円滑な運用)

第8条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及びレンタル機材の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(履行義務の免除)

第9条 乙が被災した場合、甲乙協議の上、被害の程度に応じて履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

(協議)

第10条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 本協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年11月21日

長崎県諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市
諫早市長

長崎県諫早市貝津町1204番27号

乙 太陽建機レンタル株式会社
代表取締役

災害時におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と長崎県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）におけるキッチンカーによる炊き出しの実施等に関し次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に協力を求める際の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第3条 甲は、災害時において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができるものとする。

- （1）甲が開設した避難所におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （2）甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
- （3）乙が調達可能な物資の供給
- （4）甲が提供する食材の調理
- （5）その他甲が指定する支援

（要請方法）

第4条 甲は、前条に掲げる事項の要請を行うときは、協力要請書（第1号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話その他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書類を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第5条 乙は、甲から第3条の規定により要請を受けたときは、速やかに支援の実施可能性について検討し、可能な限りその要請内容の実現に努め、また、その措置の状況について状況報告書（第2号様式）を甲に提出し、報告するものとする。

- 2 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、特定原材料及び特定原材料に準じるものについて、表示または利用者に通知する等、食物アレルギー対策に配慮するものとする。
- 3 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、衛生管理を行い、提供する食事を加熱する等、食中毒が発生しないよう配慮するものとする。
- 4 乙がキッチンカーによる炊き出しを行う場合、必要に応じて、咀嚼・嚥下機能の低下している被災者に配慮した食事を提供するものとする。
- 5 甲は、乙が第3条の要請に基づき、炊き出しに使用する車両については、優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）

第6条 乙が提供した原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲に請求することができる。

2 乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

3 その他、事業の実施に際し別途費用負担が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第7条 甲は、乙から本協定に基づく正当な費用の支払い請求があった場合は、請求日から30日以内に乙に支払うものとする。

(連絡体制の整備)

第8条 甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、連絡担当者名簿(第3号様式)により、相互に報告するものとする。

2 前項に変更が生じた際は、速やかに相手方に通知するものとする。

(平時の取組み)

第9条 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練及び防災啓発活動等に協力するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協定の有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも申出が無い場合は、協定期間を1年間延長するものとし、以後この例によるものとする。この場合において、甲が第3条に掲げる事項を要請している場合には、甲乙協議の上、協定解除の時期などを決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上それぞれ1通を保有するものとする。

令和7年12月16日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号

諫早市長

乙 長崎県長崎市八幡町3番19号1F

長崎県キッチンカー協会

代表理事

災害時における緊急輸送等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と諫早市タクシー協会（以下「乙」という。）は、災害時における緊急輸送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、諫早市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、緊急輸送等に関する体制を確保することにより、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力の要請及び実施）

第2条 甲は、災害時において、下記に掲げる緊急輸送等が必要となったときは、乙に協力を要請することができる。

（1）応急対策に従事する者その他甲が緊急輸送を必要と判断した者の輸送

（2）災害の状況、被害情報の収集及び伝達

2 乙は、前項の規定により甲から協力の要請を受けたときは、協力を努めるものとする。

（要請手続）

第3条 甲の乙に対する要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（費用の負担及び支払）

第4条 第2条の規定による緊急輸送等に要した費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の算出方法については、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の3の規定により、乙に属するタクシー会社が国土交通大臣に認可された運賃・料金を基準として、甲乙協議して定める。

3 第1項の費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

4 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（第三者に対する責任）

第5条 乙は、その事業用車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づく業務において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償は、労働者災害補償保険（昭和22年法律第50号）を適用し、補償するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、協定期間満了の日の30日前までに、甲乙いずれか一方から相手方に対し、この協定を延長しないという旨の意思表示がない限り、この協定は同一の条件で自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定を証するため本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年2月8日

諫早市東小路町7番1号

甲 諫早市

諫早市長

諫早市高来町三部壺397番地3

乙 諫早市タクシー協会

会 長

災害発生時における諫早市と諫早市内郵便局の協力に関する協定

諫早市（以下「甲」という。）及び諫早市内郵便局（以下「乙」という。）は、諫早市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、諫早市内に災害が発生し、次の各号に掲げる事項について必要が生じた場合は、それぞれに協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
- (2) 甲及び乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
- (6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項（避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配付・回収を含む）
- (7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力の要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の協議)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 諫早市 総務部 総務課長

乙 日本郵便株式会社 諫早郵便局 郵便部長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙で協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成29年3月2日から平成29年3月31日までとする。

ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年 3月 2日

甲 諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 諫早市内郵便局（別表のとおり）
代表者
高来郵便局長

別表

通番	局名	住所	電話番号
1	諫早	長崎県諫早市八坂町1-7	0957-22-0042
2	有喜	長崎県諫早市有喜町219	0957-28-2042
3	森山	長崎県諫早市森山町下井牟田1017-3	0957-35-2042
4	飯盛	長崎県諫早市飯盛町開26-8	0957-48-0042
5	高来	長崎県諫早市高来町三部壺405-2	0957-32-2526
6	長田	長崎県諫早市長田町2149-3	0957-23-9100
7	多良見	長崎県諫早市多良見町化屋479	0957-43-0042
8	深海	長崎県諫早市高来町富地戸449-1	0957-32-2220
9	大草	長崎県諫早市多良見町元釜95-12	0957-44-1042
10	諫早小野	長崎県諫早市小野町514-3	0957-23-1904
11	小長井	長崎県諫早市小長井町井崎679-3	0957-34-2042
12	諫早真崎	長崎県諫早市真崎町1715-1	0957-25-2801
13	西諫早	長崎県諫早市山川町1-4	0957-26-8989
14	諫早永昌	長崎県諫早市永昌町9-7	0957-26-7903
15	真津山	長崎県諫早市貝津町2973-2	0957-26-7906
16	田結	長崎県諫早市飯盛町里191-5	0957-49-1142
17	本野	長崎県諫早市上大渡野町6-3	0957-26-7905
18	北諫早	長崎県諫早市天満町17-15	0957-23-1901
19	南諫早	長崎県諫早市立石町1030-4	0957-23-1902
20	喜々津シーサイド	長崎県諫早市多良見町シーサイド1-278	0957-43-2629

災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害発生時等において、乙が、乙の地図製品等を甲に供給すること等について、以下のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、次の各号に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、甲が災害対策基本法第23条の2に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定 義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅地図 諫早市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。
- (2) 広域図 諫早市全域を収録した乙の広域地図をいう。
- (3) ZNET TOWN 乙が提供する住宅地図インターネット配信サービスをいう。
- (4) ID 等 ZNET TOWN を利用するための認証ID及びパスワードをいう。
- (5) 地図製品等 住宅地図、広域図及びZNET TOWN をいう。

（地図製品等の供給の要請等）

第3条 乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

- 2 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
- 3 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
- 4 本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
 - (1) 乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
 - (2) 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第4条 乙は、第3条第1項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

- 2 甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、当該更新版と差し替えることができるものとする。
- 3 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第5条 甲は、災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

- (1) 災害対策本部設置期間中の閲覧
- (2) 災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
- 2 甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
- 3 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

(情報交換)

第6条 甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成30年3月31日までとする。但し、当該有効期間満了の3ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

(協 議)

第8条 甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各1通を保有する。

平成29年8月1日

甲) 長崎県諫早市東小路町7-1
諫早市
諫早市長

乙) 福岡県福岡市博多区祇園町1-1
株式会社ゼンリン
九州第一エリア統括部
部長 和田 滋

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

1. 趣旨

本細目は、諫早市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。

また必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

2. 貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	諫早市 B4 判住宅地図（南・北）	5 セット
広域図	諫早市を包括する広域図	5 部
ZNET TOWN	諫早市 総務部 総務課 利用 閲覧地区：諫早市	1 ID

3. 甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	総務部総務課	住所：長崎県諫早市東小路町 7-1 電話：0957-22-1510 FAX：0957-24-3270
乙	連絡先 1	第一事業本部 九州第一エリア統括部 長崎営業所	住所：長崎市元船町 1-9-2F 電話：095-826-0357 FAX：095-826-5028
	連絡先 2	第一事業本部 九州第一エリア統括部 九州自治体営業課	住所：福岡市博多区祇園町 1-1-8F 電話：092-281-7201 FAX：092-281-7205

以 上

【添付別紙】

ZNET TOWN 利用約款

(定 義)

第1条 本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとします。

(1) 「ID 等」

本サービスを利用するための認証 ID 及びパスワードをいいます。

(2) 「アクセス権者」

対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID 等を使って本システムにアクセスする者をいいます。

(3) 「対象機器」

甲の庁内 LAN に接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいいます。

(4) 「本サービス」

乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいいます。

(5) 「本システム」

本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託する WWW サーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいいます。

(6) 「本データ」

本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいいます。

(本約款の適用)

第2条 本約款は、本協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとします。

(本サービスの内容)

第3条 乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとします。

(本サービスの中断・中止)

第4条 乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとします。

2 乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとします。

3 乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとします。

(本データの使用許諾)

第5条 乙は、甲に対して、本データについて、以下の権利を非独占的に許諾します。

(1) 対象機器上で閲覧すること。

(2) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器に PDF 形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

(3) 本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において紙媒体に印刷出力すること（本号に基づき印刷出力した本データを以下「印刷地図」という。）。

(甲の遵守事項)

第6条 甲は、以下の事項を遵守するものとします。

- (1) アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。
- (2) ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。
- (3) 乙の指定する利用環境を確保・維持すること。
- (4) 本条第1号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。
- (5) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。
- (6) 本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。
- (7) 本データを印刷出力するにあたり以下の事項を遵守すること。但し、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとします。
 - イ) 印刷地図を第5条第3号所定の目的以外の目的で使用又は利用しないこと。
 - ロ) 乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。
 - ハ) 印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。
 - ニ) 印刷地図を第三者に配布しないこと。
 - ホ) 印刷地図のサイズはA3判以下とすること。
- (8) 本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）

第7条 乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとします。

2 乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとします。

（権利の帰属）

第8条 本サービス及び本データに関する知的財産権は乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとします。

（その他）

第9条 甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し又は担保に供してはならないものとします。

以 上

災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）とNTT西日本株式会社 長崎支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置、利用、管理等に関し、次のとおり協定書を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信を確保することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本協定に規定する「災害の発生」とは、強度の地震等の発生により県が災害救助法（昭和22年法律第118号）を適用する地域において、広域停電が発生していること又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本協定書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者、帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本協定書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等をいう。）を設置し、乙が設置する屋内配線（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 屋内配線、保安器、引込線等の乙が設置する設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。この場合において乙に対する修復に係る費用については、原則、甲が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置については、甲乙協議の上、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

2 前項の情報の保管にあたっては、甲乙双方で情報管理責任者を任命し、別紙1に定める様式をもって相互に通知することとする。

（特設公衆電話の移転、廃止等）

第6条 甲は、特設公衆電話の設置された場所の移転、廃止等の発生が明らかになった場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

（定期試験の実施）

第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙2に定める接続試験を実施することとする。

（故障発見時の扱い）

第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認し合い、故障回復に向け協力するものとする。

（特設公衆電話の開設）

第9条 特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

（特設公衆電話の利用）

第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、特設公衆電話の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条 特設公衆電話の利用の終了時期については、甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所を連絡することとする。

(設置場所の公開)

第 12 条 乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条 甲は、第 7 条に規定する定期試験及び第 9 条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

2 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

3 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

4 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、甲乙協議の上、抜本的な措置を講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

(情報の管理)

第 14 条 乙は、甲から提示された情報については、他のものへ提示してはならない。

(協議事項)

第 15 条 本協定書に定めのない事項及び本協定書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議の上、定めるものとする。

本協定書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその 1 通を保有する。

平成 3 1 年 4 月 1 9 日

甲 諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市

諫早市長 _____

乙 長崎市出島町 1 1 番 1 3 号 NTT 出島ビル別館
NTT 西日本株式会社 長崎支店

支店長 _____

災害時における物資の保管及び輸送に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と、ナガサキロジスティクス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資の保管および輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市地域防災計画に基づく災害応急対策活動又は災害が発生するおそれのある場合に必要な緊急・救護活動、被災者支援、その他甲が必要とする事象が発生したときに係る物資（以下「物資」という。）の保管及び輸送を円滑に処理するために必要な事項を定める。

（要請及び手続き）

第2条 甲は、物資を保管及び輸送する上で乙の支援が必要と認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項を明示して文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出する。

- （1）災害の状況及び支援を要請する事由
- （2）必要とする支援内容（物資保管・物資輸送・その他）
- （3）支援を必要とする期間
- （4）その他必要な事項

2 保管の必要な取扱品目及び数量は、入・出庫依頼書（別紙第3号様式）を用いて連絡する。

3 輸送の必要な取扱品目及び数量、車両の種類、台数は、輸送依頼書（別紙第4号様式）を用いて連絡する。

4 甲は、前項に掲げる措置のほか、物資の保管管理等を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し物資の保管及び輸送に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又はボランティアセンター等への派遣を要請することができる。

（物資の保管及び輸送協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別な事由がない限り、善良なる管理者の注意をもってこれに協力し、物資の保管及び輸送又は物流の専門家の派遣を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、第2条第1項の要請に対し、甲に対して次に掲げる事項を文書により報告する。

- （1）物資の保管を行う事業所名、外部へ協力を依頼した場合には事業者名（所在地、名称他）
- （2）保管品目、数量、保管期間及び受払日（別紙第5号様式）
- （3）輸送の有無、実施の場合の使用車輛、品目及び数量、日時、外部へ協力を依頼した場合の事業者名（2次配送の場合含む）（別紙第6号様式）
- （4）その他必要な事項

（入出庫手続）

第5条 物資の寄託者は甲とし、物資の入庫及び出庫の手続きは乙の定める方法に基づき行うものとする。

(輸送手続き)

第6条 物資の輸送に使用する車両の種類は品目に適した車両とするよう努力し、乙の準備できる車両（手配できるを含む）にて行う。輸送の手続きは、乙の定める方法に基づき行うものとする。

(費用の負担)

第7条 物資の保管及び輸送に要した費用（保管料、荷役料、輸送料、その他特別に要した費用）は、甲が負担する。

2 前項の費用は、乙が営業倉庫事業者及び運送事業者として、国へ届けている料金を基準とし、甲乙協議の上、決定する。

3 第2条第4項の規定による派遣に要した費用に関する甲の負担額は、甲乙協議の上決定する。

4 乙は前2項の協議を行うにあたり、第4条第1項第1号及び第4号の事業者、第3条の派遣者の同意を得なければならない。

(費用の支払い)

第8条 甲は、前条の規定に基づき乙から保管料及び、輸送料等の請求があったときには、その日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。但し予算措置を必要とするときには、予算措置後30日以内に支払うものとする。

(事故等の対応)

第9条 日常業務による提供場所及び人員不足、事故等の発生により第4条第1項第1号の乙による物資の保管の受入及び継続、第4条第1項第4号の乙による輸送が困難となったときは、甲に対し速やかにその状況を報告し、乙は他の倉庫業者、運送事業者、関係事業者協会などに協力を仰ぎ、物資の継続保管、輸送に努める。

(損害賠償責任)

第10条 乙は、物資の保管及び輸送車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、物資又は第3者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(災害補償)

第11条 本協定に基づく物資の保管及び輸送業務に従事した者が、その業務で負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡したときは、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(関係先との連絡調整)

第12条 本協定に基づく物資の保管、輸送及び物流専門家の派遣の業務の実施にあたり、関係機関、関係施設との必要な連絡調整は、原則として甲が行うものとする。

(情報共有)

第 13 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の実施にあたり、平常時から必要な情報の共有に努めるものとする。

(連絡責任者)

第 14 条 甲及び乙は、本協定にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者報告書」(別紙第 2 号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

(有効期限)

第 15 条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲及び乙のいずれかが文書による意思表示をしないときは、1 年間継続するものとし、それ以降も同様に取り扱うものとする。

(協定の解除及び改定)

第 16 条 本協定は、甲または乙のいずれか一方が申し出たときには、甲乙協議して、協定の解除または改定することが出来る。

(協定の具体的内容)

第 17 条 本協定締結時において乙が支援できる具体的内容については、別紙 1 のとおりとする。ただし、乙の設備の変更等により内容の変更が生じたときは、甲に文書により報告するものとする。

(協議)

第 18 条 本協定に定めのない事項について疑義が生じたときには、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 4 年 4 月 2 5 日

甲 長崎県諫早市東小路町 7 番 1 号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市飯盛町佐田 774 番地 1
ナガサキロジスティクス株式会社
代表取締役

別紙 1（第 17 条関係）

協定の具体的内容については以下のとおりとする。

物資の保管及び輸送に関すること

- ・ 支援物資の保管（温度管理が必要なものについては冷凍・冷蔵）、仕分け、2 次配送、指定区間の支援物資緊急輸送
- ・ 上記、物資の情報等、災害対策本部、ボランティアセンターなどとの情報の共有
- ・ ナガサキロジスティクスだけの対応が難しい場合の、長崎県冷蔵倉庫協会、九州冷蔵倉庫協会、長崎県トラック協会、近隣倉庫会社、福岡運輸グループ等との連携協力要請
- ・ 災害対策本部、ボランティアセンター等への物流専門家の派遣
- ・ 支援物資集積拠点への機材（パレット、コンテナ他）などの貸し出し
- ・ 同上への、仕分け作業等への人的支援および運用アドバイス
- ・ 遠方から来られた支援物資持込車両の一時待機、休憩場所、トイレ、水、シャワー他提供、情報提供、情報収集

その他の支援に関すること

- ・ 事務所 2 階スペース（会議室、食堂・休憩室、トイレ、シャワールーム付仮眠室等）への避難者受け入れ
- ・ 江の浦川等の氾濫など周辺浸水時の一時避難、退避場所
- ・ ペット同伴、小さなお子様同伴等の自家用車、テントなどでの避難希望者受け入れ
- ・ 飲料水、毛布等災害備蓄品の常時保管（事務所棟に備蓄倉庫有）
- ・ 太陽光発電、非常用発電機等による停電時バックアップ電源確保（設置後）
- ・ 非常用発電機の燃料タンクからの緊急車両等への軽油提供（設置後）
- ・ 他県等からの応援車両（警察、消防、自衛隊、インフラ）の待機場所
- ・ 非常時のドクターヘリ、他自衛隊等ヘリコプター発着場所

ドローンを活用した災害時等における活動協力に関する協定書

諫早市（以下「甲」という。）と一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部（以下「乙」という。）は、災害時及び平常時におけるドローンを活用した活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、諫早市内において、自然災害や大規模事故その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態が発生した場合におけるドローンを利用した活動及び平常時における様々な分野での利活用やその他必要と認められる活動に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力業務）

第2条 甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力活動」という。）の内容は、次に掲げるものとする。

（1）災害時における協力活動

- ア 災害発生現場等の被災状況把握のための情報収集支援
- イ 行方不明者の捜索支援
- ウ 物資の運搬等支援
- エ 避難場所の誘導支援

（2）平常時における協力活動

- ア 甲が実施する防災意識啓発の取り組み及び防災訓練への協力
- イ ドローン利活用のための人材育成への協力
- ウ その他、甲が乙と協議の上、決定した事項

（協力要請の手続）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請することができる。

2 前項の規定による要請は、協力活動の内容、期間等を明らかにし、協力要請書（別記様式第1号）により行うものとする。ただし、災害時など緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに当該要請書を提出するものとする。

（活動の実施）

第4条 乙は、第3条第1項に規定する協力要請を受けたときは、可能な範囲で協力活動に必要なドローン及び人員を出場させ、甲が指定する担当者の指示に従い協力活動を実施するものとする。

（活動報告）

第5条 乙は、協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 協力活動に要した費用については、乙が通常、活動している適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（保険加入等）

第7条 乙は、協力活動にあたり、必要な保険（損害賠償等）に加入しているドローンを使用するものとする。

2 乙の保有するドローンが協力活動中に破損、紛失した等の損害が生じた場合は、乙の加入する機体保険等により対応することとする。

(事故発生時の責任負担)

第8条 この協定に基づく協力活動における一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

(事故発生の通知)

第9条 乙は、協力活動に関して事故等が生じた場合には、直ちに甲に対して口頭で通知するとともに、遅滞なくその状況について書面をもって甲に報告しなければならない。

(平常時の準備)

第10条 乙が協力活動を円滑に行うための平常時に行う準備の内容は、次のとおりとする。

(1) 災害応援に関する調査票(別記様式第2号)を毎年度初め及び変更がある場合に甲へ提出すること。

(2) 乙の構成員に対する本協定の周知に努めること。

(3) 使用するドローンの準備及び習熟に努めること。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、協力活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。甲及び乙の構成員でなくなった後も、また同様とする。

(成果品の権利)

第12条 乙は、活動報告が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る乙の著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、有効期間満了の日の1か月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、有効期間は更に1年間更新されるものとし、以後同様とする。

(協議)

第14条 この協定に疑義が生じた事項又は定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自その1通を保有する。

令和7年10月15日

甲 長崎県諫早市東小路町7番1号
諫早市
諫早市長

乙 長崎県諫早市飯盛町里字大門145-37
一般社団法人ドローン減災士協会長崎支部
支部長

諫早市防災行政無線局(同報系)一覧表

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
親 局	ぼうさいいさはやしくしよ	諫早市役所	総務部	
中継局	ぼうさいいさはやししらきみね	白木峰中継局	危機管理課長	
	ぼうさいいさはやしおがわはらうら	小川原浦中継局		簡易中継
	ぼうさいいさはやしいいもりししよ	飯盛支所		再送子局 1
	ぼうさいいさはやしいいもりかわしも	飯盛川下		再送子局 2
	ぼうさいいさはやしたらみちょうたらだんにし	多良見町多良団西		再送子局 3
	ぼうさいいさはやしたらみおおくさ	多良見大草		再送子局 4
	ぼうさいいさはやしたらみかみやま	多良見神山		再送子局 5
	ぼうさいいさはやしもりやまほんむら	森山本村		再送子局 6
	ぼうさいいさはやしもりやまなかのやしき	森山中野屋敷		再送子局 7
	ぼうさいいさはやしうきちゅうがっこう	有喜中学校		再送子局 8 長距離型スピーカー
	ぼうさいいさはやしもとのしょうがっこう	本野小学校		再送子局 9 長距離型スピーカー
固定局	いさはやしたらみししよ	多良見支所		
	いさはやしもりやまししよ	森山支所		
	いさはやしたかきししよ	高来支所		
	いさはやしこながいししよ	小長井支所		
	いさはやしくしよ	諫早市役所		長距離型スピーカー
	いさはやしちゅうおうじょうかせんたー	中央浄化センター		長距離型スピーカー
	いさはやしかみいさはやししょうがっこう	上諫早小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしきたいさはやちゅうがっこう	北諫早中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしめいほうちゅうがっこう	明峰中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみたちやましょうがっこう	御館山小学校		
	いさはやしめしろまちかみこうみんかん	目代町上公民館		
	いさはやしふくだまちすがむたこうみんかん	福田町菅牟田公民館		
	いさはやしひのでまちこうだこうみんかん	日の出町香田公民館		
	いさはやしふくだまちかみひらたこうみんかん	福田町上平田公民館		
	いさはやしおぐりしょうがっこう	小栗小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしみはるだいしょうがっこう	みはる台小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしおがわまちめおとぎこうみんかん	小川町夫婦木公民館		
	いさはやしこがくらまちこうみんかん	小ヶ倉町公民館		
	いさはやしはじのおまちこうみんかん	土師野尾町公民館		
	いさはやしくれもまちこうみんかん	栗面町公民館		
	いさはやしおのしょうがっこう	小野小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしむなかたまちやなぎはらむなかたこうえん	柳原宗方公園		
	いさはやしくろさきこうみんかん	黒崎公民館		
	いさはやしあかさきかいかん	赤崎会館		
	いさはやしおのじままちこうみんかん	小野島町公民館		
	いさはやしおのじままちしんちこうみんかん	小野島町新地公民館		
	いさはやしうきしょうがっこう	有喜小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしてんじんふれあいせんたー	天神ふれあいセンター		
	いさはやしはやみまちこうみんかん	早見町公民館		
	いさはやしまつぎとまち 1 こうみんかん	松里町 1 公民館		
	いさはやしまつぎとまち 2 しおさいふれあいかいかん	松里町 2 潮騒ふれあい会館		
	いさはやししもおおわたのこうぞうかいぜんせんたー	下大渡野町構造改善センター		
	いさはやししもおおわたのまちふじのうちしゅうかいじょう	下大渡野町藤ノ内集会場		
	いさはやしもとのまちおおのこうぞうかいぜんせんたー	本野町大野構造改善センター		
	いさはやしもとのまちやなぎだにしゅうかいじょ	本野町柳谷集会場		
	いさはやしかみおおわたのまちひろたにちくこうみんかん	上大渡野町広谷地区公民館		
	いさはやしゆのおしゅうらくせんたー	湯野尾集落センター		
	いさはやしゆのおまちこうがしらしゅうかいじょ	湯野尾町川頭集会所		
	いさはやしながたちゅうがっこう	長田中学校		長距離型スピーカー

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしおおばまちへぎこうぞうかいぜんせんたー	大場町片木構造改善センター	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしおおばまちいわやかわぐちこうみんかん	大場町岩屋川口公民館		
	いさはやしおおばまちこうみんかん	大場町公民館		
	いさはやしおちょうずまちこうみんかん	御手水町公民館		
	いさはやしなかたまちこうみんかん	中田町公民館		
	いさはやししらきみねまちいわなふれあいのやかた	白木峰町岩名ふれあいの館		
	いさはやししらはらまちこうみんかん	白原町公民館		
	いさはやししらはままちこうみんかん	白浜町公民館		
	いさはやしこうてんまちこうぞうかいぜんせんたー	高天町構造改善センター		
	いさはやししょうきゅうじおかのうえこうみんかん	正久寺丘の上公民館		
	いさはやしあずきざきまちこうみんかん	小豆崎町公民館		
	いさはやしあずきざきまちだい2こうみんかん	小豆崎町第2公民館		
	いさはやしまつやましょうがっこう	真津山小学校		長距離型スピーカー
	いさはやしくやまだいこみゆにていせんたー	久山台コミュニティセンター		
	いさはやしくやまちはなのきふれあいせんたー	久山町花ノ木ふれあいセンター		
	いさはやしにしいさはやちゅうがっこう	西諫早中学校		長距離型スピーカー
	いさはやししんじょうちゅうがっこう	真城中学校		長距離型スピーカー
	いさはやしむなかたふれあいかいかん	宗方ふれあい会館		
	いさはやしにしぎとまちこうみんかん	西里町公民館		
	いさはやしおぶなこしまちにくこうみんかん	小船越町二区公民館		
	いさはやしかいづまちこうみんかん	貝津町公民館		
	いさはやしきたいさはやしょうがっこう	北諫早小学校		
	いさはやしたらみにしかわうちこう	多良見西川内公		
	いさはやしたらみいちぬのこう	多良見市布公		
	いさはやしたらみきだんひがし	多良見喜団東		
	いさはやしたらみなかざとこう	多良見中里公		
	いさはやしたらみいびこう	多良見井樋公		
	いさはやしたらみまるお	多良見丸尾		
	いさはやしたらみしー1	多良見シー1		
	いさはやしたらみしー3	多良見シー3		
	いさはやしたらみきどこふなつ	多良見木床船津		
	いさはやしたらみさききどこ	多良見先木床		
	いさはやしたらみききどこもとがま	多良見木床元釜		
	いさはやしたらみのぞえ1	多良見野副1		
	いさはやしたらみかみもとがま	多良見上元釜		
	いさはやしたらみむれ	多良見群		
	いさはやしたらみやまかわうち1	多良見山川内1		
	いさはやしたらみしげお	多良見重尾		
	いさはやしたらみのがわうち	多良見野川内		
	いさはやしたらみなかどおり1	多良見中通1		
	いさはやしたらみふなつこうえん	多良見舟津公園		
	いさはやしたらみかしま	多良見鹿島		
	いさはやしたらみごじゅっこく	多良見五十石		
	いさはやしたらみおおさきこううえ	多良見大崎公上		
	いさはやしたらみことのお	多良見琴ノ尾		
	いさはやしもりやまかまさき	森山釜崎		
	いさはやしもりやまはる	森山原		
	いさはやしもりやまみね	森山峰		
	いさはやしもりやまいでぐち	森山井手口		
	いさはやしもりやまこうぐち	森山川口		
	いさはやしもりやまよこやま	森山横山		
	いさはやしもりやまこがまつば	森山古賀松葉		
	いさはやしもりやまこぼる	森山小原		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしもりやまめぐりかわ	森山巡川	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしもりやまからこひがし	森山唐比東		
	いさはやしもりやまからこにし	森山唐比西		
	いさはやしもりやまびんござき	森山備後崎		
	いさはやしもりやまとのごもり	森山殿籠		
	いさはやしもりやまえしろ	森山江城		
	いさはやしもりやまからつ	森山唐津		
	いさはやしもりやまなかぐみ	森山中組		
	いさはやしもりやまこば	森山古場		
	いさはやしもりやまかま	森山釜		
	いさはやしもりやまかんたく	森山干拓		
	いさはやしもりやまうめの	森山梅野		
	いさはやしもりやまひらいし	森山平石		
	いさはやしもりやまほんむらかみ	森山本村上		
	いさはやしもりやまたけした	森山竹下		
	いさはやしもりやまとうのこば	森山塔古場		
	いさはやしもりやましらとう	森山白塔		
	いさはやしもりやまけいしの	森山慶師野		
	いさはやしいいもりこめやま	飯盛米山		
	いさはやしいいもりほり	飯盛堀		
	いさはやしいいもりよこづ	飯盛横津		
	いさはやしいいもりくぼ	飯盛久保		
	いさはやしいいもりさだ	飯盛佐田		
	いさはやしいいもりしんこしま	飯盛新小島		
	いさはやしいいもりひらこば	飯盛平古場		
	いさはやしいいもりひえだ	飯盛稗田		
	いさはやしいいもりいしはら	飯盛石原		
	いさはやしいいもりなかやま	飯盛中山		
	いさはやしいいもりひやけ	飯盛一宅		
	いさはやしいいもりみやぞの	飯盛宮園		
	いさはやしいいもりてらびら	飯盛寺平		
	いさはやしいいもりたびら	飯盛田平		
	いさはやしいいもりしんかわしも	飯盛新川下		
	いさはやしいいもりこば	飯盛古場		
	いさはやしたかきくろにた	高来黒新田		
	いさはやしたかきこなこ	高来小中尾		
	いさはやしたかきさかもと	高来坂元		
	いさはやしたかきかみやまみち	高来上山道		
	いさはやしたかきみぞぐち	高来溝口		
	いさはやしたかきみずのうら	高来水ノ浦		
	いさはやしたかきかなさき	高来金崎		
	いさはやしたかきいずみ	高来泉		
	いさはやしたかきこうづくら	高来神津倉		
	いさはやしたかきひがしひらばる 2	高来東平原 2		
	いさはやしたかきぜんじゅうじ	高来善住寺		
	いさはやしたかきさんぶいち	高来三部彦		
	いさはやしたかきさと	高来里		
	いさはやしたかきしもさと	高来下里		
	いさはやしたかきこみね	高来小峰		
	いさはやしたかきくろさき	高来黒崎		
	いさはやしたかきなかほど	高来中程		
	いさはやしたかきにしのお 1	高来西尾 1		
	いさはやしたかきうわぐみ	高来上与		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
固定局	いさはやしたかきひらた 2	高来平田 2	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたかきおりやま 1	高来折山 1		
	いさはやしやかきにしひらばる	高来西平原		
	いさはやしたかきはぎわら	高来萩原		
	いさはやしたかきえのきどう	高来榎堂		
	いさはやしたかきこうち	高来川内		
	いさはやしたかきたかまつ	高来高松		
	いさはやしたかきふなつ	高来船津		
	いさはやしたかきしもおおと	高来下大戸		
	いさはやしこながいひろこうら	小長井広川良		
	いさはやしこながいこうち	小長井川内		
	いさはやしこながいたしろうえ	小長井田代上		
	いさはやしこながいたしろなか	小長井田代中		
	いさはやしこながいたしろした	小長井田代下		
	いさはやしこながいおのうえ	小長井尾ノ上		
	いさはやしこながいおおくぼうえ	小長井大久保上		
	いさはやしこながいとおだけほんむら	小長井遠竹本村		
	いさはやしこながいかまいちのに	小長井釜 1－2		
	いさはやしこながいかまにのいち	小長井釜 2－1		
	いさはやしこながいりゅうなん	小長井柳南		
	いさはやしこながいくろにた	小長井黒仁田		
	いさはやしこながいつつきり	小長井築切		
	いさはやしこながいいぎきにのに	小長井井崎 2－2		
	いさはやしこながいこがうらいち	小長井小ヶ浦 1		
	いさはやしこながいこがうらに	小長井小ヶ浦 2		
	いさはやしこながいこがうらさん	小長井小ヶ浦 3		
	いさはやしこながいこがうらよん	小長井小ヶ浦 4		
	いさはやしこながいしんたばる	小長井新田原		
	いさはやしこながいのうじょううえ	小長井農場上		
	いさはやしこながいたばるうえ	小長井田原上		
	いさはやしこながいしみず	小長井清水		
	いさはやしこながいまきにのに	小長井牧 2－2		
受信局	いさはやしうづまちしえいやきゅうじょう	市営野球場		
	いさはやしふくだまちぐりんびれっじ	福田町グリーンビレッジ		
	いさはやしめしろまちしんあおやますいげんち	目代町新青山水源地		
	いさはやしめしろまちこやま	目代町小山		
	いさはやしめしろまちかみこうや9ぶんだんけんしゅうじょ	第9分団研修所		
	いさはやしめしろまち4ごうしゅすいじょう	目代町4号取水場		
	いさはやしきゅうかんきょうせんたー	旧環境センター		
	いさはやしほんみょうまちもりのした	本明町森の下		
	いさはやしほんみょうまちひらまつ	本明町平松		
	いさはやしおがわまちおぐりしゅっちょうしょ	小栗出張所		
	いさはやしおがわまちおがわだんち	小川団地		
	いさはやしひらやままちたらばやし	平山町多良林		
	いさはやしはじのおまちはじのおちゅうけいぼんぶじょう	土師野尾中継ポンプ場		
	いさはやしはじのおまちやまがしら	土師野尾町山頭		
	いさはやしはじのおまちあとこば	土師野尾町後古場		
	いさはやしかわとこまちげーとぼーるじょう	川床町ゲートボール場		
	いさはやしひらやままちひらやまだんち	平山団地		
	いさはやしむなかたしもためいけ	宗方下溜池		
	いさはやしむなかたまちたていし	宗方町立石		
	いさはやしながのまちこぞの	長野町小園		
	いさはやしかわとこまちよぎ	川床町余木		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしおのじまくろさきだい2げーと	小野島黒崎第2ゲート	総務部	
	いさはやしちゅうおうかんたくえいのうしえんせんたー	中央干拓営農支援センター	危機管理課長	
	いさはやしちゅうおうかんたくあいなふあーむ	中央干拓愛菜ファーム		
	いさはやしてんじんまちごくひろば	天神町五穀広場		
	いさはやしはやみまちなかおうきだい1すいげんち	早見町中尾有喜第1水源地		
	いさはやしうきぎょう	有喜漁港		
	いさはやしかみおおわたのたぬきあな	上大渡野狸穴		
	いさはやしかみおおわたのえんのうじ	上大渡野円能寺		
	いさはやしかみおおわたのこば	上大渡野古場		
	いさはやしかみおおわたのあかみず	上大渡野赤水		
	いさはやしかみおおわたのしんだち	上大渡野神立		
	いさはやしとみがわまちふたまたしゅうかいじょ	富川町二股集会所		
	いさはやしとみがわまちおとし	富川町落		
	いさはやしとみがわまちへちまき	富川町平地蒔		
	いさはやしとみがわまちこの	富川町小野		
	いさはやしとみがわまちあかみず	富川町赤水		
	いさはやしゆのおまちやまぐちのぞえばし	湯野尾町山口野副橋		
	いさはやしゆのおまちいわした	湯野尾町岩下		
	いさはやしゆのおまちおおばやし	湯野尾町大林		
	いさはやしおちょうずまちこばやまおちょうずばすてい	御手水町木場山御手水バス停		
	いさはやしおちょうずまちこばせきばすてい	御手水町木場関バス停		
	いさはやししらきみね	白木峰		
	いさはやししらきみねまちつばきはら	白木峰町椿原		
	いさはやしさるざきこうえん	猿崎公園		
	いさはやしこうてんまちだい26ぶんだんけんしゅうじょ	第26分団研修所		
	いさはやししょうきゅうじまち	正久寺町		
	いさはやしくやままちだい20ぶんだんけんしゅうじょ	第20分団研修所		
	いさはやしくやままちきゅうちやや	久山町旧茶屋		
	いさはやしつくばせいぶがっこうきゅうしょくせんたー	西部学校給食センター		
	いさはやしつくばひがしこうえん	津久葉東公園		
	いさはやしわりごいだい2はいすいち	破籠井第2配水地		
	いさはやしふくだまちきゅうえいせいせんたー	福田町旧衛生センター		
	いさはやしみたちやまこうえん	御館山公園		
	いさはやしいさはやしょうぼうしょ	諫早消防署		
	いさはやしおがわまちぼち	小川町墓地		
	いさはやしくれもまちだもり	栗面町駄森		
	いさはやしはじのおさてらいと	土師野尾サテライト		
	いさはやしかわちまち	川内町		
	いさはやしおのまち	小野町		
	いさはやしながのまち	長野町		
	いさはやしもとのしゅつちょうしょ	本野出張所		
	いさはやししもおおわたのまちひらき	下大渡野町開		
	いさはやしとみがわまちこの2	富川町小野②		
	いさはやしながたまちほいくしょ	長田町保育所		
	いさはやしながたまちりゅうおうこうえん	長田町龍王公園		
	いさはやしくやままちなきりしゅうかいじょ	久山町名切集会所		
	いさはやしまわたりまちにしいさはやだんちだいにじどうこうえん	馬渡町西諫早団地第二児童公園		
	いさはやしわかばまちこうさてん	若葉町交差点		
	いさはやしまつやましゅつちょうしょ	真津山出張所		
	いさはやしたらみにしかわうちかみ	多良見西川内上		
	いさはやしたらみにしかわうちしも	多良見西川内下		
	いさはやしたらみいちぬのかから	多良見市布山帰来		
	いさはやしたらみたらだんこうえん	多良見多良団公園		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしたらみてんまんぐうこうえん	多良見天満宮公園	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしたらみいちぬのしも	多良見市布下		
	いさはやしたらみきだんにし	多良見喜団西		
	いさはやしたらみきだんきた	多良見喜団北		
	いさはやしたらみなかざとかみ	多良見中里上		
	いさはやしたらみきちゅうまえ	多良見喜中前		
	いさはやしたらみきしょうよこ	多良見喜小横		
	いさはやしたらみいびとおげ	多良見井樋峠		
	いさはやしたらみいびかみ	多良見井樋上		
	いさはやしたらみいびかさやま	多良見井樋笠山		
	いさはやしたらみちゅうおうこうえん	多良見中央公園		
	いさはやしたらみやまぐちだんち	多良見山口団地		
	いさはやしたらみかみあそ	多良見上阿蘇		
	いさはやしたらみふくいだ	多良見福井田		
	いさはやしたらみけやおおはし	多良見化屋大橋		
	いさはやしたらみおおしまにし	多良見大島西		
	いさはやしたらみおおしまひがし	多良見大島東		
	いさはやしたらみシー 2	多良見シー 2		
	いさはやしたらみシー 4	多良見シー 4		
	いさはやしたらみかこい	多良見囲		
	いさはやしたらみひがしぞの 1	多良見東園 1		
	いさはやしたらみひがしぞの 2	多良見東園 2		
	いさはやしたらみのぞえ 2	多良見野副 2		
	いさはやしたらみのぞえ 3	多良見野副 3		
	いさはやしたらみのぞえ 4	多良見野副 4		
	いさはやしたらみのぞえふるこ	多良見野副古川		
	いさはやしたらみてらばたけ	多良見寺畑		
	いさはやしたらみしももとがま	多良見下元釜		
	いさはやしたらみやまかわうち2	多良見山川内 2		
	いさはやしたらみやまかわうち3	多良見山川内 3		
	いさはやしたらみなかどおり 2	多良見中通 2		
	いさはやしたらみたなか	多良見田中		
	いさはやしたらみまるやま	多良見丸山		
	いさはやしたらみひやっこく	多良見百石		
	いさはやしたらみせめ	多良見勢女		
	いさはやしたらみさきべた	多良見崎辺田		
	いさはやしたらみうわとこ	多良見上床		
	いさはやしたらみおおさきすのせ	多良見大崎須ノ瀬		
	いさはやしたらみおおうら 1	多良見大浦 1		
	いさはやしたらみおおうら 2	多良見大浦 2		
	いさはやしもりやますごい	森山巢恋		
	いさはやしもりやまからこひがし 2	森山唐比東 2		
	いさはやしもりやまからこはま	森山唐比浜		
	いさはやしもりやまたのしま	森山田ノ島		
	いさはやしもりやまかんたくいりぐち	森山干拓入口		
	いさはやしもりやまくらつ	森山倉津		
	いさはやしもりやますきざき	森山鋤崎		
	いさはやしもりやまちょうけん	森山丁見		
	いさはやしいもりもおおざき	飯盛大崎		
	いさはやしいもりもおおひら	飯盛大平		
	いさはやしいもりちくざき	飯盛築崎		
	いさはやしいもりしらつか	飯盛白塚		
	いさはやしいもりこうだ	飯盛香田		

種 別	呼 出 名 称	設置場所等	管理者	備 考
受信局	いさはやしいいもりうちだ	飯盛内田	総務部 危機管理 課長	
	いさはやしいいもりあおい	飯盛葵		
	いさはやしいいもりこしま	飯盛小島		
	いさはやしいいもりたけ	飯盛嵩		
	いさはやしいいもりやまのくち	飯盛山ノ口		
	いさはやしいいもりにしのくび	飯盛西ノ首		
	いさはやしいいもりまきの	飯盛牧野		
	いさはやしいいもりまきのだいち	飯盛牧野台地		
	いさはやしいいもりやまぐち	飯盛山口		
	いさはやしいいもりきょうつか	飯盛経塚		
	いさはやしいいもりやまにた	飯盛山新田		
	いさはやしいいもりうえはら	飯盛上原		
	いさはやしいいもりみなみびら	飯盛南平		
	いさはやしいいもりいけしも	飯盛池下		
	いさはやしいいもりしみず	飯盛清水		
	いさはやしいいもりだいもん	飯盛大門		
	いさはやしいいもりざんぎ	飯盛残木		
	いさはやしいいもりはちのくぼ	飯盛八ノ久保		
	いさはやしいいもりえいさ	飯盛永砂		
	いさはやしいいもりほとぎ	飯盛補伽		
	いさはやしたかきとどろき	高来轟		
	いさはやしたかきいこいのむら	高来いこいの村		
	いさはやしたかきひがしひらばる 1	高来東平原 1		
	いさはやしたかきゆえみね	高来湯江峰		
	いさはやしたかきのりがわ	高来法川		
	いさはやしたかきそうごううんどうこうえん	高来総合運動公園		
	いさはやしたかきしたぐみ	高来下与		
	いさはやしたかきひらた 1	高来平田 1		
	いさはやしたかきおりやま 2	高来折山 2		
	いさはやしたかきみね	高来峰		
	いさはやしたかきおえかんたく	高来小江干拓		
	いさはやしたかきにしのお 2	高来西尾 2		
	いさはやしたかきたちやま	高来建山		
	いさはやしたかきふじと	高来富地戸		
	いさはやしこながいたりかど	小長井足角		
	いさはやしこながいうちごし	小長井打越		
	いさはやしこながいふなつ	小長井船津		
	いさはやしこながいおおくぼした	小長井大久保下		
	いさはやしこながいかまいちのいち	小長井釜 1－1		
	いさはやしこながいかまにのに	小長井釜 2－2		
	いさはやしこながいいざきいち	小長井井崎 1		
	いさはやしこながいいざきに	小長井井崎 2		
	いさはやしこながいいざきさん	小長井井崎 3		
	いさはやしこながいちょうちょう	小長井長々		
	いさはやしこながいのうじょうなか	小長井農場中		
	いさはやしこながいのうじょうした	小長井農場下		
	いさはやしこながいたばるした	小長井田原下		
	いさはやしこながみさかえ	小長井みさかえ		
	いさはやしこながいさざんか	小長井さざんか		
	いさはやしこながいまきいち	小長井牧 1		
	いさはやしこながいまきにのいち	小長井牧 2－1		
	いさはやしこながいまきさん	小長井牧 3		
	いさはやしこながいまきにのさん	小長井牧 2－3		

アマチュア無線局一覧表

【クラブ局】

コールサイン	クラブの名称	住 所
J H 6 Y K X	諫早市役所アマチュア無線クラブ	東小路町
J G 6 Y G A	諫早市役所小栗出張所アマチュア無線クラブ	小 川 町
J G 6 Y G B	諫早市役所小野出張所アマチュア無線クラブ	黒 崎 町
J G 6 Y G C	諫早市役所有喜出張所アマチュア無線クラブ	有 喜 町
J G 6 Y G D	諫早市役所真津山出張所アマチュア無線クラブ	山 川 町
J G 6 Y G E	諫早市役所本野出張所アマチュア無線クラブ	上大渡野町
J G 6 Y G F	諫早市役所長田出張所アマチュア無線クラブ	長 田 町
J G 6 Y G G	諫早市役所多良見支所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G H	諫早市役所大草出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G I	諫早市役所伊木力出張所アマチュア無線クラブ	多良見町
J G 6 Y G J	諫早市役所森山支所アマチュア無線クラブ	森 山 町
J G 6 Y G K	諫早市役所飯盛支所アマチュア無線クラブ	飯 盛 町
J G 6 Y G L	諫早市役所田結出張所アマチュア無線クラブ	飯 盛 町
J G 6 Y G M	諫早市役所高来支所アマチュア無線クラブ	高 来 町
J G 6 Y G N	諫早市役所小江深海出張所アマチュア無線クラブ	高 来 町
J G 6 Y G O	諫早市役所小長井支所アマチュア無線クラブ	小長井町
J F 6 Y G N	諫早市職員アマチュア無線クラブ	東小路町
J F 6 Y L O	たらみハムクラブ	多良見町
J G 6 Y I R	長崎県赤十字無線奉仕団諫早分団	多良見町

有線放送施設一覽表

【諫早地域】

町 名	代 表 者 (自治会長等)	電 話	町 名	代 表 者 (自治会長等)	電 話
幸	松原 亨	2 3 - 6 3 3 6	宗 方	前田 正信	2 2 - 3 1 9 6
仲 沖	森永 泰仁	2 2 - 2 1 7 1	長 野	高稲 恒	2 2 - 7 6 5 0
西 郷	廣田 秀	080-1765-0285	曙	能田 八千代	2 1 - 8 3 8 8
野 中	安部 正	2 3 - 7 5 3 8	小野団地	小林 巧	090-2719-6189
西小路	平野 朋哉	2 4 - 0 2 2 9	鶴 田	川口 信介	2 8 - 6 9 3 1
福 田	古川 利光	090-5940-7016	早 見	濱崎 弘一	2 8 - 3 3 1 9
天 満	堀口 春記	2 2 - 5 0 9 7	津 水	中路 拡明	2 6 - 6 2 5 5
栄 田	森 誠	2 6 - 3 2 6 5	破籠井	國司 豊	090-1876-4576
原 口	西岡 貞治	2 2 - 1 8 9 7	本 野	末次 一裕	2 5 - 8 9 1 7
新 道	寺崎 和幸	2 2 - 0 9 8 6	上大渡野	廣田 恵次	4 6 - 7 7 6 7
平 山	松尾 恭生	2 2 - 4 2 7 2	下大渡野	平原 富美男	2 6 - 6 7 0 5
平山団地	林田 保	2 4 - 0 2 8 4	小豆崎	堤 良計	2 3 - 6 3 8 7
鷲 崎	久保 博	2 2 - 2 4 9 4	西 里	松竹 恭貴	2 2 - 5 2 4 3
小 川	古賀 昭司	2 1 - 1 4 0 7	中 田	岩永 啓治	080-6432-8050
夫婦木	江嶋 孝	2 4 - 1 0 2 9	御手水	川原 義美	090-5738-6051
小栗住宅	副田 誠	090-1978-1111	白木峰	芳田 福次郎	2 4 - 8 2 6 8
ひばりが丘	中里 利行	2 4 - 3 3 2 2	長 田	野田 義博	2 3 - 9 0 4 0
栗 面	松尾 和希	090-8627-8999	正久寺	松田 浩俊	090-2714-4110
黒 崎	黒田 雅博	2 3 - 7 4 1 1	高 天	大石 一郎	090-1169-0888
小 野	道辻 肇	2 2 - 5 5 1 1	白 浜	土井 泰紀	2 3 - 9 9 6 1
小野島	岸川 孝義	2 3 - 8 6 1 2	白 原	平野 悟	090-8910-6844

【多良見地域】

町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話	町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話
野川内	井川 龍二	090-1972-0413	伊木力中通	永尾 正明	4 4 - 1 6 2 9
田 中	森口 示一	090-1920-4547	伊木力舟津	鹿間 輝行	4 4 - 1 7 0 9
丸尾1区	相良 裕	4 3 - 0 3 7 8	丸尾2区	川原 陽介	4 3 - 5 4 2 0

【森山地域】

町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話	町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話
唐比東	机元 政美	3 6 - 1 5 8 2	干 拓	中村 博秋	090-1875-6411
唐比西	山本 照明	3 6 - 1 5 3 7	井手口	江嶋 茂光	3 5 - 2 4 1 2
巡 川	荻田 幸太郎	3 6 - 1 7 1 9	峰	土井 秀明	3 5 - 2 4 5 3
本村上	早田 敏昭	090-8913-2258	原	江副 秋典	3 5 - 2 3 6 9
本村下	小林 順一郎	3 5 - 2 1 7 6	古 場	杉山 広記	090-3198-3399
中仕切	橋田 泰幸	3 6 - 3 4 1 6	中 組	西浦 正志	090-8913-5886
釜	澁谷 良二	3 6 - 2 4 7 1	密 頭	菅 洋司	080-4783-0078
倉 津	金集 伸一	090-3602-3839	江 城	江城 政敏	090-1084-4382
梅 野	竹内 裕二	090-5938-1641	横 山	古賀 正利	3 5 - 2 0 9 1
平 石	陣野 勝美	080-8566-6951	川 口	土橋 新一	090-8297-4777
鋤 崎	竹内 清吾	3 6 - 1 4 2 1	中野屋敷	牟田 政敏	090-5475-7850

【高来地域】

町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話	町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話
神津倉	原口 一成	090-4488-6807	町 名	柿田 弘	090-8417-4988
東三部壱	前田 俊明	3 2 - 3 3 2 0	黒 崎	高尾 修	090-3733-3749
里	峰松 俊蔵	3 2 - 2 2 5 5	善住寺	花岡 隆紀	3 2 - 3 0 1 0
法 川	小川 供孝	3 2 - 5 1 8 3	湯江峰	岩下 一成	3 2 - 2 7 4 8
小 峰	吉野 巧	3 2 - 5 0 9 8	東溝口	村田 信夫	3 2 - 5 5 9 7
水ノ浦	川野 博之	3 2 - 4 2 2 4	西溝口	会長代行 森 和幸	3 2 - 2 4 2 9
汲 水	山口 一吉	3 2 - 2 2 8 2	馬 場	松角 純一郎	080-1772-7064
上金崎	村上 忠彦	3 2 - 2 2 7 8	上山道	小泉 智路	090-6105-1437
榎 堂	深川 伸次	3 2 - 4 6 7 3	坂 元	山崎 哲夫	3 2 - 5 0 0 5
蟹 喰	吉野 一彦	3 2 - 5 9 7 9	下金崎	岸山 恒幸	3 2 - 2 9 8 2
上大戸	久保 政信	3 2 - 5 1 8 9	船 津	桑原 秀昭	090-1083-7878
富地戸	濱崎 茂	090-1089-3454	下大戸	佐藤 雅之	090-4517-4799
上三部壱	本田 博	3 2 - 3 7 5 4	佐古谷	梅枝 繁喜	3 2 - 2 9 1 4
西三部壱	大坪 昭彦	3 2 - 2 2 4 9			

【小長井地域】

町 名 地区名	代 表 者 (自治会長等)	電 話
小ヶ浦	田川 貞則	080-1722-8088

※ 飯盛地域は、有線放送施設無し

災害用備蓄品配備状況

1. 数量（令和8年4月1日時点）

分類	品名		単位	現物備蓄数		分類	品名		単位	現物備蓄数
食料	非常食	クッキー	食	8,240	6,700	寝具	毛布		枚	1,379
		ビスケット類			640		簡易ベッド		台	1,216
		調理不要品			680		ジョイントマット（4枚1組）		枚	4,142
		アルファ米			100		携帯トイレ		回分	44,000
		ベビーフード			120		ラップ式トイレ		セット	5
	飲料水		L	26,430	衛生用品	組立式簡易トイレ		セット	37	
母子用品	液体ミルク（200ml/缶）		缶	192		簡易トイレ用個室テント		台	42	
	使い捨て哺乳瓶		本	150		トイレットペーパー		ロール	1,872	
	乳幼児用紙おむつ		枚	5,144		大人用おむつ		枚	816	
	おしりふき（60枚入り）		個	684		生理用品		個	7,554	
設備品	避難所運営セット		セット	120	生活家電	空気清浄機	大	台	14	
	間仕切り		セット	80			中		21	
	プライバシースクリーン		台	40			小		5	
	プライバシー確保用テント		台	52		ポータブル蓄電池		台	40	
	避難所用テント		台	1,217						

2. 保管場所

本 庁	小栗ふれあい会館
多良見支所	西諫早公民館
森山支所	長田出張所
飯盛支所	有喜出張所
高来支所	小野体育館
小長井支所	本野出張所
野中倉庫	中央保育所
鷺崎倉庫	太陽保育所
道の駅251いいもりじゃがーロード	健康福祉センター

※他、必要に応じて避難所に保管するものとする

消防資機材装備状況表

1. 諫早消防署

種 別		署分署別	合計	本部	諫早消防署					有喜 派出所
					本署	西諫早	多良見	飯盛	高来	
車両	ポンプ車	5 (1)		2 (1)			1	1	1	
	タンク車	2		1	1					
	救急車	6 (1)		2 (1)	1	1	1	1	1	
	指揮車	2	1	1						
	防災広報車（赤）	3		2						
	広報車（白）	5		2	1	1	1			
	梯子車	1		1						
	救助工作車	2 (1)		2 (1)						
一 般 救助用器具	かぎ付きはしご	4		3	1					
	三連梯子	9		6	1			1	1	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤ梯子	3		3						
	空気式救助マット	2		2						
	救命索発射銃	2		2						
	パイプスリング又は救助用縛帯	13		10	1			1	1	
	平担架	1		1						
重量物 排除用器具	油圧ジャッキ	4		4						
	油圧スプレッダー	5		2		1		1	1	
	可搬ウィンチ	3		3						
	マンホール救助器具	2		2						
	マット型空気ジャッキ	2		2						
	大型油圧スプレッダー	2		2						
	救助用支柱器具	1		1						
	チェーンブロック	1		1						
切断用器具	油圧切断機	6		3			1	1	1	
	エンジンカッター	6		3			1	1	1	
	ガス溶断器	2		2						
	チェーンソー	10	1	5	1	1	1	1	1	
	鉄線カッター	19		10	3	2	3	3	1	
	空気鋸	3		3						
	大型油圧切断機	2		2						
	空気切断機	2		2						
破壊用器具	万能斧	27		18	3	3	2	2	1	
	ハンマー	11		6	2	1	1	1	1	
	携帯用コンクリート破壊器具	3		3						
	削岩機	1	1							
	ハンマドリル	3	1	2						
検 知・ 測定用器具	可燃性ガス測定器	6		2	1	1	1	1	1	
	有毒ガス測定器	8		4	1	1	1	1	1	
	酸素濃度測定器	6		2	1	1	1	1	1	
	放射線測定器	9		9						
呼吸保護用 用 具	空気呼吸器	40		24	4	4	4	4	4	
	空気補充用ポンプ	88		88						
	酸素呼吸器	5		5						
	簡易呼吸器	2		2						
	防塵マスク	23		13	0	5	3	3	2	
	送排風機	3		3						
隊員保護用 器 具	耐電手袋	39		20	4	7	4	4	4	
	耐電衣	8		8						
	耐電ズボン	8		8						
	耐電長靴	8		8						
	防塵メガネ	22		10	5	2	3	3	2	
	携帯警報器	66		30	9	9	9	9	9	
	防毒マスク	27		15	3	3	3	3	3	
	化学防護服（陽圧式除く）	8		8						
	陽圧式化学防護服	3		3						
	耐熱服	2		2						
除染用 器 具	除染シャワー（歩行可能者用）	0								
	除染剤散布器	0								
水難救助用 器 具	救命胴衣	78	10	45	5	8	5	5	5	
	救命浮環	11		6	1	1	1	1	2	
	救命ボート	2	1	1						
山岳救助用 器 具	登山器具	1		1						
	バスケット型担架	3		3						
検索用器具	簡易画像探索機	0								
高度救助用 器 具	画像探索器	1		1						
	地中音響探知機	1		1						
	熱画像直視装置	2		2						
	夜間用暗視装置	1		1						
	地震警報器	1		1						

署分署別		合計	本部	諫早消防署					
種 別				本署	西諫早	多良見	飯盛	高来	有喜 派出所
その他の 救助用器具	投光器	2		2					
	携帯投光器	18	1	13	1	1	1	1	
	携帯拡声器	21		13	2	2	2	2	
	携帯無線機	14		6	2	2	2	2	
	応急処置用セット	10		6	1	1	1	1	
	車両移動器具	5		5					
	緩降機	3		3					
	ロープ登降機	2		2					
林野火災用 器 具	発電機	17	2	11	1	1	1	1	
	ジェットシューター	25		13	3	3	3	3	
	簡易水槽(2.5t)	0							
消火薬剤等	泡水兼用放水砲	0							
	高発泡器	8		4	1	1	1	1	
	水成膜消火剤(Ⅱ%)	0							
	泡消火剤(20Ⅱ%)	34		18	5	6	3	2	
油処理剤等	オイルフェンス	6		6					
	吸着マット	820 (620)		700 (500)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	30 (30)	
	油処理剤(18Ⅱ%)	19 (19)		17 (17)	2 (2)				
その他	人工呼吸訓練用人形	77		68	2	2	3	2	
	エアータント	3	2	1					
	ドローン	1	1	1					
	映像伝送装置	1	1						
	建物崩壊・土砂監視センサー	1	1						

※ 油処理剤・吸着マット及びオイルフェンスの（ ）は市又は危険物安全協会保有のものを内書
※ 緊急消防援助隊無償使用物品①放射線線量率計（X線・γ線）②放射線個人線量計③バッテリー式救助用破壊器具（ドリル・ソー）
④高機能エアータント（発電機含む）⑤ハイスベックドローン⑥映像伝送装置⑦建物崩壊・土砂監視センサー

2. 消防団

分 団	ス コ ッ プ	つ る は し	水 槽 (1 t)	水 槽 (5 t)	水 槽 (10 t)	ハ ン ド マ イ ク	チ ェ ン	ト ラ ロ ー プ	な た	の こ	て こ	発 電 機	投 光 器	チ ェ ン ソ ー
本 部					1	2						2	7	4
第1分団第1部	2	1	1			1			2		1	1	3	1
第1分団第2部	9		1			1	1	1	2			1	1	1
第1分団第3部	5		2			1	1					1	4	1
第1分団第4部	4											1	2	1
第2分団第1部	2		1						1	1	1	1	1	1
第2分団第2部			1										1	
第2分団第3部	4		1			3	1		1			1	3	1
第3分団第1部	5	1	1			1	1	2	7	2	1		1	2
第3分団第2部	7		2			3			3		1	3	3	2
第3分団第3部	5	1	2						6	2	1	3	4	1
第4分団	1		1				1		3			1	1	1
第5分団第1部	2	1		1				1	1	1	4	1	4	
第5分団第2部	3		2			1	1	5	1			1	1	1
第5分団第3部	4				1	4	1	1	1	1		3	4	2
第5分団第4部	2	1	1			1	1	1	1	2		1	1	1
第6分団第1部	7	1	1			2	1	1				2	4	1
第6分団第2部	7		2			1	2	3	1	1	5	4	2	1
第6分団第3部	2		1				1	1	2			2	1	
第7分団第1部	3		1			3	1		1	2		3	2	1
第7分団第2部	4		2	1		1		2		1		3	7	1
第7分団第3部	5	1	2			1	1	1				1	6	1
第8分団第1部	3		1	1		2	2	1	2		2	2	3	2
第8分団第2部	6		1				1	1	2	1	1	2	4	1
第8分団第3部	5		1				1	1	1	1	1	3	3	1
第8分団第4部	2	1	1				1		1	1	1	1	1	1
第9分団第1部	4		1			1			1	1	3	3	2	1
第9分団第2部	7	1	1	1			1	4	3			1	3	1
第9分団第3部	1		1			1	2	1	1		1	1	3	1
第10分団第1部	11	1	2			1	1	2				3	1	
第10分団第2部	1		2	1		1	1					1	1	1
第10分団第3部	8	1	1			2	1	4	6		4	1	1	1
第10分団第4部	4		1				2		2			1	2	
第10分団第5部	9	1	1			1		1	4			2	1	1
第10分団第6部	9	1	1			1	1	6	2	1		1	1	
第11分団第1部	9		1			1	1	2	4			1	2	1
第11分団第2部	8		1			1	1	1	3			1	1	1
第11分団第3部			1			2		1	3	3		1	2	1
第11分団第4部	6	2		1		1	1	5	4			1	1	1
第11分団第5部	8		1			1	1		2		1	2	2	1
第11分団第6部	9		1			1			5			1	3	1
第11分団第7部	10		1			1		3	8		2	1	4	1
第11分団第8部	6		1			2		2	5			2	4	1
第11分団第9部	12		1			1	1	1	3		2	3	3	1
第12分団第1部	8		2			1	1	1	3	1		2	6	2
第12分団第2部	13		2			1	1	1	2	3	2	1	3	2
第12分団第3部	5	3	1			1			4	2		1	2	2
第13分団第1部	12	2	1					1	2	2	1	2	3	2
第13分団第2部	8	4	1			1	1	1	3	2		2	1	2
第13分団第3部	7	3	2			1		1	3	4	1	2	6	2
第13分団第4部	11		1			1	1	1	1	2	1	1	3	2

分 団	ス コ ッ プ	つ る は し	水 槽 (1 t)	水 槽 (5 t)	水 槽 (10 t)	ハ ン ド マ イ ク	チ エ ー ン	ト ラ ロ ー プ	な た	の こ	て こ	発 電 機	投 光 器	チ エ ン ソ ー
第14分団第1部	3	1	1			1		9	4		1	1	1	2
第14分団第2部	2		1						5			1	1	1
第14分団第3部	1	1	1					2	1	1	1	1	2	
第14分団第4部	6		1			1	1	1	1	2		1	1	1
第14分団第5部	3		1			1		1	5		1	1	2	1
第15分団第1部	7		1					1	4	3		1	3	1
第15分団第2部	1				1				2	4		1	1	1
第15分団第3部	3		1									1	2	1
第15分団第4部	2		1			1	2		2	2	2	2	6	2
第16分団第1部	2		1			1	1	2	2	2	2	2	6	2
第16分団第2部	5		1			1		1				1	4	2
第16分団第3部	7		1			1		1	2	2		2	4	2
第17分団第1部	9		2			1	1	1	2	1		2	3	2
第17分団第2部	8		2			1	1	1	5	2	1	2	6	1
第17分団第3部	5		1			1	1	1	2	2	1	1	6	1
第18分団第1部	4	1	1			3	1		2	1		2	3	1
第18分団第2部	6		1			1	1	1	3	2		2	4	2
第18分団第3部	6		1			3	1		2	1		2	5	1
第19分団第1部	6		1			1		1	4	2		1	10	2
第19分団第2部	5		2			1	1	1	3	3	1	3	3	2
第20分団第1部	1	1	1			1		1	2			2	7	1
第20分団第2部	8		1			1		1	2	1	2	3	2	1
第20分団第3部	6	1	1			1		1	1	1		2	4	1
第20分団第4部	5		1			1		1	2	1	3	2	5	1
第20分団第5部	6		1			1		1	2	1		2	6	1
第20分団第6部	8		1			1		1	4	1		2	3	1
第20分団第7部	6		1			1		1	3			2	6	1
合 計	416	32	87	6	3	79	48	92	180	72	52	127	241	94

諫早市消防団幹部名簿

(令和8年4月1日現在)

	職 名	氏 名
消防団本部	団長	野副 統一郎
	副団長（総括）	富田 豊
	副団長（総括）	今里 浩士
	副団長	田中 正寛
	副団長	山口 浩樹
	副団長	濱田 修吾
	副団長	釜元 慎一
	副団長	松本 康博
	副団長	濱崎 和也
	本部分団長	前田 洋一郎
	本部分団長	石場 竜弘
	本部分団長	池田 敏隆
	本部分団長	増輪 武彦
	本部分団長	村川 信博
	本部分団長	林 勝義
	本部分団長	山口 幸弘
	本部分団長	森 義憲
	本部分団長	大野 幸雄
	本部分団長	鬼塚 由美

	職 名	氏 名
分団	第1分団長	山口 庸介
	第2分団長	石丸 淳也
	第3分団長	山口 勝也
	第4分団長	高以未 元基
	第5分団長	菅 英一朗
	第6分団長	諸岡 勇二
	第7分団長	吉井 健
	第8分団長	神崎 隆也
	第9分団長	金原 寛幸
	第10分団長	境 大作
	第11分団長	凌 智史
	第12分団長	辻 清二
	第13分団長	田中 大輔
	第14分団長	山口 津与志
	第15分団長	山本 祥光
	第16分団長	高川 優美
	第17分団長	中島 恵介
	第18分団長	早田 三夫
	第19分団長	田中 雅史
	第20分団長	横田 友和

諫早市上下水道局協力工事店一覧表

工事店名	代表者名	住 所	電話番号
諫早地域			
諫早市管工業協同組合	溝越 正春	諫早市天満町 1 - 1 7	0957-23-1763
株式会社 伸工舎	山新田 友明	諫早市川床町 3 7 6 - 2	0957-22-5049
量祐設備 株式会社	辻 正勝	諫早市津久葉町 5 - 6 4	0957-26-3532
諫早水管工業 有限会社	藤山 恒佳	諫早市小野町 9 3 0 - 1 9	0957-22-1271
株式会社 北栄	後田 進	諫早市福田町 3 2 - 7 - 1 0 1 号	0957-22-2988
豊工業 株式会社	小川 清治	諫早市福田町 4 7 - 1 5	0957-22-3643
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町 6 4 3 - 2	0957-24-4077
ユーアイ設備工業 株式会社	舟津 修二	諫早市城見町 3 4 - 1 3	0957-23-2302
研進工業 株式会社	八戸 泰道	諫早市小川町 1 2 5 1 - 1	0957-22-3211
有限会社 野口浄設工業所	野口 浩治	諫早市栄田町 3 6 5 - 1	0957-26-1874
株式会社 寺山建設	寺山 和雪	諫早市下大渡野町 4 7 0 - 1	0957-49-8311
株式会社 公文建設	吉田 貴博	諫早市西小路町 9 9 9 - 3 2	0957-23-1630
新成設備 株式会社	奥村 暢浩	諫早市福田町 2 2 9 7 - 4 3	0957-22-7419
多良見地域			
有限会社 森 商会	森 誠司	諫早市多良見町化屋 9 4 4 - 2	0957-43-0239
有限会社 山崎設備	山崎 孝裕	諫早市多良見町舟津 1 1 5 4 - 1	0957-44-1056
有限会社 生田工業	生田 守	諫早市多良見町木床 1 5 9 9	0957-43-3681
有限会社 本島設備	本島 昇	諫早市多良見町囲 5 2 3	0957-43-1352
有限会社 ダイメイ設備	大杉 典之	諫早市多良見町囲 2 6 6 - 1 0	0957-43-3921
森山地域			
有限会社 大豊工業	野中 裕介	諫早市宗方町 6 4 3 - 2	0957-24-4077
徳永設備工業	徳永 和英	諫早市小野島町 2 0 6 3	0957-23-8551
後田設備	後田 寛	諫早市有喜町 5 0 3	0957-28-3607
飯盛地域			
有限会社 飯盛管工	嶋崎 峰樹	諫早市飯盛町久保 4 5 3 - 5	0957-48-0316
株式会社 日野建設	菖蒲 正文	諫早市飯盛町平古場 1 0 8 5 - 5	0957-48-0666
佐々木三水土工事 有限会社	佐々木 卓	諫早市飯盛町後田 1 6 0 1	0957-48-2090
山本建設 株式会社	山本 勇	諫早市飯盛町平古場 8 6 - 9	0957-48-0166
中原土木 株式会社	中原 清隆	諫早市飯盛町佐田 8 7 9 - 2	0957-48-0617
有限会社 香田建設	香田 敏博	諫早市飯盛町佐田 4 - 1	0957-48-1848
有限会社 川上土木	川上 直	諫早市飯盛町平古場 1 2 2 7 - 1	0957-48-1913
高来・小長井地域			
高来テック株式会社	溝越 正春	諫早市高来町黒崎 4 5 7 - 1 1	0957-32-2910
荒木商事 有限会社	荒木 浩史	諫早市高来町三部壺 3 8 2	0957-32-2040
有限会社 エイキ設備	増山喜久男	諫早市高来町三部壺 2 5 3 - 3	0957-32-3391
アクアライフ	小柳 武典	諫早市小長井町小川原浦 1 4 6 3	0957-34-4159
有限会社 北高設備	鉾崎 啓司	諫早市高来町下与 1 3 3	0957-32-4125
有限会社 小柳設備	小柳 和博	諫早市小長井町牧 2 5 6 - 4 8	0957-27-6050

地区別避難場所及び管理者一覧表

(地震災害時には地震災害対策編の第5節「避難対策」を参照のこと)

(諫早地域)

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	東小路町公民館		22-0898	大塚 好弘	159	79	5	有
	幸町公民館		23-6336	松原 亨	282	141	6	有
	仲沖町公民館		22-2171	森永 泰仁	79	39	5	有
	八天町公民館		090-8763-2427	古川 無逸	160	80	5	有
	教法寺(上町)		22-1800	秀山 達也	80	40	10	有
	徳養寺(船越町)		22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺(船越町)		22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	安勝寺(金谷町)		22-0138	正林 悟朗	248	124	13	有
	明勝寺(八天町)		22-2619	木下 和久	112	56	7	有
	性空寺(原口町)		22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
中央 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	立	高城町	松本 博行	(22-3675)	網掛は水害時には除く			
	退	栄町	小林 靖明	(23-1391)				
	指	上町	小柳 均	(22-3710)				
	導	八坂町	古賀 文朗	(090-1516-1876)				
	者	本町	小川 文雄	(23-2633)				
	及	東本町	高森 勤	(22-4649)				
	び	旭町第1	野口 貴生	(090-9560-7478)				
	電	旭町第2	今里 浩士	(080-5602-5767)				
	話	八天町	古川 無逸	(090-8763-2427)				
	番	東小路町	大塚 好弘	(090-4987-2575)				
	号	厚生町	森田 正明	(080-1739-5027)				
		幸町	松原 亨	(23-6336)				
		仲沖町	森永 泰仁	(22-2171)				

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中央	西郷町公民館		080-1765-0285	廣田 秀	85 m ²	42 人	12 m	有
	上野町公民館		23-3770	近藤 弘	208	104	13	有
	船越町公民館		22-2044	森 幸太郎	107	53	8	有
	原口町公民館		22-1897	西岡 貞治	159	79	18	有
	野中町公民館		23-7538	安部 正	67	33	17	有
	新道町公民館		22-0986	寺崎 和幸	95	47	6	有
	宇都町公民館		22-1695	辻 弘之	143	71	34	有
	諫早中学校屋内運動場		22-0091	諫早中学校長	1,080	540	8	有
	諫早文化会館		25-1500	いさはや文化パートナーズ	1,054	527	43	無
	平仙寺（上野町）		22-0712	山下 秀憲	80	40	16	有
	徳養寺（船越町）		22-4193	三浦 道彦	165	82	11	有
	広福寺（船越町）		22-4192	雲山 修平	165	82	13	有
	性空寺（原口町）		22-2956	横山 秀道	90	45	13	有
南	立退指導者及び電話番号	西郷町	廣田 秀	(080-1765-0285)	網掛は水害時は除く			
		上野町	近藤 弘	(23-3770)				
		船越町	森 幸太郎	(22-2044)				
		原口町	西岡 貞治	(22-1897)				
		野中町	安部 正	(23-7538)				
		新道町	寺崎 和幸	(22-0986)				
		立石町	栄田 元信	(090-3195-2377)				
		西小路町	平野 朋哉	(24-0229)				
		宇都町	辻 弘之	(22-1695)				

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
中	福田町公民館		090-5940-7016	古川 利光	602 m ²	301 人	6 m	有
	デイサービスいきいきハウス		23-3021	高橋 桂子	300	150	60	有
	泉町公民館		23-8809	原口 勲	298	149	12	有
	金谷町公民館		090-2504-3475	山田 康成	47	23	2	有
	天満町公民館		22-5097	堀口 春記	626	313	14	有
	城見町公民館		23-0265	宮崎 守	115	57	24	有
	日の出町公民館		23-7340	平野 博	410	205	67	有
	永昌町公民館		26-3803	道越 芳正	110	55	41	有
	永昌東町公民館		24-6114	西 善次	52	26	15	有
	栄田町公民館		26-3265	森 誠	418	209	29	有
	西栄田町公民館		26-7488	柴崎 悠久雄	46	23	49	有
	本明町公民館		25-0756	中道 正春	108	54	27	有
	目代町公民館		22-0803	福富 力	146	73	147	有
	中央公民館北分館		—	諫早市	173	86	14	無
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有
	安勝寺（金谷町）		22-0138	正林 悟朗	248	124	14	有
	本清寺（城見町）		22-1988	友田 恵隆	250	125	17	有
	慶巖寺（城見町）		22-0136	稲永 俊行	330	165	15	有
	蓮光寺（城見町）		22-0446	三浦 道彦	102	51	13	有
正応寺（天満町）		22-2651	大木 東一	66	33	19	有	
央	立退指導者及び電話番号	福田町	古川 利光	(090-5940-7016)	網掛は水害時は除く			
		泉町	原口 勲	(23-8809)				
		金谷町	山田 康成	(090-2504-3475)				
		天満町	堀口 春記	(22-5097)				
		城見町	宮崎 守	(23-0265)				
		日の出町	平野 博	(23-7340)				
		永昌町	道越 芳正	(26-3803)				
		永昌東町	西 善次	(24-6114)				
		栄田町	森 誠	(26-3265)				
		西栄田町	柴崎 悠久雄	(26-7488)				
		本明町	中道 正春	(25-0756)				
		目代町	福富 力	(22-0803)				
		西部台大さこ町	畠中 公道	(090-3074-7739)				
西部台大さこ町第二	山野 裕智	(090-4776-4529)						
北								

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
小栗	鷺崎町公民館		22-2494	久保 博	291 m ²	145 人	33 m	有
	小川町公民館		21-1407	古賀 昭司	201	100	7	有
	ひばりが丘公民館		24-3322	中里 利行	218	109	20	有
	夫婦木公民館		24-1029	江嶋 孝	45	22	42	有
	平山町公民館		22-4272	松尾 恭生	200	100	15	有
	平山団地公民館		24-0284	林田 保	36	18	54	有
	小ヶ倉町公民館		23-8329	佐藤 厚義	104	52	35	有
	西林寺（川床町）		22-0156	貞包 俊雄	99	49	26	有
	立退指導者及び電話番号	平山町	松尾 恭生	(22-4272)	網掛は水害時は除く			
		土師野尾町	中嶋 哲郎	(090-9562-7424)				
		川床町	松尾 博之	(24-3234)				
		鷺崎町	久保 博	(22-2494)				
		小川町	古賀 昭司	(21-1407)				
		夫婦木	江嶋 孝	(24-1029)				
		小ヶ倉町	佐藤 厚義	(23-8329)				
		栗面町	松尾 和希	(090-8627-8999)				
		栗面住宅	濱口 邦宏	(080-5665-2912)				
		小栗住宅	副田 誠	(090-1978-1111)				
		小川団地	船津 舞華	(070-5146-1704)				
		ひばりが丘	中里 利行	(24-3322)				
		平山団地	林田 保	(24-0284)				
		扇	下川 政子	(22-4126)				
		刑務所官舎	渡邊 大蔵	(22-1330)				
		県住栗面団地	吉武 かずよ	(090-3608-3380)				

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
小 野	黒崎町公民館		23-7411	黒田 雅博	225 m ²	112 人	7 m	有
	小野島町公民館		23-8612	岸川 孝義	207	103	2	有
	川内町公民館		23-8393	永尾 正邦	257	128	1	有
	曙住宅集会所		21-8388	能田 八千代	66	33	2	有
	小園集落センター（長野町）		22-7650	高稲 恒	50	25	23	有
	長野会館（長野町）		22-7650	高稲 恒	236	118	4	有
	桃原寺（赤崎町）		22-2831	緒方 正親	83	41	5	有
	小野ふれあい会館		21-1297	諫早市	529	264	4	有
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	赤崎町	西村 一美	(22-6490)	網掛は水害時は除く			
		黒崎町	黒田 雅博	(23-7411)				
		小野町	道辻 肇	(090-3321-7497)				
		小野島町	岸川 孝義	(23-8612)				
		川内町	永尾 正邦	(23-8393)				
		川内町(新地)	永尾 正邦	(23-8393)				
		宗方町	前田 正信	(22-3196)				
		長野町	高稲 恒	(22-7650)				
		曙町	能田 八千代	(21-8388)				
		小野団地	小林 巧	(090-2719-6189)				

地区名	避 難 場 所			電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
有	松里一町公民館			090-2396-0238	前田 増雄	41 m ²	20 人	22 m	有
	浮亀城公民館（有喜町第3）			28-2645	西原 直之	220	110	12	有
	早見町公民館			28-3319	濱崎 弘一	215	107	19	有
	中通町公民館			28-3978	本田 哲郎	132	66	19	有
	天神高齢者・若者センター			090-8416-3584	酒井 守	101	50	69	有
	鶴田高齢者若者センター			28-6931	川口 信介	92	46	14	有
	恵仁荘			28-3267	松尾 和彦	180	90	51	有
	天恵荘			28-2304	三隅 健	698	349	62	有
	光明荘			28-2963	池永 悟	20	10	51	有
	福寿園			28-2211	田中 康行	117	58	62	有
	諫早療育センター			28-3131	國場 英雄	383	191	54	有
	有喜中学校屋内運動場			28-2223	有喜中校長	578	289	48	有
	明德寺（有喜町第3）			28-2559	大倉 敏朗	178	89	14	有
	立退指導者及び電話番号	松里町第1	前田 増雄	(090-2396-0238)					
		松里町第2	寺下 秀浩	(090-4474-7152)					
		有喜町第1	田中 耕治	(28-2225)					
		有喜町第2	藤原 祐	(28-3503)					
		有喜町第3	西原 直之	(28-2645)					
		中通町	本田 哲郎	(28-3978)					
		鶴田町	川口 信介	(28-6931)					
		早見町	濱崎 弘一	(28-3319)					
		天神町	酒井 守	(090-8416-3584)					
喜									

地区名	避難場所		電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
本 野	本野町柳谷公民館		—	山口 繁則	24 m ²	12 人	239 m	有
	大野構造改善センター		—	村井 孝則	20	10	190	有
	本野町彦城公民館		—	音なぎ 光司	38	19	65	有
	川頭公民館		—	藤原 廣保	58	29	303	有
	琴川集落センター		—	中嶋 一弘	84	42	88	有
	富川町小野公民館		—	谷口 清次	36	18	203	無
	落公民館		—	小森 榮	16	8	200	有
	平地蒔公民館		—	一ノ瀬幸則	65	32	185	有
	洞仙公民館		—	宮本 幸治	33	16	137	有
	二股集会所		—	小川 政吉	20	10	97	無
	湯野尾集落センター		—	川副 保光	172	86	183	有
	下組公民館		—	西村 宣昭	24	12	124	有
	上大渡野町公民館		46-7767	廣田 恵次	140	70	71	有
	二ヶ倉公民館		—	木下 寿幸	66	33	75	有
	円能寺公民館		—	峰 保典	39	19	123	有
	古場公民館		—	蒨谷 秋男	39	19	167	有
	明教寺（上大渡野町）		26-2266 26-2123	片山 量海	148	74	93	有
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有
	下大渡野構造改善センター		—	平原 富美男	155	77	51	有
	藤ノ内集会所		—	浦山 孝文	48	24	106	有
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	本野町	末次 一裕	(090-5920-8067)	網掛は水害時は除く			
		富川町	藤山 徳二	(25-9005)				
		湯野尾町	藤原 廣保	(25-9264)				
		上大渡野町	廣田 恵次	(46-7767)				
		下大渡野町	平原 富美男	(26-6705)				

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
長 田	小豆崎町第一公民館		23-6387	堤 良計	66 m ²	33 人	25 m	有
	小豆崎町第二公民館		23-6387	堤 良計	26	13	20	有
	西里町公民館		22-5243	松竹 恭貴	247	123	26	有
	中田町公民館		080-6432-8050	岩永 啓治	57	28	50	有
	御手水町第二公民館		090-5738-6051	川原 義美	29	14	127	有
	御手水町第一公民館		090-5738-6051	川原 義美	198	99	148	有
	岩屋川口公民館		—	岩永 久規	33	16	205	有
	大場町公民館		24-8309	堀 一善	80	40	259	有
	片木構造改善センター		—	碓 洋次	33	16	408	有
	白木峰町公民館		24-8268	芳田 福次郎	62	31	250	有
	岩名ふれあいの館		—	中村 浩二	33	16	171	有
	正久寺町公民館		090-2714-4110	松田 浩俊	145	72	10	有
	高天町公民館		090-1169-0888	大石 一郎	140	70	11	有
	白浜町公民館		23-9961	土井 泰紀	121	60	16	有
	白原町公民館		090-8910-6844	平野 悟	62	31	81	有
	長田町公民館		23-9040	野田 義博	163	74	14	有
	猿崎町公民館		23-9427	山口 定美	99	49	4	有
	長田中学校屋内運動場		23-9014	長田中校長	578	289	11	有
	諫早ゆたか荘		23-9637	中川 浩司	300	150	15	有
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	小豆崎町	堤 良計	(23-6387)	網掛は水害時は除く			
		西里町	松竹 恭貴	(22-5243)				
		中田町	岩永 啓治	(080-6432-8050)				
		御手水町	川原 義美	(090-5738-6051)				
		大場町	堀 一善	(24-8309)				
		白木峰町	芳田 福次郎	(24-8268)				
		長田町	野田 義博	(23-9040)				
		正久寺町	松田 浩俊	(090-2714-4110)				
		高天町	大石 一郎	(090-1169-0888)				
		白浜町	土井 泰紀	(23-9961)				
		白原町	平野 悟	(090-8910-6844)				
		猿崎町	山口 定美	(23-9427)				

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
真 津 山	久山町公民館		26-1206	井手 洋一郎	198 m ²	99 人	10 m	有
	久山台コミュニティセンター		26-5355	池田 正昭	226	113	56	有
	若葉町集会所		090-6293-6274	佐藤 一蔵	148	74	28	有
	貝津町公民館		26-7558	石丸 哲也	247	123	15	有
	馬渡町公民館		080-2797-1495	馬場 志津子	148	74	5	有
	小船越町公民館		26-3502	毎熊 明	225	112	27	有
	小船越町 2 区公民館		24-4357	高森 文治	70	35	26	有
	中尾町公民館		26-3926	古川 幾雄	70	35	30	有
	山川町公民館		090-9590-4626	山口 薫	144	72	15	有
	青葉台集会所		080-8363-2946	中村 修一	275	137	21	有
	西諫早中学校屋内運動場		26-0694	西諫早中校長	749	374	8	有
	デイサービスセンター高望荘		25-5670	石崎 由喜美	399	199	12	有
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	久山町	井手 洋一郎	(26-1206)				
		久山台ニュータウン	池田 正昭	(26-5355)				
		若葉町	佐藤 一蔵	(090-6293-6274)				
		貝津町	石丸 哲也	(26-7558)				
		貝津ヶ丘	横山 竜太	(25-2623)				
		小船越町	毎熊 明	(26-3502)				
		馬渡町第 1	清水 文隆	(080-5247-3913)				
		馬渡町第 2	松本 祐治	(26-4638)				
		馬渡町 5 番地	馬場 志津子	(080-2797-1495)				
		馬渡町 9 番地	辻 良彦	(25-2335)				
		中尾町	古川 幾雄	(26-3926)				
		山川町第 1	山口 薫	(090-9590-4626)				
		山川町第 2	林田 雅敬	(090-1977-7679)				
		山川町中地区	佐藤 誠	(090-4997-9405)				
		津久葉町	小玉 晋作	(25-3333)				
		青葉台	中村 修一	(080-8363-2946)				

地区名	避 難 場 所		電 話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
西 諫 早	破籠井町公民館		090-1876-4576	國司 豊	66	33	67	有
	真崎町公民館		090-1515-5866	田苗 隆史	99	49	29	有
	中井原公民館		—	今里 勇二	66	33	36	有
	真城中学校屋内運動場		26-0650	真城中校長	1,196	598	5	有
	明峰中学校屋内運動場		26-0075	明峰中校長	672	336	63	有
	立 退 指 導 者 及 び 電 話 番 号	津水町	中路 拓明	(26-6255)				
		真崎町	田苗 隆史	(090-1515-5866)				
		破籠井町	國司 豊	(090-1876-4576)				
		白岩町東部	林田 晃興	(26-0231)				
		白岩町西部	峯友 清博	(090-6565-9759)				
		白岩町南部	竹口 広介	(090-4489-2308)				
		白岩町北部	湯川 順治	(25-5827)				
		堂崎町第1	三重 雅夫	(090-9795-5905)				
		堂崎町第2	石橋 英紀	(090-9650-5503)				
		堂崎町第3	田崎 信幸	(25-2485)				
		真崎団地	野口 正寛	(090-2850-5559)				
		西部台堀の内町	宇賀 達也	(090-9794-5431)				
		真崎町西部台	平田 利勝	(090-7987-3791)				

(多良見地域)

※網掛は水害時は除く
★印は土砂災害にかかる防災気象情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
西川内	西川内公民館	43-2143	本田 隆	60 m ²	30 人	80 m	有
市布	市布公民館★（上市）	43-2172	中村 政嗣	50	25	33	有
	多良見団地公民館	090-2963-7868	川口 史子	63	31	82	有
	喜々津団地公民館	43-4668	小山 明	153	76	49	有
中里	中里公民館★	090-1513-1594	山内 和博	99	49	15	有
木床・船津	先木床集会所（木床一区自治会）	090-6779-5578	高松 保典	55	27	3	有
	木床公民館★（木床一区自治会）	090-6779-5578	高松 保典	100	50	5	有
	船津公民館	090-8914-4553	川崎 剛	110	55	1	有
	木床2区公民館	43-1854	石丸 俊也	110	55	7	有
化屋・シーサイド	多良見支所	43-1111	諫早市	386	267	4	無
	井樋ノ尾公民館★	43-5695	川口 勉	33	16	19	有
	阿蘇区公民館	090-4350-0185	石丸 昌則	80	40	4	有
	化屋区公民館	090-8763-6801	原口 博道	170	85	1	有
	丸尾1区自治会公民館	43-0378	相良 裕	215	107	10	有
	丸尾2区公民館	43-5420	川原 陽介	146	73	30	有
	化屋公民館（大島自治会）	090-8763-6801	原口 博道	90	45	3	有
	大島公民館	090-2513-4317	森 勝弘	80	40	1	有
	シーサイド1区公民館	43-6994	松本 幸治	137	68	4	有
	シーサイド2区公民館	090-2393-4644	川崎 隆一	138	69	2	有
	シーサイド3区公民館	43-4204	阪上 政則	223	111	3	有
	シーサイド4区公民館	51-6739	小林 勝	133	66	2	有
東西園	東西園公民館	43-5009	副島 勝典	49	24	21	有
野副	野副公民館★	43-1709	菅原 善文	46	23	11	有
元釜	群公民館（元釜自治会）	44-1272	松本 和久	35	17	179	有
	元釜公民館★（元釜自治会）	44-1272	松本 和久	141	70	2	有
舟津	舟津コミュニティセンター（伊木力舟津）	44-1709	鹿間 輝行	59	29	2	有
	中通防災センター（伊木力中通）	090-4588-8892	永尾 正明	200	100	9	有
	田中集落センター	090-1920-4547	森口 示一	52	26	10	有
野川内	野川内公民館	090-1972-0413	井川 龍二	76	38	29	有
山川内	山川内コミュニティセンター	44-1135	松尾 明人	214	107	30	有
佐瀬	大崎公民館	44-1155	柴田 伸二	50	25	73	有
	琴ノ尾公民館	090-5382-5951	小林 進	52	26	302	有

(森山地域)

★印は土砂災害にかかる防災気象情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
下井牟田	下井牟田公民館	35-2171	釜崎 伸次	107 m ²	53 人	3 m	有
	桃原寺★	22-2831	緒方 正親	83	41	5	有
上井牟田	教専寺★	35-2201	中山 晃憲	350	175	85	有
	中野屋敷公民館	090-5475-7850	牟田 政敏	70	35	81	有
唐比	唐比東公民館	090-8405-5651	柴田 昌義	91	45	10	有
杉谷	杉谷公民館	080-5282-2859	秀島 公一郎	107	53	4	有
田尻	田尻公民館	36-1403	西村 清貴	166	83	2	有
	県央農協森山支店 (営業時間中のみ)	36-1211	田嶋 誠一郎	500	250	3	有
本村	本村公民館	090-7160-6064	田崎 廣治	107	53	4	有
慶師野	慶師野公民館	35-2017	土井口 隆信	107	53	3	有

(飯盛地域)

★印は土砂災害にかかる防災気象情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
後田	後田公民館	090-5280-2808	富岡 雄二	158 m ²	79 人	22 m	有
船津	船津公民館	090-3663-8177	高比良 智則	124	62	4	有
久保	久保公民館★	090-8839-3188	川下 晴満	132	66	13	有
佐田	佐田公民館★	48-1946	本田 哲男	133	66	20	有
小島	小島公民館	48-1938	藤本 健作	182	91	4	有
平古場	平古場公民館★	090-9575-2329	平古場 敏則	152	76	14	有
石原	石原公民館	090-9578-5789	山下 和彦	154	77	20	有
山口	山口公民館	48-2083	山口 俊文	154	77	83	有
	野中公民館★	48-0825	木本 薫	87	43	29	有
	牧野営農施設	—	中山 美枝子	98	49	125	有
開	開公民館	48-1901	中山 康久	119	59	19	有
	開営農研修所★	48-1120	園 初喜	71	35	34	有
	宮園公民館	—	馬場 嘉孝	129	64	10	有
上原	上原研修所★	48-0348	上原 薫	152	76	22	有
池下	池下公民館	49-1330	西海 哲郎	137	68	3	有
清水	清水公民館★	48-0027	島田 伸一郎	153	76	35	有
寺平	寺平公民館	090-2589-9066	松谷 宜也	208	104	37	有
田平	田平公民館	090-8669-3649	園田 輝光	127	64	10	有
古場	古場公民館★	49-1702	向井 忠通	158	79	77	有

(高来地域)

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
湯江	光宗寺	32-2284	楠原 智佐利	m ²	200 人	16 m	有
	和銅寺	32-2879	宮崎 侯基		200	19	有
	善住寺公民館	32-3010	花岡 隆紀	62	31	16	有
宇良	高来公民館宇良分館	32-3238	諫早市	360	180	17	有
	黒新田地区集会所	090-7155-8646	山田 政和	90	45	285	有
小江	金光寺	32-2183	大峰 信祥		200	30	有
	小船津公民館	090-2101-3616	下田 仁	149	74	23	有
	平田公民館	32-3417	北嶋 登	72	36	70	有
深海	蓮行寺	32-3212	藤海 暁成		200	15	有
	富地戸公民館	090-1089-3454	濱崎 茂	63	31	8	有
	萩原公民館	080-4272-6019	菅野 和也	75	37	218	有
	高松公民館	—	荒木 岳久	100	50	53	有
	天初院	32-4058	加五元 泰隆	165	82	45	有

(小長井地域)

★印は土砂災害にかかる防災気象情報発表中は除く

地区名	避難場所	電話	管理者	収容面積	収容人員	標高	炊出能力
遠竹	遠竹公民館	34-4011	宮崎 武彦	143 m ²	71 人	41 m	有
	釜公民館	34-4011	宮崎 武彦	114	57	5	有
	柳南公民館	34-4036	今村 信文	51	25	76	有
	遠竹本村公民館	34-3998	中川 俊弘	103	51	42	有
	黒仁田公民館	34-4039	池田 幸一	78	39	120	有
築切	築切公民館	34-4062	中村 正幸	109	54	10	有
小ヶ浦	小長井支所	34-2111	諫早市	30	15	13	有
	小ヶ浦公民館	080-1722-8088	田川 貞則	184	92	13	有
	長戸公民館	34-3963	矢崎 勇助	84	42	3	有
	新田原公民館	34-4137	山本 建次	89.5	44	111	有
田原	農場公民館	34-3021	原尾 茂	106	53	211	有
	田原公民館	34-3021	原尾 茂	73	36	201	有
	清水公民館★	34-3877	前田 一男	90	45	284	有
牧	牧公民館	090-8764-1756	黒木 繁秀	143	71	27	有
長里	足角公民館★	34-2556	村松 栄三	110	55	4	有
	川内公民館★	34-2557	矢竹 保	84	42	21	有
	打越公民館	34-3798	島田 久	84	42	14	有
	船津公民館	34-2711	野副 和彦	52	26	13	有
	田代 1 公民館	34-2745	中田 強	49	24	30	有
	田代 2 公民館	34-3463	北島 隆英	108	54	16	有
	尾ノ上公民館	34-3215	竹田 俊郎	104	52	34	有
	大久保公民館	—	川野 文弘	100	50	67	有
	旧長里小学校屋内運動場	—	諫早市	432	216	19	有
広川良	広川良公民館	34-3841	佐々木 健馬	30	15	386	有

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号に規定する施設)

○洪水（本明川・半造川）

施設名	所在地	電話番号	備考
（保育所）			
ともしび保育園	新道町83-8	23-8535	県管理区間
ほなみ保育園	小野島町2057-1	23-3765	
（認定こども園）			
菜の花こども園	仲沖町543-2	22-5784	
にしざきこども園	小豆崎町319-3	23-5052	
認定こども園サンタの家	幸町59-1	22-7511	
ながたこども園	長田町2434	23-9220	
認定こども園とんぼ保育園	栄町1-1	56-8585	
（子育て支援施設）			
すくすく広場	栄町1-1	46-5276	
（学童クラブ）			
仲沖学童クラブ	仲沖町15-34	22-5784	
学童保育諫小学童クラブ	幸町59-1	24-0444	
なかよし村学童1組	福田町6-40	22-6253	
なかよし村学童2組	福田町6-40	22-6253	
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
みのり学童クラブ	西里町803	23-9185	
（小学校）			
諫早小学校	仲沖町457-4	22-0499	
小野小学校	宗方町365	22-0497	
長田小学校	西里町800	23-9010	体育館のみ
（中学校）			
諫早高等学校附属中学校	東小路町1-7	22-1222	
諫早中学校	西郷町930-1	22-0091	
（高等学校）			
諫早高等学校	東小路町1-7	22-1222	
（特別支援学校）			
諫早東特別支援学校	永昌東町24-2	22-1863	
（有料老人ホーム）			
ひばり	船越町612-3	22-2200	
ふれあい船越	船越町658-1	22-2910	
福の家	福田町38-41	46-3681	
（サービス付き高齢者向け住宅）			
あんしんハウス諫早	福田町32-2	24-0008	
ウェルケア天満	天満町6-1	47-9612	
（介護老人保健施設）			
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
（介護医療院）			
あねがわ介護医療院	小野島町2378-2	24-3180	
（認知症対応型共同生活介護）			
グループホームくれも	栗面町810-2	24-0811	県管理区間
（短期入所生活介護）			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	
ショートステイ あいのわHOME S	幸町52-7	46-6869	

施設名	所在地	電話番号	備考
(通所リハビリテーション)			
通所リハ 貝田整形	東小路町12-10	22-0336	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
姉川病院	小野島町2378-2	24-0033	
ケアホーム・クローバー	長田町2547	24-8810	
やすら樹	高天町2612-1	24-8300	
(小規模多機能型居宅介護)			
小規模多機能型居宅介護よんしゃい	福田町32-2	22-3202	
(通所介護)			
デイサービスセンターひなたぼっこ	八天町17-33	22-9000	
デイサービスセンター暖家	幸町64-15	22-7581	
コンパスウォーク栄町	栄町2-11-102	46-3938	
デイサービスセンターひばり	船越町612-3	22-2200	
ふれあい船越デイサービスセンター	船越町658-2	22-2910	
デイサービスセンター第二彩音	西郷町926	47-8401	
まごころデイサービス事業所	福田町23-3	24-0202	
デイサービス福の家	福田町38-41	46-3681	
デイサービスアイフィット	福田町38-51	47-6896	
デイサービススマイル幸	幸町13-8	46-8376	
リハビリテーションあいのわデイサービス 2 n d	幸町52-7	47-6869	
あいのわ L a b デイサービス	幸町52-7	47-6869	
諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-21	21-7900	
デイサービスハーモニー・きずな	栗面町176-2	47-9850	県管理区間
デイサービスセンターゆるり	栗面町810-2	24-2818	県管理区間
デイサービスあかり	栗面町814	47-9094	県管理区間
デイサービス富士山	長野町1413-3	35-4848	
リハビリテーションあいのわ 3 r d サービス	黒崎町106-1	46-3307	
デイサービスさくら草	小豆崎町530-1	47-9430	
デイサービスセンターひだまりの里 a i m	小豆崎町547	47-5853	
あいのわアール：スタジオ！デイサービス	小川町84-4	47-6869	
(障害福祉サービス事業所)			
ドンキーワールド	八天町6-17	22-9569	
就労支援施設みらい／GENKI	幸町7-27	24-0778	
グループホームあおぞら	幸町65-21	22-6815	
就労支援センターB型あおぞら	幸町65-21	46-5506	
アストルテ	厚生町3-20	35-7521	
CAREER PORT ほんまち	本町2-5	35-4886	
就労支援センター ラポール諫早	福田町5-46	21-8281	
とっとつ亭	福田町23-40	47-8562	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
障害者就労センター ロバの店	川内町524-1	56-9768	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5758	
トアルク	小野町365-1	22-3533	
クローバー館	川内町136-9	51-5496	
CAREER PORT リンク	本町2-5	47-5559	
さん・さん諫早	天満町5-17	56-8133	

施設名	所在地	電話番号	備考
(障害児通所支援事業所)			
にじいろ kids	幸町24-33	56-8321	
第二リタの心 療育学苑	永昌東町22-48	47-6710	
ふわり諫早	西里町1691-2	47-5758	
諫早こどもデイサービスわくわく広場	長田町1470	20-4120	
トアルク	小野町365-1	22-3533	
COMPASS発達支援センター諫早	船越町891-2	56-9328	
サニーキッズいさはや	泉町20-25-1F	42-3239	
ぶれいらんど本町	本町3-14	47-9804	
(地域活動支援センター)			
地域活動支援センターひまわり	東小路町4-26	22-3717	
さをり工房ながさき	天満町34-5	35-7970	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
諫早総合病院	永昌東町24-1	22-1380	
県立こども医療福祉センター	永昌東町24-3	22-1300	
姉川病院	小野島町2378-2	24-3180	
(診療所)			
貝田整形外科	東小路町12-10	22-0336	
出口医院レディースクリニック	東小路町14-33	22-3410	
まつお眼科医院	幸町2-21	24-6604	
コムタ外科・整形外科医院	幸町25-7	22-2597	
森眼科内科医院	八坂町5-3	22-5658	
立石産婦人科医院	栄町7-6	22-0292	
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
安永産婦人科医院	泉町17-22	22-0032	
草野内科医院	永昌東町15-1	23-1212	
マムレディースクリニック	永昌東町20-23	22-0678	
しば整形外科クリニック	永昌東町20-25	22-1086	
澤田医院	宗方町16-5	22-1178	
江藤外科消化器科医院	小野島町132-1	21-0202	
野田医院	西里町23	24-1777	
檀野医院	長田町2592	23-9226	
ともしげクリニック外科・内科	高天町2612-1	24-8300	

浸水想定区域内の要配慮者利用施設

(水防法第15条第1項第4号に規定する施設)

○洪水（東大川・楠原川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(介護老人保健施設)			
ろうけん西諫早	貝津町3015	25-2266	
(通所介護)			
デイサービスセンター彩音half	貝津町1501-1	46-7911	

○洪水（伊木力川・山川内川）

施設名	所在地	電話番号	備考
(小学校)			
伊木力小学校	多良見町舟津1107-1	44-1022	
(中学校)			
琴海中学校	多良見町舟津1870	44-1872	
(有料老人ホーム)			
ありびお	多良見町元釜5-15	44-1316	
(介護老人福祉施設)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1311	
(短期入所生活介護)			
真和荘指定短期入所生活介護事業所	多良見町元釜556	44-1311	
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765	
(通所リハビリテーション)			
通所リハビリセンターなぎさ	多良見町元釜5-15	28-7788	
(通所介護)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1344	
デイサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371	
デイサービスまりんはあと	多良見町元釜5-15	44-1316	

○洪水（船津川）

施設名	所在地	電話番号	備考
無し			

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条第4項に規定する施設)

施設名	所在地	電話番号	備考
(保育所)			
いちご保育園	栗面町315	22-5840	
小野保育園	小野町676-2	23-0120	
有喜保育園	有喜町418-2	28-2052	
遊びの家共同保育園	多良見町西川内1245-1	43-6085	
みどり保育園	多良見町野副73	43-1512	
珠光保育園	飯盛町平古場130-6	27-8001	
常香保育園	飯盛町里1893-3	49-1059	
明教保育園	上大渡野町33-2	25-3434	
(認定こども園)			
もりやまこども園	森山町慶師野1884-2	35-2760	
ふたばこども園	小長井町小川原浦562-1	34-3089	
認定こども園ふじ幼稚園	飯盛町中山611	48-0104	
ひかり認定こども園	高来町金崎759	32-2050	
認定こども園中里保育園	多良見町中里47-9	43-2938	
(学童クラブ)			
学童保育こどものくに小野	宗方町347-1	21-9510	
学童保育ポケットクラブ	小長井町小川原浦227	34-2716	
中里児童クラブ1組・2組	多良見町中里50-2	43-6940(1組) 51-4023(2組)	
喜小児童クラブ1組	多良見町中里42-8	47-5133	
喜小児童クラブ2組	多良見町中里40-28	51-6279	
森山東小学童クラブ	森山町唐比北778-1	36-7101	
学童保育「かたらんね」	飯盛町開1929-3	48-1190	
(小学校)			
北諫早小学校	金谷町1-1	22-2213	
小野小学校	宗方町365	22-0497	
有喜小学校	有喜町800	28-2004	
本野小学校	本野町94	25-9330	
上諫早小学校	本明町99-2	26-0467	
みはる台小学校	平山町200	22-0976	
喜々津小学校	多良見町中里27	43-0018	
大草小学校	多良見町野副59	43-1231	
森山東小学校	森山町杉谷2343	36-1006	
飯盛西小学校	飯盛町里620	49-1011	
飯盛東小学校	飯盛町中山653	48-0012	
湯江小学校	高来町三部壺553	32-2427	
小長井小学校	小長井町小川原浦958	34-2002	
(中学校)			
北諫早中学校	城見町35-1	22-2213	
小野中学校	小野町1320-1	22-0594	
長田中学校	長田町2694-1	28-2004	
喜々津中学校	多良見町中里30	25-9330	
琴海中学校	多良見町舟津1870	44-1872	
森山中学校	森山町下井牟田455-2	35-2004	
飯盛中学校	飯盛町平古場60	48-1151	
小長井中学校	小長井町小川原浦865	34-2003	
(養護老人ホーム)			
養護老人ホーム聖フランシスコ園	高来町神津倉41-1	32-2129	
(軽費老人ホーム)			
諫早の里英智園	福田町3320-1	21-1323	
(有料老人ホーム)			
ゆたか荘みらいホーム	長田町2781-1	23-9680	
ありびお	多良見町元釜5-15	44-1316	
ナーシングホーム小長井	小長井町小川原浦656	34-2007	
(サービス付き高齢者向け住宅)			
真和レジデンス	本野町2-1	25-6335	
森の駅	森山町杉谷2902-1	36-1124	
あじさい	飯盛町後田1644-1	48-2811	
(介護老人福祉施設)			
真和荘	多良見町元釜556	44-1311	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	

施設名	所在地	電話番号	備考
(認知症対応型共同生活介護)			
グループホーム花の里	福田町3316-3	21-7778	
グループホームいさはや	福田町1673-8	35-4011	
グループホームゆたか荘ベルホーム	長田町2781-1	23-9637	
グループホームゆうき	多良見町元釜5-15	44-1765	
グループホームおおくさ	多良見町元釜555	44-1917	
グループホームあじさいの家	飯盛町後田1643-1	48-1972	
グループホーム コーヒーの家・紅茶の家	森山町杉谷2898-1	36-1670	
グループホームたかき	高来町峰179	32-6617	
グループホームおこんご	小長井町小川原浦656	34-2007	
(短期入所生活介護)			
ショートステイ 富士山	長野町1413-3	35-4848	
(通所リハビリテーション)			
諫早記念病院介護サービス「ひまわり」	天満町2-21	22-0353	
(小規模多機能型居宅介護)			
きらら	本野町2-1	25-3800	
ゆたか荘 サンホーム	長田町2781-1	23-9680	
(通所介護)			
老人デイサービスセンター花の里	福田町3316-3	21-7778	
諫早記念病院通所介護事業所ひまわり	天満町2-21	21-7900	
リハビリセンターハイタッチ	永昌町42-33	41-4097	
デイサービススマイル	宗方町695-1	56-9673	
デイサービス富士山	長野町1413-3	35-4848	
デイサービスセンター高望荘	貝津町2661-1	25-5670	
ゆたか荘通所介護	長田町2826-1	23-9680	
通所介護みらい	長田町2781-1	23-9680	
デイサービスセンターひだまりの里吉荘	小豆崎町351	47-5853	
デイサービスみすず	多良見町中里1738-1	51-6206	
デイサービスまりん	多良見町元釜5-15	44-1371	
デイサービス洗心庵	森山町慶師野793	35-2384	
デイサービスセンター森の里	森山町杉谷2899-2	36-3434	
デイサービスあじさい	飯盛町後田1648-2	48-2811	
特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(認知症対応型通所介護)			
デイサービスまりんはあと	多良見町元釜5-15	44-1316	
真和荘指定通所介護事業所	多良見町元釜556	44-1344	
デイホーム特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	
(障害福祉サービス事業所)			
ばれっと	川床町127-2	21-6131	
つくしの里	森山町唐比北779	36-7101	
デイサービスカラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
しらぬい学園	高来町黒新田260-2	32-2155	
障害者就労支援事業所さざんか	小長井町小川原浦548	34-2808	
(障害児通所支援事業所)			
カラフル	飯盛町古場846-1	48-1200	
(病院)			
諫早記念病院	天満町2-21	22-0370	
山崎病院	小長井町小川原浦656	34-2007	
(診療所)			
犬尾内科医院	泉町14-26	22-0245	
すばる診療所	多良見町元釜5-15	28-7788	

国管理河川重要水防箇所

重要水防箇所評定基準

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝 ・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているが、その対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防 ・破堤跡 ・旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

国管理河川 重要水防箇所一覧表

	種別	河川名	単位	数量	備考
堤防	重要度A	本明川	m	216	
		半造川	m	0	
		福田川	m	236	
	合計		m	452	
	重要度B	本明川	m	2,458	
		半造川	m	3367	
		福田川	m	320	
	合計		m	6,145	
	要注意	本明川	m	1,090	A、Bとの重複は除く
		半造川	m	125	
	合計		m	1,215	
(排・取)水 門	重要度A	半造川	箇所	1	
			箇所	1	
		福田川	箇所	1	
	合計		箇所	1	
	重要度B	本明川	箇所	7	
		半造川	箇所	2	
		福田川	箇所	1	
	合計		箇所	10	
	重要度B	本明川	箇所	1	
		福田川	箇所	1	
橋 梁	合計		箇所	2	
	重要度A	本明川	箇所	28	
			箇所		
		福田川	箇所	28	
	合計		箇所	28	
	重要度B	本明川	箇所	1	
			箇所		
		福田川	箇所	1	
	合計		箇所	2	
	重要度B	本明川	箇所	1	
		福田川	箇所	1	
堰	合計		箇所	2	
	重要度A	本明川	箇所	28	
			箇所		
		福田川	箇所	28	
	合計		箇所	28	
	重要度B	本明川	箇所	1	
			箇所		
		福田川	箇所	1	
	合計		箇所	2	
	重要度B	本明川	箇所	1	
		福田川	箇所	1	
陸 閘 門	合計		箇所	2	
	重要度A	本明川	箇所	28	
			箇所		
		福田川	箇所	28	
	合計		箇所	28	
	重要度B	本明川	箇所	1	
			箇所		
		福田川	箇所	1	
	合計		箇所	2	
	重要度B	本明川	箇所	1	
		福田川	箇所	1	

堤防

構造物

国管理河川 重要水防箇所一覧表(重点区間)

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	半造川	鎌早市川内町	右	14500～14700	越水B（水衝部であり、B区間の中でも水防上特に重要）	水防工法
2	長崎県	半造川	鎌早市松越町	左	14800～24000	越水B（B区間の中でも水防上特に重要）	土のう積み
3	長崎県	半造川	鎌早市露崎町	右	24600～24900	越水B（B区間の中でも水防上特に重要）	土のう積み
		計			3	0/671	
計		半造川		左岸 右岸	1 2	0/199 0/472	
合計				左岸 右岸	1 2	0/199 0/472	
					3	0/671	

国管理河川 重要水防箇所一覧表(A)

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	本明川	鎌早市天瀬町	左	64310～74000	0/173	流さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
2	長崎県	本明川	鎌早市栄田町	右	64550～74000	0/043	流さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
3	長崎県	福田川	鎌早市福田町	左	04550～04700	0/141	流さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
4	長崎県	福田川	鎌早市泉町	右	04600～04700	0/095	流さが小さく越水の恐れあり (越水A)	土のう積み
		計			4	0/452		
計		本明川		左岸 右岸	1 1	0/173 0/043		
		半造川		左岸 右岸	0 0	0/0 0/0		
		福田川		左岸 右岸	1 1	0/141 0/095		
合計				左岸 右岸	2 2	0/314 0/138		
					4	0/452		

国管理河川 重要水防箇所一覧表(A) 工作物

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	半造川	鎌早市香町・川内町	－	04980	半造伏越施設による空溜化の恐れあり (越水B)	水防工法
2	長崎県	福田川	鎌早市福田町	－	04820	落/崩壊、桁下落不足	
		計			2		
計		本明川		左岸 右岸	0 0		
		半造川		左岸 右岸	0.5 0.5		
		福田川		左岸 右岸	0.5 0.5		
合計				左岸 右岸	1.0 1.0		
				右岸	2		

国管理河川 重要水防箇所一覧表(B)

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	延長(m)	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	本明川	鎌早市仲神町	右	24350～24450	0/100	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	水防工法
2	長崎県	本明川	鎌早市仲神町～本町	右	44350～44500	0/150	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み
3	長崎県	本明川	鎌早市八天町	左	44350～44500	0/150	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み
4	長崎県	本明川	鎌早市城見町	左	44650～44900	0/277	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み
5	長崎県	本明川	鎌早市高波町	右	44650～44800	0/158	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み
6	長崎県	本明川	鎌早市天瀬町	左	54650～54800	0/737	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み
7	長崎県	本明川	鎌早市高波町～永昌町	右	54250～54800	0/527	河槽不足のため越水の恐れあり (越水B)	土のう積み

8	長崎県	本明川	鎌倉市永島東町～森田町	右	0k550～0k550	0/359	河積不足のため越水の恐れあり (堤体不足のため越水の恐れあり(熊本県) 河床のから越水が発生する恐れがあり(堤体 漏水))	土のう積み シート張り
9	長崎県	半造川	鎌倉市能越町～西郷町	左	1k450～3k100	1/673		土のう積み
10	長崎県	半造川	鎌倉市長野町～小川町	右	1k450～3k100	1/694		土のう積み
11	長崎県	堀田川	鎌倉市東町	右	0k450～0k600	0/145	河積不足のため越水の恐れあり (熊本県)	土のう積み
12	長崎県	堀田川	鎌倉市堀田町	左	0k450～0k550	0/093	河積不足のため越水の恐れあり (熊本県)	土のう積み
13	長崎県	堀田川	鎌倉市堀田町	左	0k900～0k950	0/041	河積不足のため越水の恐れあり (熊本県)	土のう積み
14	長崎県	堀田川	鎌倉市東町	右	0k900～0k950	0/041	河積不足のため越水の恐れあり (熊本県)	土のう積み
		計			14	6/145		
		本明川		左岸 右岸	3 5	1/164 1/294		
		半造川		左岸 右岸	1 1	1/673 1/694		
		堀田川		左岸 右岸	2 2	0/134 0/186		
合計				左岸 右岸	4 8	2/141 3/174		
				右岸	14	6/145		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(B) 工作物

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	－	4k230	鎌皇橋	水防工法
2	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	－	4k340	新 橋	
3	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	－	4k490	眼鏡橋	
4	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	－	4k610	高城橋	
5	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	－	5k010	公園橋	
6	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	－	5k640	四面橋	
7	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	－	6k010	裏山橋	
8	長崎県	半造川	鎌倉市幸町	－	1k430	半造橋	
9	長崎県	半造川	鎌倉市幸町	－	1k520	高所鉄道橋	
10	長崎県	堀田川	鎌倉市堀田町	－	0k530	堀田橋	
11	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	－	5k690	公園堰	
12	長崎県	堀田川	鎌倉市堀田町	－	0k500	堀田堰	
		計			12		
		本明川					
計		本明川		左岸 右岸	4 4		
		半造川		左岸 右岸	1 1		
		堀田川		左岸 右岸	1 1		
合計				左岸 右岸	6 6		
				右岸	12		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意)

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	延長(m)	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	本明川	鎌倉市小豆崎町	左	2k400～2k800	田川跡	水防工法
2	長崎県	本明川	鎌倉市堀田町	左	3k200～3k400	田川跡	土のう積み
3	長崎県	本明川	鎌倉市堀田町	左	3k400～3k500	田川跡	土のう積み
4	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k400～4k600	巨龍鏡橋付近渡島脚崖 (改修済み、B区間重複)	土のう積み
5	長崎県	本明川	鎌倉市高城町	右	4k600～4k800	改修済み、B区間重複 (改修済み、B区間重複)	土のう積み
6	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	5k600～5k800	巨龍橋付近渡島脚崖 (改修済み、B区間重複)	土のう積み
7	長崎県	本明川	鎌倉市永島東町	右	6k200～6k400	上戸戸橋上流渡島脚崖(改修済み)	土のう積み

8	長崎県	半造川	鎌倉市川内町	右	1k375～1k507	0/132	新堤防(R04.3築堤、B区間重複)	土のう積み
9	長崎県	半造川	鎌倉市能越町	左	1k400～1k650	0/250	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み
10	長崎県	半造川	鎌倉市長野町	右	1k564～1k650	0/086	新堤防(R03.3築堤、B区間重複)	土のう積み
11	長崎県	半造川	鎌倉市鷺崎町	右	1k375～1k825	0/175	新堤防(R05.3築堤、B区間重複)	土のう積み
		計			11	2/189		
		本明川		左岸 右岸	5 2	1/147 0/399		
		半造川		左岸 右岸	1 3	0/250 0/393		
合計				左岸 右岸	6 5	1/397 0/792		
				右岸	11	2/189		

国管理河川 重要水防箇所一覽表(要注意) 工作物

番号	県 名	河 川 名	地 先 名	左右岸 の区別	位 置	備 考	本 明 川 水 系
1	長崎県	本明川	鎌倉市仲神町	右	3k400	旭町野2橋	水防工法
2	長崎県	本明川	鎌倉市旭町	右	3k490	旭町第3橋	
3	長崎県	本明川	鎌倉市旭町	右	4k000	旭町第4橋	
4	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k070	八天第1橋	
5	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k170	八天第2橋	
6	長崎県	本明川	鎌倉市本町	右	4k265	本町第1橋	
7	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k290	八天第3橋	
8	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k385	八天第4橋	
9	長崎県	本明川	鎌倉市高城町	右	4k450	本町第2橋	
10	長崎県	本明川	鎌倉市高城町	右	4k500	高城第1橋	
11	長崎県	本明川	鎌倉市八天町	左	4k505	輪内名第5橋	
12	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	4k660	輪内名第6橋	
13	長崎県	本明川	鎌倉市高城町	右	4k700	高城第2橋	
14	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	4k740	輪内名第7橋	
15	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	4k790	輪内名第8橋	
16	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	4k840	輪内名第9橋	
17	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	4k920	輪内名第10橋	
18	長崎県	本明川	鎌倉市城見町	左	5k070	輪内名第11橋	
19	長崎県	本明川	鎌倉市高城町	右	5k680	原口第10橋	
20	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	5k250	宇都第11橋	
21	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	5k315	天瀬第12橋	
22	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	5k550	天瀬第13橋	
23	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	5k562	宇都第12橋	
24	長崎県	本明川	鎌倉市宇都町	右	5k571	宇都第13橋	
25	長崎県	本明川	鎌倉市永島東町	右	5k705	永島第14橋	
26	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	5k750	天瀬第15橋	
27	長崎県	本明川	鎌倉市天瀬町	左	5k890	天瀬第16橋	
28	長崎県	本明川	鎌倉市永島東町	右	6k230	永島第13橋	
		計			28		
		本明川		左岸 右岸	15 13		
合計				左岸 右岸	13 13		
				右岸	28		

県管理河川

重要水防区域（河川）

（一級河川指定区間、二級河川）

一級河川指定区間

県管理河川

重要水防区域

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名	重要水防区域		重要度	その他注する事項	水防工法
					位置	位置			
1	本明川	本明川	2,700	栄田町	東河内川合流点上流300mより西谷川合流点		C	溢水、決壊	積土のう工
2	本明川	本明川	200	栄田町	西谷川合流点より西谷川合流点上流200m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	200	栄田町	彦成橋下流200mより彦成橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	2,660	栄田町	西谷川合流点上流200mより昭和橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	本明川	1,660	栄田町	彦成橋より帯田大橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	1,000	西里町	本明川合流点より長田新橋		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	1,100	長田町	本明川合流点より長田新橋上流100m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	100	中田町	清水橋上流100mより清水橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	100	御手水町	平原橋上流200mより平原橋上流300m		C	溢水、決壊	積土のう工
3	本明川	長田川	100	御手水町	御手水橋下流50mより御手水橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	長田川	900	御手水町	古場山橋下流200mより御手水橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	半造川	600	西郷町	埴津橋より栗山橋上流200m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	半造川	1,100	新道町	埴津橋より栗山橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
4	本明川	川床川	500	新道町	亀山橋上流200mより栗山橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	川床川	300	長野町	半造川合流点より川床橋上流200m		A	溢水、決壊	積土のう工
5	本明川	小ヶ倉川	500	小川町	川床橋上流200mより川床橋上流300m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	1,500	川床町	半造川合流点より川床橋(市道)上流500m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	1,000	川床町	川床橋上流300mより小園橋上流100m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	1,000	川床町	小園橋下流400mより小園橋上流100m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	500	小川町	本明川合流点より上田橋下流100m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	400	小川町	上田橋より上田橋上流500m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	500	小川町	上田橋下流100mより上田橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	100	小川町	上田橋上流100mより上田橋		C	溢水、決壊	積土のう工
6	本明川	小ヶ倉川	800	小川町	上田橋より小ヶ倉ダム		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	200	小川町	上田橋より小ヶ倉ダム		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	200	小川町	小ヶ倉ダムより上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	小ヶ倉川	200	小川町	小ヶ倉ダムより上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
7	本明川	中山西川	300	福田町	本明川合流点より橋橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	小豆崎町	本明川合流点より橋橋下流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	300	福田町	橋橋上流200mより橋道橋上流50m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	100	小豆崎町	橋道橋下流50mより橋道橋上流50m		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	福田町	橋道橋上流50mより2号市道橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	500	福田町	橋道橋上流50mより2号市道橋		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	1,800	福田町	2号市道橋より上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	中山西川	1,800	福田町	2号市道橋より上流端		C	溢水、決壊	積土のう工
8	本明川	福田川	500	福田町	本明川合流点より宮の前橋		A	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	400	栄町	宮の前橋より今瀬下橋		A	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	800	福田町	本明川合流点より藤仙寺福田橋		B	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	900	日の出町	今瀬下橋より平成橋下流100m		C	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	3,100	福田町	藤仙寺福田橋より上流端		C	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	500	日の出町	平成橋下流100mより平成橋上流100m		B	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	1,600	目代町	平成橋上流100mより上流端		C	溢水	積土のう工
	本明川	福田川	300	八天町	本明川合流点より上流端		C	溢水	積土のう工
9	本明川	八天川	300	八天町	本明川合流点より上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	八天川	300	八天町	本明川合流点より上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	700	東小路町	本明川合流点より上流端		A	溢水	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	500	東本町	本明川合流点より下町橋下流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	200	彦成町	下町橋下流50mより上流端		B	溢水	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	800	仲沖町	本明川合流点より新倉屋敷橋上流50m		C	溢水	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	1,000	仲沖町	本明川合流点より仲沖橋下流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	300	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖新橋上流50m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	200	仲沖町	新倉屋敷橋上流50mより仲沖橋下流50m		B	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	400	延町	仲沖新橋上流50mより上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	300	延町	仲沖新橋上流50mより上流端		A	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	倉屋敷川	1,400	目代町	備後田橋下流50mより山ノ手橋上流50m		C	溢水、決壊	積土のう工
12	本明川	目代川	2,900	目代町	備後田橋下流50mより山ノ手橋上流200m		C	溢水、決壊	積土のう工
	本明川	目代川	800	本明町	渡小橋より東垂橋下流220m		C	溢水、決壊	積土のう工
13	本明川	東河内川	300	本明町	渡小橋より東河内橋上流20m		C	溢水、決壊	積土のう工

<重要水防区域採択基準>

- 1 計画高水規模の洪水の水位が現況の堤防を越える箇所
- 2 堤防箇所で基礎地盤の軟弱による法面崩壊や急激な沈下等により決壊する危険が予想されるもの
- 3 水衝部であって洪水時に急激に基礎部が洗掘され、崩壊する危険が予想されるもの
- 4 背後地に市街部（家屋隣接及び商工業地等）があり被害が予想される箇所
- 5 背後地に公共施設（鉄道や主要道路等）があり被害が予想される箇所
- 6 背後地に避難箇所や要配慮者施設があり被害が予想される箇所
- 7 出水期間中に堤防を掘削する工事箇所又は仮締め切り等により本堤に影響を及ぼす箇所

<重要度について>

重要水防区域 A（水防上最も重要な区間）

未改修区間で堤防又は水衝部があり、背後地に主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1 / 3 0 規模改修区間で背後地が市街部でかつ主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所等

重要水防区域 B（水防上重要な区間）

未改修区間で背後地が市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1 / 3 0 改修区間で堤防や水衝部があり背後地に一般市道等がある箇所等

重要水防区域 C（要注意区間）

未改修区間で背後地に一般市道等がある箇所、1 / 5 0 改修区間で背後地に市街部、または、主要道路、避難箇所等の重要な施設がある箇所、1 / 3 0 改修区間で背後地に一般市道等がある箇所等

一般河川指定区間

県管理河川 重要水防区域

番号	水 系 名	河 川 名	延長(m)	重 要 水 防 区 域		重要度	予地ける事柄	水防工法
				町 名	位 置			
14	本明川	西谷川	右 1,000	下大渡野町	本明川合流点より上流100m	C	溢水	積土のう工
				下大渡野町	本明川合流点より上流120m		溢水、決壊	積土のう工
				下大渡野町	本明川合流点上流100mより上流120m		溢水、決壊	積土のう工
15	本明川	谷川	右 700	本野町	本明川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より上流100m		溢水、決壊	積土のう工
16	本明川	琴川	右 100	本野町	本明川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より上流100m		溢水、決壊	積土のう工
17	本明川	穂之尾川	右 1,300	湯野尾町	本明川合流点より本明川合流点上流130m	C	溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
				本野町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
18	本明川	富川	右 600	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流600m	B	溢水、決壊	積土のう工
				富川町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
				富川町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
19	本明川	富川	右 1,100	富川町	本明川合流点より本明川合流点上流170m	C	溢水	積土のう工
				富川町	本明川合流点より上流端		溢水	積土のう工
				富川町	本明川合流点より上流100mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
20	本明川	富川	右 500	富川町	本明川合流点より上流180mより上流端	C	溢水	積土のう工
				富川町	本明川合流点より上流180mより上流端		溢水	積土のう工
				富川町	本明川合流点より上流180mより上流端		溢水	積土のう工
21	本明川	段々川	右 600	長田町	本明川合流点より中島橋上流150m	B	溢水、決壊	積土のう工
				長田町	本明川合流点より段々橋上流150m		溢水、決壊	積土のう工
				長田町	中島橋上流150mより段々橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
22	本明川	段々川	右 100	長田町	段々橋より段々橋上流100m	A	溢水、決壊	積土のう工
				長田町	段々橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
				長田町	段々橋上流100mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
23	本明川	柳刀峰川	右 2,609	白原町	深海川合流点より上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				白原町	深海川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
				白原町	深海川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
24	本明川	境川	右 900	高来町	本明川合流点より境川橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より境川橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より境川橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
25	本明川	境川	右 2,200	高来町	境川橋より境川大橋下流100m	B	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	境川橋上流100mより昭栄橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	境川大橋下流100mより境川大橋上流400m		溢水、決壊	積土のう工
26	本明川	深海川	右 1,300	高来町	昭栄橋下流200mより境川大橋下流300m	C	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より本明川合流点上流100m		溢水、決壊	積土のう工
27	本明川	小江川	右 600	高来町	本明川合流点より上流100mより柳刀峰川合流点	C	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より川内橋下流20m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	川内橋下流500mより川内橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
28	本明川	海江川	右 1,600	高来町	河口より蘇往橋上流80m	C	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	河口より蘇往橋下流20m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より菅無田橋上流50m		溢水、決壊	積土のう工
29	本明川	海江川	右 800	高来町	本明川合流点より菅住寺橋上流50m	B	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	菅無田橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	蘇往寺橋上流50mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
30	本明川	田島川	右 2,500	高来町	本明川合流点より農道橋上流800m	C	溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より農道橋上流500m		溢水、決壊	積土のう工
				高来町	本明川合流点より農道橋上流500m		溢水、決壊	積土のう工
31	本明川	仁反田川	右 2,000	森山町	河口より万灯水門	C	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	万灯水門より三ツ橋下流200m		溢水、決壊	積土のう工
32	本明川	仁反田川	右 200	森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	三ツ橋下流200mより三ツ橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	三ツ橋より川西龍橋		溢水、決壊	積土のう工
33	本明川	仁反田川	右 1,100	森山町	三ツ橋より仁反田橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	三ツ橋より仁反田橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	川西龍橋より井幸田上流200m		溢水、決壊	積土のう工
34	本明川	仁反田川	右 600	森山町	仁反田橋より井幸田橋	A	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田橋より井幸田橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田橋上流300mより沸除橋		溢水、決壊	積土のう工
35	本明川	仁反田川	右 900	森山町	仁反田橋上流300mより沸除橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田橋上流300mより沸除橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田橋上流300mより沸除橋		溢水、決壊	積土のう工
36	本明川	仁反田川	右 1,100	森山町	仁反田橋上流100mより沸除橋	C	溢水	積土のう工
				森山町	沸除橋より沸除橋上流100m		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	沸除橋より上流端		溢水、決壊	積土のう工
37	本明川	仁反田川	右 700	森山町	沸除橋上流100mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	沸除橋上流100mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	沸除橋上流100mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
38	本明川	仁反田川	右 700	森山町	仁反田川合流点より慶師野橋上流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
39	本明川	長走川	右 300	森山町	仁反田川合流点より上流端	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田川合流点より上流端		溢水、決壊	積土のう工

一般河川指定区間

県管理河川 重要水防区域

番号	水系名	河川名	延長(m)	重要水防区域		重要度	予地ける事柄	水防工法
				町名	位置			
27	本明川	長走川	右 100	森山町	慶師野橋上流100mより慶師野橋上流200m	A	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	仁反田川合流点より上流300mより慶師野橋上流200m		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	慶師野橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
28	本明川	長走川	右 300	森山町	慶師野橋上流200mより上流端	C	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	慶師野橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	慶師野橋上流200mより上流端		溢水、決壊	積土のう工
29	本明川	有明川1/2	右 2,800	森山町	河口より愛野大橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	河口より愛野大橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	河口より愛野大橋		溢水、決壊	積土のう工
30	本明川	有明川1/2	左 1,900	森山町	愛野大橋より杉谷橋下流100m	C	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	愛野大橋より杉谷橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	愛野大橋より杉谷橋下流100m		溢水、決壊	積土のう工
31	本明川	有明川1/2	右 100	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
32	本明川	有明川1/2	左 52,147	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
33	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
34	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
35	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
36	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
37	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
38	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
39	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
40	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
41	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
42	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
43	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
44	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
45	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
46	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
47	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
48	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
49	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
50	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
51	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
52	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
53	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
54	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
55	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
56	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
57	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
58	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
59	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
60	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
61	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
62	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
63	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
64	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
65	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
66	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
67	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
68	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
69	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
70	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
71	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
72	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
73	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
74	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
75	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
76	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
77	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
78	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
79	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
80	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
81	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
82	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
83	本明川	有明川1/2	右 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
84	本明川	有明川1/2	左 51,647	森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋	B	溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
				森山町	杉谷橋下流100mより杉谷橋		溢水、決壊	積土のう工
85	本明川	有明川1/2	右 51					

二級河川

重要水防区域
河川管理区

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名		重要水防区		重要度	水防上の 危険な場所
				右	左	位置	位置		
1	東大川	東大川	右	1,600	小島越町	東大川橋上流100mより貝津橋上流100m		A	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左						
		東大川	右						
		東大川	左						
	東大川	東大川	右	1,400	貝津町	東大川橋上流100mより貝津橋下流100m		C	治水
		東大川	左						
		東大川	右						
		東大川	左						
	東大川	東大川	右	300	貝津町	貝津橋下流100mより貝津橋上流200m		A	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左	200	平山町	大川橋下流200mより大川橋		C	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	右						
		東大川	左						
	東大川	東大川	右	2,300	平山町	黎明橋下流100mから鍾義橋上流50m		B	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左						
		東大川	右	1,700	土師野尾町	鍾義橋上流50mより上流端			
		東大川	左	1,500	土師野尾町	河波橋上流50mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
2	東大川	東大川	右	400	真崎町	今村川合流点より真崎橋下流50m		A	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左						
		東大川	右						
		東大川	左						
	東大川	東大川	右	1,300	破産井町	真崎橋下流50mより真崎橋上流1250m		B	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左						
		東大川	右	600	破産井町	真崎橋上流1250mより真崎橋上流1850m		C	治水 橋士のう工
		東大川	左	300	土師野尾町	東大川合流点より真崎橋下流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
3	東大川	東大川	右	300	土師野尾町	東大川合流点より下柳原橋下流50m			
		東大川	左	300	土師野尾町	河口よりR橋下流100m		C	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	右	400	貝津町	R橋より上流端		A	治水、決壊 橋士のう工
		東大川	左	500	貝津町	R橋より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
	西大川	西大川	右	1,258	貝津町	R橋より上流端		A	治水、決壊 橋士のう工
		西大川	左	1,358	貝津町	R橋より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		西大川	右	500	久山町	河口より久山橋		C	治水、決壊 橋士のう工
		西大川	左	500	久山町	久山橋より久山橋上流200m		A	治水、決壊 橋士のう工
	久山川	久山川	右	2,400	久山町	久山橋上流200mより城の元橋		B	治水、決壊 橋士のう工
		久山川	左						
		久山川	右						
		久山川	左						
	有喜川	有喜川	右	470	久山町	城の元橋より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	左	1,570	久山町	龍ノ内橋上流200mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	右	600	有喜町	河口より天神橋下流100m		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	左	600	鶴田町	天神橋より上流端		A	治水、決壊 橋士のう工
	有喜川	有喜川	右	100	有喜町	天神橋下流100mより天神橋		A	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	左	100	鶴田町	天神橋下流100mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	右	400	有喜町	天神橋より山本橋下流100m		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	左	800	鶴田町	山本橋より中道橋下流50m		B	治水、決壊 橋士のう工
	有喜川	有喜川	右	200	有喜町	山本橋下流100mより山本橋上流100m			
		有喜川	左	1,142	中道町	中道橋下流50mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	右	1,342	中道町	山本橋上流100mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		有喜川	左	300	多良見町	河口よりR橋下流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
7	喜々津川	喜々津川	右	300	多良見町	河口よりR橋下流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	300	多良見町	R橋下流50mより元橋		A	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	右	2,000	多良見町	R橋下流50mより大木橋		B	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	2,800	多良見町	R橋下流50mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
	喜々津川	喜々津川	右	800	多良見町	稲木橋より蘆葉橋上流50m		B	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左						
		喜々津川	右	400	多良見町	蘆葉橋上流50mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	900	多良見町	蘆葉橋上流50mより多留原橋下流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
	喜々津川	喜々津川	右	600	多良見町	中橋下流100mより山神橋上流100m		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左						
		喜々津川	右						
		喜々津川	左						
	喜々津川	喜々津川	右	500	多良見町	喜々津川合流点より東前橋下流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	600	多良見町	喜々津川合流点より東前橋上流50m		A	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	右	100	多良見町	東前橋下流50mより東前橋上流50m		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	970	多良見町	東前橋上流50mより上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
9	喜々津川	喜々津川	右	200	多良見町	喜々津川合流点よりR橋		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	200	多良見町	R橋より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	右	400	多良見町	R橋より上流端		A	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左	400	多良見町	R橋より上流端		B	治水、決壊 橋士のう工
	喜々津川	喜々津川	右	548	多良見町	化屋交差点より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左						
		喜々津川	右						
		喜々津川	左						
	喜々津川	喜々津川	右	548	多良見町	化屋交差点より上流端		C	治水、決壊 橋士のう工
		喜々津川	左						
		喜々津川	右						
		喜々津川	左						
10	伊木力川	伊木力川	右	400	多良見町	河口より伊木力橋上流100m		B	治水、決壊 橋士のう工
		伊木力川	左	800	多良見町	河口より永代橋下流200m		C	治水、決壊 橋士のう工
		伊木力川	右						
		伊木力川	左						

二級河川

渠管理河川重要水防区域

番号	水系名	河川名	延長(m)	町名	重要水防区域		重要度	水防方法
					位置	位置		
10	伊木力川	伊木力川	1,414	多良見町	伊木力橋上流100mより上流端	伊木力橋上流200mより上流端	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,014	多良見町		
11	伊木力川	山川内川	1,200	多良見町	伊木力川合流点より伊木力ダム	伊木力川合流点より伊木力ダム	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,200	多良見町		
12	長里川	長里川	2,400	小長井町	河口より上流端	河口より上流端	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	2,400	小長井町		
13	長里川	小川内川	1,200	小長井町	長里川合流点より農道橋上流500m	長里川合流点より農道橋上流500m	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,200	小長井町		
14	今里川	今里川	1,100	小長井町	河口よりR橋上流100m	河口よりR橋上流100m	B	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	600	小長井町		
15	小瀬井川	小瀬井川	100	小長井町	R橋よりR橋上流100m	R橋よりR橋上流100m	A	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,231	小長井町		
16	船津川	船津川	1,231	小長井町	R橋上流100mより上流端	R橋上流100mより上流端	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	200	小長井町		
17	田結川	田結川	200	小長井町	河口よりR橋上流500m	河口よりR橋上流500m	A	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	2,100	小長井町		
18	江ノ浦川	江ノ浦川	100	小長井町	河口よりR橋上流100m	河口よりR橋上流100m	B	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	100	小長井町		
19	唐比川	唐比川	1,900	小長井町	R橋より農道橋上流500m	R橋より農道橋上流500m	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	500	船盛町		
20	東大川	今村川	1,800	船盛町	天神橋下流100m以下たけり橋	天神橋下流100m以下たけり橋	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	2,300	船盛町		
21	田結川	田結川	900	船盛町	宇字谷橋より山中橋上流100m	宇字谷橋より山中橋上流100m	B	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	400	船盛町		
22	江ノ浦川	江ノ浦川	200	船盛町	山中橋上流100mより補修橋	山中橋上流100mより補修橋	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	700	船盛町		
23	江ノ浦川	江ノ浦川	800	船盛町	河口より船通橋	河口より船通橋	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,700	船盛町		
24	江ノ浦川	江ノ浦川	1,400	船盛町	飯盛浄化センター	飯盛浄化センター	B	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	2,000	船盛町		
25	江ノ浦川	江ノ浦川	2,400	船盛町	国道橋より山口川との合流点	国道橋より山口川との合流点	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	1,633	漆口町		
26	唐比川	唐比川	1,633	漆山町	河口より上流端	河口より上流端	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	200	真鍋町		
27	東大川	今村川	100	真鍋町	今村橋下流100mより今村橋	今村橋下流100mより今村橋	A	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	100	真鍋町		
28	東大川	今村川	42,966	真鍋町	42,966	42,966	C	浸水、決壊 積土のう工
			右	左	42,566	真鍋町		
小計	二級河川							

市管理河川

重要水防区域（河川）

（準用河川）

市管理河川

重要水防区域

番号	水系名	河川名	重要水防区域		延長(m)	予想される 被害	河川工事 状況	河川工事 状況	河川工事 状況
			左岸	右岸					
1	本明川	半邊川	右 戸都町227番地1地先	左 栗田町50番地1地先	1,560	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
2	本明川	宗方川	右 長野町2157番地1地先	左 栗田町852番地1地先	2,387	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
3	本明川	小ヶ倉川	左 宗方町1080番1地先	右 川内町136番10地先	2,387	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
4	本明川	田井瀬川	右 天神町213番地先	左 小ヶ倉町877番地先	920	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
5	本明川	福田敷川	左 小ヶ倉町1242番地先	右 小ヶ倉町1396番3地先	252	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
6	本明川	上有明川	右 仲神町546番地先	左 仲神町529番2地先	252	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
7	本明川	牟田川	右 仲神町535番2地先	左 仲神町476番3地先	60	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
8	本明川	尾向川	右 桑山町251番地先	左 福田町225番地先	549	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
9	本明川	西沢川	右 桑山町1846番1地先	左 桑山町1598番1地先	1,205	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
10	本明川	東沢川	右 桑山町上井桑田49番1地先	左 桑山町上井桑田226番4番1地先	1,205	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
11	本明川	井手口川	右 桑山町上井桑田50番1地先	左 桑山町上井桑田226番1地先	2,900	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
12	本明川	西沢川	右 桑山町1071番地先	左 桑山町1863番1地先	2,900	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
13	本明川	西沢川	右 桑山町田尻906番地先	左 桑山町田尻2277番地先	2,957	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
14	本明川	東沢川	右 桑山町田尻303番地先	左 桑山町田尻2527番地先	2,548	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
15	本明川	東沢川	右 桑山町田尻148番3番地先	左 桑山町田尻2527番地先	2,548	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
16	本明川	東沢川	右 桑山町田尻147番1地先	左 桑山町田尻2709番1地先	567	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
17	本明川	東沢川	右 桑山町田尻2709番地先	左 桑山町田尻3021番1地先	567	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
18	本明川	東沢川	右 桑山町田尻2705番地先	左 桑山町田尻3025番2地先	610	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
19	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
20	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
21	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
22	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
23	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
24	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
25	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
26	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
27	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
28	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
29	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
30	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
31	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
32	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
33	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	712	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ
小計	本明川	東沢川	右 桑山町田尻335番9番地先	左 桑山町田尻338番1地先	30,877m	浸水	浸水のうえ	浸水のうえ	浸水のうえ

＜重要水防区域採択基準＞

- 1 既往水害で被災した未復旧の箇所
- 2 未改修河川で過去に越水、浸食した箇所
- 3 既設堤防護岸が低く時間雨量60mm程度で浸水、越水の予想される箇所
- 4 土石流の顕著な河川で河床埋没のため、破壊要素の強い箇所
- 5 水衝部であって洪水時急激に基礎部が洗掘され、破壊崩壊要素のつよい箇所
- 6 河川沿いの道路及び鉄道が被災すれば重大な支障をもたらすことが予想される箇所
- 7 改修済みであるが、異常埋塞等により甚だしく河積が縮小されている箇所
- 8 改修済みであるが、宅地開発等により状況変化の著しい箇所

溜池危険箇所

	名 称	所在地	かんがい 面 積 (ha)	溜 池 規 模			予想される被害程度		
				堤 高 (m)	堤 長 (m)	貯水量 (m ³)	面 積 (ha)	住家数 (戸)	人 口 (人)
1	菅牟田	福田町	13.8	11.4	109.4	53,529	21.2	14	37
2	中井原	西栄田町	1.4	3.0	62.0	8,509	2.6	44	117
3	土師野尾上	土師野尾町	0.6	8.1	51.0	5,062	0.9	4	11
4	仁田野尾上	赤崎町	42.9	8.5	63.0	39,543	45.2	73	195
5	仁田野尾下	赤崎町	42.9	11.3	80.0	59,204	46.8	73	195
6	黒崎上	黒崎町	62.8	14.3	105.0	78,057	47.2	75	200
7	黒崎下	黒崎町	62.8	10.5	100.0	53,658	45.0	75	200
8	本村東	小野町	18.6	9.4	68.8	25,568	19.2	31	83
9	本村西	小野町	18.6	11.7	79.0	18,645	11.8	57	152
10	宗方上	宗方町	57.1	9.4	85.0	110,993	33.3	109	291
11	宗方下	宗方町	54.4	9.7	85.0	101,234	30.4	109	291
12	坊主	宗方町	1.9	3.9	53.5	6,432	4.0	-	-
13	天神	天神町	1.6	3.9	82.6	9,889	8.0	25	113
14	早見	早見町	14.1	3.6	81.0	4,849	0.4	-	-
15	大砂口	久山町	3.5	2.5	11.0	3,834	0.02	1	3
16	広谷	本野町	5.3	9.0	105.7	45,340	20.3	42	113
17	草萩	本野町	3.1	10.1	96.5	25,650	10.4	1	3
18	川頭	湯野尾町	6.1	7.3	83.6	19,420	13.1	1	3
19	西出口	上大渡野町	15.5	11.7	92.0	38,500	23.0	2	5
20	小豆崎	小豆崎町	10.2	8.5	96.7	61,846	14.1	3	8
21	瀬々田	大場町	2.5	6.4	77.0	7,830	7.1	1	3
22	白木峰	白木峰町	6.8	6.8	59.2	3,432	7.3	6	17
23	白浜	白浜町	7.9	7.1	100.0	8,780	8.9	-	-
24	原	白原町	23.4	12.2	172.0	48,900	16.9	9	24
25	西川内上	多良見町西川内	6.1	9.2	87.0	1,764	1.0	-	-
26	西川内下	多良見町西川内	6.1	7.5	81.4	1,762	0.8	-	-
27	勢ノ元	多良見町西園	5.4	6.5	64.0	2,160	0.04	15	41
28	江湖第一	森山町上井牟田	28.6	9.2	73.0	30,000	34.4	-	-
29	江湖第二	森山町上井牟田	11.9	6.3	104.2	13,000	34.4	34	91
30	横山	森山町上井牟田	6.5	2.8	141.0	17,000	14.9	-	-
31	佐尾	森山町唐比東	3.3	2.8	14.2	12,000	1.4	-	-
32	焼川	森山町唐比西	1.9	3.1	30.1	7,000	14.8	-	-
33	杉谷	森山町杉谷	168.0	13.7	125.0	477,000	78.8	41	109
34	白塔	森山町本村	23.7	11.6	74.5	35,000	4.6	51	136
35	黒龍	森山町本村	1.6	5.2	22.5	4,000	2.9	28	75
36	佐田	飯盛町久保	18.1	7.9	48.0	7,000	9.0	3	9
37	大舟	飯盛町平古場	67.7	10.2	104.5	35,000	7.6	48	128
38	小峰江湖	高来町小峰	4.8	11.3	150.0	19,700	20.9	27	72
39	鬼取	高来町小峰	5.8	20.0	79.0	73,600	9.0	9	24
40	柳原	高来町善住寺	4.9	18.0	88.0	42,000	8.7	9	24
41	兵糧谷	高来町坂元	21.8	10.3	89.5	13,300	1.1	3	8
42	前田	高来町坂元	2.4	4.5	44.0	2,660	7.8	45	120
43	大谷	高来町坂元	1.9	5.6	40.5	2,370	3.6	33	89
44	大木	高来町西尾	20.0	11.2	202.2	43,000	29.3	34	91
45	建山	高来町建山	2.1	9.7	94.1	20,000	8.2	8	21
46	黒仁田	小長井町遠竹	4.5	9.5	72.5	45,000	17.5	1	3
47	山茶花	小長井町遠竹	20.7	22.0	130.2	460,000	33.4	-	-
48	横三川	小長井町井崎	1.0	3.7	61.0	2,350	2.3	-	-
49	田原	小長井町田原	18.9	8.1	75.0	270,000	0.3	6	16
50	牧	小長井町牧	2.4	8.2	63.4	60,000	0.2	30	81
51	山ノ神	小長井町古場	20.7	20.9	123.0	322,200	2.9	-	-
52	田代	小長井町大峰	4.6	3.8	93.8	4,000	4.9	1	3
53	打越	小長井町打越	0.7	5.2	47.5	3,000	5.6	17	45
54	小ヶ倉ダム	小ヶ倉町	895.0	21.1	152.6	2,200,000	277.1	1,120	3,091

※防災重点ため池（農業用ダム及び溜池）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域 指定総括表

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）

1. 指定した土地の所在地	諫早市土師野尾町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 62 箇所 土石流 35 箇所 合計 97 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 97 箇所 特別警戒区域 97 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 21 年 3 月 24 日（長崎県告示第 401 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市平山町、栗面町、小ヶ倉町、川床町、鷺崎町、小川町、長野町、宗方町、小野町、黒崎町、赤崎町、松里町、有喜町、早見町、天神町、中通町、鶴田町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 174 箇所 土石流 65 箇所 合計 239 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 239 箇所 特別警戒区域 219 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 22 年 4 月 9 日（長崎県告示第 393 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 312 箇所 土石流 85 箇所 合計 397 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 397 箇所 特別警戒区域 376 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 23 年 3 月 25 日（長崎県告示第 375 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市森山町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 113 箇所 土石流 43 箇所 合計 156 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 156 箇所 特別警戒区域 148 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 8 月 10 日（長崎県告示第 741 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市高来町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 236 箇所 土石流 14 箇所 合計 250 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 250 箇所 特別警戒区域 242 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 24 年 9 月 28 日（長崎県告示第 853 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小長井町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 348 箇所 土石流 15 箇所 合計 363 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 363 箇所 特別警戒区域 314 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 25 年 11 月 5 日（長崎県告示第 1014 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市多良見町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 240 箇所 土石流 63 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 283 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 3 月 27 日（長崎県告示第 409 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市久山町、久山台、津久葉町、若葉町、貝津町、小船越町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 144 箇所 土石流 16 箇所 合計 160 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 160 箇所 特別警戒区域 154 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 27 年 12 月 18 日（長崎県告示第 1119 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市天満町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 11 箇所 土石流 0 箇所 合計 11 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 11 箇所 特別警戒区域 10 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 28 年 12 月 2 日（長崎県告示第 842 号）

1. 指定した土地の所在地	諫早市上大渡野町、下大渡野町、富川町、湯野尾町、本野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 287 箇所 土石流 16 箇所 合計 303 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 303 箇所 特別警戒区域 297 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 29 年 12 月 15 日（長崎県告示第 858 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市小豆崎町、西里町、中田町、御手水町、大場町、白木峰町、長田町、正久寺町、高天町、白浜町、白原町、猿崎町、高来町船津、破籠井町、真崎町、大字真崎本村名、白岩町、堂崎町、高城町、宇都町、西小路町、新道町、西郷町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 284 箇所 土石流 33 箇所 合計 317 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 317 箇所 特別警戒区域 308 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	平成 31 年 3 月 15 日（長崎県告示第 229 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市本明町、目代町、城見町、金谷町、泉町、日の出町、福田町、栄田町、西栄田町、永昌町、貝津町、貝津ヶ丘、中通町、小豆崎町、真崎町、久山町、飯盛町里、飯盛町川下、飯盛町古場、飯盛町平古場、飯盛町久保、飯盛町後田、小長井町川内、小長井町打越
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	急傾斜地の崩壊 254 箇所 土石流 10 箇所 地すべり 9 箇所 合計 273 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 273 箇所 特別警戒区域 237 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和元年 7 月 5 日（長崎県告示第 112 号）
1. 指定及び解除した土地の所在地	諫早市久山町、小川町、長野町、下大渡野町、多良見町中里、多良見町圀、多良見町市布、多良見町化屋、多良見町舟津、森山町本村、森山町杉谷、飯盛町古場、飯盛町野中、飯盛町川下、飯盛町久保、高来町船津、高来町大戸、小長井町遠竹、川床町、小野町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	指定：急傾斜地の崩壊 25 箇所 土石流 3 箇所 合計 28 箇所 解除：急傾斜地の崩壊 23 箇所 土石流 3 箇所 合計 26 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	指定：警戒区域 28 箇所 特別警戒区域 20 箇所（警戒区域の内数） 解除：警戒区域 26 箇所 特別警戒区域 26 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	指定：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 180 号） 解除：令和元年 8 月 2 日（長崎県告示第 181 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市下大渡野町、破籠井町、御手水町、白木峰町、久山町、土師野尾町、天神町、川床町、津久葉町、多良見町、小長井町、高来町、飯盛町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	地すべり 59 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	警戒区域 59 箇所
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和 2 年 1 月 21 日（長崎県告示第 39 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市多良見町、栗面町
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	解除：急傾斜地の崩壊 1 箇所、地すべり 1 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	解除：警戒区域 2 箇所 特別警戒区域 2 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	令和 6 年 12 月 24 日（長崎県告示第 619 号）
1. 指定した土地の所在地	諫早市栗面町、長田町、真崎町、小長井町遠竹、高来町水ノ浦、飯盛町古場
2. 土砂災害の原因となる自然現象の種類	指定：急傾斜地の崩壊 10 箇所 解除：急傾斜地の崩壊 9 箇所
3. 区域種別毎の箇所数	指定：警戒区域 10 箇所 特別警戒区域 3 箇所（警戒区域の内数） 解除：警戒区域 9 箇所 特別警戒区域 9 箇所（警戒区域の内数）
4. 指定告示年月日及び告示番号	指定：令和 7 年 1 月 14 日（長崎県告示第 18 号） 解除：令和 7 年 1 月 14 日（長崎県告示第 19 号）

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	土師野尾町	陳早一（急）－390	土師野尾(21)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号
2		陳早一（急）－390－2	土師野尾(21)		○	○	
3		陳早一（急）－390－3	土師野尾(21)		○	○	
4		陳早一（急）－391	土師野尾(22)		○	○	
5		陳早一（急）－486	土師野尾(23)		○	○	
6		陳早一（急）－487	土師野尾(24)		○	○	
7		陳早一（急）－488	土師野尾(25)		○	○	
8		陳早一（急）－489	土師野尾(26)		○	○	
9		陳早一（急）－490	山頭(2)		○	○	
10		陳早一（急）－490－2	山頭(2)		○	○	
11		陳早一（急）－490－3	山頭(2)		○	○	
12		陳早一（急）－490－4	山頭(2)		○	○	
13		陳早一（急）－491	土師野尾(27)		○	○	
14		陳早一（急）－491－2	土師野尾(27)		○	○	
15		陳早一（急）－492	土師野尾(18)		○	○	
16		陳早一（急）－493	土師野尾(3)		○	○	
17		陳早一（急）－493－2	土師野尾(3)		○	○	
18		陳早一（急）－494	土師野尾(28)		○	○	
19		陳早一（急）－495	土師野尾(29)		○	○	
20		陳早一（急）－496	山頭(1)		○	○	
21		陳早一（急）－544	土師野尾(30)		○	○	
22		陳早一（急）－545	土師野尾(5)		○	○	
23		陳早一（急）－546	土師野尾(20)		○	○	
24		陳早一（急）－547	土師野尾(6)		○	○	
25		陳早一（急）－548	土師野尾(31)		○	○	
26		陳早一（急）－549	土師野尾(32)		○	○	
27		陳早一（急）－549－2	土師野尾(32)		○	○	
28		陳早一（急）－549－3	土師野尾(32)		○	○	
29		陳早一（急）－550	土師野尾(33)		○	○	
30		陳早一（急）－551	土師野尾(34)		○	○	
31		陳早一（急）－551－2	土師野尾(34)		○	○	
32		陳早一（急）－552	土師野尾(11)		○	○	
33		陳早一（急）－553	土師野尾(7)		○	○	
34		陳早一（急）－554	土師野尾		○	○	
35		陳早一（急）－555	土師野尾(35)		○	○	
36		陳早一（急）－556	土師野尾(2)		○	○	
37		陳早一（急）－557	土師野尾(36)		○	○	
38		陳早一（急）－558	土師野尾(9)		○	○	
39		陳早一（急）－558－2	土師野尾(9)		○	○	
40		陳早一（急）－559	土師野尾(10)		○	○	
41		陳早一（急）－560	土師野尾(37)		○	○	
42		陳早一（急）－562	土師野尾(38)		○	○	
43		陳早一（急）－563	土師野尾(16)		○	○	
44		陳早一（急）－564	土師野尾(8)		○	○	
45		陳早一（急）－565	土師野尾(17)		○	○	
46		陳早一（急）－566	土師野尾(39)		○	○	
47		陳早一（急）－566－2	土師野尾(39)		○	○	
48		陳早一（急）－566－3	土師野尾(39)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	土師野尾町	陳早一（急）－567	土師野尾(13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成21年 3月24日 第401号
50		陳早一（急）－567－2	土師野尾(13)		○	○	
51		陳早一（急）－568	土師野尾(1)		○	○	
52		陳早一（急）－569	土師野尾(15)		○	○	
53		陳早一（急）－570	土師野尾(40)		○	○	
54		陳早一（急）－571	土師野尾(41)		○	○	
55		陳早一（急）－572	土師野尾(42)		○	○	
56		陳早一（急）－572－2	土師野尾(42)		○	○	
57		陳早一（急）－572－3	土師野尾(42)		○	○	
58		陳早一（急）－573	土師野尾(43)		○	○	
59		陳早一（急）－574	土師野尾(44)		○	○	
60		陳早一（急）－577	土師野尾(45)		○	○	
61		陳早一（急）－679	土師野尾(46)		○	○	
62		陳早一（急）－679－2	土師野尾(46)		○	○	
63	土師野尾町	陳早一（土）－57	四本松川4	土石流	○	○	
64		陳早一（土）－87	四本松川3		○	○	
65		陳早一（土）－88	四本松川5		○	○	
66		陳早一（土）－89	四本松川6		○	○	
67		陳早一（土）－90	四本松川7		○	○	
68		陳早一（土）－91	四本松川		○	○	
69		陳早一（土）－92	四本松川1		○	○	
70		陳早一（土）－93	土師野尾川6		○	○	
71		陳早一（土）－93－2	土師野尾川7		○	○	
72		陳早一（土）－94	土師野尾川8		○	○	
73		陳早一（土）－95	土師野尾川9		○	○	
74		陳早一（土）－95－2	土師野尾川10		○	○	
75		陳早一（土）－96	土師野尾川5		○	○	
76		陳早一（土）－97	土師野尾川11		○	○	
77		陳早一（土）－98	山頭川(ノ)		○	○	
78		陳早一（土）－99	山頭川(セ)		○	○	
79		陳早一（土）－126	土師野尾川3		○	○	
80		陳早一（土）－127	土師野尾川12		○	○	
81		陳早一（土）－128	土師野尾川13		○	○	
82		陳早一（土）－129	土師野尾川14		○	○	
83		陳早一（土）－130	土師野尾川(ホ)		○	○	
84		陳早一（土）－131	土師野尾川15		○	○	
85		陳早一（土）－132	土師野尾川4		○	○	
86		陳早一（土）－133	土師野尾川16		○	○	
87		陳早一（土）－134	土師野尾川(ハ)		○	○	
88		陳早一（土）－135	土師野尾川17		○	○	
89		陳早一（土）－136	土師野尾川2		○	○	
90		陳早一（土）－137	土師野尾川18		○	○	
91		陳早一（土）－138	土師野尾川2		○	○	
92		陳早一（土）－140	土師野尾川(ノ)		○	○	
93		陳早一（土）－141	土師野尾川1		○	○	
94		陳早一（土）－143	土師野尾川19		○	○	
95		陳早一（土）－143－2	土師野尾川20		○	○	
96		陳早一（土）－145	山頭川		○	○	
97		陳早一（土）－145－2	山頭川(ハ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	平山町	護早-(急)-407	平山 (6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		護早-(急)-408	平山 (7)		○	○	
3		護早-(急)-409-2	平山 (9)		○	○	
4		護早-(急)-412	平山 (1)		○	○	
5		護早-(急)-413-2	四本松 (2)		○	○	
6		護早-(急)-413-3	四本松 (3)		○	○	
7		護早-(急)-413-4	四本松 (4)		○	○	
8		護早-(急)-413-5	四本松 (5)		○	○	
9		護早-(急)-497	四本松 (10)		○	○	
10		護早-(急)-497-3	四本松 (12)		○	○	
11		護早-(急)-498	四本松 (13)		○	○	
12		護早-(急)-501	四本松 (17)		○	○	
13		護早-(急)-502	四本松 (18)		○	○	
14		護早-(急)-503	平山 (4)		○	○	
15	栗面町	護早-(急)-389	栗面 (5)		○	○	
16		護早-(急)-389-2	栗面 (6)		○	○	
17		護早-(急)-410	栗面 (7)		○	○	
18		護早-(急)-411	栗面 (8)		○	○	
19		護早-(急)-415	栗面 (10)		○	○	
20		護早-(急)-415-2	栗面 (26)		○	○	
21		護早-(急)-416-3	栗面 (16)		○	○	
22		護早-(急)-418	栗面 (13)		○	○	
23		護早-(急)-418-2	栗面 (14)		○	○	
24		護早-(急)-419	栗面 (22)		○	○	
25		護早-(急)-420	栗面 (3)		○	○	
26		護早-(急)-421	栗面 (17)		○	○	
27		護早-(急)-422	栗面 (4)		○	○	
28		護早-(急)-423	栗面 (18)		○	○	
29	小ヶ倉町	護早-(急)-423-2	栗面 (27)		○	○	
30		護早-(急)-424	栗面 (2)		○	○	
31		護早-(急)-426	栗面 (26)		○	○	
32		護早-(急)-426-2	栗面 (21)		○	○	
33		護早-(急)-504	駄森		○	○	
34		護早-(急)-504-3	駄森 (3)		○	○	
35		護早-(急)-240	小ヶ倉 (4)		○	○	
36		護早-(急)-508	小ヶ倉 (3)		○	○	
37		護早-(急)-510	小ヶ倉 (6)		○	○	
38		護早-(急)-512	小ヶ倉 (8)		○	○	
39		護早-(急)-512-2	小ヶ倉 (9)		○	○	
40		護早-(急)-513-2	小ヶ倉 (11)		○	○	
41		護早-(急)-578	小ヶ倉 (2)		○	○	
42		護早-(急)-581	小ヶ倉 (1)		○	○	
43	川床町	護早-(急)-435	川床 (2)		○	○	
44		護早-(急)-435-2	川床 (3)		○	○	
45		護早-(急)-523-2	川床 (6)		○	○	
46		護早-(急)-523-5	川床 (9)		○	○	
47		護早-(急)-528	秀路		○	○	
48		護早-(急)-528-2	秀路 (2)		○	○	
49		護早-(急)-529	島崎 (1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
50	川床町	護早-(急)-533	島崎 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
51		護早-(急)-533-5	島崎 (10)		○	○	
52		護早-(急)-534	島崎 (6)		○	○	
53		護早-(急)-534-3	島崎 (20)		○	○	
54		護早-(急)-536	島崎 (3)		○	○	
55		護早-(急)-536-2	島崎 (21)		○	○	
56		護早-(急)-536-3	島崎 (22)		○	○	
57		護早-(急)-616	島崎 (18)		○	○	
58	鷺崎町	護早-(急)-432	鷺崎		○	○	
59		護早-(急)-434	鷺崎 (3)		○	○	
60		護早-(急)-434-2	鷺崎 (4)		○	○	
61		護早-(急)-505	小川 (6)		○	○	
62		護早-(急)-507	小川		○	○	
63		護早-(急)-515	小川 (8)		○	○	
64		護早-(急)-516-2	小川 (10)		○	○	
65		護早-(急)-516-3	小川 (11)		○	○	
66		護早-(急)-516-4	小川 (12)		○	○	
67		護早-(急)-519	夫婦木		○	○	
68		護早-(急)-519-2	夫婦木 (4)		○	○	
69		護早-(急)-519-3	夫婦木 (5)		○	○	
70		護早-(急)-520	夫婦木 (2)		○	○	
71	平山町	護早-(急)-522	夫婦木 (3)	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
72		護早-(急)-56	平山川 (イ)		○	○	
73		護早-(急)-58	栗面川 (イ)		○	○	
74		護早-(急)-59	栗面川 (ロ)		○	○	
75		護早-(急)-100-2	駄森川 (ロ)		○	○	
76	小ヶ倉町	護早-(急)-101	小ヶ倉川 (イ)		○	○	
77		護早-(急)-103	小ヶ倉川 (ロ)		○	○	
78		護早-(急)-61	川床川 (イ)		○	○	
79		護早-(急)-107	川床川 (ロ)		○	○	
80		護早-(急)-108	川床川 (ハ)		○	○	
81		護早-(急)-109	川床川 (ニ)		○	○	
82		護早-(急)-149	川床川 (ホ)		○	○	
83		護早-(急)-149-2	川床川 (ヘ)		○	○	
84		護早-(急)-149-3	川床川 (ト)		○	○	
85		護早-(急)-150	川床川 (チ)		○	○	
86		護早-(急)-151	川床川 (リ)		○	○	
87	小川町	護早-(急)-60	夫婦木川 (イ)		○	○	
88		護早-(急)-60-2	夫婦木川 (ロ)		○	○	
89		護早-(急)-104	夫婦木川 (ハ)		○	○	
90		護早-(急)-106	夫婦木川 (ホ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指 定 し た 土 地 の 所 在 地	箇 所 番 号	箇 所 名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	長野町	陳早-（急）-436	下組（1）	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		陳早-（急）-437	下組（2）		○	○	
3		陳早-（急）-437-2	下組（3）		○	○	
4		陳早-（急）-438-2	下組（5）		○	○	
5		陳早-（急）-439	下組（6）		○	○	
6		陳早-（急）-441	下組（7）		○	○	
7		陳早-（急）-441-2	下組（8）		○	○	
8		陳早-（急）-442	下組（9）		○	○	
9		陳早-（急）-442-2	下組（10）		○	○	
10		陳早-（急）-442-3	下組（11）		○	○	
11		陳早-（急）-442-4	下組（12）		○	○	
12		陳早-（急）-442-5	下組（13）		○	○	
13		陳早-（急）-448	長野（2）		○	○	
14		陳早-（急）-525	長野（3）		○	○	
15		陳早-（急）-526	長野（4）		○	○	
16		陳早-（急）-526-2	長野（5）		○	○	
17		陳早-（急）-527	長野（6）		○	○	
18		陳早-（急）-531	長野		○	○	
19		陳早-（急）-532	島崎（7）		○	○	
20		陳早-（急）-540	島崎（31）		○	○	
21		陳早-（急）-540-2	島崎（32）		○	○	
22		陳早-（急）-613	島崎（4）		○	○	
23		陳早-（急）-613-2	島崎（26）		○	○	
24		陳早-（急）-614	島崎（5）		○	○	
25	宗方町	陳早-（急）-630	木秀	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
26		陳早-（急）-630-2	木秀（2）		○	○	
27		陳早-（急）-631-2	木秀（4）		○	○	
28		陳早-（急）-631-3	木秀（5）		○	○	
29		陳早-（急）-634	木秀（6）		○	○	
30		陳早-（急）-634-2	木秀（7）		○	○	
31		陳早-（急）-678	木秀（9）		○	○	
32		陳早-（急）-445	水の手（6）		○	○	
33		陳早-（急）-445-2	水の手（7）		○	○	
34		陳早-（急）-446	水の手		○	○	
35	小野町	陳早-（急）-447	水の手（2）	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
36		陳早-（急）-541	柳原（2）		○	○	
37		陳早-（急）-542	柳原		○	○	
38		陳早-（急）-632	立石（2）		○	○	
39		陳早-（急）-633-3	立石（6）		○	○	
40		陳早-（急）-636	立石（8）		○	○	
41		陳早-（急）-637	立石（3）		○	○	
42		陳早-（急）-637-2	立石（1）		○	○	
43		陳早-（急）-443	小野（4）		○	○	
44		陳早-（急）-444	小野（10）		○	○	
45	黒崎町	陳早-（急）-449	小野（1）	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
46		陳早-（急）-450	小野（3）		○	○	
47		陳早-（急）-451-3	小野（8）		○	○	
48		陳早-（急）-452	小野（2）		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指 定 し た 土 地 の 所 在 地	箇 所 番 号	箇 所 名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	黒崎町	陳早-（急）-362	黒崎（4）	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
50		陳早-（急）-453	黒崎		○	○	
51		陳早-（急）-456	黒崎（5）		○	○	
52		陳早-（急）-457	黒崎（6）		○	○	
53	赤崎町	陳早-（急）-458	黒崎（3）	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
54		陳早-（急）-363	石崎（1）		○	○	
55		陳早-（急）-460	石崎（2）		○	○	
56		陳早-（急）-462	石崎（3）		○	○	
59	黒崎町	陳早-（急）-462-2	石崎（4）	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
57		陳早-（急）-463	石崎（6）		○	○	
58		陳早-（急）-463-2	石崎（7）		○	○	
60		陳早-（急）-463-2	石崎（7）		○	○	
61	長野町	陳早-（急）-62	長野川（イ）	土石流	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
62		陳早-（急）-63	長野川（ロ）		○	○	
63		陳早-（急）-64	長野川（ハ）		○	○	
64		陳早-（急）-110	長野川（ニ）		○	○	
65		陳早-（急）-110-2	長野川（ホ）		○	○	
66		陳早-（急）-110-3	長野川（ヘ）		○	○	
67		陳早-（急）-111	長野川（ニ）		○	○	
68		陳早-（急）-112	島崎川		○	○	
69		陳早-（急）-113	島崎川（イ）		○	○	
70		陳早-（急）-157	島崎川（ロ）		○	○	
71		陳早-（急）-157-2	島崎川（ロ）		○	○	
72		陳早-（急）-161	島崎川（ハ）		○	○	
73		陳早-（急）-162	木秀川		○	○	
74		陳早-（急）-69	平川（イ）		○	○	
75		陳早-（急）-70	平川（ロ）		○	○	
76		陳早-（急）-71	水の手川（イ）		○	○	
77	黒崎町	陳早-（急）-72	水の手川（ロ）	土石流	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
78		陳早-（急）-114	地蔵川（イ）		○	○	
79		陳早-（急）-115	地蔵川（ロ）		○	○	
80		陳早-（急）-116	宗方川（イ）		○	○	
81		陳早-（急）-117	宗方川（ロ）		○	○	
82		陳早-（急）-118	宗方川（ハ）		○	○	
83		陳早-（急）-119	宗方川（ニ）		○	○	
84		陳早-（急）-120	梅の木川（イ）		○	○	
85		陳早-（急）-121	梅の木川（ロ）		○	○	
86		陳早-（急）-122	梅の木川（ハ）		○	○	
87		陳早-（急）-123	梅の木川（ニ）		○	○	
88		陳早-（急）-124	柳原川（イ）		○	○	
89		陳早-（急）-125	柳原川（ロ）		○	○	
90		陳早-（急）-163	立石川		○	○	
91		陳早-（急）-66	小野川（イ）		○	○	
92		陳早-（急）-67	小野川（ハ）		○	○	
93	黒崎町	陳早-（急）-68	小野川（ロ）	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
94		陳早-（急）-65	黒崎川（ロ）		○	○	
95		陳早-（急）-73	黒崎川（イ）		○	○	
96	赤崎町	陳早-（急）-74	赤崎川	土石流	○	○	第393号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	松里町	諫早-（急）-617	鶴田（3）	急傾斜地の崩壊	○	○	平成22年 4月9日 第393号
2		諫早-（急）-619	松里（4）		○	○	
3		諫早-（急）-620	下岩崎（1）		○	○	
4		諫早-（急）-621	西岩崎		○	○	
5		諫早-（急）-622	松里（2）		○	○	
6		諫早-（急）-623-3	松里（18）		○	○	
7		諫早-（急）-624	松里（6）		○	○	
8		諫早-（急）-624-2	松里（7）		○	○	
9		諫早-（急）-626	六木町		○	○	
10		諫早-（急）-626-2	六木町（2）		○	○	
11		諫早-（急）-628	大久保		○	○	
12		諫早-（急）-652	六本松		○	○	
13		諫早-（急）-653	第一町		○	○	
14		諫早-（急）-657	松里（12）		○	○	
15		諫早-（急）-659	松里		○	○	
16		諫早-（急）-659-2	松里（13）		○	○	
17		諫早-（急）-660	松里（14）		○	○	
18		諫早-（急）-660-2	松里（15）		○	○	
19	有喜町	諫早-（急）-603	有喜（3）	土石流	○	○	
20		諫早-（急）-605	有喜（4）		○	○	
21		諫早-（急）-605-2	有喜（5）		○	○	
22		諫早-（急）-605-3	有喜（6）		○	○	
23		諫早-（急）-612	高見		○	○	
24		諫早-（急）-650	下有喜（2）		○	○	
25		諫早-（急）-651	西屋敷		○	○	
26		諫早-（急）-638	早見（3）		○	○	
27	早見町	諫早-（急）-640-3	早見（6）		○	○	
28		諫早-（急）-643	早見（9）		○	○	
29		諫早-（急）-645	早見（11）		○	○	
30		諫早-（急）-646	早見（12）		○	○	
31	天神町	諫早-（急）-584-2	天神（3）		○	○	
32		諫早-（急）-585	天神（4）		○	○	
33		諫早-（急）-588	天神（5）		○	○	
34		諫早-（急）-588-2	天神（6）		○	○	
35	中通町	諫早-（急）-594	中通（6）		○	○	
36		諫早-（急）-594-2	中通（13）		○	○	
37		諫早-（急）-595	中通（2）		○	○	
38		諫早-（急）-596	岩口（2）		○	○	
39		諫早-（急）-597	岩口（1）		○	○	
40		諫早-（急）-598	岩口（3）		○	○	
41		諫早-（急）-599	中通（1）		○	○	
42		諫早-（急）-600-2	中通（8）		○	○	
43	鶴田町	諫早-（急）-602-2	中通（10）		○	○	
44		諫早-（急）-607	鶴田（5）		○	○	
45		諫早-（急）-609-2	鶴田（7）		○	○	
46		諫早-（急）-611	鶴田（4）		○	○	
47	松里町	諫早-（土）-155	鶴田川（口）		○	○	
48		諫早-（土）-156	鶴田川（ハ）		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	中通町	諫早-（土）-146	中通川（ロ）	土石流	○	○	平成22年 4月9日 第393号
50		諫早-（土）-146-2	中通川（ハ）		○	○	
51		諫早-（土）-147	中通川（イ）		○	○	
52		諫早-（土）-148	中通川（ニ）		○	○	
53	鶴田町	諫早-（土）-152	鶴田川（ニ）		○	○	
54		諫早-（土）-153	鶴田川（イ）		○	○	
55		諫早-（土）-154	鶴田川（ホ）		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	森山町下井牟田	諫早(森山)-(急)-1	原	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
2		諫早(森山)-(急)-1-2	下井牟田 (09)		○	○	
3		諫早(森山)-(急)-2	地藏名		○	○	
4		諫早(森山)-(急)-3	峰 (1)		○	○	
5		諫早(森山)-(急)-4	峰 (2)		○	○	
6		諫早(森山)-(急)-5-2	下井牟田 (01)		○	○	
7	森山町慶師野	諫早(森山)-(急)-6	本谷 (1)・本谷 (2)		○	○	
8		諫早(森山)-(急)-8	万灯 (2)		○	○	
9	森山町本村	諫早(森山)-(急)-10	万灯 (1)		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
10		諫早(森山)-(急)-13	鳥越 (2)		○	○	
11		諫早(森山)-(急)-16	本村下 (2)		○	○	
12		諫早(森山)-(急)-17	石転		○	○	
13		諫早(森山)-(急)-17-2	本村 (01)		○	○	
14		諫早(森山)-(急)-17-3	本村 (02)		○	○	
15		諫早(森山)-(急)-18	本村下 (1)		○	○	平成24年 8月10日 第741号
16		諫早(森山)-(急)-19	本村 (03)		○	○	
17		諫早(森山)-(急)-20	蔵根崎		○	○	
18		諫早(森山)-(急)-22	本村 (04)		○	○	
19		諫早(森山)-(急)-23	白塔		○	○	
20		諫早(森山)-(急)-23-2	本村 (05)		○	○	
21	森山町田尻	諫早(森山)-(急)-24	釜		○	○	
22		諫早(森山)-(急)-25	田尻 (01)		○	○	
23		諫早(森山)-(急)-26	倉津		○	○	
24		諫早(森山)-(急)-26-2	田尻 (02)		○	○	
25		諫早(森山)-(急)-27	梅野		○	○	
26		諫早(森山)-(急)-28	平石		○	○	
27		諫早(森山)-(急)-29	細崎 (2)		○	○	
28		諫早(森山)-(急)-29-2	田尻 (03)		○	○	
29		諫早(森山)-(急)-29-3	田尻 (04)		○	○	
30		諫早(森山)-(急)-30	細崎 (1)		○	○	
31		諫早(森山)-(急)-30-2	田尻 (05)		○	○	
32		諫早(森山)-(急)-30-3	田尻 (06)		○	○	
33		諫早(森山)-(急)-31	瀬後崎		○	○	
34		諫早(森山)-(急)-31-2	田尻 (07)		○	○	
35	森山町下井牟田	諫早(森山)-(急)-32	下井牟田 (02)		○	○	
36		諫早(森山)-(急)-32-2	下井牟田 (03)		○	○	
37		諫早(森山)-(急)-32-3	下井牟田 (04)		○	○	
38		諫早(森山)-(急)-32-4	下井牟田 (05)		○	○	
39		諫早(森山)-(急)-32-5	下井牟田 (06)		○	○	
40		諫早(森山)-(急)-33	慶師野 (01)		○	○	
41	森山町下井牟田	諫早(森山)-(急)-34	下井牟田 (07)		○	○	
42		諫早(森山)-(急)-34-2	下井牟田 (08)		○	○	
43		諫早(森山)-(急)-36	松葉 (2)		○	○	
44		諫早(森山)-(急)-37	上井牟田 (01)		○	○	
45		諫早(森山)-(急)-37-2	上井牟田 (02)		○	○	
46		諫早(森山)-(急)-37-3	上井牟田 (03)		○	○	
47	森山町慶師野	諫早(森山)-(急)-38	三ツ石		○	○	
48	森山町本村	諫早(森山)-(急)-39	慶師野		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	森山町本村	諫早(森山)-(急)-40	本村 (05)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
50		諫早(森山)-(急)-42	本村 (06)		○	○	
51		諫早(森山)-(急)-43	本村 (07)		○	○	
52		諫早(森山)-(急)-44	本村 (08)		○	○	
53		諫早(森山)-(急)-47	本村 (09)		○	○	
54		諫早(森山)-(急)-47-2	本村 (10)		○	○	
55	森山町慶師野	諫早(森山)-(急)-47-3	本村 (11)		○	○	
56		諫早(森山)-(急)-48-2	慶師野 (02)		○	○	
59		諫早(森山)-(急)-50	杉谷 (01)		○	○	
57		諫早(森山)-(急)-51	杉谷 (02)		○	○	
58		諫早(森山)-(急)-52	中組 (1)		○	○	
60		諫早(森山)-(急)-54	中組 (2)		○	○	
61		諫早(森山)-(急)-54-2	杉谷 (03)		○	○	令和元年度8月2日 第180号 第181号
62		諫早(森山)-(急)-54-3	杉谷 (04)		○	○	
63		諫早(森山)-(急)-55	西ノ浦		○	○	
64		諫早(森山)-(急)-55-2	杉谷 (05)		○	○	
65		諫早(森山)-(急)-56	唐比北 (01)		○	○	
66		諫早(森山)-(急)-56-2	唐比北 (02)		○	○	
67	森山町杉谷	諫早(森山)-(急)-58	宇土 (1)		○	○	
68		諫早(森山)-(急)-59	宇土		○	○	
69		諫早(森山)-(急)-60	杉谷 (06)		○	○	
70		諫早(森山)-(急)-60-2	杉谷 (06)		○	○	
71		諫早(森山)-(急)-61	杉谷 (07)		○	○	
72		諫早(森山)-(急)-61-2	杉谷 (08)		○	○	
73		諫早(森山)-(急)-61-3	杉谷 (09)		○	○	
74		諫早(森山)-(急)-61-4	杉谷 (10)		○	○	
75		諫早(森山)-(急)-62	郡勢間		○	○	
76		諫早(森山)-(急)-63	江城		○	○	
77		諫早(森山)-(急)-63-2	杉谷 (11)		○	○	
78		諫早(森山)-(急)-63-3	杉谷 (12)		○	○	
79	森山町上井牟田	諫早(森山)-(急)-64	丸山		○	○	平成24年 8月10日 第741号
80		諫早(森山)-(急)-66	古賀		○	○	
81		諫早(森山)-(急)-67	松葉		○	○	
82		諫早(森山)-(急)-68-2	上井牟田 (04)		○	○	
83		諫早(森山)-(急)-68-3	上井牟田 (05)		○	○	
84		諫早(森山)-(急)-68-5	唐比東 (01)		○	○	
85	森山町唐比東	諫早(森山)-(急)-69	上井牟田 (06)		○	○	
86		諫早(森山)-(急)-71-2	上井牟田 (07)		○	○	
87		諫早(森山)-(急)-71-3	上井牟田 (08)		○	○	
88		諫早(森山)-(急)-72-2	上井牟田 (09)		○	○	
89		諫早(森山)-(急)-73	上井牟田 (10)		○	○	
90		諫早(森山)-(急)-75	上井牟田 (11)		○	○	
91		諫早(森山)-(急)-75-2	上井牟田 (12)		○	○	
92		諫早(森山)-(急)-76	川口		○	○	
93		諫早(森山)-(急)-76-2	上井牟田 (13)		○	○	
94		諫早(森山)-(急)-80-3	唐比西 (01)		○	○	
95		諫早(森山)-(急)-81	唐比西 (02)		○	○	
96		諫早(森山)-(急)-81-2	唐比東 (02)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(急)-81-3	唐比東 (03)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 8月10日 第741号
98	森山町唐比西	諫早(森山)-(急)-81-4	唐比東 (04)		○	○	
99	森山町唐比西	諫早(森山)-(急)-82	休屋		○	○	
100	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(急)-83	唐比東 (05)		○	○	
101	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(急)-83-2	唐比東 (06)		○	○	
102		諫早(森山)-(急)-84	唐比東 (07)		○	○	
103		諫早(森山)-(急)-85	東浜		○	○	
104	森山町唐比西	諫早(森山)-(急)-85-3	唐比東 (08)		○	○	
105	森山町唐比東	諫早(森山)-(急)-85-4	唐比西 (03)		○	○	
106	森山町唐比西	諫早(森山)-(急)-86	唐比西 (04)		○	○	
107	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(急)-86-2	唐比西 (05)		○	○	
108		諫早(森山)-(急)-86-3	唐比西 (06)		○	○	
109		諫早(森山)-(急)-86-4	唐比西 (07)		○	○	
110		諫早(森山)-(急)-87	唐比西 (08)		○	○	
111		諫早(森山)-(急)-87-2	唐比西 (09)		○	○	
112	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(急)-88	唐比西 (10)	土石流	○	○	平成24年 8月10日 第741号
113		諫早(森山)-(急)-90	東浜		○	○	
114	森山町下井牟田	諫早(森山)-(土)-1	原の上川		○	○	
115	森山町本村	諫早(森山)-(土)-2	峰川		○	○	
116		諫早(森山)-(土)-2-2	仁反田川 (イ)		○	○	
117		諫早(森山)-(土)-3	音聲川		○	○	
118		諫早(森山)-(土)-4	徳渡川		○	○	
119	森山町下井牟田	諫早(森山)-(土)-4-2	本村川 (イ)		○	○	
120		諫早(森山)-(土)-4-3	本村川 (ロ)		○	○	
121	森山町下井牟田	諫早(森山)-(土)-5	井手口川		○	○	
122	森山町慶師野	諫早(森山)-(土)-5-2	仁反田川 (ロ)		○	○	
123		諫早(森山)-(土)-6	山下川		○	○	
124	森山町上井牟田	諫早(森山)-(土)-6-2	長走川 (イ)		○	○	
125		諫早(森山)-(土)-7	相良尾川		○	○	
126	森山町慶師野	諫早(森山)-(土)-8	松葉川		○	○	
127		諫早(森山)-(土)-9	城下川		○	○	
128	森山町本村	諫早(森山)-(土)-9-2	長走川 (ロ)		○	○	
129		諫早(森山)-(土)-9-3	長走川 (ハ)		○	○	
130	森山町下井牟田	諫早(森山)-(土)-11	鳥越川		○	○	
131		諫早(森山)-(土)-11-2	本村川 (ハ)		○	○	
132		諫早(森山)-(土)-11-3	本村川 (ニ)		○	○	
133		諫早(森山)-(土)-12	黒龍川		○	○	
134	森山町田尻	諫早(森山)-(土)-13	道角川		○	○	平成24年 8月10日 第741号
135		諫早(森山)-(土)-14	有明川 (イ)		○	○	
136	森山町杉谷	諫早(森山)-(土)-14-3	有明川 (ロ)		○	○	
137		諫早(森山)-(土)-15	有明川 (ハ)		○	○	
138		諫早(森山)-(土)-16	有明川 (ニ)		○	○	
139		諫早(森山)-(土)-17	南江城川 (ロ)		○	○	
140		諫早(森山)-(土)-18	南江城川 (イ)		○	○	
141		諫早(森山)-(土)-19	平山川		○	○	
142		諫早(森山)-(土)-20	二俣川		○	○	
143		諫早(森山)-(土)-21	西川内川 (イ)		○	○	
144		諫早(森山)-(土)-23	小柴川		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	森山町唐比北・杉谷	諫早(森山)-(土)-24	星ヶ原川	土石流	○	○	平成24年 8月10日 第741号
146	森山町唐比北	諫早(森山)-(土)-24-3	上有明川 (イ)		○	○	
147	森山町唐比東～唐比北	諫早(森山)-(土)-24-4	上有明川 (ロ)		○	○	
148		諫早(森山)-(土)-24-5	洗川 (イ)		○	○	
149		諫早(森山)-(土)-25	西浦川		○	○	
150		諫早(森山)-(土)-26	密頭川		○	○	
151		諫早(森山)-(土)-27	字戸川		○	○	
152	森山町上井牟田	諫早(森山)-(土)-28	堤元川		○	○	
153		諫早(森山)-(土)-29	中野屋敷川		○	○	
154		諫早(森山)-(土)-30	川口川		○	○	
155	森山町唐比東～唐比西	諫早(森山)-(土)-31	唐比川		○	○	
156	森山町唐比西	諫早(森山)-(土)-31-2	北森ノ木川 (イ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	飯盛町古場	諫早(飯盛)-(急)-1	上園 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
2		諫早(飯盛)-(急)-1-2	古場 (1)		○	○	
3		諫早(飯盛)-(急)-1-3	古場 (2)		○	○	
4		諫早(飯盛)-(急)-1-4	古場 (3)		○	○	
5		諫早(飯盛)-(急)-1-5	古場 (4)		○	○	
6		諫早(飯盛)-(急)-1-6	古場 (5)		○	○	
7		諫早(飯盛)-(急)-1-7	古場 (6)		○	○	
8		諫早(飯盛)-(急)-1-8	古場 (7)		○	○	
9		諫早(飯盛)-(急)-2	上園 (2)		○	○	
10		諫早(飯盛)-(急)-3	小屋敷		○	○	
11		諫早(飯盛)-(急)-3-2	古場 (8)		○	○	
12		諫早(飯盛)-(急)-3-3	古場 (9)		○	○	
13		諫早(飯盛)-(急)-4	向園		○	○	
14		諫早(飯盛)-(急)-5	古場 (10)		○	○	
15		諫早(飯盛)-(急)-6	古場 (11)		○	○	
16		諫早(飯盛)-(急)-6-2	古場 (12)		○	○	
17		諫早(飯盛)-(急)-6-3	古場 (13)		○	○	
18		諫早(飯盛)-(急)-7	古場 (14)		○	○	
19		諫早(飯盛)-(急)-7-2	松ノ平		○	○	
20		諫早(飯盛)-(急)-7-3	古場 (15)		○	○	
21		諫早(飯盛)-(急)-7-4	古場 (16)		○	○	
22		諫早(飯盛)-(急)-7-5	古場 (17)		○	○	
23		諫早(飯盛)-(急)-8	宇戸前内		○	○	
24		諫早(飯盛)-(急)-8-2	古場 (18)		○	○	
25		諫早(飯盛)-(急)-8-3	古場 (19)		○	○	
26	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-9	古場 (20)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
27		諫早(飯盛)-(急)-11	平古場 (1)		○	○	
28		諫早(飯盛)-(急)-12	平古場 (2)		○	○	
29		諫早(飯盛)-(急)-12-2	平古場 (3)		○	○	
30		諫早(飯盛)-(急)-13	平古場 (4)		○	○	
31		諫早(飯盛)-(急)-13-2	平古場 (5)		○	○	
32		諫早(飯盛)-(急)-14	山開		○	○	
33		諫早(飯盛)-(急)-15	野中 (1)		○	○	
34		諫早(飯盛)-(急)-15-2	野中 (2)		○	○	
35		諫早(飯盛)-(急)-16	山口 (2)		○	○	
36	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-16-2	平古場 (6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
37		諫早(飯盛)-(急)-17	平古場 (7)		○	○	
38		諫早(飯盛)-(急)-18	石原		○	○	
39		諫早(飯盛)-(急)-19	平古場 (8)		○	○	
40		諫早(飯盛)-(急)-19-2	平古場 (9)		○	○	
41	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-20	平古場 (10)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
42		諫早(飯盛)-(急)-20-2	平古場 (11)		○	○	
43		諫早(飯盛)-(急)-21	野中 (4)		○	○	
44		諫早(飯盛)-(急)-21-2	野中 (5)		○	○	
45	飯盛町野中	諫早(飯盛)-(急)-21-3	野中 (6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
46		諫早(飯盛)-(急)-21-4	野中 (7)		○	○	
47		諫早(飯盛)-(急)-22	野中 (8)		○	○	
48		諫早(飯盛)-(急)-22	野中 (8)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町野中	諫早(飯盛)-(急)-22-2	野中 (9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
50		飯盛町平古場	平古場 (12)		○	○	
51		諫早(飯盛)-(急)-24	山口 (1)		○	○	
52		諫早(飯盛)-(急)-24-2	山口 (3)		○	○	
53		諫早(飯盛)-(急)-25	山下		○	○	
54		諫早(飯盛)-(急)-25-2	野中 (10)		○	○	
55		諫早(飯盛)-(急)-25-3	野中 (11)		○	○	
56		諫早(飯盛)-(急)-25-4	野中 (12)		○	○	
57		諫早(飯盛)-(急)-25-5	野中 (13)		○	○	
58		諫早(飯盛)-(急)-25-6	野中 (14)		○	○	
59		諫早(飯盛)-(急)-25-9	野中 (15)		○	○	
60		飯盛町山口	上野中 (1)		○	○	
61		飯盛町平古場	西ノ又		○	○	
62		飯盛町山口	山口 (4)		○	○	
63		諫早(飯盛)-(急)-29	下野中 (1)		○	○	
64		諫早(飯盛)-(急)-29-2	山口 (5)		○	○	
65		飯盛町平古場	平古場 (13)		○	○	
66		諫早(飯盛)-(急)-30-2	平古場 (14)		○	○	
67		飯盛町山口	下野中 (2)		○	○	
68		諫早(飯盛)-(急)-32	下野中 (3)		○	○	
69		諫早(飯盛)-(急)-32-2	山口 (6)		○	○	
70		諫早(飯盛)-(急)-33	下野中 (5)		○	○	
71		諫早(飯盛)-(急)-34	岡		○	○	
72		飯盛町野中	野中 (16)		○	○	
73		飯盛町山口	山口 (7)		○	○	
74		飯盛町開	開 (1)		○	○	
75		諫早(飯盛)-(急)-37-2	開 (2)		○	○	
76		諫早(飯盛)-(急)-37-3	開 (3)		○	○	
77	飯盛町山口	諫早(飯盛)-(急)-38	山口 (8)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
78		諫早(飯盛)-(急)-39	山口 (9)		○	○	
79		諫早(飯盛)-(急)-40	山口 (10)		○	○	
80		諫早(飯盛)-(急)-40-2	山口 (11)		○	○	
81		諫早(飯盛)-(急)-41	山口 (12)		○	○	
82		諫早(飯盛)-(急)-41-2	山口 (13)		○	○	
83		諫早(飯盛)-(急)-42	山口 (14)		○	○	
84		諫早(飯盛)-(急)-43	山口 (15)		○	○	
85		諫早(飯盛)-(急)-44	中山		○	○	
86		飯盛町古場	古場 (21)		○	○	
87		諫早(飯盛)-(急)-45-2	古場 (22)		○	○	
88		諫早(飯盛)-(急)-45-3	補伽 (1)		○	○	
89		諫早(飯盛)-(急)-45-4	古場 (23)		○	○	
90		諫早(飯盛)-(急)-46	古場 (24)		○	○	
91		諫早(飯盛)-(急)-46-2	補伽 (2)		○	○	
92		諫早(飯盛)-(急)-47	古場 (25)		○	○	
93		諫早(飯盛)-(急)-47-2	古場 (26)		○	○	
94		諫早(飯盛)-(急)-47-3	古場 (27)		○	○	
95		諫早(飯盛)-(急)-48	古場 (28)		○	○	
96		諫早(飯盛)-(急)-48-2	古場 (29)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	飯盛町古場	諫早(飯盛)-(急)-48-3	古場(30)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
98		諫早(飯盛)-(急)-49-2	古場(31)		○	○	
99		諫早(飯盛)-(急)-49-3	古場(32)		○	○	
100		諫早(飯盛)-(急)-50	古場(33)		○	○	
101	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-51	里(1)		○	○	
102		諫早(飯盛)-(急)-51-2	里(2)		○	○	
103		諫早(飯盛)-(急)-51-3	里(3)		○	○	
104		諫早(飯盛)-(急)-51-4	里(4)		○	○	
105		諫早(飯盛)-(急)-53	里(5)		○	○	
106		諫早(飯盛)-(急)-53-2	里(6)		○	○	
107		諫早(飯盛)-(急)-54	平古場(15)		○	○	
108		諫早(飯盛)-(急)-54-5	平古場(16)		○	○	
109		諫早(飯盛)-(急)-54-6	平古場(17)		○	○	
110		諫早(飯盛)-(急)-54-7	平古場(18)		○	○	
111		諫早(飯盛)-(急)-54-9	平古場(19)		○	○	
112		諫早(飯盛)-(急)-54-10	平古場(20)		○	○	
113		諫早(飯盛)-(急)-54-11	平古河内		○	○	
114		諫早(飯盛)-(急)-54-12	平古場(21)		○	○	
115		諫早(飯盛)-(急)-55	平古場(22)		○	○	
116		諫早(飯盛)-(急)-56	中山(2)		○	○	
117		諫早(飯盛)-(急)-56-2	平古場(23)		○	○	
118		諫早(飯盛)-(急)-56-3	平古場(24)		○	○	
119		諫早(飯盛)-(急)-56-4	平古場(25)		○	○	
120		諫早(飯盛)-(急)-58	西林		○	○	
121		諫早(飯盛)-(急)-59	平古場(26)		○	○	
122		諫早(飯盛)-(急)-60	山口(1)		○	○	
123		諫早(飯盛)-(急)-62	残木		○	○	
124		諫早(飯盛)-(急)-63	里(7)		○	○	
125		諫早(飯盛)-(急)-64	東		○	○	
126		諫早(飯盛)-(急)-64-2	里(8)		○	○	
127		諫早(飯盛)-(急)-65	寺坂		○	○	
128		諫早(飯盛)-(急)-65-3	里(9)		○	○	
129	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-66	内田		○	○	
130		諫早(飯盛)-(急)-66-2	佐田(1)		○	○	
131		諫早(飯盛)-(急)-67	佐田(2)		○	○	
132		諫早(飯盛)-(急)-67-2	佐田(3)		○	○	
133		諫早(飯盛)-(急)-67-3	佐田(4)		○	○	
134		諫早(飯盛)-(急)-67-4	佐田(5)		○	○	
135		諫早(飯盛)-(急)-67-5	佐田(6)		○	○	
136		諫早(飯盛)-(急)-67-7	平古場(27)		○	○	
137	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-67-9	平古場(28)		○	○	
138		諫早(飯盛)-(急)-68	葉山坂		○	○	
139		諫早(飯盛)-(急)-68-3	里(10)		○	○	
140		諫早(飯盛)-(急)-68-4	里(11)		○	○	
141		諫早(飯盛)-(急)-68-5	里(12)		○	○	
142		諫早(飯盛)-(急)-68-7	里(13)		○	○	
143		諫早(飯盛)-(急)-68-8	里(14)		○	○	
144		諫早(飯盛)-(急)-68-9	里(15)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-70	里(16)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
146		諫早(飯盛)-(急)-71	内田(3)		○	○	
147		諫早(飯盛)-(急)-72	佐田(8)		○	○	
148		諫早(飯盛)-(急)-72-2	佐田(9)		○	○	
149	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-73	里(17)		○	○	
150		諫早(飯盛)-(急)-73-2	里(18)		○	○	
151		諫早(飯盛)-(急)-74	里(19)		○	○	
152		諫早(飯盛)-(急)-74-2	里(20)		○	○	
153		諫早(飯盛)-(急)-75	里(21)		○	○	
154		諫早(飯盛)-(急)-76	里(22)		○	○	
155		諫早(飯盛)-(急)-77	上原(2)		○	○	
156		諫早(飯盛)-(急)-78	里(23)		○	○	
157		諫早(飯盛)-(急)-79	里(24)		○	○	
158		諫早(飯盛)-(急)-79-2	里(25)		○	○	
159		諫早(飯盛)-(急)-80	里(26)		○	○	
160		諫早(飯盛)-(急)-80-2	里(27)		○	○	
161		諫早(飯盛)-(急)-81	里(28)		○	○	
162		諫早(飯盛)-(急)-81-2	里(29)		○	○	
163		諫早(飯盛)-(急)-81-3	里(30)		○	○	
164		諫早(飯盛)-(急)-82	里(31)		○	○	
165		諫早(飯盛)-(急)-83	清水		○	○	
166		諫早(飯盛)-(急)-84	里(32)		○	○	
167		諫早(飯盛)-(急)-85	小峰		○	○	
168		諫早(飯盛)-(急)-85-2	里(33)		○	○	
169		諫早(飯盛)-(急)-86	荒塚		○	○	
170		諫早(飯盛)-(急)-87	里(34)		○	○	
171		諫早(飯盛)-(急)-87-2	里(35)		○	○	
172		諫早(飯盛)-(急)-88	里(36)		○	○	
173		諫早(飯盛)-(急)-89	軌別当		○	○	
174		諫早(飯盛)-(急)-90	栗田山		○	○	
175		諫早(飯盛)-(急)-90-2	里(37)		○	○	
176		諫早(飯盛)-(急)-91	拾巻山		○	○	
177	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-91-4	佐田(10)		○	○	
178		諫早(飯盛)-(急)-91-5	佐田(11)		○	○	
179		諫早(飯盛)-(急)-91-6	佐田(12)		○	○	
180		諫早(飯盛)-(急)-93	里(38)		○	○	
181	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-94	佐田(13)		○	○	
182		諫早(飯盛)-(急)-95	大平(2)		○	○	
183		諫早(飯盛)-(急)-95-2	里(39)		○	○	
184		諫早(飯盛)-(急)-95-3	川下(1)		○	○	
185	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(急)-96	里(40)		○	○	
186		諫早(飯盛)-(急)-96-2	坊		○	○	
187		諫早(飯盛)-(急)-96-3	坊田尻		○	○	
188		諫早(飯盛)-(急)-96-4	坊田尻		○	○	
189		諫早(飯盛)-(急)-96-5	里(41)		○	○	
190		諫早(飯盛)-(急)-96-6	里(42)		○	○	
191		諫早(飯盛)-(急)-96-7	里(43)		○	○	
192		諫早(飯盛)-(急)-96-8	里(44)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
193	飯盛町里	諫早(飯盛)-(急)-96-9	里(4 5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
194		諫早(飯盛)-(急)-97	西大門		○	○	
195		諫早(飯盛)-(急)-97-3	前田		○	○	
196		諫早(飯盛)-(急)-99	里(4 6)		○	○	
197	飯盛町池下	諫早(飯盛)-(急)-100	山中	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
198		諫早(飯盛)-(急)-100-2	池下(1)		○	○	
199		諫早(飯盛)-(急)-100-3	山中		○	○	
200		諫早(飯盛)-(急)-100-4	山中		○	○	
201	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(急)-101	入の久保	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
202		諫早(飯盛)-(急)-101-3	川下(2)		○	○	
203		諫早(飯盛)-(急)-101-4	川下(3)		○	○	
204		諫早(飯盛)-(急)-101-5	川下(4)		○	○	
205	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(急)-102	川下(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
206		諫早(飯盛)-(急)-103	川下(6)		○	○	
207		諫早(飯盛)-(急)-104	川下名中		○	○	
208		諫早(飯盛)-(急)-104-2	中組		○	○	
209	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(急)-104-6	平瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
210		諫早(飯盛)-(急)-105	浦山		○	○	
211		諫早(飯盛)-(急)-106	平古場(2 9)		○	○	
212		諫早(飯盛)-(急)-109	石原谷		○	○	
213	飯盛町開	諫早(飯盛)-(急)-109-3	鷺畔	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
214		諫早(飯盛)-(急)-110	名切		○	○	
215		諫早(飯盛)-(急)-111	連原		○	○	
216		諫早(飯盛)-(急)-112	佐田(1 4)		○	○	
217	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-113	佐田(1 5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
218		諫早(飯盛)-(急)-114	中山(3)		○	○	
219		諫早(飯盛)-(急)-115	佐田(1 6)		○	○	
220		諫早(飯盛)-(急)-116	圃(1)		○	○	
221	飯盛町開	諫早(飯盛)-(急)-116-2	圃(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
222		諫早(飯盛)-(急)-117	佐田(1 7)		○	○	
223		諫早(飯盛)-(急)-118	圃(2)		○	○	
224		諫早(飯盛)-(急)-119	中山(4)		○	○	
225	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-120	佐田(1 8)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
226		諫早(飯盛)-(急)-120-2	元道		○	○	
227		諫早(飯盛)-(急)-120-3	佐田(1 9)		○	○	
228		諫早(飯盛)-(急)-120-4	佐田(2 0)		○	○	
229	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-120-5	佐田(2 1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
230		諫早(飯盛)-(急)-120-6	佐田(2 2)		○	○	
231		諫早(飯盛)-(急)-120-7	佐田(2 3)		○	○	
232		諫早(飯盛)-(急)-121	佐田(2 4)		○	○	
233	飯盛町中山	諫早(飯盛)-(急)-121-2	中山(4)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
234		諫早(飯盛)-(急)-121-3	中山(5)		○	○	
235		諫早(飯盛)-(急)-121-4	中山(6)		○	○	
236		諫早(飯盛)-(急)-121-5	中山(7)		○	○	
237	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-122	中山(8)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
238		諫早(飯盛)-(急)-122-2	中山(9)		○	○	
239		諫早(飯盛)-(急)-122-3	佐田		○	○	
240		諫早(飯盛)-(急)-122-4	佐田(2 5)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(急)-123	吉野	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
242		諫早(飯盛)-(急)-124	上原(2)		○	○	
243		諫早(飯盛)-(急)-125	上原(4)		○	○	
244		諫早(飯盛)-(急)-126	吉野(2)		○	○	
245	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(急)-127	上山新田	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
246		諫早(飯盛)-(急)-127-3	上山(5)		○	○	
247		諫早(飯盛)-(急)-128	上原(3)		○	○	
248		諫早(飯盛)-(急)-128-2	上原(6)		○	○	
249	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(急)-129	上原	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
250		諫早(飯盛)-(急)-129-2	上原(7)		○	○	
251		諫早(飯盛)-(急)-129-3	上原(8)		○	○	
252		諫早(飯盛)-(急)-130	金馬場		○	○	
253	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(急)-132	上原(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
254		諫早(飯盛)-(急)-133	上原(1 0)		○	○	
255		諫早(飯盛)-(急)-135	上原(1 1)		○	○	
256		諫早(飯盛)-(急)-135-2	後田(1)		○	○	
257	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(急)-135-3	後田(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
258		諫早(飯盛)-(急)-136	後田(3)		○	○	
259		諫早(飯盛)-(急)-136-2	後田(4)		○	○	
260		諫早(飯盛)-(急)-136-3	後田(5)		○	○	
261	飯盛町大崎	諫早(飯盛)-(急)-137	大崎	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
262		諫早(飯盛)-(急)-138	後田(6)		○	○	
263		諫早(飯盛)-(急)-138-2	後田(7)		○	○	
264		諫早(飯盛)-(急)-139	後田(8)		○	○	
265	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-139-2	後田(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
266		諫早(飯盛)-(急)-140-2	後田(1 0)		○	○	
267		諫早(飯盛)-(急)-140-3	後田(1 1)		○	○	
268		諫早(飯盛)-(急)-141	洲田(1)		○	○	
269	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(急)-141-2	佐田(2 6)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
270		諫早(飯盛)-(急)-142	佐田(2 7)		○	○	
271		諫早(飯盛)-(急)-143	池田(2)		○	○	
272		諫早(飯盛)-(急)-146	佐田(2 8)		○	○	
273	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(急)-148	久保(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
274		諫早(飯盛)-(急)-149	久保(2)		○	○	
275		諫早(飯盛)-(急)-150	久保(3)		○	○	
276		諫早(飯盛)-(急)-150-2	久保(4)		○	○	
277	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(急)-151	久保(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
278		諫早(飯盛)-(急)-151-2	久保(6)		○	○	
279		諫早(飯盛)-(急)-152	久保(7)		○	○	
280		諫早(飯盛)-(急)-152-2	久保(8)		○	○	
281	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(急)-154	久保(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
282		諫早(飯盛)-(急)-155	久保(1 0)		○	○	
283		諫早(飯盛)-(急)-156	香田(2)		○	○	
284		諫早(飯盛)-(急)-157	兼平		○	○	
285	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(急)-159	久保(1 1)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第189号 第181号
286		諫早(飯盛)-(急)-159-3	香田(1)		○	○	
287		諫早(飯盛)-(急)-161	万詰(1)		○	○	
288		諫早(飯盛)-(急)-161-2	万詰(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
289	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(急)-162	後田名西松津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成23年 3月25日 第375号
290	飯盛町下釜	諫早(飯盛)-(急)-163	下釜(1)		○	○	
291		諫早(飯盛)-(急)-163-2	永汀		○		
292		諫早(飯盛)-(急)-163-3	上井樋		○	○	
293		諫早(飯盛)-(急)-163-4	下釜(2)		○	○	
294	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(急)-164	後田名三軒巻		○	○	
295		諫早(飯盛)-(急)-164-2	後田(1・2)		○	○	
296	飯盛町下釜	諫早(飯盛)-(急)-165	下釜(3)		○		
297		諫早(飯盛)-(急)-166	西泊		○		
298		諫早(飯盛)-(急)-167-2	大木不動山		○		
299		諫早(飯盛)-(急)-167-3	下釜(4)		○		
300		諫早(飯盛)-(急)-168	大木不動山(2)		○	○	
301	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(急)-169	大平		○		
302		諫早(飯盛)-(急)-169-3	堀		○	○	
303		諫早(飯盛)-(急)-170	堀第2地区		○		
304		諫早(飯盛)-(急)-171	後田(1・3)		○	○	
305		諫早(飯盛)-(急)-172	湯穴(2)		○	○	
306		諫早(飯盛)-(急)-172-2	湯穴(1)		○	○	
307		諫早(飯盛)-(急)-172-3	後田(1・4)		○	○	
308		諫早(飯盛)-(急)-173	後田(1・5)		○	○	
309	飯盛町地下	諫早(飯盛)-(急)-175	池下(2)		○	○	
310		諫早(飯盛)-(急)-176	池下(3)		○	○	
311		諫早(飯盛)-(急)-176-2	池下(4)		○	○	
312		諫早(飯盛)-(急)-176-3	池下(5)		○	○	
313	飯盛町古場	諫早(飯盛)-(土)-1	田結川(イ)	土石流	○	○	
314		諫早(飯盛)-(土)-2	田結川(ロ)		○	○	
315		諫早(飯盛)-(土)-3	田結川(ハ)		○	○	
316		諫早(飯盛)-(土)-4	田結川(ニ)		○	○	
317		諫早(飯盛)-(土)-6	上園川(イ)		○	○	
318		諫早(飯盛)-(土)-7	田結川(ホ)		○	○	
319	飯盛町野中	諫早(飯盛)-(土)-8	石原川(ハ)		○	○	
320		諫早(飯盛)-(土)-9	石原川(ロ)		○	○	
321		諫早(飯盛)-(土)-10	久久保川(イ)		○	○	
322		諫早(飯盛)-(土)-11	石原川(イ)		○	○	
323		諫早(飯盛)-(土)-11-2	石原川(ニ)		○	○	
324		諫早(飯盛)-(土)-11-3	石原川(ホ)		○	○	
325	飯盛町山口	諫早(飯盛)-(土)-12	上野中川(イ)		○	○	
326		諫早(飯盛)-(土)-13	川良平川(イ)		○		
327		諫早(飯盛)-(土)-14	上野中川(ロ)		○	○	
328		諫早(飯盛)-(土)-15	下野中川(イ)		○	○	
329		諫早(飯盛)-(土)-15-2	江ノ浦川(ハ)		○	○	
330		諫早(飯盛)-(土)-16	江ノ浦川(ニ)		○	○	
331	飯盛町開	諫早(飯盛)-(土)-17	江ノ浦川(ロ)		○	○	
332		諫早(飯盛)-(土)-18	一宅川(イ)		○		
333	飯盛町山口	諫早(飯盛)-(土)-19	築野口川(イ)		○	○	
334		諫早(飯盛)-(土)-20-2	山口川(ロ)		○	○	
335		諫早(飯盛)-(土)-20-3	山口川(イ)		○	○	
336		諫早(飯盛)-(土)-21	中山川(イ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
337	飯盛町開	諫早(飯盛)-(土)-22-3	中山川(ロ)	土石流	○	○	平成23年 3月25日 第375号
338		諫早(飯盛)-(土)-23	江ノ浦川(イ)		○	○	
339	飯盛町古場	諫早(飯盛)-(土)-24	補伽川(イ)		○		
340		諫早(飯盛)-(土)-26	田結川(ハ)		○	○	
341		諫早(飯盛)-(土)-26-2	田結川(ト)		○	○	
342		諫早(飯盛)-(土)-26-3	田結川(チ)		○	○	
343		諫早(飯盛)-(土)-28	補伽川(ロ)		○	○	
344		諫早(飯盛)-(土)-29	補伽川(ハ)		○	○	
345		諫早(飯盛)-(土)-30	補伽川(ニ)		○	○	
346		諫早(飯盛)-(土)-30-2	補伽川(ホ)		○	○	
347		諫早(飯盛)-(土)-31	田結川(リ)		○	○	
348	飯盛町里	諫早(飯盛)-(土)-32	田結川(ス)		○	○	
349		諫早(飯盛)-(土)-33	田結川(ル)		○	○	
350	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(土)-34	天神川(ハ)		○	○	
351		諫早(飯盛)-(土)-34-2	天神川(ホ)		○	○	
352		諫早(飯盛)-(土)-34-3	天神川(ニ)		○	○	
353		諫早(飯盛)-(土)-34-4	天神川(ロ)		○	○	
354		諫早(飯盛)-(土)-34-5	天神川(イ)		○	○	
355		諫早(飯盛)-(土)-34-6	天神川(ハ)		○	○	
356		諫早(飯盛)-(土)-35	天神川(ト)		○	○	
357	飯盛町里	諫早(飯盛)-(土)-37	田結川(ヲ)		○	○	
358		諫早(飯盛)-(土)-38	田結川(ヅ)		○	○	
359	飯盛町平古場	諫早(飯盛)-(土)-39	内田川(イ)		○	○	
360	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(土)-40	天神川(チ)		○	○	
361	飯盛町里	諫早(飯盛)-(土)-42	上原川(イ)		○	○	
362		諫早(飯盛)-(土)-43	小島川(イ)		○	○	
363		諫早(飯盛)-(土)-44	佐田江川(ロ)		○	○	
364	飯盛町里	諫早(飯盛)-(土)-45	清水川(イ)		○	○	
365		諫早(飯盛)-(土)-45-2	田結川(カ)		○	○	
366		諫早(飯盛)-(土)-46	寺平川(ロ)		○	○	
367		諫早(飯盛)-(土)-47	寺平川(イ)		○	○	
368		諫早(飯盛)-(土)-49	寺平川(ハ)		○	○	
369		諫早(飯盛)-(土)-49-2	寺平川(ニ)		○	○	
370		諫早(飯盛)-(土)-49-2	寺平川(ニ)		○	○	
371		諫早(飯盛)-(土)-50	鍛冶ヶ坂川(イ)		○	○	
372		諫早(飯盛)-(土)-50-2	鍛冶ヶ坂川(ロ)		○	○	
373	飯盛町佐田	諫早(飯盛)-(土)-51	佐田江川(イ)		○	○	
374	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(土)-51-2	覚ノ上川(ロ)		○	○	
375		諫早(飯盛)-(土)-51-3	覚ノ上川(ハ)		○	○	
376	飯盛町里	諫早(飯盛)-(土)-52	鍛冶ヶ坂川(ハ)		○	○	
377	飯盛町川下	諫早(飯盛)-(土)-53	川下川(ロ)		○	○	
378		諫早(飯盛)-(土)-54	川下川(イ)		○	○	
379	飯盛町開	諫早(飯盛)-(土)-57	能原川(イ)		○	○	
380		諫早(飯盛)-(土)-57-2	江ノ浦川(ホ)		○	○	
381	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(土)-58	江ノ浦川(ロ)		○	○	
382		諫早(飯盛)-(土)-59	新崎須川(イ)		○	○	
383		諫早(飯盛)-(土)-60-2	上原川(ハ)		○	○	
384		諫早(飯盛)-(土)-60-3	上原川(ニ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
385	飯盛町上原	諫早(飯盛)-(土)-60-4	上原川 (ホ)	土石流	○	○	平成23年 3月25日 第375号
386	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-62	後田川 (ロ)		○	○	
387		諫早(飯盛)-(土)-63	後田川 (イ)		○	○	
388		諫早(飯盛)-(土)-64	新崎川 (イ)		○	○	
389	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(土)-65	堂ノ上川 (ニ)		○	○	
390	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-66	江ノ浦川 (ヘ)		○	○	
391		諫早(飯盛)-(土)-67	後田川 (ハ)		○	○	
392	飯盛町久保	諫早(飯盛)-(土)-68	香田川 (イ)		○	○	
393		諫早(飯盛)-(土)-69	堂ノ上川 (ホ)		○	○	
394		諫早(飯盛)-(土)-69-2	堂ノ上川 (ヘ)		○	○	
395		諫早(飯盛)-(土)-70	堂ノ上川 (イ)		○	○	
396	飯盛町下釜	諫早(飯盛)-(土)-71	西泊川 (イ)		○	○	
397	飯盛町後田	諫早(飯盛)-(土)-72	大平川 (イ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-2	善住寺(5)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
2		諫早(高来)-(急)-2-2	善住寺(6)		○	○	
3		諫早(高来)-(急)-4	善住寺(7)		○	○	
4	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-9-2	黒新田(8)		○	○	
5		諫早(高来)-(急)-10	黒新田(9)		○	○	
6	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-11	神津倉(1)		○	○	
7	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-12	善住寺(8)		○	○	
8	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-13	神津倉(2)		○	○	
9	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-15	東平原(1)		○	○	
10	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-18	黒新田(12)		○	○	
11		諫早(高来)-(急)-18-5	黒新田(15)		○	○	
12		諫早(高来)-(急)-18-6	黒新田(16)		○	○	
13		諫早(高来)-(急)-18-9	黒新田(18)		○	○	
14	高来町古場	諫早(高来)-(急)-19-2	古場(1)		○	○	
15		諫早(高来)-(急)-20-2	古場(4)		○	○	
16		諫早(高来)-(急)-24	古場(6)		○	○	
17		諫早(高来)-(急)-31	古場(9)		○	○	
18		諫早(高来)-(急)-32	古場(10)		○	○	
19	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-36	善住寺(11)		○	○	
20		諫早(高来)-(急)-36-2	善住寺(12)		○	○	
21		諫早(高来)-(急)-39	善住寺(13)		○	○	
22	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-49-4	神津倉(9)		○	○	
23		諫早(高来)-(急)-49-5	神津倉(10)		○	○	
24	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-51-4	坂元(10)		○	○	
25		諫早(高来)-(急)-52	坂元(11)		○	○	
26	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-53-2	神津倉(14)		○	○	
27		諫早(高来)-(急)-55-4	神津倉(19)		○	○	
28		諫早(高来)-(急)-55-5	神津倉(20)		○	○	
29	高来町山道	諫早(高来)-(急)-58-2	山道(4)		○	○	
30	高来町平田	諫早(高来)-(急)-59-2	平田(1)		○	○	
31	高来町古場	諫早(高来)-(急)-60	古場(12)		○	○	
32	高来町折山	諫早(高来)-(急)-61-2	折山(3)		○	○	
33	高来町建山	諫早(高来)-(急)-66	建山(1)		○	○	
34		諫早(高来)-(急)-66-2	建山(2)		○	○	
35		諫早(高来)-(急)-67-2	建山(4)		○	○	
36		諫早(高来)-(急)-69	建山(6)		○	○	
37	高来町折山	諫早(高来)-(急)-73-2	折山(6)		○	○	
38	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-76-2	西平原(3)		○	○	
39	高来町西尾	諫早(高来)-(急)-77	西尾(2)		○	○	
40		諫早(高来)-(急)-77-2	西尾(3)		○	○	
41	高来町小峰	諫早(高来)-(急)-78	小峰(1)		○	○	
42		諫早(高来)-(急)-78-2	小峰(2)		○	○	
43		諫早(高来)-(急)-78-3	小峰(3)		○	○	
44		諫早(高来)-(急)-78-4	小峰(4)		○	○	
45		諫早(高来)-(急)-79-3	小峰(7)		○	○	
46		諫早(高来)-(急)-79-5	小峰(8)		○	○	
47	高来町平田	諫早(高来)-(急)-81	平田(7)		○	○	
48	高来町上与	諫早(高来)-(急)-82	上与(1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	高来町黒崎	諫早(高来)-(急)-83-3	黒崎(2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
50		諫早(高来)-(急)-83-4	黒崎(3)		○	○	
51	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-90-4	神津倉(22)		○	○	
52	高来町法川	諫早(高来)-(急)-91-2	法川(1)		○	○	
53	高来町小峰	諫早(高来)-(急)-91-6	小峰(9)		○	○	
54	高来町富地戸	諫早(高来)-(急)-103	富地戸(1)		○	○	
55	高来町下与	諫早(高来)-(急)-112-2	下与(1)		○	○	
56	高来町富地戸	諫早(高来)-(急)-115	富地戸(2)		○	○	
57		諫早(高来)-(急)-116	富地戸(3)		○	○	
58	高来町水ノ浦	諫早(高来)-(急)-122-6	西平		○	○	
59	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-122-6	善住寺(9)		○	○	
60	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-99-2	神津倉(7)		○	○	
61	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-5	黒新田(1)		○	○	
62		諫早(高来)-(急)-7	黒新田(2)		○	○	
63		諫早(高来)-(急)-7-2	黒新田(3)		○	○	
64		諫早(高来)-(急)-7-3	黒新田(4)		○	○	
65		諫早(高来)-(急)-8	黒新田(5)		○	○	
66		諫早(高来)-(急)-9	黒新田(7)		○	○	
67		諫早(高来)-(急)-10-2	黒新田(10)		○	○	
68	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-16	黒新田(11)		○	○	
69		諫早(高来)-(急)-16-2	善住寺(4)		○	○	
70		諫早(高来)-(急)-18-2	善住寺(10)		○	○	
71	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-18-3	黒新田(13)		○	○	
72		諫早(高来)-(急)-18-3	黒新田(14)		○	○	
73		諫早(高来)-(急)-18-8	黒新田(17)		○	○	
74	高来町古場	諫早(高来)-(急)-19	檀堂(5)		○	○	
75		諫早(高来)-(急)-19-3	古場(2)		○	○	
76		諫早(高来)-(急)-20	古場(3)		○	○	
77		諫早(高来)-(急)-26	檀堂(1)		○	○	
78		諫早(高来)-(急)-28-2	古場(7)		○	○	
79		諫早(高来)-(急)-29	古場(8)		○	○	
80		諫早(高来)-(急)-30	檀堂(2)		○	○	
81		諫早(高来)-(急)-32-2	檀堂(4)		○	○	
82		諫早(高来)-(急)-34	古場(11)		○	○	
83	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-37-2	岩下		○	○	
84		諫早(高来)-(急)-37-3	岩下		○	○	
85		諫早(高来)-(急)-39-2	善住寺(14)		○	○	
86		諫早(高来)-(急)-39-3	善住寺(15)		○	○	
87		諫早(高来)-(急)-40	寺の前		○	○	
88		諫早(高来)-(急)-41	善住寺(16)		○	○	
89		諫早(高来)-(急)-42	善住寺(17)		○	○	
90		諫早(高来)-(急)-43	善住寺(3)		○	○	
91		諫早(高来)-(急)-43-3	善住寺(18)		○	○	
92		諫早(高来)-(急)-43-4	善住寺(19)		○	○	
93		諫早(高来)-(急)-44	田平(1)		○	○	
94		諫早(高来)-(急)-44-2	田平(1)		○	○	
95		諫早(高来)-(急)-44-3	田平(1)		○	○	
96		諫早(高来)-(急)-44-5	田平(1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-45	神津倉(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
98		諫早(高来)-(急)-45-2	神津倉(4)		○	○	
99	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-45-4	東平原(2)		○	○	
100	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-45-5	神津倉(5)		○	○	
101	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-46	黒新田		○	○	
102		諫早(高来)-(急)-46-2	坂元(1)		○	○	
103		諫早(高来)-(急)-46-3	坂元(2)		○	○	
104		諫早(高来)-(急)-46-4	坂元(3)		○	○	
105		諫早(高来)-(急)-47	坂元(4)		○	○	
106		諫早(高来)-(急)-47-2	坂元(5)		○	○	
107		諫早(高来)-(急)-47-4	坂元(6)		○	○	
108	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-48-2	善住寺(20)		○	○	
109	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-49-3	神津倉(8)		○	○	
110		諫早(高来)-(急)-50-2	神津倉(12)		○	○	
111	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-51-3	坂元(9)		○	○	
112	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-53	神津倉(13)		○	○	
113		諫早(高来)-(急)-55	神津倉(16)		○	○	
114		諫早(高来)-(急)-55-2	神津倉(17)		○	○	
115	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-56-2	坂元(13)		○	○	
116	高来町山道	諫早(高来)-(急)-58	山道(3)		○	○	
117	高来町平田	諫早(高来)-(急)-63-2	平田(5)		○	○	
118		諫早(高来)-(急)-64	平田(6)		○	○	
119		諫早(高来)-(急)-64-3	平田西		○	○	
120		諫早(高来)-(急)-64-4	平田西		○	○	
121	高来町建山	諫早(高来)-(急)-67	建山(3)		○	○	
122		諫早(高来)-(急)-69-4	建山(7)		○	○	
123	高来町折山	諫早(高来)-(急)-73	折山(2)		○	○	
124	高来町船津	諫早(高来)-(急)-74	川内		○	○	
125	高来町小峰	諫早(高来)-(急)-79-2	小峰(6)		○	○	
126	高来町黒崎	諫早(高来)-(急)-83-2	黒崎(1)		○	○	
127		諫早(高来)-(急)-87-2	黒崎(4)		○	○	
128	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-90-2	東平原(4)		○	○	
129		諫早(高来)-(急)-90-3	東平原(5)		○	○	
130		諫早(高来)-(急)-90-5	東平原(6)		○	○	
131		諫早(高来)-(急)-90-8	東平原(7)		○	○	
132	高来町法川	諫早(高来)-(急)-91-7	田平(2)		○	○	
133	高来町山道	諫早(高来)-(急)-93-3	山道(6)		○	○	
134		諫早(高来)-(急)-93-4	山道(7)		○	○	
135	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-94-4	東平原(9)		○	○	
136	高来町水ノ浦	諫早(高来)-(急)-95-2	水ノ浦(1)		○	○	
137	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-97-3	金崎(2)		○	○	
138		諫早(高来)-(急)-97-4	金崎(3)		○	○	
139		諫早(高来)-(急)-99	金崎(4)		○	○	
140		諫早(高来)-(急)-99-2	金崎(5)		○	○	
141	高来町船津	諫早(高来)-(急)-100	川内西(3)		○	○	
142		諫早(高来)-(急)-106-2	深瀬(2)		○	○	
143	高来町大戸	諫早(高来)-(急)-108	下大戸		○	○	
144	高来町下与	諫早(高来)-(急)-113-2	下与(2)		○	○	

令和元年8月2日
第189号 第181号
平成24年9月28日
第853号

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	高来町船津	諫早(高来)-(急)-118	佐古谷	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
146	高来町大戸	諫早(高来)-(急)-120	大戸国道端		○	○	
147		諫早(高来)-(急)-121	大戸(3)		○	○	
148	高来町古場	諫早(高来)-(急)-25	深蔵(1)		○		
149	高来町折山	諫早(高来)-(急)-61-4	折山(4)		○		
150	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-70-2	西平原(1)		○		
151	高来町建山	諫早(高来)-(急)-8-2	川内西(2)		○	○	
152	高来町黒新田	諫早(高来)-(急)-21	黒新田(6)		○	○	
153	高来町古場	諫早(高来)-(急)-23	古場(5)		○	○	
154		諫早(高来)-(急)-25-2	深蔵(3)		○	○	
155		諫早(高来)-(急)-28	深蔵(1)		○	○	
156		諫早(高来)-(急)-58	覆釜(1)		○	○	
157	高来町西尾	諫早(高来)-(急)-35	西尾(1)		○	○	
158	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-37	岩下		○	○	
159		諫早(高来)-(急)-38	善住寺(2)		○	○	
160	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-49	神津倉(6)		○	○	
161	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-51-2	坂元(8)		○	○	
162	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-55-3	神津倉(18)		○	○	
163	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-56	坂元(12)		○	○	
164	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-57-2	神津倉(21)		○	○	
165	高来町平田	諫早(高来)-(急)-59	梅林		○	○	
166		諫早(高来)-(急)-59-3	平田		○	○	
167	高来町折山	諫早(高来)-(急)-61	折山(1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
168	高来町平田	諫早(高来)-(急)-62	平田西		○	○	
169		諫早(高来)-(急)-62-2	平田(2)		○	○	
170		諫早(高来)-(急)-62-3	平田(3)		○	○	
171		諫早(高来)-(急)-63	平田(4)		○	○	
172	高来町折山	諫早(高来)-(急)-65	折山(5)		○	○	
173	高来町建山	諫早(高来)-(急)-69-2	建山		○	○	
174		諫早(高来)-(急)-69-3	建山		○	○	
175	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-70	平原		○	○	
176	高来町黒崎	諫早(高来)-(急)-84-2	樫の本山		○	○	
177	高来町小船津	諫早(高来)-(急)-88-5	小船津(4)		○	○	
178		諫早(高来)-(急)-89	小船津(3)		○	○	
179	高来町山道	諫早(高来)-(急)-93-2	山道(5)		○	○	
180	高来町水ノ浦	諫早(高来)-(急)-95	城ノ下		○	○	
181	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-97	館中		○	○	
182	高来町船津	諫早(高来)-(急)-118-2	佐古谷		○	○	
183		諫早(高来)-(急)-118-3	佐古谷		○	○	
184	高来町水ノ浦	諫早(高来)-(急)-122	西平		○	○	
185		諫早(高来)-(急)-122-3	水ノ浦(2)		○	○	
186	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-3	善住寺(1)		○	○	
187		諫早(高来)-(急)-6	善住寺(1)		○	○	
188	高来町古場	諫早(高来)-(急)-33	樫蔵(3)	土石流	○	○	平成24年 9月28日 第853号
189	高来町坂元	諫早(高来)-(急)-51	坂元(7)		○	○	
190	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-53-4	神津倉(15)		○	○	
191	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-54	東平原(3)		○	○	
192	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-57-3	夫婦石		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
193	高来町平田	諫早(高来)-(急)-64-2	平田西	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
194	高来町黒崎	諫早(高来)-(急)-84	樫の本山		○	○	
195	高来町小崎	諫早(高来)-(急)-85	田島川		○	○	
196	高来町山道	諫早(高来)-(急)-92	山道(1)		○	○	
197		諫早(高来)-(急)-93	山道(2)		○	○	
198	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-96-2	金崎(1)		○	○	
199	高来町大戸	諫早(高来)-(急)-108-2	大戸(1)		○	○	
200	高来町峰	諫早(高来)-(急)-109	峰		○	○	
201	高来町水ノ浦	諫早(高来)-(急)-122-5	西平		○		
202	高来町峰	諫早(高来)-(急)-111-3	尾崎		○		
203	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-6-2	善住寺(1)		○	○	
204	高来町建山	諫早(高来)-(急)-67-3	建山(5)		○	○	
205		諫早(高来)-(急)-72	川内西(1)		○	○	
206	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-75	西平原		○	○	
207	高来町小崎	諫早(高来)-(急)-79	小崎(5)		○	○	
208	高来町小船津	諫早(高来)-(急)-88-3	小船津(1)		○	○	
209	高来町法川	諫早(高来)-(急)-91	田平(2)		○	○	
210	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-94-2	東平原(8)		○	○	
211	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-96	上揚		○	○	
212		諫早(高来)-(急)-98	金崎		○	○	
213	高来町船津	諫早(高来)-(急)-102	船津(1)		○	○	
214		諫早(高来)-(急)-106	深蔵(2)		○	○	
215	高来町峰	諫早(高来)-(急)-111	峰(1)		○	○	
216	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-57	夫婦石	急傾斜地の崩壊	○	○	平成24年 9月28日 第853号
217	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-97-5	館中		○	○	
218	高来町船津	諫早(高来)-(急)-107	深ノ海船津		○	○	
219	高来町小船津	諫早(高来)-(急)-110	小船津		○	○	
220	高来町下与	諫早(高来)-(急)-112	下与		○	○	
221	高来町善住寺	諫早(高来)-(急)-37-5	岩下		○	○	
222	高来町東平原	諫早(高来)-(急)-90	尾ノ上		○	○	
223	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-90-6	神津倉(23)		○	○	
224	高来町船津	諫早(高来)-(急)-105	蟹喰		○	○	
225	高来町下与	諫早(高来)-(急)-114	下与		○	○	
226	高来町大戸	諫早(高来)-(急)-119	大戸(2)		○	○	
227	高来町里	諫早(高来)-(急)-94	寺の下		○	○	
228	高来町黒崎	諫早(高来)-(急)-83	鵜沼船尾		○	○	
229	高来町法川	諫早(高来)-(急)-91-4	法川(2)		○	○	
230	高来町船津	諫早(高来)-(急)-107-2	深ノ海船津		○	○	
231	高来町峰	諫早(高来)-(急)-111-2	田淵		○	○	
232	高来町雷地戸	諫早(高来)-(急)-117	川端		○	○	
233	高来町神津倉	諫早(高来)-(急)-50	神津倉(11)		○	○	
234	高来町金崎	諫早(高来)-(急)-97-2	館中		○	○	
235	高来町西平原	諫早(高来)-(急)-76	西平原(2)		○	○	
236	高来町下与	諫早(高来)-(急)-113	内蔵床		○	○	
237	高来町	諫早(高来)-(土)-2	境川(4)	土石流	○	○	平成24年 9月28日 第853号
238		諫早(高来)-(土)-7	境川(4)		○	○	
239		諫早(高来)-(土)-8	境川(4)		○	○	
240		諫早(高来)-(土)-9	境川(4)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	高来町	諫早(高来)-(土)-9-2	境川(※)	土石流	○	○	平成24年 9月28日 第853号
242		諫早(高来)-(土)-10	湯江川(イ)		○	○	
243		諫早(高来)-(土)-10-2	湯江川(ロ)		○	○	
244		諫早(高来)-(土)-10-3	湯江川(ハ)		○	○	
245		諫早(高来)-(土)-10-4	湯江川(ニ)		○	○	
246		諫早(高来)-(土)-10-5	湯江川(ホ)		○	○	
247		諫早(高来)-(土)-10-6	湯江川(ヘ)		○	○	
248		諫早(高来)-(土)-13	寺ノ瀬川(イ)		○	○	
249		諫早(高来)-(土)-13-2	寺ノ瀬川(ロ)		○	○	
250		諫早(高来)-(土)-15-3	深瀬川(イ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	小長井町古場	諫早(小長井)-(急)-1	古場(19)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
2	小長井町遠竹	諫早(小長井)-(急)-3	遠竹(8)		○	○	
3		諫早(小長井)-(急)-5	遠竹(4)		○	○	
4		諫早(小長井)-(急)-5-2	遠竹(5)		○	○	
5	小長井町古場	諫早(小長井)-(急)-8	古場(5)		○	○	
6		諫早(小長井)-(急)-8-3	古場(1)		○	○	
7		諫早(小長井)-(急)-8-4	古場(4)		○	○	
8		諫早(小長井)-(急)-9	古場(6)		○	○	
9		諫早(小長井)-(急)-9-3	古場(3)		○	○	
10		諫早(小長井)-(急)-9-4	古場(2)		○	○	
11		諫早(小長井)-(急)-10	古場(7)		○	○	
12		諫早(小長井)-(急)-11	古場(8)		○	○	
13		諫早(小長井)-(急)-12	古場(9)		○	○	
14		諫早(小長井)-(急)-13	古場(10)		○	○	
15		諫早(小長井)-(急)-14	古場(11)		○	○	
16		諫早(小長井)-(急)-15	古場(13)		○	○	
17		諫早(小長井)-(急)-15-2	古場(12)		○	○	
18		諫早(小長井)-(急)-16	中古場(1)		○	○	
19		諫早(小長井)-(急)-16-2	古場(16)		○	○	
20		諫早(小長井)-(急)-16-3	古場(15)		○	○	
21		諫早(小長井)-(急)-16-4	古場(14)		○	○	
22		諫早(小長井)-(急)-17	古場(17)		○	○	
23		諫早(小長井)-(急)-18	古場(20)		○	○	
24		諫早(小長井)-(急)-19	古場(21)		○	○	
25	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-20-2	田原(30)		○	○	
26		諫早(小長井)-(急)-20-3	田原(31)		○	○	
27	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-21	川内(18)		○	○	
28		諫早(小長井)-(急)-21-2	川内(19)		○	○	
29		諫早(小長井)-(急)-21-3	川内(20)		○	○	
30	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-22-2	田原(32)		○	○	
31	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-23	川内(1)		○	○	
32		諫早(小長井)-(急)-23-2	川内(2)		○	○	
33	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-23-3	田原(7)		○	○	
34		諫早(小長井)-(急)-23-4	田原(5)		○	○	
35		諫早(小長井)-(急)-24	田原(4)		○	○	
36		諫早(小長井)-(急)-25	田原(6)		○	○	
37	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-26	川内(3)		○	○	
38	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-27	田原(8)		○	○	
39	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-28	川内(4)		○	○	
40	小長井町遠竹	諫早(小長井)-(急)-29	遠竹(3)		○	○	
41		諫早(小長井)-(急)-30	遠竹		○	○	
42		諫早(小長井)-(急)-31	遠竹(6)		○	○	
43		諫早(小長井)-(急)-33	遠竹(53)		○	○	
44	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-35	田原(4)		○	○	
45		諫早(小長井)-(急)-36	田原(26)		○	○	
46		諫早(小長井)-(急)-36-2	田原(27)		○	○	
47		諫早(小長井)-(急)-36-3	田原(28)		○	○	
48		諫早(小長井)-(急)-38	田原(3)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-40	田原 (3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
50	小長井町速竹	諫早(小長井)-(急)-40-2	田原 (2)		○	○	
51		諫早(小長井)-(急)-41	速竹(46)		○	○	
52	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-42	田原 (9)		○	○	
53	小長井町速竹	諫早(小長井)-(急)-43	田原		○	○	
54		諫早(小長井)-(急)-46	速竹 (7)		○	○	
55		諫早(小長井)-(急)-47	速竹 (2)		○	○	
56		諫早(小長井)-(急)-48	速竹 (11)		○	○	
57		諫早(小長井)-(急)-49	速竹(40)		○	○	
58		諫早(小長井)-(急)-50	速竹(41)		○	○	
59		諫早(小長井)-(急)-51	釜 (3)		○	○	
60		諫早(小長井)-(急)-51-2	速竹 (2)		○	○	
61		諫早(小長井)-(急)-51-3	速竹 (2)		○	○	
62		諫早(小長井)-(急)-52	南平		○	○	
63	小長井町大櫛	諫早(小長井)-(急)-52-2	南平		○	○	
64		諫早(小長井)-(急)-53	速竹 (15)		○	○	
65		諫早(小長井)-(急)-54	蟹原		○	○	
66		諫早(小長井)-(急)-55	速竹 (17)		○	○	
67		諫早(小長井)-(急)-56	釜 (4)		○	○	
68		諫早(小長井)-(急)-57	釜		○	○	
69		諫早(小長井)-(急)-57-2	釜		○	○	
70		諫早(小長井)-(急)-57-3	釜		○	○	
71		諫早(小長井)-(急)-59	速竹(42)		○	○	
72		諫早(小長井)-(急)-60	釜 (1)		○	○	
73	小長井町古場	諫早(小長井)-(急)-61	釜 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
74		諫早(小長井)-(急)-62	速竹 (19)		○	○	
75		諫早(小長井)-(急)-63	速竹(43)		○	○	
76		諫早(小長井)-(急)-64	速竹 (21)		○	○	
77		諫早(小長井)-(急)-64-2	速竹 (22)		○	○	
78		諫早(小長井)-(急)-64-3	速竹 (23)		○	○	
79		諫早(小長井)-(急)-65	速竹 (26)		○	○	
80		諫早(小長井)-(急)-66	柳谷 (1)		○	○	
81		諫早(小長井)-(急)-68	速竹 (31)		○	○	
82		諫早(小長井)-(急)-69	古場 (18)		○	○	
83	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-69-2	川内 (5)		○	○	
84	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-70	田原 (10)		○	○	
85		諫早(小長井)-(急)-71	田原 (12)		○	○	
86		諫早(小長井)-(急)-71-2	田原 (15)		○	○	
87		諫早(小長井)-(急)-71-3	川内 (6)		○	○	
88	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-71-5	田原 (23)		○	○	
89	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-71-6	田原 (11)		○	○	
90		諫早(小長井)-(急)-72	田原 (18)		○	○	
91		諫早(小長井)-(急)-72-2	田原 (25)		○	○	
92		諫早(小長井)-(急)-72-3	田原 (24)		○	○	
93		諫早(小長井)-(急)-72-4	田原 (22)		○	○	
94		諫早(小長井)-(急)-72-5	田原 (21)		○	○	
95		諫早(小長井)-(急)-72-6	田原 (19)		○	○	
96		諫早(小長井)-(急)-72-7	田原 (16)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-72-8	田原 (14)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
98	小長井町速竹	諫早(小長井)-(急)-72-9	田原 (17)		○	○	
99		諫早(小長井)-(急)-72-10	田原 (20)		○	○	
100	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-73	川内 (10)		○	○	
101	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-73-2	川内 (7)		○	○	
102		諫早(小長井)-(急)-73-3	川内 (11)		○	○	
103		諫早(小長井)-(急)-73-4	打越 (1)		○	○	
104		諫早(小長井)-(急)-73-5	川内 (9)		○	○	
105	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-74	田原 (1)		○	○	
106	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-74-2	田原 (1)		○	○	
107		諫早(小長井)-(急)-75	田原 (1)		○	○	
108		諫早(小長井)-(急)-75-3	田原 (13)		○	○	
109		諫早(小長井)-(急)-76	田原 (2)		○	○	
110		諫早(小長井)-(急)-76-2	田原 (2)		○	○	
111		諫早(小長井)-(急)-77	井崎(30)		○	○	
112		諫早(小長井)-(急)-81	井崎(25)		○	○	
113		諫早(小長井)-(急)-82	井崎(26)		○	○	
114		諫早(小長井)-(急)-86	井崎(27)		○	○	
115		諫早(小長井)-(急)-87	小川原浦 (4)		○	○	
116	小長井町速竹	諫早(小長井)-(急)-88	小川原浦 (5)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年8月2日 第180号 第181号
117		諫早(小長井)-(急)-90	速竹 (34)		○	○	
118	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-91	速竹 (36)		○	○	
119	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-92	井崎(31)		○	○	
120	小長井町速竹	諫早(小長井)-(急)-93	速竹(39)		○	○	
121	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-94	速竹(37)		○	○	
122		諫早(小長井)-(急)-95	井崎(4)		○	○	
123	小長井町築切	諫早(小長井)-(急)-96	築切 (2)		○	○	
124	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-96-2	築切 (2)		○	○	
125		諫早(小長井)-(急)-99	築切 (3)		○	○	
126		諫早(小長井)-(急)-101	井崎(9)		○	○	
127		諫早(小長井)-(急)-102	井崎(8)		○	○	
128	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-105	上場		○	○	
129		諫早(小長井)-(急)-105-2	上場		○	○	
130		諫早(小長井)-(急)-105-3	上場		○	○	
131	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-106	小川原浦 (6)		○	○	
132	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-109	井崎(20)		○	○	
133	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-110	辻殿 (1)		○	○	
134	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-110-2	辻殿 (2)		○	○	
135		諫早(小長井)-(急)-110-3	辻殿 (3)		○	○	
136		諫早(小長井)-(急)-110-4	川内 (14)		○	○	
137		諫早(小長井)-(急)-110-5	川内 (13)		○	○	
138		諫早(小長井)-(急)-110-6	川内 (12)		○	○	
139		諫早(小長井)-(急)-110-7	川内 (8)		○	○	
140		諫早(小長井)-(急)-112-2	川内 (15)		○	○	
141		諫早(小長井)-(急)-112-3	川内 (16)		○	○	
142	小長井町大櫛	諫早(小長井)-(急)-112-4	川内 (17)		○	○	
143		諫早(小長井)-(急)-113	大櫛 (8)		○	○	
144		諫早(小長井)-(急)-114	土井の内		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-114-2	土井の内	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
146		諫早(小長井)-(急)-114-3	土井の内		○		
147		諫早(小長井)-(急)-114-4	土井の内		○	○	
148	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-114-5	土井の内		○	○	
149		諫早(小長井)-(急)-114-6	土井の内		○		
150		諫早(小長井)-(急)-114-7	土井の内		○	○	
151		諫早(小長井)-(急)-114-8	土井の内		○	○	
152	小長井町大櫛	諫早(小長井)-(急)-115	大櫛(7)		○	○	
153		諫早(小長井)-(急)-117	大櫛(1)		○	○	
154		諫早(小長井)-(急)-117-2	大櫛(2)		○	○	
155		諫早(小長井)-(急)-117-3	大櫛(3)		○	○	
156		諫早(小長井)-(急)-117-4	大櫛(4)		○	○	
157	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-119	上牧(2)		○	○	
158		諫早(小長井)-(急)-119-2	上牧(2)		○		
159		諫早(小長井)-(急)-121	牧(5)		○	○	
160		諫早(小長井)-(急)-122	小川原浦(31)		○	○	
161		諫早(小長井)-(急)-123	牧(24)		○	○	
162	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-124	西久保		○	○	
163	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-125	石瀬		○	○	
164		諫早(小長井)-(急)-125-2	石瀬		○	○	
165	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-126	下牧		○	○	
166		諫早(小長井)-(急)-126-2	下牧		○	○	
167		諫早(小長井)-(急)-126-3	下牧		○	○	
168		諫早(小長井)-(急)-127	牧(8)		○	○	
169		諫早(小長井)-(急)-128	牧(23)		○	○	
170		諫早(小長井)-(急)-130	牧(9)		○	○	
171		諫早(小長井)-(急)-131	牧(2)		○	○	
172	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-132	井崎(16)		○	○	
173	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-133	小川原浦(2)		○	○	
174		諫早(小長井)-(急)-134	小川原浦(8)		○	○	
175		諫早(小長井)-(急)-134-2	小川原浦(7)		○	○	
176	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-135	井崎(10)		○	○	
177		諫早(小長井)-(急)-135-2	井崎(11)		○	○	
178		諫早(小長井)-(急)-136	井崎(15)		○	○	
179		諫早(小長井)-(急)-137	井崎船津		○	○	
180		諫早(小長井)-(急)-139	井崎(1)		○	○	
181		諫早(小長井)-(急)-139-2	井崎(1)		○	○	
182		諫早(小長井)-(急)-139-3	井崎(1)		○	○	
183		諫早(小長井)-(急)-140	井崎(14)		○	○	
184		諫早(小長井)-(急)-141	井崎(12)		○	○	
185	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-142	井崎(13)		○	○	
186		諫早(小長井)-(急)-142-2	井崎(17)		○		
187		諫早(小長井)-(急)-142-3	小川原浦(1)		○	○	
188	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-143	小川原浦(1)		○	○	
189		諫早(小長井)-(急)-144	小川原浦(1)		○	○	
190	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-145	小川原浦(9)		○	○	
191	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-146	竹崎		○	○	
192		諫早(小長井)-(急)-147	井崎(3)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
193	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-148	長浜(1)	急傾斜地の崩壊	○		平成25年 11月5日 第1014号
194		諫早(小長井)-(急)-148-2	長浜(1)		○		
195		諫早(小長井)-(急)-151	小川原浦(15)		○	○	
196		諫早(小長井)-(急)-153	小川原浦(3)		○	○	
197		諫早(小長井)-(急)-154	小川原浦(10)		○	○	
198		諫早(小長井)-(急)-155	小川原浦(11)		○	○	
199		諫早(小長井)-(急)-156	小川原浦(16)		○	○	
200		諫早(小長井)-(急)-157	小川原浦(33)		○	○	
201		諫早(小長井)-(急)-159	長浜(2)		○	○	
202		諫早(小長井)-(急)-159-2	長浜(2)		○	○	
203		諫早(小長井)-(急)-159-3	長浜(2)		○	○	
204		諫早(小長井)-(急)-159-4	長浜(2)		○	○	
205		諫早(小長井)-(急)-160	出口(1)		○	○	
206		諫早(小長井)-(急)-160-2	出口(1)		○	○	
207		諫早(小長井)-(急)-161	出口(2)		○	○	
208		諫早(小長井)-(急)-161-2	出口(2)		○	○	
209		諫早(小長井)-(急)-162	小川原浦(22)		○	○	
210		諫早(小長井)-(急)-162-2	小川原浦(21)		○	○	
211		諫早(小長井)-(急)-163	目島		○	○	
212	小長井町大櫛	諫早(小長井)-(急)-164	大櫛(5)		○	○	
213	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-165	田代(2)		○	○	
214		諫早(小長井)-(急)-166	田代		○	○	
215		諫早(小長井)-(急)-166-2	田代		○	○	
216		諫早(小長井)-(急)-166-3	田代		○	○	
217		諫早(小長井)-(急)-166-4	田代		○	○	
218		諫早(小長井)-(急)-167	大峰(6)		○	○	
219	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-168	足角		○	○	
220		諫早(小長井)-(急)-168-2	足角		○		
221		諫早(小長井)-(急)-168-3	足角		○	○	
222		諫早(小長井)-(急)-168-4	足角		○	○	
223	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-169	牧(21)		○	○	
224		諫早(小長井)-(急)-170	開		○		
225		諫早(小長井)-(急)-170-2	開		○		
226		諫早(小長井)-(急)-170-3	開		○		
227	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-171	足角第二		○	○	
228	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-172	牧(4)		○	○	
229		諫早(小長井)-(急)-173	牧		○	○	
230		諫早(小長井)-(急)-173-2	牧		○	○	
231	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-174	風生(4)		○		
232		諫早(小長井)-(急)-174-2	風生(4)		○		
233		諫早(小長井)-(急)-174-3	風生(4)		○	○	
234		諫早(小長井)-(急)-174-4	風生(4)		○		
235		諫早(小長井)-(急)-174-5	風生(4)		○	○	
236		諫早(小長井)-(急)-175	風生(4)		○	○	
237	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-176	牧(3)		○	○	
238	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-177	打越(5)		○	○	
239		諫早(小長井)-(急)-178	風生(4)		○	○	
240	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-179	小川原浦(28)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-180	舟津	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
242	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-180-2	舟津		○	○	
243	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-181	打越(4)		○	○	
244		諫早(小長井)-(急)-182	打越(3)		○	○	
245		諫早(小長井)-(急)-182-2	打越(2)		○	○	
246		諫早(小長井)-(急)-182-3	打越(1)		○	○	
247	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-184	牧(20)		○	○	
248	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-185	小川原浦(27)		○	○	
249	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-186	牧(19)		○	○	
250		諫早(小長井)-(急)-187	牧(16)		○	○	
251		諫早(小長井)-(急)-188	小川原浦(26)		○	○	
252		諫早(小長井)-(急)-189	牧(22)		○	○	
253		諫早(小長井)-(急)-190	丸尾(1)		○	○	
254		諫早(小長井)-(急)-190-2	丸尾(1)		○	○	
255		諫早(小長井)-(急)-190-3	丸尾(1)		○	○	
256		諫早(小長井)-(急)-190-4	丸尾(1)		○	○	
257		諫早(小長井)-(急)-191	牧(15)		○	○	
258		諫早(小長井)-(急)-191-2	牧(14)		○	○	
259		諫早(小長井)-(急)-192	丸尾(2)		○	○	
260		諫早(小長井)-(急)-193	柳崎(1)		○	○	
261		諫早(小長井)-(急)-193-2	柳崎(1)		○	○	
262		諫早(小長井)-(急)-193-3	柳崎(1)		○	○	
263	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-194	城崎(1)		○	○	
264	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-195	牧(12)		○	○	
265	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-196	東林		○	○	
266	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-197	小川原浦(25)		○	○	
267		諫早(小長井)-(急)-198	長戸(1)		○	○	
268		諫早(小長井)-(急)-198-2	長戸(1)		○	○	
269	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-199	長戸(2)		○	○	
270	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-200	打越(52)		○	○	
271		諫早(小長井)-(急)-201	打越(51)		○	○	
272		諫早(小長井)-(急)-202	打越(50)		○	○	
273	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-203	田原(5)		○	○	
274	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-204	井崎(28)		○	○	
275		諫早(小長井)-(急)-204-2	井崎(29)		○	○	
276	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-205	打越(49)		○	○	
277		諫早(小長井)-(急)-205-2	打越(48)		○	○	
278		諫早(小長井)-(急)-205-3	打越(47)		○	○	
279	小長井町田原	諫早(小長井)-(急)-206	田原(6)		○	○	
280	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-207	小川原浦(34)		○	○	
281		諫早(小長井)-(急)-207-2	小川原浦(35)		○	○	
282	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-208	井崎(22)		○	○	
283		諫早(小長井)-(急)-209	井崎(23)		○	○	
284		諫早(小長井)-(急)-210	井崎(24)		○	○	
285	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-211	打越(3)		○	○	
286		諫早(小長井)-(急)-212	打越(4)		○	○	
287		諫早(小長井)-(急)-213	打越(5)		○	○	
288		諫早(小長井)-(急)-213-2	打越(6)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
289	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-214	打越(54)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
290		諫早(小長井)-(急)-215	打越(8)		○	○	
291		諫早(小長井)-(急)-216	打越(9)		○	○	
292		諫早(小長井)-(急)-216-2	打越(10)		○	○	
293		諫早(小長井)-(急)-217	打越(44)		○	○	
294		諫早(小長井)-(急)-218	打越(45)		○	○	
295		諫早(小長井)-(急)-219	打越(25)		○	○	
296		諫早(小長井)-(急)-220	打越(27)		○	○	
297		諫早(小長井)-(急)-221	打越(13)		○	○	
298		諫早(小長井)-(急)-222	打越(16)		○	○	
299		諫早(小長井)-(急)-223	打越(14)		○	○	
300		諫早(小長井)-(急)-223-2	打越(12)		○	○	
301		諫早(小長井)-(急)-224	打越(18)		○	○	
302		諫早(小長井)-(急)-225	打越(20)		○	○	
303		諫早(小長井)-(急)-226	打越(24)		○	○	
304		諫早(小長井)-(急)-227	打越(28)		○	○	
305		諫早(小長井)-(急)-228	打越(29)		○	○	
306		諫早(小長井)-(急)-229	打越(30)		○	○	
307		諫早(小長井)-(急)-230	打越(32)		○	○	
308		諫早(小長井)-(急)-231	打越(38)		○	○	
309	小長井町井崎	諫早(小長井)-(急)-231-2	打越(35)		○	○	
310		諫早(小長井)-(急)-232	井崎(6)		○	○	
311		諫早(小長井)-(急)-233	井崎(7)		○	○	
312		諫早(小長井)-(急)-234	井崎(21)		○	○	
313		諫早(小長井)-(急)-235	井崎(19)		○	○	
314		諫早(小長井)-(急)-236	井崎(2)		○	○	
315		諫早(小長井)-(急)-237	井崎(5)		○	○	
316	小長井町川内	諫早(小長井)-(急)-238	川内(1)		○	○	
317	小長井町打越	諫早(小長井)-(急)-239	打越(8)		○	○	
318		諫早(小長井)-(急)-239-2	打越(7)		○	○	
319		諫早(小長井)-(急)-240	打越(6)		○	○	
320	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-241	大峰(10)		○	○	
321	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-241-2	大峰(6)		○	○	
322	小長井町大峰	諫早(小長井)-(急)-242	大峰(1)		○	○	
323		諫早(小長井)-(急)-243	大峰(3)		○	○	
324		諫早(小長井)-(急)-243-2	大峰(2)		○	○	
325	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-244	牧(6)		○	○	
326		諫早(小長井)-(急)-245	牧(6)		○	○	
327		諫早(小長井)-(急)-246	牧(10)		○	○	
328		諫早(小長井)-(急)-247	牧(11)		○	○	
329	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-248	小川原浦(18)		○	○	
330		諫早(小長井)-(急)-248-2	小川原浦(17)		○	○	
331		諫早(小長井)-(急)-249	小川原浦(30)		○	○	
332		諫早(小長井)-(急)-250	小川原浦(29)		○	○	
333	小長井町牧	諫早(小長井)-(急)-251	牧(11)		○	○	
334	小長井町小川原浦	諫早(小長井)-(急)-252	小川原浦(20)		○	○	
335		諫早(小長井)-(急)-253	小川原浦(24)		○	○	
336		諫早(小長井)-(急)-254	小川原浦(19)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
337	小長井町小川原浦	瀬早(小長井)-(急)-255	小川原浦 (12)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成25年 11月5日 第1014号
338	小長井町大峰	瀬早(小長井)-(急)-256	大峰 (7)		○	○	
339		瀬早(小長井)-(急)-257	大峰 (4)		○	○	
340		瀬早(小長井)-(急)-258	大峰 (5)		○	○	
341		瀬早(小長井)-(急)-259	大峰 (8)		○	○	
342		瀬早(小長井)-(急)-260	大峰 (9)		○	○	
343	小長井町牧	瀬早(小長井)-(急)-261	牧 (18)		○	○	
344		瀬早(小長井)-(急)-261-2	牧 (17)		○	○	
345	小長井町小川原浦	瀬早(小長井)-(急)-262	小川原浦 (32)		○	○	
346		瀬早(小長井)-(急)-263	小川原浦 (23)		○	○	
347		瀬早(小長井)-(急)-264	小川原浦 (13)	土石流	○	○	
348		瀬早(小長井)-(急)-264-2	小川原浦 (14)		○	○	
349	小長井町古場	瀬早(小長井)-(土)-1	長里川 (イ)		○	○	
350		瀬早(小長井)-(土)-1-2	長里川 (ロ)		○	○	
351		瀬早(小長井)-(土)-1-5	古場川 (1)		○	○	
352		瀬早(小長井)-(土)-1-6	古場川 (2)		○	○	
353		瀬早(小長井)-(土)-2	長里川 (ハ)		○	○	
354		瀬早(小長井)-(土)-3	長里川 (ニ)		○	○	
355	小長井町田原	瀬早(小長井)-(土)-4	田原川		○	○	
356	小長井町遠竹	瀬早(小長井)-(土)-10	今里川		○	○	
357	小長井町古場	瀬早(小長井)-(土)-11	小川内川 (イ)		○	○	
358	小長井町川内	瀬早(小長井)-(土)-11-2	小川内川 (ロ)		○	○	
359	小長井町井崎	瀬早(小長井)-(土)-14	粘津川		○	○	
360		瀬早(小長井)-(土)-16	築切川		○	○	
361	小長井町川内	瀬早(小長井)-(土)-17	水取川		○	○	
362		瀬早(小長井)-(土)-18	寺ノ元川		○	○	
363	小長井町小川原浦	瀬早(小長井)-(土)-23	出口川		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	多良見町佐瀬	瀬早(多良見)-(急)-1	草木田	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
2		瀬早(多良見)-(急)-1-2	草木田		○	○	
3		瀬早(多良見)-(急)-1-3	草木田		○	○	
4		瀬早(多良見)-(急)-3	川崎		○	○	
5		瀬早(多良見)-(急)-3-2	川崎		○	○	
6		瀬早(多良見)-(急)-3-3	川崎		○	○	
7		瀬早(多良見)-(急)-4	水口		○	○	
8		瀬早(多良見)-(急)-4-2	佐瀬(2)		○	○	
9		瀬早(多良見)-(急)-5	野畑(2)		○	○	
10		瀬早(多良見)-(急)-6	野畑(1)		○	○	
11		瀬早(多良見)-(急)-7	佐瀬(3)		○	○	
12		瀬早(多良見)-(急)-7-2	佐瀬(4)		○	○	
13		瀬早(多良見)-(急)-7-3	元屋敷		○	○	
14		瀬早(多良見)-(急)-8	百石(1)		○	○	
15		瀬早(多良見)-(急)-8-2	百石(1)		○	○	
16		瀬早(多良見)-(急)-8-3	百石(2)		○	○	
17		瀬早(多良見)-(急)-8-5	百石(1)		○	○	
18		瀬早(多良見)-(急)-9	浦川内		○	○	
19		瀬早(多良見)-(急)-9-2	浦川内		○	○	
20	多良見町野川内	瀬早(多良見)-(急)-10	梅木地		○	○	
21		瀬早(多良見)-(急)-11	本重尾		○	○	
22		瀬早(多良見)-(急)-12-2	尾崎		○	○	
23		瀬早(多良見)-(急)-12-3	尾崎		○	○	
24	多良見町舟津	瀬早(多良見)-(急)-15-3	大草舟津		○	○	
25		瀬早(多良見)-(急)-14	中瀬代		○	○	
26		瀬早(多良見)-(急)-15	舟津(3)		○	○	
27		瀬早(多良見)-(急)-15-2	中瀬代		○	○	
28		瀬早(多良見)-(急)-16	松手		○	○	
29		瀬早(多良見)-(急)-16-2	松手		○	○	
30	多良見町元釜	瀬早(多良見)-(急)-17	田ノ平		○	○	
31		瀬早(多良見)-(急)-19	浮津		○	○	
32		瀬早(多良見)-(急)-20-2	元釜(2)		○	○	
33		瀬早(多良見)-(急)-20-3	元釜(3)		○	○	
34		瀬早(多良見)-(急)-24	寺畑		○	○	
35		瀬早(多良見)-(急)-25	東寺畑		○	○	
36	多良見町舟津	瀬早(多良見)-(急)-26	舟津(4)		○	○	
37		瀬早(多良見)-(急)-26-2	舟津(5)		○	○	
38		瀬早(多良見)-(急)-27	中通		○	○	
39	多良見町山川内	瀬早(多良見)-(急)-28	清水		○	○	
40	多良見町元釜	瀬早(多良見)-(急)-30	元釜(4)		○	○	
41	多良見町野副	瀬早(多良見)-(急)-31	日当平		○	○	
42		瀬早(多良見)-(急)-32	野副(1)		○	○	
43		瀬早(多良見)-(急)-33	下郷		○	○	
44	多良見町西園	瀬早(多良見)-(急)-34	西園(1)		○	○	
45		瀬早(多良見)-(急)-34-2	野原		○	○	
46	多良見町木床	瀬早(多良見)-(急)-35	先木床		○	○	
47		瀬早(多良見)-(急)-36	木床		○	○	
48	多良見町西川内	瀬早(多良見)-(急)-37	源八(2)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	多良見町西川内	源早(多良見)-(急)-38	源八(1)	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 3月27日 第409号
50		源早(多良見)-(急)-39	西川内(2)		○	
51		源早(多良見)-(急)-39-2	友ノ尾		○	
52	多良見町中里	源早(多良見)-(急)-40-2	中里(1)		○	
53		源早(多良見)-(急)-41	樋ノ口(2)		○	
54		源早(多良見)-(急)-42	樋ノ口(1)		○	
55		源早(多良見)-(急)-42-2	中里(3)		○	
56		源早(多良見)-(急)-43	中里(4)		○	
57		源早(多良見)-(急)-43-2	樋ノ口(3)		○	
58		源早(多良見)-(急)-43-3	中里(5)		○	
59	多良見町西川内	源早(多良見)-(急)-44	井手口		○	
60		源早(多良見)-(急)-45	西川内(3)		○	
61		源早(多良見)-(急)-46	西川谷(2)		○	
62		源早(多良見)-(急)-48	西川内		○	
63		源早(多良見)-(急)-49-2	隆平(2)		○	
64		源早(多良見)-(急)-50	隆平(1)		○	
65	多良見町市布	源早(多良見)-(急)-52-2	市布(4)		○	
66		源早(多良見)-(急)-52-3	上市(1)		○	
67		源早(多良見)-(急)-53	上田中(2)		○	
68		源早(多良見)-(急)-54	西平		○	
69		源早(多良見)-(急)-54-2	西平		○	
70		源早(多良見)-(急)-54-3	西平		○	
71		源早(多良見)-(急)-54-4	西平		○	
72		源早(多良見)-(急)-55	竹ノ山		○	
73		源早(多良見)-(急)-56	市布(2)		○	
74		源早(多良見)-(急)-57	市布(1)		○	
75		源早(多良見)-(急)-58	蔵ノ巣(1)		○	
76		源早(多良見)-(急)-59	蔵ノ巣(2)		○	
77		源早(多良見)-(急)-59-2	上市(2)		○	
78		源早(多良見)-(急)-60	山崎来川内		○	
79		源早(多良見)-(急)-61-2	山中(1)		○	
80		源早(多良見)-(急)-61-3	山中(2)		○	
81		源早(多良見)-(急)-62	山口		○	
82		源早(多良見)-(急)-62-2	山口		○	
83		源早(多良見)-(急)-63	白岩		○	
84		源早(多良見)-(急)-63-2	白岩		○	
85		源早(多良見)-(急)-63-3	白岩		○	
86	多良見町中里	源早(多良見)-(急)-65	東前		○	平成27年 3月27日 第409号
87		源早(多良見)-(急)-65-2	東前		○	
88		源早(多良見)-(急)-66	中里(6)		○	
89		源早(多良見)-(急)-66-2	堀化		○	
90		源早(多良見)-(急)-66-3	中里(7)		○	
91		源早(多良見)-(急)-66-4	堀化		○	
92		源早(多良見)-(急)-67	日当		○	
93	多良見町開	源早(多良見)-(急)-68-3	上田		○	
94		源早(多良見)-(急)-69	開		○	
95		源早(多良見)-(急)-69-2	開(2)		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 特別 警戒	告示年月日 告示番号
96	多良見町末床	源早(多良見)-(急)-72	東津津(1)	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 3月27日 第409号
97		源早(多良見)-(急)-73	元釜		○	
98		源早(多良見)-(急)-73-2	元釜		○	
99	多良見町化屋	源早(多良見)-(急)-74	シーサイド(1)		○	
100		源早(多良見)-(急)-74-2	シーサイド(2)		○	
101		源早(多良見)-(急)-75	化屋大島		○	
102		源早(多良見)-(急)-77	下阿蘇		○	
103		源早(多良見)-(急)-78	福井田		○	
104		源早(多良見)-(急)-79	化屋		○	
105		源早(多良見)-(急)-80	化屋ノ上		○	
106		源早(多良見)-(急)-80-2	化屋ノ上		○	
107		源早(多良見)-(急)-82	合戦場		○	
108		源早(多良見)-(急)-82-2	合戦場		○	
109	多良見町中里	源早(多良見)-(急)-84-2	上隆平(1)		○	
110		源早(多良見)-(急)-84-3	上隆平(1)		○	
111		源早(多良見)-(急)-85	上隆平(2)		○	
112		源早(多良見)-(急)-85-2	中里(8)		○	
113		源早(多良見)-(急)-86	馬場		○	
114	多良見町開	源早(多良見)-(急)-88	天砂(1)		○	
115	多良見町市布	源早(多良見)-(急)-90	下観木		○	令和元年度12月 第180号 第181号
116		源早(多良見)-(急)-91	天砂(2)		○	
117	多良見町化屋	源早(多良見)-(急)-92	井樋ノ尾(3)		○	
118		源早(多良見)-(急)-92-2	釜割(2)		○	
119		源早(多良見)-(急)-93	多々良田(3)		○	
120		源早(多良見)-(急)-94	多々良田(2)		○	
121		源早(多良見)-(急)-94-2	多々良田(1)		○	
122		源早(多良見)-(急)-95	多々良田		○	
123		源早(多良見)-(急)-95-2	井樋ノ尾(4)		○	
124		源早(多良見)-(急)-96	釜割(1)		○	
125		源早(多良見)-(急)-97	笠山	急傾斜地の崩壊	○	令和元年度12月 第180号 第181号
126		源早(多良見)-(急)-98	井樋ノ尾(2)		○	
127		源早(多良見)-(急)-99	井樋ノ尾		○	
128		源早(多良見)-(急)-100-2	上野		○	
129		源早(多良見)-(急)-100-4	丸尾(7)		○	
130		源早(多良見)-(急)-101	化屋上野		○	
131	多良見町市布	源早(多良見)-(急)-200	上市(3)		○	平成27年 3月27日 第409号
132		源早(多良見)-(急)-201	上市(4)		○	
133		源早(多良見)-(急)-202	上市(5)		○	
134		源早(多良見)-(急)-203	上市(6)		○	
135		源早(多良見)-(急)-205	上市(8)		○	
136		源早(多良見)-(急)-209	上市(12)		○	
137		源早(多良見)-(急)-210	上市(13)		○	
138		源早(多良見)-(急)-211	上市(14)		○	
139		源早(多良見)-(急)-213	日当平		○	
140		源早(多良見)-(急)-214	上市(16)		○	
141	多良見町西川内	源早(多良見)-(急)-215	西川内(1)	急傾斜地の崩壊	○	令和元年度12月 第180号 第181号
142	多良見町市布	源早(多良見)-(急)-217	下市(1)		○	
143		源早(多良見)-(急)-218	下市(2)		○	
144	多良見町中里	源早(多良見)-(急)-219	中里(9)		○	
145		源早(多良見)-(急)-220	中里(10)		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
146	多良見町中里	謙早(多良見)-(急)-221	中里(11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
147	多良見町中里	謙早(多良見)-(急)-222	中里(12)		○	○	
148	多良見町東園	謙早(多良見)-(急)-225	東園(1)		○	○	
149	多良見町東園	謙早(多良見)-(急)-226	東園(2)		○	○	
150	多良見町東園	謙早(多良見)-(急)-227	東園(3)		○	○	
151	多良見町西園	謙早(多良見)-(急)-228	西園(2)		○	○	
152	多良見町西園	謙早(多良見)-(急)-229	西園(3)		○	○	
153	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-231	元釜(5)		○	○	
154	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-232	元釜(6)		○	○	
155	多良見町西川内	謙早(多良見)-(急)-233	元釜(7)		○	○	
156	多良見町西川内	謙早(多良見)-(急)-234	西川内(6)		○	○	
157	多良見町山川内	謙早(多良見)-(急)-235	山川内(1)		○	○	
158	多良見町山川内	謙早(多良見)-(急)-236	山川内(2)		○	○	
159	多良見町山川内	謙早(多良見)-(急)-238	山川内(4)		○	○	
160	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-240	元釜(9)		○	○	
161	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-241	元釜(10)		○	○	
162	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-242	元釜(11)		○	○	
163	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-243	元釜(12)		○	○	
164	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-244	元釜(13)		○	○	
165	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-245	元釜(14)		○	○	
166	多良見町元釜	謙早(多良見)-(急)-246	元釜(15)		○	○	
167	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-247	舟津(6)		○	○	令和元(2019)年 3月27日 第180号 第181号
168	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-248	舟津(7)		○	○	
169	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-249	舟津(8)		○	○	
170	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-250	舟津(9)		○	○	
171	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-251	舟津(10)		○	○	
172	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-253	舟津(12)		○	○	
173	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-254	舟津(13)		○	○	
174	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-257	佐瀬(6)		○	○	
175	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-258	佐瀬(7)		○	○	
176	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-259	佐瀬(8)		○	○	
177	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-262	野川内(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
178	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-264	野川内(5)		○	○	
179	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-265	野川内(6)		○	○	
180	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-266	野川内(7)		○	○	
181	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-267	野川内(8)		○	○	
182	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-270	佐瀬(10)		○	○	
183	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-271	佐瀬(11)		○	○	
184	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-272	佐瀬(12)		○	○	
185	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-274	佐瀬(14)		○	○	
186	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-275	佐瀬(15)		○	○	
187	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-276	佐瀬(16)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元(2019)年 3月27日 第409号
188	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-277	佐瀬(17)		○	○	
189	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-278	佐瀬(18)		○	○	
190	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-279	佐瀬(19)		○	○	
191	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-280	佐瀬(20)		○	○	
192	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-282	佐瀬(22)		○	○	
193	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-283	佐瀬(23)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
194	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-284	佐瀬(24)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
195	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-285	佐瀬(25)		○	○	
196	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-286	佐瀬(26)		○	○	
197	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-288	佐瀬(28)		○	○	
198	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-289	佐瀬(29)		○	○	
199	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-290	佐瀬(30)		○	○	
200	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-291	佐瀬(31)		○	○	
201	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-292	佐瀬(32)		○	○	
202	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-293	佐瀬(33)		○	○	
203	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-294	佐瀬(34)		○	○	
204	多良見町野川内	謙早(多良見)-(急)-296	野川内(12)		○	○	
205	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-297	舟津(16)		○	○	
206	多良見町舟津	謙早(多良見)-(急)-299	舟津(18)		○	○	
207	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-300	佐瀬(35)		○	○	
208	多良見町市布	謙早(多良見)-(急)-301	市布(17)		○	○	
209	多良見町野副	謙早(多良見)-(急)-302	野副(3)		○	○	
210	多良見町西川内	謙早(多良見)-(急)-304	西川内(7)		○	○	
211	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-305	佐瀬(37)		○	○	
212	多良見町市布	謙早(多良見)-(急)-306	下市(3)		○	○	
213	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-307	佐瀬(38)		○	○	
214	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-401	井瀬ノ尾(5)		○	○	
215	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-402	井瀬ノ尾(6)		○	○	
216	多良見町開	謙早(多良見)-(急)-403	井瀬ノ尾(7)		○	○	
217	多良見町化屋	謙早(多良見)-(急)-404	井瀬ノ尾(8)		○	○	
218	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-405	井瀬ノ尾(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元(2019)年 3月27日 第180号 第181号
219	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-406	丸尾(1)		○	○	
220	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-407	丸尾(2)		○	○	
221	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-408	丸尾(3)		○	○	
222	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-409	丸尾(4)		○	○	
223	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-410	丸尾(5)		○	○	
224	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-412	丸尾(8)		○	○	
225	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-413	福井田(2)		○	○	
226	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-414	福井田(3)		○	○	
227	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-415	化屋(2)		○	○	
228	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-416	化屋(3)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 3月27日 第409号
229	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-417	シーサイド(3)		○	○	
230	多良見町佐瀬	謙早(多良見)-(急)-418	シーサイド(4)		○	○	
231	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-419	木床(2)		○	○	
232	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-420	木床(3)		○	○	
233	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-421	木床(4)		○	○	
234	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-422	木床(5)		○	○	
235	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-423	木床(6)		○	○	
236	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-424	木床(7)		○	○	
237	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-425	木床(8)		○	○	
238	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-426	木床(9)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元(2019)年 3月27日 第409号
239	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-427	木床(10)		○	○	
240	多良見町木床	謙早(多良見)-(急)-428	木床(11)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	多良見町佐瀬	源早(多良見)・(土)・1	大浦川(ロ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
242		源早(多良見)・(土)・2	大浦川(イ)		○	○	
243		源早(多良見)・(土)・4	百石川(イ)		○	○	
244		源早(多良見)・(土)・5	百石川(ロ)		○	○	
245	多良見町野川内	源早(多良見)・(土)・9	佛石川		○	○	
246		源早(多良見)・(土)・10	梅木池川(イ)		○	○	
247		源早(多良見)・(土)・12	本重尾川		○	○	
248		源早(多良見)・(土)・14	幸弘川		○	○	
249		源早(多良見)・(土)・15	梅間川		○	○	
250		源早(多良見)・(土)・16	梅間川		○	○	
251	多良見町山川内	源早(多良見)・(土)・17	山川内川(イ)		○	○	
252	多良見町元釜	源早(多良見)・(土)・19	田ノ平川		○	○	
253		源早(多良見)・(土)・20	土ノ谷川		○	○	
254		源早(多良見)・(土)・21	甲谷川		○	○	
255		源早(多良見)・(土)・22	寺畑川		○	○	
256		源早(多良見)・(土)・23	糸瀬川		○	○	
257	多良見町野副	源早(多良見)・(土)・24	古川川		○	○	
258		源早(多良見)・(土)・25	米山川		○	○	
259	多良見町舟津	源早(多良見)・(土)・26	田ノ土川		○	○	
260		源早(多良見)・(土)・27	元釜川(イ)		○	○	
261	多良見町山川内	源早(多良見)・(土)・30	樋ノ口川		○	○	
262		源早(多良見)・(土)・31	長野川		○	○	
263	多良見町野副	源早(多良見)・(土)・33	野副川(イ)		○	○	
264		源早(多良見)・(土)・34	立宿川		○	○	
265		源早(多良見)・(土)・35	川内川		○	○	
266	多良見町西園	源早(多良見)・(土)・38	西園川		○	○	
267		源早(多良見)・(土)・38-2	西園川		○	○	
268	多良見町野副	源早(多良見)・(土)・39-2	大佐古川(ロ)		○	○	
269		源早(多良見)・(土)・40	大佐古川(イ)		○	○	
270	多良見町東園	源早(多良見)・(土)・42	蔵ノ蔵川		○	○	
271		源早(多良見)・(土)・43	西ノ浦川(ロ)		○	○	
272		源早(多良見)・(土)・44	西ノ浦川(イ)		○	○	
273		源早(多良見)・(土)・45	白岩川		○	○	
274	多良見町山川内	源早(多良見)・(土)・46	神山川		○	○	
275		源早(多良見)・(土)・47	ムベノ川		○	○	
276	多良見町西川内	源早(多良見)・(土)・49	井手口川		○	○	
277		源早(多良見)・(土)・50	井手川内川(ロ)		○	○	
278		源早(多良見)・(土)・51	源八川(イ)		○	○	
279		源早(多良見)・(土)・52	源八川(ロ)		○	○	
280	多良見町中里	源早(多良見)・(土)・53	不津原川		○	○	
281		源早(多良見)・(土)・56	蒲池川(イ)		○	○	
282		源早(多良見)・(土)・58	樋口川(ロ)		○	○	
283		源早(多良見)・(土)・60	樋口川(ニ)		○	○	
284	多良見町木床	源早(多良見)・(土)・63	小角川		○	○	
285	多良見町中里	源早(多良見)・(土)・66	浦田川(ニ)		○	○	
286		源早(多良見)・(土)・68	浦田川(イ)		○	○	
287	多良見町開	源早(多良見)・(土)・73	開川		○	○	
288	多良見町西川内	源早(多良見)・(土)・75	井手口川		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
289	多良見町西川内	源早(多良見)・(土)・77	小川谷川(ハ)	土石流	○	○	平成27年 3月27日 第409号
290		源早(多良見)・(土)・79	小川谷川(イ)		○	○	
292	多良見町中里	源早(多良見)・(土)・80	陸平川		○	○	
293	多良見町市布	源早(多良見)・(土)・81	西平川		○	○	
294	多良見町西川内	源早(多良見)・(土)・82	森ノ木川		○	○	
295	多良見町市布	源早(多良見)・(土)・83	小久保川		○	○	
296		源早(多良見)・(土)・84	竹之砂川		○	○	
297		源早(多良見)・(土)・85	陸木川		○	○	
298	多良見町化屋	源早(多良見)・(土)・86	笠山川(イ)		○	○	
299		源早(多良見)・(土)・90	井樋ノ尾川(ロ)		○	○	
300		源早(多良見)・(土)・91	井樋ノ尾川(イ)		○	○	
301		源早(多良見)・(土)・94	丸尾川(イ)		○	○	
302		源早(多良見)・(土)・95	山床川		○	○	
303	多良見町中里	源早(多良見)・(土)・100	中里川		○	○	
304	多良見町野副	源早(多良見)・(土)・101	野副川(ロ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
1	貝津町	諫早-（急）-305	貝津（5）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
2		諫早-（急）-306	貝津（6）		○	
3		諫早-（急）-306-2	貝津（7）		○	
4		諫早-（急）-309	貝津（8）		○	
5		諫早-（急）-310	貝津（4）		○	
6		諫早-（急）-310-2	貝津（9）		○	
7		諫早-（急）-312	貝津（2）		○	
8		諫早-（急）-313	貝津（10）		○	
9		諫早-（急）-314	貝津（11）		○	
10		諫早-（急）-314-2	貝津（12）		○	
11	小船越町	諫早-（急）-328	小船越（5）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
12		諫早-（急）-330	小船越（6）		○	
13		諫早-（急）-331	小船越（7）		○	
14		諫早-（急）-331-2	小船越（8）		○	
15		諫早-（急）-333	小船越（1）		○	
16		諫早-（急）-333-2	小船越（9）		○	
17		諫早-（急）-333-3	小船越（10）		○	
18		諫早-（急）-335	小船越（14）		○	
19		諫早-（急）-335-2	小船越（15）		○	
20	久山町	諫早-（急）-364	久山（8）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
21		諫早-（急）-365	赤島（1）		○	
22		諫早-（急）-366	赤島（3）		○	
23		諫早-（急）-367	久山（9）		○	
24		諫早-（急）-367-2	久山（10）		○	
25		諫早-（急）-368	久山（11）		○	
26		諫早-（急）-369	名切（1）		○	
27		諫早-（急）-369-2	久山（12）		○	
28		諫早-（急）-370	名切（2）		○	
29		諫早-（急）-370-2	久山（13）		○	
30	久山町	諫早-（急）-371	久山（1）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
31		諫早-（急）-374	久山（3）		○	
32		諫早-（急）-375	久山（14）		○	
33		諫早-（急）-375-3	赤島（4）		○	
34		諫早-（急）-375-4	赤島（4）		○	
35		諫早-（急）-375-5	赤島（4）		○	
36	久山台	諫早-（急）-376-2	久山台（1）		○	
37		諫早-（急）-377	久山（16）		○	
38		諫早-（急）-378	旧茶屋（2）		○	
39		諫早-（急）-379	久山台（2）		○	
40		諫早-（急）-380	久山（5）		○	
41		諫早-（急）-381	旧茶屋（1）		○	
42		諫早-（急）-381-2	久山（18）		○	
43		諫早-（急）-385	久山（19）		○	
44		諫早-（急）-387	久山（4）		○	
45	若葉町	諫早-（急）-393	若葉	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
46	貝津町	諫早-（急）-394	貝津（14）		○	
47	津久葉町	諫早-（急）-396	津久葉（1）		○	
48		諫早-（急）-400	津久葉（2）		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
49	津久葉町	諫早-（急）-400-4	津久葉（3）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
50		諫早-（急）-400-6	津久葉（4）		○	
51		諫早-（急）-401	貝津（15）		○	
52		諫早-（急）-402	貝津（16）		○	
53		諫早-（急）-405	貝津（17）		○	
54		諫早-（急）-405-2	貝津（18）		○	
55		諫早-（急）-405-3	貝津（19）		○	
56	久山町	諫早-（急）-464	久山（20）		○	
57		諫早-（急）-465	旧茶屋（7）		○	
58		諫早-（急）-465-2	久山（6）		○	
59		諫早-（急）-465-3	久山（21）		○	
60		諫早-（急）-466	旧茶屋（5）		○	
61		諫早-（急）-466-2	久山（22）		○	
62		諫早-（急）-467	久山（23）		○	
63		諫早-（急）-468	久山（7）		○	
64		諫早-（急）-470	花ノ木（2）		○	
65	津久葉町	諫早-（急）-471	津久葉（5）		○	
66		諫早-（急）-472	津久葉（6）		○	
67		諫早-（急）-472-2	津久葉（7）		○	
68		諫早-（急）-473	津久葉（8）		○	
69		諫早-（急）-474	津久葉（9）		○	
70		諫早-（急）-475	津久葉（10）		○	
71		諫早-（急）-476	津久葉（11）		○	
72		諫早-（急）-476-3	津久葉（12）		○	
73		諫早-（急）-477	津久葉（13）		○	
74	久山町	諫早-（急）-478	久山（24）		○	
75		諫早-（急）-480-2	津久葉（14）		○	
76		諫早-（急）-480-3	津久葉（15）		○	
77		諫早-（急）-481	津久葉（16）		○	
78		諫早-（急）-482	津久葉（17）		○	
79		諫早-（急）-483	津久葉（18）		○	
80		諫早-（急）-483-2	津久葉（19）		○	
81		諫早-（急）-484-2	津久葉（20）		○	
82		諫早-（急）-484-3	津久葉（21）		○	
83	久山町	諫早-（急）-484-4	津久葉（22）		○	
84		諫早-（急）-543	花ノ木		○	
85		諫早-（急）-543-2	花ノ木		○	
86		諫早-（急）-701	久山（25）		○	
87		諫早-（急）-702	久山（26）		○	
88		諫早-（急）-703	久山（27）		○	
89		諫早-（急）-704	久山（28）		○	
90		諫早-（急）-705	久山（29）		○	
91		諫早-（急）-706	久山（30）		○	
92		諫早-（急）-707	久山（31）		○	
93	久山町	諫早-（急）-708	久山（32）	急傾斜地の崩壊	○	平成27年 12月18日 第1119号
94		諫早-（急）-709	久山（33）		○	
95		諫早-（急）-710	久山（34）		○	
96		諫早-（急）-711	久山（35）		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	久山町	諫早-(急)-712	久山(36)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
98		諫早-(急)-713	久山(37)		○	○	
99		諫早-(急)-714	久山(38)		○	○	
100		諫早-(急)-715	久山(39)		○	○	
101		諫早-(急)-716	久山(40)		○	○	
102		諫早-(急)-717	久山(41)		○	○	
103		諫早-(急)-718	久山(42)		○	○	
104		諫早-(急)-719	久山(43)		○	○	
105		諫早-(急)-720	久山(44)		○	○	
106		諫早-(急)-721	久山(45)		○	○	
107		諫早-(急)-722	久山(46)		○	○	
108		諫早-(急)-723	久山(47)		○	○	
109		諫早-(急)-724	久山(48)		○	○	
110		諫早-(急)-726	久山(50)		○	○	
111		諫早-(急)-727	久山(3)		○	○	
112		諫早-(急)-728	久山台(4)		○	○	
113		諫早-(急)-730	津久葉(24)		○	○	
114		諫早-(急)-731	津久葉(25)		○	○	
115		諫早-(急)-732	津久葉(26)		○	○	
116		諫早-(急)-733	津久葉(27)		○	○	
117	津久葉町	諫早-(急)-734	津久葉(28)		○	○	
118		諫早-(急)-735	津久葉(29)		○	○	
119		諫早-(急)-736	津久葉(30)		○	○	
120		諫早-(急)-737	津久葉(31)		○	○	
121		諫早-(急)-738	津久葉(32)		○	○	
122		諫早-(急)-739	津久葉(33)		○	○	
123		諫早-(急)-740	津久葉(34)		○	○	
124		諫早-(急)-741	津久葉(35)		○	○	
125		諫早-(急)-742	津久葉(36)		○	○	
126		諫早-(急)-743	津久葉(37)		○	○	
127		諫早-(急)-744	津久葉(38)		○	○	
128		諫早-(急)-745	津久葉(39)		○	○	
129		諫早-(急)-746	津久葉(40)		○	○	
130		諫早-(急)-747	津久葉(41)		○	○	
131		諫早-(急)-748	津久葉(42)		○	○	
132		諫早-(急)-751	貝津 (13)		○	○	
133		諫早-(急)-752	小船越(11)		○	○	
134		諫早-(急)-753	小船越(12)		○	○	
135		諫早-(急)-754	小船越(13)		○	○	
136		諫早-(急)-755	貝津 (20)		○	○	
137	貝津町	諫早-(急)-756	貝津 (21)		○	○	
138		諫早-(急)-757	貝津 (22)		○	○	
139		諫早-(急)-758	貝津 (23)		○	○	
140		諫早-(急)-759	貝津 (24)		○	○	
141		諫早-(急)-760	貝津 (25)		○	○	
142		諫早-(急)-761	貝津 (26)		○	○	
143		諫早-(急)-762	貝津 (27)		○	○	
144		諫早-(急)-763	貝津 (28)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	貝津町	諫早-(土)-54	貝津川 (イ)	土石流	○	○	平成27年 12月18日 第1119号
146	久山町	諫早-(土)-76	花ノ木川(ホ)		○	○	
147		諫早-(土)-77	旧茶屋川		○	○	
148		諫早-(土)-78	花ノ木川(ニ)		○	○	
149		諫早-(土)-79	花ノ木川(ハ)		○	○	
150	津久葉町	諫早-(土)-80	久山川(ロ)		○	○	
151		諫早-(土)-81	津久葉川(イ)		○	○	
152		諫早-(土)-83	津久葉川(ハ)		○	○	
153		諫早-(土)-84	津久葉川(ニ)		○	○	
154	久山町	諫早-(土)-85	津久葉川(ホ)		○	○	
155		諫早-(土)-158	花ノ木川(イ)		○	○	
156		諫早-(土)-159	花ノ木川(ヘ)		○	○	
157		諫早-(土)-160	花ノ木川(ロ)		○	○	
158	津久葉町	諫早-(土)-171	久山川(イ)		○	○	
159		諫早-(土)-172	津久葉川(ロ)		○	○	
160	貝津町	諫早-(土)-173	貝津川 (ロ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
1	天満町	陳早-(急)-1601	上字戸(1)	急傾斜地の崩壊	○	平成28年 12月2日 第842号
2		陳早-(急)-1602	上字戸(2)		○	
3		陳早-(急)-1603	上字戸(3)		○	
4		陳早-(急)-1604	天満(3)		○	
5		陳早-(急)-1605	西深山久保		○	
6		陳早-(急)-1606	天満		○	
7		陳早-(急)-1607	天満(2)		○	
8		陳早-(急)-1608	天満(5)		○	
9		陳早-(急)-1609	天満(6)		○	
10		陳早-(急)-1610	天満(4)		○	
11		陳早-(急)-1611	天満(7)		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
1	上大渡野町	陳早-(急)-770	広谷(2)	急傾斜地の崩壊	○	平成29年 12月15日 第858号
2		陳早-(急)-771	広谷(3)		○	
3		陳早-(急)-772	広谷(4)		○	
4		陳早-(急)-775	広谷(5)		○	
5		陳早-(急)-776	広谷		○	
6		陳早-(急)-779	広谷(6)		○	
7		陳早-(急)-780	広谷(7)		○	
8		陳早-(急)-782	広谷(8)		○	
9		陳早-(急)-783	広谷(9)		○	
10		陳早-(急)-784	神立		○	
11		陳早-(急)-785	神立(2)		○	
12		陳早-(急)-786	神立(3)		○	
13		陳早-(急)-787	神立(4)		○	
14		陳早-(急)-788	神立(5)		○	
15		陳早-(急)-796	円能寺(2)		○	
16		陳早-(急)-797	円能寺(3)		○	
17		陳早-(急)-799	円能寺(4)		○	
18		陳早-(急)-800	円能寺(5)		○	
19		陳早-(急)-801	円能寺(6)		○	
20		陳早-(急)-802	円能寺		○	
21		陳早-(急)-803	円能寺(7)		○	
22		陳早-(急)-805	円能寺(8)		○	
23		陳早-(急)-806	円能寺(9)		○	
24		陳早-(急)-808	円能寺(10)		○	
25		陳早-(急)-809	円能寺(11)		○	
26		陳早-(急)-810	円能寺(12)		○	
27		陳早-(急)-811	円能寺(13)		○	
28		陳早-(急)-812	円能寺(14)		○	
29		陳早-(急)-813	円能寺(15)		○	
30		陳早-(急)-815	円能寺(16)		○	
31		陳早-(急)-816	円能寺(17)		○	
32		陳早-(急)-817	円能寺(18)		○	
33		陳早-(急)-819	古場(3)		○	
34		陳早-(急)-820	古場(4)		○	
35		陳早-(急)-821	古場(5)		○	
36		陳早-(急)-823	古場(6)		○	
37		陳早-(急)-826	古場(2)		○	
38		陳早-(急)-827	古場		○	
39		陳早-(急)-828	古場(7)		○	
40		陳早-(急)-834	円能寺(19)		○	
41		陳早-(急)-835	二野ヶ倉(2)		○	
42		陳早-(急)-835-2	二野ヶ倉(12)		○	
43		陳早-(急)-837	二野ヶ倉(3)		○	
44		陳早-(急)-840	二野ヶ倉(4)		○	
45		陳早-(急)-841	二野ヶ倉(5)		○	
46		陳早-(急)-842	二野ヶ倉(6)		○	
47		陳早-(急)-843	二野ヶ倉(7)		○	
48		陳早-(急)-845	二野ヶ倉		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	上大渡野町	諫早- (急)-847	二野ヶ倉 (8)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
50		諫早- (急)-848	二野ヶ倉 (9)		○	○	
51		諫早- (急)-849	二野ヶ倉 (10)		○	○	
52		諫早- (急)-850	二野ヶ倉 (11)		○	○	
53		諫早- (急)-851	狸穴 (2)		○	○	
54		諫早- (急)-852	寺平 (2)		○	○	
55	下大渡野町	諫早- (急)-854	狸穴 (3)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
56		諫早- (急)-855	狸穴 (4)		○	○	
57		諫早- (急)-856	狸穴 (5)		○	○	
58		諫早- (急)-857	狸穴		○	○	
59		諫早- (急)-857-2	狸穴 (10)		○	○	
60		諫早- (急)-858	狸穴 (6)		○	○	
61	上大渡野町	諫早- (急)-859	狸穴 (7)		○	○	
62		諫早- (急)-860	狸穴 (8)		○	○	
63		諫早- (急)-862	二野ヶ倉 (12)		○	○	
64		諫早- (急)-864	狸穴 (9)		○	○	
65		諫早- (急)-865	神立 (6)		○	○	
66		諫早- (急)-866	神立 (7)		○	○	
67	下大渡野町	諫早- (急)-867	神立 (8)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
68		諫早- (急)-868	古場 (8)		○	○	
69		諫早- (急)-869	上大渡野 (1)		○	○	
70		諫早- (急)-870	上大渡野 (2)		○	○	
71		諫早- (急)-870-2	上大渡野 (3)		○	○	
72		諫早- (急)-871	上大渡野 (4)		○	○	
73	下大渡野町	諫早- (急)-873	上大渡野 (6)		○	○	
74		諫早- (急)-876	花高 (3)		○	○	
75		諫早- (急)-878	花高 (4)		○	○	
76		諫早- (急)-879	花高 (5)		○	○	
77		諫早- (急)-880	花高 (6)		○	○	
78		諫早- (急)-881	花高 (7)		○	○	
79	下大渡野町	諫早- (急)-884	花高 (8)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
80		諫早- (急)-885	花高 (9)		○	○	
81		諫早- (急)-886	花高 (10)		○	○	
82		諫早- (急)-887	藤の内 (3)		○	○	
83		諫早- (急)-888	藤の内 (5)		○	○	
84		諫早- (急)-889	藤の内 (8)		○	○	
85	下大渡野町	諫早- (急)-890	藤の内 (9)		○	○	
86		諫早- (急)-891	藤の内 (10)		○	○	
87		諫早- (急)-892	花高 (11)		○	○	
88		諫早- (急)-892-2	花高 (15)		○	○	
89		諫早- (急)-894	花高 (1)		○	○	
90		諫早- (急)-895	花高 (2)		○	○	
91	下大渡野町	諫早- (急)-898	藤の内 (11)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
92		諫早- (急)-899	藤の内 (6)		○	○	
93		諫早- (急)-900	藤の内 (2)		○	○	
94		諫早- (急)-901	藤の内 (12)		○	○	
95		諫早- (急)-902	藤の内 (13)		○	○	
96		諫早- (急)-903	藤の内 (14)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	下大渡野町	諫早- (急)-906	田ノ平	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
98		諫早- (急)-907	田ノ平 (2)		○	○	
99		諫早- (急)-908	田ノ平 (3)		○	○	
100		諫早- (急)-909	田ノ平 (4)		○	○	
101		諫早- (急)-910	平		○	○	
102		諫早- (急)-912	平 (2)		○	○	
103	下大渡野町	諫早- (急)-913	平 (3)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
104		諫早- (急)-914	平 (4)		○	○	
105		諫早- (急)-915	平 (5)		○	○	
106		諫早- (急)-916	平 (6)		○	○	
107		諫早- (急)-917	宮園		○	○	
108		諫早- (急)-918	峰 (2)		○	○	
109	下大渡野町	諫早- (急)-919	峰 (3)		○	○	
110		諫早- (急)-920	峰 (1)		○	○	
111		諫早- (急)-921	峰 (4)		○	○	
112		諫早- (急)-922	藤の内 (15)		○	○	
113		諫早- (急)-923	藤の内 (16)		○	○	
114		諫早- (急)-924	藤の内 (17)		○	○	
115	下大渡野町	諫早- (急)-925	藤の内 (4)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
116		諫早- (急)-926	藤の内		○	○	
117		諫早- (急)-927	藤の内 (18)		○	○	
118		諫早- (急)-929	藤の内 (7)		○	○	
119		諫早- (急)-932	寺平 (3)		○	○	
120		諫早- (急)-933	寺平 (4)		○	○	
121	下大渡野町	諫早- (急)-934	寺平		○	○	
122		諫早- (急)-936	花高 (12)		○	○	
123		諫早- (急)-937	花高 (13)		○	○	
124		諫早- (急)-938	花高 (14)		○	○	
125		諫早- (急)-940	赤水		○	○	
126		諫早- (急)-941	赤水 (2)		○	○	
127	下大渡野町	諫早- (急)-942	赤水 (5)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
128		諫早- (急)-943	赤水 (4)		○	○	
129		諫早- (急)-944	赤水 (3)		○	○	
130		諫早- (急)-945	富川 (1)		○	○	
131		諫早- (急)-946	赤水 (2)		○	○	
132		諫早- (急)-947	富川 (2)		○	○	
133	下大渡野町	諫早- (急)-948	坊主谷 (1)		○	○	
134		諫早- (急)-949	坊主谷 (2)		○	○	
135		諫早- (急)-951	富川 (3)		○	○	
136		諫早- (急)-952	富川 (4)		○	○	
137		諫早- (急)-953	富川 (5)		○	○	
138		諫早- (急)-954	富川 (6)		○	○	
139	下大渡野町	諫早- (急)-955	富川 (7)		○	○	平成29年 12月15日 第858号
140		諫早- (急)-956	富川 (8)		○	○	
141		諫早- (急)-957	富川 (9)		○	○	
142		諫早- (急)-958	富川 (10)		○	○	
143		諫早- (急)-959	富川 (11)		○	○	
144		諫早- (急)-960	富川 (12)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	富川町	諫早-（急）-961	富川 (13)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
146		諫早-（急）-962	富川 (14)		○	○	
147		諫早-（急）-963	平地藤 (2)		○	○	
148		諫早-（急）-964	富川 (15)		○	○	
149		諫早-（急）-965	落 (3)		○	○	
150		諫早-（急）-966	富川 (16)		○	○	
151		諫早-（急）-967	洞仙 (1)		○	○	
152		諫早-（急）-968	洞仙 (2)		○	○	
153		諫早-（急）-969	洞仙 (3)		○	○	
154		諫早-（急）-970	洞仙 (4)		○	○	
155		諫早-（急）-971	富川 (17)		○	○	
156		諫早-（急）-972	富川 (18)		○	○	
157		諫早-（急）-972-2	笹田 (1)		○	○	
158		諫早-（急）-973	富川 (19)		○	○	
159		諫早-（急）-973-2	笹田 (2)		○	○	
160		諫早-（急）-974	富川 (20)		○	○	
161		諫早-（急）-975	富川 (21)		○	○	
162		諫早-（急）-976	富川 (22)		○	○	
222	湯野尾町	諫早-（急）-977	湯野尾 (42)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
163	富川町	諫早-（急）-978	富川 (23)		○	○	
164		諫早-（急）-978-2	富川 (24)		○	○	
165		諫早-（急）-980	富川 (25)		○	○	
166		諫早-（急）-981	富川 (26)		○	○	
167		諫早-（急）-982	富川 (27)		○	○	
168		諫早-（急）-983	落 (2)		○	○	
169		諫早-（急）-984	富川 (28)		○	○	
170		諫早-（急）-985	落 (1)		○	○	
171		諫早-（急）-986	落 (4)		○	○	
172		諫早-（急）-986-2	落 (5)		○	○	
173		諫早-（急）-987	富川 (29)		○	○	
174		諫早-（急）-988	富川 (30)		○	○	
175		諫早-（急）-989	富川 (31)		○	○	
223	湯野尾町	諫早-（急）-990	湯野尾 (43)		○	○	
176	本野町	諫早-（急）-991	本野 (1)		○	○	
177		諫早-（急）-992	琴川 (2)		○	○	
178		諫早-（急）-993	本野 (2)		○	○	
179		諫早-（急）-993-2	本野 (3)		○	○	
180		諫早-（急）-994	琴川 (1)		○	○	
181		諫早-（急）-995	琴川 (3)		○	○	
182		諫早-（急）-996	本野 (4)		○	○	
183		諫早-（急）-997	谷川 (1)		○	○	
184		諫早-（急）-997-2	谷川 (2)		○	○	
185		諫早-（急）-999	彦城 (1)		○	○	
186		諫早-（急）-1000	彦城 (2)		○	○	
187		諫早-（急）-1001	彦城 (3)		○	○	
188		諫早-（急）-1002	彦城 (4)		○	○	
189		諫早-（急）-1003	本野 (5)		○	○	
190		諫早-（急）-1003-2	彦城 (5)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
191	本野町	諫早-（急）-1004	広瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
192		諫早-（急）-1006	大野		○	○	
193		諫早-（急）-1007	本野 (6)		○	○	
194		諫早-（急）-1008	本野 (7)		○	○	
195		諫早-（急）-1009	本野 (8)		○	○	
196		諫早-（急）-1009-2	本野 (9)		○	○	
197		諫早-（急）-1010	本野 (10)		○	○	
198		諫早-（急）-1011	本野 (11)		○	○	
199		諫早-（急）-1012	本野 (12)		○	○	
200		諫早-（急）-1013	本野 (13)		○	○	
201		諫早-（急）-1014	本野 (14)		○	○	
202		諫早-（急）-1015	本野 (15)		○	○	
203		諫早-（急）-1016	本野 (16)		○	○	
204		諫早-（急）-1017	本野 (17)		○	○	
205		諫早-（急）-1018	本野 (18)		○	○	
206		諫早-（急）-1019	本野 (19)		○	○	
224	湯野尾町	諫早-（急）-1020	湯野尾 (44)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
207	本野町	諫早-（急）-1021	本野 (20)		○	○	
208		諫早-（急）-1021-2	本野 (21)		○	○	
209		諫早-（急）-1022	本野 (22)		○	○	
210		諫早-（急）-1022-2	本野 (23)		○	○	
211		諫早-（急）-1023	本野 (24)		○	○	
212		諫早-（急）-1024	本野 (25)		○	○	
213		諫早-（急）-1025	本野 (26)		○	○	
214		諫早-（急）-1026	柳谷		○	○	
215		諫早-（急）-1027	彦城 (6)		○	○	
216		諫早-（急）-1028	本野 (27)		○	○	
217		諫早-（急）-1029	本野 (28)		○	○	
218		諫早-（急）-1031	本野 (29)		○	○	
219		諫早-（急）-1032	本野 (30)		○	○	
220		諫早-（急）-1033	本野 (31)		○	○	
221		諫早-（急）-1034	本野 (32)		○	○	
225	湯野尾町	諫早-（急）-1035	山剛		○	○	
226		諫早-（急）-1037	湯野尾 (1)		○	○	
227		諫早-（急）-1037-2	湯野尾 (2)		○	○	
228		諫早-（急）-1038	山口		○	○	
229		諫早-（急）-1039	岩下		○	○	
230		諫早-（急）-1041	湯野尾 (3)		○	○	
231		諫早-（急）-1042	湯野尾 (4)		○	○	
232		諫早-（急）-1043	湯野尾 (5)		○	○	
233		諫早-（急）-1044	棚掛		○	○	
234		諫早-（急）-1044-2	湯野尾 (6)		○	○	
235		諫早-（急）-1045	湯野尾 (7)		○	○	
236		諫早-（急）-1046	湯野尾 (8)		○	○	
237		諫早-（急）-1047	湯野尾 (9)		○	○	
238		諫早-（急）-1048	中島 (3)		○	○	
239		諫早-（急）-1049	中島		○	○	
240		諫早-（急）-1050	湯野尾 (10)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	湯野尾町	諫早- (急)-1051	湯野尾 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成29年 12月15日 第858号
242		諫早- (急)-1052	湯野尾 (12)		○	○	
243		諫早- (急)-1053	大林 (3)		○	○	
244		諫早- (急)-1054	湯野尾 (13)		○	○	
245		諫早- (急)-1055	大林		○	○	
246		諫早- (急)-1056	大林 (2)		○	○	
247		諫早- (急)-1057	湯野尾 (14)		○	○	
248		諫早- (急)-1059	中島 (2)		○	○	
249		諫早- (急)-1060	湯野尾 (15)		○	○	
250		諫早- (急)-1061	重木 (1)		○	○	
251		諫早- (急)-1063	湯野尾 (16)		○	○	
252		諫早- (急)-1064	重木 (3)		○	○	
253		諫早- (急)-1066	湯野尾 (17)		○	○	
254		諫早- (急)-1067	重木 (2)		○	○	
255		諫早- (急)-1068	湯野尾 (18)		○	○	
256		諫早- (急)-1069	湯野尾 (19)		○	○	
257		諫早- (急)-1070	湯野尾 (20)		○	○	
258		諫早- (急)-1071	湯野尾 (21)		○	○	
259		諫早- (急)-1072	湯野尾 (22)		○	○	
260		諫早- (急)-1073	湯野尾 (23)		○	○	
261		諫早- (急)-1074	湯野尾 (24)		○	○	
262		諫早- (急)-1075	秋保 (2)		○	○	
263		諫早- (急)-1076	湯野尾 (25)		○	○	
264		諫早- (急)-1077	秋保		○	○	
265		諫早- (急)-1078	湯野尾 (26)		○	○	
266		諫早- (急)-1080	湯野尾 (27)		○	○	
267		諫早- (急)-1081	湯野尾 (28)		○	○	
268		諫早- (急)-1081-2	与木 (1)		○	○	
269		諫早- (急)-1082	与木 (2)		○	○	
270		諫早- (急)-1083	与木 (3)		○	○	
271		諫早- (急)-1084	湯野尾 (29)		○	○	
272		諫早- (急)-1085	湯野尾 (30)		○	○	
273		諫早- (急)-1086	川頭		○	○	
274		諫早- (急)-1087	湯野尾 (31)		○	○	
275		諫早- (急)-1088	湯野尾 (32)		○	○	
276		諫早- (急)-1088-2	湯野尾 (33)		○	○	
277		諫早- (急)-1089	湯野尾 (34)		○	○	
278		諫早- (急)-1090	湯野尾 (35)		○	○	
279		諫早- (急)-1091	湯野尾 (36)		○	○	
280		諫早- (急)-1092	湯野尾 (37)		○	○	
281		諫早- (急)-1093	湯野尾 (38)		○	○	
282		諫早- (急)-1095	湯野尾 (39)		○	○	
283		諫早- (急)-1096	湯野尾 (40)		○	○	
284		諫早- (急)-1097	湯野尾 (41)		○	○	
285	上大渡野町	諫早- (急)-1631	広谷 (10)	土石流	○	○	
286		諫早- (急)-1632	円能寺 (20)		○	○	
287		諫早- (急)-1633	幸平 (5)		○	○	
288	下大渡野町	諫早- (土)-193	藤ノ内川	土石流	○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
289	下大渡野町	諫早- (土)-196	宮園川 (ロ)	土石流	○	○	平成29年 12月15日 第858号
290		諫早- (土)-197	宮園川 (イ)		○	○	
291		諫早- (土)-198	宮園川 (ハ)		○	○	
292	富川町	諫早- (土)-199	本明川		○	○	
293		諫早- (土)-202	坊子谷川		○	○	
294		諫早- (土)-204	富川 (イ)		○	○	
295		諫早- (土)-205	富川 (ロ)		○	○	
296	湯野尾町	諫早- (土)-208	柳谷川		○	○	
297		諫早- (土)-210	彦成川		○	○	
298		諫早- (土)-211	大林川 (イ)		○	○	
299		諫早- (土)-212	湯野尾川 (イ)		○	○	
300		諫早- (土)-213	大林川 (ロ)		○	○	
301		諫早- (土)-216	山口谷川		○	○	
302		諫早- (土)-222	目代川		○	○	
303		諫早- (土)-223	湯野尾川 (ロ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	小豆崎町	陳早- (急) -1102	小豆崎 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
2		陳早- (急) -1104	小豆崎 (2)		○	○	
3		陳早- (急) -1105	小豆崎 (3)		○	○	
4		陳早- (急) -1106	小豆崎 (4)		○	○	
5		陳早- (急) -1108	小豆崎 (6)		○	○	
6		陳早- (急) -1109	小豆崎 (7)		○	○	
7		陳早- (急) -1110	小豆崎 (8)		○	○	
8		陳早- (急) -1111	小峰		○	○	
9		陳早- (急) -1112	小豆崎 (9)		○	○	
10		陳早- (急) -1113	小豆崎 (10)		○	○	
11		陳早- (急) -1114	小豆崎 (11)		○	○	
12		陳早- (急) -1116	小豆崎 (12)		○	○	
13		陳早- (急) -1118	小豆崎 (13)		○	○	
14	西里町	陳早- (急) -1119	小豆崎 (14)		○	○	
15		陳早- (急) -1120	西里 (3)		○	○	
16		陳早- (急) -1121	西里 (1)		○	○	
17		陳早- (急) -1122	西里 (4)		○	○	
18	中田町	陳早- (急) -1123	西里 (2)		○	○	
19		陳早- (急) -1125	小園 (1)		○	○	
20		陳早- (急) -1126	小園 (2)		○	○	
21		陳早- (急) -1127	小園 (3)		○	○	
22		陳早- (急) -1128	中田 (4)		○	○	
23		陳早- (急) -1129	中田 (5)		○	○	
24		陳早- (急) -1132	中田 (6)		○	○	
25		陳早- (急) -1133	中田 (7)		○	○	
26		陳早- (急) -1134	中田 (1)		○	○	
27		陳早- (急) -1135	中田 (8)		○	○	
28		陳早- (急) -1135-2	中田 (9)		○	○	
29		陳早- (急) -1136	中田 (10)		○	○	
30		陳早- (急) -1137	中田 (11)		○	○	
31		陳早- (急) -1138	古場間 (1)		○	○	
32		陳早- (急) -1139	古場山 (2)		○	○	
33		陳早- (急) -1143	中田 (2)		○	○	
34		陳早- (急) -1145	中田 (12)		○	○	
35		陳早- (急) -1147	中田 (3)		○	○	
36		陳早- (急) -1147-2	中田 (13)		○	○	
37	御手水町	陳早- (急) -1153	御手水 (1)		○	○	
38		陳早- (急) -1154	御手水 (2)		○	○	
39		陳早- (急) -1155	御手水 (3)		○	○	
40		陳早- (急) -1156	御手水 (4)		○	○	
41		陳早- (急) -1157	御手水 (5)		○	○	
42		陳早- (急) -1159	御手水 (6)		○	○	
43		陳早- (急) -1160	御手水 (7)		○	○	
44		陳早- (急) -1161	御手水 (8)		○	○	
45		陳早- (急) -1162	御手水 (9)		○	○	
46		陳早- (急) -1163	古場山 (3)		○	○	
47		陳早- (急) -1163-2	御手水 (10)		○	○	
48		陳早- (急) -1164	御手水 (11)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	御手水町	陳早- (急) -1165	御手水 (12)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
50		陳早- (急) -1166	古場間 (4)		○	○	
51		陳早- (急) -1168	御手水 (13)		○	○	
52		陳早- (急) -1169	古場山 (2)		○	○	
53		陳早- (急) -1170	御手水 (14)		○	○	
54		陳早- (急) -1174	御手水 (15)		○	○	
55		陳早- (急) -1175	御手水 (16)		○	○	
56		陳早- (急) -1176	御手水 (17)		○	○	
57		陳早- (急) -1176-2	御手水 (18)		○	○	
58		陳早- (急) -1177	古場山 (1)		○	○	
59		陳早- (急) -1178	御手水 (19)		○	○	
60		陳早- (急) -1179	御手水 (20)		○	○	
61		陳早- (急) -1180	御手水 (21)		○	○	
62	大場町	陳早- (急) -1181	大場 (3)		○	○	
63		陳早- (急) -1182	岩屋川口 (6)		○	○	
64		陳早- (急) -1183	岩屋川口 (3)		○	○	
65		陳早- (急) -1183-2	大場 (4)		○	○	
66		陳早- (急) -1184	大場 (5)		○	○	
67		陳早- (急) -1185	岩屋川口 (1)		○	○	
68		陳早- (急) -1186	岩屋川口 (4)		○	○	
69		陳早- (急) -1187	岩屋川口 (5)		○	○	
70		陳早- (急) -1189	片木 (1)		○	○	
71		陳早- (急) -1189-2	大場 (6)		○	○	
72		陳早- (急) -1189-3	片木 (2)		○	○	
73		陳早- (急) -1190	岩屋川口 (2)		○	○	
74		陳早- (急) -1191	瀬々田 (1)		○	○	
75		陳早- (急) -1192	瀬々田 (2)		○	○	
76		陳早- (急) -1193	瀬々田 (4)		○	○	
77		陳早- (急) -1194	大場 (7)		○	○	
78		陳早- (急) -1195	大場 (8)		○	○	
79		陳早- (急) -1196	大場 (9)		○	○	
80		陳早- (急) -1197	大場 (10)		○	○	
81		陳早- (急) -1198	大場 (11)		○	○	
82		陳早- (急) -1199	大場 (12)		○	○	
83		陳早- (急) -1200	大場 (13)		○	○	
84		陳早- (急) -1201	大場 (1)		○	○	
85		陳早- (急) -1202	大場 (2)		○	○	
86		陳早- (急) -1203	大場 (14)		○	○	
87	白木峰町	陳早- (急) -1204	白木峰 (2)		○	○	
88		陳早- (急) -1205	白木峰 (3)		○	○	
89		陳早- (急) -1207	白木峰 (4)		○	○	
90		陳早- (急) -1208	白木峰 (5)		○	○	
91		陳早- (急) -1209	白木峰 (6)		○	○	
92		陳早- (急) -1210	白木峰 (7)		○	○	
93		陳早- (急) -1210-2	白木峰 (8)		○	○	
94		陳早- (急) -1211	白木峰 (1)		○	○	
95		陳早- (急) -1211-2	白木峰 (9)		○	○	
96		陳早- (急) -1213	白木峰 (10)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	白木峰町	諫早- (急) -1213-2	白木峰 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
98		諫早- (急) -1214	白木峰 (12)		○	○	
99		諫早- (急) -1215	白木峰 (13)		○	○	
100		諫早- (急) -1215-2	白木峰 (14)		○	○	
101		諫早- (急) -1216	白木峰 (15)		○	○	
102		諫早- (急) -1217	白木峰 (16)		○	○	
103		諫早- (急) -1218	白木峰 (17)		○	○	
104		諫早- (急) -1220	白木峰 (18)		○	○	
105		諫早- (急) -1221	長田 (4)		○	○	
106		諫早- (急) -1222	長田 (5)		○	○	
107	長田町	諫早- (急) -1223	長田 (6)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
108		諫早- (急) -1224	長田 (7)		○	○	
109		諫早- (急) -1225	長田 (8)		○	○	
110		諫早- (急) -1226	長田 (9)		○	○	
111		諫早- (急) -1227	長田 (10)		○	○	
112		諫早- (急) -1228	尾向 (1)		○	○	
113		諫早- (急) -1228-2	長田 (11)		○	○	
114		諫早- (急) -1229	長田 (12)		○	○	
115		諫早- (急) -1230	長田 (13)		○	○	
116		諫早- (急) -1232	長田 (14)		○	○	
117		諫早- (急) -1233	長田 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
118		諫早- (急) -1233-2	長田 (15)		○	○	
119		諫早- (急) -1234	長田 (3)		○	○	
120		諫早- (急) -1234-2	長田 (16)		○	○	
121		諫早- (急) -1235	長田 (1)		○	○	
122		諫早- (急) -1236	長田 (17)		○	○	
123		諫早- (急) -1237	長田 (18)		○	○	
124		諫早- (急) -1240	長田 (19)		○	○	
125		諫早- (急) -1242	長田 (20)		○	○	
126		諫早- (急) -1243	長田 (21)		○	○	
127		諫早- (急) -1245	長田 (22)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
128		諫早- (急) -1246	長田 (23)		○	○	
129		諫早- (急) -1247	長田 (24)		○	○	
130		諫早- (急) -1248	長田 (25)		○	○	
131		諫早- (急) -1249	長田 (26)		○	○	
132		諫早- (急) -1250	長田 (27)		○	○	
133		諫早- (急) -1251	長田 (28)		○	○	
134		諫早- (急) -1252	長田 (29)		○	○	
135		諫早- (急) -1253	正久寺 (1)		○	○	
136	正久寺町	諫早- (急) -1254	正久寺 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
137		諫早- (急) -1257	正久寺		○	○	
138		諫早- (急) -1258	正久寺 (3)		○	○	
139		諫早- (急) -1259	正久寺 (4)		○	○	
140		諫早- (急) -1260	正久寺 (5)		○	○	
141		諫早- (急) -1261	正久寺 (6)		○	○	
142		諫早- (急) -1262	正久寺 (7)		○	○	
143		諫早- (急) -1263	正久寺 (8)		○	○	
144		諫早- (急) -1263-2	正久寺 (9)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	高天町	諫早- (急) -1264	尾草 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
146		諫早- (急) -1265	高天 (1)		○	○	
147		諫早- (急) -1265-2	高天 (2)		○	○	
148		諫早- (急) -1266	高天 (3)		○	○	
149		諫早- (急) -1267	高天 (4)		○	○	
150		諫早- (急) -1268	高天 (5)		○	○	
151		諫早- (急) -1269	高天 (6)		○	○	
152		諫早- (急) -1270	高天 (7)		○	○	
153		諫早- (急) -1271	高天 (8)		○	○	
154		諫早- (急) -1272	高天 (9)		○	○	
155	白浜町	諫早- (急) -1273	高天 (10)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
156		諫早- (急) -1274	高天 (11)		○	○	
157		諫早- (急) -1275	高天 (12)		○	○	
158		諫早- (急) -1276	高天 (13)		○	○	
159		諫早- (急) -1277	高天 (14)		○	○	
160		諫早- (急) -1278	白浜 (1)		○	○	
161		諫早- (急) -1279	白浜 (2)		○	○	
162		諫早- (急) -1280	白浜 (3)		○	○	
163		諫早- (急) -1282	白浜 (4)		○	○	
164	白原町	諫早- (急) -1283	白原 (1)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
165		諫早- (急) -1283-2	白原 (2)		○	○	
166		諫早- (急) -1283-3	白原 (3)		○	○	
167		諫早- (急) -1283-4	白原 (4)		○	○	
168		諫早- (急) -1283-5	白原 (5)		○	○	
169		諫早- (急) -1283-6	白原 (6)		○	○	
170		諫早- (急) -1283-7	白原 (7)		○	○	
171		諫早- (急) -1283-8	白原 (8)		○	○	
172		諫早- (急) -1283-9	白原 (9)		○	○	
173		諫早- (急) -1284	白原 (10)		○	○	
174		諫早- (急) -1284-2	白原 (11)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
175		諫早- (急) -1285	白原 (12)		○	○	
176		諫早- (急) -1286	白原 (13)		○	○	
177		諫早- (急) -1286-2	白原 (14)		○	○	
178		諫早- (急) -1287	白原 (15)		○	○	
179		諫早- (急) -1288	白原 (16)		○	○	
180		諫早- (急) -1289	白原 (17)		○	○	
181		諫早- (急) -1289-2	白原 (18)		○	○	
182		諫早- (急) -1290	白原 (19)		○	○	
183		諫早- (急) -1291	白原 (20)		○	○	
184	猿崎町	諫早- (急) -1292	白原 (21)	急傾斜地の崩壊	○	○	平成31年 3月15日 第229号
185		諫早- (急) -1292-2	白原 (22)		○	○	
186		諫早- (急) -1292-3	白原 (23)		○	○	
187		諫早- (急) -1293	白原 (24)		○	○	
188		諫早- (急) -1294	白原 (25)		○	○	
189		諫早- (急) -1295	白原 (26)		○	○	
190		諫早- (急) -1298	白原 (27)		○	○	
191		諫早- (急) -1299	白原 (28)		○	○	
192		諫早- (急) -1301	猿崎 (1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
193	猿崎町	諫早- (急) -1302	猿崎 (2)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
194		諫早- (急) -1303	猿崎 (3)		○	
195		諫早- (急) -1304	猿崎 (4)		○	
196		諫早- (急) -1305	猿崎 (5)		○	
197		諫早- (急) -1305-2	猿崎 (6)		○	
198		諫早- (急) -1306	猿崎 (7)		○	
199		諫早- (急) -1306-2	猿崎 (1)		○	
200		諫早- (急) -1401	破籠井		○	
201		諫早- (急) -1402	破籠井 (2)		○	
202		諫早- (急) -1404	破籠井 (3)		○	
203	高来町船津	諫早- (急) -1405	破籠井 (4)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
204		諫早- (急) -1407	破籠井 (5)		○	
205		諫早- (急) -1407-2	破籠井 (6)		○	
206		諫早- (急) -1408	破籠井 (7)		○	
207		諫早- (急) -1409	破籠井 (8)		○	
208		諫早- (急) -1411	破籠井 (9)		○	
209		諫早- (急) -1412	破籠井 (10)		○	
210		諫早- (急) -1412-2	破籠井 (11)		○	
211		諫早- (急) -1413	破籠井 (12)		○	
212		諫早- (急) -1414	破籠井 (13)		○	
213	真崎町	諫早- (急) -1416	破籠井 (14)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
214		諫早- (急) -1416-2	破籠井 (15)		○	
215		諫早- (急) -1416-3	破籠井 (16)		○	
216		諫早- (急) -1417	破籠井 (17)		○	
217		諫早- (急) -1418	破籠井 (18)		○	
218		諫早- (急) -1419	破籠井 (19)		○	
219		諫早- (急) -1421	破籠井 (20)		○	
220		諫早- (急) -1423	真崎 (3)		○	
221		諫早- (急) -1425	真崎 (4)		○	
222		諫早- (急) -1426	真崎 (5)		○	
223	白岩町	諫早- (急) -1427	真崎 (6)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
224		諫早- (急) -1429	真崎 (8)		○	
225		諫早- (急) -1430	真崎 (2)		○	
226		諫早- (急) -1432	真崎 (1)		○	
227		諫早- (急) -1434	白岩 (3)		○	
228		諫早- (急) -1439	真崎 (9)		○	
229		諫早- (急) -1440	真崎 (10)		○	
230		諫早- (急) -1441	真崎 (11)		○	
231		諫早- (急) -1443	真崎本村名		○	
232		諫早- (急) -1445	堂崎 (1)		○	
233	堂崎町	諫早- (急) -1447	堂崎 (2)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
234		諫早- (急) -1449	堂崎		○	
235		諫早- (急) -1450	堂崎 (3)		○	
236		諫早- (急) -1450-2	堂崎 (4)		○	
237		諫早- (急) -1451	堂崎 (6)		○	
238		諫早- (急) -1452	堂崎 (5)		○	
239		諫早- (急) -1453	堂崎 (7)		○	
240		諫早- (急) -1456	堂崎 (8)		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	告示年月日 告示番号
241	堂崎町	諫早- (急) -1459	堂崎 (9)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
242		諫早- (急) -1459-2	堂崎 (10)		○	
243		諫早- (急) -1460	真崎 (12)		○	
244		諫早- (急) -1461	白岩 (1)		○	
245		諫早- (急) -1461-2	白岩 (2)		○	
246		諫早- (急) -1465	字都 (3)		○	
247		諫早- (急) -1465-2	字都 (5)		○	
248		諫早- (急) -1467	字都 (8)		○	
249		諫早- (急) -1469	字都 (10)		○	
250		諫早- (急) -1471	字都 (6)		○	
251	字都町	諫早- (急) -1472	字都 (12)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
252		諫早- (急) -1473	字都 (13)		○	
253		諫早- (急) -1474	字都 (14)		○	
254		諫早- (急) -1475	字都 (30)		○	
255		諫早- (急) -1476	字都 (11)		○	
256		諫早- (急) -1478	字都 (15)		○	
257		諫早- (急) -1479	字都 (16)		○	
258		諫早- (急) -1480	字都 (17)		○	
259		諫早- (急) -1481	字都 (18)		○	
260		諫早- (急) -1482	字都 (19)		○	
261	新道町	諫早- (急) -1485	字都 (9)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
262		諫早- (急) -1486	字都 (20)		○	
263		諫早- (急) -1486-2	字都 (21)		○	
264		諫早- (急) -1487	字都 (22)		○	
265		諫早- (急) -1488	字都 (2)		○	
266		諫早- (急) -1489	字都 (23)		○	
267		諫早- (急) -1490	字都 (24)		○	
268		諫早- (急) -1491	字都 (25)		○	
269		諫早- (急) -1493	新道 (2)		○	
270		諫早- (急) -1494	新道 (3)		○	
271	高城町	諫早- (急) -1495	字都 (26)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
272		諫早- (急) -1496	字都 (27)		○	
273		諫早- (急) -1497	字都 (28)		○	
274		諫早- (急) -1500	高城		○	
275		諫早- (急) -1501	西小路		○	
276		諫早- (急) -1502	字都 (29)		○	
277		諫早- (急) -1505	字都 (4)		○	
278		諫早- (急) -1506	西小路 (2)		○	
279		諫早- (急) -1507	西小路 (3)		○	
280		諫早- (急) -1510	原口		○	
281	西郷町	諫早- (急) -1513	新道 (4)	急傾斜地の崩壊	○	平成31年 3月15日 第229号
282		諫早- (急) -1515	新道		○	
283		諫早- (急) -1516	新道 (5)		○	
284		諫早- (急) -1517	西郷		○	
285		諫早- (土) -301	長田川 (イ)		○	
286		諫早- (土) -305	長田川 (ロ)		○	
287		諫早- (土) -306	長田川 (ハ)		○	
288		諫早- (土) -308	長田川 (ニ)		○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
289	大場町	諫早- (土) -309	長田川 (ホ)	土石流	○	○	平成31年 3月15日 第229号
290		諫早- (土) -310	岩屋川口川		○	○	
291		諫早- (土) -311	長田川 (ヘ)		○	○	
292		諫早- (土) -312	長田川 (ト)		○	○	
293		諫早- (土) -313	長田川 (チ)		○	○	
294	白木峰町	諫早- (土) -314	長田川 (リ)		○	○	
295		諫早- (土) -318	大場川 (ロ)		○	○	
296		諫早- (土) -321	白木峰川		○	○	
297		諫早- (土) -322	松尾川		○	○	
298		諫早- (土) -326	刺刀峰川 (イ)		○	○	
299	破籠井町	諫早- (土) -327	刺刀峰川 (ロ)		○	○	
300		諫早- (土) -401	真崎川		○	○	
301		諫早- (土) -403	真崎川 (イ)		○	○	
302		諫早- (土) -404	真崎川 (ロ)		○	○	
303		諫早- (土) -407	宇都川 (イ)		○	○	
304	宇都町	諫早- (土) -408	宇都川 (ニ)		○	○	
305		諫早- (土) -409	宇都川 (ロ)		○	○	
306		諫早- (土) -410	宇都川 (ハ)		○	○	
307		諫早- (土) -411	宇都川 (ト)		○	○	
308		諫早- (土) -412	宇都川 (チ)		○	○	
309	西小路町	諫早- (土) -413	原口川 (イ)		○	○	
310		諫早- (土) -414	原口川		○	○	
311		諫早- (土) -415	原口川 (ロ)		○	○	
312		諫早- (土) -416	西小路川		○	○	
313		諫早- (土) -417	宇都川 (イ)		○	○	
314	宇都町	諫早- (土) -418	宇都川 (ホ)		○	○	
315		諫早- (土) -419	宇都川 (リ)		○	○	
316		諫早- (土) -421	宇都川 (イ)		○	○	
317		諫早- (土) -422	宇都川 (ハ)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	本明町	諫早- (急) -1621	井手 (2)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
2		諫早- (急) -1622	井手 (3)		○	○	
3		諫早- (急) -1623	井手		○	○	
4		諫早- (急) -1625	井手 (4)		○	○	
5		諫早- (急) -1701	本明 (3)		○	○	
6		諫早- (急) -1702	広瀬		○	○	
7		諫早- (急) -1703	広瀬 (3)		○	○	
8		諫早- (急) -1704	広瀬 (2)		○	○	
9		諫早- (急) -1705	本明 (4)		○	○	
10		諫早- (急) -1706	本明 (5)		○	○	
11		諫早- (急) -1707	本明 (6)		○	○	
12		諫早- (急) -1708	渡瀬 (3)		○	○	
13		諫早- (急) -1709	渡瀬 (2)		○	○	
14		諫早- (急) -1710	本明 (7)		○	○	
15		諫早- (急) -1711	本明 (8)		○	○	
16		諫早- (急) -1712	本明 (9)		○	○	
17		諫早- (急) -1713	本明 (10)		○	○	
18		諫早- (急) -1714	本明 (11)		○	○	
19		諫早- (急) -1715	本明 (12)		○	○	
20		諫早- (急) -1716	渡瀬 (1)		○	○	
21		諫早- (急) -1717	本明 (13)		○	○	
22		諫早- (急) -1718	本明 (14)		○	○	
23		諫早- (急) -1719	本明 (15)		○	○	
24		諫早- (急) -1720	本明 (16)		○	○	
25		諫早- (急) -1721	本明 (17)		○	○	
26		諫早- (急) -1722	本明 (18)		○	○	
27		諫早- (急) -1723	本明 (19)		○	○	
28		諫早- (急) -1724	本明 (20)		○	○	
29		諫早- (急) -1725	本明 (21)		○	○	
30		諫早- (急) -1726	本明 (22)		○	○	
31		諫早- (急) -1727	森下		○	○	
32		諫早- (急) -1728	森下 (2)		○	○	
33		諫早- (急) -1729	森下 (3)		○	○	
34		諫早- (急) -1730	森下 (4)		○	○	
35		諫早- (急) -1731	本明 (23)		○	○	
36		諫早- (急) -1732	本明 (24)		○	○	
37		諫早- (急) -1733	本明		○	○	
38		諫早- (急) -1734	本明 (2)		○	○	
39		諫早- (急) -1735	本明 (25)		○	○	
40		諫早- (急) -1736	本明 (26)		○	○	
41		諫早- (急) -1737	前河内		○	○	
42		諫早- (急) -1738	前河内 (3)		○	○	
43		諫早- (急) -1739	本明 (27)		○	○	
44		諫早- (急) -1740	本明 (28)		○	○	
45		諫早- (急) -1741	本明 (29)		○	○	
46		諫早- (急) -1742	前河内 (2)		○	○	
47		諫早- (急) -1743	本明 (30)		○	○	
48		諫早- (急) -1744	本明 (31)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	本明町	諫早- (急) -1745	森下 (5)	急傾斜地の崩壊	○		令和元年 7月5日 第112号
50		諫早- (急) -1746	森下 (6)		○		
51		諫早- (急) -1747	本明 (32)		○	○	
52		諫早- (急) -1748	本明 (33)		○	○	
53		諫早- (急) -1749	本明 (34)		○	○	
54		諫早- (急) -1750	本明 (35)		○	○	
55		諫早- (急) -1751	本明 (36)		○	○	
56		諫早- (急) -1752	本明 (37)		○	○	
57		諫早- (急) -1753	本明 (38)		○	○	
58		諫早- (急) -1754	本明 (39)		○	○	
59		諫早- (急) -1755	本明 (40)		○	○	
60		諫早- (急) -1756	本明 (41)		○	○	
61		諫早- (急) -1757	本明 (42)		○	○	
62	目代町	諫早- (急) -1758	目代 (4)		○	○	
63		諫早- (急) -1759	目代 (5)		○	○	
64		諫早- (急) -1760	目代 (6)		○	○	
65		諫早- (急) -1761	目代 (7)		○	○	
66		諫早- (急) -1762	仏供田 (4)		○	○	
67		諫早- (急) -1763	目代 (8)		○	○	
68		諫早- (急) -1764	目代 (9)		○	○	
69		諫早- (急) -1765	目代 (10)		○	○	
70		諫早- (急) -1766	目代 (11)		○	○	
71		諫早- (急) -1767	目代 (12)		○	○	
72		諫早- (急) -1768	目代 (13)		○	○	
73		諫早- (急) -1769	仏供田 (2)		○	○	
74		諫早- (急) -1770	目代 (14)		○	○	
75		諫早- (急) -1771	目代 (15)		○	○	
76		諫早- (急) -1772	普法師 (1)		○	○	
77		諫早- (急) -1773	普法師 (2)		○	○	
78		諫早- (急) -1774	普法師 (4)		○	○	
79		諫早- (急) -1775	目代 (16)		○	○	
80		諫早- (急) -1776	普法師 (5)		○	○	
81		諫早- (急) -1777	山ノ木 (5)		○	○	
82		諫早- (急) -1778	山ノ木 (6)		○	○	
83		諫早- (急) -1779	山ノ木 (4)		○	○	
84		諫早- (急) -1780	山ノ木		○	○	
85		諫早- (急) -1781	山ノ木 (7)		○	○	
86		諫早- (急) -1782	山ノ木 (8)		○	○	
87		諫早- (急) -1783	目代 (16)		○	○	
88		諫早- (急) -1784	山ノ木 (9)		○	○	
89		諫早- (急) -1785	目代 (1)		○	○	
90		諫早- (急) -1786	目代 (2)		○	○	
91		諫早- (急) -1787	目代 (17)		○	○	
92		諫早- (急) -1788	目代 (3)		○	○	
93		諫早- (急) -1789	目代 (18)		○	○	
94		諫早- (急) -1790	目代 (19)		○	○	
95		諫早- (急) -1791	目代 (20)		○	○	
96		諫早- (急) -1792	目代 (21)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
97	目代町	諫早- (急) -1793	目代 (22)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
98		諫早- (急) -1794	目代 (23)		○	○	
99		諫早- (急) -1795	目代 (24)		○	○	
100		諫早- (急) -1796	小山		○	○	
101		諫早- (急) -1797	目代 (25)		○	○	
102		諫早- (急) -1798	目代 (26)		○	○	
103		諫早- (急) -1799	目代 (27)		○	○	
104		諫早- (急) -1800	目代 (28)		○	○	
105		諫早- (急) -1801	目代 (29)		○	○	
106		諫早- (急) -1802	目代 (30)		○	○	
107		諫早- (急) -1803	目代 (31)		○	○	
108		諫早- (急) -1804	目代 (32)		○	○	
109		諫早- (急) -1805	目代 (33)		○	○	
110		諫早- (急) -1806	青山		○	○	
111		諫早- (急) -1807	目代 (34)		○	○	
112		諫早- (急) -1808	目代 (35)		○	○	
113		諫早- (急) -1809	青山 (2)		○	○	
114		諫早- (急) -1810	青山 (1)		○	○	
115		諫早- (急) -1811	目代 (36)		○	○	
116		諫早- (急) -1812	目代 (37)		○	○	
117		諫早- (急) -1813	目代 (38)		○	○	
118		諫早- (急) -1814	目代 (39)		○	○	
119		諫早- (急) -1815	目代 (40)		○	○	
120		諫早- (急) -1816	目代 (41)		○	○	
121		諫早- (急) -1817	目代 (42)		○	○	
122		諫早- (急) -1818	目代 (43)		○	○	
123		諫早- (急) -1819	目代 (44)		○	○	
124		諫早- (急) -1820	目代 (45)		○	○	
125		諫早- (急) -1821	目代 (46)		○	○	
126		諫早- (急) -1822	目代 (47)		○	○	
127		諫早- (急) -1823	目代 (48)		○	○	
128		諫早- (急) -1824	目代 (49)		○	○	
129	本明町	諫早- (急) -1825	目代 (50)		○	○	
130		諫早- (急) -1826	本明 (43)		○	○	
131	目代町	諫早- (急) -1827	本明 (44)		○	○	
132		諫早- (急) -1828	目代 (51)		○	○	
133		諫早- (急) -1829	目代 (52)		○	○	
134	城見町	諫早- (急) -1830	城見	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
135	金谷町	諫早- (急) -1831	金谷		○	○	
136		諫早- (急) -1832	金屋町		○	○	
137		諫早- (急) -1833	金谷 (2)		○	○	
138		諫早- (急) -1834	金谷 (3)		○	○	
139	泉町	諫早- (急) -1835	泉 (3)		○	○	
140		諫早- (急) -1836	泉 (4)		○	○	
141		諫早- (急) -1837	泉 (2)		○	○	
142		諫早- (急) -1838	泉 (5)		○	○	
143		諫早- (急) -1839	泉 (6)		○	○	
144		諫早- (急) -1840	泉 (1)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
145	泉町	諫早- (急) -1841	泉 (7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
146		諫早- (急) -1842	泉 (8)		○	○	
147		諫早- (急) -1843	泉 (9)		○	○	
148		諫早- (急) -1844	泉 (10)		○	○	
149		諫早- (急) -1845	泉 (11)		○	○	
150	日の出町	諫早- (急) -1846	泉 (12)		○		
151		諫早- (急) -1847	日の出(2)		○		
152		諫早- (急) -1848	日の出(3)		○		
153		諫早- (急) -1849	日の出		○	○	
154		諫早- (急) -1850	香田 (1)		○	○	
155		諫早- (急) -1851	香田 (2)		○	○	
156		諫早- (急) -1852	日の出(4)		○	○	
157		諫早- (急) -1853	日の出(5)		○	○	
158		諫早- (急) -1854	香田 (2)		○	○	
159		諫早- (急) -1855	香田 (3)		○	○	
160	福岡町	諫早- (急) -1856	福岡 (4)		○	○	
161		諫早- (急) -1857	上平田 (2)		○	○	
162		諫早- (急) -1858	上平田		○	○	
163		諫早- (急) -1859	上平田(3)		○	○	
164		諫早- (急) -1860	福岡 (5)		○	○	
165		諫早- (急) -1861	福岡 (6)		○	○	
166		諫早- (急) -1862	福岡 (7)		○	○	
167		諫早- (急) -1863	福岡 (8)		○	○	
168		諫早- (急) -1864	福岡 (9)		○	○	
169		諫早- (急) -1865	福岡 (10)		○	○	
170		諫早- (急) -1866	福岡 (11)		○	○	
171		諫早- (急) -1867	福岡 (12)		○	○	
172		諫早- (急) -1868	福岡 (13)		○	○	
173		諫早- (急) -1869	福岡 (14)		○	○	
174		諫早- (急) -1870	福岡 (15)		○	○	
175		諫早- (急) -1871	福岡 (16)		○	○	
176		諫早- (急) -1872	福岡 (17)		○	○	
177		諫早- (急) -1873	福岡 (18)		○	○	
178		諫早- (急) -1874	福岡 (19)		○	○	
179		諫早- (急) -1875	福岡 (20)		○	○	
180		諫早- (急) -1876	福岡 (21)		○	○	
181		諫早- (急) -1877	福岡 (22)		○	○	
182		諫早- (急) -1878	中山		○	○	
183		諫早- (急) -1879	福岡 (23)		○	○	
184		諫早- (急) -1880	中山 (3)		○	○	
185		諫早- (急) -1881	福岡		○	○	
186		諫早- (急) -1882	福岡 (24)		○	○	
187		諫早- (急) -1883	福岡 (2)		○	○	
188		諫早- (急) -1884	福岡 (25)		○	○	
189		諫早- (急) -1885	中山 (2)		○	○	
190		諫早- (急) -1886	福岡 (26)		○	○	
191		諫早- (急) -1887	福岡 (27)		○	○	
192		諫早- (急) -1888	福岡 (28)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番 号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
193	福岡町	諫早- (急) -1889	福岡 (29)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
194		諫早- (急) -1890	福岡 (30)		○	○	
195		諫早- (急) -1891	福岡 (31)		○	○	
196		諫早- (急) -1892	福岡 (32)		○	○	
197		諫早- (急) -1893	福岡 (33)		○	○	
198		諫早- (急) -1894	福岡 (34)		○	○	
199		諫早- (急) -1895	福岡 (35)		○	○	
200		諫早- (急) -1896	福岡 (36)		○	○	
201		諫早- (急) -1897	福岡 (37)		○	○	
202		諫早- (急) -1898	福岡 (38)		○	○	
203		諫早- (急) -1899	福岡 (39)		○	○	
204		諫早- (急) -1900	福岡 (40)		○	○	
205		諫早- (急) -1901	福岡 (41)		○	○	
206		諫早- (急) -1902	柴田 (3)		○	○	
207		諫早- (急) -1903	柴田 (2)		○	○	
208	柴田町	諫早- (急) -1904	柴田 (4)		○	○	
209		諫早- (急) -1905	柴田 (5)		○	○	
210		諫早- (急) -1906	柴田 (6)		○	○	
211		諫早- (急) -1907	柴田 (7)		○	○	
212		諫早- (急) -1908	柴田 (8)		○	○	
213		諫早- (急) -1909	柴田 (9)		○	○	
214		諫早- (急) -1910	柴田 (10)		○	○	
215		諫早- (急) -1911	柴田 (11)		○	○	
216		諫早- (急) -1912	柴田 (12)		○		
217		諫早- (急) -1913	柴田 (13)		○	○	
218		諫早- (急) -1914	柴田 (14)		○	○	
219		諫早- (急) -1915	柴田 (15)		○	○	
220		諫早- (急) -1916	柴田 (16)		○	○	
221		諫早- (急) -1917	柴田 (17)		○	○	
222		諫早- (急) -1918	柴田 (18)		○	○	
223		諫早- (急) -1919	柴田 (19)		○	○	
224		諫早- (急) -1920	柴田		○	○	
225		諫早- (急) -1921	柴田 (20)		○	○	
226		諫早- (急) -1922	柴田 (21)		○	○	
227		諫早- (急) -1923	柴田 (22)		○	○	
228		諫早- (急) -1924	柴田 (23)		○	○	
229		諫早- (急) -1925	柴田 (24)		○	○	
230		諫早- (急) -1926	西柴田		○	○	
231		諫早- (急) -1927	柴田 (25)		○	○	
232		諫早- (急) -1928	柴田 (26)		○	○	
233	西柴田町	諫早- (急) -1929	柴田 (27)		○	○	
234		諫早- (急) -1930	柴田 (28)		○	○	
235		諫早- (急) -1931	永昌		○	○	
236		諫早- (急) -1932	永昌(2)		○		
237		諫早- (急) -1933	永昌(3)		○		
238	永昌町	諫早- (急) -1934	永昌(4)		○	○	
239		諫早- (急) -1935	永昌(5)		○	○	
240		諫早- (急) -1936	永昌(6)		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
241	永昌町	譲早- (急) -1937	永昌 (7)	急傾斜地の崩壊	○	○	令和元年 7月5日 第112号
242		譲早- (急) -1938	永昌 (8)		○	○	
243		譲早- (急) -1939	永昌 (9)		○	○	
244		譲早- (急) -1940	永昌 (10)		○	○	
245		譲早- (急) -1941	小船越 (3)		○	○	
246	貝津町	譲早- (急) -1942	貝津 (29)		○	○	
247		譲早- (急) -1943	貝津 (30)		○	○	
248		譲早- (急) -1944	貝津 (31)		○	○	
249		譲早- (急) -1945	貝津 (32)		○	○	
250	貝津ヶ丘	譲早- (急) -1946	貝津ヶ丘		○	○	
251	中通町	譲早- (急) -598-2	中通 (14)		○	○	
252	小豆崎町	譲早- (急) -1107	小豆崎 (5)		○	○	
253	真崎町	譲早- (急) -1428	真崎 (7)		○	○	
254	飯盛町里	譲早 (飯盛) - (急) -0070-2	里 (47)		○	○	
255	本明町	譲早- (土) -501	綿打川 (イ)	土石流	○	○	
256		譲早- (土) -502	東河内川 (ロ)		○	○	
257		譲早- (土) -503	東河内川		○	○	
258		譲早- (土) -504	東河内川 (イ)		○	○	
259		譲早- (土) -505	前河内川		○	○	
260	目代町	譲早- (土) -506	青山川		○	○	
261		譲早- (土) -507	青山川 (イ)		○	○	
262		譲早- (土) -508	目代川 (イ)		○	○	
263		譲早- (土) -509	目代川		○	○	
264	永昌町	譲早- (土) -510	宇都川 (ホ)		○	○	
265	久山町	譲早- (地) -1	花ノ木	地すべり	○	○	
266	飯盛町川下	譲早 (飯盛) - (地) -1	川下		○	○	
267	飯盛町古場	譲早 (飯盛) - (地) -2	古場		○	○	
268	飯盛町平古場	譲早 (飯盛) - (地) -3	穴越		○	○	
269	飯盛町里	譲早 (飯盛) - (地) -4	幸坂		○	○	
270	飯盛町久保	譲早 (飯盛) - (地) -5	久保		○	○	
271	飯盛町久保	譲早 (飯盛) - (地) -6	万詰		○	○	
272	飯盛町後田	譲早 (飯盛) - (地) -7	新崎		○	○	
273	小長井町川内、打越	譲早 (小長井) - (地) -1	打越		○	○	

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒 警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
1	下大渡野町	譲早- (地) -11	下大渡野	地すべり	○		令和2年 1月21日 第39号
2	破籠井町	譲早- (地) -12	破籠井		○		
3	御手水町	譲早- (地) -13	御手水1		○		
4		譲早- (地) -14	御手水2		○		
5	白木峰町	譲早- (地) -15	白木峰		○		
6	久山町	譲早- (地) -17	久山		○		
7		譲早- (地) -25	田茶屋		○		
8	土師野尾町	譲早- (地) -18	土師野尾1		○		
9		譲早- (地) -19	土師野尾2		○		
10	天神町	譲早- (地) -20	天神1		○		
11		譲早- (地) -21	天神2		○		
12		譲早- (地) -22	天神3		○		
13		譲早- (地) -23	天神4		○		
14	川床町	譲早- (地) -24	川床		○		
15	津久薬町	譲早- (地) -26	綿原		○		
16	多良見町	譲早 (多良見) - (地) -11	四ツ枝		○		
17		譲早 (多良見) - (地) -12	大山		○		
18		譲早 (多良見) - (地) -13	清水		○		
19		譲早 (多良見) - (地) -14	木床		○		
20		譲早 (多良見) - (地) -15	日当		○		
21		譲早 (多良見) - (地) -16	井樋ノ尾		○		
22		譲早 (多良見) - (地) -17	合戦場		○		
23	小長井町	譲早 (小長井) - (地) -11	七曲り		○		
24		譲早 (小長井) - (地) -12	中古場		○		
25		譲早 (小長井) - (地) -13	櫛ノ木		○		
26		譲早 (小長井) - (地) -14	猫塚		○		
27		譲早 (小長井) - (地) -15	木裏木		○		
28		譲早 (小長井) - (地) -16	城山		○		
29		譲早 (小長井) - (地) -17	三ツ石		○		
30		譲早 (小長井) - (地) -18	小川原浦		○		
31	高来町	譲早 (高来) - (地) -11	萩原		○		
32		譲早 (高来) - (地) -12	土持場		○		
33		譲早 (高来) - (地) -13	定谷		○		
34		譲早 (高来) - (地) -14	坂下		○		
35		譲早 (高来) - (地) -15	下猫山		○		
36		譲早 (高来) - (地) -16	東野		○		
37		譲早 (高来) - (地) -17	小中尾		○		
38		譲早 (高来) - (地) -18	三反田		○		
39		譲早 (高来) - (地) -19	早稲田		○		
40		譲早 (高来) - (地) -20	神津倉		○		
41	飯盛町	譲早 (飯盛) - (地) -12	東		○		
42		譲早 (飯盛) - (地) -13	山口		○		
43		譲早 (飯盛) - (地) -14	清水		○		
44		譲早 (飯盛) - (地) -15	清水前田		○		
45		譲早 (飯盛) - (地) -16	上畔		○		
46		譲早 (飯盛) - (地) -17	小更		○		
47		譲早 (飯盛) - (地) -18	水源平		○		
48		譲早 (飯盛) - (地) -20	大久保		○		

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

番号	指定した土地 の所在地	箇所番号	箇所名	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類	警戒	特別 警戒	告示年月日 告示番号
49	飯盛町	藤早（飯盛）－（地）－21	里塚	地すべり	○		令和2年 1月21日 第39号
50		藤早（飯盛）－（地）－22	尾崎		○		
51		藤早（飯盛）－（地）－25	松木園		○		
52		藤早（飯盛）－（地）－26	山間		○		
53		藤早（飯盛）－（地）－27	藤ノ峰		○		
54		藤早（飯盛）－（地）－28	中山		○		
55		藤早（飯盛）－（地）－29	上瀬泉田		○		
56		藤早（飯盛）－（地）－30	圃		○		
57		藤早（飯盛）－（地）－31	上西ノ首		○		
58		藤早（飯盛）－（地）－32	高平		○		
59		藤早（飯盛）－（地）－34	堺ノ尾		○		

急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（急傾斜地法）に基づく指定

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

急傾斜地崩壊危険区域に指定された地域は次のとおりである。

急傾斜地崩壊危険区域の集計表

諫早地域	多良見地域	森山地域	飯盛地域	高来地域	小長井地域	合計(箇所)
51	15	19	32	8	17	142

(諫早地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	宇都	宇都町	46m 12m	0.07ha	23戸 69人	H12.1.14 第58号	県一般公共 H10	完成
2	宇都(2)	宇都町	51m 7m	0.10ha	5戸 15人	H17.3.31 第352号18	市県費補助 H11	完成
3	泉	泉町	120m 7.5m	0.48ha	5戸 20人	S57.3.2 第204号	県緊急 S57	完成
4	泉町第2	泉町	40m 9.2m	0.20ha	5戸 20人	S61.1.10 第7号	県緊急 S60～	完成
			75m 10m	0.11ha	15戸 45人	H14.10.11 第1155号	県・市 H13～H14	完成
			37m 7m	0.033ha	2戸	H25.9.20 第941号	市県費補助 H24～H25	完成
5	泉(3)	泉町	32.5m 5m	0.03ha	5戸 15人	H14.10.11 第1156号	市県費補助 H13～H14	完成
6	泉(1)	泉町	67m 9m	0.11ha	10戸	H28.9.6 第652号	市県費補助 H27～R2	完成
7	西深山久保	天満町 城見町	100m 6.5m	0.45ha	15戸 66人	S55.3.21 第234号	市県費補助 S55～S56	完成
8	上宇戸	天満町	110m 20m	0.55ha	36戸 55人	S53.6.6 第454号	県一般公共 S53～S56	完成
			100m 7.5m	0.44ha	13戸 42人	S58.4.8 第344号	市県費補助 S57～S59	完成
9	上宇戸(3)	天満町	395m 13～38m	1.00ha	41戸 123人	H8.10.15 第921号	県一般公共 H7～H9	完成
10	本明	本明町	120m 8m	0.50ha	5戸 15人	S62.10.2 第872号	県緊急 S61	完成
			87m 7m	0.03ha	0戸	H21.1.6 第7号	県・市 H17～H19	完成
11	下本明	本明町	355m 5.8m	0.52ha	12戸 36戸	H6.5.20 第566号	県一般公共 H6～H10	完成
			110m 7.0m	0.26ha	11戸	H24.12.11 第1014号	県 H22～H24	完成
12	前河内	本明町	192.8m 6m	1.25ha	7戸 28人	H6.8.16 第812号	市県費補助 H6～H16	完成
13	森の下	本明町	570m 30m	1.70ha	30戸	H18.3.31 第483号	県・市 H18～H20	完成
			30m 19m	0.12ha	2戸	H18.12.19 第1215号	県・市	完成
14	広瀬	本明町	170m 7m	0.23ha	8戸	H20.12.12 第1076号	市県費補助 H19～H23	完成
			140m 9m	0.35ha	4戸	H24.1.17 第56号	市県費補助 H24～H28	完成
15	山ノ木	目代町	390m 23m	0.84ha	11戸 33人	H10.12.8 第1331号	県一般公共 H10	完成
16	仲間	目代町	170m 10m	0.33ha	5戸	H31.4.23 第356号	市県費補助 H31～R7	完成
17	土師野尾	土師野尾町	135m 6.8m	0.51ha	7戸 21人	H4.12.8 第1107号	県緊急 H3	完成
18	土師野尾(2)	土師野尾町	170m 13m	0.45ha	7戸	R4.2.15 第88号	市県費補助 R2～	一部完成
19	夫婦木	小川町	82m 36m	0.09ha	6戸 18人	H17.3.31 第352号17	市県費補助 H15～	完成

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
20	鷺崎	鷺崎町	70m 12m	0.30ha	11戸 35人	S63.3.4 第208号	県一般公共 S63	完成
21	石崎	赤崎町	245m 44m	0.97ha	13戸	H18.9.1 第905号	県一般公共 H16～H19	完成
22	石崎(2)	赤崎町	250m 14m	0.65ha	12戸	H22.6.22 第594号	県一般公共 H21～H23	完成
23	黒崎	黒崎町	30m 11.4m	0.135ha	6戸 18人	H4.12.8 第1108号	県緊急 H3	完成
			260m 22m	0.70ha	11戸 33人	H15.2.4 第113号	県・市 H12～H16	完成
24	木秀	長野町	98m 13m	0.26ha	5戸	H25.7.16 第774号	市県費補助 H24～R1	完成
25	六本松	松里町	160m 8.5m	0.56ha	14戸 52人	S58.4.8 第347号	市県費補助 S57～S63	完成
			65m	0.35ha	6戸	S62.9.4	県緊急 S61	完成
			12m		23人	第786号	市県費補助 S63～H2	完成
26	六本松(2)	松里町	42m 7.8m	0.14ha	10戸 30人	H4.12.8 第1113号	県緊急 H3	完成
27	西岩崎	松里町	186m 7.9m	0.48ha	6戸 18人	H5.7.20 第754号	市県費補助 H4～H14	完成
28	西屋敷	有喜町	320m 19.5m	1.52ha	78戸 243人	S45.12.1 第810号	県一般公共 S55～S55	完成
29	高見	有喜町	170m	1.60ha	36戸	S55.3.21	県緊急 S55	完成
							県一般公共 S65～H2	完成
			14m		165人	第234号	市県費補助 S59～S63	完成
30	下岩崎	有喜町	190m 12m	0.69ha	12戸 48人	S57.3.2 第205号	県緊急 S57	完成
31	早見	早見町	26m	0.518ha	11戸	S56.3.13 第252号	県緊急 S56	完成
			7m		11人	S58.3.22 第286号	県一般公共	完成
32	岩ノ口	中通町	300m 44m	0.35ha	12戸 36人	H17.3.31 第352号19	県・市 H14～H15	完成
33	岩ノ口(2)	中通町	109m 15～50m	0.60ha	10戸	H26.2.25 第200号	県一般公共 H25～R1	完成
34	鶴田	鶴田町	65m 8m	0.19ha	6戸 27人	S63.3.4 第207号	市県費補助 S63～H3	完成
35	堂崎	堂崎町 津水町	280m 25m	1.80ha	15戸 63人	S62.9.18 第843号	県一般公共 S63～H1	完成
			50m 13～23m	0.23ha	5戸	H26.10.3 第921号	県一般公共 H25～H29	完成
36	平地蒔	富川町	180m 23m	0.34ha	5戸	H20.12.12 第1074号	市県費補助 H18～H25	完成
			101m 5.9m	0.11ha	2戸	H23.6.21 第660号		完成
37	山副	湯野尾町	200m 7m	1.00ha	5戸 21人	S60.4.2 第358号	県緊急 S59～H5	完成
38	岩下	湯野尾町	120m 10m	0.49ha	6戸 24人	H4.12.8 第1109号	県緊急 H3	完成
			350m 12m	0.95ha	10戸 30人	H10.10.30 第1203号	県一般公共 H8～H11	完成
39	棚掛	湯野尾町	290m 100m	0.46ha	13戸 39人	H14.1.25 第94号	県一般公共 H10～H13	完成
40	山口	湯野尾町	60m 30m	0.08ha	6戸 18人	H14.2.8 第132号	市県費補助 H10～H11	完成
41	中島	湯野尾町	270m 32m	1.41ha	11戸	H18.6.30 第718号	県一般公共 H16～H21	完成
42	田の平	下大渡野町	270m 12m	0.62ha	11戸 33人	H10.9.25 第1107号	県一般公共 H6～H10	完成

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
43	峰	下大渡野町	180m 30m	0.71ha	25戸	H18.12.19 第1219号	県一般公共 H17～H20	完成
44	西里	西里町	70m	0.20ha	5戸	S61.4.11 第346号	県緊急 S30・S63	完成
			10m		20人		市県費補助 S63	完成
45	中田	中田町	174m 15m	0.51ha	6戸 18人	H14.10.11 第1157号	市県費補助 H11～H24	完成
46	尾向	長田町	280m 13.5m	1.05ha	14戸 56人	H2.7.6 第681号	県一般公共 H2～H7	完成
47	長田(1)	長田町	200m 10m	0.32ha	13戸	H18.12.19 第1218号	県・市 H17～	完成
48	草原	長田町	50m 13m	0.09ha	6戸	R3.8.17 第582号	市県費補助 R2～R4	完成
49	尾首	高天町	87m 8.5m	0.28ha	7戸 21人	H3.11.26 第1115号	市県費補助 H3～H5	完成
50	香田(2)	福田町	142m 25m	0.76ha	5戸	R5.3.14 第187号	市県費補助 R4～	一部完成
51	本明(5)	本明町	100m 14m	0.14ha	8戸	R6.12.20 第616号	市県費補助 R6～	一部完成

(多良見地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	西川内	多良見町 西川内	180m 8m	0.30ha	10戸	H13.4.3 第480号	県・市 H11～H13	完成
2	源八(1)	多良見町 西川内	50m 12m	0.11ha	2戸	R1.10.18 第336号	市県費補助 H31～R2	完成
3	市布	多良見町 市布	90m 13m	0.21ha	6戸	H13.3.30 第458号	市県費補助 H11～H12	完成
4	化屋	多良見町 化屋	75m 10m	0.42ha	5戸	S58.3.11 第254号	県一般公共 S57～	完成
5	化屋上野	多良見町 化屋	84m 66m	0.46ha	7戸	S58.7.1 第547号	県一般公共 S60～S62	完成
			148m 13～50m	0.40ha	27戸	H24.12.7 第1008号	県一般公共 H24～H29	完成
6	化屋大島	多良見町 化屋	150m 12m	0.34ha	25戸	H4.1.21 第59号	県・市 H3～H6	完成
7	囲	多良見町 囲	335m	1.01ha	5戸	S58.3.4 第236号	県一般公共 S57	完成
			52m	1.50ha	17戸	S60.7.12 第597号	県一般公共 S60～S62	完成
			430m 49m	1.63ha	33戸	H23.4.22 第480号	県一般公共 H21～H30	完成
8	天砂	多良見町 囲	85m 25m	0.19ha	5戸	H12.12.22 第1262号	市県費補助 H12～H17	完成
9	船津	多良見町 木床	190m	0.18ha	13戸	S56.4.3 第353号	県一般公共	完成
10	木床	多良見町 木床	105m 38m	0.57ha	5戸	S58.4.1 第326号	県一般公共 S57～	完成
11	中網代	多良見町 舟津	42m 9m	0.04ha	6戸	H20.12.12 第1075号	市県費補助 H19～H20	完成
12	浦川内	多良見町 佐瀬	240m 101m	1.49ha	6戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～S57	完成
13	草木田	多良見町 佐瀬	40m 25m	1.02ha	5戸	S56.4.3 第353号	市県費補助 S53～H2	完成
14	百石(1)	多良見町 佐瀬	180m 46m	0.57ha	7戸	S63.4.15 第425号	市県費補助 S59～H5	完成
15	百石(2)	多良見町 佐瀬	110m 79m	0.31ha	5戸	S63.4.26 第454号	市県費補助 H4～H7	完成

(森山地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	原	森山町 下井牟田	206m	0.21ha	7戸	H4.12.8 第1122号	県・市 H4～H15	完成
			18m	0.03ha	1戸	H18.6.30 第717号		完成
2	休屋	森山町 唐比西	165m	0.79ha	10戸	S56.6.23 第619号	県一般公共 S57～S60	完成
			5m	0.22ha	3戸	S59.2.17 第157号		完成
3	備後崎	森山町 杉谷	200m 30m	0.96ha	10戸	S56.1.27 第72号	県一般公共 S56～S58	完成
4	江城	森山町 杉谷	340m 20m	1.12ha	12戸	H6.12.27 第1221号	県一般公共 H6～H12	完成
5	西ノ浦	森山町 杉谷	140m 38m	0.41ha	11戸	H11.1.18 第66号	県一般公共 H10～H12	完成
6	丸山	森山町 杉谷	210m 72m	0.60ha	17戸	H14.10.11 第1154号	県一般公共 H13～H16	完成
7	郡勢開	森山町 杉谷	232m 24m	0.64ha	21戸	H20.2.15 第123号	県一般公共 H19～H21	完成
8	釜	森山町 田尻	150m 24m	1.50ha	7戸	S46.2.23 第139号	県一般公共 H6	完成
9	倉津	森山町 田尻	390m	1.25ha	23戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54～S61	完成
			54m	0.19ha	23戸	S58.3.22 第286号		完成
10	白塔	森山町 田尻	190m 54m	1.60ha	11戸	S58.1.18 第63号	県・市 S57～H13	完成
11	梅野	森山町 田尻	460m 56m	0.50ha	13戸	S62.9.4 第793号	県一般公共 S62～H2	完成
12	平石	森山町 田尻	680m 44m	3.86ha	20戸	H2.8.31 第834号	県一般公共 H3～H10	完成
13	鋤崎	森山町 田尻	320m 40m	2.10ha	13戸	H14.6.21 第801号	県・市 H12～H18	完成
14	葛根崎	森山町 本村	200m 30m	0.53ha	11戸	H14.10.11 第1153号	県・市 H13～H16	完成
15	本村下(2)	森山町 本村	107m 12m	0.18ha	7戸	H24.8.3 第729号	市県費補助 H23～H28	完成
16	水谷	森山町 慶師野	604m	1.09ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S54～H8	完成
				0.88ha	7戸	S62.10.27 第979号		完成
				0.16ha	2戸	S63.9.24 第860号		完成
			32m	0.09ha	2戸	H6.8.16 第811号		完成
				0.05ha	1戸	H9.6.24 第859号		完成
17	万灯	森山町 慶師野	200m	0.56ha	10戸	S54.1.26 第59号	県一般公共 S57～S60	完成
			28m	0.97ha	5戸	S58.8.9 第649号		完成
18	水谷(2)	森山町 慶師野	253m	1.22ha	10戸	H9.9.26 第1213号	県一般公共 S62～H13	完成
			48m	0.18ha	2戸	H11.12.21 第1252号		完成
19	灯中	森山町 慶師野	34m 18m	0.07ha	5戸	H14.10.11 第1158号	県・市 H13～	完成
			185m	0.32ha	7戸	H18.6.30 第716号	県・市 H13～	完成
			55m 9m	0.07ha	2戸	H18.8.1 第821号	県・市 H13～	完成

(飯盛地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	湯穴	飯盛町 後田	311m 10m	4.10ha	41戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			80m 10m	0.50ha	12戸	S47.12.19 第865号	県一般公共	完成
2	後田名西船津	飯盛町 後田	330m 20m	1.20ha	18戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
3	三軒屋	飯盛町 後田	75m 8m	0.40ha	7戸	S55.12.19 第1006号	市県費補助 S56	完成
4	堀	飯盛町 後田	45m 7m	0.16ha	5戸	S58.4.8 第342号	市県費補助 S58	完成
5	西船津	飯盛町 後田	330m 20m	0.62ha	4戸	H4.12.8 第1120号	県一般公共	完成
6	堀第2	飯盛町 後田	24m 5m	0.058ha	5戸	H7.3.31 第340号	市県費補助 H7	完成
7	上井樋	飯盛町 下釜	290m 65m	1.78ha	21戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
8	大木不動山	飯盛町 下釜	312m 12m	1.85ha	34戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
			32m 13m	0.13ha	30戸	S58.3.22 第287号	県一般公共	完成
9	永汀	飯盛町 下釜	291m	1.35ha	24戸	S51.12.28 第1063号	県一般公共	完成
				0.12ha	6戸	H1.10.24 第1026号	市県費補助	完成
			40m	0.11ha	2戸	H10.7.24 第911号	市県費補助	完成
10	西泊	飯盛町 下釜	80m 5m	0.18ha	6戸	H6.7.8 第655号	—	指定のみ
11	香田	飯盛町 久保	57m 22m	0.21ha	5戸	S61.4.11 第346号	県・市 S61	完成
12	香田第2	飯盛町 久保	34m 40m	0.17ha	5戸	H9.8.5 第1037号	市県費補助 H9～H10	完成
13	佐田	飯盛町 佐田	73m 8m	0.48ha	4戸	H6.5.20 第561号	市県費補助 H5～H8	完成
14	蔦畔	飯盛町 平古場	130m 35m	0.67ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
15	石原	飯盛町 野中	90m 54m	0.93ha	4戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
16	上野中	飯盛町 野中	63m 40m	0.17ha	6戸	H4.12.8 第1119号	県一般公共	完成
17	囲	飯盛町 中山	160m 10m	0.48ha	7戸	S54.10.16 第762号	県一般公共 S54	完成
18	中山	飯盛町 中山	150m 30m	1.60ha	10戸	S57.2.12 第132号	県一般公共	完成
19	囲第2	飯盛町 中山	100m 30m	0.66ha	6戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成
20	道原	飯盛町 中山	75m 7m	0.50ha	7戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
21	古野	飯盛町 上原	100m 10m	0.86ha	6戸	S58.8.9 第647号	市県費補助 S58	完成
22	上原	飯盛町 上原	90m 15m	0.40 h a	1戸	S59.1.20 第81号	市県費補助 S58～S62	完成
23	坊	飯盛町 里	120m 80m	1.80ha	12戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
24	田尻	飯盛町 里	185m	0.70ha	10戸	S58.2.22 第192号	県一般公共	完成
			80m	0.23ha	1戸	S63.7.5 第609号		完成
25	西大門	飯盛町 里	300m 57m	1.50ha	11戸	S58.8.9 第647号	県一般公共	完成

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
26	清水	飯盛町 里	45m 15m	0.70ha	1戸	S61.2.4 第75号	県一般公共	完成
27	中	飯盛町 川下	95m 35m	0.80ha	6戸	S46.5.4 第358号	県一般公共	完成
28	八の久保	飯盛町 川下	170m 40m	2.00ha	10戸	S49.8.9 第1832号	県一般公共	完成
29	濱ノ端	飯盛町 川下	99m 12m	1.60ha	6戸	H21.7.24 第717号	市県費補助 H20～H24	完成
30	上園	飯盛町 古場	420m	3.14ha	18戸	S58.7.15 第590号	県緊急 S57	完成
			20m				県一般公共 H25～R1	完成
			50m 35m	0.05ha	2戸	H26.9.19 第891号	県一般公共 H25～R1	完成
31	補伽(2)	飯盛町 古場	280m 60m	1.35ha	10戸	S58.8.26 第714号	県一般公共	完成
32	宇戸川内	飯盛町 古場	120m 19m	0.42ha	6戸	H21.7.24 第716号	市県費補助 H20～H26	完成

(高来地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	善住寺	高来町 善住寺	49m	0.05ha	6戸	H19.8.31 第798号	市県費補助 H15～H17	完成
2	岩下	高来町 善住寺	62m 13m	0.15ha	5戸	R4.3.18 第223号	市県費補助 R4～R7	完成
			280m 66m	2.85ha	11戸	R6.10.11 第530号	県一般公共 R6～	一部完成
3	西平	高来町 水ノ浦	41m 6m	0.07ha	5戸	R3.1.5 第14号	市県費補助 R2～R3	完成
4	城ノ下	高来町 金崎	167m 12m	0.20ha	10戸	H14.8.9 第940号	県・市	完成
5	深海	高来町 古場	440m 7m	5.95ha	15戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
6	深海船津	高来町 船津	140m 12m	0.17ha	10戸	S62.10.27 第978号	県一般公共	完成
			36m 6m	0.05ha	2戸	H26.9.16 第874号	市県費補助	完成
7	深海(2)	高来町 船津	290m	0.40ha	13戸	H8.2.27 第205号	県一般公共	完成
			15m	0.22ha	4戸	H22.7.13 第646号	県一般公共	完成
8	大戸	高来町 大戸	127m 7m	0.33ha	11戸	H14.2.8 第130号	市県費補助	完成

(小長井地域)

番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
1	釜	小長井町 遠竹	120m 11m	0.72ha	5戸	S47.1.28 第52号	市県費補助 S57～S60	完成
2	南平	小長井町 遠竹	200m 15m	1.83ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
3	柳谷	小長井町 遠竹	230m 20m	1.50ha	6戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
4	釜(1)	小長井町 遠竹	58m 10m	0.08ha	6戸	H20.6.10 第579号	市県費補助 H18～H20	完成
5	釜(2)	小長井町 遠竹	111m 9m	0.08ha	5戸	H30.6.29 第488号	市県費補助 H30～R2	完成
6	竹崎	小長井町 井崎	130m 7m	0.13ha	5戸	H5.8.31 第893号	県・市	完成
7	小川原浦	小長井町 小川原浦	325m 30m	3.90ha	14戸	S47.1.28 第52号	県・市	完成

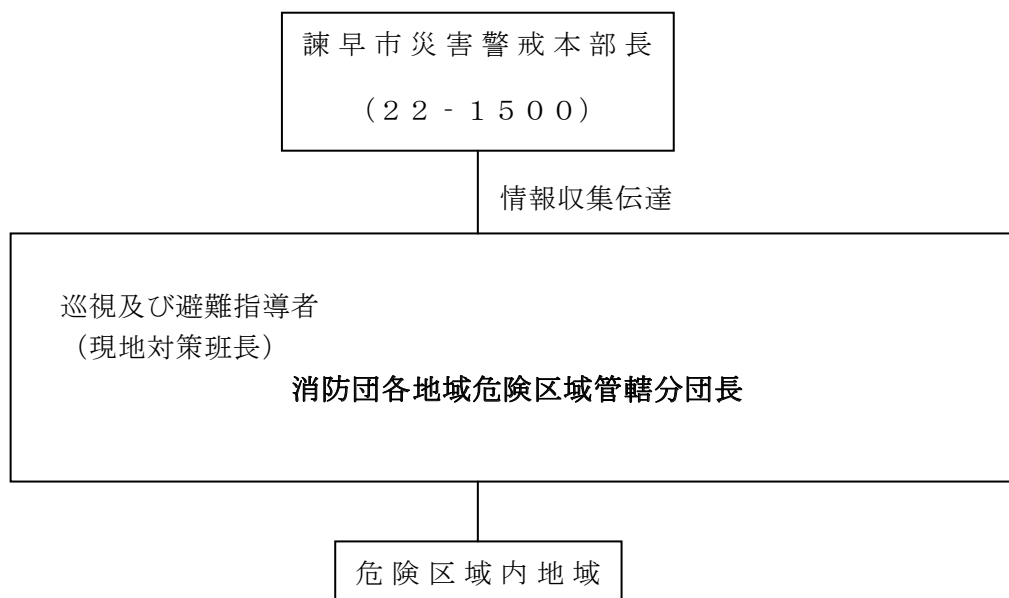
番号	危険区域	位置	延長 高さ	面積	人家戸数 人口	法指定年月日 告示番号	事業主体 施行期間	備考
8	出口	小長井町 小川原浦	360m 20m	3.60ha	10戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
9	長浜第1	小長井町 小川原浦	120m 9m	0.14ha	11戸	H5.8.31 第894号	県・市	完成
10	開	小長井町 牧	130m 10m	0.13ha	7戸	H5.8.31 第892号	県・市	完成
11	牧	小長井町 牧	307m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第861号	県・市	完成
			15m	0.04ha	10戸	H11.11.24 第1148号	県・市	完成
12	丸尾	小長井町 牧	240m 10m	0.42ha	7戸	H11.7.16 第762号	市県費補助 H10～H23	完成
13	赤岩	小長井町 打越	160m 16m	1.89ha	5戸	S47.1.28 第52号	—	指定のみ
14	足角	小長井町 打越	250m 5m	1.00ha	13戸	S63.6.28 第589号	県一般公共	完成
15	足角第2	小長井町 打越	257m	1.24ha	10戸	H4.12.8 第1121号	県一般公共	完成
			34m	0.28ha	10戸	H9.6.24 第858号	県一般公共	完成
16	風生(4)	小長井町 打越	290m	0.72ha	12戸	H6.10.28 第1014号	県・市	完成
			20m	0.04ha	11戸	H18.4.14 第522号	市県費補助 S56	完成
17	舟津	小長井町 大峰	520m 5m	3.80ha	9戸	S47.1.28 第52号	県一般公共	完成

2 予想される災害

連続的降雨又は集中豪雨等による急傾斜地の崩壊、これに伴う家屋の倒壊、埋没及び人的災害の発生。

3 情報収集及び伝達

(1) 情報収集及び伝達



(2) 危険区域内の地表水、湧水、亀裂の有無、竹木等の傾倒、人家の損壊などの情報収集を現地対策班長が行う。

(3) 雨量の測定は、諫早市役所の雨量計によって測定する。

(4) 気象情報は、本部長から巡視及び避難指導者へ行い、危険区域内住民へは、巡視及び避難指導者から行う。

4 警戒配備体制

諫早市災害警戒本部、水防本部設定に準ずる。

5 避難計画

(1) 急傾斜崩壊の危険が増大した時は、警察官の避難命令又は本部長の避難指示により避難を行う。住民への伝達は、避難信号のサイレン又は口頭で行う。

避難信号	サイレン	60 秒 _____	5 秒 休止	60 秒 _____	5 秒 休止

(2) 緊急避難場所等

※緊急避難場所等については、「地区別避難場所及び指導者一覧表（各地域）」を参照

6 救助計画

災害に伴う救出、救護については、諫早消防署、消防団、警察等関係機関の協力を得て実施する。

地すべり防止区域指定一覧表

[illegible]

213.94

は、官報等で、告示年月日及び告示番号を確認済の箇所

砂防指定地一覧

年度	台帳番号	地図順	追加	指定順	河川溪流名	箇所名（溪流名）	新市町村名	旧市町村名	告示番号	告示年月日	面積（ha）
S32	204 - 003	13		45	本明川	坊子谷川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	20.50
S32	204 - 001	14		46	本明川	谷川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	2.70
S32	204 - 009	15		59	本明川	目代川	諫早市	諫早市	1693	S32.12.21	1.80
S32	204 - 008	16		60	本明川	本明川	諫早市	諫早市	1693	S32.12.21	8.70
S32	204 - 007	17		55	本明川	柳谷川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	2.60
S32	204 - 002	18		47	本明川	湯野尾川	諫早市	諫早市	1408	S32.11.13	20.50
S32	204 - 005	19		56	本明川	湯野尾川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	7.00
S32	204 - 006	20	1	54	本明川	山口谷川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	1.90
S32	204 - 004	21		57	本明川	宗方川	諫早市	諫早市	1518	S32.11.28	0.90
S37	204 - 010	22		79	本明川	長田川	諫早市	諫早市	2864	S37.11.14	2.10
S38	204 - 011	23		101	本明川	長田川	諫早市	諫早市	1177	S38.4.5	14.40
S38	204 - 012	24	1	107	長田川	瀬々田川	諫早市	諫早市	2613	S38.10.14	0.94
S28	341 - 001	25		18	仁反田川	仁反田川	諫早市	森山町	1485	S28.12.14	0.44
S32	341 - 002	26	1	48	仁反田川	仁反田川	諫早市	森山町	1408	S32.11.13	3.00
S26	343 - 001	27		11	境川	境川	諫早市	高来町	898	S26.10.6	10.52
S31	343 - 002	28		34	境川	境川	諫早市	高来町	1970	S31.12.11	38.30
S32	343 - 003	35		49	小江川	小江川	諫早市	高来町	1408	S32.11.13	9.70
S32	343 - 004	37		61	深海川	深海川	諫早市	高来町	1693	S32.12.21	5.40
S38	343 - 006	38		103	深海川	深海川	諫早市	高来町	1177	S38.4.5	15.20
S32	344 - 001	39		62	長里川	長里川	諫早市	小長井町	1693	S32.12.21	8.30
S32	343 - 005	40		63	田島川	田島川	諫早市	高来町	1693	S32.12.21	3.90
S38	343 - 007	41	1	110	田島川	荒正津川	諫早市	高来町	2613	S38.10.14	0.36
S41	344 - 002	166		164	小深井川	小深井川	諫早市	小長井町	711	S42.3.22	0.79
S42	343 - 008	201		203	湯江川	湯江川	諫早市	高来町	198	S43.2.16	3.15
S43	344 - 003	227		230	船津川	船津川	諫早市	小長井町	553	S44.3.13	4.96
S46	306 - 001	265		269	伊木力川	山川内川	諫早市	多良見町	604	S47.3.29	4.80
S46	204 - 013	269		273	本明川	前川内川	諫早市	諫早市	604	S47.3.29	11.80
S47	344 - 004	298		301	長里川	長里川	諫早市	小長井町	1463	S47.8.15	7.20
S47	306 - 002	309		312	喜々津川	井樋ノ尾川	諫早市	多良見町	1936	S47.11.20	8.40
S48	204 - 014	317		320	久山川	久山川	諫早市	諫早市	1099	S48.5.22	2.75
S49	204 - 015	335	1	338	久山川	久山川	諫早市	諫早市	804	S49.5.23	1.44
S49	343 - 009	336		339	境川	境川	諫早市	高来町	804	S49.5.23	9.00
S50	306 - 003	351		354	中里川	丸尾川	諫早市	多良見町	898	S50.5.27	3.30
S54	204 - 017	378		383	本明川	東河内川	諫早市	諫早市	886	S54.4.18	2.12
S54	204 - 016	379		384	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	886	S54.4.18	2.01
S55	342 - 001	404		410	江ノ浦川	山口川	諫早市	飯盛町	945	S55.5.1	4.88
S55	204 - 018	405	1	411	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	945	S55.5.1	1.23
S57	342 - 002	448		455	田結川	補佃川	諫早市	飯盛町	760	S58.3.23	1.40
S57	342 - 003	449		456	田結川	里川	諫早市	飯盛町	760	S58.3.23	0.69
S57	204 - 019	450		457	久山川	花ノ木川	諫早市	諫早市	760	S58.3.23	1.28
S57	306 - 004	465		472	喜々津川	浦田川	諫早市	多良見町	761	S58.3.23	0.42
S59	306 - 005	511		518	喜々津川	浦田川	諫早市	多良見町	663	S60.3.25	0.23
S60	342 - 004	531		537	田結川	補佃川(3)	諫早市	飯盛町	993	S60.7.3	0.37
S60	204 - 020	532		538	久山川	花ノ木川(ハ)	諫早市	諫早市	993	S60.7.3	0.77
S60	306 - 006	535		541	伊木力川	ムベノ川	諫早市	多良見町	993	S60.7.3	0.99
S60	341 - 003	539		545	仁反田川	長走川	諫早市	森山町	993	S60.7.3	0.41
S60	342 - 006	550		556	田結川	里川	諫早市	飯盛町	1473	S60.11.6	0.23
S60	342 - 005	551		557	田結川	補佃川(2)	諫早市	飯盛町	1473	S60.11.6	0.38
S60	204 - 021	552	1	558	久山川	花ノ木川(イ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	0.29
S60	204 - 023	553		559	久山川	花ノ木川(ホ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	1.41
S60	204 - 022	554		560	久山川	花ノ木川(ニ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	0.98
S60	204 - 024	555	1	561	久山川	花ノ木川(ロ)	諫早市	諫早市	1473	S60.11.6	1.13
S60	306 - 007	570		576	野副川	野副川	諫早市	多良見町	1674	S60.12.21	0.38
S62	342 - 007	597		603	江ノ浦川	一宅川	諫早市	飯盛町	34	S63.1.8	0.36
S62	341 - 004	599		605	唐比川	唐比川	諫早市	森山町	792	S63.3.18	0.34
S63	204 - 026	607		613	本明川	平川	諫早市	諫早市	2048	S63.10.21	0.66
S63	342 - 009	608		614	江ノ浦川	石原川	諫早市	飯盛町	2048	S63.10.21	0.65
S63	204 - 025	609		615	本明川	東河内川	諫早市	諫早市	2048	S63.10.21	0.97
S63	342 - 008	610	1	616	江ノ浦川	一宅川	諫早市	飯盛町	2048	S63.10.21	0.85
H1	306 - 008	624		630	川内川	川内川	諫早市	多良見町	1133	H1.5.29	0.94
H1	342 - 010	625		631	江ノ浦川	上野中川	諫早市	飯盛町	1133	H1.5.29	0.71
H1	342 - 011	626		632	江ノ浦川	川良平川	諫早市	飯盛町	1133	H1.5.29	0.56
H4	306 - 009	680		686	喜々津川	中里川	諫早市	多良見町	106	H5.1.22	2.08
H4	204 - 031	687		693	柳原川	柳原川	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	1.78
H4	204 - 027	688		694	本明川	小野川(イ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	1.49
H4	204 - 028	689		695	本明川	小野川(ロ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.95
H4	204 - 029	690		696	宗方川	梅ノ木川(イ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.78
H4	204 - 030	691		697	宗方川	梅ノ木川(ロ)	諫早市	諫早市	946	H5.3.25	0.53
H5	306 - 010	702		708	喜々津川	中里川	諫早市	多良見町	95	H6.1.20	1.71
H6	342 - 012	724		730	香田川	香田川	諫早市	飯盛町	178	H7.2.6	1.78
H6	342 - 013	725		731	笹原川	笹原川	諫早市	飯盛町	178	H7.2.6	1.22
H6	204 - 032	726	1	732	東大川	真崎川	諫早市	諫早市	178	H7.2.6	2.02
H12	344 - 005	784		790	出口川	出口川	諫早市	小長井町	253	H13.3.16	0.66
H14	306 - 011	800		806	浮津川	田ノ平川	諫早市	多良見町	123	H15.2.13	0.755
H15	204 - 033	801		807	本明川	彦城川	諫早市	諫早市	1560	H15.12.16	0.2914
H17	306 - 012	816		822	中里川	浦田川(ロ)	諫早市	多良見町	248	H18.2.10	0.9824
H19	306 - 013	828		828	開川	開川	諫早市	多良見町	1469	H19.11.5	0.4944
H20	204 - 034	833	1	833	本明川	小野川(イ)	諫早市	諫早市	1344	H20.11.14	0.2271
H20	204 - 035	834	1	834	本明川	小野川(ロ)	諫早市	諫早市	1344	H20.11.14	0.2280
H22	306 - 014	846		846	崎ノ谷川	崎ノ谷川	諫早市	多良見町	771	H22.7.21	5.7563
H22	306 - 015	847		847	下ノ谷川	下ノ谷川	諫早市	多良見町	771	H22.7.21	5.8352
H24	306 - 016	864		864	寺畑川	寺畑川	諫早市	多良見町	241	H25.3.15	4.1646
H25	204 - 036	871		871	川床川	川床川	諫早市	諫早市	1144	H25.11.27	5.7703
H28	204 - 037	890	1	890	湯野尾川	山口谷川	諫早市	諫早市	1340	H28.12.21	0.7670
H29	342 - 014	895		895	西泊川	西泊川(イ)	諫早市	飯盛町	666	H29.7.4	0.6735
H30	306 - 014	900	1	900	崎ノ谷川	崎ノ谷川(追加)	諫早市	多良見町	1323	H30.12.12	0.2959
R1	306 - 017	901		901	小角川	小角川	諫早市	多良見町	788	R1.11.18	2.6700
R1	306 - 016	902	1	902	寺畑川	寺畑川(追加)	諫早市	多良見町	788	R1.11.18	0.4300
R2	342 - 015	906		906	西泊川	西泊川(イ)	諫早市	飯盛町	580	R2.4.30	1.6881
R3	204 - 038	924		924	山口谷川	山口谷川	諫早市	諫早市	123	R4.1.24	0.0962
R5	342 - 016		1	940	西泊川	西泊川(イ)(追加)	諫早市	飯盛町	46	R6.1.30	0.1075

山 腹 崩 壊 危 険 地 区 一 覧 表

危 険 地 区 番 号	位 置				山 腹 崩 壊 危 険 度	被 災 危 険 度	備 考
	市町村	大字	字	地区名			
1	瀬早市	赤水町中本明古場	大山	赤水3	B	a1	c2
2	瀬早市	赤水町中本明古場	大山	赤水2	C	c1	c2
3	瀬早市	龍川町中本明湯野	龍掛・中島	龍掛・中島	A	a1	a2
4	瀬早市	片木	片木	片木	A	a1	b2
5	瀬早市	吹谷	吹谷	古場	A	b1	a2
6	瀬早市	上柳田	上柳田	荻田	C	c1	c2
7	瀬早市	下柳川	下柳川	下柳川1	A	a1	a2
8	瀬早市	上野	上野	丹木	A	a1	a2
9	瀬早市	岩屋口2	岩屋口2	岩屋口2	B	a1	c2
10	瀬早市	瀬々田2	瀬々田2	瀬々田2	B	c1	a2
11	瀬早市	清水第二町	大谷	古場名	B	c1	a2
12	瀬早市	白木嶺町	要メ	要メ	C	c1	b2
13	瀬早市	柳手水町	小岩	小岩	C	c1	c2
14	瀬早市	西小路町大字原口	神松山	上山1	B	c1	a2
15	瀬早市	赤崎	石崎	赤崎	A	a1	a2
16	瀬早市	平原	城山	城山	A	b1	a2
17	瀬早市	久山	久山	久山	C	c1	c2
18	瀬早市	浦ノ谷	浦ノ谷	浦ノ谷	C	c1	b2
19	瀬早市	上浦谷	上浦谷	上浦谷	C	c1	b2
20	瀬早市	土師野尾	土師野尾	土師野尾	B	c1	a2
21	瀬早市	川床大字小川床	野御	野御	C	c1	b2
22	瀬早市	赤方町	柳原	柳原	B	b1	b2
23	瀬早市	赤方町大字長野	木秀	木秀	C	c1	b2
24	瀬早市	中尾口	中尾口	中尾口	C	c1	c2
25	瀬早市	下野中	下野中	下野中	B	b1	b2
26	瀬早市	ワラビノ谷	ワラビノ谷	ワラビノ谷	B	c1	a2
27	瀬早市	大林	大林	大林	B	a1	c2
28	瀬早市	野々倉	野々倉	野々倉	C	c1	c2
29	瀬早市	花の木	花の木	花の木	B	a1	c2
30	瀬早市	宗方	宗方	宗方	A	a1	a2
31	瀬早市	古場間	古場間	古場間	A	a1	a2
32	瀬早市	小圃	小圃	小圃	A	a1	b2
33	瀬早市	下元盛	下元盛	下元盛	A	a1	a2
34	瀬早市	田ノ上	田ノ上	田ノ上	A	a1	a2
35	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
36	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
37	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
38	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	B	c1	a2
39	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
40	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
41	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
42	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	B	a1	c2
43	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
44	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	b2
45	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	B	a1	c2
46	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	b2
47	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
48	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	b1	a2
49	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
50	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	a1	a2
51	瀬早市	元盛名	元盛名	元盛名	A	b1	a2

山 腹 崩 壊 危 険 地 区 一 覧 表

危 険 地 区 番 号	位 置				山 腹 崩 壊 危 険 度	被 災 危 険 度	備 考
	市町村	大字	字	地区名			
52	瀬早市	井手田下名	井手田下名	清水川	A	a1	a2
53	瀬早市	高勝手	高勝手	高勝手	A	a1	a2
54	瀬早市	密戸	密戸	密戸	B	c1	a2
55	瀬早市	杉谷	杉谷	杉谷	A	a1	a2
56	瀬早市	南江城	南江城	南江城	A	a1	a2
57	瀬早市	荒野	荒野	荒野	A	a1	a2
58	瀬早市	久保	久保	久保	C	c1	c2
59	瀬早市	正津	正津	正津	A	a1	a2
60	瀬早市	上野	上野	上野	C	c1	b2
61	瀬早市	補加	補加	補加	B	b1	b2
62	瀬早市	飯盛山	飯盛山	飯盛山	A	a1	b2
63	瀬早市	松ノ平	松ノ平	松ノ平	B	c1	a2
64	瀬早市	大師	大師	大師	C	c1	c2
65	瀬早市	石原谷	石原谷	石原谷	B	c1	a2
66	瀬早市	高平	高平	高平	B	c1	a2
67	瀬早市	下野中	下野中	下野中	B	c1	a2
68	瀬早市	岡山	岡山	岡山	A	a1	a2
69	瀬早市	赤田山	赤田山	赤田山	A	a1	b2
70	瀬早市	西大門	西大門	西大門	B	c1	a2
71	瀬早市	寺の上	寺の上	寺の上	A	a1	a2
72	瀬早市	小峰	小峰	小峰	A	a1	a2
73	瀬早市	底の端	底の端	底の端	A	a1	a2
74	瀬早市	拾老山	拾老山	拾老山	A	a1	b2
75	瀬早市	大平	大平	大平	B	c1	a2
76	瀬早市	万箇	万箇	万箇	A	a1	a2
77	瀬早市	光源寺	光源寺	光源寺	C	c1	b2
78	瀬早市	後田	後田	後田	B	c1	a2
79	瀬早市	清水東	清水東	清水東	A	a1	a2
80	瀬早市	横敷	横敷	横敷	A	a1	b2
81	瀬早市	高松	高松	高松	A	b1	a2
82	瀬早市	小江1	小江1	小江1	C	c1	a2
83	瀬早市	平田	平田	平田	A	b1	a2
84	瀬早市	小江2	小江2	小江2	A	a1	b2
85	瀬早市	小江3	小江3	小江3	C	c1	c2
86	瀬早市	善住寺	善住寺	善住寺	A	a2	a2
87	瀬早市	田原	田原	田原	A	b1	a2
88	瀬早市	田原	田原	田原	A	b1	a2
89	瀬早市	川内	川内	川内	C	c1	b2
90	瀬早市	寺元	寺元	寺元	A	b1	a2
91	瀬早市	長里	長里	長里	A	a1	a2
92	瀬早市	足角1	足角1	足角1	A	b1	a2
93	瀬早市	土井崎	土井崎	土井崎	B	b1	b2
94	瀬早市	目島	目島	目島	A	b1	a2
95	瀬早市	大山	大山	大山	A	a1	a2

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	崩壊土度砂	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
1	鎌田市	富川町		赤水	A	a1	a2	
2	鎌田市	富川町		坊主谷	A	a1	a2	
3	鎌田市	富川町		小野	A	a1	a2	
4	鎌田市		片木		A	a1	a2	
5	鎌田市	大場町	榑原		C	b1	c2	
6	鎌田市			久山(1)	A	a1	a2	
7	鎌田市	久山町		久山(2)	A	b1	a2	
8	鎌田市	久山町	久山	花木	B	b1	b2	
9	鎌田市	宗方町	小野	平	A	a1	a2	
10	鎌田市	宗方町	小野黒崎名	下黒崎	A	b1	a2	
11	鎌田市	黒崎町	小野黒崎名	上黒崎	A	b1	a2	
12	鎌田市	湯之尾町		湯ノ尾(1)	A	b1	a2	
13	鎌田市	大場町	片木	片木	A	a1	a2	
14	鎌田市	白木峰町		白木峰	C	c1	c2	
15	鎌田市	本野町		榑原(2)	B	b1	a2	
16	鎌田市	本野町	田ノ平	田ノ平	B	c1	a2	
17	鎌田市	久山町		久山(3)	A	b1	a2	
18	鎌田市	久山町		久山(6)	B	c1	a2	
19	鎌田市	久山町		久山(6)	A	b1	a2	
20	鎌田市	土師野尾		土師野尾	B	c1	a2	
21	鎌田市	宗方町		小野(1)	B	c1	a2	
22	鎌田市	湯ノ尾町		湯ノ尾(1)	A	b1	a2	
23	鎌田市	小野町		小野(2)	A	b1	a2	
24	鎌田市	宗方町	柳原		B	c1	a2	
25	鎌田市多良見町	山川内郷	本谷	山川内1	A	a1	a2	
26	鎌田市多良見町	山川内郷	大山	山川内2	A	a1	a2	
27	鎌田市多良見町	元鑑名		山川内3	A	b1	a2	
28	鎌田市多良見町	西鑑名	野副		A	a1	a2	
29	鎌田市多良見町	野副名		川内	A	a1	a2	
30	鎌田市多良見町	西鑑名	勢の元		A	a1	a2	
31	鎌田市多良見町	西川内	勢八		A	a1	a2	
32	鎌田市多良見町	木床	先木床		A	a1	a2	
33	鎌田市多良見町	西川内	井手口		A	a1	a2	
34	鎌田市多良見町	西川内		西川内	A	a1	a2	
35	鎌田市多良見町		市布名		C	c1	b2	
36	鎌田市多良見町	化鑑名		井樋尾	A	b1	a2	
37	鎌田市多良見町	化鑑名		井樋ノ尾川	A	b1	a2	
38	鎌田市多良見町	化鑑名		久々代川	A	a1	a2	
39	鎌田市多良見町		峠		A	a1	a2	
40	鎌田市森山町	井牟田下名	塗手		B	c1	a2	
41	鎌田市森山町	相良尾	相良尾		A	b1	a2	
42	鎌田市森山町	慶師野名	下千々		A	b1	a2	
43	鎌田市森山町	杉谷名	阿勢陀		C	c1	c2	
44	鎌田市森山町	杉谷名	寺番芳		C	c1	c2	
45	鎌田市森山町	慶師野名	鳥越		A	b1	a2	
46	鎌田市森山町	杉谷名	古場		C	c1	c2	
47	鎌田市森山町	木村名	宮山		B	c1	a2	
48	鎌田市森山町	杉谷名	杉谷		B	c1	a2	
49	鎌田市森山町	杉谷名	寺林		B	c1	a2	
50	鎌田市森山町	唐比北名	杉比		A	b1	a2	
51	鎌田市森山町	下井牟田名	大平		B	c1	a2	
52	鎌田市飯盛町	古場名	立石		B	c1	a2	

崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	崩壊土度砂	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
53	鎌田市飯盛町	古場名		平山	B	a1	c2	
54	鎌田市飯盛町	古場名		宇戸河内	A	a1	a2	
55	鎌田市飯盛町	古場名		小黒敷	A	a1	b2	
56	鎌田市飯盛町	古場名		榑伽	A	a1	a2	
57	鎌田市飯盛町	古場名		峠	B	c1	a2	
58	鎌田市飯盛町	古場名		上園(1)	B	c1	a2	
59	鎌田市飯盛町	古場名		上園(2)	B	c1	a2	
60	鎌田市飯盛町	古場名		飯盛山	C	c1	c2	
61	鎌田市飯盛町	石原名		西大船	A	a1	a2	
62	鎌田市飯盛町	石原名		上西首	B	c1	a2	
63	鎌田市飯盛町	野中名		野中	C	c1	b2	
64	鎌田市飯盛町	中山名		野田	C	c1	c2	
65	鎌田市飯盛町	里名		宇土谷	B	c1	a2	
66	鎌田市飯盛町	里名		農岩	C	c1	c2	
67	鎌田市飯盛町	里名		矢櫃	C	c1	b2	
68	鎌田市飯盛町	里名		長谷	A	a1	a2	
69	鎌田市飯盛町	里名		清水	A	b1	a2	
70	鎌田市飯盛町	池下名		宇戸山	C	c1	b2	
71	鎌田市飯盛町	池下名		赤穂谷	B	a1	c2	
72	鎌田市飯盛町	里名		園田	A	b1	a2	
73	鎌田市飯盛町	里名		里名	B	c1	a2	
74	鎌田市飯盛町	川下名		川下	B	c1	a2	
75	鎌田市飯盛町	久保名		香田	C	c1	b2	
76	鎌田市飯盛町	山口名		原無岳	B	c1	a2	
77	鎌田市飯盛町	中山名		水神	C	c1	c2	
78	鎌田市飯盛町	佐田名		佐田	C	c1	c2	
79	鎌田市飯盛町	久保	万藪		B	c1	a2	
80	鎌田市飯盛町	野中名		菅田	B	c1	a2	
81	鎌田市飯盛町	佐田名		佐田2	B	c1	a2	
82	鎌田市飯盛町	湯江藤住名		雨堤	B	a1	c2	
83	鎌田市高来町	湯江藤住名		大山(1)	A	a1	a2	
84	鎌田市高来町	湯江藤住等名		大山(3)	B	a1	c2	
85	鎌田市高来町	深海古場名		榑盛	A	a1	a2	
86	鎌田市高来町	小江平田名		平田	A	a1	a2	
87	鎌田市高来町	小江戸ノ尾名		西野	A	b1	a2	
88	鎌田市高来町	湯江藤住等名		大山(2)	A	a1	b2	
89	鎌田市高来町	湯江藤住等名		落合	B	a1	c2	
90	鎌田市高来町	湯江藤住等名		善住寺(2)	A	a1	a2	
91	鎌田市高来町	善住寺名		善住寺(1)	A	b1	a2	
92	鎌田市高来町	湯字小峰名		西野(2)	B	c1	a2	
93	鎌田市高来町	善住寺名		丸尾	B	a1	c2	
94	鎌田市高来町	深海		萩原	A	a1	a2	
95	鎌田市高来町	小江平田名		平田(2)	A	a1	a2	
96	鎌田市高来町	川内	小川内	小川内	C	b1	c2	
97	鎌田市小長井町	古場	荷揚		C	b1	c2	
98	鎌田市小長井町	古場	深谷		C	c1	c2	
99	鎌田市小長井町	田原名		田原山	B	c1	a2	
100	鎌田市小長井町	田原	小次郎		C	c1	b2	
101	鎌田市小長井町	川内	寺元		B	c1	a2	
102	鎌田市小長井町	小川原浦	船津川		C	b1	c2	
103	鎌田市小長井町	遠竹	柳谷		B	c1	a2	

地 す べ り 危 険 地 区 一 覧 表

危険地区番号	位置				危険地区の危険度	地すべり危険度	被災危険度	備考
	市町村	大字	字	地区名				
1	諫早市飯盛町			佐田	A	b1	a2	
2	諫早市飯盛町			釘崎	A	b1	a2	
3	諫早市飯盛町	下釜名	万詰	万詰	A	b1	a2	
4	諫早市小長井町	井崎	坂下	坂下	A	b1	a2	

諫早市災害警戒本部設置要領

1 諫早市災害警戒本部の設置

災害発生のおそれがある各種の気象警報の発表、長雨時における大雨注意報などの発表により、各災害の発生が予測されるときは、「諫早市災害警戒本部」（以下「災害警戒本部」という。）を設置し、各関係機関及び民間の協力を得て災害対策にあたるものとする。

2 災害警戒本部の構成は、次のとおりである。

本 部 長 総務部長

出 動 隊 資料編の標準配備表のとおり

出 動 班 同上

3 災害警戒本部の（第1号配備）の配備体制

- (1) 本部長は、市長の指揮を受けて、災害警戒本部を設置したときは、執務時間中にあつては、庁内放送をもって連絡し、執務時間外にあつては部長に連絡し、以下班長、班員に連絡するものとする。
- (2) 本部長は、災害警戒本部を設置したときは、ただちに各関係機関に連絡して、協力体制を確立するものとする。
- (3) 班長は、対策本部の分掌事務により部長の指揮を受け、あらかじめ指名した班員に適切な指示を与え、るとともに、その班員の職氏名を本部長に報告するものとする。
- (4) 班員は、班長の指揮のもとに災害警戒本部（総務部危機管理課）又は適宜な部署において警戒任務にあたる。
- (5) 部長は、あらかじめ第1号配備に必要な人員を把握し各班の編成を行うものとする。
- (6) 警戒本部の設置場所は防災会議室を原則としその設置は災害対策本部の設置に準ずる。
- (7) 災害警戒本部の総括的な連絡調整は、危機管理課において行うものとする。

4 災害警戒本部の解散又は災害対策本部への切替時期

- (1) 災害警戒本部の解散は、気象警報などが解除され、災害の危険が解消したと認めたとき、市長の指揮を受け本部長が解散する。
- (2) 災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められ、災害対策を総括的、かつ統一的に処理する必要があると認めたときは、市長の指揮を受け「災害警戒本部」を「災害対策本部」に切替えるものとする。
- (3) 本部長は、災害警戒本部を解散又は災害対策本部に切替えたときは、速やかに設置したとき連絡した関係機関にその旨を通知するものとする。

諫早市災害対策本部条例

平成17年3月1日

条 例 第 8 0 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市災害対策本部規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 2 号

(趣旨)

第1条 この規程は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）第3条及び第5条の規定に基づき、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副市長をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び副本部長ともに事故があるときは、本部長があらかじめ指名した災害対策本部員（以下「本部員」という。）がその職務を代理する。

(災害対策本部)

第4条 本部員は、次の職員をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 上下水道事業管理者
- (3) 消防団長
- (4) 諫早市部設置条例（平成22年条例第18号。以下「部設置条例」という。）第1条に掲げる部の部長
- (5) 議会事務局長

2 前項に掲げるもののほか、災害対策本部の職員（以下「本部職員」という。）は、次の職員等をもって充てる。

- (1) 諫早市職員定数条例（平成17年条例第22号）に定める職員
- (2) 諫早市消防団員の定員、任免、給与、服務等条例（平成17年条例第76号）に定める団員

(部及び班並びに事務分掌)

第5条 本部長は、災害の予防及び応急対策を推進するため、必要に応じ、別表右欄に掲げる事務を分掌する同表の当該左欄に掲げる部を置き、当該部の事務を分掌させるため、当該中欄に掲げる班を置く。

(部長、副部長、班長及び副班長)

第6条 前条に規定する部に部長及び副部長を、班に班長及び副班長を置く。

- 2 部長は、本部長の命を受け、部の事務を統轄し、所属本部職員を指揮監督する。
- 3 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 班長は、当該班の所掌事務について部長及び副部長を補佐するとともに、上司の命を受け、その事務の処理にあたる。
- 5 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(対策本部の編制)

第7条 対策本部の編制は、本部長が別に定める。

(情報員及び連絡員)

第8条 対策本部が設置されたときは、各部長は、本部職員のうちから、情報員及び連絡員を指名して常駐させるものとする。

- 2 情報員は、気象及び災害情報の接受、収集及び整理にあたる。
- 3 連絡員は、各部及び各班の連絡等に関する事務を処理する。

(本部会議)

第9条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、災害予防、災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- 2 本部会議は、必要の都度、本部長が招集する。

(現地災害対策本部)

第10条 現地災害対策本部の組織その他必要な事項は、その都度、災害対策本部長が定める。

(他の法令等との関係)

第11条 対策本部における事務は、災害救助法（昭和22年法律第118号）、消防法（昭和23年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）その他法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令等の定めるところによる。

- 2 前項の場合においては、本部長は、当該関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。
この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

(第5条関係、別表については省略)

諫早市災害対策本部事務処理要領

1 趣 旨

この要領は、諫早市災害対策本部条例（平成17年条例第80号）及び諫早市災害対策本部規程（平成17年訓令第12号）に基づく事務の適正かつ円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 気象情報等の連絡処理

長崎地方気象台からの気象情報及び警報（以下「気象情報等」という。）の連絡は、長崎県及びN T T長崎支店から、執務時間中は危機管理課、執務時間外は当直室に通報されるが、これを総務部、建設部、農林水産部に報告するものとする。

3 災害対策本部の設置

- (1) 総務部長は、気象情報等によって、災害が発生し、又は災害の発生が確実と判断した場合は、市長（本部長）、副市長（副本部長）及び各部長に報告又は通報するものとする。

市長（本部長）は、災害対策を統括的に処理する必要があると認めるときは、諫早市災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (2) 本部が設置されたときは、本部室を本館4階防災会議室に置く。ただし、災害の程度によっては、本部室を総務部危機管理課内に置くことができる。

- (3) 本部室及び市役所正面玄関には「諫早市災害対策本部」の表示を行うものとする。

- (4) 本部室の配置

本部室の配置については、別に定める。

- (5) 本部室には、災害用管内大地図、台風進路掲示板、災害連絡用電話、防災行政無線及び消防無線電話等を備える。

4 本部設置の通報

本部が設置されたときは、各関係機関に通報するとともに、庁内職員に対しては執務時間中の場合は庁内放送をもって、執務時間外の場合は危機管理班から各部長へ連絡し、各班長を通じて周知せしめる。

5 本部室の勤務体制と班長と班の組織

- (1) 本部室には、危機管理班のほか各部から派遣される本部の情報連絡員を常駐させる。
- (2) 関係機関との連絡、災害情報収集等の的確な措置を取るため、本部隊に次の4係を置く。

ア 総務係

本部運営の総合調整、部外諸関係団体との連絡調整、国県等への報告及び報道機関に対する情報発表その他本部長の命令等の伝達等についての事務を分掌する。

イ 気象情報係

長崎地方気象台からの気象情報等、国土交通省からの河川の水位、雨量情報などを迅速に記録収集し、集計記録係へ回付する事務を分掌する。

ウ 情報連絡係

支所、出張所、町内会、自治会などからの気象、災害情報及び被害報告を記録整理し、集計記録係へ回付するとともに、支所、出張所等への連絡、指示等の事務を分掌する。

エ 集計記録係

各係と密接な連絡を保って、逐次気象情報等、河川の水位、雨量及び市全体の被害状況を記録把握し、その状況を総務係へ回付する事務を分掌する。

- (3) 各部の情報連絡員は、各班の職員のうちから部長が指名するものとし、次に掲げる事項について各部各班（以下同じ。）との連絡等に当たる。

ア 本部長の命令、指示、伝達
イ 気象情報等の伝達
ウ 情報の本部への報告及び本部情報の伝達
エ 部内の災害対策についての連絡調整

6 留意事項

- (1) 各部各班は、常に気象情報等に注意し、気象情報等によっては各班の配備要員の再確認と不在中の交代要員の指示を行い、本部設置に伴う配備要員の招集に応じられる体制を確立するものとする。
- (2) 各職員は、異常な気象等に際しては、配備命令がない場合であっても、ラジオ、テレビ等の気象情報等に注意し、状況に応じて電話等をもって所属部局と連絡を取り、進んで所属長の指揮下に入るよう努めること。
- (3) 配備要員は、執務時間外及び休日などにおいて、非常災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知り、本部の設置が推察される場合又は設置された場合は、直ちに所定の配置につくものとする。
- (4) 配備命令を受けた配備要員は、昼夜の別あるいは交通機関の有無に関わらず、最も短時間に定められた場所に到達するよう努めなければならない。

7 各部相互間及び防災関係機関の応援体制

(1) 職員配置の要請

市本部の各部長は、他の部の職員の応援を受けようとするときは、次の事項を示して、本部長に職員配置の要望をする。

ア 応援を要する期間
イ 勤務場所
ウ 勤務内容
エ 応援を要する職種等
オ 集合日時、場所、携行品
カ その他必要事項

(2) 職員配置の措置

ア 応援のため指示を受けた部は、部内の実情に応じて他の部の応援を行う。

イ 特定職種の職員が不足するときは、災害対策基本法第29条に基づき他の機関の職員の派遣を要請する。

エ 各部（隊）内において、班相互の応援を必要とするときは、(1)に準じて応援を求めるものとする。

8 本部要員の指定及び報告義務

各支部長及び各班長は、所属部所要員を指名し主管部長に報告し、主管部長は各配置要員編成表を作成し、総務部危機管理課に提出しなければならない。

諫早市防災会議条例

平成17年3月1日

条 例 第 8 1 号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、諫早市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 諫早市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて諫早市の区域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防計画に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者
- (2) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (7) 指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- (9) 公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者
- (10) 県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者

- (11) 諫早市消防団長
- (12) 諫早市教育委員会教育長
- (13) 市長がその部内の職員のうちから任命する者

6 前項の委員の定数は、３８人以内とする。

7 第５項第５号、第６号、第７号、第８号及び９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第４条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員、長崎県の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員、学識経験を有する者、市職員その他市長が特に必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第５条 防災会議に、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事等)

第６条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成１７年３月１日から施行する。

附 則（平成２４年条例第２１号）

この条例は、公布の日から施行する。

諫早市防災会議委員名簿

■会長 諫早市長 大久保 潔重

令和8年7月1日 現在

■1号委員 1名（諫早市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊の長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
陸上自衛隊 第16普通科連隊	第1中隊長	吉村 雄太

■2号委員 4名（指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
九州地方整備局 長崎河川国道事務所	諫早出張所長	伊藤 博和
九州農政局 長崎県拠点	副地方参事官	岸田 剛
長崎海上保安部	部長	恵本 康弘
長崎地方気象台	次長	堀田 幸男

■3号委員 2名（長崎県の知事の部局の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県県央振興局	局長	大塚 英樹
長崎県県央保健所	所長	宗 陽子

■4号委員 1名（長崎県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県警察 諫早警察署	署長	細川 誠

■5号委員 1名（諫早市議会議員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市議会	議員	佐々木 宣綱

■6号委員 7名（指定公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
日本郵便株式会社 諫早郵便局	局長	中村 忠正
日本放送協会 長崎放送局	コンテンツセンター長	別府 正一郎
株式会社NTTフィールドテクノ長崎設備部	部長	林田 宏之
西日本高速道路株式会社 九州支社 長崎高速道路事務所	所長	武田 真
九州旅客鉄道株式会社 長崎支社	諫早駅長	白石 哲也
九州電力送配電株式会社 大村配電事業所	所長	山内 勲一
日本赤十字社 長崎県支部	事務局長	田中 紀久美

■7号委員 9名（指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
長崎県交通局 諫早営業所	所長	山本 秀則
一般社団法人諫早医師会	理事	宮本 俊吾
九州ガス株式会社 諫早支店	部長	平野 大悟
島原鉄道株式会社 島鉄バス諫早営業所	所長	大久保 伸一
諫早ケーブルメディア株式会社	常務取締役	浜辺 秀人
株式会社エフエム諫早	参与	小柳 均
長崎県トラック協会 諫早支部	支部長	本田 高大
公益社団法人長崎県看護協会 県央支部	支部長	中尾 理恵子
諫早市歯科医師会	理事	土肥 博幸

■ 8号委員 1名（自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市女性防火クラブ連絡協議会	会長	草野 俊子

■ 9号委員 4名（公共的団体の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者）

機 関 名	役 職	氏 名
社会福祉法人諫早市社会福祉協議会	会長	寺井 雄一
諫早市自治会連合会	会長	古賀 文朗
諫早市連合婦人会	会長	西村 久美子
諫早市食生活改善推進協議会	会長	高山 ふじみ

■ 10号委員 1名（県央地域広域市町村圏組合の消防長の職にある者）

機 関 名	役 職	氏 名
県央地域広域市町村圏組合	消防長	溝口 康二

■ 11号委員 1名（諫早市消防団長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市消防団	団長	野副 統一郎

■ 12号委員 1名（諫早市教育委員会教育長）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市教育委員会	教育長	池田 尚

■ 13号委員 4名（市長がその部内の職員のうちから任命する者）

機 関 名	役 職	氏 名
諫早市	副市長	藤山 哲
諫早市	上下水道局長	矢竹 秀孝
諫早市	総務部長	古賀 淳一郎
諫早市	建設部長	西川 博公

◎委員数：37名（条例定数 38名）

災害対策基本法関係条文（抜粋）

（都道府県防災会議の組織）

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員

(2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

(3) 当該都道府県の教育委員会の教育長

(4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

(5) 当該都道府県の知事がその内部の職員のうちから指名する者

(6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

6～8 省 略

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の区域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2～5 省 略

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあっては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

2～6 省 略

7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。

8 省 略

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもって充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地において当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
 - 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
 - 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
 - 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(市町村地域防災計画)
- 第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。
- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。
 - 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
 - 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
 - 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
 - 7 省 略

諫早市対策本部（水防本部）標準配備表

◎は班長 ○は副班長

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
危機管理部	【危機管理班】 班 長：危機管理課長 副班長：総務課長	◎危機管理課 ○総務課 職員課 秘書課 広報戦略課 デジタル推進課 計	人	人	人	人	人
	部 長：総務部理事 副部長：総務部次長	部長・副部長 合計	2 15	2 20	2 30	2 40	全職員
企画財務対策部	【記録伝達班】 班 長：企画政策課長 副班長：会計課長	◎企画政策課 ○会計課 計					
	【支援対策班】 班 長：財政課長 副班長：契約課長	◎財政課 ○契約課 市有財産活用課 議会事務局 計					
	【配給証明班】 班 長：市民税課長 副班長：資産税課長	◎市民税課 ○資産税課 債権管理課 計					
	部 長：企画財務部長 副部長：企画財務部次長 副部長：会計管理者	部長・副部長 合計		3 14	3 25	3 45	全職員
こども福祉対策部	【市民生活班】 班 長：地域福祉課長 副班長：こども政策課長	◎地域福祉課 ○こども政策課 保護課 障害福祉課 子育て支援課 すくすく広場 こどもの城 各保育所 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 計					
	部 長：こども福祉部長 副部長：こども福祉部次長	部長・副部長 合計		2 14	2 20	2 55	全職員
健康保険対策部	【救護防疫班】 班 長：健康推進課長 副班長：介護保険課長	◎健康推進課 ○介護保険課 計					
	【避難所対策班】 班 長：保険年金課長 副班長：地域包括ケア推進課長	◎保険年金課 ○地域包括ケア推進課 計					
	部 長：健康保険部長 副部長：健康保険部次長	部長・副部長 合計		5 12	5 17	5 45	全職員

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
地域政策対策部	【地区対策班】 班 長：地域振興課長 副班長：移住定住推進課長 各出張所長	◎地域振興課 ○移住定住推進課 ○小栗出張所 ○小野出張所 ○有喜出張所 ○真津山出張所 ○本野出張所 ○長田出張所 市民窓口課 計					
	【環境衛生班】 班 長：環境政策課長 副班長：生活安全交通課長	◎環境政策課 ○生活安全交通課 人権・男女参画課 小ヶ倉斎苑 新倉屋敷クリーンセンター 消費生活センター 安全安心相談室 計					
	部 長：地域政策部長 副部長：地域政策部次長	部長・副部長 合計		2 10	2 20	2 27	全職員
建設対策部	【治水班】 班 長：河川課長 副班長：都市政策課長	◎河川課 ○都市政策課 ダム推進課 建設総務課 用地課 計					
	【道路班】 班 長：道路課長 副班長：開発支援課長	◎道路課 ○開発支援課 都市再生課 用地課 計					
	【ライフライン班】 班 長：建築住宅課長 副班長：緑化公園課長	◎建築住宅課 ○緑化公園課 建設総務課 都市再生課 計					
	部 長：建設部長 副部長：建設部次長	部長・副部長 合計	3 35	3 35	3 50	3 70	全職員
農林水産対策部	【農政班】 班 長：農業振興課長 副班長：地籍調査課長	◎農業振興課 ○地籍調査課 干拓室 農業委員会事務局 計					
	【農水施設班】 班 長：農地保全課長 副班長：林務水産課長	◎農地保全課 ○林務水産課 有害鳥獣対策課 計					
	部 長：農林水産部長 副部長：農林水産部次長 副部長：農業委員会事務局長	部長・副部長 合計	3 25	3 30	3 30	3 50	全職員
対上下水道策部	【給水班】 班 長：水道課長 副班長：経営管理課長	◎水道課 ○経営管理課 上水管理センター 計					
	【下水道班】 班 長：下水道課長 副班長：下水道課長補佐	◎下水道課 経営管理課 計					
	部 長：上下水道局長 副部長：上下水道局次長	部長・副部長 合計		3 6	3 15	3 40	全職員

部名	班 名	課 名	警戒本部		災害対策本部		
			第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備
教育 対 策 部	【教育対策班】 班 長：教育総務課長 副班長：学校教育課長 生涯学習課長	◎教育総務課 ○学校教育課 ○生涯学習課 中央公民館 学校給食センター 幼稚園 少年センター 図書館 計					
	部 長：教育長 副部長：教育次長	部長・副部長 合計		2 9	2 15	2 30	全職員
対経 済 策 交 部 流	【経済交流班】 班 長：商工観光課長 副班長：スポーツ振興課長	◎商工観光課 ○スポーツ振興課 企業誘致課 文化振興課 美術歴史館 計					
	部 長：経済交流部長 副部長：経済交流部次長	部長・副部長 合計		3 7	3 15	3 20	全職員
本 庁 合 計			75	157	237	422	全職員
地 域 対 策 部	【多良見地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 大草出張所 伊木力出張所 産業建設課 たらみ図書館 計	人	人	人	人	人
	【森山地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 森山図書館 計					
	【飯盛地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 田結出張所 産業建設課 計					
	【高来地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 小江深海出張所 産業建設課 計					
	【小長井地域対策部】 部 長：支所長 副部長：地域総務課長	○地域総務課 産業建設課 計					
		各地域対策部長 地域対策部合計	5 25	5 44	5 63	5 78	全職員
合 計			100	201	300	500	全職員

消防団配備表	警戒本部		災害対策本部		
要員は対策本部で指揮	第1号配備	第2号配備	第3号配備	第4号配備	第5号配備

※ 諫早消防署からは連絡要員が災害対策本部に派遣される。

長崎県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣 旨)

第1 この要領は、長崎県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第3項の規定に基づき、長崎県防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して必要な事項を定める。

(他の規定との関係)

第2 緊急運航については、要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航基準)

第3 緊急運航は、市町村及び消防機関、その他関係機関からの災害派遣要請に基づくものとする。（但し、救急活動については市町長からの災害派遣要請とする。）

第4 緊急運航は、次に定めるところによる。

1 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の偵察、情報収集活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

(2) 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員資機材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) その他運航責任者が必要と認める活動

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救急活動

(1) 交通遠隔地からの傷病者、医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地から真に生命が危険な傷病者の搬送を緊急に行う必要がある場合で、他に搬送の手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合
ただし、感染のおそれがある患者の搬送については関係者による協議を行う

(2) その他運航責任者が必要と認める活動

救急活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められ、かつ、医師等の専門知識を有する者が搭乗できる場合

3 救助活動

(1) 高層ビル等火災における救助

(2) 水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

(3) 高速自動車国道及び自動車専用道路上の事故救助

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

救助活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動

を行う必要があると認められる場合

(2) 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(3) 資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

(4) その他運航責任者が必要と認める活動

火災防衛活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

5 広域航空消防防災活動

広域航空消防活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、防災企画課に行う。

2 前項の要請は、様式第1号又は2号のメール又はファックス送信及び口頭により行い、事後速やかに様式第3号又は4号を文書にて提出するものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航責任者は、前条の要請があった場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、運航指揮者に運航命令の指示をし、運航責任者の回答をもって、要請者にその旨を回答する。

(受入態勢)

第7 緊急運航を要請した者は、運航責任者と緊密な連絡を図るとともに、次の受入態勢を整えるものとする。

- 1 離着陸場所を確保するとともに安全を確保するためヘリポートに警戒員を配置
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 その他必要な事項

(報告)

第8 運航責任者は、緊急運航を終了した場合には、速やかに活動の内容を運航責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した者は、災害等が収束した場合、災害状況等報告書(様式第5号)により、速やかに運航総括責任者に報告するものとする。(但し、第4の2による場合は除く。)

(附 則)

この要領は、平成5年3月25日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(様式第2-1号)

(令和6年6月12日改定)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 災 害 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月 日	市町		担当者		電話				
	時 分					(内線)	()			
患 者 の 状 況	住所				氏名		年齢	性別	職業	
	フリガナ									
	漢字									
	患者が子供の場合	親族氏名				続柄			年齢	
	病気発生日時		年 月 日 時 分							
	病気発生場所									
	病気(事故)名	フリガナ								
		漢字								
	病気発生状況 並びに 要請理由 ※詳細は別紙参照									
	感染症の恐れ		感染症名 ()							
	特記事項									
現地病院名					医師名					
収容病院名					医師名					
搬送要請区間		搬送元 :			→	搬送先 :				
(注) 搬送先：長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。										
搭 乗 者	氏名		年齢	職種	搭乗	付 添 者	氏名		年齢	続柄
	フリガナ							フリガナ		
	漢字							漢字		
	氏名		年齢	職種	搭乗		氏名		年齢	続柄
	フリガナ							フリガナ		
	漢字							漢字		
携 行 資 材	長崎医療センター資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()									
	() 病院資機材：番号記載⇒ () ・その他 ()									
補 足 事 項 等										

(様式第2-2号)

(令和6年6月12日改定)

年	件目
月	件目

救 急 活 動 に 伴 う
航 空 機 等 派 遣 要 請

(口頭受理用紙)

受 理	月 日	市町		担当者		電話						
	時 分					(内線)	()					
患 者 の 状 況	住所				氏名		年齢	性別	職業			
	フリガナ											
	漢字											
	患者が子供の場合	親族氏名				続柄			年齢			
	病気発生日時		年		月		日		時		分	
	病気発生場所											
	病気(事故)名		フリガナ									
			漢字									
	病気発生状況 並びに 要請理由 ※詳細は別紙参照											
	感染症の恐れ		感染症名 ()									
特記事項												
現地病院名						医師名						
収容病院名						医師名						
搬送要請区間		搬送元 :				→	搬送先 :					
(注) 搬送先 : 長崎医療センターHPは防災ヘリのみ。海自22空群飛行の場合A滑走路に変更します。												
搭 乗 者	氏名		年齢	職種	搭乗	付 添 者	氏名		年齢	続柄		
	フリガナ							フリガナ				
	漢字							漢字				
	氏名		年齢	職種	搭乗		氏名		年齢	続柄		
	フリガナ							フリガナ				
	漢字							漢字				
携 行 資 材	長崎医療センター資機材 : 番号記載⇒ () ・ その他 ()											
	() 病院資機材 : 番号記載⇒ () ・ その他 ()											
補 足 事 項 等												

患者の容態（具体的に）	
※ 要請書に書ききれない場合、こちらに具体的に記載する。	
区分	確認事項
緊急性・公共性	1 緊急搬送要請理由 ☐ 当該地域で医療処置を行うための設備等がない ☐ 当該地域で医療処置を行える専門医がない ☐ その他（ ）
	2 緊急に医療処置を行えなかった場合の生命・後遺症等への影響について ☐ 生命の危険あり ☐ 後遺症の可能性あり (症状：) ☐ その他（ ） ☐ 生命の危険なし ☐ 後遺症の可能性なし
非代替性	3 他の搬送手段について
	民間航空機 ☐ 可 ☐ 不可 理由： ☐ 運航時間外 ☐ 天候不良のため、欠航（運航不可） ☐ 患者を臥位状態で搬送しなければならない ☐ その他（ ）
	定期船 ☐ 可 ☐ 不可 理由： ☐ 運航時間外（次便まで_____時間待ち） ☐ 天候不良のため、欠航（運航不可） ☐ 船の揺れに患者が耐えることが困難 ☐ その他（例：搬送時間が長時間になると容態が急変する可能性がある ）
	ドクターヘリ ☐ 可 ☐ 不可 理由： ☐ 運航時間外 ☐ 天候不良のため、運航不可（☐ 出発地 ☐ 目的地 ☐ 経路上）☐ 実況 ☐ 予報 ☐ 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） ☐ その他（例：計画整備 etc... ）
	防災ヘリ ☐ 可 ☐ 不可 理由： ☐ 運航時間外 ☐ 天候不良のため、運航不可（☐ 出発地 ☐ 目的地 ☐ 経路上）☐ 実況 ☐ 予報 ☐ 他の緊急運行に従事しているため、対応不可（終了予定：_____時_____分） ☐ その他（例：計画整備 etc... ）

(様式第4号)

救 急 活 動 に 伴 う 航 空 機 災 害 派 遣 要 請

年 月 日

長崎県知事 様

(市 町 長 名) 印

下記のとおり航空機の派遣を要請します。

受理	年 月 日 時 分											
患者の状況	住所				氏名			年齢	性別	職業		
	患者が子供の場合	親族氏名		続柄		年齢		職業				
	病気発生日時		年 月 日 時 分									
	病気発生場所											
	病気(事故)名											
病気発生状況並びに処置状況												
現地病院名						医師名						
収容病院名						医師名						
搬送要請区間		搬送元 :				→	搬送先 :					
搭乗者	氏名		年齢	職種		付添者	氏名		年齢	続柄		
	氏名		年齢	職種			氏名		年齢	続柄		

防災ヘリコプター関係連絡先

	住所	T E L	F A X
長崎県防災企画課 防災室 (24時間対応)	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095) 894-3731 (095) 825-7855	(095) 823-1629
長崎県防災企画課	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	(095) 895-2143 (095) 824-3597	(095) 821-9202
長崎県防災航空センター	〒856-0818 大村市今津町 201	(0957) 52-9590	(0957) 52-8785

※防災ヘリコプターの出動要請については、防災航空センターで受理

※詳細情報・現場地図など、防災航空センターから提供や送信を依頼する場合
あり

諫早市防災行政無線局管理運用規程

平成17年3月1日

訓 令 第 1 3 号

(目的)

第1条 この規程は、電波法（昭和25年法律第131号）その他法令に定めるもののほか、諫早市防災行政用無線局の管理及び運用に関し必要な事項を定め、無線局の適正かつ効率的な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。
- (2) 固定局 一定の固定地点の間の通信を行う無線局をいう。
- (3) 基地局 移動局と通信を行うための陸上に開設する移動しない無線局をいう。
- (4) 中継局 通信の中継を行う無線局をいう。
- (5) 移動局 陸上を移動中又はその特定しない地点に停止中運用する無線局をいう。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であって、電波法第41条の規定により総務大臣の免許を受けた者をいう。

(無線局等)

第3条 無線局の種別、呼出名称及び設置場所は、別表のとおりとする。

(総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置き、総務部長をもって充てる。

2 総括管理者は、無線系を総括し、その運用を統制管理する。

(管理責任者)

第5条 管理責任者は、総務部危機管理課長（以下「危機管理課長」という。）をもって充てる。

2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、管理者及び通信取扱責任者を指揮監督する。

(管理者)

第6条 固定局及び移動局に管理者を置く。

2 管理者は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 管理者は、常に無線局の機能が十分発揮できるよう管理しなければならない。

4 管理者は、無線設備の運用管理上支障を生じたときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(通信取扱責任者)

第7条 通信取扱責任者は、総括責任者が職員のうちから無線従事者の資格を有する者を指名する。

(通信取扱者)

第8条 通信取扱者は、通信取扱責任者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づき無線局の運用を行う。

(通信の原則)

第9条 通信は、無線通信を必要とする行政事務及び災害対策の処理に利用されなければならない。

2 前項の利用を妨げない範囲において、別に定める運用基準に基づき地区の放送に利用することができる。

3 通話は、簡潔明瞭に行わなければならない。

(秘密の保持)

第10条 無線通信に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(通話の種類)

第11条 通話の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通通信 (平常時における通信をいう。)
- (2) 緊急通信 (普通通信を中断して行う通信をいう。)
- (3) 一斉通信 (全移動局に対し、一斉に行う通信をいう。)

(通信統制)

第12条 総括管理者は、災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき、又は円滑な通信体制の確保を図るために必要があると認めるときは、通信を統制するとともに、管理責任者に無線通信体制を確保するための必要な措置を講じさせることができる。

(業務日誌)

第13条 無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(別記様式)の記載を行うものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成17年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 4月22日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成29年 9月29日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、諫早市防災行政無線局管理運用規程（平成17年訓令第13号。以下「規程」という。）第9条第2項に規定する無線設備による地区放送（以下「地区放送」という。）の適正な運用を図るため、自治会又は町内会（以下「自治会等」という。）に対する地区放送の利用許可等に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可)

第2条 無線設備を地区放送に利用する自治会等は、あらかじめ防災行政無線地区放送利用許可申請書（別記様式1）により規程第5条に定める管理責任者（以下「管理責任者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、アナログ設備のみによる地区放送を行う場合で、専用の地域放送端末装置を使用する場合は、この限りでない。

(パスワードの貸与等)

第3条 市は、無線設備を地区放送に利用する自治会長又は町内会長（以下「自治会長等」という。）に、自局放送用装置及び地区放送を行う地区遠隔放送用パスワード及び操作者番号（以下「パスワード等」という。）を貸与するものとする。

2 自治会等が次条及び第5条の既定に反する放送を行ったときは、市はパスワード等を取り消し、及び自局放送用装置の使用を禁止することができるものとする。

(放送の基本原則)

第4条 放送の基本原則は次のとおりとする。

- (1) 自治会等の活動に関するもの
- (2) 自治会又は町内会員の福祉の向上を目的とするもの
- (3) 自治会又は町内会員の生命、財産を守るためのもの

(放送の禁止事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当するものは、放送してはならない。

- (1) 個人及び特定人あて通知等により連絡できるもの
- (2) 営利宣伝の目的に関するもの
- (3) 布教活動等を目的とした宗教性のあるもの
- (4) 選挙活動又は政治活動に関するもの
- (5) 公序良俗に反するもの

(放送者)

第6条 地区放送をできる者は、自治会長等並びに自治会長等が放送を許可した者とする。ただし、緊急その他やむを得ない事情があるときは、この限りではない。

(放送の要領)

第7条 放送は、緊急その他やむを得ない事情がある場合を除き、自治会員又は町内会員に不快感を与えない時間帯に行うものとする。

2 1回の放送時間は3分以内とし、自治会又は町内会名等を付して放送内容の責任を明らかにするとともに、簡潔明瞭に行うものとする。

3 市が行う定時放送の時間に放送してはならない。

(管理)

第8条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等の適正な管理に努めなければならない。

2 自治会長等は、パスワード等の漏えい等第三者に知られることがないようにしなければならない。

(費用負担)

第9条 自局放送用装置の故障修繕に要する費用については、市の負担とする。

2 公民館等の施設内に設置された自局放送用装置の使用に伴う電気料については、自治会等の負担とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 自治会長等は、自局放送用装置及びパスワード等を第三者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は売却してはならない。

(損害弁償)

第11条 自治会等は、故意又は重大な過失により自局放送用装置を破損したときは、その実費を弁償するものとする。

(放送の制限)

第12条 市は、災害発生その他特に理由があるときは、地区放送を制限することができる。

(放送の報告)

第13条 自治会長等は、無線放送申請書兼報告書（別記様式2）により、年度毎に地区放送の状況を管理責任者に報告するものとする。

(苦情及び紛争等の処理)

第14条 自治会等の地区放送により苦情及び紛争等が生じたときは、当該自治会長等の責任において処理するものとする。

附 記

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式 1 (第 2 条関係)

年 月 日

諫早市防災行政無線地区放送利用許可申請書

管理責任者（危機管理課長） 様

自治会又は町内会名：

会長氏名：

地区放送を希望しますので、自局放送用装置の使用及びパスワードの交付を申請します。

なお地区放送を実施するにあたっては、諫早市防災行政無線設備地区放送運用基準を遵守いたします。

年 月 日

地区放送利用許可書

自治会又は町内会名：

会長氏名： 様

管理責任者（危機管理課長）

地区放送の利用を許可します。

操作者番号

パスワード

別記様式 2 (第 13 条 関係)

年 月 日

管理責任者（危機管理課長） 様

自治会又は町内会名：

会長氏名：

年度分について、下記のとおり地区放送を行いましたので報告します。

放送日 時間	放送者	放送形態	放送種別	放送文
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	
年 月 日 時 分		○自局放送	○活動に関するもの	
		○遠隔放送	○会員の福祉の向上 ○会員の生命財産保護	

諫早市議会災害対策支援本部設置要綱の制定について

1 背景

我が国は、その位置、地形、地質や気候等の自然的条件から災害が発生しやすい国土であり、地震に限らず、豪雨、台風などの被害が頻繁に発生している。

特に、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災や平成23年3月11日の東日本大震災は人的にも物的にも未曾有の被害をもたらした。

また、本市においては、昭和32年7月25日の諫早大水害や昭和57年7月23日の長崎大水害で大きな被害を受けるなど、災害（大雨）常襲地域である。

災害対策基本法では、国には、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命があり、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。また、都道府県、市町村は、当該団体の地域と住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、各地域に係る防災に関する計画（地域防災計画）を作成し、法令に基づいてそれを実施する責務を有しており、本市においても必要に応じ、災害警戒本部又は災害対策本部が設置されることとなっている。

しかしながら、二元代表制の一翼を担う地方公共団体の議会は、災害対策基本法上も地域防災計画上もなんら位置づけがなされておらず、市警戒本部、市対策本部等への関与が全くないのが現状である。

このことから、大規模災害の発生直後、応急時、復興段階等において、議会が取り組むべき災害対策が求められるようになり、現在、複数の地方議会において、議会独自の災害対策対応指針や災害対策支援本部等の設置がなされ、市の災害対策本部等への協力・支援体制を確立する動きが徐々に浸透してきている。

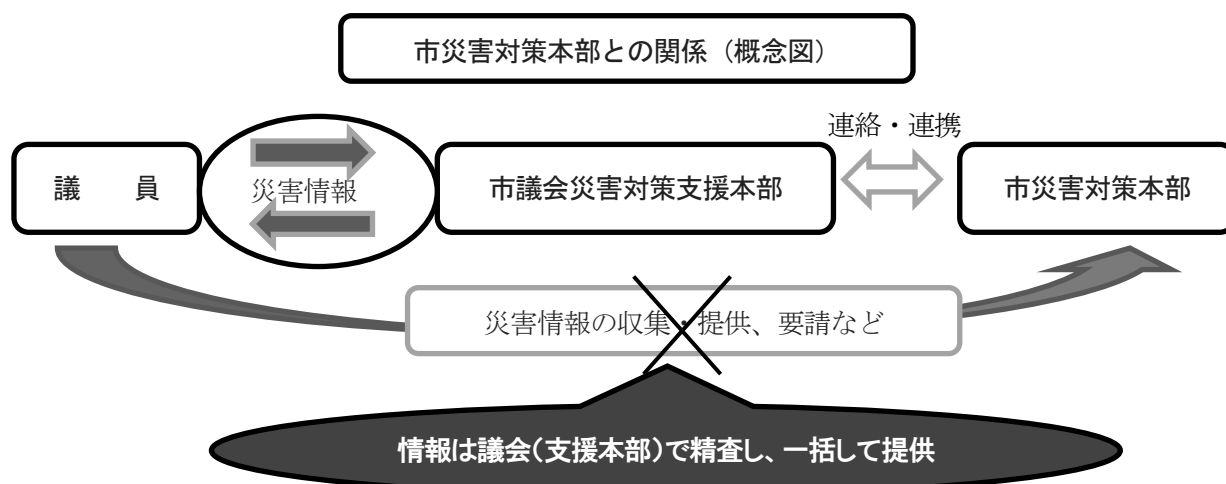
冒頭のように、本市は災害（特に風水害）の被害を受けやすい地域であり、市議会としての役割も踏まえ、市の執行部や関係機関とともに防災活動や災害対策、支援活動に積極的に取り組む必要がある。

2 目的

本市において、風水害や地震等の災害が発生したときに、本市議会が市災害対策本部と連携し、災害対策活動を支援するとともに、災害時における議員としての役割・行動を明確にするため、諫早市議会災害対策支援本部設置要綱を定める。

3 設置時期

平成28年4月1日



諫早市議会災害対策支援本部設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、諫早市内において風水害や地震等の大規模災害が発生したときに、諫早市議会議員（以下「議員」という。）が、諫早市災害対策本部（以下「対策本部」という。）と連携を図り、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが迅速かつ適切な対応を図り、被害の拡大防止と災害の復旧に寄与することを目的とする。

(本部の設置)

第2条 諫早市議会議長（以下「議長」という。）は、諫早市災害対策本部が設置されたときは、これに協力及び支援するため、諫早市議会災害対策支援本部（以下「本部」という。）を設置する。

(本部の編成)

第3条 本部は、本部長、副本部長、本部役員及び本部員をもって構成する。

2 本部長は、議長をもって充て、本部の事務を統括し、本部役員及び本部員を指揮監督する。

3 副本部長は、副議長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 本部役員は、議会運営委員会委員長及び常任委員会委員長（予算決算委員会委員長は除く。）をもって充て、本部長及び副本部長を補佐するとともに、本部の業務に従事する。

5 本部員は、議員（本部長、副本部長及び本部役員を除く。）をもって充て、本部長の命を受け、本部の業務に従事する。

(本部の役割)

第4条 本部の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 議員の安否及び居所又は連絡場所の確認
- (2) 議員からの災害情報等の把握及び集約
- (3) 前号で集約した災害情報等の対策本部への提供
- (4) 対策本部からの災害情報等の収集及び各議員への情報提供
- (5) 必要に応じ、国・県等への要望活動を行い、市の復旧・復興への取り組みを支援すること
- (6) その他本部が必要と認める事項

(議員の役割)

第5条 議員の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 自らの安否及び居所又は連絡場所を本部に報告し、連絡体制を確立すること。
- (2) 本部からの情報提供を受け、地域の防災活動に資すること。
- (3) 地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行い、必要に応じて本部に連絡すること。
- (4) 地域における災害支援活動に協力し、被災者に対する相談及び助言等を行うこと。

(議会事務局の役割)

第6条 議会事務局の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事務局長は、市対策本部の会議等に参加し、情報収集に努めるとともに、本部に情報提供を行う。
- (2) 事務局職員は、本部の事務に従事し、必要があるときは、市対策本部に従事することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。



諫早市業務継続計画

B u s i n e s s
C o n t i n u i t y
P l a n

令和8年 6月

諫早市総務部危機管理課

目 次

第 1 節 業務継続計画の概要

1 策定の目的	2
2 位置付け	3
3 基本方針	3
4 実行基準と対象期間	3
5 策定の効果	3
6 計画の要素	5
7 継続的改善	6

第 2 節 非常時優先業務の実施体制

1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	7
(1) 市長の職務代行の順位	7
(2) 職員の参集体制	7
【職員参集に要する想定時間】	8
2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	8
3 電気、水、食料等の確保	9
(1) 非常用発電機と燃料の確保	9
(2) 水、食料等の備蓄	9
4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	9
(1) 通信機器の確保	9
(2) 通信体制の確保	10
5 重要な行政データのバックアップ	10
(1) バックアップの方法	10
(2) 今後の推進事項	11

第 3 節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方	12
2 非常時優先業務の整理	12
3 非常時優先業務の順位付けと業務開始目標時間の設定	14
4 非常時優先業務	14
非常時優先業務一覧（通常業務）	15

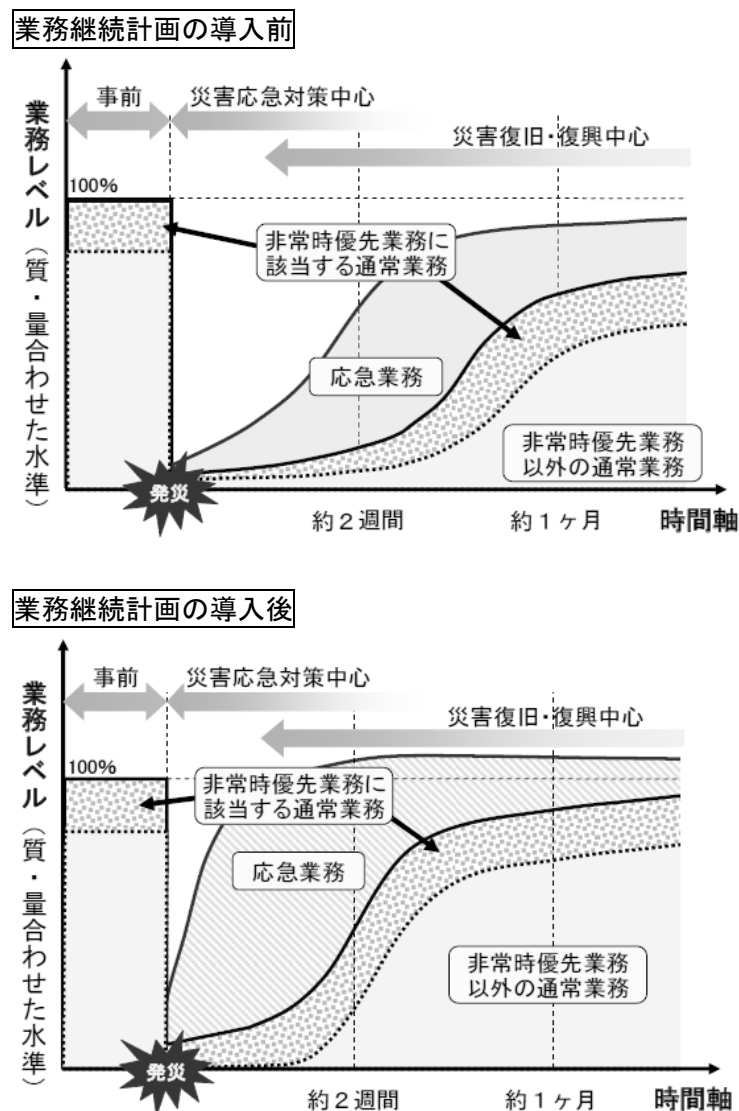
第1節 業務継続計画の概要

1 策定の目的

大規模な水害や地震の発生時において、市は、応急業務及び復旧・復興活動の重要な役割を担う一方、継続して行わなければならない通常業務（非常時優先業務）を有している。

この非常時優先業務を適切に継続するため、ヒト、モノ、情報等、利用できる資源に制約がある状況を想定し、必要資源の確保・配分や、手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について規定することにより、大規模災害の発生時にあっても、図1-1に示すように、業務の立ち上げ時間の短縮や発災直後の業務レベル向上といった効果を得て、高いレベルでの業務継続を行える状況に改善することが可能となる。

図1-1 業務種別の発災後の業務量推移イメージ



2 位置付け

業務継続計画は、大規模災害の発生時に、行政自らも被災し、ヒト、モノ、情報等、利用できる資源に制約がある状況下にあっても、災害応急対策業務に加えて継続して行わなければならない非常時優先業務が円滑に執行できるよう、必要な資源の準備や対応方針・手順をあらかじめ定める計画である。

一方、地域防災計画は、災害対策基本法に基づき策定する、予防、応急、復旧・復興等、災害対策の総合的、かつ、基本的な計画である。

これらのことから、業務継続計画は、地域防災計画を補完することで行政機能を継続しようとする計画である。

3 基本方針

大規模災害の発生時にあっても、次の各項目を基本方針とする。

- ① 諫早市の行政機能が著しく低下することによる市民の生活・財産・経済活動等への支障を最小限に抑えるため、災害時であっても中断が許されない非常時優先業務の継続及び早期の再開に努める。
- ② ①の実現を図るため、人的、物的資源の確保に努める。
- ③ ①の実現を図るため、非常時優先業務以外の業務については、積極的に休止、縮小する。

4 実行基準と対象期間

- ① 業務継続計画は、次のいずれかの場合に実行する。
 - ・地域防災計画に定める災害対策本部（第5号配備）が設置された場合
 - ・市長が特に必要と認めた場合
- ② 業務継続計画の対象期間は、発災後1週間までとし、必要に応じ延長するものとする。

5 策定の効果

災害発生時には、業務量が急激に増加し、極めて膨大なものとなる。特に市町村においては、被害状況の確認など発災直後から非常に短い時間の間に膨大な応急業務が発生し（図1-2）、それらを迅速かつ的確に処理しなければならない。

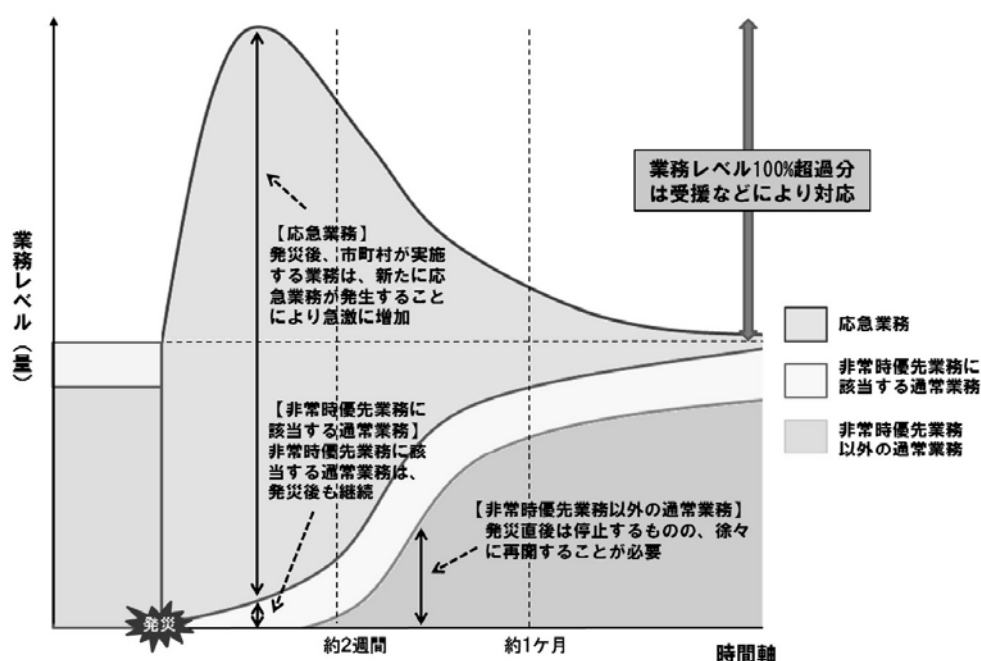
このような場合において、業務継続計画をあらかじめ策定（継続的改善を含む。）することにより、非常時優先業務を適切かつ迅速に実施することが可能となる。

具体的には、地域防災計画や災害対応マニュアルでは必ずしも明らかでなかった「行政も被災する深刻な事態」も考慮した非常時優先業務の執行体制や対応手順が明確とな

り、非常時優先業務の執行に必要な資源の確保が図られることで、災害発生直後の混乱で行政が機能不全になることを避け、早期により多くの業務を実施できるようになる（図 1-3）。

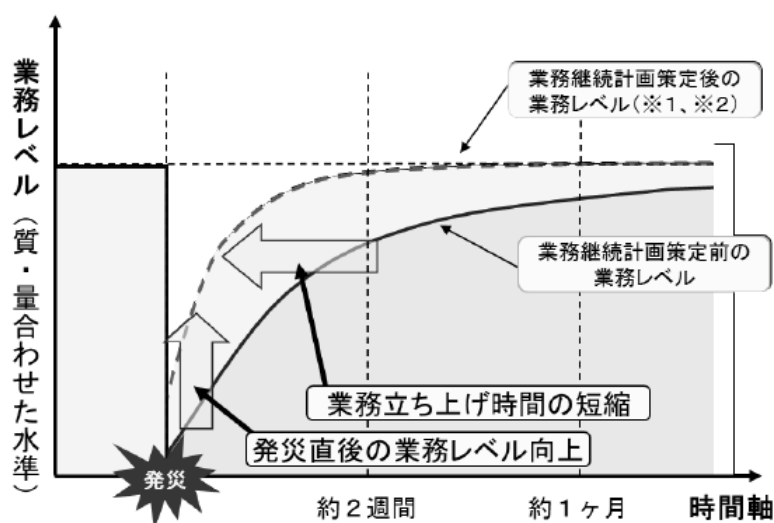
また、自らも被災者である職員の睡眠や休憩、帰宅など安全衛生面の配慮の向上も期待できる。

図 1-2 発災後に市町村が実施する業務の推移



※ 時間の経過とともに応急業務は縮小していくが、図 1-2 に記載されている以外の復旧・復興業務が徐々に増加していくことに留意する。

図 1-3 業務継続計画の策定に伴う効果の模式図



※ 1 業務継続計画の策定により、資源制約がある状況下においても非被災地からの応援や外部機関の活用に係る業務の実効性を確保することができ、受援計画等と相まって、100%を超える業務レベルも適切かつ迅速に対応することが可能となる。

※ 2 訓練や不足する資源に対する対策等を通じて計画の実効性等を点検・是正し、レベルアップを図っていくことが求められる。

6 計画の要素

業務継続計画の中核となり、その策定に当たって必ず定めるべき特に重要な要素として以下の6要素がある。これらの6要素（以下「重要6要素」という。）についてあらかじめ定めしておくものとする。

(1) 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制	市長が不在の場合の職務の代行順位を定める。 また、災害時の職員の参集体制を定める。 ▼緊急時に重要な意思決定に支障を生じさせないことが不可欠。 ▼非常時優先業務の遂行に必要な人数の職員が参集することが必要。	第2節 非常時優先業務 の実施体制
(2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定	本庁舎が使用不能となった場合の執務場所となる代替庁舎を定める。 ▼地震による建物の損壊以外の理由で庁舎が使用できなくなる場合もある。	
(3) 電気、水、食料等の確保	停電に備え、非常用発電機とその燃料を確保する。また、業務を遂行する職員等のための水、食料等を確保する。 ▼災害対応に必要な設備、機器等への電力供給が必要。 ▼孤立により外部からの水、食料等の調達が不可能となる場合もある。	
(4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保	断線、輻輳等により固定電話、携帯電話等が使用不能な場合でも使用可能となる通信手段を確保する。 ▼災害対応に当たり、情報の収集・発信、連絡調整が必要。	
(5) 重要な行政データのバックアップ	業務の遂行に必要となる重要な行政データのバックアップを確保する。 ▼災害時の被災者支援や住民対応にも、行政データが不可欠。	
(6) 非常時優先業務の整理	非常時に優先して実施すべき業務を整理する。 ▼各部門で実施すべき時系列の災害対応業務を明らかにする。	第3節 非常時優先業務 の選定

7 継続的改善

- ① 業務継続計画は一旦策定すればよいというものではない。発災時に的確に業務継続を図るためには、業務継続計画の内容等を職員等に周知・浸透させ、さらに各部署が発災時に自律的に行動できるよう防災に対する当事者意識の喚起と対応能力の向上を図ることが重要である。また、業務継続計画等の実効性を確保し高めていくためには、教育や訓練を繰り返し実施していくことが重要である。このため、教育や訓練の計画等を策定し、職員等に対して着実に実施することが求められる。
- ② 業務継続に係る訓練には、非常参集訓練、安否確認訓練、非常通信訓練、情報システムのバックアップからの復旧訓練、災害対策本部を対象とした机上訓練・図上訓練など様々な種類があるが、これらの訓練で明らかになった課題や改善点は、業務継続計画の改訂で確実に反映させる。
- ③ また、電気、水、食料、人員などの必要資源について点検を行い、平時から設備の増強、備蓄の促進、人員確保・育成について計画的に実施しておくことも重要である。このように、計画策定後も訓練の実施や必要資源の点検等によりPDCAサイクルを回し、業務継続計画の実効性を高めていくことが望まれる。

第2節 非常時優先業務の実施体制

1 市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制

(1) 市長の職務代行の順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長（総務部主管）	副市長	総務部長

(2) 職員の参集体制

区 分		体 制	参集課室・職員
大 雨 洪 水	レベル3大雨警報・レベル3氾濫警報発表、台風の接近	情報連絡室体制	総務部 4名 建設部 7名 農林水産部 3名 支所 10名（各2名）
	河川の水位が水防団待機水位に達した場合、台風の暴風域に入る確率が高い場合	災害警戒本部（第1号配備）	危機管理部 15名 建設対策部 35名 農林水産対策部 25名 支所 25名（各5名）
		災害警戒本部（第2号配備）	本庁 156名 支所 44名
	河川水位が氾濫注意水位に達した場合、台風の暴風域に入ると予想される場合	災害対策本部（第3号配備）	本庁 237名 支所 63名
		災害対策本部（第4号配備）	本庁 422名 支所 78名
	ライフラインの途絶などにより市民生活が困難である場合	災害対策本部（第5号配備）	全職員
地 震	震度4	情報連絡室体制	総務部 4名 建設部 7名 農林水産部 3名 支所 10名（各2名）
	津波注意報	災害警戒本部（第1号配備）	危機管理部 15名 建設対策部 35名 農林水産対策部 25名 支所 25名（各5名）
	震度5弱	災害警戒本部（第2号配備）	本庁 156名 支所 44名
	震度5強 津波警報	災害対策本部（第3号配備）	本庁 237名 支所 63名
	震度6弱 大津波警報	災害対策本部（第4号配備）	本庁 422名 支所 78名
	震度6強以上	災害対策本部（第5号配備）	全職員

※大雨・洪水 地域防災計画 [第1編第3章第3節 配備要員計画]

地 震 地域防災計画 [第2編第3章第1節 初動計画]

想定する災害のうち、水害については気象予報や実際の天候により、地域防災計画の配備要員計画等に基づいた所定の体制の確保が可能であるが、地震による場合は、発生後に参集することになるため、体制の確保には一定の時間を要する。地震発生時に本庁勤務の職員が自宅から参集に要する想定時間は、下記のとおりである。

最大で1時間以内に約5割、2時間以内に約7割、4時間以内に約9割の職員が登庁できる想定となるが、職員自身の被災や道路状況によって、到達できる職員は減少する。

【職員参集に要する想定時間】

登庁距離	到達時間	延べ職員数	割合 (%)
1 k m以内	3 0 分以内	1 3 1	1 8 . 7
3 k m以内	6 0 分以内	3 5 0	5 0 . 0
5 k m以内	9 0 分以内	4 4 1	6 3 . 0
7 k m以内	2 時間以内	4 7 3	6 7 . 6
1 1 k m以内	3 時間以内	5 5 0	7 8 . 6
1 5 k m以内	4 時間以内	6 0 8	8 6 . 9
1 5 k m以上	4 時間以上	9 2	1 3 . 1

※職員が自宅で地震発生に遭遇し、15分後に自宅を出て、徒歩で登庁した場合を想定。(徒歩速度は4 k m／時間と仮定)

2 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

諫早市健康福祉センター（諫早市宇都町29-1）

※地域防災計画（第1編第3章第2節 組織計画）に準ずる。

【各種災害における本庁舎の被害想定】

○ 地 震

平成21年度の建設に当たり、地震災害に備え免震構造としているため、地震によって使用できなくなる可能性は極めて低い。

○ 水 害

本明川の越流、決壊等により、本庁舎2階までは浸水の可能性がある。

ただし、2階までと3階以上は電気系統を分割しており、外部からの受電系統も2系統から可能であるため、3階以上において電気設備が使用できなくなる可能性は極めて低い。また、外部から電力が得られなくなった場合においても、10階に設置している非常用発電機により72時間は電力供給が可能である。

○ その他（土砂災害・津波等）

土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域外であるため、被害想定なし。

3 電気、水、食料等の確保

(1) 非常用発電機と燃料の確保

非常用発電機	1 台
燃料備蓄	7 2 時間分
電力供給先	防災会議室（災害対策本部フロア） 非常用エレベーター 通信、ネットワーク機器 その他の重要機器 ※OAフロア、壁付けの電源コンセント（赤）等に電力供給が可能

(2) 水、食料等の備蓄

水	1 3, 2 1 5 本（2 L ペットボトル）
食 料	クッキー 6, 7 0 0 食 ビスケット 6 4 0 食 調理不要食 6 8 0 食 アルファ米 2 0 0 食 ベビーフード 1 2 0 食
その他	非常用トイレ処理セット 4 4, 0 0 0 回分

※ただし、これらの災害備蓄は、避難者を優先するため、職員用の水、食料等については、別途確保について検討するものとする。

また、職員に対しては、業務継続計画の対象期間である1週間（7日）分の水、食料を各自で備蓄するよう推進する。

4 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(1) 通信機器の確保

防災行政無線 （同報系）	連絡通話機能 ○本庁 2 基（危機管理課、無線室） ○再送信局、アンサーバック局 ・諫早地域 5 9 基 ・多良見地域 2 7 基 ・森山地域 2 9 基 ・飯盛地域 1 8 基 ・高来地域 2 9 基 ・小長井地域 2 4 基
長崎県防災行政無線	自治体間等の連絡用 ○地上回線 2 回線（本庁・県央振興局間は有線） ○衛星回線 2 回線 ※本庁のみ使用可
デジタル簡易無線	○拠点設備 ・本庁 1 基 ・各支所 5 基 ・各出張所 1 0 基 ・県央消防本部 1 基（通信指令センター） ○エリア拡張設備

	・こどもの城 2基 ※2、30チャンネルを使用 ○携帯型無線機 301基 ・本庁 28基 ・各支所 5基 ・消防団本部 23基 ・消防各分団 234基 ・消防団予備 11基 ※使用チャンネルについては別途指示
アマチュア無線	○基地局 17局（本庁2局、支所5局、出張所10局） ※すべての通信手段が途絶した場合のみ非常通信可能 ※無線従事者のみ使用可 ※使用時は諫早市役所アマチュア無線クラブ会長へ連絡
災害時優先電話	固定電話 ○総務課 3回線（うち1回線はFAX専用） ○秘書課 1回線 ○代表電話 3回線 携帯電話 ○危機管理課 2基

(2) 通信体制の確保

① 防災行政無線（同報系）

連絡通話機能については、各自治会長・町内会長に周知し、必要に応じ通話方法の説明等を行う。

② 長崎県防災行政無線

長崎県防災行政無線電話の活用について、定期的（年次）に各課所室へ周知し、平時から通話手順等の操作習得を図る。

③ デジタル簡易無線

機器の操作修練及び通信状況確認のため、月次にて、本庁、各支所・出張所との通信訓練を実施する。

④ アマチュア無線

無線従事者免許証を新規取得した職員を中心に、年次にて、通信訓練を実施するとともに、平時から諫早市役所アマチュア無線クラブとの連携を図る。

5 重要な行政データのバックアップ

(1) バックアップの方法

① 各行政データ所管部署において、クラウドサービス・HDD・磁気テープ等により適切に保管・管理を行う。

② 必要に応じて、紙媒体でのバックアップを行う。

③ バックアップ媒体については、同時被災しない場所での保管に努める。

(2) 今後の推進事項

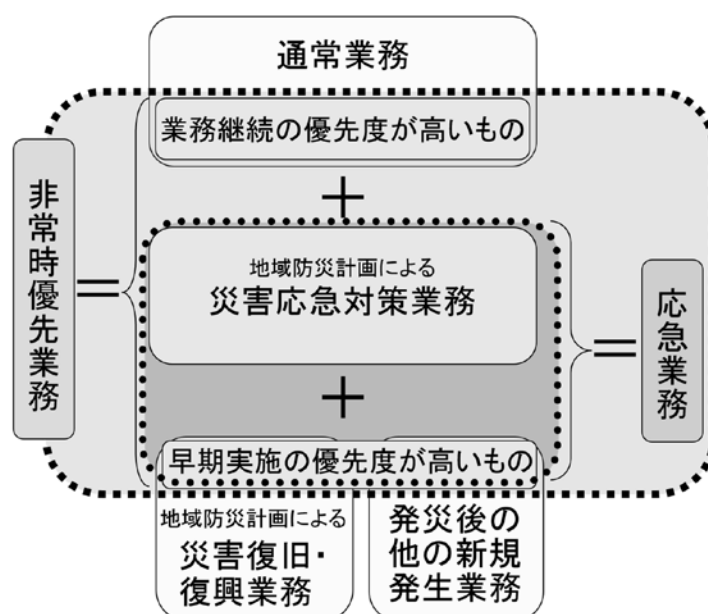
- ① 大規模災害だけでなく、情報セキュリティインシデント、感染症の蔓延による影響についても検証を行う。
- ② 特に非常時優先業務を実施するにあたり必要となるシステムについては、システム障害発生時のデータ復旧方法を確認するとともに、定期的にシステム復旧訓練等を実施するなど、非常時におけるシステム復旧体制の確保に努める。
- ③ 災害時においてシステムが稼働できない場合を想定し、紙媒体での業務継続方法について検討する。
- ④ 庁内のサーバーやパソコンが使用できなくなる事態に備え、災害に強いデータセンターを利用するクラウドサービスへの移行を検討するとともに、国が自治体向けに提供するクラウドサービス「ガバメントクラウド」の活用も視野に入れる。

第3節 非常時優先業務の選定

1 非常時優先業務の考え方

業務継続計画における非常時優先業務は、地域防災計画で規定されている災害応急対策業務と、市民の生活、財産、経済活動等に及ぼす影響の大きい通常業務を対象とし、発災後の限られた資源の中にあっても、他の業務に優先して継続、又は、早期に再開する必要がある緊急性の高い業務である。

図 3-1 非常時優先業務のイメージ



2 非常時優先業務の整理

発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。このため、非常時優先業務の対象期間を決定し、非常時優先業務の候補となる各業務を対象に、発災後のいつ頃の時期までに業務を開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）を検討し、業務継続を想定する期間内に開始・再開すべき業務を非常時優先業務として整理する。

なお、大規模災害発生時には、市民の生命・財産等を守るため、いずれの部局であっても災害対応に注力することとなるため、検討に当たっては各部局の主体的な参画が重要となる。

※以下に整理に当たっての考え方を示す。

(1) 対象業務

- ① 業務継続の優先度が高い通常業務については、地域社会への影響や法令等の適正な執行、他業務への影響等の観点から検討する。

(視点の例)

市民生活の安全・安心、地域内の経済活動（主要産業・中小企業等）、市の外部への影響、法令等の適切な執行、市に対する社会的信頼、税収減・市民流出への影響、他の優先業務への影響

- ② 今の資源で実施可能かどうかという「可能性」の視点でなく、市民にとって当該業務が開始される必要があるかという「必要性」の視点から検討する。なお、実施可能性については、必要資源に関する検討の際に、被害想定等を踏まえて確認する。そこで、現状では困難と見込まれるなら、対策を講じて可能にする、というのが基本的な考え方である。
- ③ 発災から1週間、2週間と経てば、実施すべき業務が多くなることに留意が必要である。

(2) 開始・再開時期

- ① 業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始・再開の目標とする時期であるが、ここでの「開始・再開」とは単に一部に着手することを意味するのではなく、一定程度の業務が実施される状況を指す。
- ② 業務開始目標時間は、“いつまでに当該業務が一定程度実施されているのが望ましいか”という観点で検討する。ただし、業務開始目標時間は、災害発生の時間帯や災害の種類（地震、津波、洪水など）によって左右されるものであるため、あくまで目安であり、業務の優先順位を明確にすることが重要である。
- ③ いつまでに開始しなければならないかが分かりやすい業務もあれば、一律に決めにくい業務もある。決めにくい場合、業務開始目標時間を仮に定め、実施できるかどうかの検討を経て見直すことでも良い。
- ④ 前提条件（被害の程度等）によって業務開始目標時間が異なる場合は、最も早い時期を選ぶのが原則である。ただし、前提条件によって場合分けしておく、実際の災害発生時の対応の際には有用な面もある。
- ⑤ 被災していない地域の通常業務の再開が遅延しないように留意する。
- ⑥ 整理した非常時優先業務は、時系列に整理したうえで業務全体の実施状況を想定してみるなどにより、実際にその時期に実施できるかを資源等の面から検証していく必要がある。
- ⑦ 県と市の間では、優先順位や業務開始目標時間について整合性が確保されるようにあらかじめ情報共有・調整がなされていることが望ましい。

3 非常時優先業務の順位付けと業務開始目標時間の設定

優先順位	業務開始目標時間
A	発災後 <u>3時間以内</u> に業務に着手しなければ、市民の生活・財産・経済活動等に重大な影響を及ぼすため、優先的に対策を講ずべき業務。
B	遅くとも発災後 <u>3日以内</u> に業務に着手しなければ、市民の生活・財産・経済活動等に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務。
C	遅くとも発災後 <u>1週間以内</u> に業務に着手しなければ、市民の生活・財産・経済活動等に影響を及ぼすため、対策を講ずべき業務。

4 非常時優先業務

非常時優先業務のうち、災害応急対策業務については、地域防災計画に基づき実施するものとし、通常業務のうち業務継続の優先度が高い業務については、次の表に掲げる業務とし、それぞれの優先順位に基づき実施するものとする。

非常時優先業務一覧

(通常業務)

●総務部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
総務課	公印を制定し、及びその管守を統括すること	公印の管守	○		
	公文書類の接受、発送及び保存を行うこと	文書の收受及び発送		○	
		庁内連絡便の管理		○	
		庁舎管理業務	○		
	庁舎の管理に関すること	電気施設及び電話に関する業務	○		
		駐車場管理業務等	○		
危機管理課					
秘書課	市長及び副市長の秘書に関すること	市長及び副市長の日程・行動調整、随行業務、秘書事務	○		
広報戦略課	市政に関する広報及び広聴事務に関し、総合的企画及び調整を行うこと	広報記録写真の撮影・収集	○		
	市報を発行すること	広報誌の編集・発行・発送に関すること（号外含む）			○
	ホームページの管理に関すること	インターネットなどを活用した情報発信に関すること		○	
	報道機関等との連絡調整に関すること	記者クラブ等報道機関との連絡調整		○	
職員課	職員の職階、任免、給与、分限、懲戒、服務その他人事に関すること	職員給与に関すること			○
	職員の保健その他福利厚生に関すること	市町村職員共済組合に関すること			○
		職員の安全衛生に関すること			○
デジタル推進課	事務の電算処理及び電算化に関すること	本庁・支所・出先でのシステムの復旧と稼働	○		

●企画財務部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
企画政策課					
地方創生室					
ふるさと納税推進室	ふるさと納税に関すること	寄付受領に関すること			○
国際推進室					
東京事務所	情報収集に関すること	中央官庁等の折衝及び連絡調整を行うこと			○
財政課	一般会計及び特別会計に関する経費及び収入の予算及び決算に関すること	予算措置及び執行管理			○
市有財産活用課	集中管理車両（公用バスを除く）の管理及び運行に関すること	共用車の貸出・管理	○		
契約課					
市民税課					
資産税課					
債権管理課					

●こども福祉部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
地域福祉課	老人福祉法に基づく援護を実施すること	老人福祉施設等への措置			○
	高齢者の福祉に関すること	高齢者の福祉に関する相談対応		○	
	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の運用に関すること	高齢者虐待防止法における高齢者の養護者に対する相談対応		○	
障害福祉課	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の実施に関すること	コミュニケーション支援事業業務		○	
		日常生活用具給付業務		○	
		補装具交付修理業務		○	
		相談支援業務		○	
		介護給付・訓練等給付業務		○	
		自立支援医療（更生医療）給付業務		○	
	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に関すること	障害者虐待防止業務		○	
こども政策課	保育に関すること	保育の実施に関する業務	○		
		保育所等の入所に関する業務	○		
子育て支援課	児童福祉法に基づく援護（障害児に係るものを除く）を実施すること	生活困窮・家族・児童等に関する相談・支援		○	
	母子及び父子並びに寡婦福祉法の運用に関すること	ひとり親家庭の生活等に関する相談・支援		○	
	児童虐待の防止等に関する法律の運用に関すること	児童虐待に関する相談・支援		○	
すくすく広場	母子保健に関すること	母子の相談に関すること		○	
		母子の健診に関すること			○
		母子健康手帳の交付に関すること			○
こどもの城	こどもの城に関すること	拠点施設・屋外設備管理業務	○		
保護課	生活保護の実施に関すること	保護の開始・変更・廃止に関する事務			○
		新規の相談に関する事務			○
		医療扶助、介護扶助に関する事務			○
	行旅病人及び行旅死亡人に関すること	行旅死亡人の火葬手続きなど		○	
	中国残留邦人等に対する支援給付等に関すること	支援給付の開始・変更・廃止に関する事務			○
		医療扶助、介護扶助に関する事務			○
	生活困窮者の自立支援に関すること	自立相談支援、住居確保給付金に関する事務			○

●健康保険部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
健康推進課	成人保健に関すること	成人の相談に関すること			○
	精神障害者の医療及び保護に関すること	市長同意による医療保護入院に関すること		○	
介護保険課	介護保険に関すること	要介護認定・要支援認定の申請受付		○	
地域包括ケア推進課	健康福祉センターの管理運営に関すること	施設管理業務	○		
	地域包括支援センターに関すること	地域包括支援センターの運営に関すること		○	
保険年金課	国民健康保険に関すること	病院及び被保険者からの問い合わせへの回答			○
	後期高齢者医療に関すること	病院及び被保険者からの問い合わせへの回答			○

●地域政策部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
地域振興課					
移住定住推進課					
環境政策課	公衆便所に関する事	公衆便所の管理（仮設トイレの設置含む）	○		
	一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する事	家庭ごみ収集及びし尿収集運搬業務 廃棄物運搬車両の確保	○		
	旅立ちの里小ヶ倉斎苑及び鹿ノ塔斎場の管理運営に関する事	火葬業務（小ヶ倉斎苑）		○	
新倉屋敷クリーンセンター	し尿及び浄化槽汚泥の処分に関する事	管理運営に関する業務	○		
	し尿及び浄化槽清掃液の投入の指導調整に関する事	施設運転管理業務	○		
	し尿及び排水等の水質検査に関する事	施設水質分析業務			○
生活安全交通課	市営駐車場及び自転車等駐車場に関する事	市営高城駐車場の駐車場管理事務	○		
人権・男女参画課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の運用に関する事	女性相談		○	
消費生活センター					
安全安心相談室					
市民窓口課	戸籍及び住民登録に関する事	戸籍システムの運用及び管理		○	
		住民基本台帳システムの運用及び管理		○	
		戸籍届書の受付		○	
		住民基本台帳支援措置		○	
	埋葬及び火葬の許可に関する事	埋葬及び火葬の許可		○	
	庁内の総合案内に関する事	電話交換	○		

●農林水産部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
農業振興課	多良見多目的研修館、多良見大草集落センター、森山農村レストラン、森山唐比ふれあい牧場、森山資源リサイクルセンター、小長井おがたま会館、やまびこ館、川床運動広場及び農村公園に関する事	森山唐比ふれあい牧場の施設管理（動物飼育） トイレ（農村公園）の施設管理		○	
道の駅251 いいもりじゃがーロード	道の駅251いいもりじゃがーロード施設に関する事	施設管理	○		
干拓室	干拓の里に関する事 中央干拓広場及び深海干陸地周辺トイレに関する事	干拓の里の施設管理 トイレ（中央干拓広場及び深海干陸地周辺トイレ）の施設管理			○
農地保全課					
有害鳥獣対策課					
林務水産課					
地籍調査課					

●経済交流部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
商工観光課	中小企業の育成に関する事	災害以外に係る制度融資の認定業務			○
企業誘致課	工業の振興に関する事 労働福祉及び雇用対策に関する事	産業団地に関する事 雇用に関する情報提供に関する事			○
文化振興課	文化施設の設置、管理及び廃止に関する事	諫早文化会館の指定管理者との連絡調整等 いいもりコミュニティ会館全般の業務 森山郷土資料館全般の業務		○	
美術・歴史館	美術・歴史館に関する事	施設管理業務 収蔵資料の保管業務	○		○
スポーツ振興課	体育施設に関する事	施設管理業務	○		

●建設部

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
建設総務課					
用地課					
道路課					
河川課					
ダム推進課					
緑化公園課					
都市政策課					
開発支援課					
都市再生課					
建築住宅課	市営住宅に関する事	市営住宅の入退去業務			○
		市営住宅の設備保守・防火・防災業務		○	
	市有建築物に係る営繕工事に係る事	市有建築物の維持管理の調整・指導業務			○

●会計課

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
会計課	現金等の出納及び保管に関する事	市税収納の振替事務		○	
		収支日計・公金出納日報等の照合		○	
		当座借越事務		○	
		歳入の消込処理		○	
	現金の支払事務に関する事	支出命令書審査事務		○	
		歳入還付及び歳入歳出外現金還付審査事務（含む収入更正）		○	
		支払事務		○	
				○	

●上下水道局

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
経営管理課	公文書類の接受、発送及び保存の総括に関する事	文書の収受及び発送		○	
	庁舎の維持管理に関する事	庁舎管理業務（別館1F・2F一部）	○		
	予算及び決算に関する事	予算措置及び執行管理		○	
		現金出納事務		○	
	水道料金、工業用水道料金及び下水道使用料その他収納金の調定、徴収、減免等に関する事	水道の開閉栓		○	
		窓口相談対応業務		○	
		水道料金等の収納、精算処理			○
水道課	前各号に掲げるもののほか、上下水道局の事務で他課等の所掌に属しないもの。	日本水道協会等への応援の要請、及び受援の対応		○	
上水管理センター	給水装置及びその他の給水に関する事	台帳の閲覧等の窓口業務		○	
	浄水及び水質の管理及び保全に関する事	供給水の品質の対応	○		
	水道施設及び工業用水道施設の操作及び維持管理に関する事	水道施設及び工業用施設の運転管理	○		
下水道課	ダム管理運営に関する事	取水量の確保及び報告	○		
	排水設備に関する事	下水道台帳等の窓口閲覧		○	

●教育委員会

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
教育総務課	教育委員会の会議に関する事	定例・臨時教育委員会の開催			○
学校改革準備室					
学校教育課	学齢児童及び学齢生徒の就学並びに幼児、児童及び生徒の入学、転学及び退学に関する事	児童生徒の転出入の把握			○
	学校の組織編成、教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導に関する事	臨時校長会の開催		○	
生涯学習課					
少年センター					
諫早修習館	修習館に関する事	寮生の家族等の安否確認及び連絡調整		○	

●議会事務局

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
	儀式及び交際に関する事	正副議長の公務日程の調整		○	
	本会議及び協議会に関する事	本会議の開催（会期中）	○		
	議案、請願、陳情等の受理及び取扱いに関する事	請願及び陳情の受付、処理		○	
	常任委員会、特別委員会及び議会運営委員会に関する事	各委員会の開催（会期中）	○		
	議決証明に関する事	議決証明の発行			○
	諫早市議会災害対策支援本部に関する事	諫早市議会災害対策支援本部の運営	○		

●選挙管理委員会事務局

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
	選挙事務の企画及び執行に関する事	選挙事務の企画及び執行		○	
	選挙争訟に関する事	選挙争訟の対応			○
	直接請求に関する事	直接請求の署名簿の確認		○	

●監査委員事務局

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
	監査、検査及び審査の実施並びにこれらの結果の報告及び公表に関する事	住民監査請求事務（監査の再開）		○	

●農業委員会事務局

課所室名	所掌事務	業務	A	B	C
	農地法に基づく各種申請・届出に関する事	各種申請・届出の受付・処理		○	

※支所・出張所における非常時優先業務については、本庁組織の例によるものとするが、被害の程度は地域毎で異なることも想定されるため、被災していない地域、被害が小さい地域において通常業務の再開が遅延しないように留意する。

（整理時期：令和8年5月）

令和6年度 災害対応履歴

情報連絡室以上の体制 9回(情報連絡室5回、災害警戒本部3回、災害対策本部1回)、延日数 13日

高齢者等避難発令 1回(8月28日)、避難指示発令 0回

No.	災害種別	月 日	時刻	気象情報及び市の対応	避難所		最大雨量(mm)	最大水位(m)	風速(m/s)
					箇所数	避難者数			
1	大雨	6月 27日	10:45	府県発表(「線状降水帯」半日前予測)	16	31	累計 122(土師野尾) 6/27 8:00～6/28 8:00 3h 75(諫早土木) 6/27 17:00～6/27 20:00 1h 55(諫早土木) 6/27 18:00～6/27 19:00	裏山 1.41 6/27 20:00 埋津 2.99 6/27 19:20	
			13:55	大雨注意報発表					
			15:30	情報連絡室設置					
			16:00	第1回災害警戒本部会議、災害警戒本部2号設置					
			17:00	自主避難所開設					
			19:26	洪水注意報発表					
			6月 28日	4:50 洪水注意報解除					
				9:00 第2回災害警戒本部会議、災害警戒本部2号解散、自主避難所閉鎖、情報連絡室へ体制変更					
				12:00 情報連絡室解散					
2	大雨	7月 13日	16:02	府県発表(「線状降水帯」半日前予測)	14	20	累計 196(夫婦木) 7/13 0:00～7/15 12:00 3h 49(夫婦木) 7/14 8:00～7/14 11:00 1h 44(清水) 7/15 0:00～7/15 1:00	裏山 1.6 7/15 1:30 埋津 2.61 7/14 10:40 7/14 10:50	
			17:30	情報連絡室設置					
			17:45	大雨注意報発表					
			18:00	第1回災害警戒本部会議、災害警戒本部2号設置					
			20:00	自主避難所開設					
		7月 14日	10:08	大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水警報発表					
			12:44	大雨警報(土砂災害、浸水害)、洪水警報解除					
			16:00	第2回災害警戒本部会議					
		7月 15日	1:01	大雨警報(土砂災害)発表					
			10:58	大雨警報(土砂災害)解除					
			12:00	災害警戒本部2号解散、自主避難所閉鎖、情報連絡室へ体制変更					
			15:00	情報連絡室解散					
3	台風10号	8月 28日	13:30	第1回災害警戒本部会議、災害警戒本部2号設置	22	529	累計 386(黒新田) 8/28 0:00～8/30 7:00 3h 119(黒新田) 8/29 12:00～8/30 15:00 1h 47(黒新田) 8/29 13:00～8/30 14:00	裏山 1.35 8/29 13:10～13:40 埋津 1.40 8/29 9:00	28.9(市役所) 8/29 9:00
			17:00	高齢者等避難発令、避難所15か所開設					
			21:15	暴風・波浪警報発表					
		8月 29日	8:30	第2回災害警戒本部会議、災害対策本部3号へ体制変更					
			9:00	諫早市議会災害対策支援本部設置					
			9:40	第1回災害対策本部会議					
			10:00	避難所7か所追加					
			16:45	第2回災害対策本部会議					
		8月 30日	4:45	暴風・波浪警報解除、大雨・強風・波浪注意報					
			9:00	第3回災害対策本部会議、高齢者等避難解除、避難所閉鎖、情報連絡室へ体制変更					
			17:00	情報連絡室解散					
4	大雨	11月 2日	3:39	大雨警報(浸水害)発表、情報連絡室設置			累計 79(夫婦木) 11/2 3:00～11/2 6:00 3h 79(夫婦木) 11/2 3:00～11/2 6:00 1h 55(夫婦木) 11/2 4:00～11/2 5:00	裏山 1.08 11/2 5:00 埋津 2.73 11/2 3:50	
			5:41	大雨警報(浸水害)解除					
			8:00	情報連絡室解散					
5	大雪	2月 3日	16:16	大雪・雷・強風注意報発表					
		2月 4日	16:00	情報連絡員会議					
			17:00	情報連絡室設置					
		2月 5日	5:00	道路等パトロール、建設業協会による塩化カルシウム散布					
		2月 6日	5:00	道路等パトロール、建設業協会による塩化カルシウム散布					
			5:24	大雪注意報解除					
			12:00	情報連絡室解散					

令和7年度 災害対応履歴

情報連絡室以上の体制 5回(情報連絡室4回、災害警戒本部1回、災害対策本部0回)、延日数 6日
高齢者等避難発令 0回、避難指示発令 0回

No.	災害種別	月 日	時刻	気象情報及び市の対応	避難所		最大雨量(mm)	最大水位(m)	風速(m/s)
					箇所数	避難者数			
1	大雨	6月 23日	21:42	大雨警報(浸水害)発表、情報連絡室設置			累計 122(西里町)	裏山 1.52	
			23:50	大雨警報(浸水害)解除、情報連絡室解散			6/23 0:00～6/24 0:00	6/23 23:00	
							3h 83(福田町)	埋津 2.60	
							6/23 21:00～6/24 0:00	6/23 23:00	
							1h 51(福田町)		
							6/23 20:00～6/23 21:00		
2	地震	7月 25日	11:17	長崎県西部を震央としたM4.7の地震が発生、情報連絡室設置					
			17:00	情報連絡室解散					
3	大雨	8月 7日	13:27	洪水警報発表、情報連絡室設置			累計 126(福田町)	裏山 2.10	
			15:44	洪水警報解除			8/7 0:00～8/7 15:00	8/7 14:00	
			17:00	情報連絡室解散			3h 125(福田町)	埋津 2.83	
							8/7 12:00～8/7 15:00	8/7 14:00	
							1h 70(福田町)		
							8/7 13:00～8/7 14:00		
4	大雨	8月 10日	16:00	災害警戒本部(2号)設置	14	27	累計 228(福田町)	裏山 2.53	
			18:00	自主避難所開設			8/10 0:00～8/11 6:00	8/11 1:30	
			21:08	大雨(土砂災害)警報発表			3h 140(高来町平田)	埋津 3.01	
			22:42	土砂災害警戒情報発表			8/10 23:00～8/11 1:00	8/11 6:10	
			23:40	洪水警報発表					
		8月 11日	0:25	長崎県南部に線状降水帯発生					
			8:30	災害対策本部会議開催					
			11:20	洪水警報解除					
			12:35	洪水警報、大雨(浸水害)警報発表					
			14:55	洪水警報、大雨(浸水害)警報解除					
			16:30	災害対策本部会議(第2回)開催					
		8月 12日	4:07	大雨(土砂災害)警報解除					
			8:30	災害警戒本部(2号)解散、自主避難所閉鎖、情報連絡室へ体制変更					
			12:00	情報連絡室解散					

